自己点検・評価報告書

平成１９年度版

國 學 院 大 學

自己点検・評価報告書　平成１９年度版　目次

第１章　大学・学部等の理念・目的 1
１ 大学 1
２ 学部・学科 6
１．文学部 6
２．法学部 10
３．経済学部 13
４．神道文化学部 17
５．神道学専攻科 19
６．別科神道専修 20
３ 大学院 22
１．文学研究科 22
２．法学研究科 24
３．経済学研究科 25
４ 法科大学院 27

第２章　教育研究上の組織 29

第３章　学生の受け入れ 35
１ 大学（学部）全体として 35
２ 学部 46
１．文学部 46
２．法学部 54
３．経済学部 58
４．神道文化学部 68
３ 大学院 73
１．文学研究科 73
２．法学研究科 79
３．経済学研究科 82
４ 法科大学院 86

第４章　教育課程 95
１ 大学（学部）全体として 95
２ 学部 116
１．文学部 116
２．法学部 129
３．経済学部 139
４．神道文化学部 161

５．教養総合科目 174
６．教職・資格課程 183
３ 大学院 197
１．文学研究科 197
２．法学研究科 209
３．経済学研究科 215

第５章　研究活動 221
１ 大学 221
２ 学部・研究科 230
１．文学部・文学研究科 230
２．法学部・法学研究科 232
３．経済学部・経済学研究科 234
４．神道文化学部・文学研究科神道学専攻 240
３ 附置研究所と大学、大学院との関係 243

第６章　教員組織 245
１ 大学全体として 245
２ 学部・研究科 254
１．文学部・文学研究科 254
２．法学部・法学研究科 260
３．経済学部・経済学研究科 264
４．神道文化学部・文学研究科神道学専攻・神道学専攻科・別科神道専修 271
５．法科大学院 276

第７章　研究開発推進機構 281

第８章　施設・設備 305

第９章　図書館 317

第１０章　学生生活への配慮 331
１．奨学金等の学生への経済的支援を図るための措置 331
２．学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮 342
３．ハラスメント防止のための措置 352
４．留学生の支援体制（学部・大学院） 355
５．就職指導 358
６．課外活動 372

第１１章　生涯学習および社会との連携 377
１ 公開講座等 377
２ 社会人教育 381
３ 社会との連携 385

第１２章　財政 393
１ 教育研究と財政 393
２ 外部資金等 395
３ 予算の配分と執行 397
４ 財務監査 398
５ 財政公開 399
６ 大学財政の財務比率 400

第１３章　管理・運営 403
１ 大学 403
２ 大学院 410
３ 法科大学院 411
４ 事務局組織 413

第１４章　自己点検・評価の組織体制 429

自己点検・評価に関するこれまでの取り組みとその背景

平成３（１９９１）年６月に大学設置基準が改正され、大学に自立的な点検・評価体制の導入・構築が義務付けられた。これを承けて、平成６（１９９４）年３月の改正（施行は４月１日から）により学則に第１条の２が追加され、「本学は教育研究水準の向上を図り、前条の目的と社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。」と規定された。

学則第１条の２制定にもとづき『國學院大學の現状’９３－自己点検評価に向けて』を刊行し、翌平成７（１９９５）年３月には『國學院大學の現状’９４』を刊行した。これが、本学における自己点検・評価の嚆矢であるが、これらの点検の主体・組織は、恒常的な委員会ではなく、学長のもとに臨時に設置された委員会であったため、大学設置基準第２条第２項が要求している「適切な項目の設定」を本学の規程に定めた上での点検・評価ではなかったと言えよう。

平成８（１９９６）年度には、現在の自己点検・評価委員会の前身ともいえる組織が、学長のもとに設置された。この委員会では、教授会や学部長会のあり方、各委員会規程と現状との比較等の点検作業が行なわれた。しかし、この委員会は学長の諮問委員会的なものであり、本来的なものではなかった。そのため同委員会では、平成９（１９９７）年度に、全学的な自己点検・評価組織を構築する必要性を確認した後、これを規程化する作業に移行した。

平成９年度に行なわれた作業の結果、平成１０（１９９８）年１月２１日開催の全学教授会において「國學院大學自己点検・評価規程」が承認され、これに基づき「自己点検・評価委員会」が発足した。同時に、点検・評価項目ごとの実施主体として、それぞれに「自己点検・評価実施委員会」を組織し、自己点検・評価委員会と協力しながら、法令が求める点検・評価が組織的に行われる体制を構築した。これ以降「点検・評価の組織体制」や「編集体制」は、恒常化されたものとして現在に至っている。

平成１１（１９９９）年には、自己点検・評価委員会によって、様々な項目の点検・評価が盛り込まれた『自己点検・評価報告書（１０年度版)』と『教育・研究活動報告書（平成１０年度版)』が作成され、同年５月に公表された。「國學院大學自己点検・評価規程」では、第８条に「自己点検・評価の結果は、自己点検・評価委員会が３年ごとに報告書を作成し、学長がこれを公表する。」と規定しており、それに基づき、平成１３（２００１）年１０月には『自己点検・評価報告書（平成１３年度版)』および『教育・研究活動報告書（平成１３年度版)』を作成・公表している。なお、平成１０年度版報告書は、全教職員に配布し、点検・評価結果に対する意見を求めた。このことは、自己点検・評価制度の周知にも繋がる取り組みであった。平成１３年度版報告書以降は、冊子を刊行するだけではなく、大学ホームページにも全文を掲載し、広く社会に向けて点検・評価結果を公表している。

平成１０年１０月２６日付大学審議会答申『２１世紀の大学像と今後の改革方策について』により、自己点検・評価の実施と公表が義務化されるとともに、第三者による検証が努力義務として課されることとなった。これを承けて議論を行なった結果、本学としての初めての外部評価として大学基準協会の相互評価を受けることを決定し、『自己点検・評価報告書（平成１３年度版)』および『教育・研究活動報告書（平成１３年度版)』をもって受審した。平成１４年３月８日付けで示された認証評価結果については、ホームページに掲載することによって学内者および学外者に公表している。なお、大学基準協会の相互評価受審時に指摘された事項については、平成１７年度委員会において改善状況の確認を行なった。それを『改善報告書』としてとりまとめ、平成１７年７月１３日付けで大学基準協会に提出した。これに対して、大学基準協会からは、翌平成１８（２００６）年３月２７日付けで、

「意欲的に改善に取り組まれており、各項目の成果も満足できる」との回答を受けている。

平成１４（２０００）年度委員会では、これまで学部単位で公開していた、教員の研究業績について、『教育・研究活動報告書』をもとにデータベース化し、大学の公式なものとしてホームページに掲載することを提案した。このことは、全学教授会においても了承された。これによって、平成１５（２００１）年度に公表するに至った。なお、ホームページによる研究業績の公開のもとになっているデータベースの更新は、年１回の更新を原則としている。ただし、個人から申告があった場合は、その都度更新に対応できる体制を構築している。また、３年ごとの報告書作成時には、蓄積してあるデータを一括して本人が見直す（校正）機会を設けるとともに、未登録の追加業績がある場合には、申請を行なわせている。その結果、ほぼ100%に近い更新率となっている。

平成１６（２００２）年度委員会では、規定に基づき『自己点検・評価報告書（平成１６年度版)』および『教育・研究活動報告書（平成１６年度版)』の作成に着手した。各実施委員会が行なった点検・評価に基づき、自己点検・評価委員会がこれをとりまとめた上で、報告書を作成し、平成１７（２００３）年７月に公開した。また、平成１４年の学校教育法の改正により、各大学は、自己点検・評価の公開とともに、一定期間ごとに国が認証した機関による外部評価を受けることが義務付けられた。この法改正にもとづき、本学では、自己点検・評価と平成１６年度版報告書の作成と並行して、学外機関による認証評価関係のセミナーや評価者育成研修に、自己点検・評価委員会委員を中心に常時参加するなど、認証評価制度について継続して研究を行ない、客観的評価のあり方についての理解を深めることに努めてきたのである。

これらの取り組みを背景として、平成１６年度版自己点検・評価報告書の作成を終えた平成１７年度に、本学としての認証評価への対応について具体的な検討に着手した。度重なる検討の結果、大学基準協会の相互評価の周期（７年）と本学の定期的な報告書刊行スケジュールとを視野に入れ、平成１９年度版報告書をもって平成２０年度に認証評価を受審すること、評価機関は大学基準協会とすることを決定した。この決定にもとづき、自己点検・評価委員会では、各実施委員会との合同会議を複数回開催し、認証評価制度の理解を深めるとともに、点検・評価項目の周知やスケジュールの確認を行なった。また、自己点検・評価委員会では、過去の点検・評価報告書を見直し、現在の点検・評価項目への対応状況を確認するとともに、それぞれの組織が設定した到達目標や水準目標の再確認、点検・評価の規準となるデータの蓄積依頼などの作業を行なった。この作業によって、これまで以上に目標を明確化することができたと同時に、目標を達成するための行動目標にまで細分化することが可能になったのである。また、これまでは実施委員会の判断で行なっていたデータの蓄積を、自己点検・評価委員会主導で項目の整理を行ない、点検・評価項目と評価基準・評価指標に照らして適切に蓄積することとした。この取り組みによって数値に基づいたより客観的な評価が可能になった。さらに、大学全体として組織的に認証評価へ取り組む姿勢を明らかにするために、自己点検・評価委員長が全学教授会において、認証評価制度の趣旨や本学の対応等について説明を行ない、広く学内に周知徹底した。

今回の報告書は、前述したとおり本学がこれまで行なってきた自己点検・評価を土台として、認証評価制度の趣旨を踏まえた上で、大学全体として組織的に取り組み、作成したものである。自己点検・評価によって、國學院大學の質を保証するとともに、その結果を広く社会に公開していくという姿勢で、数値にもとづく客観的な評価を心掛け、学外の方が読んでも理解しやすい内容とすることに配慮している。また、今回の評価によって得られた結果については、真摯に受け止め、今後の改善・改革に結び付けていきたいと考えている。

第１章　大学・学部等の理念・目的

１ 大学

目標

１．理念・目的に沿った人材育成を行なう
２．様々な媒体を利用することによって、建学の精神、理念・目的の効果的な周知をめざす

１．國學院大學の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的

現状の説明

國學院大學の理念・目的は、学則第１条に「神道精神に基づき人格を陶冶し、諸学の理論ならびに応用を攻究教授し、有用な人材を育成する」と謳われている。この理念・目的は、明治１５年に設立された、本学の経営母体であり、前身ともいうべき皇典講究所の開黌式において、初代総裁の有栖川宮幟仁親王が述べられた告諭、すなわち「凡ソ学問ノ道ハ本ヲ立ツルヨリ大ナルハ莫シ、故ニ国体ヲ講明シテ以テ立国ノ基礎ヲ鞏クシ、徳性ヲ涵養シテ以テ人生ノ本分ヲ尽スハ百世易フベカラザル典則ナリ」に淵源する。「告諭」に示された理念・目的とは、学問を研究・教授するには、まず自国の文化・歴史を知り、日本および日本人とは何かを自ら問う姿勢が必要不可欠であり、こうした学問的営みを通して、国家・社会のより良き形勢に寄与しうる自立した人格を育成するということであり、今日においても普遍的に通用する教育理念・目的であると言える。

皇典講究所が設立された背景には、明治新政府による欧化政策がある。動乱の幕末を経て誕生し、近代化の道を歩み始めた明治政府は、欧米列強に比肩する強力な国家の形成を余儀なくされた。圧倒的な武力に裏打ちされた欧米列強の脅威を退け、西欧諸国の文明とその背景としての文化を摂取し、受容するために政府樹立早々に和親路線を打ち出したのである。その結果、明治初期の「文明開化」やその後の鹿鳴館時代に象徴されるように、日本古来の思想や文物を「旧習・旧慣」であるとして排除しようとする風潮が日本全土を覆うに至った。これは、江戸幕府がとった鎖国政策による外交関係の孤立状態を、欧米列強によって半ば強制的に解除せられた当然の反動であり、新しい国造りを目指さざるを得なかった我が国が、一度は通過しなければならなかった関門であったといえよう。しかし、その一方で、このような西洋の文明・文化への急激な傾斜や、無批判的迎合または無条件の受容を憂慮し、新しい国家・社会の建設には日本古来の文化伝統や生活習慣の再評価とその今日的再編こそが必要であるという気運が起きたのも当然のことであった。

かかる気運を背景として創立された皇典講究所の理念・目的を受け継ぎ設立された本学の精神的拠り所は、「学則」にいう「神道精神」である。「神道精神」を端的に言い表すならば、それは「主体性を保持した寛容性と謙虚さの精神」ということになろう。神々や自然、そして祖先と子孫との通時的かつ共時的関係を考慮しつつ、今生きて在る者が自己の主体的責任と判断において、よりよき現在および将来の社会・国家を形成しようと努力してきたのが日本の歴史である。独自の神格を保持しながらも、相互対立や各種の困難を克服しつつ調和しようとする古典に示された神々の存在、そして全国各地に鎮座する多様な由緒・歴史を有する神社、仏教の仏・菩薩との共存・融合を認める宗教的な心性、異文化や外国の文物を積極的に摂取し、受容しようとする進取の気風。これらはみな「寛容性と謙虚さ」を基盤とする基層信仰に基づくものである。かかる基層信仰およびそれを母胎とする様々な宗教・文化や思想などを「神道精神」の表出として学問的に考察しようとしたのが「国学」であり、

そして柳田國男・折口信夫らが提唱した「新国学」であった。

本学が「國學院大學」と高らかに「国学」の語を冠するのは、まさしくこの「神道精神」に由来するものである。現在、本学は文・法・経済・神道文化の４学部、大学院として文学・法学・経済学・法務研究科（法科大学院）の４研究科、さらには研究機関・施設として研究開発推進機構を擁し、文科系の総合大学としての体制を整えるに至った。その中で、皇典講究所創立以来 125 年の長きにわたって、「主体性を保持した寛容性と謙虚さの精神」を基盤とした人格陶冶の目的遂行に鋭意努力し、数多の有為な人材を世に送り出している。本学が生み出した人材が、日本のみならず国際社会の各所で中核としてその任を果たし、貢献していることは広く認められていることである。

神道精神に基づく人格の陶冶は、大学全体のもつ学問的土壌とそこから醸し出される雰囲気とも関わっている。他大学とは趣を異にする本学のアイデンティティは、建学の精神たる神道精神と深く関わっており、急激に変化する日本の社会・世界事情の中で、揺るぎない徳性を涵養し、人格を陶冶すべく、人材育成に大いに貢献しているのである。

点検・評価、長所と問題点

大学の設立理念そのものは不変のものであり、時節に応じて容易に変えるべきものではないし、変わるものであってはならない。しかし、時代の変化と社会の要請に応じた理念の具現化がなされているか、理念を実現するための体制が敷かれているかについては、検証を行なう必要がある。文学部のみの単科大学として出発した本学が現在の体制を構築する過程においても、前述した本学独自の理念が活かされているか、さらにはその理念を実現し、具現化するという目的が有効に遂行されてきたかについて、本学独自の自己点検・評価体制が確立された平成１０年度以降継続的かつ客観的な検証がなされている。

これまでも本学では、上記の建学の精神、理念・目的を具現化する様々な努力と試みがなされている。例えば学部・学科・大学院の設置、改組もその一つであろう。平成１４年度の神道文化学部設置（文学部第一部神道学科・第二部神道学科を改組）、平成１６年度の専門職大学院法務研究科（法科大学院）設置、平成１７年度の経済学部経営学科の設置などがその代表的な取り組みである。これらの取り組みに際しては、その構想の段階で建学の精神、理念・目的の点検・評価が行なわれている。

また、平成１４年には建学の精神を具現化し、それを将来にわたって強固なものにすることを目的として「２１世紀研究教育計画」を策定した。これは、國學院大學を拠点にして、日本社会の文化的基盤となっている神道的文化およびそれが生み出した多様で複合的な日本文化を国際的な水準で研究し、発信するとともに、日本が「国際的競争力」を保持しつつ、国際社会での「協調・共生」体制を創出するために必要な学術面での役割を、國學院大學が担って行くという理念のもとに計画されたものである。この計画の中核をなす拠点計画「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」が、平成１４年度に２１世紀ＣＯＥプログラムに採択された。また、平成１９年度には、ＣＯＥプログラムによって培われた研究成果（研究成果等については、第７章に詳述）を基礎に、建学の精神である神道精神に基づいた研究を推進するために日本文化研究所を発展的に拡大し、研究開発推進機構を設立した。その中に「２１世紀研究教育計画」の具体的事業として伝統文化リサーチセンターを設置、同センターが推進する「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」は、文部科学省の平成１９年度私立大学学術研究高度化推進事業であるオープンリサーチセンター整備事業に選定された。これらのことは、本学の建学の精神、理念・目的の具現化が、卓越した研究拠点に適うものとして認められたということであり、本学のこれまでの取り組みが評価された結果であるといえよう。なお、研究開発推進機構の点検・評価については、第７章で詳述する。

これら一連の改革・改組を通して、本学は、建学の精神、およびその理念と目的の今日的意味を追い求め、それが適切であるかどうかをたえず検証してきたのである。この姿勢は、一定の評価が下されてよいものと考えている。

将来の改善・改革に向けた方策

平成１８年に、建学の精神、理念・目的のハード面での象徴として「若木タワー」が竣功し、一方、ソフト面を象徴する複合施設の「学術メディアセンター棟」が平成２０年３月に竣功する。同センター建設にあたっては、ハードそのものの建設理念とそれを運営する組織について建学の精神、大学の理念・目的に照らした検証が行なわれてきた。運営組織については、建物の完成に先駆けて平成１９年度に前述のとおり研究開発推進機構を設置した。これは、建物の完成と同時に、学術メディアセンターがすみやかに機能することを企図しての措置であった。構想段階では、建学の精神、大学の理念・目的に沿ったものとするべく検討を行なってきた同センターについては、完成後の諸機能および用途が構想どおりであるかについての検証を行なう。

平成２０年度から、法学部では昼夜開講制を廃すとともにコースを再編することが決定した。新しい制度では、「法律専攻」「法律専門職専攻」「政治専攻」の３専攻制となり、それぞれの専攻における人材育成方針と育成する人材像がより鮮明となる。再編にあたっては、大学、そして法学部の理念・目的を検証し、それにもとづいた改革であることを確認している。今後は学年進行にあわせた年度ごとの点検・評価が必要なことは当然であるが、それ以上に完成年度後の育成した人材を通じた点検と評価が重要である。具体的な作業は法学部自己点検・評価実施委員会に委ねることとなるが、大学全体としても今回の改革が建学の精神、理念・目的に合致したものであったかについて、その行方を慎重に見極めたいと考えている。

かねてより進行中の渋谷キャンパスの再開発は、平成２１年でひとつの区切りを迎える。この事業によって、従来、主に１・２年生が利用していた、たまプラーザキャンパスが一部施設を除いて利用されなくなる。これを見据えて、渋谷キャンパス再開発の着手の時から、たまプラーザキャンパスの有効利用の方策を検討してきた。その結果、平成１９年度の理事会において、平成２１年度に同キャンパスに初等教育教員養成とスポーツを通じた健康教育に関する新学部を設置するという方向性が示された。新学部の設置は、平成１４年度の神道文化学部の設置以来であり、神道文化学部の設置にあたっては、前述のとおり、本学の根幹たる「神道精神」を根本から問い直し、点検・評価する作業が行なわれた。その結果「神道精神」を端的に「主体性を保持した寛容性と謙虚さ」であると定め、基層信仰のみならず、社会における人間の生き方の根本理念として定義することによって、本学がよって立つべき基盤を明確に示した。今回の新学部設置にあたっても、建学の精神、大学の理念・目的について、一定の検証がなされることになる。

現在、中央教育審議会等でこれからの初等教育に伝統文化に関する教育を盛り込むことなどが議論されている。この日本の伝統文化に関する教育の実践は、本学のコア・コンピタンスであり、新学部はこれに対応した教育内容とする方向で検討を進めている。この点で、新学部は初等教育教員養成や健康教育という本学がこれまで有しなかった分野の創出でありながらも、本学の理念・目的の具現化方策のひとつであると言えよう。

新学部自体の点検・評価は、学年進行に応じて行なう。さらに新学部の設置という取り組みが、ひいては新学部そのものが本学の建学の精神、理念・目的の具体化・具現化方策に適うものであったかという最終的な評価は完成年度以降に行なう。この一連の点検・評価は、新学部にも既存学部と同様の自己点検・評価実施委員会を組織し、そこを中心として行なう予定である。そのためには、規程の

改訂と実施委員会規程の作成作業が必要である。学年進行にあわせ円滑な検証を行なうためにも、平成２１年度の新学部設置にあわせて整備することになる。

大学を取り巻く環境は、めまぐるしい速度で変化を続けており、その変化に起因する社会からの要請に大学がどのように応えていくのかが問われている。時代の、そして社会の要請に応えるためには、大学自身がその基盤である建学の精神、大学の理念・目的について不断の検証を行ない、それを基礎とした改革を行なっていかなければならない。本学では、自己点検・評価を毎年実施し、３年ごとに『報告書』を出すことが規程に明文化されており、点検・評価を行なうたびに理念･目的と、その具体化・具現化策の適切性について厳密な検証を加えている。これらの検証は、大学の一つひとつの部署のミクロな視点と、大学全体･社会全体のマクロな視点との両方から行なわれねばならないのは言を待たない。これを実現するために本学では、自己点検・評価委員会がリーダーシップをとり、各部署の自己点検・評価実施委員会との協力の上で点検・評価を行なっている。今後も、この体制を維持し弛まぬ検証を続けていきたい。

２．國學院大學の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

現状の説明

本学の建学の精神、理念・目的については、毎年刊行の『國學院大學概要』に建学の精神の基底となる有栖川宮幟仁親王の告諭から、本学設立の背景にわたり詳細な説明がなされている。学生に理念・目的を周知させるため、学生手帳に有栖川宮幟仁親王の告諭と建学の精神に関する説明を掲載している。また、学生手帳には学生に宛てた学長のメッセージも載せており、そこでも本学の建学の精神、理念・目的および教育理念等について具体的に説いている。受験生向けの大学案内（入学ガイド）に告諭を載せていないが、受験生に向けた学長のメッセージの中で、本学の建学の精神、理念・目的について平易に説明している。

刊行物を用いて理念・目的を周知させる代表例は、上記のとおりであるが、近年は情報収集の重要な手段が、インターネットを利用したものに推移しており、その点では、ホームページによる周知が非常に重要であると言える。本学においては、大学公式ホームページの「國學院大學について」という項目の中で、学生手帳と同様の説明を行なっている。また、各学部の理念・目的、教育方針については、各学部が独自に制作しているホームページでそれぞれ説明している。

教育面での取り組みとして、平成７年、従来の「一般教育」を全面的に改革し、一般教育科目と専門教育科目を有機的に連関させることを目的として、「教養総合カリキュラム」を発足させた。これによって、神道文化学部の学生のみならず、全ての学生が「神道」に触れることになった。このことは、学則に謳う「神道精神に基づく人格の陶冶」の具現化に他ならない。「主体性を保持した寛容性と謙虚さの精神」に基づく教育は、神道文化学部や文学部に留まるものではなく、広く法学部や経済学部にも及ぶものであるという考え方である。この考え方による教育の成果が、平成１８年度に文部科学省の現代教育ニーズ取り組み支援プログラムに採択された「歴史文化を踏まえた環境総合教育の拠点形成～地域と国際を結ぶフィールド実践による主体形成～」や、平成１９年度に新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラムに採択された「学生みずから発信する「自分史」作成支援－社会のなかでの自己活用力養成プログラム－」として結実した。これら２つの取り組みは、國學院大學の建学の精神、理念・目的と、それに裏打ちされた教育理念を広く社会に知らしめることになるであろう。

点検・評価、長所と問題点

大学の理念・目的は、大学概要や学生手帳、大学案内などの刊行物でこれを詳しく説明している。

その説明が表面的なものに留まらず、建学の精神の基底となる有栖川宮幟仁親王の告諭や本学の創立にいたる歴史的背景にまで言及しており、この点が特に評価できる。また、刊行物による周知の他に、カリキュラムやその他の取り組みを通して建学の精神、理念・目的を明らかにしている点も、一定の評価をして良いと考えている。とりわけ、現代教育ニーズ取り組み支援プログラムと新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラムにそれぞれ採択された２つの取り組みについては、前者は学部横断的な取り組みであり、後者は教員と職員が一体となった取り組みであることから、理念・目的の周知が適切であるということに留まらず、本学の建学の精神、理念・目的が広く全体に通用するものであることを端的に示しているという点で、大きな長所であると評価している。

一方、ホームページ等インターネットを利用した周知方法については、なお改善の余地が残されている。現在は、トップページから２階層目に建学の精神や沿革に関するページを用意しているが、見る側が意識的に探さなければたどり着けない。また、各学部のホームページについては、デザインの不統一もさることながら、学部の理念・目的の配置が不統一であり、学部を跨いでの閲覧に堪えない。この点は改善が必要である。ただし、インターネットを利用した周知方法は、技術が日進月歩であることも念頭に置くべきである。新しい技術をむやみに採用するのではなく、目的に応じて、その時々の最適な方法を選択することこそが肝要である。

また、前項で説明した研究開発推進機構の設置と平成２０年の学術メディアセンター棟の竣功は、本学の建学の精神、理念・目的の具現化であり、最も特長的な周知方策である。

将来の改善・改革に向けた方策

建学の精神、理念・目的は、大学の存在価値をそのものである。その観点からすれば、大学の理念・目的を学生・教職員等の大学関係者だけに周知させるのでは不十分であり、学生の保護者、そして広く一般社会に向けても明確に示すべきである。そのためにも、大学としては、様々なステークホルダーに対し、それぞれの求めに応じた形で、建学の精神、理念・目的を周知させる適切な方法を見出さなければならない。

本学も上記の点を十分に考慮し、刊行物だけではなく、ホームページやカリキュラムなどによって知らしめている。現在の周知方法全般については、ホームページでの周知方法に若干の修正が求められるものの、早急に改善を必要とする箇所は見受けられない。ホームページについては、平成２０年度から見直しに着手し、平成２１年度中の完成をめざすことが既に決定している。

建学の精神、理念・目的の教育分野での周知は、当面は前述の２つのプログラムを円滑に遂行することで行なう。同プログラムが理念・目的を具現化したものであるか、また有効な周知方策たりえたかについては、その結果が出るのを待って評価を行ないたい。また、平成１９年度には教養総合カリキュラムの見直しも行なった。見直しを受けて平成２０年度中には、一定の方向性が示される。新たな教養総合カリキュラムは、授業科目として建学の精神、理念・目的を表したものになり、有効な周知方策となると考えている。また、今後の大きな検討事項としては、研究開発推進機構の校史・学術資産研究センターを中心とした校史教育の体系化が挙げられる。大学設立に至るまでの経緯とその歴史的背景や、建学の精神、理念・目的を授業科目として体系的に学ぶ環境を整えることは、学生の帰属意識を高め、「この大学に自分が確かに存在しているのだ」という意識を醸成する最も適切な方法であると考えている。

これらの取り組みの結果については、平成２２年度版自己点検・評価報告書で詳述したい。

２ 学部・学科

１．文学部

目標

建学の精神を理解し、日本文化を理解し、それを他に伝えることのできる人材を育成する。

１．各学科における専門の基礎をしっかり身につけさせる体制の確立

２．日本の独自性、そして普遍性に目を向け、世界・社会への好奇心を持たせる

３．文化に対する幅広い教養を身につけさせる

文学部の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的

現状の説明

本学の建学の精神は､明治１５年に創立された皇典講究所の初代総裁であった有栖川幟仁親王の｢告諭」にある､｢凡学問ノ道ハ本ヲ立ツルヨリ大ナルハ莫シ」という一文に尽きる（大学の理念・目的の章参照)。その精神を引き継いだ國學院は、明治２３年に国史・国文・国法を教授する機関として開校し、明治には専門学校令により私立國學院の許可を得、国史・国文を研究する大学部を置き、教員養成のための師範部、国史・国文を専修する専門部を併置した。その後、明治３９年に私立國學院大學と改称、大正９年には大学令により道義学科・国史学科・国文学科の３学科からなる私立大学として認可された。このように、文学部は建学以来一貫して本学の中核をなす学部であり、本学の建学の精神はそのまま文学部の理念・目的となって具現化されているといってよい。

戦後の文学部は、昭和２１年に宗教学科（後に神道学科と改称)・文学科・史学科・哲学科の４学科体制で始まり､昭和２２年に第二部（夜間部）を設置、翌２３年に正式に新制大学として再発足した。その間、研究者・教育者・神職者などの育成に努力し、それら卒業者は社会において高い評価を得ているといってよい。

しかし、以後の少子化と高学歴化による大学進学率の増加により、大学も大衆化が進み、その社会的存在意義がさらに問われる時代となった。文学部においても、その目的の適切性を保つために学科の再編を進め、従来の４学科体制から日本文学科・中国文学科・外国語文化学科・史学科・哲学科・神道学科を擁する６学科体制に移行した。これは、グローバル化社会の中で、異文化との比較・相対化をしながら、文学部の理念・目的である日本文化を究明し、その成果を世界に向けて発信できる人材の育成をめざした改革であり、さらに本学の特徴の一つである神道学科を平成１４年度に神道文化学部（昼夜開講制）として拡大・独立させるに到った。その結果、文学部は第一部５学科および第二部２学科という体制となり、平成１７年度には第二部を廃止して、日本文学科と史学科が昼夜開講制へ移行し、現在は日本文学科・中国文学科・外国語文化学科・史学科・哲学科という５学科体制をとっている。

各学科の目的は、日本文学科が「古代から現代に至る広範囲の文学・言語・風俗習慣・儀礼などの研究を通して、日本文化を総合的・体系的に理解すること」、中国文学科が「中国の文化・文学に関心をもった、探求心旺盛な若者が集って、文化・文学を主としつつ、広く関連する思想・学術などの諸領域にまで視野を広げ、みずからの知性と感性を磨きつつ、専門的教養に裏打ちされた豊かな人間性を培い、有為の人材を育成すること」、外国語文化学科が「基本的に高い外国語能力に裏打ちされた異文化の総合的理解、並びに、外国文化と日本文化の比較対照を行なうこと」、史学科が「専門的な知識を深めながら時代の要請に即応すること」、哲学科が「「愛知の営み」の場として、西洋哲学思想の研

究を中心としながら、インド、中国、日本の思想をも視野に収め、さらに美と芸術の理論的考察をも包括する」ことに据えられている。そして文学部・各学科の理念・目的を周知させるために『文学部ガイドブック』を作成し、各学科教務委員を中心に学生の指導を行なっている。『文学部ガイドブック』には、履修モデルや教員紹介なども載せてあり、理念・目的に沿ったカリキュラムの構築にも役立っている。また、各学科では、文学部の「日本文化の究明と発信」という目的の下、日本の独自性・普遍性について、それぞれ専門の立場からカリキュラムを展開している。

近年では、大学の大衆化と共に、入学する学生の多様化も進み、それぞれ学生個人に適応した教育が求められる時代となっている。そのために必要なことは、各学科における専門の基礎をしっかり身につけさせる体制を確立させ、日本の独自性、そして普遍性に目を向け、世界・社会への好奇心を持たせる教育を行なうことである。そのことが、文化に対する幅広い教養を身につけた人材の育成に繋がると考えている。

文学部の各学科では、専門の基礎をしっかり身につけさせるために、導入教育としての専門基礎科目の充実を目指した。日本文学科では、平成１８年度から推薦系で入学した学生に課した基礎学力判定試験の結果に基づき、成績不振者に対して「基礎日本古典文学」の履修を促し、能力を引き上げるように個別指導を行なっている。また、導入科目として「日本文学概説」を必修とし、35 人クラスによる徹底した専門基礎教育の確立を図った。そのために、平成１８年に担当教員の連携により、授業内容の統一を図り、平成１９年度には統一テキスト『日本文学概説』を作成した。中国文学科では、平成１９年度から「文学研究」「人文総合」「中国語教養」という独自のプログラム制をとり、個々の学生に即した選択ができるようにコースを改革し、２年生後期にはセメスター留学制度を実施している。また、平成１８年度から導入教育用に３種類のテキストを作成し、中国語や漢文の基礎能力を高めることを目的とした学修基礎科目「中国古典読法基礎」を設置した。さらに、専門への志向性を強めるために学生全員を中国学会に入会させ、各教員が各自の研究会で指導する体制を確立している。外国語文化学科では、１９年度から英語の学力テストを実施している。その結果を踏まえつつ、外国語のテキストによる「基礎文化演習」科目において各教員がリポートの書き方などの個別指導を行なっている。また、教員の連携により、講演会形式の授業スタイルを取り入れ、学生の専門への志向性を強める努力を行なっている。史学科では、入学者全員の目的意識を高めるために、４年生の卒業論文発表を聞かせ、リポートを提出させている。また、１８年度から基礎的な歴史の見方を作るために、学力テストにより学力別「基礎演習」科目を用意し、学力の底上げを図っている。さらに、教務委員の主導により教員の連携を図り、リレー式の「史学入門」科目を展開している。哲学科では、「考える」力を高めるために、平成１７年度から「演習」科目において、リポートではなくエッセイを書かせている。また、高等学校には「哲学」科目がないことを考慮して、教員が連携してオフィスアワーを有効的に用い、哲学への志向性を強めるよう努力している。

各学科に共通する専門のカリキュラム構成は、１年次に入門的な概論系科目を置き、２年次から４年次まで演習を中心に据えたカリキュラムを展開していることである。その最終的な成果が卒業論文であり、その重要性は 8 単位という単位数により示されている。さらに、より広い視野に立ち世界・社会への関心をもつために、平成１７年度から副専攻制度（第４章「教育課程」１－１.を参照）が導入されている。各学部・学科から提供された副専攻の数は、全２５講座（平成１９年度）に及ぶ。副専攻の選択の傾向を一覧すると、夜間主コースの学生の登録比率が高く、さらに年度別の推移を一覧すると、各学科間にばらつきはあるもののそれほど増減の傾向はない。また、各学科を通じて人気が高いのは、「日本語教育」である。

幅広い教養を身に付けることは、本学の「教養総合」の理念とも合致する。それらは、専門基礎とも密接にかかわる「国語力」「外国語力」「情報処理力」に代表されよう。本学では、平成１８年度から新入生を対象に「国語」「英語」の「入学時学力診断」を実施している。まだ実施２年目であり、その成果を用いての具体的施策を模索中であるが、現段階では「導入教育」と連動して活用している。

「国語力」と「外国語力」について、「入学時学力診断」の点数から述べると、「国語」については、学部の平均点が全国平均や他学部と比較して 17 点（１９年度）も高く、国語の教科学力はかなり高いといえよう。問題は、知識問題の正解率（8 割）に対して読解問題の正解率（5 割強）がかなり低い点であった。次に「英語」は、１８年度の外部機関による分析では、文学部全体は全国平均より 8 点程高くなっている。同じ分析によれば、語彙の正答率より文法の正答率が低くなっており、大学における文法教育の重要性を示唆している。

「情報処理力」に関しては、各学科がそれぞれの特徴を生かした取り組みを展開している。中国文学科においては、「漢字情報処理」により情報処理および文献検索などの基礎的技術の習得をめざしており、中国語検定、中国語コミュニケーション能力検定、漢語水平考試、漢字検定の受検を積極的にすすめている。外国語文化学科ではＴＯＥＩＣやＴＯＥＦＬの受験を積極的に勧めるなど、実践的なコミュニケーション能力の養成に力を入れている。史学科においては、情報処理科目として「史学情報処理」を置き、基礎的文献処理能力を高めようとしている。他の２学科は、今のところ独自の科目は設定せずに教養総合の情報関連科目によっている。

点検・評価、長所と問題点

文学部の各学科では、学部・学科の理念・目的の徹底、そして専門の基礎を確実に身につけさせることを目的として、導入教育としての専門基礎科目の充実を目指していることは前述したとおりである。導入教育としての専門基礎科目の充実として、日本文学科が行なった「日本文学概説」の授業内容の統一は、かつてなかったことであり、教員の意識の共有の結果として評価に値しよう。中国文学科の独自のプログラム制については、その個々の点検はまだなされていないが、緊密な教員と学生との指導体制の確立は評価されてよい。外国語文化学科が取り入れた講演形式の授業は、教育効果を上げている。史学科が行なっている卒業論文発表に対するリポート提出は、学生の歴史への志向性を高めるのに役立っている。またリレー形式の授業は、明らかに教員の目的意識の共有に役立っている。哲学科のオフィスアワーを利用した指導が効力をもったことは、卒業論文の提出率がよくなったことにより証明されている。その卒業論文の優秀な学生に対しては「優秀賞」を与え、顕彰していることも、学生の勉学意欲を高めていると評価できる。

専門科目については、演習を中心に据えることにより少人数教育（30 名以内）が可能となり、専門知識の深化や研究方法の獲得に役立っている。演習から卒業論文までの一貫した専門教育が文学部の特徴であり、専門教育の質の高さを保証していると評価できる。副専攻については、夜間主コースの学生の登録比率が高いことは、昼間主に比べて科目の選択幅が狭いことに一つの理由があろう。また年度別の推移が大きく変動しないことについては、学生の要求と学科における教育内容とのミスマッチについても、検証する必要がある。また、「日本語教育」の人気の高さについては、文学部の伝統である教育への指向性の強さの継承として評価されてよい。

専門基礎と密接にかかわる「国語力」「外国語力」については、次の問題が挙げられる。「国語」において読解問題の正解率がかなり低いことは、コミュニケーション能力を高める必要性を示している。「英語」において文法の正答率が低くなっていることは、大学における文法教育の重要性を示唆している。

「情報処理力」に関しては、現在の体制で問題なく育成することができていると評価できる。

文学部の理念・目的に照らし合わせたカリキュラムの点検を通して重要なことは、専門科目、教養総合科目が有機的に連動して効果を挙げることである。

将来の改善・改革に向けた方策

今後の文学部は、「日本文化の究明と発信」というその目的を果たすために、学科のさらなる再編をも視野に入れつつ、それぞれの学科のカリキュラム・教員編成などを見直し、その研究・教育内容のさらなる充実を果たさねばならない。

各学科の専門の基礎については、ほぼ目標が達成されつつあるが、平成１７年度から導入されたＧＰＡ制度や、同じく１７年度から実施されている「授業評価アンケート」の結果をもふまえつつ、個々の学生の質や希望に即したきめ細やかな指導が、さらに必要である。

各学科とも専門への志向性が強く、副専攻の選択率も他学部よりは高いものの、かならずしも期待通りの結果とはいえない。「日本語教育」の選択数の多さは、学生の副専攻に対する期待のあり方をよく示しているともいえる。それは、文学部の国語力の強さの裏付けでもあるが、資格取得への強い志向性を示している。その意味で、副専攻の講座全般にわたっての適正の見直しと共に、資格課程の講座との連動を考える必要がある。

文化に対する幅広い教養を身につけた人材の養成については、文学部の専門性が、幅広い教養の基盤のうえに成り立っていることの意味を見直さねばならない。特に、「入学時学力診断」の結果は、個々の学生の能力のバラツキを示している。専門の基礎と連動させつつ、能力別教育のあり方を模索する必要がある。その点で、平成１９年度から取り入れた英語による能力別クラス編成の成果を待ちたい。また、情報処理科目については、一部改善の余地がある。日本文学科と哲学科は、早急に専門に役立つ科目のあり方を考えねばならない。

専門科目については、各学科ともに演習科目を中心とした科目構成が確立しており、組織的な問題点は無い。個々の科目の質の向上については、個々の教員の努力のみにまかせるのではなく、科目としての目的を共有したチームによる検討が必要である。「日本文学概説」のような試みを、各科目ごとに考えることとする。また、教員やその他の資格獲得への志向性が強いことは、専門と連動した資格課程のカリキュラムの充実の必要性を示している。それは就職に直結する問題でもあり、早急な対応をせねばなるまい。

文学部では、以上のような改善・改革に向けた方策を着実に実行に移すことにより、幅広く日本文化を発信できる有能な社会人の育成に貢献したいと考える。

２．法学部

目標

自律的個人の確立による国家・社会に寄与・貢献すべき人材を法律学・政治学において養成するという理念を、より具体化するための、組織改革とカリキュラム改革の実施。

１．実施体制の確立

（従来の問題点をリストアップし、学部全体で集約する組織を設置する）

２．カリキュラム改革の方向性の検討

法学部の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的

現状の説明

法学部は、昭和３８年４月に創設された。昭和４２年夜間時間帯に学部の第二部を追加し、同年大学院として法学研究科修士課程を、昭和４４年に博士課程を設置し、平成１３年には学部教育に昼夜開講制を導入した。法学部の教育は、学部・大学院ともに年々着実に充実し、現在に及んでいる。

皇典講究所初代所長・山田顕義は、明治２３年７月「國學院設立趣意書」を公にした。その中で、山田は建学の精神を明らかにし、「国史・国文」と並んで、当初から「国法」を「攻究」の対象として掲げていた。また大正９年、「國學院」が大学令公布に伴い大学を設置する際も、国法科新設の計画があった。昭和３８年に創設された法学部は、まさに長年の懸案の実現であり、「國學院」の建学アイデンティティの一翼を担うものとして設立されたのである。こうした経緯に由来して、法学部では、法学部設立以前より講義されてきた「日本法制史」をはじめとする基礎法・歴史系の分野が法学部教育において大きな比重を占めてきた。今日においては、基礎法・歴史重視の伝統を受け継ぎながらも、「自律的個人」として確立し、「国家・社会に寄与・貢献」できる人材を、法律学・政治学という学問分野を通して積極的に養成していくことが、法学部の理念であり、目的である。

法学部では、この理念を在学生、受験生などに周知させるため、法学部のＨＰを新しくしたほか、受験生用には法学部パンフレットを、在校生には法学部ハンドブック（平成１９年度より『法学部攻略マニュアル』と改称）を作成して配布している。とりわけ法学部ハンドブックは、基礎演習などでも使用して、その趣旨の周知徹底を図っている。

法学部は、現在、昼間主 400 名、夜間主 100 名、合計定員 500 名の昼夜開講制を採用しているが、このような学部の理念・目的を実現するために、カリキュラムを編成する上で、次の５点を基本方針としてきた。①法学・政治学専門教育の充実、②少人数教育の拡充、③先端専門分野への対応、④学生の自主性の尊重、⑤社会的ニーズへの対応。

法学部は、「法律学科」のみの単一学科であるが、実際には、こうした基本方針のもと、単一学科という名称の印象をはるかに超える多様なカリキュラムを備えている。法律学中心の「法律職コース」、「法律総合コース」、「ビジネス法コース」に、政治学中心の「政治総合コース」および法律学と政治学の双方にまたがる「国際関係コース」の５コース制を採用し、学生の多様な関心に対応している。

こうした５コース制のもとで、上記基本方針①については、早い時期から専門科目を学びたいという学生の要望に応え、専門科目を１年次から履修できるように配当学年を下げ、３・４年次には発展科目を配置した。②については、演習方式の科目を増やした。③については、「特殊講義」を積極的に活用し、社会的関心の高い問題を迅速にカリキュラムに取り込んだ。④については、コース制を設計する際、個々の学生が自らの関心に従って重点的に履修できるように必修科目を全廃し、また多様な

ライフスタイルに合わせたフレキシブルな学習設計が可能となるように昼夜開講制を導入した。⑤については、平成１３年度に「法律職コース」を新設して、コース選択の幅を広げると同時に、法律専門職を求める社会的要請に正面から応えようとした。

点検・評価、長所と問題点

カリキュラム編成は、時代の変化に即して迅速に対応してきたが、現状に満足せず、教育目的をより十全に達成するため、教務委員会を中心に毎年見直し、改良を加えてきた。こうした延長上に、平成１８年７月、法学部の教育理念をよりよく具体化するために、従来の問題点をリストアップし、学部全体でそれを集約する組織を設置して、抜本的な組織改革とカリキュラム改革の準備に着手した。

①の専門教育の充実については、専門科目の配当学年を下げ、「民法Ⅰ」、「憲法Ⅰ」、「日本政治史」など、8 科目が１年次から履修が可能となっている。これは、早い時期から専門科目を履修したいという学生の要望に応えるだけでなく、専門科目を繰り返して学修することを可能とするためでもある。またかつて法学部の授業は受講者が 500 人を超える大人数講義科目が多かったが、これを積極的に分割し、同時に事前登録制度を導入したため、平成１８年度においては、受講者が 500 人を超える科目はなくなった。また３・４年次には、専門の発展科目として「応用民法」を複数設置し、応用能力を養成しようとした。さらに大学院と連携して、早期に高度な専門教育を求める学生のために、３年次終了時に「飛び級」で大学院に進学できる道を開いた。

１年次には教養の必修科目もあることを考慮すれば、１年次配当の専門科目数は、現段階で充分だと思われる。ただ、応用発展科目は、いわゆる六法のうち、まだ民法しかなく、他の科目に拡充することが望ましい。大人数科目については、受講者 500 人以上の科目はなくなったが、300 人以上の科目はまだ複数残っており、この点の改善が必要である。また近年は、政治に対する関心の高まりを背景に、政治学分野の学科としての独立を求める声も小さくない。

②の少人数教育の充実については、導入科目である基礎演習の定員を 25 名から 20 名に下げ、開講コマ数もほぼ倍増させた。専門の演習も、専任だけでなく非常勤講師も活用して拡充した。また発展科目である「応用民法」も専門の演習に匹敵する少人数教育科目であり、「外書講読」および「パラリーガル」や「ＮＰＯ関連」科目など一部の「特殊講義」も実質的に少人数科目となっており、少人数教育科目は次第に充実しつつあるといえよう。ただ、基礎演習の開講数は拡充してもなお 15 コマで、定員が 300 人、法学部１年生全員が受講できない点、および発展科目も「応用民法」のみの 4 コマにすぎない点が問題である。

③の「先端専門分野への対応」は、環境法や少年法などすでに正式科目になっているものに加えて、法律学および政治学「特殊講義」を活用して、現代的な問題を意欲的にカリキュラムに取り込んできた。知的財産法や法律事務専門職を養成する「パラリーガル」およびＮＰＯ関連の科目や緊迫化する中東情勢に焦点をあてた「イスラム社会と日本」などが、その具体例である。ただし、「特殊講義」という科目名で開講すると、折角のユニークな内容が、学生へ伝わりにくく、認知されにくいという問題点がある。それゆえ、スタンダードになったものは独立した科目として設置することが望ましい。もっとも、社会の変化に対しては今後とも益々鋭敏な意識を持ち続けなくてはならない。これらの課題を改善していくには、従来のようにカリキュラムの部分的な改良を積み重ねるだけでは不十分であろう。

④「学生の自主性」の尊重については、多様な学生のライフスタイルに合わせた学習設計を可能とするため、昼夜開講制を導入した。なお、この改革によって設置された夜間主コースは、従来の第二部（夜間部）と比べると、志願者も増加した。

⑤の「社会的ニーズ」への対応は、法律専門職を養成してほしいという社会の要望に応えるため、必修科目を増やした「法律職コース」を設け、同時に法律専門職をめざす学生の志向にも対応した。

近年、学生の学力低下や学修意欲の減退が指摘されるなかで、学修計画を学生の自主性にのみ委ねてよいのか、学生の自主性をどこまで尊重すべきかが問題となっている。例えば、折角１年次に「法律職コース」を選択しながら、途中で諦め、コース変更する学生が少なくない。その背景には、学修意欲のある学生を取り出して集中的に教育できない、現在のコース制度の限界も存在する。また昼夜開講制実施以降、昼間と夜間の両時間帯においてカリキュラムが可能な限り同一となるよう努めてきたが、教員の負担増や時間割編成の困難さをもたらすだけでなく、夜間主学生でも夜間ではなく昼間時間帯で受講する傾向が年々強まっており、その結果、昼間時間帯では大人数講義科目が多数出来し、夜間時間帯では履修者数が極端に少ないという、きわめてアンバランスな事態が生じている。さらに、社会の変化に伴い、入試においても夜間主の志願者数が次第に減少し、夜間主コースが、社会的ニーズ、とりわけ受験生のニーズと乖離しつつある状況が明らかとなってきた。

将来の改善・改革に向けた方策

法学部では、「法学・政治学専門教育の充実」・「少人数教育の拡充」・「先端専門分野への対応」をよりよく実現するために、平成２０年４月を期し、夜間主コースを廃止して、既存コースの改編を軸とした学部改組を実施することとした。具体的には、既存５コースのうち、「法律総合」・「ビジネス法」・「国際関係」を「法律専攻」に再編成し、「法律職コース」を「法律専門職専攻」に、「政治総合コース」を「政治専攻」へとそれぞれ独立させ、新たな構想・理念の下に、「法律専攻」・「法律専門職専攻」・「政治専攻」の三専攻制へと移行するものである。

法律専攻の構想は、法律や政治に興味を持ちながらも、まだ確固たる将来設計をもっていない学生を対象に、学生自身の関心に沿って市民としての法律学や政治学を比較的自由に学ばせ、その試行錯誤の中から将来の具体的な方向を見つけさせるようとするものである。専攻内には「公共政策と法」・「ビジネスと法」・「国際関係と法」という３つのコースを設定した。法律専攻では、少人数教育の拡充という意味合いも込めて、基礎演習とは別に、大学で学ぶことの意義と将来の目標について考える「キャリア・プランニング」という導入科目を設置し、１年生全員に履修させることとした。

法律専門職専攻は、定員 50 人という少人数の専攻である。将来、法律関係の専門職につくことを希望する学生を対象に、早い段階から法律学の基礎を履修させ、そして基礎から応用へと設計された体系的なカリキュラムに沿って学修させようとするものである。法律専門職専攻では、将来の明確な目標を実現するために、法律専攻とは異なり、カリキュラムを学生の自主性に委ねず、明確な目標に向かって効率的に学修できるようカリキュラムが編成されている。

政治専攻も、定員が 50 名の少人数専攻である。歴史的知識と実践的な知識を積極的にカリキュラムに取り入れ、基礎演習や専門演習など演習系の科目を必修とし、きめ細かい教育を行なう。それを通して、政治を正確に理解し、政治をよりよい方向に変えていく人材を養成することが目標である。この改組により１年生から４年生まで一貫して、基本方針に沿った丁寧な教育を行なえる体制が整うと同時に、社会の、そして受験生のニーズにも応えることができると考える。

３．経済学部

目標

急速に変化する現代経済とその国際化・グローバル化の中にあって、経済と経済学に関する基礎力と日本経済に関する知見を兼ね備え、社会に貢献する専門的教養人を育成すること。その具現化のために、教育課程とカリキュラム編成およびそれを踏まえた教育・研究の実践において、以下の三つを促進する。

１．グローバル化の進展や構造転換といった、新たな問題に直面する日本社会の現状に対応できる「教育の現代化」

２．直面する課題を現場に見出して、解決策を立案・試行する「教育の現場化」

３．高度情報社会の進展の中で情報を主体的に取捨選択しつつ発信できる能力を涵養する「教育の情報化」

経済学部の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的

現状の説明

１）経済学部の沿革

國學院大學経済学部は、昭和４１年に前身の旧政経学部から分離独立して以来、41 年目を迎えている。その間、大学を取り巻く環境、とくに社会的ニーズの変化に即応すべく、近年、幾度かの学部改組に取り組んできた。最初の大きな改組は平成８年度に実施した。すなわち、経済学部第一部の中に、既存の経済学科に加えて、地球規模での環境・開発の問題や高齢化に伴う地域社会の直面する問題、さらには高度情報化の進展のもたらす諸問題など、市場経済の枠組みでは捉えきれない問題群を対象に、そうした問題の解決方法の一つである組織と組織、人と人などの関係形成（ネットワーキング）を学ぶ学科として、「経済ネットワーキング学科」を新設した。同時に、夜間学部の経済学部第二部について、従来の経済学科を廃止し、構造的に変化しつつあった日本の産業や企業経営、消費者問題等をより実務的かつ具体的に学ぶ学科として、「産業消費情報学科」を新設した。続いて平成１３年度、夜間学部である第二部の社会的存在基盤が薄れる中でこれを廃止し、産業消費情報学科の教育理念・目標とカリキュラムを経済学科のコースとして吸収し、経済学科と経済ネットワーキング学科の２学科体制で昼夜開講制とした。

さらに、平成１７年度には、経営学、経営分野への社会的ニーズを改めて重視し、これまで経済学科や経済ネットワーキング学科のコースとして学習･研究の対象とされていた関連分野を統合して「経営学科」を新設し、同時に、昼夜開講制を廃止した。現在は、経済学科、経済ネットワーキング学科、経営学科の３学科体制で７時限開講制となっている。

現在の在籍学生数は経済学科 1,264 人、経済ネットワーキング学科 803 人、経営学科 588 人（１～３年生まで）、合計 2,655 人に対して、経済学部の専任教員は 32 人となっている（大学基礎データ【表 14】、【表 19】）。

２）経済学部の教育理念・目標と人材養成

これまで経済学部の教育実践を支えてきた教育理念・目標は、一貫して、「急速に変化する現代経済とその国際化・グローバル化の中にあって、経済と経済学に関する基礎力と日本経済に関する知見を兼ね備え、社会に貢献する専門的教養人を育成すること」である。

この理念・目標を達成するための方法として我々が特に重視してきたのは次の３点である。

１点目は、経済や経済学、さらには経営に関する基礎的な考え方や概念、知識・知見を入学後早いうちに学生に徹底して教育していくことである。我々は学部教育の段階では高い専門性より基本的内容をしっかりと理解させることの方がより重要だと考えている。２点目は、基礎教育においては専任教員が出来るだけ少人数クラスで、学生と身近に接しながら丁寧に教育していく必要があると考えている点である。従って、当然専任教員の負担は大きくなるが、その点の了解は専任教員全員から得ている。３点目は、本学の建学の精神にも繋がることであるが、「日本」を意識した教育を行なっていくことである。もちろん現代はグローバル化の時代であり、世界を学ぶことが重要であることは言うまでもないが、しかし、世界を知るためにはまず「日本」を知る必要がある。本学部では経済・経営の分野で「日本」を多分に意識した教育の実践を考えている。

こうした方法的な姿勢を基礎として、さらに教育理念・目標を具現化するために、平成８年度の改組以来、我々が教育実践の行動目標にしてきたのが、「教育の現代化」、「教育の現場化」、「教育の情報化」の３つを促進することである。「教育の現代化」とは、グローバル化の進展や構造転換といった、大きく変容する経済の現状を踏まえて、その変化の本質や意味を学生に学ばせ（かつ、自ら考えさせ）ることであり、「教育の現場化」とは、そのためにも出来るだけ経済現象が実際に生起している現場を学生に見せ、そこで課題を発見させ解決策を検討させることであり、「教育の情報化」とは、溢れる情報の中で必要な情報を主体的に取捨選択しつつ発信できる能力を涵養することである。

経済学部のカリキュラムは、これらの教育目標・行動目標に即して編成される。その点の詳細は第４章「教育課程」２－３.で説明するが、あえて本節では次の点を強調しておこう。すなわち、経済学部のカリキュラム編成方針における一つの特徴は、系統履修に配慮しつつも、３学科の垣根は極力低くし、学生が自分の所属する学科にとらわれることなく、他の学科の様々な授業も履修できることである。これは、経済や経営に関する問題を幅広く学び、基礎力を修得してもらうことを意図したものである。

以上に説明した教育目標・行動目標を人材養成の視点でみれば、それは、経済や経済学、経営に関する基礎的かつ実践的な知識・教養を基盤に、産業界を中心とした様々な社会でより専門的な課題に取り組み解決能力を発揮できる人材、つまり潜在的な成長力＝ポテンシャリティの高い人材の育成、であるということができる。この点に関連して、本学が把握している進路状況のデータによれば、平成１６年度では卒業生 622 名中 400 名が就職し、そのうちの 392 名が、平成１７年度では卒業生 651 名中 549 名が就職し、そのうち 466 名が、平成１８年度では卒業生 551 名中 417 名が就職し、そのうち 389 名が、それぞれ民間企業に就職している（大学基礎データ【表 8】）。

３）教育目標の周知の方法と現状

２）で述べた教育目標等の社会一般、あるいは受験生に対する周知は、経済学部のホームページ（http://www2.kokugakuin.ac.jp/economics/）、経済学部のガイドブック（『オリエンテーション経済学部』）や入試ガイドの配布、オープンキャンパス、入試アドバイザー制度等を通じて実施されている。そうした周知がどの程度の成果を上げているか、経済学部独自のアンケート調査を実施したところ、１年生（新入生）を対象とした調査（平成１９年の７月に必修科目「基礎演習」の授業で実施）によれば、経済学部の特徴である「日本経済や日本の企業の学習・研究を重視」、「教育の現場化」、「教育の情報化」に関して知っていると答えた学生は 20%から 25%であった。一方、学生の志向性を重視した推薦入学制度で入学予定の学生のために開催された「入学前ガイダンス」におけるアンケート調査（平成１９年３月に実施）によれば、各学科の特徴を「知っていた」あるいは「少し知っていた」と答えたのは約 90%であった（なお、これらの点については、第３章「学生の受け入れ」２－３.－（１）

でやや詳しく説明する)。

点検・評価、長所と問題点

以上の経済学部の教育理念・目標及び実践方針が果たして社会のニーズに合致したものであるのかどうかを実証的に検証することは難しい。しかし、学生の就職状況を見る限り、経済学部の就職者数・就職率は産業界を中心に一定水準を維持している。したがって、本学部の教育理念・目標及び実践方針は、本学部の人材養成の目的と整合的であり、かつ、有用な人材の輩出という社会的要請の視点でも評価できる。また、企業の開催する就職懇談会等の場でも、本学部の輩出する人材が、質的な点でも、特に誠実さ、勤勉さ、協調性という点で高い評価を得ているとの声を聞くことができる。

最近、産業界で「社会人基礎力」が注目されているが（経済産業省ホームページ、http://www.meti.go.jp/policy/kisoryoku/index.htm)、本学部の教育理念・目標及び実践方針は、「社会人基礎力」を構成する大きな要素、「前に踏み出す力（アクション)」、「考え抜く力（シンキング)」、「チームで働く力（チームワーク)」という三つの能力の育成とも整合性を持つと評価できるだろう。

経済学部の教育理念・目標及び実践方針は、完全とは言わないまでも、現行の教育体制やカリキュラム編成に具現化され、それらは具体的な教育実践の現場で一定の成果を上げている。この点については、第４章２の３で詳述するが、代表的な成果だけを述べておこう。

少人数クラスでの基礎力養成にかかわる教育に関しては、１年生前期に開講している導入教育的な必修科目「基礎演習」について、授業終了間際の７月（平成１９年７月）に受講生全員を対象に実施したアンケートによれば、66.8%が「とても役立った」または「かなり役立った」と答えている（平成１８年度は 56.7%)。また、同科目について卒業時に実施したアンケート（平成１９年３月、４年生対象）では、「役立ったと思う」と答えた割合(52.5%)が「どちらともいえない」(36.0%)、「そうは思わない」(11.4%）を上回った。

また、経済面から日本の現状を認識させ、経済学の基本的な考え方を修得させるための必修科目「日本の経済」では、履修者の数を１クラス 100～150 名程度にするために５人（再履修担当も入れると６人）の専任教員で担当し、レジュメや試験問題の共通化、主に授業改善を目的とした各自の授業風景のビデオ撮影とその合評会等のＦＤ活動を始めている。この結果、「日本の経済」で実施した科目独自の授業アンケートを見ると、授業の理解度（「良く理解できた」、「だいたい理解できた」の合計）は全体として１７年度の 31.3%から１８年度の 58.5%、１９年度の 55.2%へと大幅に上昇している（詳細は第４章「教育課程」２－３.－（８）を参照)。

経済学部のカリキュラムの中で、「教育の現代化」、「教育の現場化」を象徴するひとつの科目が、経営学科新設に際して設けた「現代の企業経営」である。実際に経営者ないしは会社幹部として活躍している方をゲスト講師として迎え（平成１９年度は合計 11 名)、業界や企業経営の現場における最新の状況に関して講義をしてもらい、専任担当教員が総括するという形式の授業である。受講生を対象とした科目独自のアンケート(平成１９年７月に実施)では、こうした授業形態が適切であると 79.1%が答え、また、企業経営への興味・関心が高まったと 76.1%が答えている。そのために出席率（受講生の自己評価）も高かった（「全部出席した」が 43.0%、「１～２回欠席」が 45.5%)。また、情報リテラシーの基礎をなす１年次必修科目「コンピュータと情報Ａ」についての卒業時の評価（上述の卒業時アンケート）では、72.6%の学生がコンピュータ技能スキルの向上に役立ったと答えている。

現在の経済学部の教育理念・目標及び実践方針（とくに実践方針）は、平成８年度の学部改組時に徹底的に議論した内容が基本となっている。その後改組のたびに教授会で議論され、若干の修正はあったものの基本的な考え方は踏襲されている。また、平成１８年度以来、教育理念・目標のさらな

る具現化に向けた平成２１年度以降のカリキュラム改革のための議論が懇談会や教授会で進められている。このように、本学部の教育理念・目標は、専任教員間で確実に共有されているという点でも評価できよう。

ただし、社会一般や受験生に対する教育目標等の周知という点では、経済学部独自の調査で評価する限りは、十分とはいえない面もあり、今後の課題である。

将来の改善・改革に向けた方策

上述の評価を踏まえる限り、我々は、現在の経済学部の教育理念・目標を当面大きく変更する必要はないと考えている。

ただ、その具体化の方法については、改善・向上を不断に図っていくべきである。平成１８年度から、平成２１年度以降の実施に向けて新たなカリキュラム策定作業を始めている。平成１８年度には再度経済学部の教育理念・目標を確認し、カリキュラムの大枠の考え方を議論するために７回にわたり専任教員による学部懇談会を開催した。平成１９年度は、そこでの議論を踏まえ、カリキュラム改革の審議を１、２年内の機関決定に向けて本格的に開始している。この点については第４章２－３．でも述べるが、その骨子は、①学部共通科目、学科基礎科目の一層の充実による基礎的学力の養成、②「専門演習（専門ゼミ）」の改革：２年次への開講年次の引き下げと内容の充実、である。

経済学部の教育理念・目標については、社会に向けとくに受験生に向け、できる限りわかりやすい形で発信する工夫を図っていき、アンケート調査等で３年以内には50%以上の認知度を得ることを目標としたい。

少子化及び大学進学率の高止まりの中で大学間の競争はますます激しくなると予想される。受験生、新入生確保にあたっては、今までのように（小手先の）入学試験制度の改革を中心としたものでは大きな効果を望むことは難しい時代になったと認識している。今後は、正に大学・学部の教育内容の適否、教育体制の良否が問われる時代、学生自身が大学を評価し大学を選ぶ時代、同時に大学が社会に対してどれだけ有用な人材を輩出できるかが問われる時代になると考えている。我々はこうした基本認識に立ち、経済学部としてどんな教育を行なっていくべきかを常に自身に問いながら、教育内容の改善を進めて行きたいと考えている。

４．神道文化学部

目標

１．教員各種研究プログラムの実施及び参加、その成果の活用により、学部・大学の理念に立脚した研究活動の振興と社会への還元を図る
２．副専攻プログラムの提供により、全学部生に対し、大学の理念に即した学修の機会を提供する
３．学部の理念・教育目標・スキル獲得を適切に行なうための、個別指導体制の構築
４．学生と教員との日常的対話を可能にする体制を構築し、教育理念・目的・教育内容に関る評価や意見を汲み上げる仕組みを作る

神道文化学部の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的

現状の説明

神道文化学部の理念・目的は、神道を中心とする日本文化及び内外の諸宗教に関わって、宗教文化の健全な発展に寄与・貢献しうる有為の人材を育成し、またこれに関わる研究・教育を推進することにある。日本文化の根幹として長い歴史を有する神道を体系的に学び、あわせて内外の宗教と宗教文化に対する知識を幅広く学修して宗教の意義・役割等に精通し、国際化・情報化された現代社会に即応しつつ、平和で健全な社会・国家の形成に寄与し得る人材を育成することが、神道文化学部の社会的使命にほかならない。顧みれば本学は、明治１５年の皇典講究所設立以来、神道を柱とする建学の精神の具現化のために努力を積み重ねて来た。本学部は、こうした長年の努力を承け、平成１４年４月、建学の精神としての神道精神、すなわち「主体性を保持した寛容性と謙虚さの精神」を教育・研究を通して涵養することを目標の一つと定め、現代社会に息づいている日本の伝統文化を再認識し、より良い国家・社会の形成に「神道精神」を体して貢献する人材を養成することを目的として設置されたのである。

本学部は、こうした目的を達成するために、神道および内外の宗教文化を幅広く学修するための教育課程を整えると共に、上記の具体的目標を掲げて研究・教育活動を推進してきた。以下、その実行状況を概観したい。

①「教員各種研究プログラムの実施及び参加、その成果の活用により、学部・大学の理念に立脚した研究活動の振興と社会への還元を図る」

本学の研究活動の主体は、ＣＯＥプログラムによって設置された研究開発推進機構であって、そこには神道文化学部の教員が研究のリーダーとして参画しており、かねてから神道学、宗教学の研究プジェクトを推進している。本学部教員は、それぞれの専門の立場で、研究開発推進機構（研究開発推進センター、日本文化研究所、学術資料館、校史・学術資産研究センター、伝統文化リサーチセンターの諸部門から成る）に兼担として所属し、学部・大学の理念に立脚した研究活動の振興と社会への還元を図っている。

他に、現代ＧＰ「持続可能な社会につながる環境教育の推進」、２１世紀ＣＯＥプログラム「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」、学術フロンティア事業などにも、本学部教員が参画し、学部横断的な教育活動を日々推進しつつある。

②「副専攻プログラムの提供により、全学部生に対し、学部・大学の理念に即した学修の機会を提供する」

本学部は、学部・大学の理念に則って設置したふたつの副専攻プログラム、「日本学」「宗教文化」を、全学に対して提供している（副専攻については、第４章「教育課程」１－１.を参照)。「日本学」「宗教文化」プログラムは、日本文化および日本の宗教文化の歴史を学ぶものであり、これによって神道文化学部学生のみならず、本学の全学生に対して、建学の精神を具体化した教育プログラムを提供することが可能となった。

③「学部の理念、教育目標、スキルの獲得を適切に行なうための個別指導体制の構築」

平成１４年度の学部設立時より現在に至るまで、１年次の導入科目として、少人数クラス（22 名前後）による「神道文化基礎演習」を実施し、本学の理念や学部の理念、大学生としての自覚やマナー、レジュメの書き方、発表の仕方、レポートの書き方、議論の仕方などのスキルを身に付けさせるべく、導入教育としての実践を継続してきた。

また、３年次以降の専門演習教育への橋渡しとして、平成１９年度より２年次少人数演習クラス（32 名前後）「神道文化演習」を実施し、個別指導体制をより強固なものにした。主に学生の自主的なテーマ選定による研究発表を重視し、そのためのコンピュータ利用や図書検索のスキル、関連情報の収集方法などを学ばせることで、専門演習への準備を整えている。

３年・４年次の専門演習においては、少人数専門演習クラス体制（10 名前後～30 数名）の専門演習を実施し、学生各自の関心に従ってテーマを設定し、研究発表とディスカッションを主体に演習を運営している。そこでは導入科目「神道文化基礎演習」で修得させたスキルが十分に生かされている。

④「学生と教員との日常的対話を可能にする体制を構築し、教育理念・目的・教育内容に関る評価や意見を汲み上げる仕組みを作る」

専任教員全員が、昼間主・夜間主学生のためにそれぞれオフィス・アワーを設定し、授業時間外に昼夜週１コマずつ計２コマを学生との対話や学習相談の時間に当て、学生対応を行なっている。これと共に、脱落しかけた学生に対する、きめ細かな面接と指導を行なっている。４月には、１年次の成績不振者及び３年生に進級できなかった学生を全員呼び出し、学部教務委員による個別面接を行ない、成績不振の原因を、教員とともに考える体制を整えている。９月にも同様の個別面接と指導を行なっており、成績不振者の意見を汲み上げ、授業に生かす仕組みとして機能している。

また本学には教員と学生間のコミュニケーションを可能にする優れた学修支援システム（Ｋ－ＳＭＡＰＹ）があり、学生への一括連絡（授業ごとの「お知らせ」)、学生との意見交換（フォーラム）が可能である。このシステムを用いて、例えばレポートを添削して返却することも可能である。このようにしてＫ－ＳＭＡＰＹは、特に演習科目で大きな役割を果たしている。

また毎年度新入生向けに作成する冊子『神道文化学部ガイドブック』は、新入生のみならず、学部の概要を周知する広報誌としても広く活用されている。併せて、受験生向けの入試広報誌『國學院大學ガイドブック』や大学ホームページ等を通して、神道文化学部の教育理念や教育・研究実績の外部への幅広い宣布を図っている。

点検・評価、長所と問題点

このように本学部は、設置以来、神道および内外の宗教文化に対する知見を深め、国際化時代に対応した研究活動を推進し、かつこれに関わる人材を育成することに努めてきた。

この目的達成のため、本学部は、基礎的な読み書き能力、調査方法習得などの導入教育を起点とし、徐々に専門的・応用的な研究へと導いていく段階的・系統的カリキュラムを策定し、少人数で教員・学生の切磋琢磨を行なう学修環境を整備してきた。

学部設立時より現在に至るまで、１年次の導入科目「神道文化基礎演習」において、レポートの書

き方、議論の仕方等のスキル修得を期し、導入教育としての実践を継続したことにより、基礎学力の着実な養成が可能となったといえる。また２年次少人数演習クラス（32 名前後）「神道文化演習」の実施は、教員の個別指導体制をより緊密なものにし、３年次の専門演習への準備を整えるものとして評価できよう。

教員全員のオフィス・アワーによる日常的な学生対応・指導体制に加えて、成績不振者及び３年に進級できなかった学生への個別面接の実施も、成績不振者の実態を受け止め、授業改善の手立てとする仕組みとして機能しているものと評価できる。

これらの施策により、神道学科時代に比して、学生自身の調査研究能力、コミュニケーション能力はいうまでもなく、全体的な在学満足度が徐々に高まりつつあることが窺われる。卒業時アンケートにおける総合的な学生満足度が、１８年３月次（学部第１期生卒業年度）、１９年３月次を通じて 90%台に達している点も十分評価できよう（詳細は第４章「教育課程」２－４.－(５)参照）。

また研究活動の面でも、学部開設及び本学のＣＯＥプログラム採択に伴って、学外・学内の研究者と広く連携した神道及び宗教文化の研究活動は、一層の活性化・活発化が齎されたと評価することができる。

将来の改善・改革に向けた方策

神道文化学部は、学部設置以来、導入教育・演習科目の充実を目指し、教育効果を高めるための改善を実施してきた。さらに研究活動においても、本学部教員は、ＣＯＥプログラム採択に伴って、全学横断的な研究プロジェクトを積極的に推進してきた。しかしながら、本学の建学の精神、本学部開設の理念に即した研究･教育活動の新しい展開を図るためには､なお不断の点検と改善が必要である。

平成２０年３月には、図書館を含む学術メディアセンター棟（ＡＭＣ棟）が竣功する。ＡＭＣ棟には国際会議場が設置されるので、神道にかかわる国際会議・国際学会等を積極的に開催し、神道文化の国際的発信をさらに積極的に推進していく。こうした研究・教育環境の整備を承け、新施設を、授業・演習等の教育上においても、また各教員の研究活動上においても、十分に活用していく。

神道文化学部ならではの内外の宗教文化を幅広く学ぶための教育課程、斯界トップクラスの教員が展開する神道文化・宗教文化に関わる研究活動は、国際化・グローバル化の社会において、ますますその注目度と社会的ニーズが高まっていくものと思われる。学部開設の理念を堅持しつつも、内外の評価・批判を得て、さらなる改善を目指していく。

５．神道学専攻科

神道学専攻科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的

現状の説明

神道学専攻科は、本学の建学の精神としての神道を本格的に学ぶ神道文化学部神道文化学科とは別に、４年制大学を卒業した者が、各々の卒業学部において学んだ一般教養及び専門知識の基礎の上に立って、１年間という短期間で、神道の学問・神職としての専門知識を学ぶために設けられている教育課程である。その設置の目的は、神社界の指導者として活躍できる優れた人材を養成することに置かれている。

点検・評価、長所と問題点

専攻科は、１年間という短期間に、神社本庁の定める必要な科目－必修科目･選択必修科目・選択科目の合計 48 単位－を履修しなければならない。このような理由から、専攻科生の時間割は極めて過密

であり、十分な予習や復習を行なう時間的余裕に乏しい。また選択科目は学部との相乗り科目が多く、専攻科規程にいう「高度な専門的事項」を学修することはなかなか容易ではない。またカリキュラムの関係上、限定された科目のみの受講にとどまり、科目選択の余地は殆どないと言わざるをえない。ただし「神道概論」・「神道古典」・「神道史」・「神社実務概論」・「神社祭祀演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」（一部大学院との合同科目もある）の必修科目は、専攻科のみの少人数授業であり、学部と比べても比較的恵まれた教育環境として評価できよう。

専攻科では、それぞれ異なった大学学部での教育をうけてきた学生たちが、伊勢、京都等の集団実習で苦楽を共にすることにより、徐々に仲間意識が醸成され、お互いの助け合いも見られるようになる。こうした専攻科の気風は、各地域における修了生相互の連帯・連携の緊密さからも窺われる。しかし近年、専攻科生の増加にともない、従来のクラスのまとまりが弱まる傾向がある。また学生間の学力や勉学意欲に、かなりのばらつきが生じていることも問題である。

将来の改善・改革に向けた方策

今後必要なのは、専任教員による専攻科単独の科目を増設することである。とりわけ、地域社会・環境・社会福祉等、神職の地域活動に関わる実践的科目の開講を検討する。また専攻科専用の自習室の設置も今後の課題である。これらは、現在のスタッフと施設ではなお実現が難しいが、目下建設中の新校舎の完成を承け、少しでもその実現に近づくよう努めていく。

６．別科神道専修

別科神道専修の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的

現状の説明

別科神道専修は、戦前の皇典講究所神職養成部以来の神職養成の伝統を継承するものであり、普通神職養成を目指すⅠ類（１年）・Ⅱ類（２年）から成り、神社界に数多くの人材を送り出してきた。昭和４３年、神道研修科（２年制）の改廃にともない、翌年度から普通神職養成機関としては全国で唯一、本学に別科が設置されることになった。別科の教育目的は「簡易な程度において、神職に必要な知識及び技能を授けること」にある。この目的のもと、別科生は、昼間は神社実習に従事し、夜間は大学の授業を受けるという「行学一体」の濃密な学生生活を送りつつ日々の研鑽を重ねている。

点検・評価、長所と問題点

別科の学生は、神社本庁の神職資格である「正階」(Ⅱ類)「権正階」(Ⅰ類)取得に必要な科目を受講している。平成１０年３月に規程の一部改正がなされ、修了に要する科目と神職資格に関する科目が一体化し、より有機的な学修が可能となった。

神社界における別科の使命は、修了と同時に神社に奉仕できる実践的な神職を養成することにある。神職として家職を継承しなければならない者、および奉職した後すぐに社務に役立つ者を育てるには、現場の実務経験が不可欠である。都内神社で住み込み実習を行ないながら学業に勤しむ本制度は、神社界にとっても学生にとってもきわめて稔りの多い制度と評価できよう。

にもかかわらず、近年、別科の志願者は減少傾向にある。その要因は１８才人口の減少のみならず、近年の学生の学部志向の増加、また勉学と神社実習との二重生活に耐える若年層の意欲が弱まってきたことがあげられる。

将来の改善・改革に向けた方策

今後は，東京都神社庁及び実習神社との協議を進め、実習生のプライバシーの尊重、実習時間の短

縮等、学修環境・実習環境の改善を図っていく。これと共に、教員・父母との連携による実習生への精神的支援体制の形成をも目指していく。

３ 大学院

１．文学研究科

目標

１．文学研究科の理念・目的の明確化
２．各専攻の理念・目的の明確化

文学研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的

現状の説明

１）理念・目的の明確化

文学研究科は神道学専攻、文学専攻、史学専攻の３専攻が設置され、研究科ならびに各専攻の理念・目的について、平成１８年度に明文化し、國學院大學大学院学則の総則に明記する改正を行ない、平成１９年度から施行した。学則に明文化した理念・目的は、研究科設置以来の実績と学統をもとにしたもので、明治１５年の皇典講究所の創設にかかる初代総裁・有栖川宮幟仁親王の「告諭」に示された建学の精神に基づいている。

文学研究科の理念・目的は、國學院大學大学院学則第１条「本大学院は、神道学・文学・史学・法学・経済学に関する専門分野を教授・研究し、自立して研究活動を行う者及び専門的な業務に従事する者の高度な研究能力と豊かな学識を涵養し、人類文化の進展に寄与することを目的とする。」に基づき、第３条第２項で「文学研究科は、日本文化の真髄を理解し、かつ幅広い知識をもち、新しい価値観を創造し人類文化の発展に寄与することができる、優れた研究者及び専門的な業務に従事する者を養成することを目的とする。」としている。

さらにこの規定に基づき、研究科内に設置されている３専攻の理念・目的を第４条第２項で次のように規定している。神道学専攻の理念・目的は「日本古来の伝統宗教である神道を中心とする日本の伝統文化に関して、歴史的思想神学的な理解を深め、内外の諸宗教及びそれに関連する宗教文化の意義と役割を比較研究し、幅広い人材を養成することを目的とする。」、文学専攻の理念・目的は「文化・文学・言語に関する高度な研究の深化・発展を図り、その能力を有する研究者の育成、豊かな学識と高度な教育能力をもつ教育者の養成、及び専門的業務に従事する社会人の再教育を目的とする。」、史学専攻の理念・目的は「国内外の歴史学・考古学・地理学及び博物館学の幅広い分野に関し研究の深化・発展を図り、各種研究教育機関で研究教育に携わる優れた人材を養成すること、併せて社会人を積極的に受け入れ、幅広い人材を養成することを目的とする。」としている。

つまり文学研究科は、神道学、文学、史学の分野において、高度な専門性と幅広い学識を養うことで、大学・研究所等各種研究教育機関における研究・教育者、生涯学習にかかる指導者、国内外の宗教活動のリーダーとなる高等神職、日本文化の真髄を国内外に発信するマスコミ人・出版人などを養成するとともに、これらの業務に従事する社会人の再教育を行ない、人類文化の発展に寄与することを目的とするものである。

大学院ならびに文学研究科、各専攻の理念・目的の周知については、学生募集の段階で「國學院大學大学院案内」等に明記するとともに、年に２回実施される大学院進学相談会で公表、説明することで実現している。新入生・在学生等には、毎年更新して作成し、配布される『大学院学生便覧』に大学院学則を明記し、周知を行なっている。

２）人材養成等の目的達成の適切化と達成状況

文学研究科の人材養成等の目的は、神道学・文学・史学にかかる研究者ならびに専門的業務に従事する者の養成にある。この目的を達成するため従来から研究指導の充実を図って来たが、さらにこれを推し進めるための研究指導体制の整備と教育環境の整備の促進を、平成１７年度以降段階的に進めてきた。平成１９年度までに行なった主な体制整備としては、①より適切な専攻名称への変更、②ＦＤ実施委員会の設置、③２１世紀ＣＯＥプログラムや科学研究費補助金などにおける博士課程後期（以下、「後期課程」とする）在学生の研究員等への採用を積極的に進め、若手研究者の育成に努めてきたことなどがあげられる。

①の専攻名称については、平成１８年度から日本史学専攻を史学専攻に変更し、平成１９年度からは日本文学専攻から文学専攻への名称変更を行なった。日本史学専攻では、従来から東洋史・西洋史、博物館学の分野を含んでおり、平成１８年度から幅広い文化史研究の観点から美学・哲学関係科目を開講したこと、日本文学専攻についても、専攻内に中国文学のコースを含んでいること、外国文学との比較研究科目群を開講したことが名称変更の理由である。

②のＦＤについては、平成１８年度より議論を行ない、平成１９年度にＦＤ実施委員会を設置した。実施委員会では、研究科の理念・目的と人材養成のあり方の適合性などの検証方法、大学院生の学力実態とカリキュラム構成、教授法との関係などについての調査を開始している。

③の若手研究者の育成は、平成１４年度、文学研究科と附置研究所である日本文化研究所との共同プログラムが２１世紀ＣＯＥプログラムに採択されたことを契機として、力を入れてきた事項である。平成１４年度にはＣＯＥ研究員の雇用等に関する規程を整備し、平成１６年度には、文部科学省の科学研究費補助金において、後期課程在学者等を科研費研究員として任用する規程を整備した。この結果、前者のＣＯＥ研究員については、後期課程在学者が平成１７年度に８名、１８年度も８名が採用された。補助事業終了後の平成１９年度には研究拠点の維持に向けて、当該プログラムに係る諸資料の整理などを行なうための拠点形成研究員が 5 名採用されている。後者の科研費研究員についても、平成１７年度には２名、１８年度は３名、１９年度は３名が採用されている。また、平成１９年度には私立大学学術研究高度化推進事業（オープン・リサーチ・センター整備事業）として「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」が採択され、「伝統文化リサーチセンター」が設置された。４名のポスドク（ＰＤ）研究員、10 名のリサーチアシスタント（ＲＡ）が採用されている。

なお、人材養成等の目的達成状況については、博士学位の授与数が一定の目安となろう。数字を挙げると、課程博士の授与数は平成１７年度 15 名、１８年度 14 名で、１９年度においても 10 名が審査中である。また、論文博士の授与数については、平成１７年度は 12 名、１８年度は６名を数えている。

点検・評価、長所と問題点

課程博士の学位授与数に現れているように、文学研究科の目的は順調に達成されつつあると評価できる。学位授与数を維持・向上させるためには、研究指導体制の強化が必要となる。

若手研究者の育成については、現状の説明で述べたとおり、後期課程在学者を中心にしたＣＯＥ研究員、科研研究員、ＰＤ、拠点形成研究員等への採用などによって進んでおり、目標を達成しつつあると言える。さらに科研費研究員、オープンリサーチセンター整備事業への採択によって拡充が進んでおり、今後もこうした若手研究者育成を積極的に推し進める必要があることはいうまでもない。しかし、現状ではその資金の多くを補助事業に依存しており、着実かつ稔り豊かな事業推進が求められている。

また、課程博士学位取得者や若手研究者としての研究員への採用者の多くは、博士課程前期（以下、

「前期課程」とする）在学者から後期課程への進学者である。ここに博士課程前期・後期一貫教育の効果があるといえるが、後期課程への進学には、基礎学力としての幅広い学識の涵養や高い課題認識などが従前にも増して重要になっており、目的達成のための研究指導法やカリキュラム改正、教授法の改善などが必要となっている。

将来の改善・改革に向けた方策

文学研究科は、その理念・目的を現代的に展開するために、様々な改革を続ける。

文学専攻では、平成２０年度から前期課程に高度国語教育のコースを設置する。これは、従来から国語科専修免許状の取得のための関係科目受講者が多く、また、母体となる文学部日本文学科では、中学校・高等学校の国語科教員を多数輩出し、教職への志向性が高い学生が多いことによるものである。神道学専攻においても、宗教学関係科目を多く開講し、学位も神道学と宗教学のいずれかを授与しているという実態を鑑み、平成２０年度から神道学・宗教学専攻に名称を変更する。

後期課程在学者を中心とする若手研究者の育成の制度化については、大学院のみならず学内の研究組織との連携が必須である。前述の日本文化研究所を発展的に再編した「研究開発推進機構」の行なっているＰＤ研究員やＲＡ、研究補助員としての採用、若手研究者育成に加え、将来的には大学院組織と研究開発推進機構との連携を強化することにより、更なる実効をあげるための組織づくりをしていく。

前期課程における基礎学力としての幅広い学識の涵養や高い課題認識の自覚のための方策としては、第４章「教育課程」に後述するように、平成１９年度から「論文指導演習」を単位化して必修とした。平成２０年度の各専攻のカリキュラム改正をはじめとして、更なる改革を進める。

単位化、必修化することでより充実した研究指導については、今後はより効果的な指導法を確立するため、平成１９年度に設置したＦＤ実施委員会を中心とするＦＤ活動のなかで、より効果的な指導のあり方を模索・試行しながら実効をあげていく。

２．法学研究科

目標

１．学統の継承者たる研究者養成 ２．高度専門職業人の育成 の両機能を果たす。

法学研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的

現状の説明

本学創設の際の有栖川宮幟仁親王の「告諭」に示されているとおり、日本法学を振起することが本法学研究科の目的であらねばならないという理念の下、かかる理念をいかに現代的に展開するかを考慮しつつ、様々な努力がなされてきた。かかる理念・目的を闡明するために、平成１９年度より、大学院学則上も、「法学研究科は、学部教育を基礎とし、法学及び政治学に関する、専門的分析能力を用いて先端的問題を総合的に分析・判断し社会的諸問題の解決に貢献する者、及び専攻分野に関し独創的研究を行ない指導する能力を持つ研究者を養うことを目的とする」と明文で規定した（大学院学則第３条３項）。つまり、学統の継承者である研究者の養成とともに、高度専門職業人の育成をも積極的に行なうことを、本研究科の理念の現代的展開として明示したのである。この目的は、毎年度発

行する『学生便覧』に掲載する大学院学則、あるいは、本学ホームページ上の当該学則ファイルで確認することが出来るとともに、大学院・法学研究科のホームページ上で新入試制度・新カリキュラムを示す際に、各箇所で具体策とともに示している。

かかる目的の闡明・公表とともに、目的実現のための施策として、平成１９年度より、博士課程前期（以下、「前期課程」とする）の入試・教育制度について、高度専門職業人教育の機関としての機能を基礎とした再編整備を行なうとともに、研究者養成のためのカリキュラムによる対応の制度も整えた。また、博士課程後期（以下、「後期課程」とする）においては、本学を含め法科大学院に法律専門職を希望する者が集中し始めている状況に鑑み、法科大学院を修了した者で研究職に興味を持つ者をも受け入れやすい入試制度を創設した。また、課程博士号取得を積極的に指導し、付与する方針を採用・実施し、毎年、課程博士号取得者を輩出するようになった。

点検・評価、長所と問題点

新カリキュラム・新入試制度は平成１９年度より開始したばかりであり、その成否の評価は今後の進展に俟たなくてはならないが、少なくとも、次の時代に対応する制度の整備は終えたと評価してよい。特に前期課程における再編整備に応えて、さっそく学生の入学があったことは今次改革の先行きの見通しを多少なりとも明るくするものと言える。

後期課程の課程博士号取得についても、毎年、取得者が出るようになり、在学生も取得に向けて具体的な計画を立案・実現すべく積極的な研究活動を推進するようになってきている。

将来の改善・改革に向けた方策

上述のように、これまでの状況の評価に基づき、新たな受け入れ・教育体制を開始したばかりであり、今後の展開を待たねばならないが、ここ数年は、新制度についての広報活動の積極的展開を大学全体に要請して行くとともに、新制度の現実との間の調整を図り、実効的な制度にブラッシュ・アップして行くこととする。

３．経済学研究科

目標

日本経済の発展に資する人材の育成をめざし、その基礎となる経済学の諸領域において高度の専門性を有した人材の育成

経済学研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的

現状の説明

本研究科はその理念・目的を大学院学則にて「学部教育を基礎とし、経済及び経済学に関する、高度な専門的知識と能力を持つ職業人、及び豊かな学識と創造的な研究能力を持つ研究者の養成」と平成１９年度から明文化した。また、近年においては急速に進む経済のグローバル化に対応して、とくに資源・エネルギーと環境、企業経営、金融、会計基準等の領域で進む「グローバルスタンダード」の内実と実態の解明を行う教育と研究に力を注いできた。

本研究科は、学則にしたがって学部の教育研究活動を土台としつつ、その上に立ってより深く経済学を専攻する学生を受け入れ、高度な専門教育・研究活動を行っているが、平成１７年度より経済学部にそれまでの経済学科と経済ネットワーキング学科に加えて、新たに経営学科が設置されたことにより、本研究科の経済学専攻の性格は、経済学（広義の経済学分野を含む）と経営学という２つの専

門領域を有する位置づけとなっている。

また、課程に応じた目的を設定しており、博士課程前期においては、高度な専門性と幅広い経済学的素養を身につけ、社会で指導的役割を果たす人材を養成すること、博士課程後期においては、日本経済ならびに日本経済を取り巻く世界の経済との関係を分析する専門的な研究者を目指す人材を養成することを目的としている。

なお経済学研究科では、その理念と目的、教育目標について周知するために、文学・法学研究科と共に春と秋に大学院進学志望者に対する進学相談会を行っている。相談会には他大学の学生の参加も少なくなく、毎回熱心な質疑応答が行われている。

博士課程後期は残念ながら恒常的に定員割れしており、平成１６～１９年度における課程博士取得者は１名で、論文博士を取得した者も１名にとどまっている。博士課程前期については、修士号取得者が平成１６年度は９名、１７年度は10名、１８年度は18名となっており、修了後その専門性を生かして民間企業に就職する学生が多くなっている点が最近の特徴である。

点検・評価、長所と問題点

平成１９年度に本研究科の理念・目的を学則上に明文化したことは次の時代への制度整備として評価してよいが、その理念・目的の具現化において研究科の体制が課題として挙げられる。学部レベルでは「経済学科」「経済ネットワーキング学科」「経営学科」と３学科体制を敷きながら、研究科としては「経済学専攻」と１専攻で学生募集をしており、学部の上に立つ大学院としては不十分といえる。現在の研究科の開設科目、スタッフの専門分野から見ても、「経済学専攻」という一般的な感のある名称でその内実を括ってしまうのは適切ではなく、学外への情報発信・告知という点において、本研究科の理念・目的の具現化を象徴するにふさわしい専攻名称・体制とは言いがたい。

また、近年、博士課程前期においては税理士資格等の資格取得を目指す受験者・入学者が増加しているが、修士論文を指導できる担当教員が限られており、入学希望者を制限せざるをえず、高度専門職業人養成の観点からも体制の整備が急がれる。

将来の改善・改革に向けた方策

学部の３学科体制に揃え、大学院も３専攻体制へ移行することは、現在の定員規模からいえば現実的ではない。そこで、現実に受け入れている学生のニーズに即し、現状のスタッフで対応可能な改革として、専攻内に研究者養成を目的とした「アカデミック・コース」、高い教養と専門性を養成する「グローバル・コース」、税理士等の資格取得を目指す「キャリア・コース」（いずれも仮称）の３コースを設定することを計画中である。これらのコースを設定した場合、入試制度の改革や博士課程前期のカリキュラムおよび単位修得に関わる改革も併せて検討することとなる。

４ 法科大学院

目標

１．非常勤講師を含む全ての教員における、本法科大学院が養成を目指す「法曹像」と教育の理念の共有
２．在学生、入学希望者に対する、本法科大学院の理念の周知徹底

法科大学院の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的

現状の説明

１）本法科大学院が養成を目指す「法曹像」

司法制度改革審議会意見書は、制度を活かすものは人であり、法曹の人的基盤を強化しなければならないという観点から、法曹養成制度に関して「２１世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹をどのようにして養成するか」という課題を設定し、古典的教養と現代社会に関する広い視野をもち、かつ「国民の社会生活上の医師」たる専門的職業人としての自覚と資質を備えた人材を育成する場としての法科大学院構想について語っている。

本法科大学院は、この提言を真摯に受け止め、「国民の社会生活上の医師」たるべき「地域」とともに生き「地域」に寄与し貢献できる法曹、まちに生きる人々の思いを受け止めることのできる感性と、事件を冷静に処理できる理性とを有する法曹（ホームロイヤー）の養成を目指している。

この点を國學院大學の「建学の精神」に照らして具体的に述べると以下のようになろう。

國學院大學が輩出してきた多くの人材に「神職」があるが、彼らは「地域」に開かれ「地域」の一部分である「神社」という場を通して、いわば「地域社会の知恵者」として、地域の人々が抱える社会生活上の諸問題の解決に貢献してきた。今日、「国民の社会生活上の医師」としての法曹に求められている役割は、神職が従来果たしてきたこのような役割と相通ずるものがある。しかしながら、現代社会において人々が抱えている社会生活上の諸問題に有効な解決法を示唆し得るためには、旧来の伝統や慣習に頼るだけでは不十分であろう。時代の変化がはげしく、世代間のみならず同世代の個人間においてすら価値観が多様化する現代において、人々が自立的存在として主体的に社会生活関係を形成していくためには、各人の置かれた具体的生活状況ないしニーズに即した、法的助言を含む適切な法的サービスの提供が求められているからである。

本法科大学院は、以上のような要請に応えうるために、地域社会へ奉仕することのできる資質を備えた法曹、すなわち、「地域」とともに生き「地域」に寄与し貢献できる法曹、まちに生きる人々の思いを受け止めることのできる感性と事件を冷静に処理できる理性とを有する法曹(ホームロイヤー)の養成を目指すこととしたのである。

２）本法科大学院が養成を目指す「法曹像」の周知方法

在学生に対しては、入学式の院長祝辞、学生との懇談会における院長挨拶等、機会あるごとに本法科大学院が養成を目指す「法曹像」を確認し、周知を図っている。また、平成１８年度末から制度的に開始された個別履修相談においても､この法曹像･理念を前提として学生への指導にあたっている。

専任教員に対しては、教授会等において機会あるごとにこの理念を確認している。

非常勤講師及び兼担教員に対しては、授業担当前年度の１１月頃に開催している事前打ち合わせ・懇談会において、本法科大学院が養成を目指す「法曹像」と教育の理念を説明しており、理解を得た

うえで授業に臨んでもらっている。その際に欠席した教員に対しては、その旨の記載のあるガイドブック等を送付し、遺漏のないように努めている。

入学志願者等の学外者に対しては、学内外の進学相談会での個別相談時での説明、ガイドブック、ホームページでの記載により、周知していることはもちろん、さまざまな機会を捉えて、周知方を図っている。

点検・評価、長所と問題点

１）で述べたように、本法科大学院が養成を目指す「法曹像」は極めて明確であり、かつ適切である。また、学内者はもちろん、学外者に対しても複数の手段により広く開示していることから、「法曹像」は十分に周知されており、したがって、その有効性は高いものと考える。

将来の改善・改革に向けた方策

在学生には、全員に対する履修指導、個別履修相談、学生との懇談会（半期ごとに１回、学年別に実施）等で、繰り返し本法科大学院が養成を目指す「法曹像」についてのメッセージを発信しているが、『学生便覧』所収の「履修要項」冒頭にもその趣旨を記載することで、さらに確実な周知徹底を図りたい。また、入学者に対して実施している「法科大学院入学試験及び入試広報に関するアンケート」において、理念・目的を理解していることの確認と、それを知った手段についての項目を新規に追加することで、有効性について数値的に把握できるよう努めたい。

第２章　教育研究上の組織

目標

１．建学の精神、大学の理念・目的を具現化した教育研究組織を実現する
２．時代の変化や、社会の要請に応じた教育研究組織の実現をめざす

１．國學院大學の教育研究上の基本組織

現状の説明

本報告書の第１章で述べたとおり、本学は、明治１５年の皇典講究所設立当初から、建学の精神の神道精神に基づき、教育・研究活動に邁進してきた。大学全体、および学部・研究科等の理念・目的については、第１章で説明を行なっているため、本章では、現在の組織にいたる経緯について、それぞれ簡単な説明を加えたい。なお、章末に平成１９年度時点の「國學院大學の教育研究上の組織」および設置年月日等を記した「全学の設置学部・学科・大学院研究科等一覧表」を掲載する。

【文学部】

昭和２３年に新制文学部として認可を受け、翌２４年に新制文学部第二部が認可された。この時は、第一部に神道学科・哲学科・文学科・史学科の４学科、第二部に文学科・史学科の２学科という体制であった。その後、昭和４２年に文学部第二部神道学科を設置している。

平成７年に文学部第一部文学科を改組再編し、日本文学科・中国文学科・外国語文化学科の３学科を新たに設置（平成８年４月開設）し、文学部第一部は、６学科体制となった。その後、平成１４年に第一部神道学科および第二部神道学科の募集を停止し、両学科を母体として神道文化学科を昼夜開講制で設置した。さらに、平成１７年には、第一部、第二部の募集を停止し、名称を文学部に変更し一本化した。それにともなって、従来、一部・二部制を敷いていた日本文学科・史学科では昼夜開講制に移行し、第一部のみであった３学科のうち、外国語文化学科では７時限制を採用した。

【経済学部】

昭和４１年に設置された経済学部第一部経済学科と第二部経済学科は、昭和２５年に設置された政経学部をその前身とする。

平成７年に経済学部第一部経済学科を第一部経済学科と第一部経済ネットワーキング学科に、第二部経済学科を第二部産業消費情報学科に再編（３学科とも平成８年開設）した。第二部産業消費情報学科は、平成１２年度をもって学生募集を停止した。それとあわせて第一部経済学科および第一部経済ネットワーキング学科は昼夜開講制に移行し、経済学部は「経済学科（昼間主コース・夜間主コース）」と「経済ネットワーキング学科（昼間主コース・夜間主コース）」の２学科体制となった。

平成１６年に経済学科と経済ネットワーキング学科を再編し、新たに経営学科を設置した。この再編にあわせて経済学部では昼夜開講制を廃止し、昼間のみの開講となっている。

【法学部】

法学部も経済学部と同様に、政経学部を母体とする。昭和３８年に政経学部から独立し、法学部第一部法律学科として認可を受けた。２年後の昭和４０年には第二部法律学科の設置が認可されている。

平成１２年に第一部、第二部の学生募集を停止し、法学部法律学科（昼間主コース・夜間主コース）に再編することが決定し、平成１３年に開設された。

【神道文化学部】

文学部の項でも説明したとおり、平成１３年に文学部第一部神道学科および第二部神道学科の募集を停止し、両学科を母体として設置することが認可された（平成１４年４月開設)。

【文学研究科】

昭和２６年に文学研究科博士課程前期（修士課程）の神道学専攻と日本文学専攻が、翌２７年に日本史学専攻が、それぞれ認可を受けた。博士課程後期（博士課程）については、日本文学専攻と日本史学専攻が昭和２８年に、神道学専攻が昭和３３年に認可を受けている。

平成１８年に日本史学専攻の名称を史学専攻に変更した。日本史学専攻では、日本史学・考古学・外国史学の３コースを設けており、その他にも歴史地理学・文化財学・博物館学関連科目が開講されているため、より内容に沿った専攻名称とするための変更であった。続いて、平成１９年には、同様の主旨で日本文学専攻を文学専攻と名称変更した。

【法学研究科】

昭和４２年に法学研究科博士課程前期（修士課程）と後期（博士課程）とが同時に認可された。その後、特に大きな改編等なく、現在までこの基本組織を維持している。

【経済学研究科】

昭和４３年に経済学研究科博士課程前期（修士課程）の設置が認可され、２年後の昭和４５年に後期（博士課程）の設置が認可された。その後、特に大きな改編等なく、現在までこの基本組織を維持している。

【法務研究科（法科大学院)】

司法制度改革の一環として考案された法科大学院制度に基づき、他の６７大学とあわせて平成１５年に我が国初の法科大学院として設置が認可された（平成１６年度開設)。法務研究科では、３年課程の標準コースと、２年課程の短縮コースという２コース制を採用している。

【神道学専攻科】

神道学専攻科は、４年制大学を卒業した者が１年間で神道を学ぶための課程として、昭和３３年に設置された。神道精神と深く関わる神道学専攻科は、同精神に則り、神道界の第一線で活躍できる高等神職の養成に努めている。

【別科神道専修】

本学では、神社界に多くの優れた人材を輩出してきた皇典講究所神職養成部を前身とする神道研修別科を昭和２６年に設置した。同別科は、昭和４３年の神道研修科（２年制）の改廃にともない、昭和４４年から、別科神道専修Ⅰ類（１年課程）とⅡ類（２年課程）に再編され現在に至っている。前述の専攻科と同様に、本学の建学の精神に則った人材育成を目的とした組織である。

【研究開発推進機構】

研究開発推進機構は、平成１９年に本学の建学の精神を闡明・具現化し、もってそれを将来にわたって強固なものにするために策定された「國學院大學２１世紀研究教育計画」に基づき、昭和３０年に設立された日本文化研究所を発展的に再編して設立された。日本文化研究所は、日本文化の基礎的研究、国民の信仰および道徳上の諸問題の研究を設立の趣旨とし、本学の代表的な研究組織として、数多の実績を残してきた。研究開発推進機構は、その設立の趣旨をも継承するものである。

研究開発推進機構の詳細については、第７章で説明がなされているため、そちらを参照願いたい。

以上、章末に掲げた組織図について、簡単な説明を加えた。各組織は、学部においては各学部教授会および全学教授会が、大学院においては研究科委員会および大学院委員会、法科大学院においては

法科大学院教授会があり、それぞれ独立した組織である。しかし、大学院の担当は、学部の専任教員が兼担しており、現時点で大学院専任教員は存在しない。また、３研究科とも学部を基礎として設置されているが、文学部を改組し神道文化学部を設置した際に、文学研究科神道学専攻を研究科として独立させることはしていない。よって、教員の配置という観点からすれば、文学部および神道文化学部と文学研究科、法学部と法学研究科、経済学部と経済学研究科の３区分である。なお、法科大学院と研究開発推進機構は、それぞれに専任教員を配しており、教員配置上も独立した組織である。

専攻科と別科については、専攻科長、別科長がそれぞれ全学教授会で承認されているため、組織図としては独立したものである。しかし、その教育および運営は神道文化学部によって行なわれており、その意味では、神道文化学部関連の組織であるということもできる。

点検・評価、長所と問題点

文学部の単科大学として出発した本学が、現在４学部３研究科、専門職大学院として法科大学院、そして独自の研究組織である研究開発推進機構を備える文系総合大学に発展するに至ったことは、建学の精神や、理念・目的に基づきながら、時代の変化に応じ、また学生のニーズに応えてきた結果であり、教育研究上の組織の改革が一定の実績を残したと評価できる。

平成１６年度版自己点検・評価報告書でも言及したとおり、本学においては 20 年来第二部のあり方についての議論を行なってきた。平成１３年の経済学部、法学部に始まり、平成１４年には神道文化学部が、そして平成１７年には文学部が昼夜開講制に移行したことで、本学から第二部は無くなることとなった。この一連の改革は、多様化する学生および社会人の生活形態・勤務形態にあわせたものであり、評価できるものと考えている。なお、経済学部においては、平成１７年に経営学科を設置する際に、昼夜開講制を廃止し、７時限制へと移行している。

平成１７年１月に中央教育審議会から「我が国の高等教育の将来像（答申）」が示され、重点項目のひとつとして大学院教育の実質化が挙げられた。その中では、大学院教育の実質化のための基本的課題として（１）人材養成の観点からの各大学院（課程）の機能の明確化、（２）大学院教育と学士課程教育、大学院以外の専門教育との関係の明確化、（３）大学院教育の実質化のための大学院組織のあり方などの検討が求められている。平成１６年度版自己点検・評価報告書では、大学院の組織的な改編が昭和４５年以来行なわれていないことを指摘していたが、その後の議論の結果、現状の説明で述べたように、文学研究科における内容に応じた専攻名称の変更や、法学研究科における学部からの飛び級制度の導入などにつながっている。この点について、改革は緒についたばかりであるが、着実に進んでいると評価している。ただし、神道学専攻を研究科として独立させるか否か、文学部哲学科および外国語文化学科を基礎とした研究科を設置するか否か、また、大学院専任教員を採用するか否かなど、なお一定の課題を残している。

将来の改善・改革に向けた方策

第二部のあり方に関する議論については、全学部で昼夜開講制を採用（平成１７年以降は、経済学部を除く）したことにより、一定の結論に至ったと言える。一方で、夜間の時間帯における授業の実施については、なお課題を残している。経済学部においては、昼夜開講制を廃止し、１日を７時限という枠の中で考えるという７時限制に移行することで、学部としての夜間の時間帯の授業のあり方について方向性を示した。学生のニーズが多様化する中で、夜間の時間帯のみでの履修を希望する数は減少傾向にある。これをどのように判断し、改革するかという点で各学部の議論が必要である。なお、法学部では、平成１９年にコース制度の見直しを含め、昼夜開講制についての議論が行なわれ、その結果、平成２０年より経済学部と同様の制度に移行することが既に決定している。よって、今後の議

論の対象は、文学部日本文学科、史学科、神道文化学部となる。

大学院については、長所と問題点で指摘した事項について、議論を行なっていく。特に、現在は学士課程のみの哲学科、外国語文化学科の博士課程をどうするかという問題と、神道文化学部設置以来の懸案事項である文学研究科の神道学専攻の独立については、これまでも議論が行なわれてきたが、今後も継続して検討すべき課題といえる。ただし、この問題は大学院の専任教員を配置しない本学においては、教員組織の問題とも関係するため、慎重な検討が必要である。

第１章でも触れたたまプラーザキャンパスに新学部を設置する件については、平成２１年度開設に向けて現在検討が進められている。新学部の設置によって、本学の教育研究上の組織は一層充実したものになると期待している。新学部設置が、本学の組織全体に与えた影響や効果については、慎重な点検と評価を行ない、平成２２年度版の自己点検・評価報告書で詳述することとしたい。

表２－１　國學院大學の教育研究上の組織（平成１９年度）

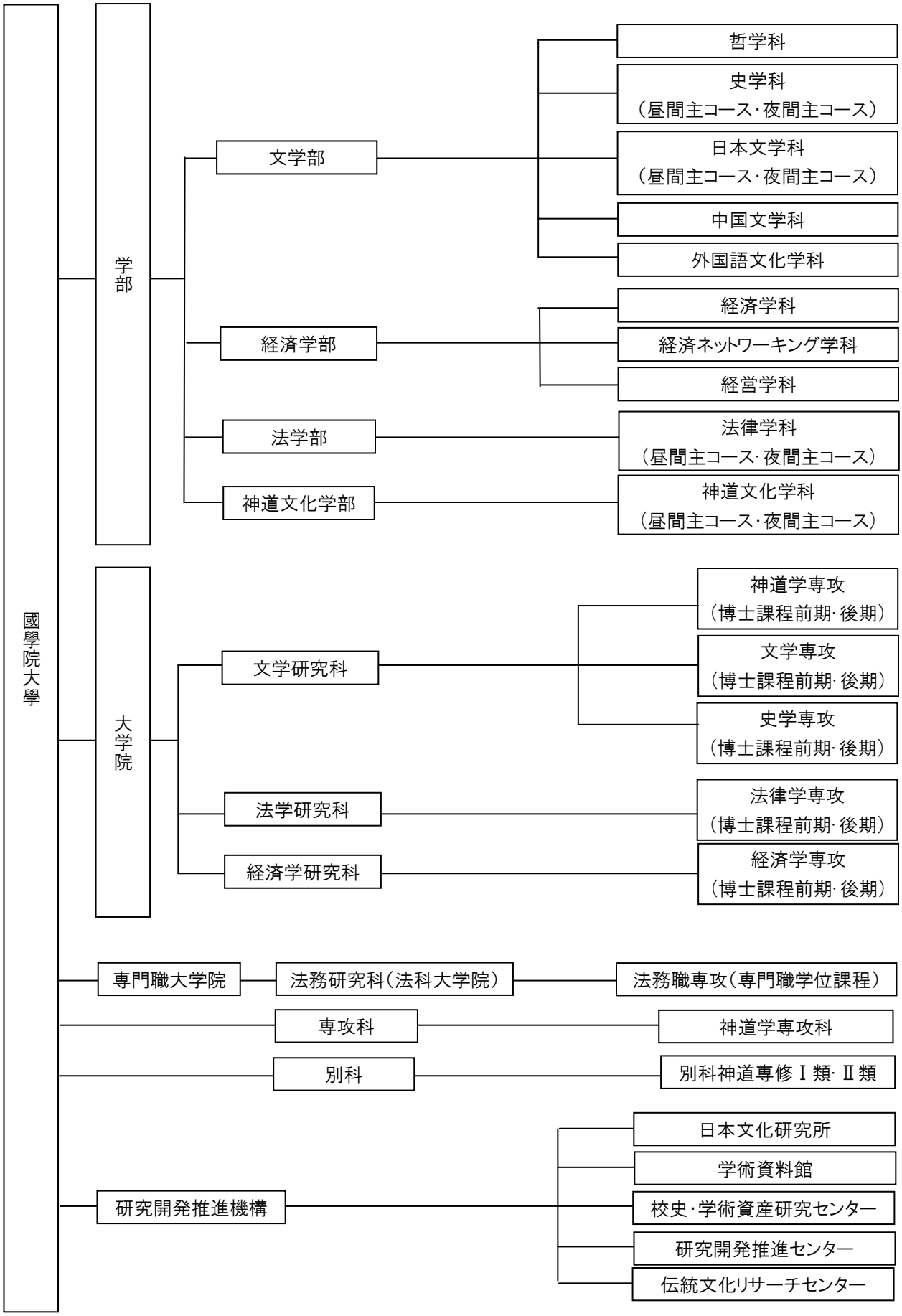

表２－２　國學院大學の設置学部・学科・大学院研究科・専門職大学院等一覧（平成１９年度現在）

名称		設置認可年月日	所在地	備考
文学部	哲学科	昭和 23 年 3 月 25 日	東京都渋谷区東四丁目 10 番 28 号	平成 17 年度から文学部第一部の学生募集を停止、文学部に名称変更。 日本文学科と史学科は昼夜開講制を導入。
	史学科	昭和 23 年 3 月 25 日	同上	
	日本文学科	平成 7 年 12 月 22 日	同上	
	中国文学科	平成 7 年 12 月 22 日	同上	
	外国語文化学科	平成 7 年 12 月 22 日	同上	
文学部第二部	文学科	昭和 23 年 3 月 25 日	同上	平成 17 年度から学生募集を停止。
	史学科	昭和 23 年 3 月 25 日	同上	
経済学部	経済学科	昭和 41 年 1 月 25 日	同上	平成 13 年度から経済学部に名称変更。昼夜開講制導入。
	経済ネットワーキング学科	平成 7 年 12 月 22 日	同上	
	経営学科	平成 16 年 6 月 30 日	同上	
法学部	法律学科	昭和 38 年 1 月 21 日	同上	平成 13 年度から法学部に名称変更。昼夜開講制導入。
神道文化学部	神道文化学科	平成 13 年 8 月 1 日	同上	平成 14 年度から文学部第一部神道学科ならびに第二部神道学科の学生募集を停止し、左の学部学科を設置した。
文学研究科	神道学専攻（博士課程前期）	昭和 26 年 4 月 5 日	同上	
	神道学専攻（博士課程後期）	昭和 33 年 3 月 31 日	同上	
	文学専攻（博士課程前期）	昭和 26 年 4 月 5 日	同上	
	文学専攻（博士課程後期）	昭和 28 年 3 月 31 日	同上	
	史学専攻（博士課程前期）	昭和 27 年 3 月 5 日	同上	
	史学専攻（博士課程後期）	昭和 28 年 3 月 31 日	同上	
法学研究科	法律学専攻（博士課程前期）	昭和 42 年 3 月 29 日	同上	
	法律学専攻（博士課程後期）	昭和 42 年 3 月 29 日	同上	
経済学研究科	経済学専攻（博士課程前期）	昭和 43 年 3 月 30 日	同上	
	経済学専攻（博士課程後期）	昭和 45 年 3 月 26 日	同上	
法務研究科	法務職専攻 （専門職学位課程）	平成 15 年 11 月 27 日	同上	
神道学専攻科		昭和 33 年 3 月 31 日	同上	
別科神道専修		昭和 26 年 5 月 4 日	同上	
研究開発推進機構		平成 19 年 4 月　設立	同上	昭和 30 年 4 月に設置された日本文化研究所を発展的に再編。

第３章　学生の受け入れ

１ 大学（学部）全体として

目標

１．学生募集の方法
- 建学の精神や各学部・学科の教学の理念に基づき、志向性が高く、学修意欲旺盛な志願者の獲得
- 入学部委員会・入学試験委員会における自己点検システムの確立
- 一般入試（教科型）での志願者の確保
- 推薦系（非教科型）の志願者・入学者の確保
- 附属・系列高校との連携強化を含む高大連携の推進
- 学生募集重点地域の強化と拡充による志願者の確保

２．広報関係
- 在学生・卒業生を含む幅広いチャンネルを活用した入学広報の展開
- 志向性の高い志願者・入学者の確保に向けたオープンキャンパスの強化
- 受験生の目線に立った広報媒体の作成（入学ガイド・映像・ＨＰ）
- 入学広報に関する情報公開の透明性と迅速性の確立

３．入学試験方法
- 多様な学生の受け入れと志願者確保に向けた一般入試制度の再検討
- 志願者確保に向けた大学入試センター試験の積極活用と科目の見直し
- 学修意欲旺盛な入学者の獲得に向けた推薦系入試方法の再検討
- 入学部委員会・入学試験委員会における入試制度の検証と再設計の実施

４．定員管理
- 収容定員における在籍学生比率を全学部 1.3 倍以下とする
- 社会人・編入学・留学生等の受け入れにより、学生の多様度を高める
- 留年者・退学者を 10%以下とする

１．入学者選抜方法とその位置づけ

（１）学生募集の方針とその広報

現状の説明

学生の受け入れについては、各学部の責任となっているが、大学全体の方針は入学部委員会が、選抜方法および広報については入学試験委員会が担当し、それぞれ各学部の教員および事務局職員から選任された委員によって構成され、各学部と連絡・調整を密にしながら統一的な学生募集・入学者選抜方法の策定に努め、受験生にわかりやすい選抜方法の広報を展開している。広報および選抜試験の実務は、事務局の入学課が担当している。

大学全体の方針として、大学および各学部の理念に沿った募集と入学者選抜方法の実施を掲げている。各学部では、教育理念・目標に沿った学科の改組や改革を行なうのに伴い、その実現に向けて志向性の高い志願者を集めるための多様な入学者選抜方法を採用している。それらの選抜方法とその広報についての詳細は、各学部の節に記述している。

学生募集の広報については、入学ガイド、ホームページ、オープンキャンパスといった方法をとっている。入学ガイドは、平成１６年度から３パターン作成し、多様なタイプの受験生のニーズに合った内容とした。大学のホームページでは、大学および学生募集に関する情報を公開するだけでなく、１月からは、一般試験の志願者数の情報を毎日更新して公開している。オープンキャンパスは、平成１７年度には７月・８月に各２日、９月・１１月に各１日の計６日開催したが、平成１８年度から１２月にも１日開催し、計７日としてさらに受験生への告知を充実させた。オープンキャンパスの内容は、大学および入試制度の説明、体験授業、受験および学生生活・就職情報などの進路相談、キャンパスの見学、在学生との交流などについての説明である。その他、東京１２大学（國學院大學、青山学院大学、慶應義塾大學、上智大学、専修大学、中央大学、東海大学、日本大学、法政大学、明治大学、立教大学、早稲田大学）が合同で、首都圏はじめ各地で開く説明会に参加した。また、首都圏や後述する重点地区では、該当の地区の高校教員を集めて独自に説明会を開き、海外では韓国における大学合同の説明会に参加している。

また、職員のうち40名ほどを入学アドバイザーとし、高校訪問チームと相談会チームを編成した。前者は首都圏を中心に、一人数校の高校を年に3回ほど訪問して大学の学生募集を広報するとともに、高校側の要望や情報を収集している。後者はオープンキャンパスや相談会における進路相談・指導を担当している。さらに、平成１８年度からは在学生30名を学生アドバイザーとして採用した。学生アドバイザーは、入学広報および大学広報を学生の視点から検証し、受験生から理解されやすい広報活動の展開をサポートするとともに、オープンキャンパスや大学学報『Ｋ－ＤＮＡ』の企画に関わり、オープンキャンパスの実施にも大きく寄与している。

平成１７年度から、入学部委員会では募集重点地区を指定して広報活動を展開している。１７年度には埼玉・新潟・静岡の3県を指定し、翌１８年度からは北海道・長野・茨城の3道県を追加した。募集重点地区においては、学生募集だけではなく、マスコミや院友会組織（本学では卒業生のことを「院友」と称す）などとタイアップし、テレビコマーシャルなどの広報活動や、本学所蔵の古典籍・資料の展示会、講演会を開催するなどして、本学の存在感を特に強く打ち出している。

点検・評価、長所と問題点

毎年夏に実施している新入生アンケートによれば、本学の学生募集や大学に関する情報をどこで知ったかという質問に対し、平成１６年度は 42.1%が入学ガイドを挙げており、平成１７年度には51.3%と過半数を超えている。また入学ガイドの請求も、平成１６年度には17,182冊、１７年度には18,188冊、１８年度には19,879冊と次第に増加している。請求者のうち平成１７年度には13.0%が志願したのに対し、１８年度には20.6%、１９年度には24.8%と増加しており、入学ガイドによる広報、大学に関する情報告知の効果は確実にあがっていると評価できる。

同アンケートによれば、本学を受験する際に決め手となった情報として、平成１６年度には、本学ホームページ13.0%、その他のホームページ1.4%であったものが、１７年度には本学ホームページ14.3%、その他のホームページ29.5%となっており、ホームページの役割が大きく変化している。これに対応するため、コンテンツの充実を図り、画像・動画配信についても強化している。

オープンキャンパスの来場者は、平成１６年度には6,212人（うち保護者など1,160人）、平成１７年度7,113人（うち保護者など1,215人）、平成１８年度8,326人（うち保護者など1,408人）と増加している。新入生アンケートで、入試や大学に関する情報をどのように知ったかという質問に対し、オープンキャンパス・説明会を挙げた者は、平成１６年度13.9%であったが、平成１７年度には21.7%に増加している。オープンキャンパスの回数を増やし、内容を充実させたことが、確実に大学および

学生募集に関する情報の周知につながっていると評価できる。

前述のとおり、オープンキャンパスでは、入学アドバイザーの相談会チームと学生アドバイザーがが活動している。教員はオープンキャンパスにおける公開授業、高校からの要望による大学の授業公開や高校へ出張する模擬授業などで広報活動に寄与している。しかし、大学の校務が増加する中で、高校からの出張授業の要望に応じ切れない現状となっており、全体として入試広報は一部の教職員に偏る傾向もある。

入学アドバイザー制度は、全体として受験生が減少する傾向の中で、受験者獲得に機能している。平成１７年度の数値で見ると、高校訪問チームの担当した高校からの受験者数は、その資料請求数に対して 22%であるが、他の高校では、資料請求数に対する受験者数は 16%にとどまっている。高校訪問が受験生を引き止めていると言える。

募集重点地区の策定について述べると、平成１６年度から１８年度における受験資料請求数の推移から見た場合、重点地区からの請求数は微増であるが、資料請求者が本学を受験した割合は確実に増えている。この傾向は北関東・関東周辺の県で顕著であり、重点地区を指定し、広報活動を充実させた成果が見えている。ただ北海道は微増にとどまっており、今後分析を重ねながら、重点地区の拡充と広報活動を充実させることが必要である。

上記のように、本学では受験者募集の広報を実施し、高校生に対する進路相談・指導を行なっているが、平成１６年度に実施した平成１７年度入試（平成１６年度に実施した平成１７年度の入学者選抜試験を「平成１７年度入試」と呼んでいる。入試については以下同)、１８年度入試と志願者が減少したことは事実である。ただし後述するように全国的な１８歳人口や受験人口の減少ほどには落ち込んではおらず、志願者の引止めに以上の方策が一定の成果を上げた事は確かである。また、平成１９年度入試では、志願者が 15%ほど増加している。志願者の増減は、社会現象・大学全体の活動とイメージが大きく作用し、広報活動のみによって左右されるものではないが、上記の方策についての効果を検証していく必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

大学の規模と実力にあわせた広報活動の充実を図り、入学試験委員会・入学部委員会・入学課を中心に、毎年の結果を検証しながら点検・評価を重ねていく事が必要である。ことに以下の点を中心に検討を加える。

入学ガイドのコンテンツやデザインを改良し充実させ、受験生に対するホームページを拡充し、大学広報誌にも反映させる。平成１９年度には、学生アドバイザーが学生の目線から制作したメールマガジン「渋たまクラブ」・インターネットニュース番組「Kokugakuin Express」を配信する事となっている。

また、入学アドバイザーの拡充を図り、従来は職員のみであったものを、元職員などから採用して高校訪問を依頼する事とし、特定の職員の負担増を解消しようと試みている。

さらに平成１９年度の志願者増が一時的な動向か否かを今後検証し、一層の志願者増を図るために、重点地区の検証と増加を実施し、毎年の入試の動向を検証しながら、志願者の増加に向けた広報体制を充実させる。

（２）入学者募集・選抜の方法

現状の説明

本学における入学者募集・選抜方法は、各学部・学科の教学の理念に基づき、各学部・学科への志

向性の高い志願者を全国から募集するという方針の下に、現在の大学入学に対する多様な方向性に鑑み、志願者が自らの学習状況や志向性によってさまざまな方式を選択できるようにしている。平成１７年度入試では、教科試験による一般試験の選抜のほかに、附属・系列校、指定校、スポーツ活動、公募制自己推薦（ＡＯ型）に基づく推薦選抜、院友子弟等を対象とした特別選考による選抜が全学部にあった。また、文学部では社会人、外国人留学生、法学部・経済学部では外国人留学生の特別選考があり、神道文化学部には、社会人特別選考と、推薦選抜として神道推薦・宗教推薦、普通神職養成機関推薦があった。

一般試験では、大学入試センター試験を課して、これのみで選抜を行なうＣ方式、大学が独自に作問した３教科あるいは２教科を課して選抜を行なうＡ方式２月試験・Ａ方式３月試験、大学独自の１教科あるいは２教科と、学部によっては大学入試センター試験との組み合わせとによって選抜を行なうＢ方式試験があり、志願者が受験方法を選択できるようにしている。また、受験者のうち不合格者には受験者の得点および合格点を開示し、選抜基準の透明性を保持している。

推薦選抜には、学校長などの推薦を条件として募集・選抜を行なう推薦選抜（附属・系列校、指定校、スポーツ活動、神道推薦・宗教推薦、普通神職養成機関推薦）と、自ら設定したテーマにもとづいて資料を収集し論述したリポートや、高校生活の中で個性的な活動を行なったことを記述し、それをもとに当該学科の学修内容に対する強い志向性によって募集・選抜する公募制自己推薦(ＡＯ型)選抜がある。

特別選考は、志願者自らが置かれている条件を前提として募集・選抜を行なうものであり、社会人、外国人留学生、院友子弟等の３種類がある。

平成１７年度入学試験では、文学部が第二部文学科・第二部史学科の募集を停止して日本文学科・史学科に昼夜開講制を導入し、経済学部が昼夜開講制を廃止して経営学科を新設したことを受けて、全学科がＡ方式３月入試を行なった。また、法学部の一般入試Ａ方式２月試験において、国語が現代文だけで受験可能となった。

平成１８年度入試では、一般入試Ａ方式２月試験で、文学部哲学科・外国語文化学科、神道文化学部においても、国語が現代文だけで受験可能となった。同３月試験では、日本文学科・外国語文化学科においてセンター試験の利用が可能となり、一般入試Ｂ方式では、神道文化学科がセンター試験の利用が可能となり、経済学部ではセンター試験利用科目に簿記・会計や情報関連・工業数理が利用可能となった。

平成１９年度入試では、一般入試の名称を変更して、Ａ方式２月試験を「Ａ日程」、Ｂ方式を「Ｂ日程」、Ａ方式３月試験を「Ｃ日程」、センター利用を「センター試験利用入試」と改めた。またＡ日程では得意科目重視型・３教科型・２教科型の３タイプの入試を、法学部を除く全学科が実施し、Ｂ日程で全学科が２科目入試を実施し、経済学部・法学部・神道文化学部がセンター試験利用入試の利用を可能とした。さらにＣ日程では、文学部全学科でセンター試験の利用が可能となった。

点検・評価、長所と問題点

入学者募集とその選抜の方法については、前項で述べたとおり広報活動の充実を図り、高い透明性を確保し、さまざまな選抜方法を各学部・学科の理念に沿って位置づけ、それぞれの方法を広報で詳細に公開している。

推薦選抜による入学者募集については、指定校・公募制自己推薦(ＡＯ型)は年々微増の傾向にあり安定した入学者確保につながっているものの、外国人留学生は国の方針も影響して減少している。また附属･系列校からの入学者が、若干ではあるが枠を満たさない状況にあり、特に平成１９年度では

78%の枠しか満たしておらず、必ずしも安定した入学者確保とはなっていない。

一般入試（教科型）での志願者は、平成１７年度入試が 16,549 人と１６年度入試の 16,377 人より微増したものの、１８年度入試には 15,218 人と前年度の 92%に落ち込んだ。ただし平成１９年度入試には、17,487 人と前年度より 15%の増加を見ており、安定的に志願者を確保していると評価できる。

推薦系（非教科型）の志願者は指定校推薦・公募制自己推薦ともに横ばい・やや減少の傾向を見せている。指定校推薦については、毎年の出願者の傾向や高校の活動・反応を見ながら指定校を入れ替え、入学者の確保を図っている。平成１８年度入試からは史学科が指定校推薦を導入した。公募制自己推薦については、志願者はやや減少の傾向が見られるが、志願者の高い志向性や各学科に相応した能力を見ながら、入学者の確保を図っている。合格者数確保の面からは問題ないものの、より高い能力を持つ志願者をさらに集め、入学させることが今後の課題である。

一般入試の作問については、Ａ日程・Ｂ日程・Ｃ日程とも、すべて学内の教員が行なっている。入学試験委員会のもとに入学試験作問委員会が設置されており、この管理下でそれぞれの科目代表が作問会議を主催し、内容の検討・調整を図りながら、問題作成委員が作問を行なっている。体裁・形式のチェックや校正については、校正委員が担当し、５回の校正と内容確認を行なっている。科目代表・問題作成委員は校正と標準解答のチェックを行ない、入学試験当日には、最終確認と標準解答のチェックをしている。このように、試験の実施に対して万全の体制をとるとともに、試験終了後には学外の第三者による問題チェック、入学試験委員による正答率の確認作業を行なって、危機管理体制の構築に努めている。平成１９年度入試からは問題解答委員を置いて、校正期間の中で問題を解答しながら問題の適切さ・作問の齟齬などをチェックする体制を強化した。入学試験の作問に当たっては、入学試験委員会を中心に点検システムを構築しており、危機管理体制を確立させているが、試験同日に至っても誤植などの初歩的なミスが出ることもあり、一層の体制の整備が必要である。

将来の改善・改革に向けた方策

一般入試について、平成１９年度には 15%の志願者増をみたが、この傾向が維持できるか、今後、広報活動を始めとする諸活動の検証を重ねながら、各学部･学科ごとに教育理念に照らして検討していくこととなる。また、この志願者増が一過性のものにならないよう、前項でも述べた学生募集重点地区の強化と拡充を図り、志願者確保に努める。

附属・系列高校（國學院高校・國學院大學久我山高校・國學院大學栃木高校）からの推薦入学者は、各学科により増減があるが、全体として推薦入学者の枠を満たしていない傾向にある。そのため、大学と高校との連携強化を含む高大連携の推進が不可欠であり、高校への説明会などを通じて大学の魅力と存在を一層アピールする必要がある。併せて、学部・学科ごとの推薦枠については、数年ごとに見直しを図っていく。毎年の変更は却って混乱を招くため、見直しは数年ごととし、各学科の教育理念・志願者の志向性と志願の傾向とを照らし合わせて検討する。

また、入学直後の学力診断によれば、推薦系の入学者には一般選抜試験の入学者との差が見受けられるため、附属・系列高校からの入学者に対しては、入学前教育を行なっている。平成１９年度には、大学教員と附属･系列高校の教員とが連携して、入学前教育用のテキストを作成する事になっており、他の推薦選抜制度による入学者にも配布して入学前教育を充実させるとともに、高大連携をさらに進めていく。

（３）入試実施体制

現状の説明

本学の入学試験は各学部の責任により行なわれるが、入試実施体制は全学的な協力体制を構築し、入学試験委員会と入学課が実務を担当し、全教職員が一丸となって当たっている。また、全学的な入試実施体制とその下で統一的に行なわれる入学選抜試験は、志願者に対する試験要項の説明も分かりやすいものとなり、公開と透明性にも役立っている。

入学試験問題の作成については前項で記したが、入学試験の実施は、広報活動まで含めると年間を通した仕事である。ことに要項の作成、出願の事務連絡、さまざまな試験制度の実施や実施場所の手配・教職員の動員体制や手配、成績の集約と合格の判定、合格者への通知や手続きの事務などを、全学的な協力体制によって事故なく実施し、迅速かつ正確な情報を集約し公開する事は、非常な努力を要する。

これらの業務の実施にあたっては、入学試験委員会および入学課職員が計画し、入学試験関係の諸委員をはじめ全教職員の協力によって遂行する体制が構築されている。また、入学試験委員会および入学課により、試験が一段落する段階で点検・検証する体制も確立している。入学試験実施に向けて全学が動き出すころには、問題点の摘出と次年度に向けての見直しについて、入学試験委員会および入学課が検討を始め、次年度への改革を試みている。数年にわたる入学試験全般の傾向を分析し、中長期にわたる学生の受入体制を検討・企画する機関としては、入学試験委員会の上位にある入学部委員会が機能している。

点検・評価、長所と問題点

入学試験は、全学的な入試実施体制の下で統一的に行なわれている。一方で、各学部・学科が独自に志願者確保に向けた入学試験制度を模索する中で、指定校・公募制自己推薦（ＡＯ型）など学部･学科により異なる方法が多く、受験生が比較した場合にその差異が不明確な場合も起こっている。また、一般入試においても、学部･学科による配点の差などに同様な点が時に見出せる。統一的な入試と受験生への公開･透明性の確保をさらに勘案して、さらに適切な一般入試制度を再検討する必要がある。

一般入試において、志願者の確保は深刻な問題である。平成１７年度の一般試験の志願者は、16,549名、１８年度には15,218名に減少している。１９年度には17,487名と約15%の増加を見たが、この増加が一過性とならないように、一般入試制度の検証と再検討が必要である。このうちセンター試験利用入試については、平成１６年度から減少の傾向にあり、１７年度には4,142名、１８年度には3,538名と志願者が激減している。１９年度には4,067名とやや持ち直したものの以前の志願者数を確保できていない。しかし、平成１９年度にはＢ日程で法学部・経済学部・神道文化学部、Ｃ日程では文学部と、全学部でセンター試験の成績が利用できるよう制度改革を行なった。今後も志願者確保に向けたセンター試験の積極活用と科目の見直しが課題である。

推薦系入試においては前述したような多様な制度を整備しており、指定校を入れ替え、平成１８年度には史学科が新たに指定校制度を導入するなど制度の拡大に努力しているが、年々志願者減少の傾向にある。平成１７年度の志願者は1,494名、１８年度1,536名、１９年度には1,483名に漸減している。学修意欲旺盛な入学者の獲得に向けた推薦系入試方法の再検討が必要である。

入試制度を検証し再設計を実施する体制は、入学部委員会・入学試験委員会が中心となっている。両委員会は大学執行部とも連絡を取り合い、各学部から専任された入学部委員･入学試験委員も、絶えず学部の執行部・各学科と連絡を取り合っている。これらの連絡内容は、教授会他さまざまな会議を通じて全教員および大学の関係部署に行きわたる体制が構築されている。なお、毎年の入試問題を検

証する体制は前項で述べたとおりであり、作成時からの綿密な検討やチェック体制をとっている。しかし、毎年些細ではあるが試験当日までミスが発見されており、受験生の不利益になるような事態には至っていないものの、一層の検証とチェック体制の充実が必要である。

将来の改善・改革に向けた方策

入試実施体制について、多様な学生の受け入れと志願者確保に向けた一般入試制度の再検討が必要であるが、志願者の増加は魅力ある学部・学科の存在、ことにその新設に大きく影響される。平成２０年度には、法学部が法律専攻･法律専門職専攻･政治専攻の３専攻を作り、専攻ごとに入試を実施する事になっており、２１年度には渋谷キャンパスの再開発が終了して既設学部が渋谷に集中し、たまプラーザキャンパスには新学部が設置されることが検討されている。教学理念に基づいて受験生に魅力のある学部・学科となるような努力と、その広報にむけた取り組みが求められる。ことに平成１９年度には一般入試の志願者が増加したものの、センター試験利用入試の志願者は１７年度と比較すると漸減しており、センター試験利用を積極的に考える必要がある。２０年度には利用できる科目を増やし、Ｂ日程・Ｃ日程における利用を拡大する方策が検討されているが、今後さらに志願者確保に向けたセンター試験の積極活用と科目の見直しを進める。

学修意欲旺盛な入学者の獲得を考え、推薦系入試方法も再検討しなければならない。平成２０年度入試では、指定校制度を新たに神道文化学部が導入し、文学部中国文学科も公募制自己推薦（ＡＯ型）を改革し、志願者を集めたセミナーを実施し、より志向性の高い入学者確保を検討している。各学部・学科においても、それぞれ検討をはじめており、入学試験委員会が意見を集約しながら実施体制を再検討し､入学部委員会が今後を見通した方策とさらに公開性を高めた広報を見直す体制が整っている。

試験問題の検証については、作成時からの体制と第三者の検証などの体制が前述したように整ってはいるが､一層チェック体制を見直し､作成中の漏洩などの防止と問題のミスがなくなるように校正･印刷などの体制を強化する案を入学試験委員会が検討中である。

２．大学全体の学生収容定員と在籍学生数の比率の適切性

現状の説明

平成１９年５月１日時点での収容定員に占める在籍学生数の割合は、大学基礎データ【表 14】（以下、大学基礎データからの引用の場合は【表○】とする）に示したとおりである。この在籍学生比率については、平成１３年度版報告書をもって大学基準協会の相互評価を受審した際に、文学部神道学科（改組により平成１４年度から神道文化学部神道文化学科)、日本文学科、中国文学科、法学部法律学科（昼間主コース)、経済学部経済学科（昼間主コース）について、収容定員に対する在籍学生比率が高いとの勧告を受けている。この勧告を受けて改善・改革の取り組みを行ない、その結果を平成１７年に改善報告書として提出した。これに対して大学基準協会からは、意欲的に改善に取り組んでおり、多くの項目の成果も満足できる、との評価を得ている。なお、改善報告書提出時（平成１７年５月１日時点）での該当学科の収容定員に占める在籍学生数の割合は、下表のとおりであった。

学部	学科	入学定員	収容定員 (A)	在籍学生数 (B)	在籍学生比率 (B) ／ (A)
文学部	日本文学科（昼間主）	220	843	1,201	1.42
	中国文学科	60	210	265	1.26
	史学科（昼間主）	140	500	699	1.39
	哲学科	50	206	292	1.41

法学部	法律学科（昼間主）	400	1,480	1,895	1.28
経済学部	経済学科（昼間主）	210	850	1,099	1.29
神道文化学部	神道文化学科	100	400	496	1.24

※1. 文学部は、平成 17 年度から文学部第二部の募集を停止し、文学部日本文学科と史学科は昼夜開講制に移行した。上表の日本文学科と史学科の収容定員は、平成 14 年度～16 年度の第一部の入学定員と、平成 17 年度の入学定員を合算したものである。

※2. 経済学部は、平成 17 年度から昼夜開講制を廃止した。従って、上表の収容定員は、平成 14 年度～平成 16 年度の昼間主の入学定員と平成 17 年度の入学定員を合算したものである。

点検・評価、長所と問題点

収容定員に占める在籍学生数の比率（在籍学生比率）は、教育環境および教育の質的保証といった観点から、1.3 倍を越えることは好ましくないと判断している。その判断基準からすれば、法学部を除いて 1.3 倍を超過（経済学部は 1.30 倍）している現状は、何らかの対策を講じる必要があると言わざるを得ない。

視点を変えて、各学部の入学定員超過率を見てみると、全ての学部で 1.2 倍程度である。入学定員超過率が 1.2 倍程度でありながら、在籍学生比率が 1.3 倍を超えているということは、留年者数及び卒業延期者数が問題となっていることである。そこで、【表 14】の各学部における留年・卒業延期者数をもとに、在籍学生数に占める留年・卒業延期者数の割合を算出してみると、以下の表のようになる。

学部	在籍学生数 (A)	留年者数 (B)	卒業延期者数 (C)	留年･卒業延期者数の割合 (B+C) ／ (A)
文学部	3,468	53	109	4.67%
法学部	2,570	65	123	7.31%
経済学部	2,655	51	89	5.27%
神道文化学部	903	38	46	9.30%
大学全体	9,864	221	433	6.63%

※小数点第 3 位を切り捨て

入学定員超過率については､平成３年度以降 1.25 倍以下とすることを目標値として取り組んでおり、平成１９年度で 1.23 倍と目標値をクリアしている。ただし、入学定員超過率を減じることによって、在籍学生比率の是正に繋げるということについては、入学許可人員の歩留り率が、年度によって振れ幅が異なるなど極めて不確定であることなどから､確実な方策であるとは言えない｡むしろ留年者数、在籍学生者数を減らすことにより、在籍学生比率を目標値の 1.3 倍以下にすることの方が、より現実的な方策であると考えている。

将来の改善・改革に向けた方策

留年者数、卒業延期者数を減らす取り組みとしては、平成１７年度から正式導入された「ＧＰＡ」による評価方法を利用した修学相談（年２回）等により、これまでも継続して取り組んできた。しかし、修学に問題を抱える学生は、修学相談への参加率も低い傾向にあり、より積極的な改善方策が望まれていた。

これに対し、教務部を中心に、本学独自の学修支援システムであるＫ－ＳＭＡＰＹを利用した従来の支援による成果を分析した結果をふまえ、コンピテンシー診断を導入して学生に「振り返り」と自己発見の機会を提供し、同時に学生の意識改革と人間的成長を促すＷｅｂ版自発的ポートフォリオの

作成を推進していくプログラムを開発した。これは、学生が「自分史」を作り上げる作業を通して視野を広げ、社会人基礎力を育むことによって、中途退学者を減らし、社会的課題であるニート・フリーター対策にも資するものである。プログラム導入後は、学生は継続的な自己分析を実施することにより、大学生から社会人への接続がスムーズに移行可能となり、教職員側は、学生自らが発信する学生カルテを参照し、キャリアカウンセリング・窓口対応・教科指導などの、学生と接する様々なシーンで役立てることが可能となる。このプログラムによる取り組みを通して、４年後には、在籍学生数に占める留年・卒業延期者数の割合を 3%台にすることを目標としている。これが実現すれば、大学全体の在籍学生比率が 1.3 倍を下回ることになる。

なお、このプログラムは、その内容が評価され、平成１９年度の「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム（学生支援ＧＰ）」に採択されている。

３．社会人・編入学・留学生等の受け入れについて

現状の説明

社会人の受け入れは、平成１７年度からの文学部第二部の廃止に伴う日本文学科・史学科での昼夜開講制への移行により、入試制度上は文学部のこの２学科と神道文化学部だけとなっている。法学部・経済学部においても社会人入試を実施していたが、法学部では１６年度入試から、経済学部では平成１７年度から公募制自己推薦入試制度の中に社会人も含めるようになっている。社会人の受入数は、従来からの実績に基づいて決めてきたが、法学部・経済学部では公募制自己推薦入学の中で希望実態に合わせて柔軟な対応をしている。編入学は法人内の短期大学（國學院短期大学）と系列法人短期大学（國學院栃木短期大学）からの系列短大からの編入に限定されていたが、平成１７年度からは若干の募集枠で一般短期大学卒業生・４年制大学中退者の編入学を行なうようになっている。留学生については全学部で特別選考入学制度を設けて募集・選抜を行なっており、従来から経済学部への入学希望者が多くなっている。

点検・評価　長所と問題点

社会人入学者は総じて学修意欲が高く、一般学生に良い影響を与えているといえる。編入学では法人内短期大学・系列短期大学に対して全学部・学科から多くの学生が入学しているが、これは法人内短期大学・系列法人短期大学であるために連携が十分にとれ、編入後の単位認定や履修がスムーズにできるためである。平成１４年度からは共通領域が設定され、一般短期大学卒業生や４年制大学中退者の単位認定も柔軟に対応できるようになり、編入学制度の枠を広げることができた。本学への志向性を持つ学生を３年次からも受け入れられる体制が一応整ったことは評価できるといえよう。留学生の受け入れは、学修・生活面でのより細かい指導・支援が必要なことから鑑みると、現状での受入数が限界であるといえる。

将来の改善・改革に向けた方策

学修意欲の高い社会人学生は、人生経験も一般学生より豊富であり、その存在は大学の活性化にもつながり、積極的な受入態勢を取る必要がある。社会人学生は勤務などの都合により退学を余儀なくされる場合もあり、社会人学生に対しては長期履修制度を視野に入れた履修制度の見直しが望まれる。法人内短期大学・系列法人短期大学からの編入では、編入後の学修がよりスムーズにいくように編入前における大学と短大との連携が重要になっており、入学部・入試委員会において様々な方策が検討・実施されている。留学生についてはヨーロッパ圏など、中国・韓国以外からの留学生の受け入れも必要となっている。

４．留年者、退学者数について

現状の説明

留年には卒業延期（４年次）に伴うものと、進級制限（２年次から３年次にかけて）によるものとがある。平成１７・１８年度の状況は以下のとおりである。

卒業延期者、進級制限者の状況（卒業延期者（進級制限者）数÷各年度３月１日現在の在籍学生数）

	卒業延期		進級制限	
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
文学部	17.4%	20.1%	10.3%	8.0%
法学部	18.2%	18.3%	10.4%	11.1%
経済学部	13.5%	14.1%	8.2%	8.6%
神道文化学部	17.1%	23.0%	15.8%	19.7%
全学	16.5% (447 名)	20.0% (437 名)	10.3% (246 名)	10.1% (246 名)

退学者は平成１７年度では文学部 144 名、法学部 88 名、経済学部 66 名、神道文化学部 29 名、全学 327 名、平成１８年度では文学部 144 名、法学部 84 名、経済学部 81 名、神道文化学部 34 名、全学 343 名であった。また、それ以外に除籍者は平成１７年度 14 名、１８年度 10 名であった。

点検・評価、長所と問題点

卒業延期者の割合は平成１８年度には全学で２割にも達しており、それだけの学生が４年間で卒業できないことは問題である。また、進級制限による留年者も例年１割前後に達している点も早急に改善する必要がある。学年毎の退学者も２年次と４年次に集中しており、卒業延期や進級できないことが退学の原因の１つとなっている。授業のセメスター化の進展により、平成１３年度に９月卒業制度導入を行なった。この制度を利用して卒業した学生は、平成１７年度 66 名、１８年度 55 名で、卒業延期者の１割強となっており、学生にとって有益な制度となっていると考えられる。

将来の改善・改革に向けた方策

卒業延期の原因の１つは進級制限での留年があり、これを減らすことで卒業延期者の割合を減少させることができる。そのためには、１・２年次での修学相談の一層の充実、オフィスアワーの有効利用、全学的な導入教育の実施などの方策を進める。現在、修学相談は各学期の始まる前の長期休暇中に、教務部・教務委員を中心として成績下位 10%の学生に対して行なっているが、成績下位 20%に拡大することを検討している。各学部・学科によっては導入教育が平成１９年度から行なわれており、これらにより卒業延期率が大幅に下がることが期待されている。

退学についてはその理由の上位を占めるのが「他大学入学・進路変更」、「修学意欲喪失」、「経済的理由」、「病気・健康上の理由」で平成１８年度ではそれぞれ順に 34.9%、17.5%、16.3%、10.7%となっている。このうち「他大学入学・進路変更」は学生本人の積極的な選択に基づくものと考えれば必ずしも悪いとは言えないが、「修学意欲喪失」、「病気・健康上の理由」に関しては手だてを講ずることで退学者を減らすことができる。「修学意欲喪失」の学生に対してはＦＤ活動を通じての授業等の組織的・積極的改善、「副専攻」の充実、きめ細かい修学相談、さらには平成２０年度からの学修支援プログラムにおいて実施されることとなったポートフォリオの作成などが、また、「病気・健康上の理由」の学生に対しては１年次のスポーツ・身体文化Ⅰの授業を通して、自分自身の健康管理を徹底させる

などが施策として行なわれることとなっている。

５．科目等履修生制度について

現状の説明

科目等履修生に関しては学則第８８条で定められており、「資格取得目的」のものと「教養目的」のものとがある。「資格取得目的」のものには（ア）教職課程、（イ）社会教育主事課程、（ウ）博物館学課程、（エ）図書館司書課程、（オ）学校図書館司書課程、（カ）神職課程の６つあり、試験等により単位の認定を行なっている。それに対し「教養目的」のものは単位認定を行なっていない。科目等履修生の在籍期間は１年間で、引き続き受講を希望するが場合はその都度申し込みが必要である。

点検・評価、長所と問題点

科目等履修生は例年 170～190 名で推移しており、平成１７年度は 186 名、１８年度は 178 名であった。このうち資格取得目的の学生は平成１７年度 137 名、１８年度 133 名となっており、特に教職課程の履修生が多いことが特徴である。科目等履修生に対しても一般学生と同様にＩＴ学修システムのＫ－ＳＭＡＰＹが利用できるようにしてあり、学生の評価も高い。

将来の改善・改革に向けた方策

本学は教職取得の課程認定を受けているので教職に関する様々な講義を開講している。しかしながら、科目等履修生が教職に就くためのサポート体制は取られていない。今後、教職に対する様々な情報を科目等履修生にも提供することが必要となってきている。さらに、生涯学習が叫ばれる昨今、講義内容の充実・多様化をはかるとともに、教養目的の履修生に対する単位認定を検討すべき時期にあるといえる。

２ 学部

１．文学部

目標

１．学生募集の方法
- 学生の適性にあった修学制度を整備するために、各学科に専攻・コース、またはそれらに準ずるプログラムを設置、ないしは維持を図る
- より志向性の高い入学者を受け入れるための入学試験制度の充実、整備、維持を図る
- 入学後の円滑な学修のために、推薦系制度による入学者を中心に入学前教育の整備、維持を図る
- 高大連携の協力関係を通して、より志向性が高く学修意欲の旺盛な学生の確保を図る

２．広報関係
- 文学部ＨＰを通じて、教育内容の説明、及び教員の紹介を行なっていく
- 文学部ガイドブックの作成によって、学部・学科の説明、及び教員の紹介を行なっていく

３．入学試験方法
- 推薦系入学制度と、一般入学試験制度との両立を図り、双方をより適切な運用比率によって実施していくことを目指す
- 指定校推薦入学制度の導入が待たれている史学科・哲学科において、同制度の受け入れを検討していく
- 充実した学修生活を保障するために、指定校制推薦入学制度において適性審査を導入し、本人の志向性や適性をより慎重に見極めていく
- より懐の深い受入体制を実現するために、公募制自己推薦（ＡＯ型）において、評定平均値の基準撤廃も視野に抜本的に見直し、再検討を図っていく
- センター試験利用入学試験における外国語リスニング科目の得点の採用を、外国語文化学科を軸に検討していく
- より多様な学生を確保するために、一般入試制度の制度整備を重ねていく

４．定員管理
- 学生収容定員に対する在籍学生数の比率の縮小

（１）入学者選抜方法とその位置づけ

ａ．学生募集の方針と学部の理念・目的・教育目標との関係

現状の説明

文学部各学科とも、当該学科での学修内容に関心と志向性を持つ意欲的な学生を、全国的な規模で広く募集し受け入れていくというのが基本理念である。その実現に向けて、文学部各学科は、学生の適性にあった修学制度を整備するために、各学科に専攻・コースを設置し、理念に応じたカリキュラムを編成し維持を図っている。入学者受入方針は、各学科の理念に沿って以下の方策をとっている。

第一に、各学科とも理念に沿って多様な入学者選抜方式を導入し、学科の研究学修活動の内容に関心と志向性を持つ学生を多角的に募集している。すなわち、教科試験による選抜では、３教科の学力試験を中心とするＡ方式（平成１９年度はＡ日程）だけではなく、受験者にとってはもっとも身近な

地での受験機会となる大学入試センター試験を利用したＣ方式（１９年度はセンター試験利用入試、２０年度以降はＶ方式）とともに、各学科の学修内容への適性をよりきめ細かく見極めるＢ方式（１９年度はＢ日程)、さらに平成１７年度からは、本学独自試験とセンター試験とを併用可能なＡ方式３月(１９年度はＣ日程）を行なっている。また、Ａ日程の中では、得意科目重視型・２教科入試も実施している。

以上から入学者選抜方式では、平均的に高い学力を求めるだけではなく、より個性的な学力を有する学生を受け入れるという多角化によって、多様な学生の受け入れ態勢が整いつつあり、また、受験者が自らの適性や個性に応じた入試を選択できるという柔軟性も特色となっている。

教科試験とは別に、指定校制推薦、附属・系列三高校推薦、公募制自己推薦、特別選考（社会人、留学生）などの方式を実施している。本学への志向性の高さを重視して開始された院友（卒業生）の子弟等を対象とした特別選考は、公募制自己推薦に準ずる方式によるもので、実施経過は概ね順調である。

第二に各学科における専門研究のあり方を、専攻またはコースとして設定し、それぞれのカリキュラムに沿って研究学修活動が行われていることを積極的に広報している。各学科の専攻・コース・プログラムの内容と特色を入学ガイドや大学ホームページにおいて具体的に説明し、さらに毎年７月以降に実施されているオープンキャンパスでは各学科の教員が直接説明に当たっており、入学希望者への周知を図っている。また、高等学校からの要請で実施される出張模擬授業なども積極的に対応するよう努力しており、各学科の教員が直接出向いて、当該学科はもとより各学科の特色の説明に当たっていることも少なくない。全学的に、職員による入学アドバイザーも高校訪問をして広報に勤めている。

第三に、入学後の円滑な学修のために、推薦系制度による入学者を中心に入学前教育の整備、維持を図っており、文学部全体で入学前にガイダンスを実施し、学科ごとに課題をあたえてリポートを提出させたり、学習の程度を測る試験を入学前に実施したりしている。とくに、附属･系列高校からの入学者には、全学統一的な入学前教育を施し入学後の単位として認めるなど高大連携を強化しており、協力関係を通して、より志向性が高く学修意欲の旺盛な学生の確保を図るよう努力を重ねている。

点検・評価、長所と問題点

学生募集の基本理念を実現するための二つの基本方針は今後も維持するとともに、これに基づく施策を積極的に展開する必要がある。１年次の学生全員を対象にしたアンケート調査では文学部各学科の講義内容への満足度は高く、特に専門領域への強い志向性がうかがわれ、各学科が教学理念に沿ったカリキュラムを１年次から実施している事が学生にも評価された結果と考えられる。このことは文学部各学科において受け入れている学生の多くが、学科の専攻分野や研究学修活動への関心と志向性並びに理解度が高いということを示していると思われ、学生募集の理念と入学者選抜の方針の達成度は高いといえる。

文学部では外国語文化学科を除く全学科で外国人留学生を受け入れているが、留学生ビザの取得に関わる審査基準の強化に伴う志願者数の逓減傾向が続いている。しかし、入学した留学生の学修意欲は高く、大学院へ進学してより高度な研究活動に励み出身国の研究職へ就く者も出ている。

平成１７年度以降、日本文学科・史学科が昼夜開講制へと移行し、文学部の第二部は廃止となったが、社会人入試は従来を踏襲して、２学科ともに昼間主、夜間主の両コースで二期に分けて募集している。

全学統一的な入試制度の下で受験生に透明性を持った説明を果たしながら、教科試験と推薦系選抜

は各学科の理念を前面に出しながら多様な方式で行なわれている。それぞれの入試で入学してきた学生も多様な個性を持っている現状において、平成１６年度以降に実施している１年次生全員へのアンケートにおいて、特定の入試制度の問題点が浮上するような結果は出ていない。このことから、現状の学生募集の理念と入試制度のあり方とは概ね期待に沿った成果をもたらしていると評価しうる。平成２５年まで続くとされる１８歳人口の減少傾向を見据えながら、入学者確保と研究教育活動の両立をいかに高いレベルで維持していくか、引き続き課題となっている。

平成１７年度に開始された日本文学科・史学科の昼夜開講制は、実際の運営面においては問題なく学生の学修が行なわれているが、入学試験面においては足かせになっている。フレックスＡ（夜間主）・フレックスＢ（昼間主）は、学生のニーズに合わせて履修時間帯が多少異なるというだけにもかかわらず、人気面では極端な差異が生じてしまっている。附属・系列三高校推薦において、日本文学科・史学科がフレックスＡに大きな枠をつけているのに、希望があまりないのが現状であり、一般入試でも合格者の歩留まりが低い。フレックスＡでは、事実上の学費減免措置とも言える「フレックス奨学金」に道が開かれており、また、カリキュラムも渋谷完結型で、たまプラーザ・渋谷横断型のフレックスＢ（昼間主）よりも、その点では遥かに恵まれているが、それらに対して、魅力を感じてくれる者は少ない。今後広報の充実と存廃を視野に入れた改革が必要である。

附属・系列高校からは、夜間主を除いてほぼ定員に近い入学者を受け入れており、学生募集に寄与している。附属･系列高校出身の学生は、それぞれの学科に志向性の強い学生も多いが、一般選抜の学生と比較すると、学業成績や学習態度に問題がある者が目立つ傾向にある。すでにこれらの入学者に対しては入学前教育を全学部統一で実施しており、各学科ごとに入学前にさまざまな課題を与え、３月には大学に召集して指導を施すなど工夫を重ねている。高大連携を強化して入学前教育を徹底し、大学での学修を円滑にするだけの基礎学力をつける必要がある。同様のことは指定校からの学生にもいえる。従来指定校制度は日本文学科･中国文学科・外国語文化学科が実施しており、平成１８年度から史学科が導入し、入学希望者が多く、安定した学生確保に寄与している。しかし、この制度で入学した学生の中にも、一部に一般選抜の学生よりも基礎学力が劣る学生がいることも事実である。指定校との高大連携は、附属・系列高校以上に検討しなければならない。

将来の改善・改革に向けた方策

入学希望者、受験希望者への広報をよりきめ細かく、より広く行ないつつ、受験者の志向性を積極的に掘り起こす活動が必要であるとともに、入学試験制度を受験者の適性や資質に沿うように柔軟に適応させていかなくてはならない。これには従来から実施している進学相談会、出張模擬授業に加えて、入学アドバイザー（職員担当）による高校訪問をさらに活用することを進めていく。

フレックスＡ（夜間主）は、先にも述べたとおり、相当程度のメリットがある。しかし、それが受験生の目に魅力的なものとして映らないのは、広報に問題がある可能性が高い。受験生だけでなく保護者に対して言を尽くし、解説を工夫して広報に努め、その点への理解を深めていく。

一般選抜は、最も透明性・公開性の高い選抜方式であり、ここで多くの志願者および入学者を確保することが学部にとって重要である。後述するように、平成１９年度には従来やや漸減の傾向にあった志願者が増加したが、Ａ方式に得意科目重視型を取り入れるなどの工夫で、志向性のある受験者を何度も受験させる方式をとったことも、その要因といえる。今後も、志向性がありかつ学力の高い志望者を如何に入学させるかの工夫を考えていく。

推薦系選抜は、各学科に対して志向性の強い安定した入学志望者の確保に寄与しているものの、入学後の基礎学力は、前述のとおり問題が残されている。高大連携と入学前教育の充実を図り、平成

２０年度には、平成１９年度に文学部が中心になって作成した推薦系入学者に対する入学前教育のテキストを利用する体制を作っていく。

ｂ．文学部の入学者募集・選抜の方法

現状の説明

文学部各学科の選抜方法には、全学で共通の一般的な教科試験による選抜、「公募制」「指定校」「附属・系列校」「スポーツ活動」などによる推薦に基づく選抜、「社会人」「外国人留学生」「院友子弟」を対象にした特別選考による選抜、といった種類がある。

教科試験による選抜は、入学希望者の学習到達度を３教科、２教科、１教科の試験結果によって判定する方式で、大学独自の問題によるＡ方式２月（平成１９年度はＡ日程）の試験、大学入試センター試験利用（１８年度以前はＣ方式、２０年度以降はＶ方式）、各学科の学習内容と密接に結びついたＢ方式（１９年度はＢ日程）、３月に行なわれるＡ方式３月（１９年度はＣ日程）という合計４方式がある。

Ａ方式３月は、１９年度以降から「Ｃ日程」と呼ぶこととし、文学部においては、本学独自試験とセンター試験利用型との併用方式を採用した。

Ａ方式（Ａ日程）・Ａ方式３月（Ｃ日程）・Ｃ方式（センター試験利用、Ｖ方式）が平均的な学習到達度による選抜であるのに対して、Ｂ方式（Ｂ日程）は各学科の学習内容に応じて総合型の１教科、ないしは総合型１教科と英語で行なっている。

推薦による選抜は、「指定校制推薦」「スポーツ推薦」「公募制自己推薦」「附属・系列三高校推薦」がある。

指定校制推薦は、これまで日本文学科、中国文学科、外国語文化学科によって行なわれてきたが、平成１８年度入試からは史学科が加わった。指定校制推薦は、各学科で指定した高等学校での学業成績や活動内容に一定の基準を設けて、これによる推薦を受け入れ、基礎学力や意欲、志向性などを、面接による口頭試問で確認している。これを一歩進めて、日本文学科においては、１８年度入学試験から、指定校制推薦において適性審査を課した。この結果によって合否を決することはないが、高校側の推薦ばかりに頼りきらず、応募者の適性の有無をこちら側でも直接確認して、結果を事前教育などに生かそうという趣旨である。

スポーツ推薦は日本文学科・史学科のみが受入先となり、作文と面接によって選抜している。附属・系列三高校推薦・公募制自己推薦は全学科が実施している。

公募制自己推薦は各学科の指定する課題リポートと高等学校での活動実績や志望理由書によって一次選抜を行ない、合格者に対して模擬授業や口答試験を行ない二次選抜としている。なお、大検（大学入学資格検定、１７年度以降は高等学校卒業程度認定試験）による受験者などが差別的に排除されないように、１７年度以降は評定平均値による受験資格制限を撤廃した。

特別選考は、「外国人留学生特別選考」「社会人特別選考」「院友子弟等特別選考」の３種類がある。

外国人留学生特別選考は、外国語文化学科を除く全学科で小論文と面接で合否を判定し、その際に「日本留学試験」の日本語の得点も参考としている。社会人特別選考は日本文学科、史学科で一期、二期に分けて、昼間主・夜間主の双方で募集を行ない、小論文と面接によって選抜している。

また、院友子弟等特別選考は、本学に対する志向性と愛着の深さを重視したもので、卒業生の子弟などを対象に全学科で行なっている。調査書と課題リポートで一次選抜を行ない、合格者は公募制自己推薦入試と同一の二次試験を受ける。

点検・評価、長所と問題点

各学科での学習研究活動に関心と志向性を持つ意欲的な学生を、全国から募集するという基本的理念は、教科試験による選抜、推薦に基づく選抜、特別選考による選抜の３方式を軸にして、ほぼ達成されている。特に公募制自己推薦の志願者は、文学部全体として堅調な志願者数を確保しており、入学者においても各学科の専門領域への志向性が評価されている。

日本文学科、中国文学科、外国語文化学科で実施している指定校制推薦制度も、志願者数の増加傾向が見られ、史学科の参入を促した。この制度において安定した入学者を確保していることは評価できる。ただ、入学者の学力は一般選抜の学生と比較するとやや低い傾向にあり、必ずしも学科や学修内容に志向性の強くない学生も混じる事がある。高校側との一層の連携と告知が必要である。また、院友子弟等特別選考の実施状況も堅調だが、必ずしも卒業生に広く浸透しておらず、学科によって志願者数に開きがある。

これら推薦系入試の志願者数に比較すると、教科試験による選抜を行なう一般入試制度における志願者数は数年来漸減する傾向にあった。ただし、平成１６年度には志願者 7,043 名であったのが、１７年度 7,289 名、１８年度 7,053 名と以前よりは漸減しているものの横ばいで移行しており、平成１９年度には 8,272 名と増加している。得意科目重視型などで複数回受験を可能にする入試制度の細分化と受験機会の増加を図った結果であるが、実数としても増加している。これが一時的な傾向か否かを至急検討し対策を立てる必要がある。なお、学修活動に専門教育を強く打ち出している学科に志願者の減少傾向が見られることは、今後に厳しい局面も予想される。

合格者の決定に関しては、日本文学科、史学科の昼夜開講制によって、Ｃ方式（平成１９年度はセンター試験利用、２０年度以降はＶ方式）を除くほとんどの入試で昼夜の志願者を募集した。具体的には、日本文学科は、Ａ方式（１９年度以降はＡ日程）３教科、２教科、Ｂ方式（１９年度以降はＢ日程)、Ａ方式３月（１９年度以降はＣ日程）の４回の入試すべてに昼間主（フレックスＢコース）と夜間主（フレックスＡコース）の募集を行なう。史学科はＡ方式（同上）３教科、Ｂ方式（同上)、Ａ方式３月（同上）の３回の入試で昼夜間の募集を行なった。しかし、夜間主コースを専願する志願者の数は多くない。前述したように、同一カリキュラムによる昼夜開講制の理念、すなわち学科としては一つであるという認識、あるいは夜間主コースの利点などが十分に志願者に伝わっておらず、広報の充実が必要である。

将来の改善・改革に向けた方策

入学者募集･選抜の方法は、各学科の理念を生かすとともに、教科試験による一般選抜において競争力を維持しつつ、推薦制度や特別選考制度を充実させていくことが重要であり、この二つの選抜方式が互いに連動していることを踏まえて改善・改革していく。

一般選抜における志願者の確保に努力するため、広報活動をさらに充実させるとともに、センター試験の一層の利用法を具体的に検討する。

哲学科を除く各学科で行なっている指定校制度のさらなる充実を図る。その方策としては、年度ごとに行なわれる各指定校の見直しと推薦基準の検討、及び入学前教育の充実が急務と考えられる。指定校制度では高校を選定する過程で高校とも連携を取り合い、受験実績・合格実績などに偏重することなく、校風なども選定の一つの基準に加えながら、志向性のある質の高い入学者を受け入れる検討を行なっている。また、公募制自己推薦制度も、受入学生の学力に課題が生じつつある。募集枠の適正値を検討するとともに、選抜方法の再検討を視野に入れ議論を重ねていく。

入学前教育も重要な役割を持っているが、文学部では積極的に高・大連携事業に関わっている。従

来、いくつかの高校との連携を進めて授業などにも協力し、入学試験面においても数名以上の受験生を受け入れるなど、一定の成果を挙げた。この種の外部の提携校を拡充して、本学の好感度を全国的に広めていく方向も一つのありようとして検討する。

ただし、本学の場合には、身近な存在として附属・系列の三高校を有しており、これらとの友好的な提携によって、理想的な高大連携のありようを模索する方が遥かに重要である。今後さらに提携を推し進める意向である。

平成２０年度の附属・系列三高校推薦入学決定者の学力向上、維持を図るため、『入学前テキスト』（仮称）を、大学側・附属高校側双方の教員が協力して制作するという、画期的な試みを実施予定であるが、これは手始めに過ぎないだろう。むしろ、附属・系列校の入学決定者を対象に講座を開放し、入学前に大学側で単位を修得させて、事前教育を実施するという積極的な方策も検討していく。

附属・系列二短大には推薦編入制度があるが、平成２０年度入試においては、全学的にこれを系列の國學院大學幼児教育専門学校に拡充する見通しであり、同校の教育内容と最も近接性の高い文学部としては、これを積極的に受け入れる意向である。

ｃ．文学部の入試の動向

現状の説明

文学部の教科試験による志願者は減少傾向にあったものの、前述したようにこの３年間はやや横ばいとなり平成１９年度には増加している。ただし、平成１５年度と比較すると、史学科以外の学科は志願者を減少させており、毎年増減が甚だしい学科もあり、全体として倍率は下降する傾向で、楽観できない現状にある。

指定校制推薦、公募制自己推薦、附属・系列三高校推薦などの推薦系の志願者は学科によってややばらつきが見られるものの、全体として現状維持の傾向がある。しかし、日本文学科と史学科のフレックスＡ（夜間主）ではこれら推薦系の志願者は非常に少ないのが現状であり、従来第二部に多かった勤労学生や社会人の志願者も今後の増加は期待できない。

点検・評価、長所と問題点

前述したように志願者の動向は一時的に減少の傾向が治まったとはいえ、予断を許さない状況にある。１８歳人口の減少が続く中で、１９年度の志願者増加が今後の入試動向にどのように影響するのかを見極める必要がある。ことに、１８年度からはいわゆる新課程教育で育った学生を受け入れているため、近年は学修内容についていくのが難しい学生が目立ってきた。一定程度の学力を持った学生を確保しなくては、本学文学部の教学理念と伝統を維持することはできない。そのために、入試部門は重要な鍵を握っている。

将来の改善・改革に向けた方策

志願者の動向からみれば、今後入試制度を再検討して透明性･公開性の高く、受験生･保護者に人気のある制度を構築しなければならない。

入学部委員会が実施している１年次生全員へのアンケート調査を基に、入学志願から入学後にかけての学生の動向をデータ化している。こうしたデータの分析によって入学希望者側から見た文学部各学科の姿が捉えられてきた。各学部の中では文学部が最も、学部の教育理念・学修内容に志向性のある学生が集まっている傾向が見いだせる。このような傾向をさらに高め、学部としても広報活動・高大連携の改善と充実を図ることが重要となる。また、アンケートのデータは、高校現場の状況を認識する上で重要な資料として活用していくことが求められる。これらのデータを踏まえながら、学生の

受け入れの枠を超えて、学科の理念を実現するカリキュラムの見直し、入試制度の再検討を図っていく。

広報活動も、入学部委員会･入学試験委員会と連携をとりながら、文学部として考えていく必要がある。ことに、魅力ある文学部を積極的に広報するには、入試と教務と就職のあり方を相互に連携させてより各学科の個性を打ち出していく方策を検討する。

（２）学生収容定員と在籍学生数の比率の適切性

現状の説明

文学部としては、入学者数が学則定員を下回らないことと、総在籍学生数が学則定員の 1.3 倍未満に収まることが教育環境の維持の面では必要最低限と考えている。平成１９年度の学則定員、入学者と在籍学生数に関しては大学基礎データ【表 14】（以下、大学基礎データからの引用の場合は【表○】とする）のとおりである。また、志願者と入学者の推移に関しては平成１５年度からの数値が【表 13】で確認できる。なお、文学部の日本文学科と史学科では、平成１７年度から昼夜開講制に移行し、平成１７年度には第二部の募集を停止している。このときに、文学部全体で定員の見直しも行ない、日本文学科の昼間主は第一部 200 名から 220 名に、夜間主が第二部文学科の 85 名から 50 名に、中国文学科は 50 名から 60 名に、外国語文化学科は 85 名を 105 名に、史学科昼間主が第一部 120 名を 140 名に、夜間主は第二部 85 名から 50 名に、それぞれ変更している。

平成１６年度からの学則定員に対する在籍学生数の数と比率を、文学部全体、各学科別に下表に示す。平成１９年度では、中国文学科と外国語文化学科を除いていずれも 1.3 倍の比率を超えている。

表　学則定員と在籍学生数、その比率の推移

	平成１６年度			平成１７年度			平成１８年度			平成１９年度		
	定員	在籍者数	比率	定員	在籍者数	比率	定員	在籍者数	比率	定員	在籍者数	比率
文	2,148	3,007	1.40	2,219	3,089	1.39	2,369	3,211	1.36	2,530	3,468	1.37
日文	861	1,208	1.40	893	1,268	1.42	949	1,317	1.39	1,010	1,425	1.41
中文	200	253	1.27	210	266	1.27	220	279	1.27	230	295	1.28
外文	305	421	1.38	360	469	1.30	380	481	1.27	400	514	1.29
史	486	684	1.41	550	771	1.40	620	852	1.37	690	958	1.39
哲	221	315	1.43	206	292	1.42	200	274	1.37	200	271	1.36

なお、平成１９年度では、日本文学科昼間主で 1.43、夜間主で 1.31、史学科昼間主 1.42、夜間主 1.27 となり、昼間主で比率が高い傾向がある。

また、第二部文学科と第二部史学科に在籍者がいるが、表では省いた。ただし、平成１６年度の文学部全体には含む。平成１７年度以降は、文学部全体からも除いてある（平成１９年度現在の第二部在籍者数は【表 14】を参照）。参考として各年度の定員に対する入学者数の比率は、文学部全体で、1.26（平成１６年度）、1.28（平成１７年度）、1.31（平成１８年度）、1.23（平成１９年度）と推移している。

点検・評価、長所と問題点

文学部全体および各学科別の在籍者数の推移は、満足できる状況とは言えない。ここ何年か、合格

者数の歩留まり（合格者のうち実際に手続き、入学する学生の割合）が読みづらい状況になっていて、過去の経験が通用しなくなっている。それでも、平成１８年度を除き、入学者数は定員の1.3倍未満に抑えられているが十分ではなく、1.2倍程度には押さえることが必要と思われる。

在籍者数に影響を与える退学者は、文学部全体で平成１６年度85名、１７年度98名、１８年度107名と全体としては増加傾向にある（【表 17】）。学科別に見ると年度ごとに増減があるが、日本文学科ではここ３年間増えている（28→38→42）。しかし、在籍者数に改善が見られない原因は、いわゆる過年度生（留年生）にある。【表 6】で明確なように、卒業予定者に対する卒業者の比率が70%台後半から90%前半で、多くは80%台である。特に、在籍数の多い日本文学科と史学科で80%台の卒業者という結果が、在籍者総数に大きな影響を与えている。表でも、哲学科は比率の改善傾向が認められるが、前記両学科は1.4倍程度の比率が続いているのが問題である。

第４章で詳述するように、４年間で卒業させるための取り組みとして、成績不良者への修学相談を年２回、１年次の導入教育による基礎力の涵養と大学４年間の学修に対する自覚の育成、を積極的に実施していることは評価できる。１年次の相談者も増加傾向にある。２年次の進級制限による留年者（【表14】）を減らし、４年次の留年者減少につなげようという、その試みは評価できる。ただ、その効果がはっきり指摘できない点に問題は残る。そのほか、国語と英語の学力診断の導入(平成１８年度入学生から)、推薦系入学者へのガイダンスでのテストによる基礎学力の大切さへの自覚促進、一部科目での学力別クラス編成の試み（平成１８年度から）も行なわれていることも評価できる。

将来の改善・改革に向けた方策

十分な能力を持って卒業させるためにも、教員が関われる学生数という点でも、在籍者数の定員に対する比率はせめて1.2倍台に抑えたい。したがって、適切な学生数を維持するため、４年間で卒業できるよう、学生支援が大切である。毎学期末に実施する修学相談は、効果の検証方法を考えて、改善できる点は改善していく。恒常的な学修相談体制も検討する。

平成１８年度から導入した入学時の学力診断の利用法、導入教育の内容の吟味は、実施しながら考えるという状況である。この施策の最初の卒業生は平成２１年度にでる。それまでは、学生の成績状況、ＧＰＡの推移と修得単位数の推移、を主な資料として、修学相談のより一層の充実を図る。毎年の結果（成績）の追跡調査を実施し、必要な場合は新たな施策の導入も考えている。

今後は、毎年状況の見直しを行ない、クラス担任制の導入、学生全員面談の実施（中国文学科では実施）について平成２０年度中に一定の結論を出す。平成２１年度からは渋谷再開発完成により、学生は渋谷キャンパスでの授業が主となる。したがって、現在も設定されているオフィスアワーの充実（実質化）を行ない、恒常的な学修相談が実質的にできる体制をつくる。

２．法学部

目標

１．学生募集の方法
・ 法学部の授業を受講するのに十分な基礎学力をもつ入学者の確保
・ 学部が求める学生像に対応した募集方法の模索
・ 法律・政治分野につき積極的な志向性をもつ入学者の獲得
２．広報関係
・ 学部独自のパンフレットの作成
・ 学部ＨＰにおける学部理念やカリキュラムの説明
・ オープンキャンパスの積極的活用
３．入学試験方法
・ 推薦入学制度と一般入学試験制度の適切な配分・活用
・ 学部が求める学生像に見合った入学試験制度の設計
・ 制度の持続的な検証と制度全体の整合的な再構築
・ 推薦入学者への学習意欲喚起のための効果的な事前教育
４．定員管理
・ 学生収容定員と在籍学生数の格差の縮小
・ 留年者数と卒業延期者数の低減

（１）入学者選抜方法とその位置づけ

ａ．学生募集の方針と学部の理念・目的・教育目標との関係

現状の説明

法学部教育の目標は、リーガル・マインドないし法的思考能力を身につけることにある。すなわち、専門的な知識を前提としながら、①自ら問題を発見し、②当該問題についての情報を収集し、③既存の知識と照らし合わせながら収集した情報を整理・検討することを通じて解決策を論理的に導き出し、④その解決策を他者に対して説得力をもって提示する能力の涵養である。

学部教育においても、これらの能力の涵養を目的としたカリキュラム、特に基礎演習や専門別の演習等が設けられているが、学部教育を終えた段階において高いレベルでこのような能力を修得するためには、高校までの教育または社会経験を通じて、一定程度その基盤的能力を身につけておくことが望ましい。

そこで、法学部では、「知識を記憶し、必要なときにそれを利用する能力」、「情報を収集し、整理・分析する能力」および「自己の見解を明確かつ論理的に提示する能力」のいずれかまたは複数をある程度身につけていると思われる学生を選抜する目的をもって入試制度を設計し、実施している。たとえば、一般入試は主として最初の能力を、推薦系入試では残りの２つの能力をみようとするものである。特に「公募制自己推薦（ＡＯ型）入学試験」は、あらかじめテーマとキーワードを与えてレポートを課すというかたちで「情報を収集し、整理・分析する能力」をみることに特化して設計されている。また、推薦系入試の合格者には、論理的な思考力を問うレポートを課すという形態での入学前教育を実施することにより、入学までの勉学上のインセンティブを与えながら、入学後もスムーズに勉学に向き合えるような体制を整えてきた。この入学前教育においては，本学におけるネット使用の教

育支援システムであるＫ－ＳＭＡＰＹを活用して，入学予定者との双方向的なやりとりが行なわれている。具体的には，ネット上でレポート課題を提示し，その提出を求め，それに対して教員が評価・採点を行なったうえでコメントを付して返却するものであり，きめ細かな個別指導ともなっている。

学部の体制としては，学部が求める学生像に見合った入学試験制度の設計と、その持続的な検証と制度全体の整合的な再構築を日常的に行なうために、恒常的な委員会として入試関係委員会を設けている。入試関係委員会では、法学部の学生募集の方針や、学部の教育理念、目標およびカリキュラムとの関係を、受験生をはじめとした関係者に周知させるために、学部独自のパンフレットの作成や学部ホームページ、オープンキャンパスを通じて広報活動を行なってきた。学部独自のパンフレットでは、法学部の特色を入試からカリキュラム、そして進路選択に役立つ情報を系統的に紹介している。

点検・評価、長所と問題点

論理的な法的思考能力の涵養を中核とする教育目標との関係では、単なる知識の集積ではない潜在的能力を有する学生募集の方針は適切であったと評価できる。

しかし、「平成１７年度新入生の入学動機等に関するアンケート調査報告書」によれば、昼間主でおよそ５割、夜間主でおよそ４割が法学部への入学動機として「やむをえず」を選択しており、上記理念が受験生には必ずしも浸透していない状況がうかがわれる。また、法科大学院における教育と学部における教育との関係が明確にされた形で広報がなされているとは言い難いといえる。他方、法学部には法律系の科目とならんで政治系の科目も、５つ設けられているコースの欠くべからざる柱として存在しているが、この点もこれまで十分考慮されてきたとは必ずしもいえない。

将来の改善・改革に向けた方策

以上のような現状をふまえるならば、受験生の入学へのインセンティブを高めるため、法科大学院や政治系科目の存在も教育目標やその内容において適切に位置づけながら、入口から出口までを一貫して視野に納めたカリキュラムの編成と、それに対応した入試制度の検討が必要である。そのために、法学部では、平成２０年度から、昼夜開講制を廃止し、「法律専攻」・「法律専門職専攻」・「政治専攻」の三専攻制を設けることになった。

広報面からも、ホームページの抜本的な刷新に向けた体制作りを開始し、平成１９年１０月からは刷新された独自のホームページが稼働している。

ｂ．法学部の入学者募集・選抜の方法

現状の説明

平成１７年度入試は、昼間主と夜間主に定員を配して、「一般入学試験」、「附属・系列三高校入学試験」・「指定校推薦入学試験」・「公募制自己推薦（ＡＯ型）入学試験」、「その他の推薦入学試験」、「その他の入学試験」を実施した。前年度からの変更点は、「一般入学試験」Ｂ方式において「英語」「現代文」に「数学」を加えて３科目とし、「英語」と同様「数学」についてもセンター試験の成績で代替可能とした点である。

平成１８年度入試も基本的に前年度の方式を踏襲して行なわれたが、「公募制自己推薦（ＡＯ型）入学試験」において、第一次選考が「自己推薦書」＋「レポート」から「エントリーシート」＋ＡＬＴ（アカデミック・リテラシー・テスト）型レポート」へ、第二次選考が「ＡＬＴ」＋「面接」から「自己アピール」＋「面接」へと変更された。ＡＬＴとは、あらかじめテーマとキーワードを提示することによって、事前の情報収集と分析を踏まえたテストであり、単なる知識にとどまらない情報収集・分析能力を問うものであったが、それを第一次選考の段階からレポートの形で行なった。

平成１９年度入試は、本章１－１.－（２）で述べられている、大学全体での入学試験制度の変更に沿って行なわれた。

点検・評価、長所と問題点

一般入学試験については、全学的な入学試験制度の変更にともなって、試験日程の名称がより明確になり、かつ、受験生の受験機会を増やすことにつながった。Ｂ日程試験におけるセンター試験利用も同様の効果を与えたといえる。また、「公募制自己推薦（ＡＯ型）入学試験」において第一次選考の段階からＡＬＴ型レポートを課した点は、法学部の求める学生像をさらに明確にしようとするものであり、積極的に評価できる。「指定校推薦入学試験」についても、ここ数年来、事前に文献を指定し試験当日はその文献を読んでいることを前提にその内容にかかわる小論文を課す形態で行なわれているが、単なる知識詰め込み型ではない理解力・思考力を問う形式の試験として定着している。

将来の改善・改革に向けた方策

本章２－２.－（１）－ａ.で述べたとおり、法学部では三専攻制を設けることになった。 それにともない、入試制度も、「法律専攻」は基本的に従来の入試制度を踏襲しながらも、「政治専攻」は「公募制自己推薦（ＡＯ型）入学試験」と「指定校推薦入学試験」にやや重点をおき、「法律専門職専攻」は「一般入学試験」に軸足をおいたものとした。受験生の各専攻および各入試方法への志向性を探るためにも，しばらくは大幅な入試方法の変更は控えながら，必要に応じて微修正を行なっていく。

ｃ．法学部の入試の動向

現状の説明

平成１７年度から平成１９年度までの各年度の入学試験実施結果（志願者数、合格者数、入学者数および入学者数の構成）については、大学基礎データ【表 13】および【表 15】（以下、大学基礎データからの引用の場合は【表○】とする）に示されているとおりである。以下、各年度の入試動向を概説する。

平成１７年度入試は、一般入試全体の志願者数は前年度と同数の 3,483 名であった。入試制度別では、Ｂ方式が 108 名減、Ａ方式３月が 193 名減、Ａ方式２月３教科型が 85 名増、同得意科目重視型は 72 名増、Ｃ方式が 144 名増となった。

平成１８年度入試は、一般入試の全体としての志願者数は前年度を 500 名ほど割り込み 2,942 名となった。これは前年度比で 15.5%の減少である。入試制度別ではＢ方式の 73 名増を除き、Ａ方式３教科型が 148 名、同得意科目重視型が 72 名、Ａ方式３月が 32 名、Ｃ方式が 362 名の減少となった。

平成１９年度入試は、一般入試の全体としての志願者数は 4,196 名となった。これは前年度比で 43%の増加である。入試制度別では、Ａ日程３教科型が 411 名、同得意科目重視型が 273 名、Ｂ日程が 177 名、センター試験利用が 408 名、それぞれ前年度より増加した。なお、Ｃ日程は 15 名の減少であった。

点検・評価、長所と問題点

１８歳人口の減少傾向のなか平成１６年度から平成１８年度にかけて法学部の一般入試志願者数も減少傾向が顕著であったところ、平成１９年度入試ではその傾向に抗して大幅な増加をみた（4,000 名を超える志願者数、前年度比で 40%を超える増加）点は評価できる。他方、Ｃ日程（平成１９年度に旧Ａ方式３月から名称変更された）入試はほぼ一貫して志願者数を減らしている。これには，全体としての受験生人口の減少の影響が考えられるが，減少傾向の要因の一つは、３月に入った段階ではすでに多くの受験生の入学先は決定済みであることによると思われる。逆にいえば，できるだけ早期に入学を決めておきたいとの受験生の意向が反映していると考えられる。

将来の改善・改革に向けた方策

志願者を恒常的に確保するためには、これまでと同様の広報活動を地道に行なっていくとともに、法学部の魅力を積極的にアピールする努力が必要である。そのために、三専攻制を設けることになった点はすでに述べたとおりである。

全般的に受験生は、就職に役立つかどうかを重視する実利志向に傾いていると考えられる。確かにそのような志向に向き合うことは必要であるが，安易に流されるべきではないと思われる。脳死・出生前診断等のバイオエシックス、環境問題、格差・貧困問題、薬害や食品偽装、テロや戦争等々の社会に山積している問題群に法学や政治学がどのようにかかわり、どのような解決策を模索しているのかを語りながら、法学・政治学を学ぶ意義を今後も積極的に広報していく。

（２）学生収容定員と在籍学生数の比率の適切性

現状の説明

平成１９年５月１日現在の法学部の学生数は、１年生から４年生までの総計 2,570 名であり、定員 2,000 名に対し約 1.29 倍である。昼間主学生が総計 2,049 名で、定員 1,550 名に対し約 1.32 倍、他方、夜間主学生が総計 521 名で、定員 450 名に対し 1.16 倍である。（【表 14】）

点検・評価、長所と問題点

法学部は、昼夜開講制の完成年度を迎えた翌年度の平成１７年度より、学生の募集定員を、昼間主 350 名から 400 名に、夜間主を 150 名から 100 名に変更した。昼夜開講制を導入したものの、夜間主の志願者数が年々減少し、合格者確保が困難になってきたためである。それゆえ、夜間主のほうはそれまで学生定員をやや下回るような状況であったが、1.16 倍と改善し、昼間主における募集定員に対する入学者の比率も、平成１６年度は 1.3 倍を超えていたのが、過去３年間は 1.25 倍程度にまで下げることができた。また、過去 3 年間で、退学者数は年間 90 名前後と変わりはなかった（【表 17】）が、過去３年間で留年者数も（153 名→126 名→116 名）卒業延期者数も（175 名→151 名→134 名）徐々に減ってきており、卒業率については全体で 2%余りの向上が見られる。特に、従来の第二部では学力低下が著しかったために卒業延期者が多くいたが、夜間主では卒業延期者は過去３年減少しており（50 名→33 名→32 名）、卒業率も昼間主と同じ割合にまで改善した（【表 6】）。しかし、昼間主に比べ夜間主を専願とする志願者が減少していき、夜間主合格者の入学手続率が低くなっていく一方で、従来からの方針である昼間主と夜間主における同一合格基準点を維持してきたため、夜間主入学者確保のために、依然、昼間主で合格者を多めに出さざるを得ない状況は変わらず、入学者数を全体として減らすことができなかった。そのため、学生収容定員と在学生数の比率を全体として 1.0 倍へと近づけることを目指しはしたが、平成１６年５月１日段階の約 1.25 倍から低下せず、比率はほとんど変わっていない。

将来の改善・改革に向けた方策

平成１３年度に昼夜開講制を導入し、夜間部であった第二部を廃止して、昼夜のカリキュラムを同一にし、法学部の専門科目は昼でも夜でも渋谷で受講できるよう改革を行ない、従来の第二部よりも夜間における定員確保の状況は改善され、また卒業延期者も減少するようになった。しかしながら、夜間主専願者数の低迷と夜間主合格者の入学手続率の低下という状況は変わらず、夜間主学生の確保が困難である状況は今後も改善しないものと思われる。

そこで、法学部では、平成２０年度より、昼夜開講制を廃止し、従来のコース制とも異なる学内専攻制を設けることを決断した。昼夜開講制は、昼夜同一カリキュラムで学生のライフスタイルに合わ

せて開講キャンパスと時間割を選べることを魅力としていたが、夜間主志望者が減少したこと、さらには、夜間主学生が昼間時間帯の授業を多く取るようになっていることを鑑み、カリキュラムの基幹となる部分で互いに大きく異なる三つの専攻（法律専攻・法律専門職専攻・政治専攻）を設けることで、これまでとは違う魅力を受験生に対して示し、それによって、学生収容定員と在籍学生数の最も望ましい比率である1.0倍に近づける努力を行なっていくこととした。

３．経済学部

目標

１．学生募集の方法
・ 学士課程の前提となる基礎学力を有する入学者の受け入れ
・ 本学経済学部の各学科の教育理念・目標を十分に理解した志向性の高い入学者の受け入れ
・ 学習意欲の強い入学者の受け入れ
・ 推薦入学試験制度を通じた、志向性・学習意欲の強い入学者の獲得
２．広報関係
・ 学部ＨＰを通じた教育内容の説明
・ 学部ガイドブックの作成による学部・学科および教員に関する説明
・ オープンキャンパスを通じた学部・学科および入学試験制度に関する説明
・ 入学アドバイザーによる学部・学科の説明
３．入学試験方法
・ 推薦入学試験制度と一般入学試験制度の両制度の活用
・ 本学部が求める学生を入学させる入学試験制度の設計・実施
・ 入学試験制度の継続的な検証と再設計
４．定員管理
・ 学生の修学意欲を維持・向上させることで、留年者や卒業延期者を出さないようにする

（１）入学者選抜方法とその位置づけ

ａ．学生募集の方針と学部の理念・目的・教育目標との関係

現状の説明

経済学部は平成１７年度に学部改組を実施し、平成１６年度までの経済学科・経済ネットワーキング学科の２学科・昼夜開講制を廃止し、両学科の夜間主定員を新設した経営学科に充当した。これにより平成１７年度から経済学部は、経済学科・経済ネットワーキング学科・経営学科の３学科となり、開講時間制も全学科について７時限制とした。この改組は、第１章第２節で説明した「急速に変化する現代経済とその国際化・グローバル化の中にあって、経済と経済学に関する基礎力と日本経済に関する知見を兼ね備え、社会に貢献する専門的教養人を育成する」という経済学部の教育理念・目標と、その具現化の指針である「教育の現代化」・「教育の現場化」・「教育の情報化」を実現するものである。

平成１７年度入学試験・平成１８年度入学試験・平成１９年度入学試験においては、以上の学部改組と学部の教育理念・目標をふまえて、これらの理念・目標を十分に理解し、本学部での学修を特に志望する意欲と学力のある学生を募集するように努めた。具体的には、学生募集の目標として、「学士課程の前提となる基礎学力を有する入学者の受け入れ」、「本学部各学科の教育理念・目標を十分に理

解した志向性の高い入学者の受け入れ」、そして「学習意欲の強い入学者の受け入れ」を掲げ、これらの目標を実現するようにした。特に平成１９年度入学試験の設計・実施においては、以上の目標をより明確に、そしてより具体的にするために「経済学部のアドミッションポリシー(入学者受入方針)」を次のように明文化した。すなわち、経済学部が受け入れたい学生像として、「明確な問題意識にたって主体的・自発的に学習する姿勢・能力がある学生」、「問題解決のために計画的かつ継続的に努力する能力がある学生」、そして「自らが選択した専門分野における専門的知識の習得のために系統的な学習を組み立てる意欲・能力をもった学生」とした。

また「教育の現代化」・「教育の現場化」・「教育の情報化」を行動目標としている本学部の教育実践の方針である、早い段階での経済と経済学の基礎的知識教育の徹底や、フィールドワーク型科目に代表される現場での調査能力の養成、そしてコンピュータを駆使した教員との相互対話型学習や情報収集といったことを十分に理解し、そしてそれらを実践できる主体的かつ能動的な学生の募集を、特に推薦系入学試験において実施した。

経済学部の学生募集は、「一般入学試験」、「系列高校推薦入学試験」、「指定校推薦入学試験」、「公募制自己推薦(ＡＯ型)入学試験」、「その他の推薦入学試験」(スポーツ推薦入学試験)、「その他入学試験」（院友子弟等特別選考試験、外国人留学生入学試験）において実施している。このうち各種の推薦入学試験や「その他の入学試験」では、特に、本学部のアドミッションポリシーや各学科のカリキュラムの特徴を十分に理解した意欲的で志向性の高い学生の募集を行なった。また「一般入学試験」では、本学部が掲げる教育理念・目標を実現し、そして各学科のカリキュラムを修めるに足る基礎的な学力を有する学生の募集を行なった。

またこうした学生募集の方針や、それと学部の教育理念・目標および各学科のカリキュラムとの関係を、受験生を含む教育関係者や保護者に広報するために、経済学部ホームページを通じた教育内容・カリキュラムの説明、経済学部ガイドブック（『オリエンテーション経済学部』）の作成・配布による学部・学科および教員に関する説明、オープンキャンパスを通じた学部・学科および学生募集方針や入学試験制度に関する説明、そして入学アドバイザーや学生アドバイザーによる学部・学科の説明を行なった。

点検・評価、長所と問題点

本来、学部の理念・目的・教育目標は毎年毎年変わるものであってはならず、むしろその明確化・具体化が追求されるべきものである。経済学部では、平成１７年度入学試験以降、学生募集の方法に関して、（１）学士課程の前提となる基礎学力を有する入学者の受け入れ、（２）本学部各学科の教育理念･目標を十分に理解した志向性の高い入学者の受け入れ、(３)学習意欲の強い入学者の受け入れ、（４）推薦入学試験制度を通じた志向性・学習意欲の強い入学者の獲得をその目標としてきた。

経済学部が受け入れたい学生像を明確にした、「明確な問題意識にたって主体的･自発的に学習する姿勢･能力がある学生」、「問題解決のために計画的かつ継続的に努力する能力がある学生」、そして「自らが選択した専門分野における専門的知識の習得のために系統的な学習計画を組み立てる意欲・能力をもった学生」というアドミッションポリシーは、主体的・能動的に学修・行動する学生という本学部が理想とする学生像を明確化したものであり評価できる。また各学科のカリキュラムも、授業科目の名称をより分かりやすいものし、その内容（シラバス）を、大学ホームページを通じて公開するなどしていることは評価できる。

こうした広報に関する諸活動の成果は、『平成１７年度新入生の入学動機等に関するアンケート調査報告書』(平成１８年３月　國學院大學入学部委員会実施）にある「入試や大学に関する情報をどのよ

うに知ったか」という質問項目への回答結果（「入学ガイド」、「大学ホームページ」、「オープンキャンパス・進学相談会」）に表れている。

ただし以上のことに関する問題点として次のことが指摘できよう。

本学部のアドミッションポリシーが募集対象となる高校生にとって必ずしも容易に理解できる表現にはなっていないと考えられることである。例えば、平成１９年度入学者を対象とした「経済学部の教育の特色の認知度」を問うアンケート調査（「基礎演習」で実施）の回答結果は、「日本経済や日本の企業の学習・研究を重視」していることを「知っていた」が 23.6%、「知らなかった」が 76.4%、「教育の現場化」について「知っていた」が 21.7%、「知らなかった」が 78.3%、そして「教育の情報化」について「知っていた」が 24.7%、「知らなかった」が 75.3%であった。ただし、本学部のアドミッションポリシーにあった、意欲的で志向性の高い学生の募集を行なった平成１９年度の「推薦入学試験」によって入学した学生を対象に行なった「学部の特徴の認知度」に関するアンケート調査では、「知っていた・少し知っていた」が三学科の学生のいずれについても約 90%前後となっており、推薦入学試験受験生については、本学部の学生募集の方針がほぼ理解されているといえる。

したがって、いわゆる「一般入学試験」によって本学部への入学を志望する受験生に対して、本学部の教育理念・目標、そしてそれに基づく学生募集の方針について広く知らしめていくことが必要である。また、以上の点と関連して、本学部のアドミッションポリシーは学生受入を行なう本学部の教員が理解するだけでなく、広く一般に理解されなければいけないものであろう。このことについて、今後、本学部のアドミッションポリシーやカリキュラムを受験生の視点に立った、平易で具体的な表現に直すなどの工夫が必要である。

将来の改善・改革に向けた方策

上記の問題点を解決し、本学部の学生募集の方針をより明確化し、そしてより広く広報するために、アドミッションポリシーやカリキュラムを高校生でも十分に理解可能となるように、より簡素な表現を用いて補足説明を行ない、合わせて、具体的な学生像をより詳しく４年間の学生生活のモデルとして提示することを目的として、経済学部において学生の受け入れを担当する入試委員会と入学後の教育全般に責任を持つ教務委員会が合同の委員会を組織した。

また学生募集の広報の方法について、『平成１７年度新入生の入学動機等に関するアンケート調査報告書』にある「入試や大学に関する情報をどのように知ったか」という質問項目への回答結果にあった「高校での進路指導」や「予備校」を利用した情報提供にも積極的に取り組むべきであろう。具体的には、高校での模擬授業に加えて、学部・学科の教育理念・目標と本学部の学生募集の方針に関する説明を広く実施することにした。そしてこうした活動の成果を測るために、上記の入学者を対象とした「経済学部の教育の特色の認知度」を問うアンケート調査の回答結果を今後３年間において 50%を超過するようにするため、経済学部の入試委員会・教務委員会と大学入学課との連携を図りながら、より一層効果的な広報の方法を検討・実施することとした。

ｂ．経済学部の入学者募集・選抜の方法

現状の説明

平成１６年度入学試験は、経済学科・経済ネットワーキング学科の２学科について、昼間主と夜間主に定員を配して、「一般入学試験」、「系列三高校推薦入学試験」、「指定校推薦入学試験」、「公募制自己推薦（ＡＯ型）入学試験」、「その他の推薦入学試験」、「その他の入学試験」を実施した。平成１７年度では、経済学科および経済ネットワーキング学科の昼夜開講制の廃止と７時限制への移行、そし

て経営学科の新設により、学生募集・選抜の方法を次のように変更した。

平成１７年度入学者の募集と選抜は、新たに設置した経営学科を含む各学科のそれぞれにおいて、上記の各入学試験によって実施した。「一般入学試験」としては、A方式（３教科型・２教科型）、B方式、そしてC方式（大学入試センター試験利用入学試験）を実施した（学科別・入学試験制度別の入学定員については大学基礎データ【表 13】（以下、大学基礎データからの引用の場合は【表○】とする）を参照）。なお「大学入試センター試験利用試験」においては、「教育の現場化」に基づきフィールド調査など実習系の講義科目を多く配置する経済ネットワーキング学科について、そうした学習への志向性の強い学生の募集を行なうために受験科目を他の２学科とは差別化している。

平成１８年度入学者の募集と選抜は、各入学試験における入学定員のわずかな変更をのぞき、平成１７年度と同じ方法で実施された。

平成１９年度より２月の連続する３日間で実施された「A日程」試験では、１日目を３教科の「得意科目重視型試験（３科目の得点を偏差値に換算した上で、最高値の科目の値を２倍し、その合計で判定）」とし、２日目を通常の「３教科型試験」、そして３日目を「２教科型試験」とし、これらすべての試験日に本学部三学科すべての入学試験を実施することで受験機会を増やした。また「B日程」試験では、大学入試センター試験の成績を利用することができるようにした。

本学部の入学者選抜は、日程や受験科目数や受験科目が異なる「一般入学試験」と、「系列三高校入学試験」・「指定校推薦入学試験」・「公募制自己推薦（AO型）入学試験」などの「推薦入学試験」によって行なわれている。このうち一般入学試験では本学部の教育理念・目標やカリキュラムにそって着実に学修できる広い分野における高い学力を有する学生の選抜を行なっている。これに対して推薦入学試験では、学力に加えて、國學院大學の伝統や教育理念および本学部についての十分な理解や強い学習意欲をもった学生（「系列三高校入学試験」）、商業高等学校をはじめとする職業高等学科で習得した知識や技能を一層発展させようという具体的な目標を有する学生（「指定校推薦入学試験」・「公募制自己推薦（AO型）入学試験」）、そして自ら設定した明確な課題・問題について現場などでの調査研究をしながら主体的に学習する学生（「公募制自己推薦（AO型）入学試験」）の募集・選抜を行なっている。

このように複数かつ多様な学生募集と選抜方法について受験生等に十分な理解を得てもらうように、大学および学部ホームページそして『入試情報ガイドブック』を通じた情報発信に加えて、オープンキャンパスでの入学試験制度に関する説明や入学アドバイザーによる高校での説明を実施した。

推薦系入学試験のうち「指定校推薦入学試験」も「公募制自己推薦（AO型）入学試験」も、ともに各試験制度の理念にそった学生募集と選抜を実施した。前者については、入学アドバイザー等による指定高校での入試制度に関する説明が十分になされ、その結果として本学部の教育理念・目標やカリキュラムを十分に理解した上で志願する学生がほとんどとなっている。また後者については、年度ごとに志願者が増加するなど、理念や選抜方法を含む試験制度そのものに関する広報が大きな成果を上げている。これらの推薦入学試験では選考に先立って選考基準の統一がなされ、また評価を複数の教員で行ない、事情によっては評価そのものを教授会で再検討するなど極めて厳正な選抜を実施した。

点検・評価、長所と問題点

一般入学試験に関しては平成１９年度入学試験での変更によって、日程の名称をより分かりやすいものとし、受験生の受験機会を増やした点は高く評価できる。これによって受験生等を対象とした試験制度の説明も明確になった。またB日程試験で大学入試センター試験の成績を利用可能としたことも受験機会の増加という点から評価できる。

一般入学試験についての問題点としては、「大学入試センター試験利用試験」における経済ネットワーキング学科の受験科目が他の２学科と異なることの是非についての検討が必要である。経済ネットワーキング学科における受験科目の差別化は「教育の現場化」に対応する志向性の高い主体的な学生の募集・選抜を実現しているという一定の成果を上げる一方で、「受験科目が他の学科と異なりわかりづらい」、「他の学科との併願が困難」との受験生の意見もある。こうした点を踏まえた受験科目の再検証が必要である。

推薦系入学試験について以下のことを検討すべきである。まず「指定校推薦入学試験」で「小論文試験」と「面接試験」を課しているが、小論文試験を課すことの必要性についての検討をすべきである。学力の有無を高等学校における学習の成績である「評定平均値」によって確認し、面接試験で志望理由や学習意欲等を十分に確認できている現状において、「小論文試験」が果たしている役割の検証を速やかに行なうべきである。

次に平成１５年度入学試験より実施され、平成１９年度入試で５年目となった「公募制自己推薦（ＡＯ型）入試」の選抜方法の検証を実施すべきである。それは「ＡＯ型」とあるように、本来のアドミッションオフィスによる面接対話型の選抜とは異なる方法（第一次選考における書類選考、第二次選考での小論文試験および面接試験）による選抜方法を採用している。ＡＯ入試では選抜とともに入学後の学修への動機づけも重視すべきであり、他の選抜方法との関係もふくめた再検討が望まれる。

将来の改善・改革に向けた方策

一般入学試験および推薦系入学試験におけるすべての学生募集・選抜方法について不断に検証・改善していくために経済学部入試委員会がある。そこでは前年度に実施したすべての入学試験について検証し、それに基づいて次年度の入学試験方法についての提言をまとめている。

上記の「大学入試センター試験利用試験」における経済ネットワーキング学科の受験科目の差別化の是非については、その長所と短所を具体的に検証するために経済学部入試委員会に調査・検討グループを設置した。

推薦系入学試験については，入試委員会での検証作業に基づき、平成２０年度「指定校推薦入学試験」について、各学科の応募要件（評定平均）を均一化し、小論文試験を廃止すると同時に面接試験での質問事項をより洗練化することを決定した。また「公募制自己推薦（ＡＯ型）入学試験」については、それを検証し、他大学のＡＯ入試等を参考にしながら改革案を策定するためのワーキンググループを経済学部入試委員会に設置した。

ｃ．経済学部の入試の動向

現状の説明

平成１７年度・１８年度・１９年度の各年度の各入学試験の実施結果（志願者数・合格者数・入学者数、および入学者数の構成）については大学基礎データ【表 13】および【表 15】に示されているとおりである。以下では、各年度の入試動向について説明する。

平成１７年度一般入試は、経営学科の新設によって学部全体としては全年度比 12.5%の志願者増となった。しかし経済学科の一般入試志願者は 1,919 名、前年度比 37.2%の減少であった。これは従来の経済学科志願者のなかに経営学志向者が含まれていたことの現れと考えられる。経営学科の新設によって、経済学科の志願者から経営学を志向する者が移動したと考えられる。経済ネットワーキング学科は、一般入試全体では 59 名、前年度比 3.9%の減少であった。また平成１７年度「一般入学試験」における競争倍率（志願者数／合格者数）は学部全体では 5.3 倍、経済学科は 4.5 倍、経済ネットワー

キング学科は5.7倍、そして経営学科は6.0倍であった。ただ志願者全体にしめる既卒者の比率は、経済学科 50%、経済ネットワーキング学科 53%、経営学科 40%と、いずれも大学全体の志願者の比率を上回った。

平成１８年度入試においては一般入学試験で前年度大幅に志願者が減少した経済学科の志願者が前年度比19.5%増加し、しかも全ての入試方式の入試で志願者の増加を見た。経済ネットワーキング学科については、平成１６年度・平成１７年度と1,400名以上の志願者を集めていたが、平成１８年には前年度比43.2%減少した。また経営学科の志願者数は1,632名で、前年度の1,767名に比較して若干減少した。また平成１８年度「一般入学試験」における競争倍率（志願者数／合格者数）は学部全体では6.2倍、経済学科は6.0倍、経済ネットワーキング学科は5.2倍、そして経営学科は7.2倍であった。

平成１９年度一般入試では､経済学科の志願者が2,255名と前年並みにとどまり､大学入試センター試験利用入試とＡ日程入試で増加したものの、Ｂ日程入試とＣ日程入試で減少した。経済ネットワーキング学科については、志願者数が全体で905名と前年度よりも11%増加した。経済ネットワーキング学科はＡ日程・Ｂ日程・Ｃ日程の全入試で志願者を増やしたが、大学入試センター試験利用入試の志願者は前年並みであった。経営学科の志願者は1,236名で、前年度に比べ24%減少した。Ｂ日程入試・Ｃ日程入試では志願者を増やしたが、他の試験では減少した。また平成１９年度「一般入学試験」における競争倍率（志願者数／合格者数）は学部全体では4.8倍、経済学科は5倍、経済ネットワーキング学科は4.6倍、そして経営学科は6.4倍であった。

点検・評価、長所と問題点

入学試験の動向は、量的な側面と質的な側面から点検・評価を行なうことができる。以下では、まず募集定員に対する志願者数や入学者数などの量的な側面について点検・評価し、次に、本学部の学生募集の方針と入学者の意識との整合性等の質的な側面について点検・評価を行なう。

平成１７年度入学試験以降、経済学部の志願者数は減少傾向にある。これは、18歳人口の減少（平成１７年度入試における１８歳人口＝136.5万人、１８年度＝132.6万人、１９年度＝129.9万人)、高等学校卒業者数の減少（平成１７年度入試における高等学校卒業者数＝120.2 万人、１８年度＝116.1万人、１９年度＝113.8万人)、そして大学・短大受験者実数の減少（平成１７年度受験者実数＝79.8万人、１８年度＝74.2万人、１９年度＝67.5万人）によるところが大きい。ただ、以上のデータに基づいて試算した平成１９年度入学試験における「一般入学試験」志願者数の予測値＝3,401 名に対して、実際の志願者数は4,396名であった。このことから志願者数は受験人口と同率のペースで減少するとは言えず、その減少を食い止めることは不可能であっても、減少速度を小さくすることが可能であることを示しているといえ、そのための方策を早急に検討・実施すべきである。

各学科の志願者数については、経済学科が志願者数を１８歳人口や大学受験者数が減少する中にあって、志願者を増加し、その数を維持できたことは評価できる。経済ネットワーキング学科については志願者数が減少する傾向にあり、その確保が大きな課題となっている。経営学科については、平成１８年度と平成１９年度において志願者数の減少幅が拡大しており、学科を設置してから３年を経過した現在、学生募集の方法について今一度検討すべき時が来ている。

次に、『平成１７年度新入生の入学動機等に関するアンケート調査報告書』（平成１８年３月　國學院大學入学部委員会)、本学部が独自に行なった「推薦入学者アンケート」（平成１９年３月）に基づいて、入学者の意識と本学部の学生受入方針との整合性という質的な側面について点検・評価してみよう。

「推薦入学試験」と「一般入学試験」による入学者すべてを対象にした入学動機のアンケート調査では、経済学科と経済ネットワーキング学科についての上位２位までの動機は、いずれも「やむをえず」（経済学科 36.1%、経済ネットワーキング学科 31.9%）と「歴史・伝統」（経済学科 24.4%、経済ネットワーキング学科 25.0%）であった。この結果には「一般入学試験」による入学者の意識が大きく反映されていると考えられるが、入学動機として「教授陣やカリキュラムの充実」を挙げた割合が小さい（経済学科 7.6%、経済ネットワーキング学科 7.6%）ことは問題とすべきである。今後、本学部の教育理念・目標やカリキュラムを受験生に広報する方法についての一層の検討が必要である。

また「推薦系入学試験」による入学者を対象に行なった「国語力や英語の学力に自信があるか」との問いに対して、「かなり不安がある」・「大いに不安がある」と回答した者の合計が経済学科 69.2%、経済ネットワーキング学科 73.8%、経営学科 82.2%であった。この結果が示しているように、推薦系入学試験による入学者の基礎学力を入学前に高める「入学前教育の充実」が図られなければならない。

最後に、志願者の半数以上が現役受験生となっている現状は今後もその傾向がより強まると考えられる。こうした中、現役受験生のみならず、高校の進路指導担当教諭や１・２年生をターゲットにした学部ガイダンスを通じた広報を推し進めていくべきである。

将来の改善・改革に向けた方策

志願者の確保は、適正な競争倍率のもとでの厳正な入学試験の実施の前提条件である。このためには、大学・学部ホームページを通じた教育内容のより明確で分かりやすい説明、『学部ガイドブック』の作成による学部・学科および教員に関する積極的広報活動、オープンキャンパスを通じた学部・学科および入学試験制度に関する説明、入学アドバイザーによる学部・学科の説明などを尚一層効果的に展開することが必要であり、そのために経済学部の入試委員会が入学課からの協力を得ながら動画の活用など広報方法のあり方を不断に検討している。

特に経営学科については、平成２０年３月の最初の卒業生の就職状況を検証するとともに、教務委員会にて現行のカリキュラムを再検討することとした。またこうしたことに合わせて、平成２１年度入試に向けて経営学科の広報を戦略的に再設計することとした。

また、推薦系入学試験による入学者の国語力と英語力の向上を図り大学での学習に対する不安を解消するために、国語および英語の独習可能な基礎教材を開発し、それを入学前教育のプログラムとして積極的に組み入れていくこととなった。

（２）学生収容定員と在籍学生数の比率の適切性

現状の説明

経済学部全体としての教育目標(第１章２－３)と各学科独自の教育目標(第４章２－３－（１）)を達成するためには、各年度の入学者数を学則定員に沿うように確保し、また、受け入れた学生を正規の修業年間において卒業させるように適切な教育・指導を行なうことで、在籍学生数の学則収容定員に対する比率が適切なものとなるように配慮し、それによって学生にとって適切な教育環境を維持することが必須である。このような教育環境の下でのみ、在学生の学修意欲を向上させるきめ細やかな教育・指導を実施することが可能であり、その結果として留年者や卒業延期者の数を減少させることができる。

経済学部は以上の理念の下で、各学科の在籍学生数の収容定員に対する比率が 1.25 未満となるように定員管理に努力してきた。

【表 13】からは、経済学部全体および各学科の平成１５年度以降（経営学科については平成１７年

以降）の「募集定員（学則定員）と入学者数」の推移を確認することができるが、平成１７年度・１８年度・１９年度それぞれにおける経済学部各学科の「募集定員と入学者数、および後者の前者に対する比率」は下表のとおりである。

経済学部の募集定員、入学者数、およびその比率の推移

	平成 17 年度			平成 18 年度			平成 19 年度		
	募集定員 (A)	入学者数 (B)	比率 (B)/(A)	募集定員 (A)	入学者数 (B)	比率 (B)/(A)	募集定員 (A)	入学者数 (B)	比率 (B)/(A)
経済学科	210	271	1.29	210	268	1.28	210	260	1.24
経済ネットワーキング学科	150	187	1.25	150	181	1.21	150	180	1.20
経営学科	150	202	1.35	150	181	1.21	150	195	1.30
経済学部全体	510	660	1.29	510	630	1.24	510	635	1.25

この表から経済学科の入学者の募集定員に対する比率が年度を追うごとに低下してきていることがわかる。経済ネットワーキング学科についても同様の傾向が見られ、特に平成１９年度については 1.20 となった。

次に、平成１６年度から１９年度までの経済学部全体および各学科の「収容定員、在籍学生数、および後者の前者に対する比率」は下表のとおりである（在籍学生数は各年度５月１日時点での数値)。

経済学部の収容定員、在籍学生数、およびその比率の推移

	平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度			平成 19 年度		
	収容定員 (A)	在籍学生数 (B)	比率 (B)/(A)	収容定員 (A)	在籍学生数 (B)	比率 (B)/(A)	収容定員 (A)	在籍学生数 (B)	比率 (B)/(A)	収容定員 (A)	在籍学生数 (B)	比率 (B)/(A)
経済学科	1280	1623	1.27	1150	1477	1.28	1042	1350	1.30	940	1264	1.34
経済ネットワーキング学科	800	1020	1.28	750	962	1.28	700	881	1.26	650	803	1.24
経営学科				150	202	1.35	300	377	1.26	450	588	1.31
経済学部全体	2080	2643	1.27	2050	2641	1.29	2042	2608	1.28	2040	2655	1.30

(平成 12 年度に学生募集を停止した産業消費情報学科の在籍者数､およびその収容定員を加えた学部全体としての収容定員は次のとおりである。平成 16 年度在籍者数=56 名、学部収容定員=2699 名。平成 17 年度在籍者数=20 名、学部収容定員=2661 名)

表にあるように、経済学科の収容定員に対する在籍学生数の比率は、年度を追うごとに高まってきている。特に平成１９年度の比率が高い。対照的に、経済ネットワーキング学科の比率は年度ごとに低下した。

なお、在籍学生数に影響を与える経済学部の各学科の「退学者数」は、【表 17】のとおりである。また次表から、平成１６年度・１７年度・１８年度の退学者の退学理由を知ることができる。

退学者の退学理由

退学理由		一身上の都合	家庭の事情	勤務の都合	経済的事情	健康上の理由	在学期間満了	死亡	修学意欲喪失	進路変更	他大学入学	懲戒処分	留学	総計
H16	総計	5	6	9	18	4	1	2	16	26	1	4	1	93
	割合	5.4%	6.5%	9.7%	19.4%	4.3%	1.1%	2.2%	17.2%	28.0%	1.1%	4.3%	1.1%	100%
H17	総計	6	7	5	6	4	6	－	8	24	4	1	1	72
	割合	8.3%	9.7%	6.9%	8.3%	5.6%	8.3%	0.0%	11.1%	33.3%	5.6%	1.4%	1.4%	100%
H18	総計	5	7	－	11	4	5	1	11	27	8	1	1	81
	割合	6.2%	8.6%	0.0%	13.6%	4.9%	6.2%	1.2%	13.6%	33.3%	9.9%	1.2%	1.2%	100%

点検・評価、長所と問題点

経済学科の入学者の募集定員に対する比率は年度ごとに低下してきているが、経済学科の在籍学生数の収容定員に対する比率が、年度を追うごとに高まっている。平成１９年度の経済学科の在籍学生数の収容定員に対する比率が 1.34 と高い数値になった一つの原因は、「卒業判定」に関する【表 6】から分かるように、平成１８年度の卒業予定者数に対する卒業者数の割合が 81.5%と過去 2 年（平成１６年度は 82.8%、１７年度は 86.3%）に比べて低下したことである。また【表 14】に見られるように平成１９年度で第２年次に「留年」した経済学科の学生数が 34 名であったことが、在籍学生数の収容定員に対する比率が 1.34 という高い数値になったもう一つの原因である。

２年次における留年者数がやや多いが、これは、経済学部では「第２年次終了までに外国語 4 単位、学部共通必修科目（3 科目 6 単位）を含んで 32 単位以上を修得すること」という「進級制限」をクリアできなかった学生である。進級のための条件は厳しいものではなく、進級制限をクリアできない主な理由は「修学意欲」の喪失である。こうした学生を少なくするために第１年次・第２年次で修学相談を実施しているが、今後はそうした取り組みをより効果的かつ継続的に実施する全学部的な方策を考えるべきである。

入学者の受け入れに関しては、過去に実施した入学試験における合格者の「入学手続き率」の実績を充分に考慮した慎重かつ適切な合否判定の結果として、募集定員に近づく傾向が見られることは評価できる。しかし、学部・学科が掲げる目標を達成するための適切な教育環境の維持という点で、留年者の数を減少させ、卒業者率を高めるための方策を通じて、経済学科の在籍学生数の収容定員に対する比率が 1.25 未満になるように改善すべきである。

平成１９年度に 1.24 となった経済ネットワーキング学科の在籍学生数の収容定員に対する比率は、入学者の募集定員に対する比率の是正とともに年度ごとに低下していることは評価できる。「卒業判定」に関する【表 6】からわかるように、経済ネットワーキング学科の卒業予定者数に対する卒業者数の割合はＧＰＡ制度に基づく適切な修学相談の結果として、平成１６年度の 84.5%から、平成１８年度には 88.1%まで上昇した。このことが上記の「比率」の低下につながったと考えてよい。今後は、さらにより良い教育環境の実現に向けて、卒業者率をさらに高めるように努めるべきである。

平成１７年度に新設した経営学科の在籍学生数の収容定員に対する比率は、完成年度を経過した後に評価の対象とすべきであろう。しかし、平成１９年度について評価をする限り、1.31 という数値はやや高いと判断せざるを得ない。経営学科は卒業生を未だ出していないので、1.31 という「比率」の原因は、平成１７年度と平成１９年度の入学者の募集定員に対する比率がそれぞれ 1.35 と 1.31 と高

かったことである。これは、新設学科であるために、入学試験における合格者の判定において参照すべき「入学手続き率」の情報がなかったためである。経営学科の入学者の受け入れについては、今後、平成１７年度以降の入学試験を十分に反省し、入学者の募集定員に対する比率が平均的に 1.25 未満になるように十分に配慮すべきである。

【表 17】にあるように、経済学科では各年度平均で 50 名程度、経済ネットワーキング学科でも年度平均で 26 名の退学者を出している。本来、入学者として受け入れた学生を教育し所定の課程を修了させるように教育・指導することが大学の使命であることに鑑みれば、退学者数を減少させるべきである。退学者の退学理由は多様であるが、退学者総数に対する「修学意欲の喪失」を理由とする退学者数の比率は、過去３年度平均で約 14%である。この比率を 10%以下にするという明確な目標を立て、その実現に向けて現在の修学相談制度を改善することが必要である（経済学部の修学相談の取り組みについては、第４章３－２－（６）を参照)。

将来の改善・改革に向けた方策

入学者の受け入れについては、入学試験に関する業務を担う経済学部入試委員会と在籍学生に対する適切な教育・指導の業務を担う経済学部教務委員会がこれまで以上に協力し、過去の入学試験における「入学手続き率」と当該年度の在籍学生数の情報を共有した上で、適切な合格者判定を実施するようにした。

また、在籍学生を正規の修業年限で卒業させるため、これまで実施した修学相談に関するデータや留年・卒業延期の理由、そして退学理由に関するデータを整理・分析し、その問題点を明確にした上で、より効果的・継続的な修学相談・修学指導を設計・実施するためのワーキンググループを経済学部教務委員会に設置した。

各学科における収容定員に対する在籍学生数の比率を適正化するため、上記の試みにより、適切な数の入学者を受け入れ、在学生に対する適切な教育・指導による修学意欲の維持・向上を通じた正規の修業年限での卒業を支援する体制を継続していく。

４．神道文化学部

目標

１．学生募集の方針
・ 広く日本文化や世界の諸文化・諸宗教の学修・研究に関心を抱く学生の選抜
・ 神社界や神道系宗教教団の後継者を対象とした推薦入試の実施
２．広報関係
・ オープンキャンパスにおける、より積極的な学部広報
・ 関係団体・教団等に対するダイレクトメール発送などの効果的な広報
３．入学試験方法
・ 一般入試と推薦入試の実施による志願者の安定的確保
・ 公募制自己推薦（ＡＯ型）入試」（８月）実施による志向性・学修意欲の強い学生の獲得
・ 普通神職養成機関普通課程の推薦対象枠設置による夜間主学生の安定的確保
・ 入試制度の継続的な検証と柔軟な対応
４．定員管理
・ 留年者・卒業延期者の減少

（１）入学者選抜方法とその位置づけ

ａ．学生募集の方針と学部の理念・目的・教育目標との関係

現状の説明

神道文化学部では、建学の精神、神道文化学部の設置理念・目的に従って、広く日本文化の源流を探り「日本的なもの」の再発見に関心を抱く学生を、「公募制自己推薦（ＡＯ型)」や「一般入学試験」等から幅広く受け入れるとともに、神社界や神道系宗教教団の後継者を対象とした「推薦入学試験」を実施している。

また学生生活のライフスタイルに合わせ、選択科目のメニューや履修時間帯を自由に組み合わせることができるように学部開設時から昼夜開講制を採用し､入試に関してもフレックスＡコース(以下、「夜間主」）とフレックスＢコース（以下、「昼間主」）の定員枠を設けている。

なお、夜間の時間帯（５時限～７時限）しか受講できない社会人、とりわけ勤労学生を多くもつ本学部では、フレックス奨学金制度を広く奨励することで、「夜間主」の定員確保を計っている。

点検・評価、長所と問題点

各試験制度については次項で説明することにして、ここでは以下、全体的な点検・評価をする。

本学部は、文学部神道学科の頃から、建学の精神とそれにともなった神職子弟の育成を目的に、神職子弟対象の「推薦入学試験」を実施してきた。これは学部開設後も「神道・宗教推薦入学試験」として、そうした学生を積極的に受け入れている。また、「広く日本文化の源流を探り『日本的なもの』の再発見」に関心を抱き、そうした学修・研究を目指す学生を積極的に受け入れるため、新たに「公募制自己推薦（ＡＯ型）入学試験」を導入し実施している。そうした入試制度の結果であろうか、神道文化学部第１期生の卒業時（平成１７年度）から実施している卒業生アンケートでは、90%以上の学生が高い満足度を抱いて卒業している。

こうした結果が示された理由として他に考えられることは、学部開設以来、1 年次前期に 20 名程度の少人数クラスで行なう「神道基礎演習」を設けて、学生の基礎学力向上を計るとともに、学生生活

にはやくなじめるように学生相談的なクラス運営を実施していることがあげられる。これ以外に少人数教育を多くの授業で実施していることや、入試を「昼間主」「夜間主」に分けて実施することで、同様の生活環境をもった学生同士の共感しやすい場を提供したこと、さらに入試広報でそうしたカリキュラム内容や修学環境の提供を積極的にアピールしてきたことなどが、その理由としてあげられよう。

学部開設以来の多くの一般学生を受け入れる入試制度を設け、現在では本学部生全体の６割程度を一般学生が占めるようになった。しかも、そうした入学生の大半が神職資格取得と卒業後の進路として神社界に何らかの関係を持つことを希望していることや、前述の卒業生アンケートの高い満足度から勘案して、現時点ではカリキュラムに応じた学生が確保でき、学部の理念が遂行されているものとして評価できよう。

将来の改善・改革に向けた方策

「夜間主」を希望する学生は、本学部では伝統的に神職の子弟が多かった。しかし「昼間主」の定員枠を増加したため、今後そうした子弟の確保が困難になることは明らかである。そこで神職の子弟以外の社会人や勤労学生を対象にした受入制度を見直し、それに応じた魅力的な「夜間主」のカリキュラム構築に向けた検討を進めている。

また、本学部の理念や目的を理解し、それらを国内外に発信できる人材を養成するため、課外英会話講座を平成１５年度から実施してきた。そうした発信型英語学修をより積極的に実行するため、学部生全員必修の英会話授業を導入すべく、専門委員会による慎重な検討を経て、２０年度から新必修科目「神道英語」がスタートすることとなった。「神道英語」設置により、一層学部カリキュラムの魅力が増し、今まで以上に神職子弟以外の一般学生や「神道・宗教推薦入試」の「宗教推薦」の志願者、さらには「夜間主」の志願者をより多く集めることが期待できる。

ｂ．神道文化学部の入学者募集・選抜の方法

現状の説明

平成１７年度から１９年度の入学試験制度については、「一般入学試験」・「系列三高校入学試験」「公募制自己推薦（ＡＯ型）入学試験」、「その他の推薦入学試験」「その他の入学試験」を実施した。

平成１７年度入学試験から、募集定員を一部変更した。すなわち「昼間主」については、「系列三高校入学試験」の募集定員を前年度の 4 名から 2 名へ減員（2 名減）し、「その他の推薦入学試験」の募集定員を前年度の 28 名から 31 名に増員し（3 名増）、「その他の入学試験」の募集定員を前年度の 5 名から 4 名に減員（1 名減）した。「夜間主」については「系列三高校入学試験」の募集定員を前年度の 3 名から 1 名に減員し（2 名減）、「その他の推薦入学試験」の募集定員を前年度の 32 名から 30 名に減員（2 名減）し、「その他の入学試験」の募集定員を前年度の 7 名から 11 名に増員（4 名増）した。

以上、神道文化学部全体では、「系列三高校入学試験」の募集定員を前年度の 7 名から 3 名に減員し（4 名減）、「その他の推薦入学試験」の募集定員を前年度の 60 名から 61 名に増員し（1 名増）、「その他の入学試験」の募集定員を前年度の 12 名から 15 名に増員（3 名増）した。ただし、募集定員の総計は 180 名で変わらない（増減 0 名）。

さらに、平成１８年度から「昼間主」と「夜間主」の募集定員を大幅に変更した。「昼間主」は 100 名から 120 名へ増員（20 名増）し、「夜間主」は 80 名から 60 名へ減員（20 名減）した。それにともなって各試験制度の募集定員も変更した。「昼間主」について、「一般入学試験」は募集定員を前年度の 40 名から 58 名に増員し（18 名増）、「公募制自己推薦（ＡＯ型）」は募集定員を前年度の 23 名から

24 名に増員し（1 名増)、「その他の推薦入学試験」は募集定員を前年度の 31 名から 33 名に増員（2 名増)、「その他の入学試験」は募集定員を前年度の 4 名から 3 名に減員（1 名減）した。「夜間主」については、「一般入学試験」は募集定員を前年度の 28 名から 23 名に減員し（5 名減)、「公募制自己推薦（ＡＯ型）入学試験」は募集定員を前年度の 10 名から 8 名に減員し（2 名減)、「その他の推薦入学試験」は募集定員を前年度の 30 名から 22 名に減員し（8 名減)、「その他の入学試験」は募集定員を前年度の 11 名から 6 名に減員（5 名減）した。ただし、募集定員の総計は 180 名で変わらない（増減 0 名)。

神道文化学部では、神道・宗教を柔軟に学ぶ学部教育の理念、学生募集の方針、学部カリキュラムの特色を、受験生・各高校・保護者に周知させるために、『神社新報』『新宗教新聞』『金光新聞』紙上での入試日程広告、『神社新報』での学部特集記事企画、院友神職会などの広報活動、全国の院友、神社庁・別表神社ならびに教団等へのダイレクトメール発送等を幅広く行なうと共に、オープンキャンパスにおける教員の模擬授業、教員・学生アドバイザーによる学部の説明も積極的に実施している。

点検・評価、長所と問題点

本学部は、開設以来昼夜開講制を実施してきたが、社会人や神社実習や神社での奉務を終えてから夜間の授業を受ける勤労学生が少なからずいるため、前述したように「フレックス奨学金」を奨励している。こうした魅力ある制度を活用して社会人や勤労学生を確保してきたことは、「夜間主」の定員充足策として評価できよう。

また『神社新報』等での入試日程広告・学部特集記事企画、全国の院友・神社・教団等へのダイレクトメール発送、オープンキャンパスでの教員・学生アドバイザーによる学部説明等の幅広い広報活動も、神道・宗教を学ぶ学部教育の理念・カリキュラム、学生募集の方針を、幅広く周知する上で、着実な効果をあげているものと評価できよう。

しかし問題は、それらの施策をもってしても、夜間主の志願者が減少し続けたことであった。そこで学部としては、平成１８年度入学試験から「昼間主」の募集定員を 20 名増員し、「夜間主」の募集定員を 20 名減員した。その結果、「一般入学試験」の募集定員を増加させることができたことは、学部全体の学力を向上させることにもつながるものとして評価できよう。それとともに「夜間主」の受講生に対して、従来以上のきめ細かな少人数教育ができるようになったこともまた、同時に評価できる点である。

将来の改善・改革に向けた方策

本学部は、「公募制自己推薦（ＡＯ型）入試」を他学部（１１月中旬）より早い時期（８月下旬）に実施して、本学部での学修意欲が高く、卒業後の進路についてもある程度明確な見通しをもった受験生を受け入れてきた。ところが、１１月後半に実施する「神道・宗教推薦入試」で対象にしている神社や神道系宗教教団後継者の子弟が、「公募制自己推薦（ＡＯ型）入試」にも多く受験していた。そこで、「公募制自己推薦（ＡＯ型)」を今まで以上に適切に実施するために、「神道・宗教推薦」を、「公募制自己推薦（ＡＯ型)」より先に実施することの検討が進められている。そうすることで、「公募制自己推薦（ＡＯ型）においては、本学部の理念に共鳴する学修意欲の強い一般学生をより多く確保できることが期待される。

なお、本学部は開設以来「指定校推薦入学試験」を実施してこなかったが、定員の安定的確保、特に神職子弟以外の一般の学生確保のために、入学課や学内の入学アドバイザーの協力を得て指定校のリストが作成され、近い将来の「指定校推薦入学試験」導入実施に向けての検討が進められている。

ｃ．神道文化学部の入試の動向

現状の説明

平成１７年度以来の各年度の各入学試験の実施結果（志願者数・合格者数・入学者数、および入学者数の構成）については大学基礎データ【表 13】および【表 15】（以下、大学基礎データからの引用の場合は【表○】とする）に示されているとおりである。

平成１７年度の神道文化学部全体の志願者数は、すべての入学試験制度の合計で 845 名であり、前年度の 891 名から 5.2%減となった。「一般入学試験」では 652 名であり、前年度の 689 名から 5.4%減、「公募制自己推薦（ＡＯ型）」では 93 名であり、前年度の 96 名から 3.1%減であった。なお、前々年の１５年度の全体の志願者数 721 名と比較すると、１７年度は 17.2%増であった。１７年度「一般入学試験」における競争倍率は、4.26 倍（前年度 4.05 倍）であった。

平成１８年度の神道文化学部全体の志願者数は、すべての入学試験制度の合計で 658 名であり、前年度の 845 名から 22.1%減少した。「一般入学試験」の志願者数は 481 名で、前年度の 652 名から 26.2%減少したが、「公募制自己推薦（ＡＯ型）入学試験」の志願者数は 90 名で、前年度の 93 名とほぼ同数であった。１８年度「一般入学試験」における競争倍率は、2.86 倍（前年度 4.26 倍）であった。

平成１９年度の神道文化学部全体の志願者数は、すべての入学試験制度の合計で 815 名であり、前年度の 658 名から 23.9%増加した。「一般入学試験」の志願者数は 623 名で、前年度の 481 名から 29.5%増加した。１９年度「一般入学試験」における競争倍率は、3.07 倍（前年度 2.86 倍）であった。

点検・評価、長所と問題点

平成１８年度は志願者数が 200 名近く減少したが、翌年の１９年度は再び 800 名以上の志願者を確保することができた。これは「昼間主」の定員枠を増加したため、「昼間主」の「一般入学試験」と「公募制自己推薦（ＡＯ型）」の志願者が増加したことによる。

問題は「夜間主」の定員を確保することの難しさである。現状は「昼間主・夜間主どちらでも」を希望する受験生から「夜間主」を確保しているが、「昼間主」を増員したために、今後こうした選択を希望する受験生から「夜間主」の定員を確保するのはより困難になるであろう。

もうひとつの問題点は、「その他の入学試験」に入る「神道・宗教推薦」の「宗教文化コース」推薦枠の見直しである。宗教学系のカリキュラムを豊富に用意しているものの、いまだ神道系宗教教団に浸透していないのか、各教団からの志願者がほとんどいないのが現状である。

将来の改善・改革に向けた方策

「夜間主」の定員確保の問題は、定員を 20 名減にしただけでは改善したことにはならず、今後定員 60 名を安定的に確保する方策を検討しなければならない。そこで、「夜間主」の安定的確保を期して、「普通神職養成機関普通課程」の推薦対象枠を設けた。ただし、全国の神職養成機関の卒業生が年々減少しているため、さらなる方策を目下検討中である。そのほか、社会人や勤労学生を積極的に受け入れる入試制度や、そうした学生に応じたカリキュラムに改善するなど、「夜間主」の定員確保のため、学部の在り方全体に関わる検討が進められている。

次に「神道・宗教推薦」の「宗教文化コース」志願者確保のためには、推薦対象者の受入態勢が整っていることや、宗教学の学修・研究におけるカリキュラム内容が充実していて大学院への進学率が高いこと等の特徴を、各方面へ広報することが急務であろう。そこで各教団の協力を得て、後継者子弟にダイレクトメールを送ったり、教団の広報誌や新聞への広報活動をより積極的に行なったりしてきたが、さらに効果的な広報活動の仕組みを検討中である。「宗教文化コース」推薦の志願者を毎年数名確保できるようになれば、「宗教文化コース」の存在意義は、「神道文化コース」とともに全国でも有

数のカリキュラム内容の充実度と相俟って、ますます高まっていくであろう。

（２）学生収容定員と在籍学生数の比率の適切性

現状の説明

神道文化学部は平成１４年度に学部を設置したさい、学生収容定員を昼間主コース 100 名、夜間主コース 80 名、計 180 名とした。これに対して入学者数は昼間主、夜間主コースとも、1.1～1.3 倍ほど超過する傾向にあった（【表 13】）。

１８年度入試より、昼夜コースの定員比率を変え、昼間主（フレックスＢ）コース 120 名、夜間主（フレックスＡ）コース 60 名、計 180 名とした。その結果、１８年度の入学者数は昼夜とも 1.1 倍未満であったが、１９年度は昼間主コースが 152 名（1.27 倍）、夜間主コースが 77 名（1.28 倍）と、どちらも例年より超過があった。

点検・評価、長所と問題点

現状の入試では定員数を確保しており、また入学者数が定員を大幅に超過しているとも言えない。しかし、合格判定においてできるかぎり入学者数を定員に近づけるよう配慮する必要がある。

平成１８年度入試で、夜間主コースの定員 20 名分を、昼間主コースに移した理由には、これまで、昼間主コース、または昼間主・夜間主どちらでもよいとする入学志願者の数が、夜間主コースのみの志願者数を大きく上回ってきたということがあった。そのこととも関連するが、もう一つの大きな問題として、夜間主コースに入学した学生が、その後の修学に困難をきたすケースがしばしば見られたということが挙げられる。

これは、卒業延期率（卒業判定対象者数に対する卒業延期者の割合）と留年率（３年次への進級判定の対象者数に対する留年者の割合）に表れている。神道文化学部第１期生の卒業年度に当たる平成１７年度（１８年３月卒業）においては、昼間主コースの卒業延期率 12.6%に対し、夜間主コースの卒業延期率は 23.6%に達した。１８年度（１９年３月卒業）においても、夜間主の卒業延期率は 25.8%を占め、依然として夜間主コースのほうに修学困難な学生を多く抱えている現状は変わらない。また３年次への進級制限にかかわる留年率についても、１７年度には昼間主 13.1%、夜間主 20.2%、１８年度には昼間主 16.7%、夜間主 24.2%と、やはり夜間主コースのほうに留年者が多い傾向が続いている。

夜間主コースの定員を 20 名削減したことにより、このように修学困難な学生が夜間主コースに集中する現状は改善するものと予測できる。ただし、平成１８年度に入学した学生が卒業年度を迎えるのはさらに先の２１年度のことであり、また進級も今年度（１９年度）であるため、昼夜間の定員移動がもたらした結果如何を、今の段階で軽々に判断することはできない。

将来の改善・改革に向けた方策

留年者・卒業延期者の問題は、もちろん入試段階だけでなく、入学後の導入教育をはじめとするカリキュラム・修学指導方法の充実によっても改善していかなければならないし、そうした取り組みも行なっているところである。しかし平成１９年度の進級判定、２１年度の卒業判定において、夜間主コースの留年率・卒業延期率が減少していれば、昼夜間の定員の変更が一定の効果を挙げたと見てよいだろう。もしそうでない場合、あるいは逆に今度は昼間主コースの留年率、卒業延期率が大幅に増加するようなことがあれば、神道文化学部の教育の質を維持するために、定員超過を抑えるだけでなく、定員削減も視野に入れた制度改正の検討に着手していく。

３ 大学院

１．文学研究科

目標

１．入学広報の充実
２．受験者の学力傾向に即した入学者選抜試験の見直し
３．研究活動活性化のための幅広い層の受け入れ
４．科目等履修生、特別研究生の受講可能科目の拡大

（１）入学者選抜とその位置づけ

現状の説明

入学者選抜は秋季と春季の２回を設け、秋季は博士課程前期（以下、「前期課程」とする）の一般、外国人留学生、社会人の３制度、博士課程後期（以下、「後期課程」とする）の社会人の１制度を実施し、春季は前期課程の一般、外国人留学生の２制度、後期課程の一般、外国人留学生の２制度を実施している。受験者の側からいうなら、前期課程の一般は秋季と春季の２回、後期課程の一般は春季の１回、前期課程の外国人留学生は秋季と春季の２回、後期課程の外国人留学生は春季の１回、前期課程の社会人は秋季の１回、後期課程の社会人も秋季の１回の受験機会がある。

後期課程への一般、外国人留学生の入学者選抜は前期課程の修了が原則となるので、春季にしか実施できないが、前期課程へは秋季と春季の２回の機会を設け、学部卒業者の進路選択への対応に幅をもたせている。

入学者選抜にあたって最も重要なことは、文学研究科３専攻それぞれの教育研究の体制と内容を充分に理解した優れた人材を受け入れることで、第一に研究科の体制と内容、実績を周知することが必要である。そのため入学広報の充実化を段階的に図っているのが現状である。年度当初には当該年度に実施する学生募集のための全研究科を網羅した「國學院大學大学院案内」を作成し、これには教育研究の体制と内容、教員からのメッセージ、修了者の体験と抱負談などを盛り込み、魅力をアピールしている。大学ホームページ上に大学院全研究科共通のサイトを設け、ここでも教育研究の体制と内容等を常時掲載するとともに、入学に関する諸情報を更新しながら掲載している。また、年度当初には学生募集のポスターを作成し、学内に掲示するだけでなく、他大学にも配布して掲示を依頼している。

こうした媒体による間接広報に加え、大学院案内については大学院事務課窓口で随時対応し、さらに年２回、６月と１２月には学内で大学院進学相談会を開催し、直接広報にも努めている。大学ホームページなどでも開催を周知し、当日は大学院全体の説明、各研究科の教育研究、入学者選抜などについての説明、専攻に分かれての個別面談を実施している。この相談会には進学希望を持つ本学学部生１年生から４年生までの学生だけでなく、受験を検討している他大学生、社会人、外国人留学生も来場しており、平成１９年度は春秋合わせて 350 名を越す来場者を集めた。

入学者選抜の方法と内容については、毎年６月に当該年度に行なう選抜の詳細を明記した全研究科共通の「大学院学生募集要項」を作成し、この中に口述調書、研究計画の用紙を綴じ込むなど、出願しやすい要項づくりを進めている。

入学者選抜の方法は、前期課程の一般は外国語（英語あるいは中国語）と専門科目（２科目あるいは３科目）を筆記試験として課し、この１次試験合格者を対象に２次試験として専攻にかかる口述試

験を行なっている。外国人留学生には外国語（母国語以外の言語あるいは日本語）と専門科目１科目を筆記試験として課し、１次試験合格者に専攻にかかる口述試験を行なっている。社会人は研究計画書による書面審査、専攻にかかる小論文、口述試験によって選抜を行なっているが、選抜試験は受験者の立場を考慮して１日で終了するようにしている。

後期課程については、一般・外国人留学生とも専門科目による１次試験の筆記試験を行ない、合格者に対して２次試験の口述試験を行なっている。社会人に対しては、研究計画書の審査と口述試験による選抜を行なっているが、学部卒業後５年以上を経過し、前期課程修了者と同等以上の学力があると認められ、かつ研究業績がある者については、研究業績書ならびに業績の提出をもとめ、出願予定の専攻の教員３名が審査にあたり、受験資格の有無を決定している。受験資格は文学研究科委員会で審議され、資格がある場合は口述試験を行なっている。

特別研究生・聴講生・科目等履修生などの受け入れについては、大学院学則第７章で特別研究生、委託生、聴講生、科目等履修生について定め、大学院特別研究生規程、文学研究科特別研究生内規、大学院聴講生規程、大学院科目等履修生規程に従って行なっている。

平成１７年度から１９年度の入学者選抜の志願者、受験者、合格者、入学者の推移は次のとおりである。

平成１７年度入学者選抜（平成１６年度実施）

課程	専攻	志願者			合格者			入学者		
		本学	他大学	計	本学	他大学	計	本学	他大学	計
博士課程前期	神道学	9	13 〈2〉	22 〈2〉	4	8 〈1〉	12 〈1〉	4	8 〈1〉	12 〈1〉
	日本文学	25	14 (2) 〈3〉	39 (2) 〈3〉	17	6 (2) 〈2〉	23 (2) 〈2〉	16	5 (2) 〈1〉	21 (2) 〈1〉
	日本史学	30 〈1〉	16 〈1〉	46 〈2〉	22 〈1〉	5 〈1〉	27 〈2〉	21 〈1〉	4 〈1〉	25 〈2〉
	計	64 〈1〉	43 (2) 〈6〉	107 (2) 〈7〉	43 〈1〉	19 (2) 〈4〉	62 (2) 〈5〉	41 〈1〉	17 (2) 〈3〉	58 (2) 〈4〉
博士課程後期	神道学	10	1 〈1〉	11 〈1〉	10	1 〈1〉	11 〈1〉	10	1 〈1〉	11 〈1〉
	日本文学	17 (2) 〈1〉	2	19 (2) 〈1〉	15 (2) 〈1〉	1	16 (2) 〈1〉	15 (2) 〈1〉	1	16 (2) 〈1〉
	日本史学	8	3 (1)	11 (1) 〈0〉	7	2 (1)	9 (1) 〈0〉	7	2 (1)	9 (1) 〈0〉
	計	35 (2) 〈1〉	6 (1) 〈1〉	41 (3) 〈2〉	32 (2) 〈1〉	4 (1) 〈1〉	36 (3) 〈2〉	32 (2) 〈1〉	4 (1) 〈1〉	36 (3) 〈2〉

上記の他、再入学４名（神道学１名、日本文学１名、日本史学２名）（ ）内は外国人留学生の内数、〈 〉内は社会人の内数

平成１８年度入学者選抜（平成１７年度実施）

課程	専攻	志願者			合格者			入学者		
		本学	他大学	計	本学	他大学	計	本学	他大学	計
博士課程前期	神道学	11	7 〈2〉	18 〈2〉	10	7 〈2〉	17 〈2〉	9	7 〈2〉	16 〈2〉
	日本文学	29 (2)	13 (4) 〈2〉	42 (6) 〈2〉	17 (1)	7 (2) 〈2〉	24 (3) 〈2〉	17 (1)	7 (2) 〈2〉	24 (3) 〈2〉
	史学	30 (1)	19 〈5〉	49 (1) 〈5〉	19 (1)	7 〈4〉	26 (1) 〈4〉	19 (1)	7 〈4〉	26 (1) 〈4〉
	計	70 (3)	39 (4) 〈9〉	109 (7) 〈9〉	46 (2)	21 (2) 〈8〉	67 (4) 〈8〉	45 (2)	21 (2) 〈8〉	66 (4) 〈8〉
博士課程後期	神道学	6		6	6		6	6		6
	日本文学	13 〈1〉	3	16 〈1〉	11 〈1〉	3	14 〈1〉	11 〈1〉	3	14 〈1〉
	史学	10 〈2〉	3 〈1〉	13 〈3〉	10 〈2〉	3 〈1〉	13 〈3〉	10 〈2〉	3 〈1〉	13 〈3〉
	計	29 〈3〉	6 〈1〉	35 〈4〉	27 〈3〉	6 〈1〉	33 〈4〉	27 〈3〉	6 〈1〉	33 〈4〉

上記の他に後期課程再入学者２名（神道学専攻1名・日本史学専攻1名）、（ ）内は外国人留学生の内数、〈 〉内は社会人の内数

平成１９年度入学者選抜(平成１８年度実施)

課程	専　攻	志願者			合格者			入学者		
		本学	他大学	計	本学	他大学	計	本学	他大学	計
博士課程前期	神道学	11 〈2〉	12 (1) 〈7〉	23 (1) 〈9〉	8 〈2〉	9 (1) 〈6〉	17 (1) 〈8〉	8 〈2〉	8 (1) 〈6〉	16 (1) 〈8〉
	文学	30 (2) 〈2〉	10 (2) 〈2〉	40 (4) 〈4〉	18 (2) 〈2〉	8 (2) 〈2〉	26 (4) 〈4〉	17 (2) 〈2〉	7 (2) 〈1〉	24 (4) 〈3〉
	史学	46 (1) 〈3〉	10 〈3〉	56 (1) 〈6〉	26 (1) 〈3〉	5 〈3〉	31 (1) 〈6〉	24 (1) 〈3〉	5 〈3〉	29 (1) 〈6〉
	計	87 (3) 〈7〉	32 (3) 〈12〉	119 (6) 〈19〉	52 (3) 〈7〉	22 (3) 〈11〉	74 (6) 〈18〉	49 (3) 〈7〉	20 (3) 〈10〉	69 (6) 〈17〉
博士課程後期	神道学	6	3 〈1〉	9 〈1〉	6	2 〈1〉	8 〈1〉	6	2 〈1〉	8 〈1〉
	文学	10 (1)	3 〈1〉	13 (1) 〈1〉	8	3 〈1〉	11 〈1〉	8	2 〈1〉	10 〈1〉
	史学	17 (1) 〈3〉	1	18 (1) 〈3〉	12 〈3〉	1	13 〈3〉	12 〈3〉	1	13 〈3〉
	計	33 (2) 〈3〉	7 〈2〉	40 (2) 〈5〉	26 〈3〉	6 〈2〉	32 〈5〉	26 〈3〉	5 〈2〉	31 〈5〉

上記の他に後期課程再入学者２名(日本文学専攻１名、日本史学専攻１名)、( )内は外国人留学生の内数、〈 〉内は社会人の内数

前期課程の学則定員は３専攻各 30 名であり、３ヶ年平均入学者数による定員充足率は、神道学専攻は 49.0%、文学専攻は 76.7%、史学専攻は 89.0%で、いずれも定員割れの状態となっている。

後期課程の学則定員は神道学専攻が４名、文学・史学専攻が各 10 名であり、３ヶ年平均入学者による定員充足率は、神道学専攻 207.5%、文学専攻 133.0%、史学専攻 117.0%であり、定員を上回っている。

点検・評価、長所と問題点

前期課程と後期課程をあわせてみていくと、文学専攻と史学専攻は充足率が 100%を超えており、適正な状態にあるといえるが、神道学専攻は 100%に満たず、学生募集の方法や入学者選抜の方法の再検討、さらに学則定員の削減や改組の検討など、現状の改善・改革が必要となる。

受験者の学力傾向に即した入学者選抜試験のあり方については、前期課程では平成１９年度入学者選抜では文学研究科全体で 117 名が受験をし、74 名が合格している。合格率は６割を上回っており、適正な試験となっていると判断できる。後期課程では１９年度入学者選抜では文学研究科全体で 36 名が受験し、32 名が合格している。合格率は９割弱と高率となっているのは、後期課程への進学者の志向性が高いためで、適正な試験となっていると評価できる。

入学者のうち外国人留学生は後期課程には少なく、前期課程において後期課程の入学者選抜に合格し得るような教育研究方法が検討されなくてはならないが、社会人については前期課程・後期課程とも多くが入学しており、研究活動活性化のための幅広い層の受け入れは実現できているといえよう。とくに社会人の後期課程への入学については、修士号取得者と同等の学力をもち、研究業績を有するものは、審査の上で受験を認める制度があり、こうした入学者は博士学位取得率も高く、大学院の研究活動の活性化に寄与している。他大学や他大学院からの入学者についても、平成１９年度入学者選抜では、前期課程では３割、後期課程では２割弱がいて、門戸開放が実現できていると評価できるが、後期課程でも前期課程と同程度が望ましく、改善が必要となる。

科目等履修生や特別研究生は、平成１７年度から大学院の開講科目をすべて受講可能となっており、後期課程の単位取得満期退学後に特別研究生として在学する者は、多くがその後、博士学位を取得しており、この制度による受講生の受け入れも実効をあげていると評価できる。

将来の改善・改革に向けた方策

入学者選抜について改善・改革が必要となるのは、現状では前期課程入学者について学則定員を充足すること、後期課程への他大学院からの入学者の増加の２点である。

これらに関する改善・改革に向けた方策としては、専攻内の教育研究内容（開講科目や科目内容等）に対応した適切な専攻名称に改めること、専攻内のコースの再編やカリキュラムの改正を行ない、学生ニーズや社会的要請に適応したより魅力的な教育研究への改善・改革が目標とされていた。

この点については、平成１８年度から従来の日本史学専攻を史学専攻へと専攻名称の変更を行ない、日本文学専攻についても、１９年度から文学専攻へと名称変更を行なった。さらに文学専攻では、国語科専修免許状の取得者が多く、母体となる学部の日本文学科の在学生は教職への志向性が高いことから、２０年度から前期課程に高度国語教育コースの設置を決め、入学者募集を開始した。神道学専攻においても、２０年度から専攻名称を実態とあわせた神道学・宗教学専攻に変更することを決め、この専攻名で入学者募集を開始した。

こうした教育研究内容の改善・改革に加え、大学院の入学広報の改善・改革を行ない、教育研究内容の一層の周知が必要となる。その方策として、平成２０年度には学内で行なう進学相談会に加え、大学院文学研究科主催の講演会を開催し、大学院への進学希望者の増加を図っていくことを計画している。

入学制度的には、すでに本学の他の研究科が行なっているような成績優秀者等の学内推薦入学制度や大学院の開講講座の基礎的科目を学部生にも開放し、大学院入学後に単位認定を行なう制度などを導入し、優秀な人材を大学院へ誘うことが目標となる。

平成２０年度以降の改善・改革への方策については、現在進行している改善・改革の実効を点検・評価しながら、上記の入学制度なども検討しながら具体的方策を策定し、実現していく。

（２）学生収容定員と在籍学生数の比率

現状の説明

文学研究科の収容定員は、前期課程 180 名、後期課程 72 名である。専攻別には３専攻ともそれぞれ前期課程は 60 名で、後期課程は神道学専攻が 12 名、文学専攻・史学専攻がそれぞれ 30 名である。これに対して平成１９年５月１日現在の在学者数は、前期課程は神道学専攻が 33 名、文学専攻(日本文学専攻を含む)が 48 名、史学専攻（日本史学専攻を含む）が 58 名で、合計 139 名である。収容定員の充足率は約 77%で、定員を満たしていない。後期課程は、神道学専攻が 28 名、文学専攻（日本文学専攻を含む）が 55 名、史学専攻（日本史学専攻を含む）が 43 名で、合計 126 名である。収容定員に対する在学者比率は 175%で、定員を大幅に上回っている。前期課程と後期課程を合わせた在学者数の定員充足率は約 104%と、収容定員をやや上回っている。

平成１７年度、１８年度の在学者数についても１９年度とほぼ同様な傾向にある。前期課程については、平成１６年度は神道学専攻 37 名、文学専攻 65 名、史学専攻 47 名で、合計 149 名で定員割れしており、その是正が課題となっていたが、１７年度も神道学専攻 28 名、文学専攻 49 名、史学専攻 53 名で合計 130 名と減少している。１８年度も神道学専攻 34 名、文学専攻 45 名、史学専攻 53 名で合計 132 名であった。

後期課程については、平成１６年度は神道学専攻 19 名、文学専攻 62 名、史学専攻 52 名で 133 名が在籍し、定員の 72 名を大幅に上回っていた。３専攻の総数は、１７年度は 143 名、１８年度は 137 名で、１９年度に 126 名と減少傾向にあるが、収容定員を上回っている。

後期課程の収容定員超過のうち、標準在学年数を超える４年以上の在学者が、平成１７年度は、神道学専攻が 2 名、日本文学専攻が 21 名、日本史学専攻が 19 名で計 42 名、１８年度は、神道学専攻が５名、日本文学専攻が 17 名、日本史学専攻が 15 名で計 37 名、１９年度は、神道学専攻が 3 名、日本文学専攻が 15 名、日本史学専攻が 12 名で計 30 名である。

後期課程の標準在籍年限を超えての在学が多いが、これは課程博士学位取得を目指してものである。博士学位申請論文の提出については、３年間の在学で単位修得満期退学をした後、研究計画書の審査と口述試験による再入学制度があり、これによって留年期間を短縮しての修了が可能となっている。課程博士学位審査論文の提出については、従来は単位修得満期退学後６年以内であったが、「文学研究科課程博士の授与に関する内規」を平成１９年４月１日に改正し、１５年以内である場合は後期課程に再入学し、課程博士学位申請論文の提出ができることにした。一方、優秀な者に対しては２年間の在学で修了を認める制度を設けており、平成１８年度にはこの制度による修了者が 2 名あった。

点検・評価、長所と問題点

収容定員に対する在籍学生数の比率は、平成１９年５月１日現在、後期課程が定員を上回っているのに対し、前期課程は定員割れの状況にある。神道学専攻が－27 名、文学専攻が－12 名、史学専攻が－２名である。後期課程については在学学生数が収容定員を大幅に上回っているが、この数値は標準在学年数を超えた在学者 30 名を除くと 96 名で、収容定員の 133%となる。後期課程在学者の大半は本学大学院前期課程からの進学者で、後期課程の収容定員超過は、前期課程在学者の研究進展やスキルアップに対する意欲の表れで、大学院の教育研究が十分に機能していると判断でき、評価できる。後期課程においては、第４章３－１.－（５）で詳述するように、多くが博士学位を取得して修了しており、収容定員を超過しているものの研究や論文作成についての指導は実効があがっていると評価できる。

文学研究科における教育研究は後期課程が魅力ある存在となっているのが長所であるが、前期課程の定員割れは、学生募集やカリキュラムなどに早急に改善・改革が必要となることを表している。

将来の改善・改革に向けた方策

前期課程における定員割れが課題で、その改善にむけた方策は「入学者選抜方法とその位置づけ」の将来の改善・改革に向けた方策で述べたように、平成１８年度から取り組んでいる。各専攻における開講科目の見直しと分野の拡大、開講科目や専攻内のコースに合致した専攻名の変更、さらに従来からの実績と現代的ニーズに対応した新コースの設置、講義科目のセメスター制の導入による幅広い学識の涵養と留学などへの対応、入学広報のさらなる充実が具体的な方策である。

私立大学の学部・大学院の教育研究は、一貫した独自の建学の精神に基づいて行なわれている。神道学、文学、史学とも、学生や社会の現代的ニーズに対応した改善・改革を行ないながら、それぞれの学統を堅持するところに存在意味がある。入学者はここに魅力を感じて進学してくることはいうまでもない。現代的ニーズへの対応と学統については本学の学部在学者がもっともよく理解しており、本学学部在学者の大学院進学意欲を高めるとともに、他大学在学者に向けた積極的な広報活動が重要で、進学相談会などの直接広報を一層充実させる施策を展開する必要がある。たとえばその一つが平成２０年度から計画している研究科主催の講演会である。

前期課程の収容定員割れの是正については、方策としては、現在取り組んでいる上記の定員数確保のための施策の継続を行なう。

一方では後期課程の収容定員の超過については、現時点ではその指導は適切に行なわれているが、平成２０年度には前期課程の収容定員是正とあわせて、単位修得満期以後から博士学位取得までの在

学・在籍のあり方、適正な収容定員数などについて検討を始め、収容定員の適正化を図る。

（３）社会人・留学生等の受入数

現状の説明

社会人・外国人留学生の受入状況は、本章３－１.－（１）であげた表のとおりである。前期課程では、神道学専攻は社会人の受け入れが増加傾向、文学専攻は外国人留学生・社会人の受け入れがほぼ同数、史学専攻は社会人の受け入れが増加傾向にある。後期課程では、史学専攻で社会人の受け入れが増加傾向にある。

社会人の受け入れは、前期課程では研究計画書による書面審査、専攻にかかる小論文、口述試験によって選抜を行なっている。後期課程においては、学部卒業後５年以上を経過し、前期課程修了者と同等以上の学力があると認められ､かつ研究業績がある者に対しても門戸を開いている｡出願にあたっては、研究業績書ならびに業績の提出をもとめ、出願予定の専攻の教員３名が審査にあたり、受験資格の有無を決定している。受験資格は文学研究科委員会で審議され、資格がある場合は口述試験を行なっている。

外国人留学生の受け入れについては､「大学院私費外国人留学生の授業料減免に関する規程」に基づいて授業料の３割を減免できる体制があり、優遇措置を講じている。

特別研究生､聴講生､科目等履修生については、３専攻で平成１７年度は 52 名、１８年度は 46 名、１９年度は 50 名を受け入れており、ほぼ 50 名程度で安定している。

点検・評価、長所と問題点

平成１９年５月１日現在で、前期課程に在学する外国人留学生は 10 名（全在学者数は 139 名）、後期課程は６名（全在学者 126 名）である。社会人については、３専攻とも前期課程・後期課程ともに毎年入学者があり、神道学専攻と史学専攻では増加傾向にある。このような社会人の増加は、文学研究科に対する社会的評価の現れであると判断できる。

受け入れにあたっては、社会人としての経験を十二分に考慮した方法をとっているのが長所で、しかも一定の条件を満たす者は学部卒業者であっても、後期課程へ入学できる制度をもつのが特色で、この制度による入学者が２年連続あったことは評価できる。社会人の大学院への進学は、今後はさらに増加することが予測できるが、現時点での入学者は、通学が可能な範囲に居住する者に限定されている傾向にあるのが問題点である。

特別研究生、聴講生、科目等履修生については、大学院特別研究生規程、文学研究科特別研究生内規、大学院聴講生規程、大学院科目等履修生規程を『大学院学生便覧』に掲載し、受入方法などを明確化して公開している。後期課程の単位修得満期退学者は、その後、特別研究生と在学して課程博士を取得するものがあり、この制度は実効をあげていると評価できる。

将来の改善・改革に向けた方策

大学院へ入学希望をもつ社会人は、現役退職者、現職者、新たな職業への再チャレンジ志向者など一様ではなく、しかも大学院入学は前期課程のみ、前期課程から後期課程への進学も希望しての入学など、いくつかのケースがある。現在は、これらすべてを一括して受け入れているが、戦後のベビーブーム世代が退職期を迎えており、現在在学する社会人の大学院進学動機や大学院へのニーズなどを早急に調査し、実態に即した選抜制度や教育課程等を検討・整備することを今後の目標としていく。

２．法学研究科

目標

１．所定の定員数を確保する
２．他大学からの受験生・入学者を多数確保する
３．修士課程飛び級入学制度の導入
４．収容定員数への不足解消のため、法学研究科の教育指導の方針・目標・教育制度の見直し
５．科目等履修生、特別研究生の受講可能科目の拡大

（１）入学者選抜とその位置づけ

現状の説明

長年、法学研究科の受験者数は低迷し、毎年定員を充足しない状況が続いていることに変わりはない。この状況を改善するため、平成１９年度入試より、博士課程前期（以下、「前期課程」とする）を高度専門職業人の育成を主眼とするよう方針を変更し、そのため、入試制度を再編整理した。具体的には、「修士課程飛び級入学制度」を新設し、本学の学部３年生以上で一定の成績を取得している者が受験・入学しやすくしたことである。また併せて、「一般入試」も、すべての大学の学部３年生以上で一定成績を取得している者も受験しうるようにするとともに、受験科目も、従来の３科目試験から、必須専門科目１科目、及び、選択専門科目または外国語科目の選択として、２科目に整理し、受験の負担を軽減するとともに、受験生の能力を実効的に測れるようにした。その他の「論文入試」「留学生入試」「社会人入試」も引き続き実施しており、多様な受入窓口を開いている。

入試広報にも力を入れ、１９年度入試以後、『大学院案内』や進学相談会における新入試・新カリキュラムの強調、新入試制度を紹介するチラシの印刷・配付、学報への掲載、大学院のホームページ上の新入試・新カリキュラムを紹介する特別ページの設置、外部の大学院進学サイトでの新制度の広報、本学全学部生に向けた新入試・新カリキュラムを紹介するメルマガの発行など、考えられる限りの広報の手段を打っている。その結果、進学相談会において法学研究科のブースを訪れ個別相談する学生の数は増加し、卒業見込み者のみならず、３年生や２年生以下の学部生も関心を持って相談に来るようになっている。

３ヶ年度の志願・入学の状況としては、前期課程入試では、１７・１８・１９年度それぞれ 10 名、9 名、8 名が志願し、それぞれ 3 名、4 名、6 名が入学するようになり、増加に転じた。入学者数そのものはまだ定員を超えていないが、１９年度は、上記の改革の結果、8 名の志願者中 6 名が合格・入学しており、入学率は 75%に上昇している。内訳も、早速、一般入試を３年生で受験し入学した者が 1 名、４年生ではあるが成績優秀者として「修士課程飛び級入学制度」を利用した学生が 3 名おり、全員、合格し進学してきた。

博士課程後期（以下、「後期課程」とする）では、従来から一般入試、留学生入試を実施してきたが、法科大学院設立の頃より、受験者数自体が低迷し、１７・１８年度それぞれ、3 名・2 名の出願があったが、１９年度入試では出願がなかった。入学者数の点では、１７・１８年度それぞれ 1 名づつの入学を見た。１９年度入試より、「法科大学院修了者入試」を新設し、法科大学院修了者で研究職に関心のある者を受け入れやすくした。同制度においては、本学の法科大学院在学中に所定の優れた成績をとった者については、筆記試験を免除することによって、優秀な者の進学を容易にする制度も併せて創設した。

他大学・大学院生について、本研究科は、従来より、広く受け入れる態勢をとっており、１７・１８・１９年度で、前期課程では3名・3名・2名の受験があり、１８年度に2名合格・1名の入学者を出している。後期課程については、１８年度1名の受験があったが、合格しなかった。１９年度入試における前期課程の一般入試の改訂においても、他大学からの受験生であっても成績優秀な者は学内の学生と同様に3年生の受験を認め、受け入れるようにしている。

科目等履修生・特別研究生については、従来、現役の学生が受講していないと受講できないこととなっていたが、現役学生数が少数であるがゆえに開講されないため受講できないという事態が多数生じたため、平成１７年度に、科目等履修生・特別研究生の受講希望があれば、現役学生の受講登録はなくても講座を開講するように制度を改正して、受講を容易にした。

点検・評価、長所と問題点

平成１９年度入試より始めた前期課程の入試改革の結果、1 名の早期入学者を早速確保できたことは制度の先行きを占うものとして朗報であった。また、4年生であっても成績が一定水準を満たしたことにより「修士課程飛び級入学制度」を利用して入学してきた者も出て来た。その結果、１７年度以後、前期課程の毎年度の入学者数が3名と低迷していたところ、１９年度に6名の入学者を見たことは、１９年度入試の制度改革が、大学院に進学して研鑽したいという学生の有効需要を掘り起こしたものと評価でき、今後の入学者の増加を期待できるものである。その後も、進学相談会などに、学部2年生以下であっても、将来を見据えて質問に来る者が増加していることは、広報の効果が一定程度上がっていることを示すものと考えられ、3年生から受験・入学できる「修士課程飛び級入学制度」や「一般入試」は今後も期待することができる。

一方、「修士課程飛び級入学制度」や「一般入試」を１９年度に実施した結果、学部生の間に、学士号を取らずに進学することへの不安や、教職免許状との関係で学士号は確保しておきたいというニーズがあることが判明した。この課題に対する対処が必要である。

後期課程については、実定法に関心のある者の多数が法科大学院を目指す現状においては、前期課程に実定法科目の研究職志望者を集めることは難しく、法科大学院修了生も新司法試験の合格に血道を上げている現状では、研究者志望者が減ることは当面やむを得ないことと思われる。法科大学院修了者（未修者）はようやく平成１９年3月から卒業し始めたが、「法科大学院修了者入試」を新設したことでもあり、今後、新司法試験が定着し、法科大学院の社会的機能が明らかになっていく過程で、法科大学院修了後、研究者を望む余裕も出てくるであろう。それまで、広報に努めつつ、時期を待つしかないと思われる。

他大学・大学院からの入学については、毎年受験者がいるとは言え、多いとはいえない。新入試制度や新カリキュラムを創っても、広報が行き渡り進学の意思を喚起できなければ学生数の増加には結びつかない。大学院の使命を考える時、学内の学生の進学の確保とともに、さらなる学外への効果的な広報を検討すべきである。

将来の改善・改革に向けた方策

３年生からの前期課程への受験に関して、教職課程免許状との関係の問題は、学内調整を行ない、大学院入学後も科目等履修生として受講継続できるような対策をとった。また、学士号を確保しておきたいという不安に関しては、平成２０年度入試より、３年生で合格後、大学院に１年後に入学することとし、その間に、大学院の授業を 10 単位まで先取り履修することを認める制度を新設することで対処した。今後、この点の広報に注力し、周知徹底していく。さらに、学部生の不安を払拭し、優秀な学生を早期に確保するための方策として、３年卒業制度の新設を学部に求めていくこととする。

学外への広報については、効果的な広報手段の開発が重要である。法学研究科委員会としては、今後も入試制度やカリキュラムの改正による社会のニーズへのレスポンスは可能であるが、学外の学生もより多数応募するような広報を展開するよう、大学及び大学院全体に引き続き求めていく。

（２）学生収容定員と在籍学生数の比率

現状の説明

法学研究科の在学生数は、平成１７年度以後１９年度まで、前期課程で6名、7名、10名、後期課程で6名、4名、3名と推移してきている。収容定員は前期課程が20名、後期課程が3学年で15名であるから、定員充足率は、前期課程で30%、35%、50%、後期課程が40%、27%、20%である。

なお、入学後の留年者数は、１７年度以後１９年度まで、前期課程で1名、1名、0名と推移してきている。後期課程も、同じく、4名、2名、1名と推移してきている。

点検・評価、長所と問題点

対象3ヶ年度の間、未だ収容定員を満たしているとはいえない。しかし、平成１９年度の前期課程は入学者も増加し、結果として在籍者数も増加しているのは、新入試制度・新カリキュラムの導入の成果の一端かと思われる。前期課程の留年者数が減少していることは、健全と評価することができるゆえ、入学者数の増加を図りつつ、今後の新制度の推移を見なくてはならない。

後期課程については、法科大学院設立の影響がそのまま数に表れているといえる。課程博士号の取得を促すことに方針変更した結果、留年する学生数も減っていることであり、後期課程においても、入学者数の増加を集中的に考えなくてはならない。

将来の改善・改革に向けた方策

前期課程については、平成１９年度より始めた高度専門職業人養成を中心にした入試の結果、学生数が増加することが期待されるので、新制度をさらに実効性のあるものに洗練させつつ、広報を学内外ともに充実させていくことによって、学生の確保に努めていく。

後期課程については、法科大学院そのものの社会的役割と限界が明らかになるに伴って、法科大学院修了者入試も機能し始めるであろうから、再び増えることが予想される。課程博士号の積極的な付与を目指した教育の効果が現れてきている現状を、さらに継続改善していくことに心がけつつ、時代状況に応じた入試・教育制度の改訂と広報に努め続けることとする。

（３）社会人・留学生等の受入数

現状の説明

長く社会人の受験者数・入学者数は平成１６年度以前よりほとんどいない状況が続いており、１７年度以後の3ヶ年度中も、１８年度に2名の受験・入学があったにとどまる。

外国人留学生は、この3年間、1名ずつの受験・入学がある。

点検・評価、長所と問題点

社会人の入学者が極めて少ないのは、経済状況が改善しないと感ぜられる状況ゆえ、あるいは、雇用・勤務状況の変化ゆえと思われる。留学生については、数少ないながらも、継続して受験し入学する者がいるということは、本研究科の規模から言えば、順調な方と評価できる。

将来の改善・改革に向けた方策

社会人の受け入れについては、もはや社会人本人の関心に依拠するのみでは受験生を確保できないことは明らかである。社会人の所属する機関からの支援がないため、応募者数が低迷することは構造

的状況というべきであろう。したがって、社会人を受け入れるかどうか、その場合の方針をいかにするかを基本から検討しなくてはならない。

留学生については、語学能力の問題や学資等の問題を考えれば、その入学を促進する状況にはない。しかし、進学の意思と能力のある留学生は、留学生試験だけでなく、前期課程でも一般入試や飛び級入学制度、論文入試等、他の入試制度を利用することもできる。これらの入試制度を通じた応募に困難はさほどなく、むしろ留学生にも進学の機会は大きく開かれているといえる。したがって、これまでと同じく、留学生の意思と能力に応じて対応すれば十分と思われる。

３．経済学研究科

目標

１．大学院入学者を確保し、収容定員の充足を図る
２．学内推薦制度の導入
３．受験科目の見直し
４．特別研究生の受講可能科目の拡大
５．研究活動活性化のための幅広い層の受け入れ

（１）入学者選抜とその位置づけ

現状の説明

博士課程前期・博士課程後期（以下、それぞれ「前期課程」「後期課程」とする）とも秋季と春季の年度２回の選抜試験を実施している。前期課程では従来一般入試、外国人留学生入試、及び社会人入試を行なってきたが、定員の確保と意欲ある学生の大学院進学を促すために、平成１８年度より学内推薦制度を設け実施している。一般入試では従来外国語と専門科目２科目の筆記試験と口述試験を行なってきたが、１９年度より外国語試験を廃止して専門科目２科目と口述試験のみとした。外国人留学生については、経済学研究科独自の日本語試験と専門科目２科目を課している。社会人については、秋季のみ募集を行なっているが、「研究計画書」に基づいて課す課題に関する小論文の執筆と口述試験を行なっている。

後期課程では、一般入試と外国人留学生入試を行なっているが、いずれも外国語（英語）と口述試験を実施している。口述試験では修士論文の審査と専門分野に関する審査、及び研究計画に関する審査を行なっている。

これらの入試の広報として、『大学院案内』や進学相談会、外部の大学院進学サイトでの広報などを行なっている。

平成１７～１９年度の志願・入学の状況については、前期課程で、それぞれ 28 名、17 名、19 名が志願し、17 名、11 名、8 名が入学している。後期課程では、それぞれ、5 名、1 名、2 名が志願し、2 名、0 名、2 名が入学している。

特別研究生については、従来、現役の学生が受講していない講座は受講できないことになっていたが、平成１７年度に、特別研究生の受講希望があれば、現役学生の受講登録はなくても講座を開講するようにして、受講を容易にした。

点検・評価、長所と問題点

大学院入試においては、進学者数の確保と同時に研究意欲と学力のある学生の確保の両面が必要で

あるが、専門分野あるいは修了後の進路希望によっては必ずしも外国語試験にこだわらない方が優秀な学生が集まりやすいとの判断から外国語試験を廃止した。英語の試験を廃したことにより、外国語能力が落ちることがないよう、一部の教員が英語文献の講読などの指導をしている。前期課程の平成１９年度入試では、景気回復による学部学生の就職率の向上という経済状況もあって、受験者数の顕著な増加という形では現れていないが、今後は税理士資格取得志望の受験生が増加することが予想される。

平成１８年度から開始した前期課程の学内推薦入試については、１９年度入試になってようやく学部学生にも周知され、6 名の受験・入学があるなど受験希望者は増えている。推薦入学者が増えたことによって、入学者の構成上のバランスが崩れるような状況には現時点ではなっていないが、今後も一般入試による入学者の受け入れに努力する必要がある。

後期課程への進学希望者数は少なく、定員割れを起こしているのが実情であり、１９年度の在学生総数は４名に留まる。これについては、おそらく他大学と同様であろうが、後期課程修了以降研究職に就く道が狭いために、大学院担当教員たちも後期課程への進学を薦めにくいという事情がある。前期課程の修了者と同じく、大学以外の調査研究職や一般企業などへの就職も視野に入れて考える必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

本研究科では、基本的に前期課程では間口をできるだけ広くして、さまざまなタイプの学生を入学させ、大学院教育の活性化を図ることにしており、そのために入学制度も学生のニーズに応ずる形で実施してきた。今後は他大学の学生に対する推薦入試や、留学生に対する外国語試験のあり方を再検討するとともに､社会人のリカレント教育を積極的に行なうために他大学との単位互換を行なったり、単位履修の方法や履修年限などについても検討を加える。学生の外国語能力の向上については、現在カリキュラム上で外国語（英語）教育の充実を図るべく準備中である。

なお将来的には学部卒業に要する単位を修得した３年生からの飛び級入学や、税理士などの資格取得を目指す学生に対する特別入試制度についても検討していきたい。

（２）学生収容定員と在籍学生数の比率

現状の説明

本研究科の収容定員は前期課程１学年 10 名で計 20 名、後期課程は１学年５名で計 15 名であるが、大学基礎データ【表 18】にあるとおり、平成１９年５月１日現在、前期課程には 20 名、後期課程には４名が在籍している。前期課程については収容定員にできるだけ近づけるという方針をもって種々の改革を行なってきた。平成１６～１９年度の在学生数は、前期課程が各 22 名、30 名、30 名、20 名、後期課程については各５名、6 名、4 名、4 名となっている。前期課程は年度によりばらつきはあるものの、収容定員を若干上回っているが、後期課程では収容定員を充たすことがかなり難しい状況にある。

本研究科の前期課程の入学者は、年度によって若干の差があるとはいえ、研究者志向の学生とより深い教養を身に付けようとする学生が合わせて約半分を占めているが、税理士資格取得のための受験科目免除を目指す学生がおよそ半分を占めているという点に特徴がある。なお、定員の充足を図り、優秀な受験者を多数確保するために、大学院三研究科では年２回の進学相談会を行なっているが、本学の学生だけでなく、他大学の学生や社会人のも相談に訪れている。ちなみに平成１９年７月の相談会では本学９名、他大学１名、社会人２名、その他１名の合計 13 名の参加者があった。

なお、留年者数は、前期課程においては、平成１７年度１名、１８年度２名、１９年度１名であり、後期課程では１７年度２名、１８年度１名、１９年度０名である。留年者を出来るだけ少なくするために、前期課程、後期課程とも論文執筆を促す目的で、早い段階から執筆予定の論文タイトルを届出させるなど、１年次から課題を設定させ、提出させている。２年次になると夏休みの前後に修士論文執筆予定者全員を対象として、担当幹事の教員と指導教員、その他の教員数名の前で報告させ、指導している。

点検・評価、長所と問題点

定員管理の点では、後期課程については定員を満たしていないといわざるを得ないが、前期課程については、収容定員、現在の在籍者数からいっても適切な水準にあるといえる。さらに、本研究科では学部の上に立つ大学院として、勉学に熱心で研究意欲の高い学生の大学院進学を促し、また大学院の収容定員を確保するために、平成１８年度から学内推薦制度を実施しているが、ようやく学部学生にも周知されるようになり、１９年度入試から学内推薦制度を利用する受験生が増加してきている。ただこの制度が、後期課程にまで進学して研究職を目指すという人材の発掘にはまだ必ずしも結びついているとはいえない。将来的にこの制度が機能して、学部３年次あるいは４年次の早い段階で研究職や専門的職業を目指す学生を発掘しうる機会が増えると考えられる。ただし学内推薦による入学者の割合が高くなり過ぎることのないよう充分配慮する必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

将来的に後期課程に進む学生数を確保するためには、遠回りではあるが、大学や研究機関に就職できるだけの実力を持った学生を確実に養成することが必要である。しかし、現実はたくさんのポスト・ドクターが溢れている現状を鑑みて、客観情勢は厳しいといえる。そこで研究職に準じた知的能力を要求される職業につきたいと思う学生や、社会的リーダーを目指す学生などを積極的に受け入れていくことも必要だと考えられる。後期課程の充足のためには前期課程の学生を幅広く受け入れ、それぞれのニーズに合わせて教育して実績を積むことが最短の道であろう。本研究科ではこれらの分析を踏まえ、第１章３−３に述べたように、「アカデミック・コース」、「グローバル・コース」、「キャリア・コース」（いずれも仮称）の３つのコースを設けることを計画中である。

また後期課程の収容定員を確保するためには、博士課程入試に課されている外国語科目の見直しを含めた入試制度の再検討や、奨学金の支給方法の改善やＴＡ、ＲＡへの積極的採用など在学中の学生に対する便宜を図り、後期課程に進学しやすい条件整備を行なうことが必要だと考えられる。入試制度改革に関しては経済学研究科独自の判断で可能だが、それ以外は大学全体で取組むべき課題であるので、大学全体に働きかけていく。

（３）社会人・留学生等の受入数

現状の説明

前期課程には、本学と他大学出身者合わせて毎年数名の社会人の志願者があり、若干名が入学している。平成１７年度から１９年度にいたる社会人と留学生の志願者、入学者数は下表のとおりであるが、１７年度の入学者のうち、社会人と留学生の合計は９名であり、全入学者 17 名の過半数に達している。１８年度は全入学者数の 36%、１９年度は 50%を占めており、全入学者数のうち、社会人と留学生が占める割合は高い。また、社会人と留学生における本学と他大学の出身別の比較をすると、１７年度から１９年度における本学出身の志願者はそれぞれ 13 名、４名、６名となっており、他大学出身者はそれぞれ６名、４名、５名となっている。

	社会人		留学生	
	志願者	入学者	志願者	入学者
平成１７年度	4	4	１５	5
平成１８年度	2	2	6	2
平成１９年度	4	1	7	3

後期課程では、社会人入試を実施していないものの、入学志望の社会人が時々あり、平成１８年度の一般入試で１名が入学した。留学生については１９年度の実績はないものの、１７年度・１８年度ともに志願者があった。

科目等履修生のための門戸は開いているが、平成１７年度から１９年度の実績はない。後期課程修了者である特別研究員は平成１９年度に１人、前期課程修了者もしくは後期課程満期退学者である特別研究生は１７年度１人、１８年度１人、１９年度３人が在学している。聴講生は、１７年度１人、１８年度２人、１９年度は０人である。

点検・評価、長所と問題点

前期課程については、社会人・留学生の出願が確実にあり、入学者においても、全学生に占める割合が 50%に近い点は、幅広い層の受け入れという本研究科の目標に照らして、評価することができる。また、毎年度、本学卒業生とほぼ同数の他大学出身者を受け入れており、一般に開かれた大学院ということができよう。

しかし、後期課程は全体的に見ても収容定員を満たしておらず、社会人や留学生もわずかしかいない。少なくとも定員の半分程度の人数が在学していなければ、大学院生同士の議論を通じての切磋琢磨も不可能であり、その点が大きな問題点である。

将来の改善・改革に向けた方策

前期課程について、留学生の受け入れに関してはとくに問題ないと思われるが、社会人の受け入れにあたっては、現在多く見られる税理士資格取得志望者以外の学生についても、積極的に受け入れる必要がある。そのためには入試制度の改革だけでなく、働きながら研究しやすい環境づくり、例えば夜間のゼミや講義の開講なども考えられるが、それとともに出口対策として、一般企業だけでなく、ＮＰＯ法人も含めたさまざまな法人なども対象として就職先の多様化を図る努力をする。

４ 法科大学院

目標

１．学生受入方針や選抜基準等に関する開示の明確性の向上
２．実務等経験者（社会人）受け入れの積極的な推進
３．毎年度の実績の点検に基づく、入試制度の適切な変更
４．教育及び学習環境において、適切な学生数の維持

（１）入学者選抜方法とその位置づけ

現状の説明

１）学生受入方針について

第１章４－１．で述べたとおり、本法科大学院では、「地域」とともに生き、「地域」に寄与・貢献できる法曹（ホームロイヤー）の養成を目指している。この観点から、地域社会に生起する諸問題に対して興味と関心をもち、こうした問題に主体的に関わっていくことのできる人材、とくに、自らの社会経験のなかで培ったさまざまな経験や知識を基礎として、法を地域の諸問題の解決に役立てようとする気概と熱意のある人材を、本法科大学院は求めている 。

これらの学生受入方針に基づき、本法科大学院では、本学独自の入学者選抜のうち、第２次選抜試験において、次の３つの特色ある制度を導入している。すなわち、①クライアントと円満なコミュニケーションをとることができる人材を受け入れるための「グループディスカッション」型面接制度、②周到な調査に基づき事実に即して思考することができる人材を受け入れるための「考えるヒント付き小論文」、③多様な知識、経験を有する人材を受け入れるための「社会人・非法学部優遇制度」である。以下、それぞれについて説明する。

①　「グループディスカッション」形式の面接

本法科大学院では、開設当初から、学生受入にあたっては面接を重視し、1 名の受験者に対して 2 名の教員によって、20 分程度の時間をかけて志望理由などについての質問を行なう個別面接を実施してきた。これは、本法科大学院が養成を目指す法曹像に照らし、法曹となるための基本的姿勢、考え方、抱負、コミュニケーション能力などが、学生を選考するうえでの重要な要素となると考えたからである。

その後、平成１８年度の入試委員会において従来型の面接方法とその結果を分析・点検したところ、集団におけるコミュニケーション能力を見ることができないという問題点が明らかとなった。このことを受け、教授会などで議論を重ねた結果、他人とのコミュニケーションをとることができるという資質が法曹にとってきわめて重要であることが確認されたため、平成１９年度入試から「グループディスカッション」形式による面接も実施することとしたものである。

「グループディスカッション」は、受験生 7～8 名を１グループとし、その１グループに 2～3 名の面接担当教員を配当して実施されるものである。テーマは、法律知識を問うものではなく、その場で誰でも議論できるようなものを設定している。具体的には、まずテーマを受験生に開示した後、それに関する自分の意見をまとめる時間を 5 分ほど与えてから、ディスカッションを約 30 分行なう。その間、面接担当教員は一切口を挟むことなく、すべてを受験生の自発性に委ねることとしている。

従来の個別面接は「志望理由確認」という形で残し、受験者が全く教員とコミュニケーションをと

らないまま評価されることがないように配慮した。このことにより、従来、書面のみで行われていた志望理由書の採点を、志望理由を受験者本人から直接聞いたうえで採点できることとなった。この「志望理由確認」は、1名の受験生に対して2名の教員が担当し、採点表の項目ごとに採点を行なっている。採点は、それぞれの教員が独立して行ない、それらの平均を最終得点としている。

② 考えるヒント付き小論文

小論文試験は、第１次選抜試験合格発表時に、キーワードやキーセンテンスなどの形で示される、「考えるヒント」（３つまたは４つ）から、受験生がそれに関わる資料を集め、基本的な知識及び論点を事前調査したうえで、その成果をすべて試験会場に持ちこむことが認められた試験である。

問題については、複数の教員で構成される作問委員会が作成し、答案の採点については、複数の教員で採点したものを合算する形で得点を確定している。教員間で採点結果に大きな開きがあった場合は、教員間で協議して採点を見直している。

③ 社会人・他学部優遇措置

本法科大学院が養成を目指す法曹像に照らし、本法科大学院では、法学部以外の学部出身者及び実務等の経験をもつ優秀な学生を積極的に受け入れる必要があると考え、そのために社会人・非法学部優遇措置を設けている。この優遇措置を希望する者に対し、「志望理由書」のなかで、「自分がこれまでしてきた仕事」と「今後法曹としてやりたいこと」の関係を論述することを求め、その論述内容については、単に書面審査にとどめることなく、前述した「志望理由確認」において、面接担当教員が直接、優遇に値するかどうかを確認することとしている。

なお、本法科大学院では、本学出身者の優先入学枠を設けていない。他大学出身の学生・卒業生と全く平等に取り扱っている。その結果、他大学の学生、卒業生にも広く門戸が開放されることになり、この点は、以下に示す、各年度における入学者の本学出身者と他大学出身者の割合からも明らかである。

	本学出身者	他大学出身者
平成１６年度	3名（ 5.45%）	52名（94.55%）
平成１７年度	4名（10.26%）	35名（89.74%）
平成１８年度	4名（ 7.55%）	49名（92.45%）
平成１９年度	5名（10.20%）	44名（89.80%）

また、本法科大学院では、飛び入学制度を設けており、学部３年生を修了した時点での入学を認めている。入学者選抜時の判定基準等において特に優遇措置は講じていないが、学部で優秀な成績を修め、真摯な態度で勉学に努め、かつ法曹への強い志向がある者については、入試成績との総合判断により入学を認めている。法科大学院開設以来平成１９年度までの４年間で、2 名の飛び入学者が在籍している。

２）選抜基準

第１次選抜は、大学入試センター「法科大学院適性試験」または日弁連法務研究財団「法科大学院統一適性試験」の成績を基準として実施している。後者の得点の換算は、日弁連法務研究財団が公表する「対応表」に従っている。また、法学以外の修士・博士の学位を取得している受験生には、その証明書の写しを提出させることにより、優遇措置を行なっており、アメリカ合衆国などのＬＳＡＴ試験受験経験者は、その成績も参考資料として提出することを可能としている。合格基準は設定せず、できる限り第１次選抜では振り落とさないとの方針を採っており、第２次選抜における面接の実施が

可能な人数の範囲で、上位得点者から順に合格と判定している。

第２次選抜では、小論文、グループディスカッション、志望理由確認、適性試験の総合点によって判定される。配点の割合は、小論文：グループディスカッション：志望理由確認：適性試験をそれぞれ 4 : 2 : 2 : 2 としている。この配点割合は、面接試験でグループディスカッションが導入されたことに伴って平成１９年度入試から変更されたものであり、従来は、小論文：面接：志望理由書：適性試験の配点割合を 5 : 2 : 1 : 2 としていた。

この配点割合から分かるとおり、本法科大学院の入学者選抜の特色は、小論文と面接とのいずれをも重視する点にある(志望理由確認は､志望理由書に記載された志望理由を受験生への個別面接によって確認するものであるから、これを面接に含めると、小論文：面接：適性試験の配点割合は 4 : 4 : 2 となる)。

また、志望理由確認において、面接担当教員が、社会人・他学部出身者として優遇措置を認めるべきであると判断した場合、志望理由確認の点数を最大 2 倍（20 点を限度に）まで加点できると定めており､｢志望理由確認｣において確認された社会人経験などと法曹志望理由との関連性の程度に応じて、適当と認められる範囲において加点することとしている。なお、平成２０年度入試より、一般受験者とのバランスを考え、社会人・他学部出身者の優遇措置は 10 点を限度として加点することとした。

なお、本法科大学院では、養成を目指す法曹像との関係から、コミュニケーション能力に著しい問題があり、法曹となることが相応しくないと判断される受験者がいた場合（具体的には、面接担当教員が採点表に 5 点以下（20 点満点）の点数を付けた場合)、入試判定教授会において、当該受験者の法曹としての適格性を個別的に検討したうえで、この者を最終的に不合格とすることがある。

３）選抜手続について

第１次選抜、第２次選抜ともに、合否判定は、判定のための教授会を開催して行なわれる。

第１次選抜は、当初、大学入試センターの実施する「法科大学院適性試験」の成績を提出することを必須としていたが、平成１９年度入試から、第１次選抜の際に提出する「適性試験」の成績は、大学入試センター「法科大学院適性試験」及び日弁連法務研究財団「法科大学院統一適性試験」のいずれの成績でも可能とした。

これは、本法科大学院入学者に対して実施したアンケート（｢法科大学院入学試験及び入試広報に関するアンケート｣）の自由記載欄にあった意見を点検・評価した結果に基づき改正したものである。なお、これまで、同自由記載欄において、入学者選抜の公正さに関するクレームは出ておらず、また、投書・口頭によるクレームも受けていない。

４）学生受入方針等の公開について

平成１８年度入学者選抜に関する情報は、主として、①ホームページ、②学生募集要項、③パンフレット、④進学相談会（入試説明会）によって公開している。

ホームページには、入学試験の概要、学生募集要項、第２次選抜試験、過去の入試結果、過去の入試問題などを掲載している。とくに､｢よくある質問｣のページを設け、より説明を要すると思われる事項の理解のために、わかりやすく説明するように配慮をしている。また、入学者選抜に関する最新の情報は、適宜ホームページ上で告知するように努めている。

判定基準についてはホームページ上で公表しているが、進学相談会でも過去の事例を用いながら説明している｡社会人及び非法学部優遇措置に関しても学生募集要項及びホームページで説明している。また、これらの点については、学内外の進学相談会においてもわかりやすく説明するように心がけている。

進学相談会は、平成１８年度は学内で４回、学外で４回開催している 。学内外の進学相談会には原則的に教員が参加し、本法科大学院の特色、養成を目指す法曹像とそのための教育体制、カリキュラムについて受験生に直接伝えている。

また、学生募集要項は、秋季入試及び春季入試出願の約２ヶ月前には配布するようにしている。

点検・評価、長所と問題点

１）学生受入方針の明確性、法科大学院の基本方針の適合性について

本法科大学院の学生受入方針は明確であり、また、本法科大学院が養成しようとする法曹像に適合するものである。また、入学者選抜は、考えるヒント付き小論文、グループディスカッション形式による面接、社会人・非法学部優遇制度とそれを支える志望理由確認などの特色を有し、それらは本法科大学院の学生受入方針に適合的な人材をいかに受け入れるかという点から熟慮して設けられたものである。

本法科大学院は、法曹に求められる資質として、単なる瞬発的解答力だけではなく、問題となる事がらに関して情報を集めて知識を蓄え、それをもとに様々に考えをめぐらせ、可能性のある答えを見出し、論理的に思考する能力を重要視するものであるが、「考えるヒント付き小論文」の方式による試験は、この資質の有無をはかるものとして適切であると言える。

平成１９年度入試より導入された「グループディスカッション」型の面接は、他人とのコミュニケーションをとることができる能力の有無をはかるものとして適切である。また、志望理由確認についても、これにより従前の個別面接形式を残すことができたのみならず、優遇措置が講じられる社会人・非法学部出身者についてより厳密に判断することが可能になったことは評価できる。

２）選抜基準について

第１次選抜については、合格基準点を設定していないが、可能な限りこの時点では振り落とさずに、小論文試験、面接試験を行なって総合的に判断すべきであるという方針に基づいて実施されており、妥当である。

第２次選抜試験の配点割合は、小論文：グループディスカッション：志望理由確認：適性試験がそれぞれ 4:2:2:2 であり、小論文及び面接を重視しているが、人とのコミュニケーション能力を有し、地道な準備をいとわない人材を受け入れるという本法科大学院の学生受入方針に照らし、妥当である。「考えるヒント付き小論文」については、当初、受験生の得点が思うように伸びず、小論文の配点割合を高くしている趣旨が生かされない傾向にあったが、小論文問題の内容及び採点基準を見直すことによって改善を図っている。

３）選抜手続について

入学者選抜は所定の基準及び手続にしたがって厳格、適正に実施されている。

合否判定はすべて教授会で行なわれることとなっており、選抜手続は妥当なものである。

また、本法科大学院では、面接に際して、養成を目指す法曹像との関係から、コミュニケーション能力に著しい問題があると考えられる場合、総合点が合格ラインに達していても、面接担当者の所見報告に基づき、教授会での個別的な議論を経て不合格とする場合があることを認めている。法曹に求められる資質として、とくに本法科大学院では、養成を目指す法曹像との関係からコミュニケーション能力を重視しているため、こうした措置は必要であると考える。また、本法科大学院では、ひとりの受験生に対して少なくとも４人の教員が面接を行なうこととしており、さらに教授会で個別的に慎重に審議しているため、その結果の公平性・公正性については十分に確保できている。

４）学生受入方針、選抜基準、選抜手続の適時かつ適切な開示について

学生受入方針など入学者選抜に関連する事項は、様々な媒体を用いて、できる限り受験生に適時かつ適切に開示されている。とくに、ホームページについては、内容を適時かつ適切に更新するよう努めている。また、学外の進学相談会にはできる限り教員が参加し、入学希望者に対して直接に学生受入方針や過去の試験問題解説などを行なう機会としている。

入学者に対する「法科大学院入学試験及び入試広報に関するアンケート」の自由記載欄を見ると、入学者選抜の公正さ､学生受入方針等に関する意見はないものの､ホームページの記載内容について、授業や施設についてより詳しい情報が必要であるなどの意見があり､また､ガイドブックについては、カリキュラムの情報などが乏しいなどの意見があった 。

学生の受入方針を本法科大学院の基本方針と関連付けて示すことは、ガイドブック等ではなされているものの､学生募集要項においてはいまだ十分とは言えず､この点は改善する必要があると考える。また、選抜基準の開示についても、ホームページ、学生募集要項などにおいて、よりわかりやすく示す必要があろう。

ホームページ及びガイドブックについては､入試に関する情報とともに､授業やカリキュラムなど、入学後に本法科大学院が養成しようとしている法曹を具体的にどのように教育していくのかという点に関して、一層わかりやすく説明する必要があると考える。

将来の改善・改革に向けた方策

第２次選抜については、前述した方式のほか、学ぶ意欲のある者を広く受け入れようという本学の方針に基づき、点字による入学試験などをも可能とするための準備をしている 。

学生受入方針については、ガイドブック及びホームページで明らかとしており、選抜基準についても、すでにホームページや進学相談会の席上で説明を行なっている。しかし、その重要性に鑑み、平成２０年度入試からは、学生募集要項でも明示することとした。

入試委員会では、学生受入方針などに関して、さらに明確でわかりやすい開示のあり方を検討しているところである。また、これまで入学試験の個人別成績については開示を実施していなかったことから、平成２０年度入試より、不合格者を対象に、受験生の申し出があった場合に限り、入学試験の成績を開示することとした。開示内容としては、適性試験、小論文、グループディスカッション、志望理由確認ごとに成績を開示し、法律科目試験については科目ごとに点数を開示する予定である。

（２）学生収容定員と在籍学生数の比率の適切性

現状の説明

平成１７年度			平成１８年度			平成１９年度		
入学定員 (A)	入学者数 (B)	B／A	入学定員 (A)	入学者数 (B)	B／A	入学定員 (A)	入学者数 (B)	B／A
50	39	0.78	50	53	1.06	50	49	0.98

［注］ １ 「入学定員」とは、各年度の入学定員として本法科大学院が定める人数をいう。
２ 「入学者数」とは、実際に入学した学生の数をいう。
３ ［B／A］欄については、小数点以下第３位を四捨五入し、小数点以下第２位まで表示している。

本法科大学院の入学定員 50 名に対する､平成１７年度から１９年度までの各年度の入学者数及び定

員超過率は上表のとおりであり、３年間の平均入学者数は、47 名である。入学者数が入学定員を超過することなく、適切な入学者数としている。

なお、本法科大学院は、標準（未修者）コースと短縮（既修者）コースとの入学定員を厳格に分けておらず、標準コースは約 40 名、短縮コースは約 10 名を目安としている。各年度入学者のコース別内訳は、次表のとおりである。

	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度
標準コース	53	36	53
短縮コース	2	3	0

平成１９年４月１日時点での在籍者数等の状況は次表のとおりである。

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	B/A	退学者数	休学者数	留年者数
第１年次	50	49	0.98	0	0	
第２年次	50	53	1.06	0	0	5
第３年次	50	33	0.66	4	0	3
合　計	150	135	0.90	0	0	8

［注］ １　上記表では、第１年次とは平成１９年度、第２年次とは１８年度、第３年次とは１７年度の入学者をそれぞれ指す。このうち第３年次のうちの２名は短縮コースで、平成１９年３月に修了している。したがって、平成１７年度入学者３９名の内訳は、在籍者３３名（うち留年者３名）、退学者４名、修了者２名である。

２　［B／A］欄については、小数点以下第３位を四捨五入し、小数点以下第２位まで表示している。

３　退学者数、休学者数は、各年次の入学者のうち、平成１９年４月１日時点における退学者数、休学者数をいう。

４　留年者数は、進級制限がある場合において、平成１７年度、１８年度の入学者のうち進級できなかった者の人数をいう。留年者には、休学や留学によって進級の遅れた者は含めていない。

点検・評価、長所と問題点

平成１７・１８・１９年度の平均入学者数は 47 名であり、入学定員の枠内に収めている状況にある。年度により、若干のばらつきはあるものの、３年間の平均入学者数として見た場合には適切であると言える。

また、前述のとおり、在籍者数についても収容定員を超えておらず、平成１６年度入学者である留年者５名を加えても、総在籍者数は 140 名であり、収容定員を超えていない。

以上の状況が示すとおり、教育及び学習環境のうえで、極めて適切な状態が保たれているものと考える。

将来の改善・改革に向けた方策

現時点における、入学定員に対する入学者数のバランスは適切である。

よって、特に改善の必要はないと判断できる。しかし、常に良好な教育及び学習のための環境を確保していくことができるようにするためには、今後も、入学手続率や、手続後の歩留まり率に関する調査・分析を継続的に積み重ねていく等、不断の努力が必要であると考える。

（３）社会人等の受入数

現状の説明

	実務等未経験者		実務等経験者（社会人）	合計
	法学部出身者	他学部出身者		
入学者数 平成１９年度	20	11	18	49
合計に対する割合	40.82%	22.45%	36.73%	100.0%
入学者数 平成１８年度	29	10	14	53
合計に対する割合	54.72%	18.87%	26.42%	100.0%
入学者数 平成１７年度	24	5	10	39
合計に対する割合	61.53%	12.82%	25.64%	100.0%

「他学部出身者」「実務等経験者」の定義について、本法科大学院では次のとおりとしている。

「他学部出身者」とは、（ア）法学部、または法学を主要な専門科目とする学部以外の出身（在学）者（例：商学部、文学部）、（イ）法学部、または法学を主要な専門科目とする学部の出身（在学）者で、専門科目の要卒単位の 60%以上を実定法以外の分野から修得（修得見込）した者（例：法学部政治学科）をいう。

「実務等経験者（社会人）」とは、「出願時までに連続して３年以上の社会人経験がある者（勤務先が同一の会社であるか否かは問わない。）」をいう。また、ここでいう「実務等経験者（社会人）」とは「被雇用者（常勤・非常勤を問わない。ＮＰＯ・ＮＧＯ等の勤務を含む）」のみならず、「自営業」、「専業主婦・主夫」等を含む 。

本法科大学院では、「実務経験者（社会人）」を上記のように定義したうえで、養成しようとする法曹像に照らし、社会人としての経験が地域の諸問題を解決することに役立てることができるかどうかを確認するために、入学者選抜の出願時に提出を求める「志望理由書」において、社会人経験と法曹志望の理由との関連性を論じさせることとしている。入学者選抜に際しては、先述したように、実務等経験者（社会人）に対し「志望理由確認」という形式の面接を実施し、その経験が、本法科大学院が養成を目指す法曹像からみて優遇に値するかどうかを、面接担当教員によってあらためて確認することとしている。

点検・評価、長所と問題点

本法科大学院における「他学部出身者」の定義について、法学部または法学を主要な専門科目とする学部の出身（在学）者で、専門科目の要卒単位の 60%以上を実定法以外の分野から修得（修得見込）した者を含めているが、これは、従来、大学の法学部では「政治学科」を置くところが多く、また最近では「国際関係法学科」「公共政策学科」などの学科を置くところも多いためである。よって「他学部出身者」の定義は適切であると考える。

「実務等経験者（社会人）」の定義において常勤・非常勤を問わないとしている点に関しては、現在の我が国の雇用形態が多様化する中で、常勤であるか非常勤であるかにこだわることが適切とは思われないからである。また、「専業主婦・主夫」を含めている点に関しては、「地域に対して寄与・貢献

すべき人材」という本法科大学院が養成する法曹像から、「専業主婦・主夫」としての経験が大いに地域の諸問題の解決に役立ちうるものと考えられるからであり、この点も妥当である。

なお、本法科大学院では、本章（1）項にあるとおり、入学者選抜時の志望理由確認を2名の教員によって行なっており、真に「実務等経験者（社会人）」であるかどうかに関して実質的にチェックする手続がとられている。

実務経験者の法科大学院における成績は良好であり、平成１７年度入学者の社会人出身者のＧＰＡ値を調査したところ、その他の出身者のＧＰＡ値よりも高く、また、実際に優遇措置を適用された入学者のＧＰＡ値も優遇措置の適用のない入学者よりも高いという結果を得ている。

上記一覧表のとおり、「法学部以外の学部出身者」または「実務等経験者（社会人）」の割合は各年度ともに3割を超えている。しかし、平成１６年度入学者においては、その割合が全学生の7割以上であった。平成１７年度には約38%に減少したが、一覧表のとおり、平成１９年度には合計60%弱に回復している。本法科大学院では、養成を目指す法曹像から、特に実務経験者の受け入れを積極的に進めることが要請されており、その割合の維持・向上をさらに図る必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

本法科大学院は、実務等経験者を重視し、本来の社会人を受け入れるべく、平成２０年度入試より、社会人特別選抜入試（ＣＯ入試：career-oriented entrance exam）制度を導入することとした。この社会人特別選抜入試とは、これまで以上に受験者の実務経験を重視し、受験資格として通算7年以上の勤務期間と出願時に在職していることを求め、実務経験が「確実に定着」し、しかも実務経験から得た「広い視野と切実な関心」を持つ者を積極的に受け入れようとする制度である。このような実務経験者が法曹としての知識・素養を身につけ、さらに法曹資格を得て職場に復帰することにより新たな活躍の場を開拓することを期待するものである。

第４章　教育課程

１ 大学（学部）全体として

目標

１．教育課程等
・ 広領域学習をもとにした副専攻プログラムの構築
・ 年次別履修制限単位（キャップ制）の改善
・ ＧＰＡ制度の導入
２．教育方法等
・ 導入教育の実施
・ 開講形態の改善
・ ＦＤ活動の組織的取り組みとその活性化
・ 修学指導の強化
３．国際交流
海外協定校、国外教育・研究機関、研究者との教育研究交流の定着、発展
・ 全ての協定校との交流実績を残す
・ 大学の留学制度による派遣学生数を維持し、増加させる
・ 交換留学生等を活用した国際交流機会を増加させる
・ 交換留学生の受け入れによる交流を維持し、拡大させる

１．専門教育と教養総合カリキュラムの関わりと有効性

現状の説明

「教養総合カリキュラム」は専門教育との有機的連携を意図して平成７年に発足した。ここでは学生一人ひとりが主体的･能動的に学修する態度を身につけると共に学生自身が学び問う「方法（メソッド)」と「技能（スキル)」を修得し、さらに物事を多面的にとらえる視点を養うことを目的としている。「教養総合カリキュラム」で得た知識・学びの手法は専門教育課程と相互に刺激・連携しあい、学生の学びをより深めていくものとして考え出されたものである。平成１４年に教養総合と専門教育課程との間での大幅な乗り入れを可能にする「共通領域」を設定し、それにともなって要卒単位 124 単位のうち教養総合カリキュラムにおける要卒単位を 36 単位、専門教育課程における要卒単位を 64 単位とし、残りの 24 単位は専門・教養・共通領域科目のいずれでもよいとした。共通領域科目とは、各学部・学科が、全学的に解放し得る科目を指定供出したものである。さらに、平成１７年度からは各学科から提供された科目（共通領域科目）を体系的に組織したプログラムとして、各学部・学科における専攻・コースの垣根を越えた学際的なプログラム、資格や免許取得を視野に入れた基礎学習的なプログラム等を「副専攻」として設置した。これにより、学生自身の興味と主体的な選択に基づく専攻以外の分野についての体系的履修が可能となっている。

各年度の開講科目については、専門教育科目は各学部の教務委員会、教養総合・資格課程科目は総合教養カリキュラム委員会の審議後、それぞれ教務部委員会で審議し、教授会で審議・了承されている。また、総授業開講コマ数に対する兼任教員担当コマ数の割合は平成１７年度では専門教育科目で 43.3%、教養総合・資格課程科目で 74.5%、全体で 55.7%、１８年度では専門教育科目 44.2%、教

養総合・資格課程科目 71.1%、全体で 56.5%となっている。さらに１９年度でみると専門教育科目45.7%、教養総合・資格課程科目で 67.8 %、全体で 56.4%となっており、いずれも専門教育科目と比べて教養総合・資格課程科目での兼任教員依存率が高くなっている。

授業の開講形態に関しては平成７年度の教養総合カリキュラムの改定時に導入されたセメスター化のより一層の推進、サマーセッションに加えてスプリングセッションの１６年度からの設置等の展開を図ってきている。

シラバスは従来冊子だけであったものを平成１２年度からＷｅｂで公開している。また、平成１４年度からは本学の学修支援システム「Ｋ－ＳＭＡＰＹ」との連動を図り、学生は、自分の関係する授業の内容等を、Ｗｅｂ上で容易に確認できるようになっている。シラバスの概要をまとめた紙媒体の『講義概要』は現在でも配布している。

ＧＰＡ制度は従来の単位の修得の有無を重視した考えから一単位ごとの加重平均を示す国際的な成績評価方法で、本学でも成績評価の公平性・透明性の確保と学修・教育効果の向上を図ることを目的に、学修支援体制の１つとして平成１７年度に導入した。

年次別履修制限単位（キャップ制）はＧＰＡが学修支援として機能するためには保険履修や履修放棄を減らし、学生に責任ある履修、単位修得に至るまでの主体的学習を促すために不可欠な制度で、平成１６年度に見直しを行ない、１７年度から１年次 46 単位、２年次 48 単位、３年次 48 単位、４年次 58 単位に上限を設定し、実施している。

導入教育は、従来から神道文化学部において、１年次の専門基礎科目の授業で行なわれてきていたが、平成１８年度に教務部委員会において、導入教育に盛り込むべき内容を検討し、各学部に提示した。その結果、神道文化学部に加え、平成１９年度には文学部および経済学部で専門基礎演習科目において導入教育が実施されるようになった。

点検・評価、長所と問題点

大学での教育は従来の学部教育課程から一人ひとりの学生の学修を中心にした「学士教育課程」への転換が求められており、そのためには学部教育を教養教育と専門基礎教育として位置づける必要がある。本学は専門教育科目と教養総合科目を同時並行的に開講し、それぞれ４年間の履修が可能で、学生がバランス良く入学当初から教養総合科目と専門教育科目を履修することが可能となっている。「教養総合カリキュラム」と専門教育課程とが密接に連携する本学でのあり方は、今後とも充実が図られるべきである。教養教育の必要性が現在再び見直されており、多様な考えや視点を提供し、問題解決能力を培う「教養総合カリキュラム」の重要性は従来にも増して大きくなってきている。「教養総合カリキュラム」に関しては各学部および教養総合科目担当の研究室からの委員で構成された教養総合カリキュラム委員会、さらに教務部委員会において様々な検討を行なっており、専門教育との連携、社会の変化と学問の進展などに対応するように改訂を重ねてきているといえる。

本学では卒業所要総単位 124 単位のうち専門科目および教養総合科目の割合は各学部・学科により異なっていたが、平成１４年度からの「共通領域」の設定に伴って統一化がはかられ、現在は全学部とも卒業所要総単位 124 単位のうち専門教育科目は 64 単位以上、教養総合科目は 36 単位以上で、学生自身の選択により専門教育科目 84 単位、教養総合科目 60 単位の修得が可能になっている。１８年度卒業生の修得単位数に占める専門教育科目と教養総合科目の割合は 7:3 となっている。

副専攻は学際的な学修や広領域学修に道を開き、従来潜在的に少なからずいた不本意入学者に対しても学修に目を向けさせる有効なプログラムと考えられる。副専攻が設置された平成１７年度は 17 プログラム、１８年度は 20 プログラム、１９年度は 25 プログラムと充実の方向で推移している。平

成１９年４月時点で１７年度入学生のうち 14.2%、１８年度入学生のうち 13.6%、１９年度入学生のうち 14.8%の学生がこの制度を利用している。このうち、１７年度入学生を例にとると、入学当初は 11.8%であったものが３年生になった１９年度は 14.2%と増加している。

セメスター化は従来の通年４サイクルから前・後期８サイクルの履修・成績確認を可能にし、これによって①多様な授業の履修ができるようになった②前学期の単位修得状況を見た上での履修計画が立てられるようになった③卒業延期者に対する９月卒業を可能にしたなど、多くの点で学生にメリットをもたらしている。このセメスター化の割合は平成１６年度の 27.4%に比べると平成１７年度 28.5%、１８年度 33.7%と年毎に増加している。平成１９年度の新入生からは従来通年科目であった外国語科目が半期科目となり、教養総合科目についてはセメスター化が 100%達成された。

シラバスは学生が受講しようと考えている授業の基本的枠組みを授業開始前に正確に知る唯一の手段であり、これがＷｅｂ上で閲覧できるようになっていることは学生が自分の学修カリキュラムを組むときに効果を発揮していると考えられる。平成１７・１８年に実施した授業評価アンケートにおいても「シラバスをよく読んで授業を履修した」と答えた学生は８割以上に達している。

ＧＰＡについては修学相談などで成果があげられているが、現在のところ個々の教員の成績評価基準に統一がとれておらず、必ずしも厳格な成績評価となっていない点に関しては早急に改善する必要がある。全学的に成績評価基準に関しての教員間の意識の統一が求められている。

年次別履修制限単位（キャップ制）については、従来の４年間で総計 226 単位から総計 200 単位に平成１７年度入学生から減じたが、成績等その成果を今後検証する必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

教養総合カリキュラムと専門教育とは互いに影響し合いつつ、学生の「自らの志向に沿った」学修プログラムの構築を可能にしている。「共通領域」の設置は制度上それらを保証するものであるが、一方では統一的な観点に基づく体系履修に欠けるおそれもあり、これを打破するための１つとして平成１７年度より「副専攻」プログラムが置かれることとなった。平成２１年３月にこの「副専攻」の修了者が出ることになっており、その時点でどのくらいの学生がどのプログラムを修了、どの様な成果があったか等を分析し、改めてこの制度・プログラムの検討を行なう。

セメスター化については、教養総合科目は平成１９年度入学生より従来通年科目であった外国語科目が半期科目となり、セメスター化が 100%達成された。しかし、専門教育科目についてはその性格上通年のほうが教育効果は上がるという考えから一部にセメスター化ができない科目もあり、この点に関しては今後も検討事項である。

ＧＰＡがより有用に機能するためには年次別履修制限単位の弾力的運用も視野に入れる必要がある。さらにＧＰＡの導入により、学修継続に対する明確な意志を示さない学生に対して退学を促す学則９５条４項の制度的保証が得られたことから、具体的にその適用について細部を詰めていく作業が進められている。

年次別履修制限単位（キャップ制）は、セメスター化の拡大により１年生が前期に多く履修しすぎ、その後の学修に悪影響を及ぼす傾向が見られる。そのため、１年生に限って前期の履修登録の上限を設定することが１９年度に検討され、２０年度入学生から１年生の前期の履修上限単位を 25 とすることが決定されている。

導入教育は神道文化学部に加えて、平成１９年度から文学部と経済学部でも始まり、さらに平成２０年度から法学部でも開講することが決まっている。また、各学部・学科における導入教育の全学共通項目部分を提供するための『導入教育ハンドブック　はじめの一歩』を平成１９年度に刊行し、

平成２０年度には改訂版を刊行することが決定されている。

２．学部・学科間の専門教育科目の相互乗り入れ

現状の説明

従来、各学部・学科では専門領域が重複あるいは近接する場合は他学部・他学科等の専門科目を専門関連科目として自学部・自学科のカリキュラムの中に位置付けてそれぞれ相互乗り入れを行なっていたが、平成１４年度からの「共通領域」の開設に伴い専門課程の必修科目や専門性が極めて高い学部指定の選択科目以外の科目は全学的に開放することとなった。その比率は、各学部・学科の専門科目のほぼ７割にも達しており、それを体系づけた「副専攻」に登録した学生は、平成１９年度４月時点で 13～15%前後で推移している。換言すればこれだけの学生が他学部・他学科の科目に興味を持ち、受講していると言える。

点検・評価、長所と問題点

「共通領域」、「副専攻」を可能にした専門教育科目の相互乗り入れは他の大学でも積極的に行なわれているが、その規模と共通性・融通性から本学のものは評価に値するものであり、学生に知的好奇心・学問的広がりを持たせるうえで極めて有効であるといえる。各学部におけるカリキュラムは比較的短期に改訂される傾向にあり、相互乗り入れを今後とも積極的に行なうためには学部間で緊密なカリキュラムに関する連携を取っていく必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

「共通領域」を開設後はほとんどの学生がこの制度を利用し、教養総合科目または本人の学部・学科の専門科目以外の科目の単位を修得している (2 単位～24 単位)。この「共通領域」を体系化した「副専攻」については平成２１年３月に初めて卒業生が出ることとなり、その段階で種々のデータを分析し、「副専攻」だけでなく専門教育科目の相互乗り入れ、「共通領域」についても総合的な見直しが必要となる。

３．単位互換と単位認定

現状の説明

本学の単位互換については平成１１年度から神奈川県東部を中心とした 28 の大学･短大の協定である「首都圏西部大学単位互換協定会」に、さらに平成１３年度からは横浜市内の 14 の大学の協定である「横浜市内大学間学術・教育交流協議会」にそれぞれ加入している。教務部委員会では、各受入校からの成績通知をもとに、単位の審議・認定を行なっている。協定大学等で修得した単位は、教養総合の応用発展科目として 12 単位を上限として要卒単位に算入できるようになっている。「横浜市内大学間学術・教育交流協議会」の科目については各大学の提供科目のうち、各学部・学科の専門科目と講義内容が類似しているものについては各学部の判断により、本学の専門科目として認定することも行なっている。両方の互換制度を利用した場合、最大で教養総合 12 単位、専門教育科目 12 単位まで他大学での受講で要卒単位として認定できるようになっている。

留学における単位認定としては夏季におけるケント大学（イギリス)、マニトバ大学（カナダ)、南開大学（中国天津市）と春季におけるセントマイケルズ大学（アメリカ)、復旦大学（中国上海市）の短期（約１ヶ月）の語学研修制度があり、相手大学からの評価をもとに教養総合科目の応用発展科目（留学英語、留学中国語）の 2 単位として教務部委員会が審議・認定をしている。また、協定留学により長期に留学をする学生には､事前の申請に基づき 30 単位を上限として本学の科目に置き換えられ

るものについては認定している。協定校以外に留学する認定留学の場合は一定の手続きを経た上で協定留学と同様の単位の認定を行なっている。この場合はそれぞれ教務部委員会で審議し、各学部教授会において承認を受けている。

平成１８年度入学生からは中国文学科において中国語教養プログラムを選択した学生は２年次の後期に４ヶ月間、南開大学（中国天津市）へのセメスター留学が必修となっており、この留学で修得した単位は、専門教育課程においては学科基礎科目およびプログラム基礎科目として 14 単位まで、教養総合科目においては必修外国語または選択外国語の「中国語」としてそれぞれ 2 単位まで単位認定することとなっている。

平成１５年度から本学入学前に修得した単位の認定を制度化し、附属・系列三校（國學院高校、國學院大學久我山高校、國學院大學栃木高校）からの推薦入学者に対する入学前教育を行なっている。所定の成績に達し、単位認定を申請した学生には教養総合科目の 2 単位（社会のなかの人間）として教務部委員会の審議を経て認定している。

また、平成１５年度からは「働くこと」の意味、社会の最近の変化と社会が求めている「人材」への理解を現場での実習をとおして学び取るインターンシップⅡについて、インターンシップ事務局が適切と判断したプログラムで実習した学生に対しては教養総合科目のインターンシップⅡとして教務部委員会の審議を経て認定している。

点検・評価、長所と問題点

単位互換による分野や特性の異なる大学間の交流は学生の幅広い視野の育成にとって有意義と評価できる。参加した本学学生の単位互換制度への評価も比較的高いが、全体として参加学生は約 50 名前後で推移し、平成１７年度は 37 名、１８年度は 62 名となっており、その平均修得単位数も 2～3 単位となっている。２つの単位互換のうちの「首都圏西部大学単位互換協定」の授業への参加学生は、平成１７年度は 31 名、１８年度は 59 名と年度による変動はみられるが順調に推移しているといえる。また、「横浜市内大学間学術・教育交流協議会単位互換協定」の授業へは平成１７年度 6 名、１８年度 5 名とほぼ同じ数で推移している。単位互換の協定のうち、「横浜市内大学間学術・教育交流協議会単位互換協定」は横浜市にたまプラーザキャンパスをもつ本学としては極端に少ないといえる。これを受け、１９年度には学生に対する積極的な広報活動を展開し、その結果、参加学生は 8 名となった。

短期語学研修の参加数は平成１６年度までは 90 名以下であったが１７年度は 114 名、１８年度は 123 名と順調に参加学生を増やしており、学生の満足度も比較的高いといえる。今後とも本学の学生のニーズに沿ったより満足度の高いものに変えて不断の努力が求められている。協定留学の学生は例年数名にも満たず、現在のところ充分な成果を上げているとは言い難い。付属・系列三校の入学前教育は現在まで順調に推移し、学生の授業に対する取り組みや授業に対する評価も高いといえるが、1 割近くの高校生が単位を修得できていないことは今後の課題である。

インターンシップⅡに参加した学生は平成１７年度では 22 名（受入先 14）、１８年度では 22 名（受入先 9）で、参加数および受入先数はともに少ない。これら単位互換や短期・長期留学、入学前教育、インターンシップなどによる単位認定数は全体の単位数を考慮して設計されており、現在までのところ問題点は見られない。

将来の改善・改革に向けた方策

短期語学留学は新たな留学先大学の開拓、より徹底した留学前指導の徹底等により、より密度の高い留学に設計することが求められている。附属・系列三校からの推薦入学者に対する入学前教育では本学専任教員と附属・系列高校の教員と綿密な連携を通して単位を修得できない学生をできるだけ減

らす努力が不可欠である。インターンシップⅡはその前提授業としてインターンシップⅠがあり、平成１７年度、１８年度とも300名以上の受講生がある。このインターンシップⅠの授業充実による学生意識の向上とインターシップⅡの受入先の開拓が教務部・教務課と就職部・キャリアサポート課で構成されるインターンシップ委員会で検討・実施され、１９年度には参加学生数28名、受入先数16となった。今後ともより一層の努力を続けていく。

４．ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）への取り組み

現状の説明

本学のＦＤへの全学的な取り組みは自己点検・評価の一環として平成１２年度から始まった。

翌１３年度にはＦＤ活動のあり方についての論議を集中して行ない、１４年度にはＦＤ委員会規程を定めた。その後、１６年度には自己点検・評価委員会を母体とした委員会から、教務部委員会と各学部教務委員会を中心とした恒常的な委員会組織である「ＦＤ委員会」へと改編し、このＦＤ委員会において年間事業計画を策定・実施している。ＦＤ委員会活動の具体的活動としては①授業公開、②学生による授業アンケート、③学内でのＦＤ研修会の開催と学外でのＦＤ研修会・講演会への参加などが１７・１８年度においても実施され、１９年度においても同様に実施することとなっている。

①授業公開は専任教員の担当科目をすべてオープンとして、５月上旬～下旬の２週間にかけて実施した。参加者からは参考になった、大いに刺激を受けた等の評価が寄せられたが、参加人数は平成１７・１８年度とも極めて少なかった。

②授業アンケートは年２回、前期・後期に実施している。アンケートシートはＯＣＲ用紙を用い、集計・分析を短期間に行なって教員への返却と回報を迅速に行なっている。アンケート実施率は平成１７年度前期では専任教員73.3%、非常勤教員77.4%で、専任教員の実施率の方が低く、30%台の学科・課程もみられた。この実施状況をもとに１８年度から全専任教員に対するアンケートの義務化を実施した結果、専任教員の実施率は１８年度前期80.1%、後期81.3%に向上し、極端に実施率の低い学科もなくなった。授業アンケートの分析を通してあるべき授業のすがた、クラス規模、授業運営などの検討がなされ、１８年度には１７年度に実施された授業アンケートを用いた『2005年度授業アンケート分析報告集』が刊行された。

③学内でのＦＤ研修会は全学の教員向けに教授会開催日を利用して開催している。平成１７年度は「これからの大学教育と方法改善―ＦＤ活動を中心に―」、１８年度は「学生参画型教育改善」のテーマで学外者を招聘し、研修を実施した。また、学外で随時実施されるＦＤに関連した講演会や研修会にはＦＤ委員や教務部委員等を派遣し、他大学の事例や大学をめぐる動向の把握に努めている。

ＦＤ活動による成果や検証を教員・学生に還元する方法の１つとして『ＦＤニューズ・レター』の刊行が平成１６年度から行なわれ、１７年度に２・３号、１８年度に４号を刊行した。また、１８年度にはＦＤ活動のさらなる充実をめざし『ＦＤハンドブック』（第１版）を刊行した。

点検・評価、長所と問題点

ＦＤ委員会による活動の年間事業計画はほぼ定着し、一定程度の理解は得られていると考えられる。以下、各活動について点検する。

①授業公開への参加は自己の授業方法の改善や授業運営に関する相互研修といった観点から重要な機会であり、ＦＤ委員会が授業公開に取り組む姿勢は評価できる。しかし、参加者が少ないことは問題であり、今後の課題である。

②授業アンケート実施率が上がり、教員も、アンケート結果を参考にして授業改善に取り組む姿勢

が明確になったことは評価できる。アンケートの分析に着手したことも、さらなるＦＤ（授業改善）に向けて大きな一歩を踏み出したと評価できるが、学生への周知に関しては課題が残っている。学生は、『ＦＤニューズ・レター』等を通して授業全体の評価結果を知ることができるが、個々の授業評価の結果や、アンケート結果を受けた教員の取り組みについては知ることができない。その点で学生へのフィードバックの方法が今後の課題となる。

③学内のＦＤ研修会は、教職員が学外のＦＤの実態を知る上で参考になることが多く、大学全体のＦＤ活動の方向性を考える契機となっている。学外の研修も、同様に、啓発という意味で大変役立っているが、実際に参加する教職員がＦＤ委員に偏っていることと、派遣人数が少ないという点を検討する必要がある。

以上のＦＤ委員会の活動とは別に、各学部・学科独自のＦＤを実施することを奨励している。これに関しても、特に導入教育に関連した基礎科目において、教員チームによる授業の相互批評・改善、統一教科書の制作などが行われており、各学部独自のＦＤも軌道に乗りつつある。なお、各学部の取り組みの詳細は、後の各学部の項で取り上げる。

将来の改善・改革に向けた方策

ＦＤ活動には、大学構成員が大学を取り巻く様々な問題、とりわけ教育内容・教育方法についての共通認識をもち、全体として組織的にその解決に当たろうとする意識が不可欠である。ＦＤ活動の積極的な展開は大学の「質的保証」をもたらし、大学の社会的評価を高めていく上で極めて重要なものといえる。現在、各学部・学科での組織的ＦＤ活動の展開が検討されているとともに、大学全体としてはＦＤ活動を行なう新しい機構の設置の検討もなされている。

大学全体のＦＤ年間事業計画のうち、授業公開については、いかに参加者を多く得るかが課題となっている。平成１８年度の授業アンケートの分析結果を基に、アンケート項目のうちの「満足度」の上位の授業を授業公開に指定し、そこへの参加を義務づける方向での検討がなされている。

平成１８年度の授業アンケート分析では、授業満足度がどのような項目と相関しているか、より詳しい分析がなされる。これにより、各教員の取り組みに方向性がつけられるとともに、受講生の適正数などの資料が得られ、カリキュラム編成にも反映できる情報が得られる、と期待できる。

また、多様な授業形態の展開に伴い１種類のアンケート内容では対応できなくなってきており、平成２０年度からはアンケート項目を変更することが決定している。

さらに、個々の授業のアンケート結果の公開に関しては平成１９年度に各教員から公開の是非等の意見を聞き、公開の方向性で検討を始めている。ＦＤ研修会の開催と参加については、今後とも継続してより良い内容のものを求めていく。各学部独自のＦＤ活動についても、一層の推進を奨励していく。

５．学士入学・編入学

（１）学士入学・編入学の制度と単位認定

現状の説明

本学は学士の称号を有する者、または学士取得の見込みの者に対する学士入学試験を各学部で実施し、若干名を募集している。また、４年制大学に２年以上在籍し、所定の単位を修得した者および短期大学卒業者等に対する編入学試験も実施しているが、編入学試験には一般編入学と系列短大からの編入学の２種類がある。学士入学生のうち、本学出身者に対しては本学で修得した単位を教養総合科目と共通領域科目として 60 単位、また他大学出身者に対しては前大学で修得した単位を神道系主題講

座 2 単位を除く教養総合科目と共通領域科目として 58 単位、それぞれ一括認定している。原則として以前に大学で修得した専門教育科目については認定していない。一般編入学生に対しては前大学・短期大学で修得した単位を教養総合科目については上限 36 単位、共通領域科目として上限 24 単位それぞれ認定している。専門教育科目については原則として認定はしていない。系列短期大学のうち國學院短期大学からの編入生に対しては教養総合科目上限 36 単位と共通領域科目上限 24 単位、國學院栃木短期大学からの編入学生に対しては教養総合科目上限 36 単位と共通領域科目上限 12 単位をそれぞれ認定しており、専門教育科目については両短期大学とも編入学した学科によって異なるが 8～36 単位まで認定している。

点検・評価、長所と問題点

学士入学生は毎年 10 名前後で推移してきたが、平成１８年度は 18 名、１９年度は 15 名と増加している。特に神道文化学部への入学生が平成１８年度、１９年度とも 11 名であり、学士入学生の多くを占めている。一般編入での入学者は多くないが、系列短大からの編入は増加傾向にある。本学では学士入学・編入学生が入学後に不利益を受けないように単位認定上の配慮等を行なってきているが、平成１７年度入学者のうち学士入学生の卒業率は 100%であるのに対して、一般編入・系列短期大学からの編入学生の卒業率は 75%と全学部の平成１８年度の卒業率 81.5%より低くなっている点については原因の解明が必要とされている。

将来の改善・改革に向けた方策

学士入学生に関しては大きな問題はないといえる。これに対し編入学生は２年間で卒業できない割合が１／４にも達しており、平成１８年度から急増したことを考慮すれば２年間で卒業できるような全学あるいは学部・学科での組織的なサポート体制の構築が今後必要となろう。

（２）学士入学・編入学者への履修指導とカリキュラム編成上の配慮

現状の説明

学士入学生、一般編入生、系列短期大学からの編入学生に対しては入学前の１２月～１月に履修要綱やゼミの募集要項等の関係書類を郵送している。履修指導は各学部･学科で４月のオリエンテーション時にそれぞれ行なっている。また、専門教育科目のうち２年次選抜となっている演習やゼミに関しては追加募集を４月に行ない、履修できるように配慮している。さらに、経済学部では専門必修科目で（１年時たまプラーザキャンパス開講）単位が認定されていないものについては渋谷キャンパスでの受講を認めているが、カリキュラム編成上の特別な配慮は現在のところしていない。

点検・評価、長所と問題点

学士入学生は卒業率 100%という数値から判断できるように、履修に関して現在のところ大きな問題はないといえる。これに対し編入学生は前述したように２年間で卒業できない学生が編入学生の１／４近くに増えてきており、その主な原因として、生活環境の変化や２年間での修得単位数が比較的多いこと、さらに受講科目等に対する関連知識や情報が少ないことなどが挙げられる。平成１８年度から編入学生が大幅に増えたことから、履修指導等のあり方について検討が必要とされている。

将来の改善・改革に向けた方策

編入学生、特に平成１８年度から増加した系列短期大学からの編入学生の卒業率を一般入学生と同じ割合に高める方策を早急に講じる必要に迫られている。そのため、従来は系列短期大学において入学部委員等が出向き履修ガイダンス等を行なってきたが、平成２０年度編入学生からは渋谷キャンパスにおいて編入学生に対する入学前ガイダンスを実施することが決まっている。そこでは履修ガイダ

ンスに加え、学生生活ガイダンス（奨学金・下宿等）やキャリアガイダンスなども合わせて行ない、４月からの渋谷キャンパスでの学修がスムーズに行なうことができるようなプログラムとなっている。

６．国際交流の活動と理念

（１）海外大学との協定締結の方針と状況

現状の説明

本学は、海外の大学との学術研究交流、教員・研究者交流、学生交流を促進し、相互の友好を深めることを目的に協定を締結している。協定内容は、①協定締結の目的　②学生の相互交流　③教員・研究者および職員の相互交換　④教育および研究上の情報ならびに資料の交換　⑤国際的な研究・教育活動の協力　⑥財政的措置等々が盛り込まれた双務的なものになっており、平成１９年１１月１日現在、８つの国と地域の１３大学と協定を締結している。なお、経済学部は学術・学生交流を目的に中国 浙江海洋学院と独自に協定を締結している。

この３年間の主な交流実績は次のとおりである。

本学協定校一覧（平成 19 年 10 月現在)

	国、地域	協定大学名	協定年月日	主な交流実績
1	イギリス	ケント大学	平成 6 年 9 月 6 日	短期留学派遣
2	韓国	京畿大学校	平成 8 年 6 月 27 日	交換留学生受入、ゼミ合宿派遣
3	中国	南開大学	平成 9 年 4 月 21 日	交換研究員受入、交換留学生受入、短期留学派遣、協定留学生派遣、セメスター留学派遣
4	カナダ	マニトバ大学	平成 9 年 5 月 15 日	交換留学生受入、短期留学派遣、協定留学派遣
5	アメリカ	カリフォルニア大学バークレー校	平成 9 年 11 月 17 日	
6	スペイン	サラマンカ大学	平成 10 年 7 月 29 日	交換留学生受入
7	韓国	江原大学校	平成 11 年 8 月 18 日	交換留学生受入
8	マレーシア	プトラマレイシア大学	平成 11 年 12 月 1 日	交換留学生受入
9	台湾	世新大学	平成 12 年 1 月 12 日	交換留学生受入、ゼミ合宿派遣
10	中国	北京師範大学	平成 12 年 5 月 29 日	
11	アメリカ	ハーバード大学ライシャワー日本研究所	平成 12 年 7 月 19 日	客員研究員派遣
12	中国	復旦大学中文系	平成 14 年 3 月 22 日	交換研究員受入、交換留学生受入、短期留学派遣、協定留学生派遣
13	アメリカ	セントマイケルズ大学	平成 14 年 10 月 16 日	短期留学派遣

上記以外の交流実績では、平成１８年度に現代ＧＰに採択された「歴史・文化をふまえた環境総合教育の拠点形成～地域と国際を結ぶフィールド実践による主体形成～」プログラムの実践活動の一環として、国際的な教育活動への取組も行なっている。

学内で実施しているものとしては、本学の留学生と教養演習を履修している学生を対象とした、英語での授業がある。留学生が自国の環境問題について報告し、それについて皆で討論するという授業

等を行なっている。学外においては、経済学部でのフィールドスタディを国内だけでなく海外でも実施しており、平成１９年度にはタイで施設訪問等を行なった。

上記協定校に関連する特別企画として、京畿大学校においては、平成１８年度に本学教員による講演、平成１９年度に大学院生及び学部学生の訪問が挙げられる。学生の訪問時には、京畿大学校学生とセミナーを開き、ディスカッションを行なった。

南開大学では､平成１９年度に本学教員が大学院生を対象に講義を行なった｡平成１９年度中には、本学の大学院生及び学部学生による訪問を予定している。

点検・評価、長所と問題点

この３年間は「全ての協定校との交流実績を残す」ことを目標に活動をしてきた。本学の海外協定校は１３大学・研究所と数は決して多くはないが、いわゆる「休眠協定」が少ない点は評価できる。ただし、それでもこの３年間全く交流のなかった大学もあり、その点は反省に値する。研究テーマの変遷、本学及び協定校における学生・教職員ニーズの変化などの環境と、既存の協定校ネットワークに差異が出てきたことが原因である。

また、日本語教育分野での協力や本学教員・学生による現地調査などにより継続的な関係を築きながらも、本学との協定関係を結ばずにいる海外大学もある。協定の意義について全学的な意思統一ができていないことも問題点のひとつである。

将来の改善・改革に向けた方策

今後の改善・改革に向けては、まず、研究・教育といった環境変化にあわせて対応できるような本学の協定締結の指針作りを行なう。

本学の協定校ネットワーク形成については、前述のとおり「海外の大学との学術研究交流、教員・研究者交流、学生交流を促進し、相互の友好を深める」ことを理念としているが、これより詳細な具体的な方針、優先順位、学内手続きで明確ではない点がある。

例えば、下記の項目について指針を作成する。

- ◆ 協定校選定の基準（本学学生の留学促進、継続的な研究活動協力、等）
- ◆ 大学間協定締結の際の学内手続き
- ◆ 協定見直し、協定廃止のための基準および手続き
- ◆ 部局間協定の位置づけ

上記のような指針を持つことで、協定の改廃が容易になり、環境変化へ柔軟に対応しやすくなる。その結果、交流実績に結びつかない協定関係が減少すると考える。

また、一方的に本学が利益を提供する関係、またはその逆とならないように、協定校選定を行ないたい。互恵であることが継続的交流実績を上げられる関係を築くことに結びつくためである。既存の協定関係についても、互恵的でないものがあれば修正を加えていく。

本学の研究レベルを上げ、学生サービスの質を向上させるために、協定校との国際交流の水準をさらに高め、それが可能であれば交流の域を超えた協力関係をも構築していきたい。

（２）在学生の海外留学の方針と現状

本学では、日本の文化・社会に関する高い素養を背景にして、今日、グローバル化が急速に進展する中で、新しい国際環境に対応できる国際人の育成を目指している。その方法の一つとして留学が有効であるととらえ、「夏期・春期短期留学」「協定留学、認定留学」の制度を設け、学生支援にあたっ

ている。また、平成１９年度からは中国文学科で４ヶ月間のセメスター留学が開始された。

ａ．夏期・春期短期留学、中国文学科セメスター留学

現状の説明

本学では、平成５年度から「外国の大学に滞在し、人との接触、社会生活を通して外国語の運用能力を高め、異文化社会を理解するとともに広い国際感覚を養い、教養を高める。」ことを目的として、夏季休暇を利用したイギリス・ケント大学に本学学生の中から志望者を派遣する短期留学プログラムを開始した。例えば、平成１９年度においては、夏季休暇中にイギリス・ケント大学、カナダ・マニトバ大学、中国・南開大学で夏期短期留学を実施した。また、春季休暇中に米国・セントマイケルズ大学、中国・復旦大学で春期短期留学実施を予定している。教職員が学生の引率に当たる短期留学において､参加学生は現地協定校での４週間の語学研修に参加しながら､外国語のトレーニングを受け、現地の生活を経験することで目的達成を目指している。

参加者の多くは、現地での授業・生活を通して潜在的な語学能力を実用に結びつけることができ、コミュニケーション手段としての外国語運用を体験する。また、帰国後は外国語学習の意欲の拡大につながると共に、その後の進路選択にも大きな影響を与えることが多い。

現在、短期留学参加者には、教養総合科目の応用・発展科目「留学英語」「留学中国語」(各 2 単位)が卒業に要する単位として認定されている。

平成１４年度以降の短期留学への参加者数は次のとおりである。

短期留学参加者数の推移（平成 19 年 10 月現在）

実施時期	留学先	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
夏期	英国・ケント大学	23	29	13	28	28	24
夏期	カナダ・マニトバ大学	15	--	19	30	28	30
夏期	米国・セントマイケルズ大学	--	19	13	--	--	--
夏期	中国・南開大学	22	--	24	20	35	22
春期	米国・セントマイケルズ大学	--	--	--	19	15	未定
春期	中国・復旦大学	13	19	19	17	17	未定
計		73	67	88	114	123	76

この３年間の短期留学の特徴としては、春期短期留学の定着が挙げられる。中国・上海市の復旦大学中文系へは平成１５年以降、米国・バーモント州のセントマイケルズ大学へは平成１７年以降、継続して短期留学グループを派遣している。２月～３月の短期留学は「厳しい気候」「短い準備期間」という問題点もあるが、留学先大学のキャンパスは学期の最中であるという長所が大きい。「留学入門」という位置づけの短期留学に参加する学生にとって、留学先キャンパスで直接、自由に現地の大学生とコミュニケーションを行なうことは難しい。しかし、交流会や共同授業の機会を通じ英語または中国語を試用する機会が得られること、活気あるキャンパスライフを目にすることができることは短期留学の効果を上げる材料となっている。

また、留学参加者の増加に応えるため、大学の短期留学に対する信頼を失わないために、危機管理体制の維持、充実も行なってきた。海外旅行傷害保険加入の義務化、専門団体の危機管理システムへの加入、マニュアルの整備と並び、本学の短期留学及び後述の中国文学科セメスター留学を含む危機管理の基本は教職員引率者の派遣である。短期留学の場合、研修引率者も含め３名、それが不可能な

場合は2名ないし1名の教職員が同行し、指導できるような態勢で短期留学は行なわれてきた。この引率者の派遣については参加学生、保護者からも一定の評価を受けている。更に、夏期短期留学には職員研修者が各留学先に1名ずつ含まれることが原則となっているが、外国語能力向上、学生対応、他国の高等教育機関事例研究という点での効果は大きい。

短期留学教職員引率に関する評価（平成19年度夏期短期留学後アンケートより）
問．「引率者の同行すること」が短期留学参加決定に与えた影響　(①:参加者本人への影響　②:保護者への影響　いずれも参加者本人が回答)

	ケント大学		マニトバ大学		南開大学		合計	
	①	②	①	②	①	②	①	②
参加を決める大きな要因であった。	5%	5%	5%	16%	11%	6%	7%	11%
参加を決める際に参考にした。	32%	32%	32%	26%	39%	25%	34%	34%
特に影響しなかった。	58%	47%	63%	53%	50%	22%	57%	46%
参加を検討する際にマイナスの要因となった	5%	5%	0%	0%	0%	0%	2%	2%
よくわからない	--	11%	--	5%	--	3%	--	7%

問．　引率教職員の必要性

	ケント大学	マニトバ大学	南開大学	計
全期間必要	72%	84%	78%	78%
最初の1週間だけは必要	0%	0%	6%	2%
最後の3日間だけは必要	0%	0%	0%	0%
最初の1週間と最後の3日間だけは必要	22%	0%	11%	11%
必要ない	6%	0%	0%	2%
その他	0%	16%	6%	7%

なお、平成１９年度から開始された中国文学科セメスター留学は同学科の中国語教養プログラム選択者を中心に、中国天津市の協定校、南開大学で一学期間の留学を行なう制度である。２年次後期に高度な現代中国語の運用能力を学習し、その後の研究、また卒業後の職業生活の基礎となるスキル獲得を目指し、平成１９年度は同学科学生26名が参加している。

点検・評価、長所と問題点

在学生の海外留学については､｢留学制度による派遣学生数を維持し､増加させる｣という目標を持って活動してきた。平成１４年度から１６年度の短期留学への参加者総数は228名であった。１７年度から１９年度の期間においては313名である（平成１９年１０月現在)。平成１９年の春期短期留学参加者数がこの数字に含まれていないことを考慮すると、大幅な参加者増があったといえる。この背景には、短期留学制度の定着、留学への関心の増加、春期短期留学の実施が考えられる。

また、平成１９年に開始した南開大学でのセメスター留学は、中国文学科のカリキュラムの一貫として行なわれているが、過去に短期留学で培ってきた経験、ノウハウが活かされている。本学にとっては新たな留学形態で、派遣学生数の増加に寄与している。

一方、危機管理の面では機能している教職員引率制度の問題点も考慮しなければならない。まず、

業務の過密化が進む中で教職員が２週間から１ヶ月留学先へ出張することは年々難しくなってきている。特に、春期短期留学は年度末業務、入試業務と引率期間が重なるため引率者は限られた候補者の中から選ばれることになる。よって、引率者を必須とする限りはこれ以上の短期留学の実施は不可能である。例えば、韓国語圏、ドイツ語圏などへ少数ではあるが１ヶ月程度の語学留学の要望が寄せられることがある。しかし、引率者を手当できないことが実現への障害のひとつとなっている。

更に短期留学参加者数を増やすためには、留学効果を目に見えるものにする必要があるが、一方語学習得という面では１ヶ月の短期留学だけでは限界がある。その解決策として帰国後の学習継続支援を検討し続けてきたが、これについては試行錯誤が繰り返されている。中国語の研修会を有料で行なう、英語圏短期留学からの帰国者がサークルを結成し、勉強会を継続するなどの試みを、いずれも国際交流課が支援しながら行なってみた。ただし、参加者を一堂に集め指導することが難しいという問題点を解決できずにいる。

なお、前述のとおりこの３年間で短期留学への参加人数は大幅な増加を見たが、外部環境の変化によりこれを維持できない可能性もある。平成１９年度には世界的な航空運賃高騰および円安傾向による参加者の経済的負担が増加しており、今後の解消の見込みはない。平成２０年度以降の短期留学参加者数にマイナスの影響を及ぼすことになるだろう。

将来の改善・改革に向けた方策

参加者増の実績を踏まえ、今後も現在の参加者規模の水準を維持していきたい。短期留学参加者数の現状維持、拡大の障害となりうる引率者制度は、危機管理の観点からは有効である。ただし、留学先によってその必要度は異なり、現地大学の体制により、1 名の引率で足りる留学先もあれば、複数名の引率が必要な場合もある。他の危機管理の要素、教育効果とのバランスも踏まえながら、柔軟に引率者派遣ができるよう検討を行なう。

留学効果を目に見えるものにするためには、短期留学プログラムそのものの修正・改善を行なう、効果測定を行なうという２つの方法が考えられる。平成２０年度の短期留学ではホームステイを含むプログラム実施を試行する予定である。参加者にとっては言語的・文化的な難しさが増し、本学にとって運営面での難しさが増すが、試行の結果を踏まえ今後の方向性を探る。効果測定については短期留学前後にＴＯＥＦＬのような標準テストを導入する案があり、試行の是非を早急に検討する。また、帰国後の学習継続支援については、事後研修の実施案とその方法を模索する。

ｂ．協定留学・認定留学

現状の説明

協定留学(派遣)とは、本学協定校のうち学生交換の覚書が存在する３大学（カナダ・マニトバ大学、中国・南開大学、中国・復旦大学中文系）で本学学生が半年間(１学期間)または１年間(２学期間)交換留学生として留学先大学の学生と同じ授業を履修可能にする制度である。留学先でのさまざまな人々との交流と多様な体験を通してその国の文化を理解し、グローバルな視点から日本文化を相対化して位置づけ、世界に発信できるような人材の育成を目的としている。

留学開始時点で１年以上本学に在籍していることと、留学に必要な外国語実用能力を有していることが主な応募資格になる。例年、１月に協定留学希望者を募集し、２月に国際交流委員会による選考を行なう。

現在までの派遣実績は下記のとおりである。なお、フロリダ大学への派遣は平成１７年度開始分で終了した。

【マニトバ大学】

- ◆ 平成１３年９月～翌年５月　外国語文化学科４年・１名
- ◆ 平成１７年９月～翌年５月　外国語文化学科３年・１名
- ◆ 平成１８年９月～翌年５月　外国語文化学科４年・１名
- ◆ 平成１９年９月～翌年５月　外国語文化学科３年・１名

【南開大学】

- ◆ 平成１４年９月～翌年５月　外国語文化学科３年・２名
- ◆ 平成１４年９月～翌年２月　日本文学科４年・１名
- ◆ 平成１４年９月～翌年５月　法律学科２年・１名
- ◆ 平成１６年９月～翌年２月　外国語文化学科３年・１名
- ◆ 平成１９年９月～翌年７月　中国文学科３年・１名

【復旦大学中文系】

- ◆ 平成１８年９月～翌年７月　中国文学科４年・１名
- ◆ 平成１９年９月～翌年７月　中国文学科３年・１名

【米国・フロリダ大学】

- ◆ 平成１３年８月～翌年５月　外国語文化学科３年・１名
- ◆ 平成１４年８月～翌年５月　外国語文化学科３年・１名
- ◆ 平成１６年８月～翌年５月　哲学科４年・１名
- ◆ 平成１７年８月～翌年５月　外国語文化学科３年・１名

協定留学が学生交換覚書のある協定校への留学に限られるのに対し、認定留学は留学先が世界中のどの大学であっても修得単位認定の道が開かれている留学制度である。現在まで、認定留学としての派遣実績はない。

点検・評価、長所と問題点

前述のとおり、在学生の海外留学大学については「留学制度による派遣学生数を維持し、増加させる」という目標を持って活動してきた。平成１４年度から１６年度の協定留学生（派遣）の数は７名、１７年度から１９年度においては７名であり、派遣学生数の維持は達成できた。この３年間は毎年度２名以上の派遣をしており、協定留学が制度として定着した点は評価できる。

しかし、派遣者数を増加させるという目標は叶わなかった。留学に必要な外国語実用能力を有していることを協定留学への応募条件としており、英語圏への留学はＴＯＥＦＬ－ＰＢＴ550 点相当、中国語圏への留学はＨＳＫ(漢語水平考試)５級または中国語検定２級を基準としている。この基準は、留学先で正規学生と同じ授業を履修することを考えると決して高いものではない。しかし、協定留学を希望するものの、この基準を満たせないために応募に至らない学生が多い。参加学生が増えないため協定留学生枠の拡大に踏み出せず、枠が少ないため学生の挑戦意欲も高まらないという悪循環に陥っている傾向もある。例えば、米国・フロリダ大学とは平成１７年度を最後に学生交換を終了したが、その背景には本学の交換留学生特別プログラムが先方の履修システムに合わなくなったことの他に、本学からの派遣が継続的ではなかった点も挙げられる。

将来の改善・改革に向けた方策

短期留学は「留学入門プログラム」であり、協定留学または認定留学は、基本的に自分で準備し、

現地の言葉で授業に参加するという、「上級編」の留学プログラムであるといえる。現在、大学の制度としては「中級編」にあたる留学プログラムが存在しない。例えば、１学期間から１年間留学し、外国語能力の向上を目指すものがそれにあたるだろう。中国文学科でのセメスター留学はこの中級編が具現化した例であるといえる。中国文学科以外の学生が語学習得を目的とした１学期間以上の留学を目指す場合、現在のところ「休学」するしか方法がない。「中級編」プログラムの整備を行なうことが在学生の海外留学に対するニーズと合致すると考える。学内で、通年ではなくセメスター単位で開講される授業が増えていることもこの「中級編」プログラムにとって追い風である。中級編プログラムの場合、交換ではなく一方通行の派遣となることが予想され、経済的な支援を大学が対象者にどの程度行なうか、語学授業の単位をどの程度本学が認定するかが実現へ向けての課題となるが、次期３ヶ年中には募集、派遣を試行できるよう検討する。

現存の協定留学については、今後中国文学科のセメスター留学参加者から毎年複数名の協定留学参加希望者が出てくることが予想され、中国語圏への派遣者数増加を図ることができる。

なお、現在、本学が「一方通行」で交換留学生を受け入れている協定校がある。韓国・京畿大学校、台湾・世新大学などがその例であるが、留学を希望する本学学生の数が非常に少ないことが「一方通行」の理由である。しかし、受け入れに見合う恩恵を本学学生が受けられるしくみの整備を行なうことも改善課題のひとつである。先方の正規授業または語学授業に交換留学生として参加できる制度を、平成２０年度には少なくとも１協定校と試行する。

（３）国費・私費留学生に関すること

本学は、「留学生受入れ 10 万人計画」を視野に入れ、教育における国際交流を通じて、国際理解・国際協調の精神を醸成し、大学の研究・教育活動の活性化を図り、ひいては国際的に通用する人材を育成するという目的をもって、広く海外からの留学生を受け入れる方針を推し進めてきた。平成３年度から、外国人留学生試験制度により「私費外国人留学生」の受け入れを開始した。

なお、留学生の生活支援等については第１０章に記述がある。

現状の説明

１）学部留学生

平成１５年に我が国の留学生・就学生数は 10 万人を超え、10 万人計画の数値目標は達成された。本学の留学生数も平成１５年には 200 名を超えることとなった（１４年度 184 名、１５年度 201 名、１６年度 200 名）。ただし、この３年間は減少を続け、平成１７年度が 169 名、１８年度が 135 名、１９年度が 114 名となっている。

入学選考業務を入学課が、奨学金・生活指導等の支援業務を主に学生部、学生生活課が担当している。外国語文化学科、中国文学科及び神道文化学科を除く全ての学科で留学生を受け入れている。なお、平成２０年度からは神道文化学科も留学生受け入れを予定している。

例外を除き、本学に入学する留学生は既に日本で就学生として日本語学習経験を持つ者で、出身地域からの「直接応募者」ではない。したがって、日本国内で入学志願し、入学時には就学ビザから留学ビザへの切替を日本国内で行なう。留学生としての受験資格は、入学前年度の６月の日本留学試験またはそれ以前の留学試験で日本語 200 点を越えることが含まれている。これは平成１９年度の入学試験より適用されている。

教学面においては留学生の背景知識、日本語の運用能力の特殊性を考慮し「日本語Ⅰ～Ⅳ」等の留学生対象外国語科目、「日本事情Ⅰ～Ⅲ」等の留学生対象主題講座を教養総合科目として開設している。

また、日本人学生とは別に学部・学科単位で本学のカリキュラムおよび履修方法の周知徹底を図るため教務課で履修ガイダンスを実施している。

なお、平成１９年度においては国内採用の国費留学生が４年次に１名在学している。

２）大学院留学生

入学選考業務、奨学金選考業務、入国管理局提出用各種証明書類の発行を大学院事務課が、奨学金・生活指導等の支援業務を主に国際交流課が担当している。その他の各種学生支援業務については、一般日本人学部生と同じ窓口が担当する。全ての研究科で留学生を受け入れており、現在、文学研究科博士課程前期、文学研究科博士課程後期、法学研究科博士課程前期、経済学研究科博士課程前期に留学生が在学している。

入学選考は、一般志願者と同様に、秋季と春季に実施されている。いずれの課程、研究科においても、専門科目または口述試験またはその両方が日本語で行なわれる。また、授業、演習等も全て研究可能な日本語能力を有しているという前提で行なわれる。

現在、全ての留学生に授業料の３割減免が適用されている。また、文部科学省学習奨励費等の学外奨学金の他に、本学独自の奨学金制度（國學院大学大学院奨学金）への応募も可能である。

国費留学生は平成１７年度に４名が、１８年度に３名が、１９年度に２名が在籍している。

点検・評価、長所と問題点

１８歳人口の減少に伴い入学定員の充足が多くの課題となっている。その解決策として、より多くの留学生を確保するという選択肢もあるが、本学は安易な留学生増の方針は採用していない。平成１６年度に学部留学生が 200 名を越えた段階で、各担当部局が質の高いサービス維持の難しさを感じることもあった。そこで、この３年間はより多くの留学生を迎えるよりもより勉学意欲の高い留学生を確保する方針へと変わってきた。学部留学生においては、日本語の受験要件を厳しくし、成績不良者に対する 30%の授業料減免適用を廃止した点に現れている。

現在のところ、留学生数が減少したという事実と、勉学意欲に乏しい留学生が減少したという感覚しか得られていないが、量より質への転換は緒についたといえるだろう。

将来の改善・改革に向けた方策

今後も「たくさんの留学生を獲得する」よりも、本学での研究・学業に適した優良な留学生を獲得できるよう努力していくべきである。別頁で触れているように更なる学生支援の充実が求められる。また、留学生が出身国、または日本で活躍できる能力を身につけられるように改善することが、安定した留学生確保につながると考える。

（４）交換留学生に関すること

現状の説明

本学では日本文化・社会、日本語の学習・研究を志向する交換留学生を海外協定校から積極的に受け入れている。交換留学生は、出身協定校に籍をおきながら、本学に半年から１年間在籍する短期留学生である。本学で学位取得を目指すものではないが、本学で修得した単位は出身協定校において単位認定される場合がある。

滞在交換留学生はその研究レベル、日本語能力により大学院交換留学生、学部交換留学生、Ｋ－ＳＴＥＰ交換留学生の３つのグループに分けられる。大学院交換留学生は大学院の通常授業を履修する。現在、中国・南開大学、中国・復旦大学中文系より受け入れている。学部交換留学生は学部の通常授業を履修する。現在、韓国・京畿大学校、韓国・江原大学校より受け入れている。Ｋ－ＳＴＥＰ交換

留学生は交換留学生特別プログラム（Ｋ－ＳＴＥＰ、Kokugakuin Short-Term Exchange Program）に参加している。

Ｋ－ＳＴＥＰは平成６年に日本国際教育協会（当時）により創設された、「短期留学推進制度」をモデルに運営される「短期留学特別プログラム」である。「短期留学特別プログラム」とは、学部レベルの学生を対象として、「専ら外国語により授業を行なう」科目と「日本語」の授業により構成されるプログラムで、必ずしも日本語での授業参加が可能ではない留学生を対象とするものである。本学では、たまプラーザキャンパスで下記科目を開講している。(カッコ内は１週間あたりの授業コマ数)

必修科目:

- ◆ 日本語 (8) (必修)
- ◆ 日本の文化 Ⅰ、Ⅴ －日本の歴史と文化 Ⅰ、Ⅱ-(1) (必修) ※
- ◆ 日本の文化 Ⅱ、Ⅵ －日本の宗教と文化Ⅰ、Ⅱ-(1) (必修) ※
- ◆ 日本の文化 Ⅲ、Ⅶ －日本の文学 人と心Ⅰ、Ⅱ-(1) (必修) ※
- ◆ 日本の文化 Ⅳ、Ⅷ －日本の伝統文化Ⅰ、Ⅱ-(1) (必修)

選択科目（2 科目以上選択）

- ◆ 日本事情 Ⅰ、Ⅳ －日本の武道Ⅰ、Ⅱ-(1)
- ◆ 日本事情 Ⅱ、Ⅴ －日本の経済Ⅰ、Ⅱ-(1) ※
- ◆ 日本事情 Ⅲ、Ⅵ －日本の法律と政治Ⅰ、Ⅱ-(1) ※

上記科目のうち「※」のあるものは、教養総合科目（教養演習）との相互乗り入れ科目として位置づけされており、一般学部学生も履修が可能である。交換留学生との国際交流を促進する機会のひとつとなっていると同時に、学部学生が英語で日本文化・社会を学ぶ貴重な機会にもなっている。

交換留学生の本学での授業料は免除されている。また、交換留学生には下記奨学金の支給可能性がある。

- ◆ 滞在費: 月額 8 万円
- ◆ 来日時一時金： 15 万円（往復渡航費用および来日時の諸費用として）

奨学金は独立行政法人日本学生支援機構の短期留学推進制度奨学金または國學院大学交換留学生奨学金制度を利用することができる。平成１９年１０月時点で在籍する交換留学生 14 名のうち、日本学生支援機構奨学金の支給を受けている者が 2 名、本学奨学金の支給を受けているものが 6 名、奨学金支給が無い者が 6 名である。

交換留学生の受入枠は、各協定校からの派遣希望人数に基づき申請した独立行政法人日本学生支援機構の短期留学推進制度奨学金の本学への割当て数、および本学の交換留学生奨学金対象人数で決定する。また、奨学金無しでの交換留学生派遣を希望する場合もあり、協定校からの推薦および各審議承認機関の承認を持って、受け入れる。

在籍交換留学生数 (各年度 10 月 1 日時点)

	国、地域	協定校	17 年度	18 年度	19 年度
Ｋ－ＳＴＥＰ	マレーシア	プトラマレイシア大学	3	3	1
	台湾	世新大学	4	2	4
	カナダ	マニトバ大学	2	2	2
	スペイン	サラマンカ大学	1	1	1
K-STEP 計			10	8	8

学部交換留学生	韓国	京畿大学	1	2	2
	韓国	江原大学	1	1	1
		学部交換留学生計	2	3	3
大学院交換留学生	中国	南開大学	3	2	2
	中国	復旦大学	1	1	1
		大学院交換留学生計	4	3	3
		交換留学生計	16	14	14

交換留学生の生活指導・支援には主に国際交流課があたる。電子メール、小冊子等を利用し来日前から履修、生活等についてオリエンテーションを開始し、来日直後は外国人登録等も含めたオリエンテーションを実施、その後は対面指導にＷｅｂページ、電子メールも加え指導にあたる。

交換留学生の住居探しについても国際交流課で支援する。男性のうち学部交換留学生、Ｋ－ＳＴＥＰ交換留学生については、たまプラーザキャンパスのスポーツ寮（青葉寮）を利用している。その他の学生は学外の留学生寮、外国人向け住居、ホストファミリーなどを利用する。以前は、女子交換留学生はホストファミリーに滞在することを原則としたが、適切なホストファミリーを必要数確保することが困難であること、学生とホストファミリーの生活リズムの違いからトラブルが発生しやすいことなどを考慮し、現在では必ずしも全ての交換留学生にホストファミリーを選択させてはいない。

また、本学学生と交換留学生の交流の場として、下記の活動を行なった。

①交流会、課外授業への学生参加促進

年４回の交流イベント（歓迎会２回、送別会２回）には交換留学生、関係教職員、ホストファミリー等だけでなく、国際交流に興味を持つ一般学生の参加を積極的に促した。また、学部留学生も参加する「拡大国際交流イベント」の性格を持つ、国際交流スポーツ大会、国際交流バスハイクでは所管の学生部（学生生活課）に国際交流委員会（国際交流課）が協力する形で、実施が定着した。一般学生が各種イベントに毎回参加するようになった背景には「Ｋ－ＳＴＥＰアシスタント」の組織化がある。Ｋ－ＳＴＥＰアシスタントとは国際交流に興味を持つ一般学生で、国際交流課に登録してくれた学生である。平成１９年１０月現在 30 名ほどが登録しており、各種国際交流イベントへ参加する一般学生のコアメンバーとなっている。また、交換留学生には正規の授業以外に課外授業参加の機会がある。課外授業では、授業では取り扱われない各種文化･産業施設への見学・訪問を行なっているが、ここへも事情が許す限り、一般学生の参加を促している。

平成 17 年度、18 年度、19 年度　交換留学生課外授業一覧

年	月		一般学生の参加
平成 17	4 月	朝日新聞社＆築地市場見学	○
	6 月	岡本民家園見学	○
	6 月	明治神宮訪問　花菖蒲観賞	△
	6 月	新石川小学校訪問	×
	7 月	国立劇場　歌舞伎鑑賞教室	○
	10 月	江戸東京博物館	○
	11 月	お台場(フジテレビ＆東京都水の科学館)見学	○
	11 月	鎌倉一日旅行	○

年	月		一般学生の参加
平成 18	1 月	朝日新聞＆築地見学	○
	4 月	東京証券取引所＆国会議事堂見学	○
	5 月	北区防災センター体験	○
	6 月	明治神宮訪問　花菖蒲観賞	△
	6 月	新石川小学校訪問	×
	7 月	国立劇場　歌舞伎鑑賞教室	○
	10 月	警視庁＆最高裁判所見学	○
	12 月	鎌倉一日旅行	○
	12 月	浅草羽子板市見学	○
平成 19	1 月	大相撲見学	○
	5 月	北区防災センター体験	○
	6 月	明治神宮訪問　花菖蒲観賞	△
	6 月	新石川小学校訪問	×
	7 月	国立劇場　歌舞伎鑑賞教室	○

（△は一般学生のうち留学生のみが参加）

②国際交流の集いの実施

国際交流の集いとは、交換留学生、短期滞在研究者等を情報源に、学部レベルの学生を対象とした小規模の交流イベントである。授業期間中に月 1 回の開催を原則とし、内容は講演、料理実習、見学、討論会など多岐にわたった。

平成 17 年度、18 年度、19 年度　国際交流の集い一覧

年	月	企画	種別	参加者数
平成 17	6 月	中国食文化勉強会	講義・実習	20
	7 月	北米食文化	講義・実習	24
	10 月	和食超入門	実習	16
	11 月	世界のお茶を知ろう～中国茶を中心に～	講義・実習	9
	12 月	ドイツのクリスマス	講義・実習	14
平成 18	1 月	旅に出よう	討論会	14
	5 月	Manga で国際交流	討論会	12
	6 月	華道入門	実習	8
	7 月	同じ？違う？「武士」と「騎士」の文化比較	講義	45
	11 月	韓国のうわさ大検証	講義・討論	12
	12 月	世界各国のクリスマスを語る	討論・実習	20
平成 19	5 月	マレーシア料理を知って楽しもう	講義・実習	18
	6 月	台湾茶を味わって、楽しい時間を過ごす	講義・実習	9
	6 月	スペイン料理作って、楽しむ	講義・実習	18
	7 月	国際パネルディスカッション　私たちは英語を勉強し続けるべきなのか	討論会	13
	10 月	日本の家庭料理超入門	実習	20

③一般学生による交換留学生支援の促進

前述のＫ－ＳＴＥＰアシスタントを活用し「交換留学生のオリエンテーション補佐」「交換留学生の日本語学習支援」を行なってきた。前者は、キャンパスツアー、区役所での各種登録手続きに一般学生をアシスタントとして参加してもらうというもので、後者は日本語会話パートナーとして交換留学生と一般学生が定期的に会う機会を持ってもらうというものである。

点検・評価、長所と問題点

交換留学制度によって本学が受け入れた学生数は多くはないが、交換留学生自身の日本における勉学・生活への満足度は高い。協定校と良好な関係を維持・発展させていく上で重要な役割を果たしていると評価できる。

交換留学生施策について、この３年間の目標の一つが「交換留学生等を活用した国際交流機会増加」であった。

交換留学生受け入れの目的は、「交換留学生受け入れにより海外協定校との交流を維持し、発展させる」、「本学からの協定留学生（交換留学生）派遣先を確保する」ことと並んで「キャンパスの国際化に寄与する」ことにある。平成１０年に交換留学生制度が発足して以来、小規模ながらも交換留学生受け入れを継続してきた。しかし、その受け入れにより本学学生が大きな恩恵を受けていたかどうかについては疑問とする点もあった。確かに、個人的な友好関係を通じて文化・学習態度を学んだ学生は多かったが、特にＫ－ＳＴＥＰ交換留学生は彼らだけの特別授業に参加しているという事情もあり、興味を持ってくれる全ての本学学生に国際交流機会があるとは言えなかった。上述の活動は、これらの事情を勘案して、行なわれたものである。

交流会、課外授業に関して、一般学生が各種イベントに毎回参加するようになったことは、その中心となるＫ－ＳＴＥＰアシスタントの組織化と併せ、評価できるものといえる。今後は、Ｋ－ＳＴＥＰアシスタントの更なる活用について検討する必要があろう。

国際交流の集いについては、平成１９年度までの３年間、定期的な実施を維持したことで、「国際交流イベントが常に予定されている」状態を作り出すことに成功している。

一般学生による交換留学生支援では、特に、「交換留学生の日本語学習支援」において、将来の進路として日本語教師を目指す学生が増えていることもあり、より多くの一般学生が率先して関わってくれるようになってきている。

交換留学生施策については、「交換留学生受け入れによる交流を維持し、拡大させる」という目標も設定した。交換留学生の総数が平成１７年度は16名であったのに対して、１９年度には14名という結果であった。これには独立行政法人日本学生支援機構の短期留学推進制度による奨学金割当てが減少したこと、平成１６年度を最後に米国･フロリダ大学の留学生派遣が終了したことが影響している。

将来の改善・改革に向けた方策

交換留学生を活用した国際交流機会については、今後も維持、充実させていきたい。今後留意していくべきはマンネリ化を防ぐ点にあるだろう。この３年間は主に交換留学生及び一般学生に焦点をあててきたが、今後は招聘研究者や海外協定校からのゲスト訪問者等の更なる活用も行なう。

入学アドバイザー制度（詳細は「第３章 学生の受け入れ」を参照）で学生が公式に大学の運営に参加し成果を挙げているが、これらの例に倣ってＫ－ＳＴＥＰアシスタントが留学生支援に安定して関われるような仕組み作りが必要である。後述の交換留学生特別プログラム再検討の内容にあわせて、具体案を作成する。

交換留学生受入による交流の維持、拡大に向けては、交換留学生特別プログラム（Ｋ－ＳＴＥＰ）

の再検討が必要であろう。平成２１年度以降に既存学部課程の全学年渋谷キャンパス開講が予定されており、交換留学生についても渋谷キャンパスでの履修が適当であると考える。その移動を契機に、

a　現状プログラムの充実・英語授業の継続（日本語授業および英語での日本文化・事情授業）

b　プログラムの日本語化の実施（日本語授業および、交換留学生の一般授業参加支援）

についての検討が必要である。

本学からの交換留学生派遣を念頭においた場合、a の選択肢が有利であることに異論はない。ただし、日本文化・社会に関する質の高い授業を英語で提供し続けるのは容易ではないことと、日本語力をもった留学生がほとんどいないという問題がある。成功裏に現状の英語による日本文化・社会の科目を充実させることができたならば、高いレベルの英語力がある一般学部学生の受け皿のひとつとしても活用できるだろう。

財政、教員･職員の仕事量を考慮すると上記 b に転換するのが有利かと思われる。留学生も、言葉のサポートを受けながら初年度教育科目等に参加することである程度の成果を上げることができる。ただし、日本語でのプログラムに学生派遣可能な海外大学の数は限られており、本学学生が交換留学生として留学を希望する場合が多い英語圏になるとその傾向は更に強くなる。従って、本学における交換留学生プログラムの日本語化を行なったならば、本学からの派遣留学を対象にした何らかの財政支援等が新たに必要になると予想している。

交換留学生特別プログラム再検討については、国際交流委員会内に検討プロジェクトを平成１９年度に立上げ、２０年度中に具体的な方向性を準備し、２１年度受け入れの交換留学生には修正された施策を適用していく。

２ 学部

１．文学部

目標

１．教育課程等
・ 有機的連携を考慮したカリキュラム体系
・ 入学時の学力を考慮したカリキュラム体系
・ 導入教育科目の設定
２．教育方法等
・ 推薦系入学者への事前指導
－自分の学力への自覚、大学入学後の意欲の涵養
・ 導入教育の徹底
－担任制、少人数教育による学修
－大学４年間の目標設定への手助け
・ 新しい指導の手引き（教科書等）作成
・ ＦＤによる授業改善の促進

（１）文学部の教育課程と文学部の理念・目的、ならびに学校教育法第５２条、大学設置基準第１９条との関連

現状の説明

文学部の理念・目的に関しては、第２章で述べられているとおり「日本文化の究明と発信」という言葉に集約される。文学部の５学科はこの基本理念・目的を踏まえ、さらに各学科の専門性と現代社会の要求を考慮して学科の目的・目標を定めて教育課程の体系を作っている。教育課程の基本は、本章の１節で述べられている全学共通のものである。教養総合科目、専門科目、共通領域科目のうち、教養総合科目 36 単位、専門科目 64 単位、共通領域科目 24 単位、合計で 124 単位が卒業に必要な単位という体系である。これらのカリキュラム体系は、文学部の各学科の教育理念・目的そしてそれを実現するために、大学設置基準第１９条、学校教育法第５２条の趣旨を十分踏まえて考えられている。

日本文学科は、古代から現代にいたる日本の文学、言語、伝承などを通して、伝統文化や精神を体系的に学修し、社会や物事の本質をとらえ、創造的に思考し広く社会に資する人材の育成を目的としている。日本文学・日本語学・伝承文学の３つの専攻をおき、学科の目的・目標を踏まえながら、現代に生きる学生に必要な知識・技能の修得も図っている。昼夜開講制を採用し、多様な生活習慣を持つ学生、社会人学生の要望に応えられる仕組みとなっている。

中国文学科は、日本文化に大きな影響を与えてきた中国の文学を中心に、関連する諸領域の学修を通して、専門的教養に支えられた根源的視点と創造的思考力を養い、広く国際社会に貢献できる人材育成を学科の目的においている。平成１８年度入学生から新しいカリキュラムを実施し、文学研究・中国語教養・人文総合の３プログラムをおいている。また、中国語教養プログラム選択者と希望者は、２年生後期に中国南開大学へのセメスター留学を行なう。１９年度にはその第１期生が中国で学んでいる。

外国語文化学科は、高い外国語能力を修得し、外国文化を学際的・総合的に学ぶことにより、高度

なコミュニケーション能力と問題を論理的に分析・解決する能力を備えた、国際社会において主体的に活躍できる人材の育成を目的としている。平成１７年度よりカリキュラムを改め、現在、外国語コミュニケーション・外国文化研究の２つのコースをおいている。いずれのコースを選択しても、２ヶ国語（英語とドイツ語・フランス語・中国語のいずれか）の修得をめざしている。

史学科は、日本史・西洋史・東洋史・考古学・歴史地理の実証的学修・研究を通じて、客観的・批判的分析能力を養い、広く社会に貢献できる人材の育成を目的としている。日本史学・東洋史学・西洋史学・考古学・歴史地理学の５専攻をおきつつ、各自の専攻以外の科目も広く選択できる体系にしている。史学科も昼夜開講制で、多様な生活習慣を持つ学生、社会人学生の要望に応えられる仕組みとなっている。

哲学科は、哲学・倫理学および美学・芸術学についての多様な知識の習得を通して、理論的かつ実践的な思考能力を養い、社会に資する創造的人材の育成を目的としている。哲学・倫理学コース、美学・芸術学コースの２コースを設けている。

学部としての目的は、各学科の理念と目的に合致するような、有機的に連携したカリキュラム体系での教育である。現状は、１年次に概論系の科目をおいて学問の全体像を理解させ、２年次以降は、演習科目を中心に内容を深め、４年次の卒業論文へと導く教育課程体系を主体としている。

日本文学科では、平成１７年度から昼夜開講制に移行し、カリキュラムの現代化を目指した見直しを実施した。１年次に３つの専攻に合わせた「日本文学概説」、「日本語学概説」、「伝承文学概説」と日本文学の基礎知識として欠くことのできない「漢文学概説」の、４つの概説科目を必修科目として開講している。これにより学生は、日本文学と日本語についての幅広い視野を持って、２年次のコース選択をすることができる。２年次においても、自専攻の基礎科目（「講読」科目）だけでなく、他専攻の「講読」科目も２つは必修として履修し、幅広い視野を失わないよう配慮している。また、３年次の卒業論文準備に向けた科目も２年次から開講している。３年次以降は各専攻の幅広い領域から学び、専門の知識修得が可能になるカリキュラムとした。卒業論文を選択制にしたが、４年間の学修成果の集大成として、強く履修を促している。さらに、「文献情報処理」で、学術的なＰＣ処理技術を学ぶことや「日本語教授法」等で日本語教員となるための基礎知識も学修できる体制である。

中国文学科は平成１８年度にカリキュラム改訂を実施し、現在の学生のニーズに合わせた、３プログラム制を導入した。あわせて、専門科目のセメスター化も行なった。「中国文学入門」、「中国文学概説」、「中国語演習Ⅰ、Ⅱ」、「中国古典読法Ⅰ、Ⅱ」などを１、２年次に開講し、中国文学科の特色でもある日本文学の古典としての漢文教養と、現代の中国文学・文化を学ぶ基礎となる中国語学習の修得に一層力を入れている。この結果、セメスター留学する中国語教養プログラム選択学生と他プログラム選択からの希望者だけでなく、すべての学生が中国文学と中国語を習得するよう指導している。また、現代のＩＴ化を見すえ「漢字情報処理」という科目をもうけている。３年次以降は、各プログラムの専門科目を履修し、またより深く学ぶためにも、卒業論文を履修するよう指導している。

外国語文化学科も平成１７年度にカリキュラム改訂を行ない、前述の２つのコースを設定し、７時限制も導入した。外国語文化学科は設立時から英語と他の１外国語の２外国語の習得を目指しているので、英語とドイツ語、フランス語、中国語の演習科目を１年から４年まで開講している。これにより、どちらのコースを選択した学生も、２外国語を習得できるよう指導している。また「言語文化論」と「外国語文化基礎演習」を１年次に必修科目で開講し、言語習得を基礎とした異文化理解の基礎を学修する。３年次からは地域文化や文学の科目を幅広く履修させ、どちらのコースを選択しても、広い視野を持った国際人の育成を目指している。平成１６年度以前の入学生では、英語で卒業論文を書

く学生もでている。新しいカリキュラムでは卒業論文を選択制にしたが、その履修を強く促している。

史学科でも、平成１７年度から昼夜開講制に移行し、カリキュラムの見直しを実施した。日本の歴史に関する幅広い視野をもって各自の興味ある分野に進めるよう、１年次には「史学入門」、「史学基礎演習Ａ、Ｂ」、および日本史、東洋史、西洋史、考古学、歴史地理学の概論科目をおいている。２年次に専攻を決めるが、少なくとも一つは他専攻の概論科目を履修する。歴史学では資料（史料）の理解が不可欠で、「史料論」、「古文書学」等の科目を設定して、できるだけ生の資料を扱うようにしている。また、考古学、歴史地理学では現場で学ぶことも大切であり、「考古学調査法」などの科目で現場を体験する。「史学情報処理」では史学という学問での情報処理の基礎を学ぶこともできる。学修の集大成として卒業論文は必修であり、主体的により深く学ぶ場となっている。

哲学科は、広く学生の主体的選択を重視している。全員必修の科目は、１年次開講の「西洋哲学史ＩＡ、ＩＢ」、「基礎演習Ⅰ、Ⅱ」および４年次の卒業論文である。２つのコースに対応した基礎科目として、西洋、中国、インドの各哲学史と倫理学、日本、東洋、西洋の各美術史と芸術学の科目をおいている。しかし、学生はかなり柔軟に科目を選択可能である。２年次にコースを選択するが、３年次に変更も可能となる場合がある。また、「ギリシャ語」、「ラテン語」、「サンスクリット語」という科目も開講しているのが特徴である。

以上のように、いずれの学科も理念・目的にあった特色を持つカリキュラム体系であるが、学部全体としては、初年時の学力を考慮したカリキュラムの充実に力を入れている。さらに、共通領域に供出した科目を基に、各学科が副専攻（「副専攻」については、本章１－１.を参照）を設置し、他学部、他学科の学生にも、文学部の体系的カリキュラムの一端を提供している。

多様な学力水準をもつ学生に、大学４年間の学習へ向けての、学生自身の意欲を維持・向上させるには、初年時の動機付けが重要と判断している。そのため、全ての学部・学科で専門科目の１つを導入教育科目に指定し、少人数（30 人前後）での教育により、初年時に学生の学習への動機付けと大学で必要な基礎的スキルの定着を図っている。日本文学科では「日本文学概説」、中国文学科では「中国古典読法」、外国語文化学科では「外国語文化基礎演習」、史学科では「史学基礎演習」、哲学科では「基礎演習Ⅰ」を導入教育に資する科目として学生の指導に当たっている。日本文学科では「日本文学概説」担当教員が新しい教科書を作成、平成１９年度から使用している。高校時代の履修実態が多様になり、国語「古典」の基礎学力が不足する学生対象に平成１７年度以降、補習的な科目として日本文学科では「基礎日本古典語」を、中国文学科では「中国古典読法基礎」の科目を１年次に開講している。

これらの専門科目と共に、全学的な共通領域科目として他学部・他学科の専門科目も履修可能になっているので、教養総合科目とあわせ、各自の興味に合わせた科目履修が可能になっている。

点検・評価、長所と問題点

各学科は特色あるカリキュラムを展開し、学問分野に応じた幅広い教養と、専門性を併せもつ学生の育成という、各学科の理念・目的にそったカリキュラムを開講していると評価できる。一方で、幅広い履修が可能となり、履修に迷う学生も一部出てきている。卒業論文を選択制にした学科もあり、よりきめ細かい履修指導が必要である。

平成１９年度から実施した導入教育の成果は、まだ明らかではない。平成１９年度前期、１年生の修学相談対象者は前年より減少（82 名から 62 名へ）したが、これは外国語科目のセメスター化の影響が大きいのではないかと推測される。導入教育とあいまった修学相談の成果に関する詳細な分析は、次年度以降検証する必要がある。さらに、最終的に卒業延期率の減少にまで持っていける体制がつく

れるかが今後の課題になる。また、平成２１年度からの渋谷キャンパスへの学生再集中を、いかに学生指導に結びつけることができるかの施策を検討することが大切である。

平成１７年度、日本文学科と史学科は第二部廃止と昼夜開講制への移行を契機に、カリキュラムの見直しを行なった。開設科目のセメスター化を進め、中国文学科、外国語文化学科ではほとんどの科目がセメスター科目となった。これは、やり直しが早くできるという体制が整ってきたということであり、評価できる。また、共通領域にも多くの科目を供出し、積極的に新しい副専攻を生み出す努力をしている。これは、共通領域科目の有効利用というだけでなく、他学部・他学科科目との連携性、学士課程としてのカリキュラム体系構築の動きであり、一層推進することが大切である。学生は学科に所属する形で入学してくるが、不本意入学の学生も一定割合で存在する（入学者アンケートの分析による)。したがって、学生の幅広い興味を支援する科目群として「副専攻」は効果的である。各学科では、履修ガイダンスのなかで副専攻という一つの「知のまとまり」である科目群に注意を向けさせている。平成１７年度、１８年度、１９年度入学者の１年次の副専攻登録者数は、日本文学科 95→70→73、中国文学科 20→20→8、外国語文化学科 35→16→32、史学科 51→34→44、哲学科 13→7→12 と推移している。入学者の 20%程度であり、一層の働きかけが重要である。ＧＰＡは導入されたが、どのように利用するかという点も、まだ議論がしっかりなされていない。専門科目と教養総合科目の連携に関しては不十分な点が多い。教養総合の再構築が急がれているので、専門との連携をしっかり議論する必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

本章２－１－（６）項で後述するように、文学部では、推薦系入試で合格した入学者に対する入学前ガイダンスでの種々の取り組み（テスト、課題レポート等)、年２回の修学相談（ＧＰＡを利用)、オフィスアワーの設定、等の施策を実施してきた。今後は、その有効性の検証、問題点の抽出が必要である。日本文学科と史学科の昼夜開講制で入学した学生が、平成１９年度で４年生となり卒業する。外国語文化学科、哲学科も平成１９年度が新カリキュラムの４年目となり、中国文学科はセメスター留学が実施された。このような状況であり、まずは施策の検証と評価をする。

各種データ収集と分析を平成２０～２１年度に実施する。全学的に平成２０年に設立を目指す教育開発推進機構内には学修支援センターをおく構想もあるので、修学相談の常態化へ向けて取り組みを強化する。導入教育に使用する基本的ガイドブックは全学共通で利用するものが平成１９年度から使用されているが、文学部の各学科の特性を考慮した部分を併せもったガイドブックや手引きの作成が可能かも検討する。

平成１７年度からＧＰＡ制度を導入してきたので、学力調査との関連や、卒業延期者との関連、授業アンケートとの関連、なども平成２１年度までには検討する。補習的教科の成果も検証しつつ、その教科数（と開講数）増加も視野に入れる。同一名称科目を複数教員で実施しているものは、統一教科書使用の検討と、教員間の意志疎通を図る会合の制度化も検討する。

一方で、副専攻の有効利用や、より系統的な学修への指針を促すために、初年時や節目での履修ガイダンスが重要である。オリエンテーション期間に詰め込み的に行なってきた履修ガイダンスではなく、一人ひとりの要望をも考慮できる履修相談の仕組みを考える。平成２１年には教養総合の新しいカリキュラムが実施され、渋谷再集中も実施されるので、そのときまでには、新たな履修相談の体系化を実現する。

（２）文学部の教育課程編成における学生の主体的学修への配慮

現状の説明

各学科のカリキュラムは、導入科目と専門教育科目の基幹となる科目（演習）を除き、必修科目の割合を減らすことで学生の主体的選択に任せる方向になっているので、学生の興味に基づく系統的履修を促す方策は欠かせない状況である。文学部では、主体的学修の促進には履修指導が重要であると考えており、各学科とも４年間の履修に関するモデルを『文学部ガイドブック』で学生に提示している。履修指導は、入学直後のオリエンテーション期間中の学科ガイダンスから始まり、２年次の専攻やコース決定前にも行なっている。１年次に開講している、日本文学科の「概説」科目、外国語文化学科の「言語文化論」、「外国語文化基礎演習」、史学科、哲学科の「基礎演習」の授業の中でも、学生の相談に応じるなかで、個別に履修指導がなされている。中国文学科では、２年次のプログラム決定前に全員の個別面談を実施している。また、『文学部ガイドブック』や各学科ＨＰ上で、各教員のオフィスアワー時間を明示して、学生が個別に相談できる体制を取っている。ただ、文学部の学生は１、２年次にたまプラーザでの授業が主となるので、オフィスアワーに面談に訪れる学生は多くない。

学生自身による、学修への取り組みを促進するために、各学科とも、専任教員による学術研究会、学会活動、学外者による年数回の講演会、短期語学留学、交換留学制度へも積極的な参加を呼びかけている。各教員の研究状況や主催する研究会の情報も『文学部ガイドブック』や各学科ＨＰ上で公開されている。

卒業論文は４年間の学修の集大成であると同時に、学生自らが行なう主体的学修の集大成でもある。文学部では、史学科と哲学科が必修であり、日本文学科、中国文学科、外国語文化学科でも選択科目ではあるが強く履修を促している。

また、学修支援システム「Ｋ－ＳＭＡＰＹ」を利用した課外での学修支援も積極的に利用している。Ｋ－ＳＭＡＰＹでは、受講者全員へのお知らせや、特定個人への連絡・指導、レポート提出とコメントの返送、学生間での議論の場の提供、アンケートの実施、学生の出席状況の確認等々が可能である。教員はこれらの機能を使い、きめ細かな対応で、学生個人の主体的な学修の支援となる方策を取り入れるよう工夫している。

各学科の必修・選択必修科目、選択科目開設数は、大学基礎データ【表 3】（以下、大学基礎データの表を引用する際は、【表○】とする）に示したとおりである。日本文学科で必修科目の割合は 10.6%、中国文学科は 44.8%、外国語文化学科は 36.7%、史学科は 33.4%、哲学科は 12.8%であり、その比率は学科で異なっている。それは教育理念と学問の内容と学生の選択の自由との兼ね合いを考えた結果である。しかし専任教員が担当する必修科目の比率は、日本文学科で 67.9%、中国文学科で 83.3%、外国語文化学科で 63.6%、史学科で 71.9%、哲学科で 77.8%と高い。特に１年次に開講する「概説」、「基礎演習」系統の科目は、導入科目としても重要であり、ほとんど専任教員が担当している。また、必修科目でなくとも、各学科の専攻、コース、プログラムの基幹科目は専任教員が担当するようにしている。一方で、専任だけでは担当できない、学問の広がりを学生に伝えることも重要であり、そのために、約 50～70%の科目では兼任教員の力を借りる形でカリキュラムが成立している。専任教員だけで、学問領域全てを網羅することは不可能でもあり、各学科の理念と目的を理解して貰う場として、最低年一回の懇談の会を各学科ごとに開催している。

点検・評価、長所と問題点

履修指導を適切に行なうことが、学生の主体的学修を促す第一の方策である。この点は各学科とも力を入れていることは評価できる。しかし、成果としては目に見えにくい点がある。卒業論文の履修

指導は、選択科目としている学科でも多くの学生が履修している事実から、評価できる。Ｋ－ＳＭＡＰＹは双方向交流が可能なシステムであり、これを積極利用する教員が増加している状況は評価できる。必修科目と選択科目開設数の割合は、各学科の理念・目的にそって平成１７年度、１８年度のカリキュラム改訂時に検討し決定しているので問題はない。専任教員と兼任教員の比率も学科ごとに異なっているが、基幹的な科目は専任教員が担当しており、また各時点で見直しをしているので、問題はないと考えている。

学生の主体的学修を促す各種施策は、大学としては当然の施策であり、今後とも積極的に続けることが重要であると考えている。但し、講演会や短期留学、交換留学の制度などの参加者はどうしても限られた人数となる。学生アンケートの利用などで、改善点を探し出していくことが必要である。

学生の主体的学修態度を育み､学修を促す場はやはり教室での取り組み､教員の働きかけであろう。そのような観点からみると、修学相談の体制、オフィスアワーの体制にはまだ改善する余地があると考える。学生の知的好奇心に対応したカリキュラムの組み方、副専攻の利用の仕方等、入学者の多様性がますます大きくなっていく時代なので、学生一人ひとりにできる学修指導の体制を考える事が重要である。例えば、効果的な対応をしている教員の具体例を共有する仕組みづくりや、学生の現状把握が望まれる。

将来の改善・改革に向けた方策

点検・評価の項でも述べたが、現在実施されている方策を着実に継続し続けることが第一である。ただし、見直しの視点が必要で、講演会、留学などは、参加学生のアンケート等で見直し点を把握し、積極的に満足度向上と参加者増を目指す。Ｋ－ＳＭＡＰＹのアンケート機能を有効利用すれば、労力の軽減と、時間的な効率の両立を可能にできる。

平成２１年度後半には､一部を除き､学生の勉学の場が渋谷キャンパスに集中することになるので、新しく建設される学術メディアセンター（ＡＭＣ）棟を、学生の主体的学修の重要拠点として利用する方策の検討を開始する。

学生に基本的な技能を身につけてもらうためには､導入教育科目のなかでの取り組みが適切である。この点に関して、基本的な内容の授業ができるよう、統一内容の教材等の作成を考えていく。この際には、経済学部で既に実施している取り組みが参考になる。履修相談については、職員との連携も重要で、その仕組みづくりも平成２１年までには行ないたい。

（３）単位認定と単位互換等

現状の説明

各学科とも講義科目、演習科目が主体で、一部史学科の「考古学調査法」や「歴史地理調査法」などの実習科目を含む形でカリキュラム構成がなされている。講義科目、演習科目、実習科目ともに単位の計算法は、大学設置基準および國學院大學学則３６条の規程にしたがっている。卒業論文を課している学科は、演習との組み合わせをもって 8 単位を認定している。したがって、多くの科目はセメスター科目で 2 単位、通年科目で 4 単位となっている。

他大学との単位互換は､「首都圏西部大学単位互換協定」､「横浜市内大学間学術・教育交流協議会単位互換協定」への全学的な参加という形ではあるが､「首都圏西部大学単位互換協定」の科目はすべて教養総合科目として認定し､「横浜市内大学間学術・教育交流協議会単位互換協定」の科目は､各学部・学科の審議を経て一部専門科目として上限 12 単位まで卒業単位として認定する制度がある。

国外の大学との単位互換では、協定大学との単位互換制度がある。協定大学以外の高等教育機関へ

正規留学した場合には､所定の手続きをとることにより､認定留学として単位の認定を行なっている。さらに、協定大学のうちイギリス、アメリカ、カナダ、中国の大学には、夏期、春期に１ヶ月程の短期語学留学を実施している。これらの大学で修得した単位は個々に審査し、教養総合科目・専門教育科目として最大 30 単位まで認定している。正規の協定大学への留学は少なく、年間で 2～3 名利用するにとどまっている。中国文学科のセメスター留学は正規の教育課程の一部であるので、留学で修得した単位は正課科目の一部として扱っている。

入学前の学修による単位認定については、新入生の場合でも、３年次への学士・編入学生の場合にも行なっている。附属・系列高校出身の新入生の場合には、高大連携で実施した授業の単位を入学後申請することで教養総合科目 2 単位と認定している。また、以前に高等機関に在学していた新入生の場合も、申請することで、教養総合科目や専門科目に認定する制度がある。学士・編入学の学生には、教養総合科目として最大 60 単位を認め、専門科目については、学士入学の場合は原則的に認定を行なっていない。編入学生については、以前の大学・短期大学のシラバス等で科目の内容を確認し、１・２年次開講の専門科目として認める制度がある。

点検・評価、長所と問題点

授業科目に対する単位数計算方法は、法律および学則に則って行なっており、問題はない。ただ、学生に課外で主体的に学修させる工夫等に改善の余地がある。

単位互換制度は、様々な大学の特色ある講義を履修でき、本学に足りない部分を学生が体験できるという長所がある。また、他大学の学生との交流なども可能になり、様々な刺激が学修意欲の向上を促すという点も長所になる。文学部では原則専門科目での単位互換を認めていないが、これは文学部の理念を考えての事であるので、問題はない。

国外の協定大学との交流は、本学の建学の精神に基づく「日本文化の発信」に役立つことで、積極的に展開していることは評価できる。ただし、実際の協定留学を利用する学生数がとても十分とは言えない。短期の語学留学には年間 100 名程度の学生が参加していることに比べ、年間 2～3 名程度という正規留学生数では少ないといえる。せめて２桁を越える学生の留学を目指したい。また、協定は相互の交流を目指しているので、現状では相手校からの受入数も多くはない。

入学前に修得した単位の認定に関しては、一般編入学制度を実施した後整備されて、学生の不利益にならないよう十分配慮なされている。入学前に修得した単位を一括認定する考えもあるが、大学教育の責任を考えて、現在では個別に判断することになっている。また、技能資格（英検など）については、現状では単位認定を行なっていないが、今後は議論していこうという流れになっている。

将来の改善・改革に向けた方策

国内の単位互換制度に関しては、学部の理念も考えながら、今後は専門科目についての単位互換の制度による単位認定についての可能性も考えていく。講義という形だけでなく、他大学の学部・学科・研究室との交流や、卒業論文学生を受け入れるなどの、より積極的な単位互換の可能性も検討していく。

文学部としては平成２０年度にイタリアの大学との新たな協定が発行する。諸外国との協定校については今後も積極的に提携を模索することになる。いっぽう、学生の協定留学者（相互に）を増やす施策として、ＴＯＥＩＣなどの検定試験受験への積極的勧誘や、留学時費用の援助（協定留学では学費は免除される）策も検討する。

入学前学修に対する単位認定では、今後も学生の不利益にならないように、という視点をもって議論をしていく。

（４）社会人・外国人留学生に対する教育課程編成上及び教育指導上の配慮

現状の説明

日本文学科と史学科では平成１７年度から昼夜開講制に移行した。第二部文学科、史学科時代の伝統を引き継ぎ、夜間主コースでは積極的に社会人を受け入れており、さらに、昼間主コースでも社会人の受け入れを実施してきている。社会人入学者の数は減少傾向ではあるが、仕事を持つ社会人に勉学の場を提供できる夜間主コースの存在意義は大きい。なお平成１９年度現在では、【表 16】で示したように、社会人入試制度での入学者は 58 名（昼間主コース 13 名）が在籍している。教員からは、社会人の存在が一般学生に刺激を与え、講義の活性化に大きな貢献をしているとの声が多い。

本学の留学生はアジア（中国からが大多数、他に韓国、台湾）からの場合が大多数である。文学部では日本文学科に 12 名と史学科に 3 名の計 15 名【表 16】が在籍している。

社会人や留学生も、基本的には他の学生と同じカリキュラムを履修する。特段に、社会人に対する配慮は無い。留学生に関しては、一部の科目、履修形態で配慮をしている。これは全学部共通の事であるが、「日本事情Ⅰ」という講義では、日本の歴史・文化について文学部の教員が講義している。

点検・評価、長所と問題点

社会人に対して､夜間主コースだけでなく昼間主コースも積極的に受け入れを推進していることは、生涯学習の観点からも、大学の社会的責任という意味でも評価できる。

カリキュラム自身においては、社会人に関して今以上の配慮は必要なく、問題はない。留学生に関しても、履修上の配慮は問題ない。

将来の改善・改革に向けた方策

留学生資格審査の厳格化で、留学生の数は減少傾向にある。カリキュラム上の配慮に関しては、内容の検討を怠らないことで十分と考える。むしろ、普段の生活・精神面の支援体制の構築を考える時期である。平成２１年度からの大学全体の学生支援体制の見直しが議論されているので、それに合わせて、留学生への配慮も検討する。

（５）教育効果を測定するための方法

現状の説明

客観的に検証できるような教育効果の測定方法を見いだすことは難しいことではあるが、講義等の教育効果は、一般的に、試験（期末および授業時の小試験)、レポート（期末および授業時提出)、平常点としての出席状況・講義内での発表・発言（討論）状況、などの成績評価で測定している。実情としては、各担当教員の責任に任せられている。ただし、成績評価の恣意性をなるべく排除するために、シラバスにおいて授業評価の方法とその基準を明記することとしている。また講義の初期に、成績評価の方法を確認している。シラバスは平成１２年度よりＷｅｂ上で公開されている。成績評価に対する学生からのクレームも､多くの場合はシラバスに明記していることで､解決をしている｡また、３年次以降の文学部の専門科目では、少人数の演習系科目が多くなり、個々の教員が平常の学生の状況を確認しながら、教育効果を測っていくことが可能である。

平成１７年度からＧＰＡ制度を導入した。ＧＰＡは学生自身で自己の学修成果を省みるのに有効であるが､各科目間での成績評価の公平性に関しては議論がある｡現状での成績評価は絶対評価であり、ＧＰＡの持つ意味合い、有効性、今後の方向も検討課題である。また、ＧＰＡは、修学相談対象者選考にも使用しており、ＧＰＡ1.0 未満の学生が主に対象となっている。

前期末と後期末の授業アンケートの実施により、一定程度学生の授業に対する満足度や、受講行動

の様相が明らかになっている。出席状況と成績には相関があり、また少人数講義の方が学生の満足度も高く、成績も良い傾向が認められる。ただし、講義に出席していない学生の実情は授業アンケートからは判らない。平成１８年度に初めて報告された授業アンケートの分析結果からは、何が授業満足度を高めるのかの、外的な要因が明らかになってきている。

学生の進路・就職状況に関しては、景気の影響も大きく、教育効果との関連を単純に認めることは難しい。文学部の学生は教員志望者が多いという特徴があるが、実際に国公私立の教育機関で専任教員として職を得る者の数は、十分とは言えない。200 名を越える教員採用試験受験者の、せめて 10%は合格できるような対策が必要と考える。

点検・評価、長所と問題点

講義・実習に対する教育効果の測定は、通常の意味での成績評価に関しては妥当である。シラバス上で成績評価の方法と基準を明記する方式は教員と学生双方に大変有効で、学生に対する説明責任を果たしていると評価できる。

ただし、実際の評価では、極端な成績評価は公平性の観点から問題になる場合もある。ＧＰＡを導入して、学修支援対象者の選考には有効であった。客観的な基準で対象者を明確化できる点は評価できる。

卒業生の進路として、教員希望者への支援は一層必要である。また、社会が文学部の学生のどんな点を評価しているかを知ることは、今後の教育体制を考える上で大切であろう。

将来の改善・改革に向けた方策

通常の成績評価に関しては、シラバスの一層の充実などで、学生に対する説明責任を果たし、今後とも成績評価の透明性を高める努力を続ける。

学生の学修支援は重要で、ＧＰＡと学生４年間の成績関連、修学相談の効果、授業満足度などのデータ収集を続ける。

新入生には入学時にアンケートを取っている。アンケートの実施・評価には難しい面もあるが、在学生には適宜、卒業時、卒業後、企業等、にアンケートを実施する体制を作る。これは、今後２～３年のうちに実施していく。現在はＫ－ＳＭＡＰＹという優れた学修支援システムもあり、在学生に対するアンケートも、個別の科目ごとにでも実施ができる。アンケートの書式を整えて、順次試行を始める時期である。授業アンケートは学生の授業満足度を測定する有効な手段であり、それを活用する体制、教員に対する支援体制、の充実を目指す。それは、平成２１年度から全学的に設立が検討されている、「教育開発研究機構」の大きな仕事となる。

（６）学生に対する履修指導

現状の説明

推薦系の入試で合格した学生と、一般入試で合格した学生とでは最初の履修指導の段階が異なっている。推薦系の学生には、「入学前事前ガイダンス」を実施している。ここでは、『文学部ガイドブック』などを利用した、大学および文学部全体についての理解を深める講演を行ない、次に学科別にガイダンスを実施する形式をとる。『文学部ガイドブック』には、文学部および各学科の理念・目的を明らかにし、履修モデルを載せている。教員の専攻分野・担当科目・連絡先なども明記し、新入生が出会う文学部に関する有効なガイドブックとなっている。

事前ガイダンスでは、日本文学科、外国語文化学科および中国文学科が国語（古典）ないしは英語の知識を問う試験を行なう。この結果を自覚させて入学までの学習の手引きを行ない、また、成績不

良の学生には、入学後の履修において、補習的な意味合いをもつ基礎科目の履修を強力に指導する。哲学科も事前レポートを課して、その講評を実施する。史学科は、卒論発表を見学させて、大学で学ぶ意味を考えさせる。

入学式後のオリエンテーション期間には、各学科の教員や事務職員による履修ガイダンスと、学科別ガイダンス中に履修ガイダンスを実施している。ここでは、履修モデルを提示して、各年次の履修単位制限、３年次進級のための条件等を確認している。文学部の各学科では、導入教育科目が平成１９年度からとりいれられており、ここでも大学の学修に関する指導を行なえるようになった。

また全学的に、年次別の履修上限単位を設定している。平成１７年度からは１年次 46 単位、２・３年次 48 単位、４年次 58 単位である。

各学科とも、２年次に専攻、コースやプログラムを決定することになるので、事前の履修指導を入念に実施している。中国文学科では、平成１８年度入学生からセメスター留学制度が始まったこともあり、専任教員による全員面接も実施し、適正な履修ができるよう配慮している。３年次には、卒論選択者には第一次題目提出という関門があり、指導に当たる教員は個別に学生指導に当たっている。３年次以降は、専門科目、演習等、専攻・コース別の履修が主となり、教員は講義を通じてもきめ細かな指導を心がけている。卒論や卒業演習は、学生が大学４年間の学修成果をまとめる場でもあり、教員にとっては最後の指導の場面である。本学卒業生として相応しい段階に達するための指導がなされ、合宿や個別の指導に努力が傾けられている。それでも、卒業延期者の割合は 20%前後になっているのが現実である（【表 6】）。

また４年間を通しての退学者数も、入学者の 10～15%になる（【表 17】）。実際の退学者は、学年でいうと進級制限に引っかかる２年生と４年生で増加する傾向であり、この時点での適切な履修相談・進路指導（進路変更も含めて）が重要であることを示唆している。

さらに、全教員がオフィスアワーを設け、まだ専攻が決まっていない１、２年生が相談に訪れられる環境を作っている。ただ、現実には履修指導が必要な学生ほど、利用していない傾向がある。さらに、学期末にＧＰＡ1.0 未満の学生や、単位修得数の少ない学生に対し、修学相談を実施している。その割合は、学生数の 10～15%に達する。ここでも、本当に指導が必要と思われる学生は相談に現れない可能性が高い。また近年では、精神的な病による成績不振者が確実に増加しており、数自体はまだ少数だが、修学相談にあたる教員が対応に苦慮する場面が増えている。

点検・評価、長所と問題点

履修相談の正否が、その後の学生生活、学修生活、大学４年間の達成感・満足度に大きな影響を与えるとの認識を、一人ひとりの教員が持つようになってきているのは重要な進展である。今後とも、一層きめ細かい履修指導ができる体制を確立していく努力が求められる。推薦系入学者への「入学前事前ガイダンス」は成果を挙げていると考えられる。また、平成１８年度からは、新入生全員に国語と英語の学力調査が行なわれており、入学後の推移を卒業まで追跡調査ができるであろう。これまでの調査では、少なくとも入試制度別の卒業生比率などに顕著な差は見られていないが、これが入学時の学力との相関で議論できるようになることは、一歩前進である。このうち、英語については、教養総合科目の外国語科目で習熟度クラス編成の基礎データとなっている。日本文学科・史学科では、国語の成績と専門科目の基礎学力との関連について検証を加え、基礎専門科目の履修指導に役立てていこうとしている。

文学部ガイドブックは履修指導にも、学生の学びへのガイドにも有効と評価できる。毎年内容を見直している点も評価できる。

平成１９年度から、導入教育としてしっかりと位置づけられた科目が設定されたことは、大きな意味を持つ。初年度から、大学生活への適応、大学での学修方法の修得、に向けてのきめ細かい指導が可能になってきたからである。

現状の履修上限設定は妥当と考える。４年生で多いのは、卒業に対する配慮と認められる。

また、卒業延期者がときに 20%に達する現実（【表 6】）の解決はすぐには難しい。平成１９年度から開始した導入教育の改善と、より一層のきめ細かい履修指導の徹底が必要であろう。

精神的に問題を抱える学生への対応が難しい。学生相談室もあるが、履修・修学相談に訪問してくる学生に、一般の教員がどう対応してよいか、迷う場面が増えてきているのは見過ごせない現実である。

将来の改善・改革に向けた方策

これまでの問題に、即効的かつ抜本的に答える解決策はない。したがって、地道な方策をまず採っていく。推薦系入学者への「入学前事前ガイダンス」は今後も、内容の検討を怠らずに、継続していく。また、全学的に平成１９年度の推薦入学者事前ガイダンスでは、国語と英語の「入学者向けワークブック」制作が完了している。これは、高校時代の基礎事項を自習できるよう工夫したワークブックで、推薦系入学者に入学までの予習を義務づけることになろう。今後は、一般入試での入学者を含めた、より一層の有効利用の方策を検討していく。

オリエンテーション期間の履修ガイダンス、学部・学科ガイダンスでは、初年時の履修についてのより焦点を絞った指導を考える。それには、わかりやすい手引きの制作も必要と考えられる。可能ならば、平成２０年度のオリエンテーションから新しい方式で試みる。

多様な学生に対する、よりきめ細かな履修指導を考えると、真の担任制、学生一人ひとりに明確な専任教員の担任を指定し、中国文学科のように、年複数回の全員面接というシステム導入も検討する必要がある。全学的には、「教育開発推進機構」の設置が検討されており、修学相談のより一層の強化を目指し、ＦＤとも連動して、履修・学修支援体制の再構築を目指す。

精神的に問題を抱える学生の指導に関しては、少なくとも専門家による講演会など、教員に対する一定の知識習得の場を設けることを進める。

（７）授業形態と授業方法

現状の説明

本章２－２－（３）項で述べたように、授業形態は、講義と演習・実習である。講義であるか、演習・実習であるかは、科目の学修目的および特性に大きく依存している。文学部においては、各学科が適切に判断して、授業形態を決定している。

導入科目や演習科目は、当然ながら少人数（30 人未満）で実施できることが望ましい。多くの専門科目・演習科目では実現できているが、コンピュータを使用する講義や外国語文化学科の演習科目の一部では、この基準は満たされていないことがある。導入教育科目では、クラス別編成をとり、専任教員全員で協力して指導する体制になっている。内容についても、教員間の合意のもとに、一貫した教育内容となる配慮ができている。また、フィールドでの研究・調査が必要となる、史学科の考古学、歴史地理学、などの科目では、現地調査も実施している。

現在では、１年次から専門科目が設置されており、各学科で専門基礎科目、補習的科目、概論的科目などが工夫して配置されている。また、セメスター化が進んでおり、前期科目、後期科目の設置上の工夫、再履修者への配慮も実施している。

日本文学科と史学科の夜間主コースの存在は、社会人のみならず、様々な環境に置かれた学生に、一つの選択肢をあたえるものとして重要である。

シラバスの閲覧、休講案内、講義のお知らせ、レポート提出、レジュメの公開等は、Ｋ－ＳＭＡＰＹシステムで可能となっていて、多くの教員が積極的に利用している。「お知らせ」では、受講者に一斉に連絡（メール）する機能があり、掲示による連絡で発生した学生の不注意（見落とし）も減っている。さらに、多くの教室でマルチメディアを使えるＡＶ機器、ＰＣが利用可能になっており、講義内容をすべてＰＣで制作し、Ｋ－ＳＭＡＰＹ上で閲覧可能にしている教員もいるなど教室のＩＴ化も進行している。学生による発表も、ＰＣを利用する機会が増加している。

点検・評価、長所と問題点

授業形態は、長い歴史を持つものであり、講義、演習・実習という形態自体に問題はない。どの科目を講義、演習などに振り分けるかも、問題はないと考える。ただ、学生の授業満足度や教育効果との関連で、少人数で実施したいのに結果的に予想より多人数になってしまうケースでは、問題になることもある。教室数、教員配置の関連でやむをえないことも多いが、カリキュラム編成時に注意すれば防げる例もあるので、各学科や教養総合科目との間で連携をしっかりとることが重要であろう。

マルチメディアやＰＣを用いた講義は、そのときは判りやすい（と学生に好評である）面が多いが、自分で読み解くような作業も重要であるので、講義のなかでの課題設定の工夫もいっそう必要である。

将来の改善・改革に向けた方策

現状の授業形態は今後も維持していく。今後の課題としては、e-learning といった、自習教材の開発が可能かどうかであろう。また、歴史資料もデジタル化が進み、世界中の資料をＰＣで閲覧することも、検索することも可能になってきている。このような資料をどう利用していくか、またその利用法をどう伝えていくか、等の検討が必要となろう。これらは、時限を設定するものではないであろうが、新しいＡＭＣ棟が竣功する平成２０年度には、検討課題となる。

受講学生数を授業形態に応じた適正な人数に収めることに関しては、大きな課題であるが、即効薬はないので、学生の動向を把握しながら、カリキュラム編成などで工夫を続けていくことになる。

（８）文学部におけるファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）への取り組み

現状の説明

ＦＤの目的は、授業改善による学生の授業満足度の向上、学生一人ひとりに対応した指導の確立、教員の教育・研究の質の向上が挙げられる。これらの中で、授業改善による学生の授業満足度の向上がまず取り組む課題である。

組織としては、全学にＦＤ委員会があり、文学部からも委員が参加している。学期末に年２回実施する授業アンケートも、ＦＤ委員会が担当している。平成１９年度の文学部では、日本文学科が専任教員の実施率 80%台であったが、他の学科は 90～100%であり、年々意識の高まりが認められる。兼任講師では総計で 77%程度である。ＦＤ委員会は、平成１８年度に初めて、授業アンケートの分析結果をまとめた。資料は平成１７年度に実施した授業アンケートである。少人数講義の有効性（高い授業満足度）、実技・実習系の高評価、教員の意欲だけでは満足度が高くはならない、などが明確になった。文学部の専門科目は比較的小規模の講義が多く、その意味では授業満足度の向上には都合がよい。ただし、個々の科目の評価を各教員がどのように利用しているかの調査は行なわれていない。評価を行なった学生への説明を実施している教員もいるが、基本的に各教員の自主性に任されている。

シラバスの制作は、ＦＤ活動の第一歩であり、全学的に取り組んできた。かつての講義概要ではな

く、授業の目的、講義の進め方、評価方法・基準、事前準備、課題図書等を明確に記述する事にしている。Ｗｅｂでの記入、閲覧が可能になり、学生もＫ－ＳＭＡＰＹで確認できる。一般公開もされている。

平成１７年度にカリキュラム改訂、平成１８年度からは入学時学力診断の実施、平成１９年度から導入教育科目の実施と改革を行なっている。日本文学科では、平成１８年度に、導入教育科目でもある「日本文学概説」の新しい教科書を、担当する教員達が作成した。外国語文化学科と外国語研究室の英語担当教員が、初年度の英語教育に使う『ＦＥハンドブック』の改訂を平成１７年度に行なっている。これらの作成過程で、教員達は教科の内容についての共通理解を深めている。外国語研究室では、入学時に実施している英語の学力診断用試験問題も作成しているので、そこでも初年時教育に必要な語学への共通意識を生み出している。中国文学科では、セメスター留学を実施するために、各科目での連携がいっそう取られるようになった。

点検・評価、長所と問題点

授業アンケートの実施率をみても、個々の教員のＦＤに対する意識は向上している。シラバスでの記述内容も、成績評価項目、講義の目的・達成目標などの記述がなされ、内容の濃いものとなってきている。導入教育科目の設定により、教科書や参考資料作成など、教員間での教科内容・教授法にたいする共通意識確立の動きが出てきている。これらは、ＦＤ活動の大きな一歩であり評価できる。

ただし、学部・学科全体としての、取り組むべき目標設定、行動施策の設定、などは行なわれていないので、学部全体のＦＤを推進する方向で進めていくことが重要である。また、授業アンケートの結果を学生に周知する方法も、検討する必要があろう。

将来の改善・改革に向けた方策

まずは、学部・学科内にＦＤ委員会に相当する組織を作ることが第一歩で、学部全体のＦＤを推進していく。全学のＦＤ委員会でも議論しているが、平成１９年度版の授業アンケート分析結果では、授業満足度がどのような項目と強い相関を持っているかが明らかにされるはずである。それに応じるような授業改善を、教員個人が工夫するよう要請することになる。

現在の授業アンケートは学期末に実施しているので、その講義の受講者にはアンケート結果を還元できない。Ｋ－ＳＭＡＰＹの有効利用も含め、学期途中で一度実施して、教員が講義途中で軌道修正も可能なシステムにすることも検討したい。平成２０年度に設立を検討している「教育研究開発機構」発足にあわせ、実施に向けた努力を行なう。

いずれの項目も、ここ１～２年で結論を出す。

２．法学部

目標

１．教育課程等
・ 学生のニーズに応じた５コース制の充実
・ 初年次教育による学生の主体的学修の促進
・ 最新分野の科目ならびに将来の職業を意識させる科目の新設・増設
２．教育方法等
・ 初年次教育である「基礎演習Ⅰ」における授業方法等の改善
・ 大人数科目の抑制
・ 専門教育におけるＦＤの充実

（１）法学部の教育課程と法学部の理念・目的、ならびに学校教育法第５２条、大学設置基準第１９条との関連

現状の説明

法学部では、自律的個人の確立による国家・社会に寄与・貢献すべき人材を法律学・政治学において養成するという理念のもと、教育課程を教養総合科目と専門教育科目から構成している。基礎的で幅広い教養を身につけ人格を陶冶するために教養総合科目を、法律学と政治学に関する専門的な学識を深めることにより、利害関係の複雑化と価値観の多様化の著しい現代社会において、自律的かつ主体的に生き、国家や社会に貢献するだけの力をもてるように専門教育科目を、配置している。卒業要件単位は、124 単位で、教養総合科目を 36 単位以上、専門教育科目を 64 単位以上修得することが条件となっている。

法学部では、法律職・法律総合・ビジネス法（平成１８年度より「企業法」から改称）・国際関係・政治総合の５コース制を採っており、学生は自らの関心に応じて、１つのコースを選択し、重点的に学習する専門領域を決めることになっている。また、専門教育科目を教育内容ごと１２のカテゴリーに区分し、どのコースを選択すれば、どの専門分野を重点的に勉強することになるのかが分かるような工夫も行なっている。各コースを選択する学生の比率は、ここ数年、卒業をひかえた４年生段階ではおよそ、法律職 10%・法律総合 65%・ビジネス法 5%・国際関係 5%・政治総合 15%となっている。

点検・評価、長所と問題点

法学部では、平成１３年度の昼夜開講制の導入とともに従来のコース制を再編し、新たに法律職コースを設け、コース制の充実を図ってきた。法律職コースは、公務員試験や資格試験で比重の高い六法系科目を重点的に学習するためのコースであり、特に民法では財産法総てを１・２年次に履修して、３・４年次には争点演習的な「応用民法」を学習できるようにカリキュラムを構成している。それゆえ、学生の人気は高く、入学時に同コースを選択する学生は全体の 30%余りいる。しかしながら、応用民法を履修するには、その前提として民法Ⅰ～Ⅳすべてを修得していなくてはならないこともあって、２・３年次になって他のコースに変更する者が多数出るために、最終的には全体の 10%余りの学生しか残っていないのが実情である。六法系の基幹科目の授業環境を改善すべく、１クラスあたりの受講者数を抑えるため、１・２年次開講の憲法Ⅰ・Ⅱ、行政法Ⅰ、民法Ⅰ～Ⅳ、刑法総論・各論の総てで、開講クラス数を２から３に増やすなど対応をしてきたが、最終的に法律職コースを選択する学生の割合増にはいたっていない。また、平成１８年度から、科目や開講年次などを見直し、コース名

も学生にその趣旨を伝わりやすいものに改称した「ビジネス法コース」は、当該コースを選択する学生の割合がかつてのように入学者の 5%を割り込むということはなくなり、増加したが、それでもまだ 10%を超えるまでにはならず、更なる改善の余地があると考える。

また、平成１７年度から、「基礎演習Ⅰ」を１年次前期に重点配置し、クラス数を従来の８クラス程度から１５クラスに増やす一方、規模は１クラス 25 名から 20 名に減らし、密度の濃い授業が行なえるよう配慮した。また、内容的にも、１年生が入学後すぐに、初めて学ぶ法律学・政治学の勉強に馴染んでいけるように、法律学・政治学を題材としながらも文献検索やレポート・答案の書き方なども授業内容として取り入れる工夫を行なった。そのため、「基礎演習Ⅰ」の１年生の受講者数は、平成１６年度以前に比べ、約 1.5 倍にまで増やすことができた。しかし、「基礎演習Ⅰ」は、上級学年での演習科目におけるプレゼミ的な性格ももつため、法律学・政治学での導入教育的な内容に留まらず、上級学年での学習も踏まえたやや高度な内容も授業しなくてはならず、その結果、担当する教員からは、導入教育的要素も入れるのであれば授業期間としては半期では短いこと、また高度な内容になると脱落する学生が出て来ることなどが問題点として指摘されている。

さらに、将来の進路を意識させる科目として、パラリーガル、ＮＰＯ、銀行法務といった分野での専門の実務家に授業をしてもらう科目を、特殊講義の形で開講するようにしている。

将来の改善・改革に向けた方策

コース制に関しては、これまで、コースの再編・新設や、各コースごとの科目・開講学年の見直しなどを行なってきたが、現行カリキュラムでの工夫は限界に達しつつある。また、授業環境を改善するために開講クラス数を増やす努力をしてきたがそれにも人的資源の面と教室などの物理的な面での限界があると同時に、授業を受ける学生の側でも、法律学・政治学の学習に前向きで志向性の高い学生とそうではない学生が混在するクラスでは、授業を内容面でも運営面でも効果的に行なえないことが担当教員などから指摘されている。

そこで、こうした状況を根本的に改善すべく、平成２０年度から三専攻制とすることとした。法律専門職専攻と政治専攻においては、法律学･政治学に対する志向性が入学段階から高い学生に対して、入学直後から、少人数で密度の濃い授業を行ない、日ごろより修学支援のできる態勢を取り、学力を着実につけさせて、学生が自分の志望を実現できるようなカリキュラムとした。また、現在の法学部生の多くを占める、入学段階では志望ははっきりしておらず、大学生活を送る中で法律学・政治学を少しずつ学びながら、将来の進路を固めていこうとする学生を対象として、法律専攻を設けることとした。法律専攻においては、将来の進路を考えていくうえで役立つような知識や情報等を提供する科目も設置するなど工夫を行なうこととしている。

また､上記のような三専攻制の設置に伴い､各専攻での導入教育科目のあり方も見直すこととした。まず、法律専門職専攻と政治専攻では、法律学・政治学に対する志向性の高い学生を対象とするものであることから、入学直後の段階から高度な内容の専門科目の学修が円滑に行なえるような基本的な学習スキルと能力を身につけるための専門科目学修に比重を置いた「基礎演習」を設置し、１年次での履修を義務づけることとした。他方、法律専攻においては、入学段階では明確な志望をもたない学生を対象とするものであることから、大学での授業についていけるだけの初歩的な学習スキルを身につけるとともに、将来の進路を考えるためのきっかけを与えるためのきわめて一般的な導入教育科目（「キャリア・プランニング」）を設置し、１年次での履修を義務づけるとともに、別途、その後、さらにそのスキル等を発展させて高度な内容の専門科目の学修を進められるための「基礎演習」を選択科目として設置することで、一般的な導入教育科目と、専門科目学修のための導入教育科目との棲み

分けをはかることとした。

（２）法学部の教育課程編成における学生の主体的学修への配慮

現状の説明

法学部では、全開講授業科目 184 の内、専任担当が 122 科目で、兼任担当が 62 科目であり、専任担当分が全体の 66.3%である（大学基礎データ【表 3】。（以下、大学基礎データの表を引用する際は、【表○】とする））。法律学・政治学の基幹科目と少人数の演習系科目については、専任が担当するようにしており、特殊な専門分野や先端分野については兼任に担当してもらうようにしている。

そして、法学部では、専門教育科目においてすべて選択科目であり、必修科目は存在しない。しかしながら､既に述べた５コース制において各コースごと履修しなければならないように工夫しており、例えば、法律職コースを選択した学生は、「民法Ⅰ～Ⅳ」の総てと、「応用民法Ⅰ～Ⅳ」の内１つは履修しなくてはならないという形にしている。このような形を取るのは、法学部の中には法律学志望と政治学志望の学生が混在しており、また法律学志望の学生でも学びたい科目・分野の比重に違いがあることを考慮してのことである。

５コース制は、法学部の専門教育科目において、学生による主体的選択により自ら学修する専門分野の重点を設定できるための仕組みである。それぞれのコースでは、卒業するまでに履修しなければならない単位数が分野ごと決められており、あるコースを選択したならばそのコースで求められている分野で必要なだけ科目を取らなくてはならないようにしてある。また、コース制はあくまで学生の主体的選択で決まるものであるため､一旦コースを選択したものの学修の過程で関心が変化した場合、２・３年次についてはコースを変更できるようにしている。

また、少人数の演習系科目として、１年次に「基礎演習Ⅰ」、２年次に「基礎演習Ⅱ」、３・４年次に「演習」を設けている。これら科目では、学生が自らの関心にあったテーマ・題材を採り上げるクラスを選択できるようになっており、学生が自ら、情報検索、資料収集・分析、報告・討論等を行なうことができるための能力と技術を習得・向上させられる場としている。そして、これら演習系科目で法律学・政治学の専門分野の勉強を深めたい学生のために、勉強の成果を論文という形でまとめることを目標とする「論文作成演習」を３・４年次において開講している。

点検・評価、長所と問題点

全開講授業科目のうち、およそ全体の３分の２を専任が担当しており、比率としてほぼ適切であると考える。上述したように、専任が担当している基幹科目のみの開講では授業科目のヴァリエーションが狭く、かといって、専任が、専門でない特殊分野や先端分野については責任を持って授業を担当することが難しく、そこはやはり当該分野の専門家に委ねるのが適切であろう。

また、法学部全体としての必修科目はないものの、コースごとに必修科目や選択必修科目に相当する科目を設けているので、量的配分においてもとくに問題はないと考えている。平成１６年度以降、留年者数と卒業延期者数が減少し、卒業率がいくらか改善しており、これは、現在のコース制が、相応の機能を果たしており、学生による主体的選択に適ったものであることをうかがわせる一例であろう。しかし、５コース制になってから、４年次での法律総合コースの選択率が、65%弱から、65%を超え、70%に近づく傾向にあることからすると、学生の主体的選択に任せた結果として、学生がやや易きに流れ､法律系のコースでは､特定の分野で比較的多数の単位数を取らなくてはならない法律職・ビジネス法・国際関係といったコースよりも、六法系科目を広く浅く修得すればよい、卒業するうえで困難が比較的少ない法律総合コースを選択する傾向があるように思われる。学生の主体的選択を尊

重することも重要であるが、一方、自ら選択した以上はその選択の責任を負わねばならないことを学ばせるような仕組みも必要と思われる。

「基礎演習Ⅰ」については、前述したように、クラス増と更なる少人数化、１年次前期への重点配置、導入教育的要素の取入れといった改善により、履修者も増え、そうした試みの目指していたことは大半実現できたと考える。しかし一方で、学生の学力差および学習意欲・志向性の差があるにもかかわらず、そうした差のある学生が混在した中で授業を行なわなくてはならず、それが授業運営はもちろん、各学生に応じた効果的な学修の妨げとなりつつある。学力・意欲・志向性の高い学生は早い段階からより深く学修できるように、さして高くない学生には少しずつゆっくりと学力と意欲を向上させ、将来に対する志向性をもたせられるようにしていくことが望ましいと思われる。

将来の改善・改革に向けた方策

上記のような問題点を踏まえ、法学部は、平成２０年度から三専攻制を導入するに伴い、学生の主体的学修を促す仕組みも改革する。

将来、法曹や国家公務員Ⅰ種などの専門職に就くことを志望している志向性の高い学生を対象とする法律専門職専攻、ならびに、将来、政治の分野での活躍を志望する学生を対象とする政治専攻では、入学直後の早い段階から法律学の学習を支援するため「基礎演習」などの少人数教育により密度の濃くきめの細かい教育を行なうことで、学生の主体性をさらに伸ばすような、カリキュラム上・学修上の支援を行なう。法律学や政治学に対し漠然とした興味はあるものの、まだ将来の志望がはっきりとはしない学生を対象とする法律専攻では、大学での勉強を将来活用できるように、また、将来の志望を固めていけるように、少人数クラスの導入教育科目として「キャリア・プランニング」を１年次前期に設置し、その一方で、さらに法律学・政治学の学習を深めていきたいと考える学生のための「基礎演習」なども開講することで、主体的学修を促すようにする。

このように、三専攻制の導入により、学生の学力・意欲・志向性に対応して、全学生が履修すべき導入教育科目を１年次に設置することで、上級学年での学生自身の主体的学修につながるような配慮を行なう。

（３）単位認定と単位互換等

現状の説明

法学部の専門教育科目には、講義系科目と演習系科目の２種類がある。講義系科目はその分野の性格や内容に応じて、通年４単位のものと半期２単位のものに分かれる。ただし、六法系科目や政治学の理論系科目は、半期だけの履修が望ましいとはいえないことから、全体の90%が通年４単位となっており、半期２単位の科目は特別法領域の科目や特殊講義などで全体の10%を占めるに留まっている。ただし、同一分野の複数科目を並行して履修させることが望ましくない１年次開講の「民法Ⅰ」と「民法Ⅱ」などは、週２回の授業を行ない、半期集中開講の形態を取っている。演習系科目は、１・２年次開講の「基礎演習」が半期２単位科目であり、３・４年次開講の「演習」と「論文作成演習」は、一年を通じての指導が望ましいことから、通年４単位としている。

法学部も「首都圏西部大学単位互換協定」と「横浜市内大学間学術・教育交流協議会単位互換協定」に参加している。単位互換は、前者では教養総合科目が、後者では法学部の専門科目が対象となっている。後者の協定に基づき専門教育科目として単位認定する他大学の科目については、毎年度当初、同協定を結んだ大学のシラバスを参照して内容を確認したうえで精選し、とくに、法学部で開講されていないような内容・分野の科目については、学生に受講する機会を与えるため、単位互換協定に基

づき単位認定できる科目とするようにしている。ただし、法学部の専門科目が渋谷で開講されることから、同協定を利用した単位認定を受けるには横浜市に所在する他大学にまで出かけて行かなくてはならないという地理的な問題があり、同協定の利用率は低調である。その他、協定を結んでいる海外の大学および認定を受けた大学で修得した単位は、30 単位を上限として、卒業要件単位に算入できることになっている。

また、法学検定試験の合格者には、平成１６年度より法律学特殊講義としての単位認定も行なっている（２級合格者４単位、３・４級合格者２単位)。

点検・評価、長所と問題点

単位計算に関しては、大学設置基準に則って行なっており、また学年配当・単位配分も、授業科目の性格や内容を考慮のうえ、適切に行なっている。しかしながら、法学部の９月卒業者が、毎年 10 名余りで、学生数の近い文学部や経済学部に比べ、その半数に留まっていることからすると、専門教育科目において半期２単位科目が多くないことが、９月卒業を希望する者にとって障碍となっていると思われる。

法学検定試験合格で単位認定を受ける学生数は、毎年度延べ 60～80 名程度の学生がいる。法学部の専門科目の授業等を通じて、このような単位認定制度があることにつき、告知を徹底したことから、学生の認知度も高まり、法学検定試験を受験するインセンティブにもなってきたと思われる。

将来の改善・改革に向けた方策

平成２０年度から三専攻制を導入するにあたり、セメスター制を大幅に取入れることとした。法律専門職専攻と法律専攻では、従来、３・４年次開講で、通年４単位としてきた法律系科目について、極力分割して２つの半期２単位科目とし、政治専攻では、演習系科目を除いて全面的に半期２単位化することとした。ただし、科目の内容から言って、前期と後期つづけて履修することが望ましい科目についてはその旨シラバス等で明示し、連続での履修を学生に推奨することとした。

法学検定試験合格での単位認定制度については、平成２０年度に三専攻制に移行した後も、法律専攻ならびに法律専門職専攻において、周知徹底させることにより、同制度の利用者を着実に増やしていくことを考えている。

（４）社会人・外国人留学生に対する教育課程編成上及び教育指導上の配慮

現状の説明

社会人については、かつての第一部・第二部制の時代に第二部において 50 人という枠で募集し、定員も充足していたが、とりわけ 1990 年代後半ごろから志願者が急激に減少し、昼夜開講制となってもこの傾向が変わらなかったため、社会人特別入試を廃止し、現在は「公募制自己推薦入試（ＡＯ型)」の中で社会人志願者に対する一定の配慮をしている。しかしながら、志願者もほとんどなく、現状で同入試で入学し社会人として在籍している者は０名である。留学生も昼間主枠として５名設けているが、志願者が枠を下回ることもあり、現在の在学生数は 12 名である（【表 16】)。このように、社会人・外国人留学生に対しては、その在籍者数は全体の 0.5%に満たない現状であるので、教育課程編成上も教育指導上も特段の配慮はしておらず、一般の学生と同様の扱いとしている。

点検・評価、長所と問題点

社会人・外国人留学生については、教育課程編成・教育指導上、一般学生と特に区別はしていないが、修学相談でもまた教務上のクレーム等でも、社会人・外国人留学生から特段の配慮を求められたことは特にない。それゆえ、一般学生と区別せずとも充分な対応ができていると考える。

将来の改善・改革に向けた方策

平成２０年度の三専攻制の導入においても、現在のところ、特に社会人・外国人留学生に対し特別の配慮はせず、教育課程編成上及び教育指導上、一般学生に対するのと同様の配慮をすることにしている。

（５）教育効果を測定するための方法

現状の説明

教育上の効果を見るうえで、年２回、前期末と後期末に授業アンケートを実施している。また授業アンケートを一つの教育効果測定方法として機能させるために、平成１８年度からは同アンケートの分析を行ない、分析結果についてはこれを報告書にして、学内で公開した。また、「基礎演習」については、毎年、授業が終了し成績評価が終わってから、担当者と法学部教務委員による合同会議を開き、授業内容や学生の受講状況や成績評価の状況等を報告してもらって、「基礎演習」をどのような科目としていくべきかの議論を行ない、「基礎演習」という科目のあり方についての共通認識を担当教員に持たせるとともに、次年度の授業内容・運営の改善につながるようにしている。また、民法系科目は、１・２年次に「民法Ⅰ～Ⅳ」、３・４年次に「応用民法Ⅰ～Ⅳ」を開講しており（いずれも財産法分野）、授業内容や教授方法等について共通理解をもつ必要性が高いので、民法教員と法学部教務委員による合同の会議を前期と後期に開き、学生の受講状況等についての情報交換を行なったり、また授業内容をどのようにするかについても議論を行なっている。さらに、法学部では、平成１６年度から、専任教員による法学部におけるＦＤ活動に関する共同研究チームを立ち上げ、法学部専門教育科目での授業内容や授業手法等についての検討・議論を行なっている。

このように専門教育に関する教育効果を向上させることに努めているが、就職率自体はここ数年改善してきているものの、法学部の卒業生の 60～70%程度は一般企業に就職しており、法律学・政治学を活かせる職業の一つである公務員になる者は全体の 5%程度、また、さらに大学院に進学して法律学・政治学に関する学識を深めようとする者は全体の 2%に留まっている（【表 8】）。

点検・評価、長所と問題点

授業アンケートの実施率は過去３年で大きく伸び、現在はほとんどの教員が授業アンケートを実施しており、またアンケートも当該授業でのデータ分析結果とともに教員に渡され、教員は学生からの自由記入欄を見ており、授業改善につながる機会を提供している。また、平成１８年度から行なった法学部における授業アンケート全体の分析結果からは、20～30 名程度の受講者数の授業では内容が難しくても学生が授業に満足していることが分かり、とくに導入教育的な位置づけを与えた「基礎演習Ⅰ」で学生の授業満足度が非常に高く、「基礎演習Ⅰ」での改革が成功したことを伺わせる。ただし、同分析では、また 100 名を超える授業では、受講者数が増えるにつれ授業満足度が下がっていく傾向が見られ、そのように受講者数の多い授業が大半を占めている法学部の現状には問題があることも明らかとなった。

一方、担当教員と法学部教務委員による合同会議や、ＦＤ活動に関する共同研究は、授業方法などこれまでかなり教員任せであった部分についての反省をもたらす効果があったと思われる。特に「基礎演習」については、会議を毎年度重ねるにつれ、当初バラバラであった授業手法や成績評価などの面でかなり共通点が見られるようになってきている。

こうした工夫は専門教育科目における授業方法等の改善につながり、相応の教育効果を上げているとは思われるものの、法律学・政治学を活かした職業に就く学生の割合いは増えてはおらず、そうし

た効果が学生の将来の進路選択にまでは影響を与えてはいないと思われる。

将来の改善・改革に向けた方策

平成２０年度から導入する三専攻制は、上述のような問題を解決する一つの方途と考える。「基礎演習」は平成１７年度の改革によりかなりの成果を上げてきたが、学力・意欲に格差のある学生の混在が授業運営・教育効果上の妨げとなっていることが分かっている。また、一般の講義系科目を少人数で行なうことは、現状では人的資源と教室等の物理面で不可能であり、学力・意欲のある学生も大人数講義の形でしか授業を受けられず、教員もできればそうした学生の力を伸ばしたいと思いつつも、講義系科目ではそれを果たせないでいた。その結果として、入学時に、法律学・政治学を活かした職業に就きたい学生の志望を実現することが充分にはできてこなかったと考える。

そこで、入学時においてすでに学力・意欲・志向性が比較的高い学生に対しては早い段階から演習系科目でも講義系科目でも少人数で密度の高い教育を行なうことで、入学時にもっていた志望を実現できるようにすることが可能となる。また、これまでの法学部で大半を占めていたような意欲・志向性の希薄な学生に対しても、１年次に、これまでの「基礎演習」とは異なる形で少人数の導入教育を行ない、大学において勉学を、とくに法律学・政治学を学ぶ意義を知ってもらえるような授業を行なっていく。

また、「キャリア・プランニング」や「基礎演習」といった導入教育科目に関しては、各専攻の各科目につき担当者による会議を行ない、授業目標等について共通認識をもった上で授業内容や教材に関する一定のガイドラインを作成し、また学期中にも担当者間で授業状況などについての情報交換を行ない、学期終了時には反省会等の実施により授業内容等についての見直しを行ない、次年度の授業改善につなげる方策をとることにしている。また、授業アンケートについては今後も実施するとともに、専攻ごとの授業アンケート分析を実施し、三専攻制の導入の目的が達成されているかを検証していきたいと考えている。

（６）学生に対する履修指導

現状の説明

履修科目の登録数については上限を設けており、１年次 46 単位、２年次 48 単位、３年次 48 単位、４年次 58 単位である。

成績評価方法については、総ての科目に関しシラバス上で明示することとなっており、シラバスで明示した基準に則って、各教員が成績評価を行なっている。同一科目で複数のクラス開講している授業については、成績評価基準が極端に異ならないように、上述したような担当教員と法学部教務委員による合同会議において、教員間で共通理解を形成するように努めている。また、学修支援システム「Ｋ－ＳＭＡＰＹ」を通じて、各教員が、授業に関するインフォメーション、教材提供、学生との意見交換等を行なっている。

成績不振者（全体の約 15%の学生）に対しては、年 2 回、前期の成績が出て後期が始まる直前と後期の成績が出て新学期が始まる直前に、法学部教務委員である教員を中心に修学相談を実施している。また、各年度末には、３年次に進級できなかった留年者と、卒業延期となった４年次生に対しても修学相談を実施している。

また、履修上の指針を学生に対し与えるため、まず入学者に対しては入学直後の段階で、法学部教務委員会を中心として「新入生オリエンテーション」を行ない、履修登録上限など履修にあたっての注意事項について説明するとともに、専門科目学習の取組み方などについて教示している。このオリ

エンテーションは、かつては新入生に対する法学部教員紹介として位置付けられていた。また、そこでは、学生の履修に資するために、『法学・政治学ハンドブック』を用いて、５コース制を説明するとともに、専門科目履修に役立つような学習の仕方・姿勢について指針を与えることが行なわれていた。それでもなお教務事項などについての理解が十分でないために履修に支障を来たす学生も見受けられたことから、平成１９年度には、そのような事態を防ぐために、履修要綱の内容にも言及し、注意を促す工夫をした。その工夫の一つが、『法学部攻略マニュアル』の作成である。従来の『法学・政治学ハンドブック』は、法律学・政治学の専門分野の紹介に重点が置かれていたが、『法学部攻略マニュアル』では、法学部の専門科目をどのように履修し学習すればよいかということに力点を置き、図版なども多用し、読みやすくした。

加えて、法学部では、普段より学生からの質問等に対応するために各教員がオフィスアワーを設けており、年度当初に各教員が当該年度につきオフィスアワーを設定し、法学資料室でその案内をしている。この他、各教員に対してではなく、法学部のカリキュラムなど教務上の問題に関する学生からの問合せには、法学資料室を受付窓口として、法学部教務委員会が対応している。また、法学部資料室では平日の午後５時半から８時まで、大学院生のチューターがより身近な存在として、学生への対応を行なっている。このように、法学部では、法学資料室を窓口として、法学部における専門教育・修学支援を、法学部教務委員会を中心にして行なっている。

点検・評価、長所と問題点

履修科目の登録上限については、現状で適切と思われる。４年次の上限はやや高めではあるが、３年次まであまり成績の振るわない学生でも４年次での努力次第で、卒業する可能性を与え、学修へのインセンティブを失わせないための配慮としてよいと考える。

成績評価基準・方法については、シラバスに明記した基準・方法で各教員が実施している。また、シラバスに明記されるよりもより詳しいことについては、各教員が初回の授業時に解説するなど学生に対する配慮を行なっている。ただし、こうしたことは、専任教員に対しては日ごろから、また教授会などの会議の場を通じて働きかけることで共通理解を生むことが可能であるが、多人数に及ぶ非常勤の教員にまでは充分に行き届いた対応ができないのが現状である。

Ｋ－ＳＭＡＰＹは、平成１８年度には受講者に対するアンケートを実施できるなどの機能も加わり、次第に充実するようになっており、授業運営・履修支援上非常に有益なツールであり、法学部の教員は皆が活発に利用している。

成績不振者に対する修学相談は、平成１７年度前期までは学期中に申込み方式で行なわれていたが、申込みをする学生の数が少なく、また申込みをしたものの来談しない学生も多かったため、同年度後期からは、実施時期を当該学期の成績が知らされ次学期が始まる直前に変更し、面談にあたり申込みをしなくてもよくなったため、来談者数がかなり増えた。特に前期末の修学相談では、１年生は、面談対象となる成績不振者の 50%余りが来談している。また、来談した者の成績は、面談を受けなかった者の成績よりも改善していることが、全学の教務組織である教務部委員会でも報告されており、その効果は実証されている。しかし、こうした修学相談も学期末に、あくまで出された成績を基に当該学期を振り返って行なわれるものであり、学期中の受講状況などについて把握する機会もシステムも今のところ存在しない。

新入生に対する履修指導は、主として「新入生オリエンテーション」で行なっているが、平成１９年度からは、『法学部攻略マニュアル』を用いて、よりきめ細かな指導を行なうようにしており、そのような指導の工夫は十分評価に値すると考える。

将来の改善・改革に向けた方策

成績評価基準・方法等については、シラバスへの明記を要請しており、会議等の場で、シラバスで明示した基準・方法で行なうよう働きかけているため、充分に厳格に行なわれるようになっており、今後ともこのような努力を続けていきたいと考える。

成績不振者に対する修学相談は、相応の効果が上がっていることから、現在のような形を継続していきたいと考える。また、平成２０年度より三専攻制となるに伴い、少人数教育が可能となる法律専門職専攻と政治専攻では、修学相談に加えて、日常的な学修指導に力を入れることにしている。特に法律専門職専攻では学修についていけるかどうかが志望の実現を左右するため、日常的な指導を行なうことで、早い段階で脱落してしまうような事態を回避することができると考えている。

新入生オリエンテーションも各専攻それぞれのカリキュラムにあわせた形で実施することにしており、またそれに伴い、学生の履修に資するようなハンドブックの作成を検討している。

（７）授業形態と授業方法

現状の説明

上述したように、法学部の科目は講義系科目と演習系科目に分かれる。講義系科目では100名を超える大人数授業となるものが大半を占め、充分に行き届いた教育ができないため、それを補完する目的で、少人数の演習系科目を、学生が４年間を通じて履修できるように配置している。

専門教育科目については、時間割において、１年生はまったく重ならないように、２年生でも法律系同士また政治系同士で重ならないように配置しているため、１つの科目を大半の学生が履修する結果、かつては500名を超える授業がいくつも出来した。そこで現在では、１・２年次科目については、その主要科目については開講クラス数を増やすとともに、事前登録制を採用して、受講者数のクラス間での偏りを解消するようにしている。

授業運営では、上述したＫ－ＳＭＡＰＹを活用しており、同システムを通じて、授業に関するインフォメーション、教材提供等を行ない、また学生からのレポート提出の受付や添削後のレポートの返却なども同システムを通じて円滑かつ効率的に行なっている。また、渋谷キャンパスの再開発に伴い、教室でのマルチメディア機器の利用が便利になりつつあり、授業でMS-Powerpointなどを使う教員も増えてきている。

点検・評価、長所と問題点

法学部法律学科は一学科で定員500名と大所帯である一方、教員数は30名ほどであり、総ての講義系科目で、（平成１８年度に行なった授業アンケート分析結果から判明した）適切な受講者数である100名以下のクラスを設けることは、人的資源から言って、きわめて困難である。

演習系科目では、「基礎演習」のクラス数を平成１７年度から８クラス程度から１５クラスまで増やし、教育効果を上げてきたが、「基礎演習」は必ず専任教員が担当することにしているため、その分教員の負担増が生じている。また、少人数で密度の濃い授業は学生にとっても魅力のある授業ではあるものの、「基礎演習」を取る総ての学生が、レベルの高い授業を求めているわけではないため、できる学生を伸ばすことと、そうでない学生のやる気を持続させ脱落させないことを両立させるのはかなりの困難に直面している。

将来の改善・改革に向けた方策

平成２０年度から導入する三専攻制により、上記のような問題は幾分か解消されるものと考えている。少人数教育の可能な法律専門職専攻と政治専攻では、意欲と志向性の高い学生に対し密度の効果

的な教育が行なえ、法律専攻でも、従来よりは１クラスの受講者数が減少し、授業環境は改善される。また、昼夜開講制を廃止することにより、総ての科目で昼夜２クラス開講する必要がなくなり、これまで２クラス開講しても受講者合計が 100 名程度であるような科目については１クラス開講とするなどの工夫をすることで、受講者数の多い科目についてはクラス数を増やすなど柔軟かつ効率的な開講形態を採ることができると考えている。

（８）法学部におけるファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）への取り組み

現状の説明

すでに本章２－２.－（５）項で述べたように、大半の科目で授業アンケートが実施され、アンケートも当該授業でのデータ分析結果とともに教員に渡され、授業改善のための機会が与えられている。授業アンケートデータの分析も行ない、法学部教務委員会では授業形態・方法のあり方の反省・検討も重ねている。また、「基礎演習」と民法系科目では、担当教員と法学部教務委員との合同会議が行なわれている。「基礎演習」については学期が終了して成績評価が終わった段階で会合をもち、授業内容・方法の改善のための努力を行なっている。民法系科目での会合は年２回程度開催し、前年度の見直しや今年度の状況報告、また次年度の指定教科書の選定や授業内容検討を行なっている。法学部においてＦＤ活動に取り組む組織としては、法学部教務委員会と、平成１６年度より立ち上げたＦＤ活動に関する共同研究チームがある。法学部教務委員会は毎年年間 15～20 回程度開催しており、その中でカリキュラムの見直しやＦＤに関する議論を行ない、ＦＤ活動に関する共同研究チームも必要に応じて会合をもち、授業改善のための方策を検討している。

こうした取組みの成果の一つとして、各教員が担当する授業について、シラバスで、その内容・成績評価方法・授業スケジュール等を、かつてに比べ、より詳しく具体的に記すようになってきていることが挙げられる。さらに、上述のような各種の会合を重ねる中で、今後の法学部教育のあり方についての議論が深まり、その結果として、平成２０年度から導入する三専攻制の基本アイデアが生まれた。

点検・評価、長所と問題点

法学部における上述のようなＦＤ活動は、「基礎演習」等では授業方法などで担当教員の共通認識を作り出すことができた点などを考えると、これまで相応の成果を収めることができたといえよう。しかしながら、授業形態・方法等についても、各専門分野の性格に左右される面もあることや、また、とりわけ受講者数や開講学年などの違いによってかなり異なったものにならざるを得ないことが、これまで議論を重ねてきた中で分かってもいる。

将来の改善・改革に向けた方策

平成２０年度から三専攻制を導入するが、これに対応して法学部におけるＦＤ活動のあり方も変えていくことになる。法律専門職専攻と政治専攻は、それぞれ講義系科目でも少人数教育が可能となることから、各専攻ごとに担当教員と法学部教務委員の合同会議を開いて、各専攻の内容に応じたＦＤ活動を進めていくことができる。また、少人数になる分、学生からの意見聴取も行ないやすくなり、その意味では、これまでの授業アンケートよりも授業改善につなげやすくなるであろう。法律専攻もこれまでの法律学科全体より学生数が減ることから、授業環境が変わることが予想され、それに応じたＦＤ活動を実施していくことになる。

３．経済学部

目標

１．教育課程等
① 適切な導入教育を踏まえ、学部教育の土台をなす、専門的な基礎力および「日本経済」にかんする基礎的知見を涵養する
② 学部・学科における専門教育の充実と向上を図る
③ 志向性を生かした職業選択に役立つ科目の充実を図る
２．教育方法等
① 組織的な履修指導や、オフィスアワー制度の活性化を図り、履修指導体制の確立と充実を目ざす
② フィードバック型の授業への取り組みや、厳正で公平な成績評価等、教育方法における改善の取り組みを行なう

（１）経済学部の教育課程と経済学部の理念・目的、ならびに学校教育法第５２条、大学設置基準第１９条との関連

現状の説明

１）経済学部のカリキュラム編成

第１章２－３で述べたように、経済学部の教育目標及び実践方針は、急速に変化する現代経済とその国際化・グローバル化の中にあって、経済と経済学に関する基礎力と日本経済に関する知見を兼ね備え、社会に貢献する専門的教養人を育成することであり、その具現化のために、教育課程とカリキュラム編成およびそれを踏まえた教育・研究の実践において、「教育の現代化」、「教育の現場化」、「教育の情報化」を促進することである。また、経済学部の教員が重視する教育に対する基本姿勢は、専門的な基礎力の育成、基礎科目における専任教員による密度の濃い（少人数での）教育、建学の精神に依拠した「日本（が直面する問題）」を意識しての教育である。

また、経済学部は、平成１７年度に経営学科を新設し、以来、経済学科、経済ネットワーキング学科、経営学科の３学科体制となっているが、経済学部で共有されているこれら３学科の教育目標は、先述の経済学部の教育理念・目標及び実践方針を踏まえたものであり、以下のようになっている。

経済学科：経済学の体系的理解を基礎として、日本経済および世界経済を多面的に理解する能力を養成し、幅広い視野をもって社会や様々な組織の将来を切り開くことの出来る人材を育成すること。

経済ネットワーキング学科：環境問題や地域問題など新しい問題群を対象にしつつ、ネットワーキング＝関係形成の視点に立ち問題の起きている現場に即して自ら考え問題解決を図れるネットワーカー（関係形成の担い手）を育成すること。

経営学科：経済学の基礎的な考え方や知識を前提に、組織経営や会計手法に関する専門的知識を身に付けた有為な企業人や多様な分野で活躍できる専門職人材を育成すること。

これらの目標・実践方針・基本姿勢は、上述の１．教育課程等における行動目標①②③の達成を通して具現化される。経済学部におけるカリキュラムはそのための基盤をなすものである。

とはいえ、学士課程の専門教育は、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養すること」や「国際化等の進展に適切に対応するための外国語能力の育成」とあいまってこそ、そ

の意義を発揮するものである。したがって、経済学部のカリキュラムは、外国語科目を含む「教養総合科目」と「専門教育科目」から構成され、卒業に必要な 124 単位のうち、「教養総合科目」を 36 単位以上、経済学部の「専門教育科目」64 単位以上、修得することが学生に求められている。さらに、24 単位分については、（自分の所属しない）他学科が「専門教育科目」として開講している科目を含む「共通領域科目」から単位を修得することが可能となっている（もちろん、この 24 単位分は「教養総合科目」や「専門教育科目」からも修得できる)。この「共通領域科目」を土台とした「副専攻プログラム」も用意され、学生には学部・学科の垣根を越えた多様な学び方が保証されている(『履修要綱』、『オリエンテーション経済学部』を参照のこと。副専攻については本章１－１.を参照)。「教養総合科目」における外国語科目については、これまで既修外国語（英語）6 単位、未修外国語 4 単位を必修としていたが、平成１９年度入学者からは既修外国語（英語）8 単位を必修とし、そのうち２年次対象の 2 単位分については「English Ⅱ(Business English Ⅰ)」及び「English Ⅱ(Business English Ⅱ)」の新たな開講で、ネイティブ・スピーカーを講師に迎えた、経済学部独自のビジネス・シーンを意識しての英語教育が２０年度からスタートする。

経済学部の専門教育は、適切な導入教育を踏まえ、専門的な基礎力および「日本経済」にかんする基礎的知見を涵養することから始まる。そのための１年次前期開講の学部共通必修科目が「日本の経済」、「コンピュータと情報Ａ」、「基礎演習」（各 2 単位）である。「基礎演習」は、平成１９年度からは１クラス 20 名程度の演習形式の少人数教育が実現され、社会人としての倫理性に関わる基本的な事柄も含めた基礎力養成の場となっている。また、必修ではないが、学部共通の基礎科目として「コンピュータと情報Ｂ」(「コンピュータと情報Ａ」が前提科目)、「情報システムの基礎」、「世界の経済」があり、前の二つは、「コンピュータと情報Ａ」とともに経済学部の系統的なコンピュータ・情報教育における土台をなす科目となっている。

これらの学部共通科目群の上に各学科の基礎科目が位置づけられ、１年次後期から２年次を対象に開講されている。経済学科の学科基礎科目は、「経済原論Ⅰ」や「マクロ経済学Ⅰ」など 8 科目、ネットワーキング学科の学科基礎科目は、「社会経済調査の基礎」や「環境・開発問題入門」など 9 科目、そして経営学科の学科基礎科目は、「企業経営の基礎Ａ」や「簿記と財務報告Ａ」など 12 科目である。これらの基礎科目群と学部共通科目である「世界の経済」が選択必修科目群を構成し、各学科の学生は、これらの選択必修科目群から 2 科目 4 単位以上修得することが求められている。

各学科の実に多様な専門応用科目群（原則、３年次以上を対象に開講、ただし２年次から履修できる科目もある）は、以上の学部共通科目と学科基礎科目を土台としている。学生がそうした多様な専門応用科目を履修する上で羅針盤の役割を果たすのがコースである。各学科の学生は、３年次に進級するにあたってコースを選択し、コースの指定する科目群（コース別指定科目）から 4 科目 8 単位以上修得することが求められる。経済学科には「経済の理論と歴史」(コース別指定科目は 12 科目)、「日本の経済システムと政策」(コース別指定科目は 14 科目)、「グローバル経済」(コース別指定科目は 11 科目）の３コース、経済ネットワーキング学科には「地球環境と開発」(コース別指定科目は 11 科目)、「地域経営と福祉」(コース別指定科目は 11 科目)、「情報メディア」(コース別指定科目は 14 科目）の３コース、そして経営学科には「マネジメント」(コース別指定科目は 14 科目)、「会計情報」（コース別指定科目は 13 科目）の２コースがある。なお、カリキュラムの詳細については次項（本章２－３－（２））で説明する（添付した本学の『履修要綱』、『オリエンテーション経済学部』も参照のこと)。

２）経済学部におけるカリキュラムの特徴

以上に骨格を述べたカリキュラムについて、とくに教育の現代化・現場化・情報化等の観点から、特筆すべきことを述べよう。

第一に、どの科目の教育実践においても（もちろん全てというわけではないが)、担当者は、絶えず現代的な状況の変化に即して、また、常に日本が直面する課題を意識しながら、教育内容と方法を見直す姿勢でのぞんでいる。

第二に､教育の現場化の理念は､いくつかのフィールドワーク型の専門教育科目に体現されている。２年次で学ぶ「環境・開発問題演習」､「地域社会問題演習」､「企業問題演習」を前提として、より専門性の高い現地調査研究を学びたい学生は、それぞれの分野に応じて設けられた「フィールドスタディ」や「企業調査研究」を履修できる。また､「現代の企業経営」は、現役の経営者に業界や企業経営の現場における最新の状況に関して講義をしてもらい、専任担当教員が総括するという形式の授業であり、教育の現代化・現場化を象徴する科目である（第１章２－３)。

第三に､「コンピュータと情報Ａ」から始まるコンピュータ・情報系の科目群（専門的なスキルを修得する科目ばかりでなく､「情報倫理とセキュリティ」や「法情報学」などの科目も含め）は、教育の情報化を体現している。なお、平成１７年度以来、経済学部の学生はすべて、高等学校一種「情報」の教職免許を取得できるようになっている。

さらに特筆すべきカリキュラムの特徴としては、学科間の垣根の低さを指摘できる。専門課程における少人数教育の代表である「演習Ⅰ」（３年次)・「演習Ⅱ」（４年次）の受講生は２年次後期に募集されるが、学科の垣根はいっさい設けていない。また、各学科の専門教育科目には学科の専門応用科目のほかに多数の専門関連科目が設けられており、経済学部他学科における多くの専門応用科目を自由に履修できる仕組みとなっている。これらは多様な問題関心に即して自発的な学びができることを保証するとともに、経済や経済学、経営に関する問題を幅広く学び、基礎力を修得してもらうことを意図したものである。

もうひとつ特筆すべきカリキュラムの特徴は、志向性を生かした職業選択に役立つ科目が配置されていることである。まず教養総合科目の中には、オムニバス講義形式の「インターンシップⅠ（人間と形成―キャリア形成を考える―)」､國學院大學と協定ないしは覚書を交わしたインターンシップ受入先で実際にインターンシップ実習を行なってもらい､その成果に基づいて単位認定をする｢インターンシップⅡ」がある。また、経済学部の専門教育科目として、各種の「専門資格取得指導」が開講されている。

３）経済学部におけるカリキュラム編成の責任体制

経済学部における教育課程（カリキュラム）の編成は、経済学部教務部委員をヘッドとする教務委員会における検討を踏まえ、学部長、副学部長、教務部委員から構成される経済学部執行部が原案を作成し、経済学部教授会に上程、審議の上、決定されている。また、教養総合科目に関わるカリキュラム編成に対する経済学部の意向は、全学の教務部委員会（あるいは、その傘下にある教養総合カリキュラム委員会）に上程され、最終的には学部長会あるいは全学教授会の場で全学的に審議される。経済学部の専門分野における基礎教育の実施・運営は、経済学部教授会が、教養教育の実施・運営は教務部委員会および全学教授会（場合によっては学部長会）が担い、その責任体制は十全である。

点検・評価、長所と問題点

経済学部および経済学科、経済ネットワーキング学科、経営学科のカリキュラムの編成方針は、基本的に、経済学部の教育目標・実践方針・教育姿勢及び各学科の教育目標に即したものであり、また、

学校教育法５２条及び大学設置基準１９条に照らして適切であると評価できる。外国語科目の編成は、経済学部の教育目的の実現と整合し、「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」をする上でも適切と判断できる。さらに、経済学部における教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分は適切かつ妥当と考えている。基礎教育、教養教育の実施・運営の責任体制も確立され、公正かつ透明な手続きの下に実施されている。

経済学部におけるカリキュラムにおいて最も基礎的で必修科目となっている「日本の経済」と「基礎演習」はすべて専任教員が担当し、「コンピュータと情報Ａ」は専任および兼任教員が担当している。これらの多人数教員が担当する科目では、後述するように、教育目標や教育内容・手法についての合意形成を図り、毎年の授業実践を総括しながら改善を進めており、教育効果を高めてきていると評価できよう。さらに、こうした本学部の姿勢や方針は、入学式での教務部委員による解説、教務課職員による入学時オリエンテーション期間の履修ガイダンス、さらにはクラス担任教員によるクラスガイダンス、クラス担任教員が科目担当である「基礎演習」を通じて学生に説明され、自主的で多様な系統履修を促している。また、教養総合科目「インターンシップⅠ（人間と形成―キャリア形成を考える―)」や「インターンシップⅡ」、専門教育科目である各種の「専門資格取得指導」によって、講義や就業体験を通じて職業人として生きる姿勢を育て、将来の職業選択に役立つような工夫がなされて成果を上げてきている。

学生は、１年次および２年次における学部共通科目や学科基礎科目の履修を通じて基礎的知見を涵養しつつ自らの興味や関心を自覚化し、２年次秋の「演習Ⅰ」募集への応募、３年次学期初めのコース登録を経て、職業選択に役立つことも含めて自らの志向性に応じた専門教育での学びを進めており、経済と経済学にかんする専門的な基礎力と日本経済に関する確かな知見を背景として社会に寄与・貢献する多様な人材育成が図られている。

とはいえ、学生の一部には、自らの志向性を明確にしきれずに系統的な履修が不十分となっている者も見られる。また、専門演習（３年次の「演習Ⅰ」および４年次の「演習Ⅱ」）の選択とコース選択を意図的に異なる専門分野とし、より幅広い学修を望む者も見受けられる。こうした学生のニーズの多様化に対応しつつ、本学部の教育目標やカリキュラムの特徴がいっそう効果的に活かされるよう、さらなる工夫と改善が必要であろう。

将来の改善・改革に向けた方策

上述の問題点については、次のような改善・改革に着手している。まず、基礎科目を拡充・整備するカリキュラム改革の検討を始めている。あわせてそれぞれの科目における教育目標や教育内容・手法の改善に取り組み、とくに「日本の経済」等では共通教材の改訂を図りながら教科書作成に入ることとなっている。また、基礎的学修の上に立って、自らの志向性に応じた系統履修ができるような支援をいっそう強化することとしている。すなわち、よりきめ細かな系統履修モデルを設定し、将来の職業などによって学ぶべき科目等を自覚的に選べるような指針を提供するなどの検討を進めている。

学生の中では、「Ａ：専門基礎科目を中心に広く浅く学びつつ、経済学的なものの見方とともに、自分の志向性に応じて学修（経済学以外を含む)する」ことを志向する者と、「Ｂ：専門基礎科目の学修の上に、専門基本科目を深く学び、自分の志向性に応じた一定の専門的学修をする」ことを志向する者とがいる。こうした志向性の違いによって、選択する科目に特徴をもたせる工夫をし、それぞれの系統履修が可能となるように改善する。そのため、より深く学ぼうとする学生向けのコース別指定科目であるコア的な授業科目に対応した「○○科目演習」（たとえば、「ミクロ経済学」に対して「ミ

クロ経済学演習」）といった新科目の開設を検討している。

さらに、専門演習を２年次後期より開始すること、専門内容や授業形態の多様性を認めた異なるタイプの専門演習へと変えることによって、学生が自らの志向性に応じた学修がこれまで以上に可能になるようにし、新たな専門演習学修のあり方を開拓していく。

（２）経済学部の教育課程編成における学生の主体的学修への配慮

現状の説明

１）カリキュラム構成とその内容

前節（本章２－３－（１））でも述べたように、本学の学生は、卒業に必要な 124 単位のうち、教養教育科目を 36 単位以上、専門教育科目を 64 単位以上、それぞれ修得することが求められ、その残りの 24 単位は、教養総合科目、経済学部各学科の専門教育科目、共通領域科目の中から選択できる。教養総合科目 36 単位以上のうち必修・選択必修は外国語科目 8 科目 8 単位を含めて 14 単位である。専門教育科目 64 単位以上のうち必修科目は、「日本の経済」、「コンピュータと情報Ａ」、「基礎演習」の 3 科目 2 単位、選択必修は、学科基礎科目と学部共通の「世界の経済」から 2 科目 4 単位以上、コース別指定科目 4 科目 8 単位以上となっている。

経済学部では、学部共通科目（必修・選択必修を含む）、学科基礎科目（選択必修）、専門応用科目におけるコース別の選択必修というように、系統的な履修に主軸をおいてカリキュラムが構成されている（３学科のカリキュラムは下記で示した）。この構成の趣旨は、学生一人ひとりの問題関心に即して自発的な学習を促しながらも、系統的な履修を可能にするためである。

学部共通科目は、学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するための導入教育であり、とくに上記の３科目は必修になっている。「日本の経済」は、日本経済を素材にして経済と経済学の基礎知識を学ぶことを目的とした科目であり、その他のより専門的な科目は、この科目で学んだことを基礎としている。「基礎演習」は、広い意味での経済・経営分野を素材・題材としながら、資料の探し方、テキスト理解、プレゼンテーション、リポート作成といった「学習・研究のスキル」を養成することを目的とする少人数の科目である。「コンピュータと情報Ａ」は、「学習・研究のツール」として欠かせないコンピュータの操作と情報リテラシーの基礎を学習するとともに、國學院大學の学修支援システム「Ｋ－ＳＭＡＰＹ」の使い方も学ぶ科目である。ここでいう学修支援システムには、本章２－３－（７）でも述べるように、履修登録や連絡、教材提供、レポートの提出・返却、掲示板など、ＩＴに依拠する多機能が備わっている。

経済学科のカリキュラム

コース名		経済理論と歴史	日本の経済システムと政策	グローバル経済
科目の種類	配当年次	科目名		
学部共通科目（必修）	1年前期	日本の経済　基礎演習　コンピュータと情報A		
学部共通科目	1年後期	コンピュータと情報B　情報システムの基礎　世界の経済		
学科基礎科目 （選択必修「世界の経済」を含む9科目中2科目4単位以上）	1・2年	経済原論Ⅰ　マクロ経済学Ⅰ　社会思想　経済史の基礎 統計学の基礎　ミクロ経済学Ⅰ　財政の基礎　金融の基礎		
専門応用科目 コース別選択必修科目 （4科目8単位以上）	1・2年	経済原論Ⅱ　マクロ経済学Ⅱ ミクロ経済学Ⅱ　計量経済学Ⅰ 経済学史Ⅰ　経済学史Ⅱ	公共部門と財政 消費者の経済学	マクロ経済学Ⅱ 開発経済Ⅰ
	3・4年	社会経済思想Ⅰ 経済史の方法 日本経済史Ⅰ 日本経済史Ⅱ 西洋経済史Ⅰ 西洋経済史Ⅱ	日本経済Ⅰ　日本経済Ⅱ 高齢社会と社会保障 日本の金融システム 産業組織論　中小企業論 社会政策と雇用システム 労働経済　地域の経済 地域と行財政　農業経済 環境と経済Ⅲ	日本経済Ⅰ　日本経済Ⅱ 国際経済Ⅰ　国際経済Ⅱ 国際通貨と国際金融 多国籍企業論 アメリカ経済 EU経済 アジア経済

学科基礎科目のうち「経済原論Ⅰ」と「マクロ経済学Ⅰ」、および「ミクロ経済学」は経済学科に共通する基礎科目です。

また、経済学科に共通する学部共通科目の中から、必修科目である「日本の経済」に加えて、「世界の経済」も履修することがいっそうの学習効果を生み出すでしょう。

経済ネットワーキング学科のカリキュラム

コース名		地球環境と開発	地域経営と福祉	情報メディア
科目の種類	配当年次	科目名		
学部共通科目（必修）	1年前期	日本の経済　基礎演習　コンピュータと情報A		
学部共通科目	1年後期	コンピュータと情報B　情報システムの基礎　世界の経済		
学科基礎科目 （選択必修「世界の経済」を含む10科目中2科目4単位以上）	1年後期	ネットワーキングの基礎　社会経済調査の基礎　社会保障の基礎　スタディツアー（スプリング・セッション）		
	2年前期	環境・開発問題入門	地域社会問題入門	情報メディア問題入門
	2年後期	環境・開発問題演習	地域社会問題演習	情報システム
専門応用科目 コース別選択必修科目 （4科目8単位以上）	3・4年 ※ただし、（　）内に配当年次を表記した科目がある	フィールドスタディ（3年通年　複数並行開講・6単位） アンケート調査実習A（2年後期） アンケート調査実習B（3年前期）		
		環境と経済Ⅰ 環境と経済Ⅱ アジア経済 開発経済Ⅰ 開発経済Ⅱ 国際協力と援助 NGO・NPOと社会 消費者の経済学	環境と経済Ⅰ 地域の経済 地域と行財政 公共部門と財政 高齢社会と社会保障 医療の経済 社会政策と雇用システム 日本経済Ⅰ	情報倫理とセキュリティ コンピュータと情報CⅠ コンピュータと情報CⅡ コンピュータと情報CⅢ 情報通信ネットワーク マルチメディア表現と技術 情報社会と職業 情報処理の基礎　法情報学 統計学の基礎（1年） ネットワーク型組織

1年後期配当の学科基礎科目は、この学科に共通する基礎科目で、「ネットワーキングの基礎」ではネットワーキングという関係作りの基礎概念について、「社会経済調査の基礎」では、調査という「現場主義」を実現するツールの基礎について学びます。

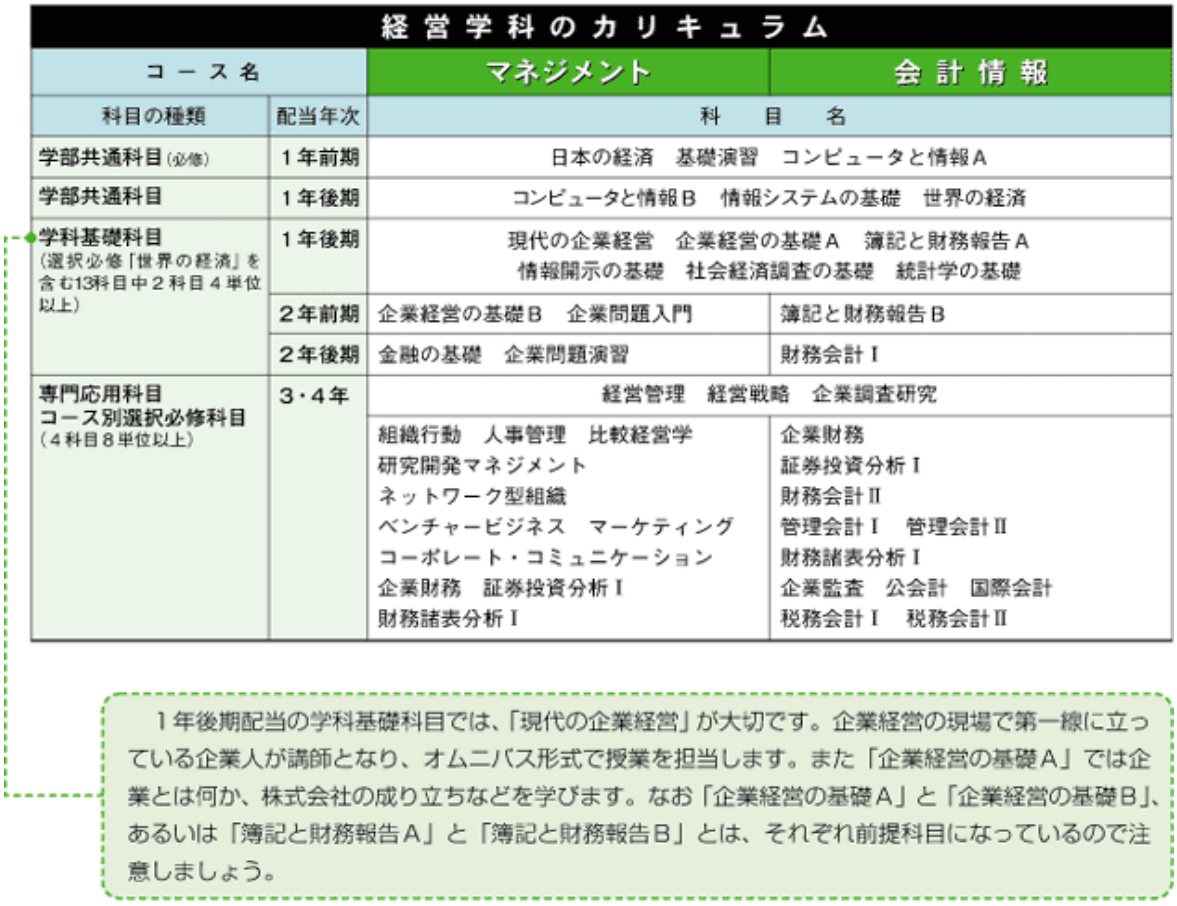

経営学科のカリキュラム

コース名		マネジメント	会計情報
科目の種類	配当年次	科目名	
学部共通科目（必修）	1年前期	日本の経済　基礎演習　コンピュータと情報A	
学部共通科目	1年後期	コンピュータと情報B　情報システムの基礎　世界の経済	
学科基礎科目（選択必修「世界の経済」を含む13科目中2科目4単位以上）	1年後期	現代の企業経営　企業経営の基礎A　簿記と財務報告A 情報開示の基礎　社会経済調査の基礎　統計学の基礎	
	2年前期	企業経営の基礎B　企業問題入門	簿記と財務報告B
	2年後期	金融の基礎　企業問題演習	財務会計Ⅰ
専門応用科目 コース別選択必修科目 （4科目8単位以上）	3・4年	経営管理　経営戦略　企業調査研究	
		組織行動　人事管理　比較経営学 研究開発マネジメント ネットワーク型組織 ベンチャービジネス　マーケティング コーポレート・コミュニケーション 企業財務　証券投資分析Ⅰ 財務諸表分析Ⅰ	企業財務 証券投資分析Ⅰ 財務会計Ⅱ 管理会計Ⅰ　管理会計Ⅱ 財務諸表分析Ⅰ 企業監査　公会計　国際会計 税務会計Ⅰ　税務会計Ⅱ

1年後期配当の学科基礎科目では、「現代の企業経営」が大切です。企業経営の現場で第一線に立っている企業人が講師となり、オムニバス形式で授業を担当します。また「企業経営の基礎A」では企業とは何か、株式会社の成り立ちなどを学びます。なお「企業経営の基礎A」と「企業経営の基礎B」、あるいは「簿記と財務報告A」と「簿記と財務報告B」とは、それぞれ前提科目になっているので注意しましょう。

出所：『オリエンテーション経済学部』　なお、「現代の企業経営」の開講時期は後期とあるが、これは誤記で、実際は前期開講となっている。

学科基礎科目は、学部共通科目と専門教育科目の間に位置し、専門科目に関する基礎的な知識や考え方を身につけた上で、３年次に自発的なコース選択が可能になるように科目を配置している。経済学科では、経済学の理論や歴史、財政・金融、統計の見方などの基礎的な知識と考え方を学ぶ科目を配置し、経済ネットワーキング学科では、ネットワーキング（関係形成）、情報・メディアに関する基礎的な知識を学ぶ科目と、環境・開発、地域社会に関して学生が主体的に問題意識をもち分析するための知識や手法を学ぶ科目を配置している。経営学科では、経営学や会計学の基礎的な知識や考え方とともに、企業経営に対して学生が主体的に問題意識をもち分析するための知識や手法を学ぶ科目を配置している。

学生は３年次の４月に各学科のコースを選択し、専門応用科目とともに、コースごとに定められた選択必修科目を履修する。このコース制は、専門応用科目を履修する上での羅針盤の役割を果たしている。経済学科には、「経済理論と歴史」、「日本の経済システムと政策」、「グローバル経済」の３コース、経済ネットワーキング学科には、「地球環境と開発」、「地域経営と福祉」、「情報メディア」の３コース、経営学科には「マネジメント」、「会計情報」の２コースがある。

経済学科の「経済理論と歴史」では、理論を横糸に、時代背景としての歴史と思想を縦糸にして社会・経済のしくみを立体的に学び、「日本の経済システムと政策」と「グローバル経済」は「日本を知り、世界に学ぶ」ことをコンセプトに、前者では、日本経済が直面している課題について、産業構造や金融・財政・労働・環境といった政策分野を切り口に将来を見据えた制度やシステムを学び、後者

では、地球全体が繋がりを強めつつも、経済システムや経済発展の度合いは国ごとに違うことを認識して、日本経済と世界経済を学ぶ。

経済ネットワーキング学科の「地球環境と開発」では、地球という有限の資源の中で地球環境と調和した持続的発展をいかに実現していくのかを学び、「地域経営と福祉」では、地域の中での問題を把握し、それを地域が持つ環境や条件を活かしながら解決する方法を学び、「情報メディア」では、情報の送り手として価値のある情報コンテンツを作成するとともに、その受け手として情報を厳しく吟味する能力を養うための情報リテラシーを系統的に学ぶ。

経営学科の「マネジメント」では、経営資源の調達とその有効な使い方といった企業経営を行なう上で必要な知識を学び、「会計情報」では、企業が外部の利害関係者に財政状態や経営成績を報告するさいの報告資料の背景にある理論や作成方法、さらにはその分析方法について学ぶ。

平成１９年度に３年生になった学生(１７年度入学者)の各コースの選択状況は次のとおりである。経済学科では、「経済理論と歴史」を選んだ者が 25.8%、「日本の経済システムと政策」を選んだ者が 57.8%、「グローバル経済」を選んだ者が 16.4%である。経済ネットワーキング学科では、「地球環境と開発」を選んだ者が 38.9%、「地域経営と福祉」を選んだ者が 20.0%、「情報メディア」を選んだ者が 41.1%である。経営学科では、「マネジメント」を選んだ者が 78.3%、「会計情報」を選んだ者が 21.7%である。

２）主体的な学びへの工夫

経済学部では、上記のカリキュラムに依拠して、学生一人ひとりの問題関心に即した主体的な学習を尊重し、かつ、系統的な履修へと誘うために、シラバスを充実させ、徹底した履修指導を行なっている（この点は本章２－３－（６）で詳述)。また、学部共通科目や学科基礎科目では複数開講を実施して、可能な限り少人数クラスでの講義を実現し、教員による組織的な取り組みによってたゆまざる授業の質的改善を図っている。さらに、推薦入学制度での合格者を対象とする入学前教育等では、導入教育を徹底させ、大学での学びへの円滑な誘導を図っている。

学部共通科目や学科基礎科目における複数開講は、１クラスの受講者数を減らして教育効果を高めるためであり（学期末に実施する全学共通の授業アンケートの分析結果から、受講者数が多いほど、学生の評価ポイントが低くなる傾向にあることがわかっている)、また、複数の教員がひとつの科目での教育実践に協力して取り組むことで授業の質的な改善をいっそう図ることができるためである。同一科目を複数開講している場合、経済学部では、担当教員が担当者会議を組織し、講義内容や評価方法の標準化または調整、さらには同僚の相互評価が可能となっており、本章２－３－（８）で紹介するように、より高い教育効果を期待できる。

経済学部が独自に実施している入学前教育（または高大連携教育）には、推薦入学制度の合格者を対象とする入学前ガイダンスと國學院栃木高校での「日本の経済」の講義がある。

前者は、２月下旬か３月上旬に推薦入学制度での合格者を大学に招いて行ない、課題リポートを提出させるとともに、大学での学びについて説明し、学習の動機付けを行なっている。そうした入学前ガイダンスで実施したアンケート（平成１９年３月）では、「高校の勉強との違い、大学で学ぶイメージがつかめたか」の質問に「かなりそう思う」と「少しそう思う」と回答した割合は、経済学科、経済ネットワーキング学科、経営学科への入学者についてそれぞれ 88.0%、97.6%、93.3%であり、「大学生活の不安は解消された」と回答した割合は 52.1%、53.6%、56.7%、「大学での勉強の意欲は高まった」と回答した割合は 87.2%、89.3%、91.1%、「大学で学ぶ意味を考えるきっかけになった」と回答した割合は 83.8%、85.7%、83.3%であった。

後者については、系列高校である國學院栃木高校へ「日本の経済」担当の教員が出向いて講義し、大学での成績評価基準で測って合格水準に達した学生については、本学入学後に「日本の経済」の単位を認定することになっている（これについては本章２－３－（３）も参照のこと）。

３）経済学部におけるカリキュラムと教育実践の特色

ア．系統履修への配慮

経済学部の教育目標・その行動目標に照らしたとき、以下のカリキュラム上の配慮は、学生の主体性を尊重しつつ系統的な履修へと誘う上で特筆すべきである。

第１は「教育の情報化」を体現する情報系科目の積上式の系統履修である。「コンピュータと情報Ａ」と「コンピュータと情報Ｂ」を修得した学生のために、「コンピュータと情報ＣⅠ・ＣⅡ・ＣⅢ・ＣⅣ」、「コンピュータと情報ＤⅠ・ＤⅡ」、「プログラミング技法」、「プログラミング演習」、「情報通信ネットワーク」、「マルチメディア表現と技術」が配置されている（これらは経済ネットワーキング学科の「情報メディア」コースの主要科目でもある）。

第２は「教育の現場化」を体現するフィールド・ワーク型授業における積上式の系統履修である。学生は、「スタディツアー」で現地体験学習をし、「社会経済調査の基礎」、「アンケート調査Ａ」、「アンケート調査Ｂ」などで調査技法を、各「問題入門」や「問題演習」等で問題対象の基礎知識をそれぞれ習得した上で、本格的な「フィールドスタディ」や「企業調査研究」を学ぶことができる。

第３は経営・会計系科目の系統履修である。たとえば「簿記と財務報告Ａ」を修得した上で「簿記と財務報告Ｂ」、「財務会計Ⅰ」などを履修するように誘導している。

イ．導入教育科目の充実

「基礎演習」では、少人数クラスを実現するとともに、教育内容と評価方法の標準化する実践の場となっている。まず、クラスあたりの受講者数を 30 人程度から 20 人程度に少なくするために、平成１８年度の２０クラスから１９年度には２８クラスへと、８クラス増やした。その結果、経済学部の専任教員は、ほぼすべてが「基礎演習」を担当することになったので、それを機会に、演習内容と評価方法についての審議が教授会で行なわれた。出席の回数、レポートの提出回数、報告回数などについて最低限クリアすべき条件について合意し、学生が達成すべき目標が確認された。

「日本の経済」は複数の専任教員が担当しているが、次のような取り組みが行なわれ、ＦＤにおける学部のモデルになっている。すなわち、担当者会議が組織され、講義内容を検討しながら共通の教材を作るとともに、試験問題も標準化して評価方法の統一を図り、さらに独自の学生アンケートを実施して授業改善を図っている。ほぼ同様のことは「コンピュータと情報Ａ」でも実施されている。

ウ．専門演習の充実

専門教育の充実と向上にとって、より専門的な学習・研究を少人数の演習形式の授業で取り組ませる専門演習（ゼミ）の充実は不可欠である。学生の主体性を尊重するため、専門演習の選択については学科の垣根を設けていない。そのためにも、学生をいかに自身の問題関心に即して専門演習へと誘導するかが課題となる。「演習Ⅰ」については、３年前期からの履修に向けて２年後期の中ごろから選考が始まる。そのため、平成１８年度からは、前期末にゼミ紹介のパンフレットを配り、後期の初めに学生主体の説明会、その後に教員主体の説明会を開催することにした。また、近年は少数のゼミに応募が集中するので選考の機会を４回設けて、ゼミで勉強する意欲のある学生ができる限りゼミに参加できるように配慮した。なお、「演習Ⅱ」は「演習Ⅰ」が修得済みであることを前提としているので、積上式の系統履修になっており、研究論文等の個別指導が盛んに行なわれている。

エ．職業選択に役立つ科目の充実

学生の目を社会に向けさせ、将来、職業人となることを自覚して学習させることも重要である。職業を意識した科目として教養総合科目の「インターンシップⅠ・Ⅱ」があり、「インターンシップⅠ」では働くことの意味やキャリアの形成などに重点がおかれ、「インターンシップⅡ」では実際にインターンシップに参加する。さらに、経済学部独自の専門教育科目として各種の「専門資格取得指導」がある。学生は「専門資格取得指導（入門）」を基礎にして「専門資格取得指導（証券アナリスト）」、「専門資格取得指導（フィナンシャル･プランナーA）」、「専門資格取得指導（フィナンシャル･プランナーB）」、「専門資格取得指導（消費生活アドバイザー）」を学ぶことができる（詳細は、本学ＨＰで公開しているシラバスを参照）。

４）教育実践における専任・兼任教員の役割について

学部共通科目や学科基礎科目、専門応用科目のコース指定科目などの基幹的な専門教育科目は、原則として専任教員が担当しているが、スキル系科目や学際性（法情報学など）科目ではむしろ積極的に当該分野で実践的に活躍している方に兼任講師として担当いただいている。また、主としてコース指定科目以外の専門応用科目についても、外部の当該科目の専門研究者である兼任講師によって開講されている。兼任講師に担当いただくに当たっては、本学部の姿勢や方針を周知し教育実践の交流と改善を図るために、毎年４月初旬の開講前に、専任教員・兼任教員懇談会を開催している。この場では、学生の受講状況や教育実践における問題点などの意見交換も行なわれている。さらに、専任教員と兼任教員が複数で担当している基礎科目（「コンピュータと情報A」、「簿記と財務報告A」）では、専任教員が科目リーダーとなり兼任講師を含む科目担当者全員による担当者会議を開催し、教育目標や教育手法を検討しながら合意を形成し、共通教材の作成と利用を進め、授業改善が図られている。

平成１９年度における専門科目の専任教員比率は、必修科目が 77.8%、全開設授業科目が 70.4%であり、専任教員が７割以上の科目を担当しながら本学部のカリキュラムが担われている。兼任講師は３割弱を占めており、上述の取り組みなどを通じて、専任教員と協働しながら科目を担当しており、学生は自らの志向性に応じた系統的な履修が可能となっている（大学基礎データ【表 3】（以下、大学基礎データの表を引用する際は、【表○】とする））。

点検・評価、長所と問題点

経済学部では相対的にみると要卒業単位数に占める必修科目や選択必修科目の単位数の比率は低くなっている。これは、学生の自主的な選択を保障するためである。しかし、一方では、系統履修を意識させるようにカリキュラムを構成しており、また、本章２－３－（６）で詳しく説明するように組織的な履修指導体制も整えている。ゆえに、教育目標・行動目標に照らしたとき、経済学部のカリキュラム編成における必修・選択の量的配分は適切かつ妥当であると判断できる。

導入教育科目である「日本の経済」、「基礎演習」、「コンピュータと情報A」では教育目的・内容、評価方法などの標準化あるいは合意が図られ、学生のニーズに即応したフィードバック型の授業が可能になっている（詳しくは本章２－３－（８）で述べる）。このことは、現状で述べた入学前教育の充実とともに、適切な導入教育を踏まえ、学部教育の土台をなす、専門的な基礎力および「日本経済」にかんする基礎的知見を涵養するという行動目標に照らして評価できる。

また、経済学部のカリキュラムは、そうした基礎力を土台に系統的に専門教育科目を履修し、かつ、学生の主体性に即して専門演習を選択してより専門的に学習・研究するという機会を保証し、学部・学科における専門教育の充実と向上を図るという目標を具現化していると評価できる。

さらに、「専門資格取得指導」などの職業を意識した講義についても、例えば平成１８年度（１９年

１月）に「専門資格取得指導（フィナンシャル・プランナーＢ）」で実施した独自アンケートをみると、受講生の 76.1%が「ＦＰ技能検定試験を目指す上で大きな刺激になった」、84.8%が「ＦＰ技能検定試験を目指すために必要知識を習得できた」と回答しており、志向性を生かした職業選択に役立つ科目の充実を図るという行動目標に照らして一定の成果を上げていると判断できる。

とはいえ、我々が意図したように系統履修へと学生を誘導できているどうかについては、問題がないわけではない。そのひとつの要因として、学生の一部に自らの志向性を明確にしきれないために系統履修を行なえない者が見られることがあげられる。例えば、１８年度（１９年１月）に「環境開発問題演習」で実施したアンケート調査では、「フィールドスタディ」の履修希望者（「必ず履修する」＋「たぶん履修する」）は 35.5%にとどまり、またどの分野の「フィールドスタディ」を希望するかについては「環境開発問題（アジア）」系が 42.9%、「地域社会問題（日本の地域）」系が 28.6%、「まだ決めていない」が 28.6%と分かれる。同じく、「地域社会問題演習」でのアンケート調査によると、「フィールドスタディ」の履修希望者は 34.0%であり、分野別には「地域社会問題」系が 8.0%、「環境開発問題」系が 12.0%、「まだ決めていない」が 66.6%となる。学生に対する適切で明確な動機づけという点では、いっそうの努力が必要である。

また、「演習Ⅰ・Ⅱ」では、学科のコース選択とは意図的に異なる専門分野のゼミを希望する学生が現れたり、問題関心自体が希薄でどのゼミに応募するのか選択できない学生などが見られるようになったりしており、現状で述べたような努力を傾注しているにも関わらず十分に対応しきれていない。

さらに、「専門資格取得指導」では、上記の「専門資格取得指導（フィナンシャル・プランナーＢ）」のアンケート調査で、「ＦＰ３級準備中」12.8%、「ＦＰ２級準備中」4.3%、「既にＦＰ２級取得ずみ」4.3%であり、「ＦＰ技能検定試験を目指す上で大きな刺激になった」が資格の取得までは結びついていないのも残念である。

経済学部の専門教育における兼任教員のあり方については、専任教員を主な主体とした教育実践や授業改善が進められていることに加えて、専任・兼任教員懇談会や科目担当者会議などを通じて、専任教員と兼任教員の協働による教育実践の取り組みが重ねられ、授業改善が図られていると評価できる。

将来の改善・改革に向けた方策

① 学生がどのくらい自覚して系統履修を行なっているのか、これまで以上に十分に把握するため、早急に、履修履歴の調査を行ない、アンケート調査の精度を向上させる。

② 本章３－２－（１）で述べたように「演習Ⅰ・Ⅱ」の抜本的な見直しを含むカリキュラム改革の検討を実施する。

③ 積上式の系統履修をいかに誘導するかについては、たとえばフィールド・ワーク型授業の担当者会議などを中心に、これまでも検討してきた。今後は、１年次での「社会経済調査の基礎」や「スタディツアー」などにおける「フィールドスタディ」へのガイダンス機能の充実の他に、これまでの「フィールドスタディ」の多様な運用実績を踏まえた上で、内容・手法を厳密化するとともに、コース単位での系統性を重視した参加学生の制限・拡張についても検討する。

④ 「専門資格取得指導」では、アンケート結果を活用しながら学生の志向性をさらに精査し、資格取得を含む職業志向型の授業の充実を図る。

（３）単位認定と単位互換等

現状の説明

経済学部は平成８年度からセメスター制を導入しており、通常の講義科目は、基本的に半期 2 単位と計算される。とくに必修科目ではセメスター制の利点を生かして再履修クラスを開講し、学生が常に再出発できる体制を整えている。ただし、例外的に、科目内容に応じてセメスター制になじまない科目もある。専門演習（「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」）やフィールドワーク型授業（「フィールドスタディ」、「企業調査研究」）では通年 6 単位としている。これは前期および後期の授業に加え、合宿や調査実習を伴い、学習・研究の質と量の点で通年 6 単位に相当すると考えられるからである。専門演習では、学生の能力や適性を踏まえた選考を行なった上で、授業時間外の場も含めて継続的に指導し、さらには、夏季（あるいは冬季、春季）の合宿形式での集中授業や個別の論文指導を実施している。「フィールドスタディ」と「企業調査研究」では、履修の要件として「フィールドスタディ」の場合は「地域社会問題演習」「環境開発問題演習」のいずれか、「企業調査研究」の場合は「企業問題演習」の単位修得を求めた上で、前期には文献調査研究、調査項目の検討など事前の入念な準備的指導、夏季（サマーセッション）に現地調査実習、調査後の後期には、結果の分析、報告書原稿の執筆と報告書発行、原稿に基づくプレゼンテーションを行なっている。このように、これらの科目では、学習・研究の幅が広く、内容が豊富であるため、学生の習熟度の確認を綿密に行ないながら 6 単位を認定している。

国内外の大学等との単位互換制度については、経済学部独自の制度は導入していないが、大学全体としては、国内制度に関しては「首都圏西部大学単位互換協定」（教養総合科目でのみ単位認定）および「横浜市内大学間学術・教育交流協議会単位互換協定」による単位認定制度があり、24 単位まで卒業要件単位への算入が認められている。国外制度については、協定校への留学（協定留学）と、大学が認定した国外大学への留学（認定留学）があり、留学先大学での修得単位は 30 単位まで卒業要件単位への算入が認められている。ただし、平成 18 年度の単位互換協定に基づく他大学での単位認定の状況をみると、経済学部の認定者数は 8 名、認定単位の総数は 24 単位となっており、単位互換協定の利用者は現状では少ない（**【**表 4**】**）。

学士入学者に対しては、本学の教養総合科目として上限 34 単位（ただし、本学卒業生は上限 36 単位）を認定している。編入学者については、國學院大學栃木短期大学からの場合、教養総合科目は上限 36 単位、専門教育科目は上限 24 単位、共通領域として上限 12 単位、國學院短期大学の場合、教養総合科目は上限 36 単位、専門教育科目は、経済学科上限 18 単位、経済ネットワーキング学科上限 16 単位、経営学科上限 16 単位、共通領域科目は上限 24 単位の認定を行なっている。

高大連携授業については、本学への入学が確定した系列三校の学生に対して教養総合科目の「社会のなかの人間 00」を渋谷キャンパスで開講し（國學院栃木高校では一部を高校側で開講）、入学後に単位を認定している。また、経済学部独自でも高大連携授業に取組んでおり、平成 16 年度から國學院栃木高校で「日本の経済」を開講し、大学での「日本の経済」と同一の評価基準での成績評価を経て、本学の入学者に対して入学後に単位を認定している。

点検・評価、長所と問題点

セメスター制によって、履修学生の習熟度の測定頻度を高め、評価を充実させると同時に、「学び直し」の機会も増加させることになり、一層の教育効果を高めることになる。この点は、専門教育科目に共通するが、その中でも専門教育のガイダンス機能を担う導入科目の意義が問われる基礎科目において重視している。例えば「日本の経済」では半期ごとの学生の習熟度を確認するとともに、習熟度が低く単位認定されない履修者を対象として、サマーセッションも利用しながら複数の履修機会を設

定することで、学生の再出発を保証している。

専門演習および「フィールドスタディ」は１年間を通じた学習内容の豊富さと綿密な習熟度の測定という点に鑑み、6 単位の認定は妥当であると評価している。

高大連携に関連した単位認定のあり方に関しては、例えば、系列高校の情報教育が充実していることもあって、１年次で「コンピュータと情報Ａ」を履修する段階ですでに習熟度の高い学生も含まれており、「日本の経済」以外の科目での単位認定を検討する必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

① 専門演習については、「演習Ⅰ」は３年次開講、「演習Ⅱ」は４年次開講であるのを、２年次後期からの開講というように繰上げるとともに、教員の教育方針、内容、手法等の違いを尊重し、自由設計型の演習への移行を検討しており（本章２－３－（１）（２））、それにともなう認定単位数に関する議論を開始したところである。

② 高大連携については、入学前の既修認定単位の対象となる科目として、例えば、「コンピュータと情報Ａ」などについて、「日本の経済」以外に認定単位を拡大するかどうかの検討を始めたところである。

（４）社会人・外国人留学生に対する教育課程編成上及び教育指導上の配慮

現状の説明

平成１９年度における経済学部の社会人学生在籍数は 4 名（経済学科 4 名、経済ネットワーキング学科と経営学科は 0 名）、留学生在籍数は 88 名（経済学科 35 名、経済ネットワーキング学科 29 名、経営学科 24 名）である（【表 16】）。経済学部の総在籍者数（2,655 名）に占める留学生の割合は約 3%である。また、経済学部の留学生在籍数は他学部に比較して圧倒的に多い（文学部 15 名、法学部 12 名）。

社会人、留学生も、原則、他の学生と同じカリキュラムを履修することになっており、カリキュラム上での特別な配慮はない。ただし、留学生については、教養総合科目の枠の中に必修外国語として「日本語」6 科目 6 単位が、また、日本の文化を中心に学ぶ「日本事情Ⅰ」、日本の政治・経済・社会等を学ぶ「日本事情Ⅱ」、日本の科学技術の動向を学ぶ「日本事情Ⅲ」の必修 3 科目 6 単位が、それぞれ配置されている。「日本事情」の３科目は、関連分野を専攻する専任教員が輪番で担当している（Ⅲは、現在、オムニバス形式）が、具体的な内容は担当者の裁量に任されている。

経済学部の専門教育における社会人、留学生に対する指導上の配慮は、個々の教員の裁量に任されている。社会人、留学生に対する指導上の配慮が有効であるとすれば、それは導入教育、具体的には、少人数クラスの必修科目「基礎演習」においてであろう。平成１９年の７月に経済学部専任教員を対象に実施したアンケートによれば、「今年度の基礎演習で留学生・社会人学生に対して何らかの特別の配慮をしたか」という問いに対して、当該年度に「基礎演習」を担当し、かつ、クラスに社会人・留学生が在籍していた教員のうち 42%が「特別に配慮した」と答えている。「特別に配慮した」と回答した教員は、リポート等の日本語添削、個別面談などの対応をし、「特別な配慮をしなかった」と回答した教員の多くは、その主な理由を「クラスに溶け込んでおり特別の配慮の必要性を感じなかったから」としている。

点検・評価、長所と問題点

カリキュラムの面では、留学生用に教養総合科目において「日本語」、「日本事情」などの科目が開講されていることは、留学生を日本での専門的な学習・研究へ誘っていくうえで不可欠であり評価で

きる。ただし、「日本事情」の３科目の講義内容が担当者の裁量に任されている点は是正すべきである。個々の科目の目標を再検討し、担当者の自由な発想や手法は尊重するにせよ、目標に照らして講義内容の標準化を図るべきである。

教育指導上の特別の配慮は、現状では制度的または組織的に実施されていないが、とくに大きな問題はないと考えている。ただし、現状で述べた教員対象のアンケート結果を踏まえれば、その対応にはバラツキがあり、導入教育の場である「基礎演習」等で、現在、個々の教員の裁量で実践されている社会人、留学生への配慮のノウハウを、経済学部として組織的に共有することが望ましい。

将来の改善・改革に向けた方策

① とくに「日本事情」の教育目標と内容・方法についての見直しを含め、留学生のおかれた状況やニーズに即応したカリキュラム改革案を、３年以内に結論が出るように経済学部として提案する。

② 導入教育の場である「基礎演習」等で、現在、個々の教員の裁量で実践されている社会人、留学生への配慮のノウハウを、経済学部として組織的に共有し、「基礎演習」担当者が２１年度からそれらを活用できるようにする。

③ 教育支援は生活・精神衛生面での支援と不可分である。現在、平成２１年度からの大学全体の学生支援体制のあり方について議論されているが、これに合わせ、社会人、留学生への配慮も、経済学部として検討し、提案する。

（５）教育効果を測定するための方法

現状の説明

フィードバック型の授業への取り組みや、厳正で公平な成績評価等、教育方法における改善の取り組みは、計画・実施・成果の検証・改善といったサイクルを描く。そのさい教育目標に照らした教育効果の測定は必要不可欠となる。しかしながら、客観的な指標の策定とその測定は一般に困難である。そのために教育効果の指標は多面的となり、たえずその有効性を検証すべきである。そうした指標のひとつは、学生の到達度を測る各科目における成績とそれを総合化したＧＰＡであり、もうひとつは学生の教育への満足度を測る（アンケートなどでの）授業評価である。

國學院大學のＧＰＡ制度は２年の試行期間を経て平成１７年度から完全導入されている。本章２－３－（６）で説明するようにＧＰＡは修学指導に利用されるとともに、成績優秀者等を順位付ける際にも使われる。

ＧＰＡを到達度として活用するには、その基になっている各科目の成績評価の信頼性・客観性が重要である。そのための要件は、(シラバス等であるいは授業時に)講義の到達目標が具体的に明示され、かつ、到達目標に照らした成績評価の指標が根拠を持って明示されている（説明責任がある）ことである。また、複数開講の科目の場合には、それらについて担当者間での合意がきちんと形成されていることである。目標が理解度であり、理解度を測る尺度が客観的である場合には極めて明確であるが、多くの科目について必ずしもそうではないのが現状である。だからこそ、上述の条件が不可欠となる。

経済学部の「日本の経済」、「基礎演習」、「コンピュータと情報Ａ」などのフィードバック型の授業を実践している科目では、これらの要件がほぼ整っている。「日本の経済」では、シラバスの内容、教材であるレジュメ、練習問題、試験問題などを教授会で配布し、同僚の視点から教育内容と評価方法が評価され、合意が形成されている。加えて、客観的に評価できる試験を導入しているため、例えば単元（たとえば「ＧＤＰとは何か」とか）ごとの得点分布も明らかにでき、到達度が低い分野の明確

化（したがって授業改善）も可能になっている。また、「基礎演習」では、成績評価をつける際に、最低限満たしているべき基準として、最低限の出席回数、レポート提出の回数、報告の回数などが、教授会で合意され、教育目標に照らした成績評価が実施されている。

また、「フィールドスタディ」、「企業調査研究」などでは、現地調査の結果を報告書の形式でまとめ、報告会で発表することになっているが、こうした発表の場は、１年間の講義内容とその成果を参加学生と担当教員ばかりでなく第三者の評価を受ける機会を保証し、改善点の明確化に寄与している。

経済学部の場合、授業アンケートは、２つの方法で行なわれている。１つは、学期末に全学統一のフォーマットで行なう授業アンケートであり、もう１つは、経済学部が講義の改善を図るために科目独自で行なっているアンケートである（ただし、主に基本科目に限られている）。「日本の経済」、「基礎演習」、「コンピュータと情報Ａ」等では、こうした学部の独自アンケートを使って学生の授業評価を教育方法・内容の改善に生かしている。これらの取り組みについてはＦＤの要素が多いため本章２－３－（８）で詳細に説明する。

本学が把握している卒業生の進路状況は以下のとおりである。平成１６年度では卒業生 622 名中、400 名が（うち 392 名が民間企業、７名が官公庁、１名が教職に）就職し、32 名（うち 11 名が大学院に）が進学している。また、１７年度では卒業生 651 名中、549 名が（うち 466 名が民間企業、14 名が官公庁、４名が教職に）就職し、39 名（うち１名が大学院に）が進学している。１８年度では卒業生 551 名中、417 名が（うち 389 名が民間企業、14 名が官公庁、１名が教職に）就職し、22 名（うち７名が大学院に）が進学している（**【表 8】**）。

経済学部における教育効果の測定に関する合意を形成し、かつ、測定方法を検証する場は、教務委員会やＦＤ委員を原案作成の担い手としながらも、あくまで教授会である。たとえば上記の「基礎演習」の成績評価のあり方をめぐっては、さまざまな議論を経た上で一定の合意にたどり着いている。教務委員会や教授会は、ひたとび合意された成績評価基準の適切性を絶えず検証する担い手でもあり、教育効果の測定の有効性を組織的に検証（議論）する主体としても機能している。

点検・評価、長所と問題点

國學院大學では教育効果を測定する指標としてＧＰＡが導入され、これに依拠した成績不振者に対する修学相談を実施できるようになったことは評価できる。

ただし、ＧＰＡの有効性は、その基になっている各科目の成績評価の信頼性・客観性に依拠するために、個々の科目において、（シラバス等であるいは授業時に）講義の到達目標が具体的に明示され、かつ、到達目標に照らした成績評価の指標が根拠を持って明示されている（説明責任がある）ことが求められる。この点に照らしたとき、「日本の経済」、「基礎演習」などでの取り組みは評価できる。

とはいえ、そこでの取り組みをいかに他の科目に応用し、いかにして成績評価の信頼性・客観性を高めるかは課題である。

全学共通のアンケートや学部独自のアンケートが実施されることで、学生の授業評価を教育効果の測定上ひとつの指標として位置づけることができるようになったことは成果である。ただし、それを授業改善に結び付けていくためには、精度の高い調査の工夫を怠ってはならないだろう。

将来の改善・改革に向けた方策

① 現状の説明および点検・評価を踏まえ、ＧＰＡの有効性を高めるために、経済学部における教員間で、個々の科目における到達目標と、到達目標に照らした成績評価の指標のあり方について共有を図っていくための検討を開始する。そのさいの出発点は「日本の経済」の取り組みであり、「基礎演習」での教育目的、方法・内容、成績評価等に関する合意形成である。

② 学生の授業評価をいっそう正確に引き出せるようなアンケート調査の工夫を継続して行なう。

（６）学生に対する履修指導

現状の説明

学生による問題関心に即した自主的な選択と系統履修の両方を実現するためには、組織的な履修指導体制を確立して履修指導を徹底する必要がある。その一方で、学生にも責任ある履修を促すために、履修登録に上限を設けるとともに、問題関心に即した履修ができるようにシラバスで講義内容や評価方法などの詳細を明示する必要がある。また、オフィス･アワーを設けて、単位修得や成績の状況、講義内容や学問一般に関わる事項について学生が専任教員とコミュニケーションを取れる体制を作る必要がある。

履修登録の上限は、次のように設定されている。１年次は前期・後期を通じて 46 単位、２年次は 48 単位、３年次は 48 単位、４年次は 58 単位である。これによって学生は自分が何を学習したいかを深く自省した上で履修選択することを動機付けられる。つまり、責任ある履修である。

シラバスについてはその書式が定められており、教員は、年度ごとに、①講義テーマ、②講義の目的・内容、③各回の講義計画、④成績評価の方法、⑤テキスト・参考文献を記載することになっている。シラバスは國學院大學のホームページ上で一般公開され、学生には科目についての情報を十分に持った上での履修選択が可能となっている。

シラバスに明記する成績評価の方法については、どの教員も、評価の基準（試験、リポート、出席等の評価）を明確にするようにしている。この点に関連して、とくに問題となるのは、複数担当科目における成績評価基準である。本章２－３－（５）で述べたように、「日本の経済」では試験問題を統一し客観化したために公平かつ透明な成績評価が可能になっている。また、「基礎演習」では、最低限の出席回数、リポート提出の回数、報告の回数を前提に、リポート、報告やコメントに対する評価を累計して成績評価することを教授会で確認し合意している。

組織的な履修指導については、まず、４月のオリエンテーション期間に１年次から４年次を対象とした履修説明会が実施されている。とくに新入生にたいしては、４年間を見据えた履修計画についての丁寧な指導が、オリエンテーション期間中のクラスガイダンスや「基礎演習」で実施されている。１年次に「基礎演習」を担当することとなった教員は、当該のクラス担当として２年次まで当該クラスの指導責任を負うことになっており、その意味では、学生が個別に履修相談できる体制が整備されている。クラスガイダンスや「基礎演習」での履修指導では、経済学部で作成している『オリエンテーション経済学部』を使い、学部共通科目（必修・選択必修）、学科基礎科目（選択必修）、専門応用科目へと進んでいくカリキュラム構成を説明するとともに、各学科におけるコースの特徴と履修モデルを提示して系統履修の自覚を促している。

組織的な履修指導のもう一つの柱は、前期と後期の履修登録前（３月末と９月半ば）に主として成績不振者を対象に実施される個別の修学相談（面談）である。１年次についてはＧＰＡが 0.95 以下であった学生を対象に、２年次については３年次に進級できなかったか、ＧＰＡが 0.95 以下であった学生を対象に、３年次については希望者を対象に、４年次については主として卒業延期者を対象に、それぞれ修学相談を行なっている。平成１７年度後期履修前の修学相談には 139 名の対象者のうち 62 名が参加し、１８年度前期履修前の修学相談には、249 名中 94 名が参加し、後期履修前の修学相談には 385 名中 105 人がそれぞれ参加した。

オフィスアワーは制度化され、どの教員がいつどこで（たとえば研究室や教員室）相談にのってく

れるかについては情報公開されている。しかしながら、「基礎演習」で実施した学部独自のアンケートによれば、「担当教員のオフィスアワーを知っているか」という質問について、平成１８年度では「知っている」と答えた割合が 32.7%、１９年度は 38.6%にとどまった。ただし、１８年度の卒業生を対象にしたアンケートでは、「学部専任教員と授業以外でどのような機会にコミュニケーションをとりましたか」に対する回答を手段ごとにみると、「授業の前後」が 40.4%と多く、「オフィスアワー」は 7.4%、「オフィスアワー以外の時間帯に訪問」は 2.8%、「履修ガイダンス・修学相談」は 7.8%だった。学生は、研究室等に出向かなければならないオフィスアワーよりも授業の前後を利用して質問しているようである。

点検・評価、長所と問題点

履修指導が複数回行なわれていることは、学生一人ひとりの問題関心に即した学習を促しながら、系統履修へ誘うという観点から評価できる。また、経済学部の履修指導では「基礎演習」の担当者が大きな役割を担っている。経済学部の専任教員のほぼ全員が「基礎演習」を担当しているので、これは組織的な履修指導体制が確立していることを意味するとともに、「基礎演習」の少人数化は履修指導体制の強化にもつながっている。ただし、系統的な履修への誘導という点ではさらなる努力が望まれよう。

成績不振者の修学相談の成果を参加者数によって評価することは難しいが、過去２年間において相談体制を強化したために対象者の来室率は高まっている。とはいえ、経済学部の卒業者数は、厳正な卒業判定審査を行なった結果、平成１６年度には 771 名中 622 人（80.7%）、１７年度には 762 人中 651 人（85.4%）、１８年度には 655 人中 551 人（84.1%）であり（【表 6】）、学習意欲の喪失等で卒業延期になってしまう学生を出さないようにするためには、さらなる修学相談の強化が必要である。例えば相談を受けた者のその後のフォローアップ体制の構築は課題である。

履修登録の上限規制とシラバスの充実は、責任ある履修を学生に動機付けており評価できる。

オフィスアワー制度については十分に利用されているとは言いがたく、改善の余地がある。

将来の改善・改革に向けた方策

① 「基礎演習」を中心として教員による履修指導のさらなる強化を図っていく。
② 修学相談後のフォローアップ体制の構築を図る。
③ 授業でのアナウンスや講義で配布するレジュメ等への明記など、オフィスアワー制度の周知を強化する。

（７）授業形態と授業方法

現状の説明

経済学部の授業は、講義系科目、演習系科目、フィールドワーク型科目に別れる。

講義系科目のうち、学部共通または学科基礎科目については、可能な限り複数開講するようにして、１クラスの受講者数を 100 名から 250 名程度に抑制している。とくに１年次必修科目の「日本の経済」は、再履修のクラスを除いて５クラス（たまプラーザキャンパスの場合）、１クラス 100 名から 150 名で、「コンピュータと情報Ａ」は、再履修のクラスを除いて１０クラス（たまプラーザキャンパスの場合）、１クラス 60 名～70 名で、それぞれ運営されている。また、スキルの養成と習熟という性格が強い「簿記と財務報告Ａ」（経営学科基礎科目）については、再履修のクラスを除いて４クラス（たまプラーザキャンパスの場合）開講し、１クラスの受講者数を 100 名から 150 名としている。

とはいえ、平成１９年度において、学部共通または学科基礎科目の９クラスの受講者数は 300 名を

超え、そのうち400名以上500名未満だったのが２クラス、500名以上だったのが３クラスであった。また、専門応用科目では１２クラスの受講者数が300名を超え、そのうち400名以上500名未満だったのが３クラス、500名を超えたのが２クラスであった。

講義系科目の授業運営は、担当者会議を組織している複数開講科目を除けば、個々の教員の裁量に任されている。とはいえ、どの教員も、（１）独自の講義ノート（レジュメ）を作成して活用する、あるいは、（２）理解度を確認するためや自発的に考えさせるために小リポートを受講者に書かせ添削指導するといった方法で、授業が一方通行にならないような工夫をし、受講者の主体的学修を促している。

講義系の基礎科目の中でも「現代の企業経営」は特徴的な科目である。これは企業経営の第一線で活躍している人たちを毎回講師に迎え、講義内容を専任の担当者が総括し、質疑応答の後に受講生にリポートを書かせ添削するといった形式の授業である。平成１９年度の受講生はおよそ500名であった（この科目については第１章２－３でも言及している）。

演習系科目には、１年次必修の「基礎演習」および３年次の「演習Ⅰ」、４年次の「演習Ⅱ」がある。「基礎演習」は、本章２－３－（２）で述べたように、１９年度からクラス数を増やし、１クラスの受講者数が約20名となっている。「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」の受講者数は5名から15名程度である。「基礎演習」では、本章３－２－（２）で述べたようにプレゼンテーションやリポート作成などを含む「学習・研究のスキル」を養成することを目的とするために、また「演習Ⅰ」や「演習Ⅱ」は、受講生を専門的な学習・研究に取り組ませるために、それぞれ学生参加型あるいは双方向型の授業運営が行なわれている。経済学部は卒業論文を必修としていないが、「演習Ⅱ」では担当者がなんらかの形で研究論文の作成を受講者に義務付け、きめ細やかな個別指導を実施している。

フィールドワーク型授業科目には、現場での問題発見を促すための現地体験学習を狙った１年次開講の「スタディツアー」、本格的な調査研究を行なう３・４年次開講の「フィールドスタディ」・「企業調査研究」がある。「スタディツアー」では、スプリングセッション（集中授業）を利用して担当教員が現場に引率して指導し、終了後、受講生に報告書をまとめさせている。「フィールドスタディ」と「企業調査研究」のプログラムは、事前の文献調査研究と調査票の作成、１週間前後の現地調査、事後の調査結果の分析および調査報告書作成等から構成され（本章２－３－（３））、そのすべての過程で双方向型の授業運営がなされている。平成１９年度は「フィールドスタディ」を２クラス（１クラスは日本の地域を対象とし、１クラスはアジアが対象）、「企業調査研究」を２クラス（今年度はいずれも海外）、開講した。

経済学部の授業ではコンピュータ・情報関連の科目はもちろんのこと、それ以外の科目でも、マルチメディア、とくにコンピュータの活用が進んでいる。そうした科目では、講義のなかにデータ解析やネット検索、あるいはプレゼンテーション技法の習熟といった実習的要素を取り入れ、学生の参加意欲を刺激する工夫を行なっている。また、一般教室でもパワーポイントを使用したり、ビデオなどの視覚教材を利用したりする授業が増えている。経済学部の専門教育科目におけるコンピュータ教室の利用状況（開講コマ（クラス）数に占めるコンピュータ教室の利用割合）は次頁の表のとおりである。

開講コマ数の割合

	渋谷			たまプラーザ			全体		
	コンピュータ教室利用	一般教室利用	小計	コンピュータ教室利用	一般教室利用	小計	コンピュータ教室利用	一般教室利用	合計
平成17年度	37	219	256	33	76	109	70	295	365
	14.5%	85.5%	100.0%	30.3%	69.7%	100.0%	19.2%	80.8%	100.0%
平成18年度	33	214	247	32	81	113	65	295	360
	13.4%	86.6%	100.0%	28.3%	71.7%	100.0%	18.1%	81.9%	100.0%
平成19年度	31	202	233	32	87	119	63	289	352
	13.3%	86.7%	100.0%	26.9%	73.1%	100.0%	17.9%	82.1%	100.0%

國學院大學では、すでに本章３－２－（２）でも触れたように、Ｋ－ＳＭＡＰＹが稼動しており、科目単位で双方向型のコミュニケーションが可能となっている。受講者の出席管理だけでなく、教員が手作りの教材や資料を授業の事前あるいは事後にアップロードしておくと、受講生は各自ダウンロードして予習・復習することができる。このシステムにはレポートの授受および返却機能もあり、教員はネット上で学生の提出したレポートを添削して返却することができる。また、フォーラム機能を用いると、質問を受け付けることも、授業内容に関連したテーマを教員が受講生に投げかけ、学生同士で討論させることもできる。こうした双方向型のコミュニケーションは一方的な講義形式の授業（受講生の相対的に多い授業）を補完する役割を果たすと考えられ、経済学部の専門教育科目でも利用されている。平成１８年度にＫ－ＳＭＡＰＹをなんらかの形で利用した経済学部専任教員の割合は97%、兼任教員の割合は95%で、ほとんどの教員が利用している。

点検・評価、長所と問題点

教育目標および行動目標に照らしたとき、基本科目における複数開講によってきめ細やかな授業の実現を図ろうとしている点は評価できよう。とはいえ､依然として受講生の多い科目は存在しており、とくに基本科目については、是正の余地がある。

また、講義系科目と演習系科目の配置は、最初の演習形式科目の「基礎演習」で「学習・研究のスキル」を身に付けさせ、系統的な講義系科目での学習を積み上げつつ、最終的に専門演習である「演習Ⅰ」･「演習Ⅱ」でより専門的な研究を志向させることを可能としている点で評価できる。とはいえ、コア的な授業科目（専門応用科目も含む）に呼応した演習科目を設けることで、学生の主体的な系統学習をいっそう動機付けることが可能になるはずであり、カリキュラム面での改革も必要不可欠である（本章２－３－（１）（２）も参照)。

教育の「現代化」や「現場化」を体現するオムニバス形式の「現代の企業経営」やフィールドワーク型授業の「フィールドスタディ」･「企業調査研究」における新しい授業形態・授業方法の取り組みは教育目標に沿うものであり評価できる。

教育の「情報化」の視点でみれば、限られた施設資源の中でマルチメディアとくにコンピュータの活用が進んでいることは一定の成果であると評価できる。Ｋ－ＳＭＡＰＹが積極的に活用されていることも同様の意味で評価できる。

一方では、たとえばパワーポイントを用いた授業などで、その利用の仕方しだいでは進度が速くなりすぎ、学生が自ら考えながらノートをとる時間がなくなるのではないかといった懸念もあるため、授業方法のいっそうの工夫が求められよう。そのためにも、マルチメディアを活用している教員のノ

ウハウを互いに批判的に検討しつつ組織として共有する必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

① 複数開講の導入等によって、少なくとも基本科目については、受講生の多い（300 人以上の）クラスの数を３年以内に半減することを目標とする。

② コア的な授業科目（専門応用科目も含む）に呼応した演習科目を設ける方向でのカリキュラム改革を実現する。この点については本章２－３－（１）（２）でも言及している。

③ マルチメディアを活用している教員のノウハウを互いに批判的に検討しつつ組織として共有するための検討・議論を開始する。

（８）経済学部におけるファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）への取り組み

現状の説明

１）ＦＤ委員会による全学共通の授業アンケート

本学の教員（専任および兼任）は、全学ＦＤ委員会による全学共通の授業アンケートを実施することになっている。経済学部の専任教員の場合、このアンケートを少なくとも１つの科目で実施した教員の割合は、平成１８年度前期が 80.0%、後期が 76.7%、１９年度前期が 93.3%であった。また、経済学部の兼任教員の場合、平成１８年度前期が 65.0%、後期が 57.5%、１９年度前期が 66.0%であった。また、平成１９年の７月に経済学部の専任教員を対象として行なったアンケート調査によれば、有効回答の 25 人全員がこの授業アンケートを実施しており、そのうち９人(36%)が「結果の分析等を何らかの形で授業に反映させる」と答え、13 人(52%)が「(結果の分析等を) 授業へ反映するほどではないが、授業に対する心構えを改める」と答え、3 人が「結果を読むだけである」と答えている。

２）シラバス

國學院大學ではすべての教員がシラバスに　①講義テーマ、②講義の目的・内容、③各回の講義計画、④成績評価の方法、⑤テキスト・参考文献　を受講生の履修選択に資するようにわかりやく具体的に記載することになっている。経済学部の教員はその方針に従っている。また、複数開講の科目では、原則、代表担当者がシラバスを執筆し、講義内容等を共通化している。

３）経済学部独自の取り組み

ア．導入科目

「日本の経済」を中心に、導入教育では、科目独自に実施するアンケートや成績分布を活用した講義内容および方法の見直しを実施している。

6 人の教員（1 名は再履修クラスのみ）が担当する「日本の経済」の場合、平成１６年度までは、担当者会議で講義内容の打ち合わせはしていたものの、講義ノート（レジュメ）や試験問題は各々が作成し、成績評価をしていた。しかし、導入科目としての重要性を踏まえて、平成１７年度から試験問題の統一を図り、採点のさいに教員の主観や裁量が入る余地のない内容にした。１８年度からは、担当者会議を何回か重ね、１７年度の成績分布等を考慮しながら講義内容を練り直し、配布する講義ノートを統一し、補助教材も共有した。さらに、ビデオ撮影を開始し、相互評価のための合評会を行なった。また、１９年度からは、「日本の経済」のレジュメ・補助教材等はすべて教授会で配布し、担当者以外の同僚からの批判的検討も受けることにした。

この取り組みにより、学生の講義への理解度が増すとともに、それが学習への興味や関心の高まりにつながり、結果として学生の満足度が向上することを期待した。過去３年の成績の分布をみると、

平成１７年度前期（Ｒを除く）はA+2%、A7%、B13%、C35%、D44%であったが、統一の教材を使い始めた平成18年度にはA+24%、A22%、B19%、C17%、D18%になり、平成19年度にはA+15%、A31%、B26%、C17%、D10%になった。また、講義が「良く理解できた」と「だいたい理解できた」の合計値は、平成１７年度で 31.3%、１８年度で 58.5%、１９年度で 55.2%となっており、成績分布同様、１８年度に急上昇している。講義の内容については「テーマをもっと絞り、個々のテーマをもっと時間をかけて説明した方が良い」との回答は、平成１７年度で 51.1%、１８年度で 37.6%、１９年度で 34.8%と低下し、１８年度以降の単元の選定と深さの妥当性を示している。

「基礎演習」や「コンピュータと情報A」でも、次のような取り組みを行なった。「基礎演習」では、平成１９年度から１クラスあたりの学生数を 30 人程度から 20 人程度に少なくしたことをきっかけに講義内容とその方法の見直しを図った。平成１８年度には学部懇談会・教授会を開催し、科目独自の学生アンケートで満足度の高かったクラスの講義内容の紹介を行なうとともに、成績評価の方法を標準化・客観化するために、最低限クリアすべき発表の回数、レポートの提出回数、出席回数や評価の割り振りなどについて検討した。こうした取り組みの結果、「基礎演習」で実施した科目独自の学生アンケートによれば、この科目が全体として「とても役だった」と「かなり役だった」の合計値は、１８年度の 56.7%から１９年度の 66.8%に上昇した。

「コンピュータと情報A」では、情報教育担当者全員が参加するメーリングリストで、日常的に授業の問題点について議論されており、その積み上げのもとで調整が行なわれている。現在、これまでの（手作りの）共通教科書に加えて共通問題集の出版について合意し、平成２０年度からの使用を目指して編集作業が始まっている。コンピュータ・スキルについては、講義を受講する前から学生の間に大きな開きがあるので、問題集の出版は基礎的なスキルを確実に習得させることを目的としている。また、スキルの低い学生への対応として補習も実施している。「コンピュータと情報A」で実施した科目独自の学生アンケートによれば、全体の理解度について「よく理解できた」と「だいたい理解できた」の合計値が平成１８年度 79.3%であり、１９年度 85.5%であった。目標通りの基本的なコンピュータ・スキルの習得が達成されつつある。

イ．フィールドワーク型授業

フィールドワーク型科目とその関連科目の担当者は、「フィールドスタディ」、「企業調査研究」ばかりでなく「地域社会問題演習」、「環境開発問題演習」、「企業問題演習」や「社会経済調査の基礎」、「スタディツアー」などの教育方法・内容の検討にも集団的に関与し、通称、実習担当者会議を組織し、日ごろからメーリングリストの活用等により意見交換を活発に行なっている。「フィールドスタディ」の前提科目である「地域社会問題演習」や「環境開発問題演習」、「企業調査研究」の前提科目である「企業問題演習」での科目独自の学生アンケート（平成１９年１月に実施）をみると、「地域社会問題演習」では、「地域調査の全体像がイメージできた」82.0%、「地域社会について興味が増した」76.0%、「環境開発問題演習」では「環境開発の実態について知ることができた」97.1%、「環境・開発問題に興味や関心が深まった」97.0%、「企業問題演習」では、「企業の方に会って企業経営を学ぶ意欲がわいた」74.3%、「企業について考えさせられる機会多かった」91.9%という結果を得ている。これらの成果は、個々の担当者の努力もあるが、実習担当者会議の集団的な取り組みの成果という面も大きいと考えられる。とはいえ、本格的な調査研究科目の「フィールドスタディ」、「企業調査研究」の履修に必ずしも結び付いていないのはやや残念である（本章２－３－（２））。

点検・評価、長所と問題点

経済学部の専任教員の多くが全学共通の授業評価アンケートを実施していること、また、なんらか

の形で授業改善に役立てようとしていることは評価できよう。ただし、より具体的な授業改善に向けた実践の内容については必ずしも教員間で共有されているわけではない。

経済学部の独自のＦＤ活動、たとえば「日本の経済」等での取り組みは、「フィードバック型の授業への取り組みや、厳正で公平な成績評価等、教育方法における改善の取り組みを行なう」とする行動目標を具現化しており、ＰＤＳＣを有効に実践している事例として評価できる。これらの取り組みは、厳正な成績評価のあり方、成績評価法の適切性・妥当性の問題とも不可分である。

しかし、「日本の経済」の取り組みから１つの課題も見えてきた。その課題とは、学生の自主的な学習を促すことにまで至っていないことである。「日本の経済」で自習・復習について質問したアンケートの回答をみると、「必要だと思った」のは平成１７年度 71.8%、１８年度 73.1%、１９年度 70.6%に達するが、一方で自習・復習を実行したかについては「かなりやった」「少しやった」をあわせても各年で 30.2%、35.2%、42.3%にとどまる。上昇傾向にあるとはいえ、半数を割っている。授業の中でどのように学生自身の主体的な学習への誘因を醸成するかは、実は難しい課題である。

将来の改善・改革に向けた方策

① 「日本の経済」では、講義内容を工夫することで自習・復習を促そうとしており、次の取り組みを行なうために、担当者会議が頻繁に開かれている。第１は、教科書作りであり、平成 20 年度からは教科書を使って講義をすることで自習や復習を可能にする。第２は、問題集の配布であり、講義の進捗度にあわせて学生が理解度を確認できるようにする。第３は、講義を撮影したビデオを復習したい学生に活用できるようにすることである。導入科目である「日本の経済」で自習や復習の取り組みが身につけば、その成果が他の講義にも波及することになるであろう。

② 「基礎演習」では、平成１８年度に確認された教育目標とその評価方法に基づいた組織的ＦＤ活動を行なう体制ができていることを生かして、今後も年度ごとに各教員に具体的な内容やノウハウの公開を求め、相互に意見交換しながら、いっそう組織的な授業改善を図っていく。

③ 「コンピュータと情報Ａ」では、担当者会議の合意を踏まえ、平成２０年度以降の講義で使うための問題集作りをはじめている。これによりコンピュータ・スキルの自宅での習得も可能になる。

④ 「フィールドスタディ」、「企業調査研究」などの現場実習に関する科目では、カリキュラム上は系統履修が整備されているので、系統履修に学生をいかに導くかが課題である。１つの方法として、実習成果報告会の実施を広く宣伝し、実習系の科目で学ぶ内容を周知することで、学生の系統履修を促進する。

⑤ 「日本の経済」等での取り組みを他の科目にどのように応用できるかを検討し、組織的にＰＤＳＣを実践できる体制の構築に向けた検討を開始する。

４．神道文化学部

目標

１．教育課程等
・ 導入教育・少人数教育の充実
① 導入教育としての１年次少人数演習クラス「神道文化基礎演習」の充実と、その評価の向上を図る
② 専門教育への橋渡しとしての２年次少人数演習クラス「神道文化演習」の実施に向け、学力養成・授業出席率向上・満足度アップのための方策を模索する
③ ３年・４年次少人数専門演習クラス体制の改善と、演習論文実施方法の模索
２．教育方法等
・ 教員との日常的対話を可能にする体制と仕組みの構築と実施
① 教員全員が昼間主・夜間主学生のためにそれぞれオフィスアワーを設定する
② 脱落しかけた学生に対するきめ細かな面接と指導を行ない、各種ガイダンス・成績不振者相談の出席率と満足度の向上を図る
・ 教育理念・目的・教育内容に対する学生の評価や意見を汲み上げる仕組みの構築
① 少人数演習クラスにおいて、学生との日常的な対話を通じた教育目標達成の検証
② ２年次秋に全教員が分担し、学部学生全員との面接を実施、教育成果を検証
③ ４年卒業時に卒業生全員にアンケート調査を実施。本学部での学びに対する学生満足度の検証を行なう

（１）神道文化学部の教育課程と神道文化学部の理念・目的、ならびに学校教育法第５２条、大学設置基準第１９条との関連

現状の説明

神道文化学部の教育課程は、教養総合科目と専門教育科目からなる。教養総合科目では、外国語科目（必修）、スポーツ・身体文化（必修）、コンピュータ技術演習（選択）からなる共通科目を履修した上で、主題講座、総合講座、教養演習、総合演習からなる総合科目と、外国語（選択）、スポーツ・身体文化（選択）、単位互換・留学等による単位認定からなる応用発展科目を、学生の主体的関心により履修することにより、国際化時代に対応した幅広い知的領域に目を開き、自己と社会および文化を問うための方法と技能を身につけることができる。専門教育科目では、神道を中心とする日本の伝統文化と、内外の宗教文化に対する理解を深め、国際化・情報化された現代社会における宗教文化の意義・役割を適切に判断し、平和で健全な社会・国家の形成に有為な人材を育てることを目的としている。

平成１４年度の神道文化学部開設時には、卒業に必要な最低単位数を教養総合科目 40 単位、専門教育科目 84 単位、合計 124 単位とした。１６年度には教養総合科目 36 単位、専門教育科目 60 単位とし、これに他学部・他学科における専門科目（共通領域科目）の履修を含めて、合計 124 単位とすることに改めた。教養総合科目はできるだけ１・２年次で履修するよう、３年次に進級するさいに次のような条件を設けている。すなわち、１・２年次の各年次を通年で在学し、教養総合科目のうち、共通科目の必修外国語（英語）2 単位、スポーツ身体文化ＩＡ・ＩＢの 2 単位及び専門基礎科目の神道文化基礎演習 2 単位を含む 32 単位以上を修得することである。

教養総合科目のうち外国語科目は、平成１４年度の学部設置時には既修外国語と未修外国語の双方を必修としていたが、１９年度から、英語のみ（8 単位）を必修とし、その他の外国語を選択とした。また、２年次に「English Ⅱ（神道英語)」（前期１単位、後期１単位）を設け、神道と日本文化を外国人に向けて説明する力を身に付けるための英会話を中心とする授業を組み込んだ。

國學院大學は、学則第１条で「本学は神道精神に基づき人格を陶冶し、諸学の理論ならびに応用を攻究教授し、有用な人材を育成することを目的とする」と謳っている。神道文化学部、とりわけその専門教育科目は、この「神道精神」を本学のなかでもっとも深く直接的に学ぶことができ、神職をはじめとして現代社会において「神道精神」を担って活躍する人材を養成するための教育課程という位置にある。

そのため専門教育科目では､神道および内外の宗教文化を学ぶための科目を体系的に配置している。平成１４年度の学部開設時には、基礎科目、選択必修科目、選択Ⅰ類、選択Ⅱ類、選択Ⅲ類からなり、神道概論、神道史学Ⅰ、古典講読Ⅰ、宗教学と神道文化基礎演習で基礎を固めた上で、古典・祭祀・神道史・国学などに関わる神道文化科目群、世界や日本の宗教文化、宗教社会学、キリスト教文化・仏教文化・中東文化・東アジア文化などを学ぶ宗教文化科目群の多様な講義科目や演習科目を、段階的に履修できるよう配慮した。また３・４年次は卒業論文（選択）または演習にとりかかり、自らの学修の総仕上げを専任教員の指導のもとで行なうこととした。

平成１８年度に行なったカリキュラム改編では、専門教育科目の構成を専門基礎科目、基幹講義科目、基幹演習科目、展開科目、選択科目と改めた。基礎を固めた上で段階的に神道および内外の宗教文化を学んでいく方針は変わらないものの、これまで選択制であった卒業論文を廃止し、代わりに基幹演習科目における演習論文作成を全学部生に課すこととした。すなわち、基幹演習科目（神道学演習・神道史学演習・宗教学演習）を選択必修として、これを専任教員が担当し、専任教員の指導と少人数クラスのもとで、自らの学修を演習論文として完成させるかたちに改めたのである。また、２年次後期に新たに必修の演習科目である神道文化演習を置き、基礎から専門・応用への橋渡しをしっかりと行なうようにしている。同時に、進級条件に神道文化基礎演習の修得を加えた。

神道文化学部の専門教育科目は、神社本庁所属神社の神職資格を取得するための「神職課程」の認定を受けている。平成１８年度からは、卒業と同時に指導的神職として活躍できる人材を育成するための「明階総合課程」が設けられたが、その授業科目は神道文化学部の選択科目に組み込まれている。

また、宗教文化を幅広く学ぶ宗教文化系の科目群を中心に、１７年度より副専攻「宗教文化」(24 単位。副専攻については本章１－１.を参照のこと)を設け、他学部・学科の学生にも宗教文化についての専門的・体系的な履修ができるようにしている。

点検・評価、長所と問題点

平成１４年度の学部設置以来、１８年度のカリキュラム改編においても、神道および内外の宗教文化に対する理解を深めることにより、国際化時代に対応した人材を育成することのできる幅広いカリキュラムづくりの姿勢は一貫して維持している。そして教養総合科目での「神道英語」の導入は、この方針の実効性をさらに強化するものであると評価できる。

一人ひとりの学生が学びを発展させていくためには、基礎的な読み書き能力や大学での学修方法などの導入教育から始めて、その成果を専門的・応用的な研究へと積み上げていく段階的なカリキュラム体系が不可欠である。神道文化学部の専門演習科目において、その柱となっているのが一連の演習科目である。教員の指導と学生同士の切磋琢磨のもとでの学修環境は、学生自身の主体的な関心や目的意識とさまざまな講義科目とを有機的に結びつけ、またさらに自らの研究能力・コミュニケーショ

ン能力を高めるための有効な機会を与える。

この演習科目の流れを見た場合、平成１４年度の学部設置時には１年次の神道文化基礎演習を終えた後、３年次の演習科目を履修するまでに空白期間があった。１８年度のカリキュラム改編では神道文化演習を２年次に配置し、神道文化基礎演習の１・２年次での修得を進級条件に加えたことでこの空白を埋め、専門性の高い段階に進めるように橋渡しを強化したものと評価できる。この一連の演習科目における導入教育・少人数教育の現状と点検・評価については次節に譲る。

将来の改善・改革に向けた方策

神道文化学部は、神道をはじめとする日本の伝統文化と内外の宗教文化に対する理解を深め、それにより国際化時代の有為な人材を育成するという理念・目的を掲げ、それに即した体系的かつ段階的なカリキュラムを提供している。学部設置以来、導入教育・演習科目の充実や外国語科目の見直しにより、その実効性を高める改善を行なってきた。平成１７年度の神道文化演習の設置、１９年度の外国語科目の改編の結果はこれから表れることになるが、その点検・評価と、さらなる改善が必要である。

また、最新の研究動向と社会的要請に応じたカリキュラムの見直しも、今後必要になると考える。具体的には、國學院大學の学術資産を活用した教育と神道・日本文化の発信に関わる人材の育成、環境教育への貢献、宗教文化教育が挙げられる。

平成２０年度には、國學院大學に学術メディアセンター棟（ＡＭＣ）が竣功し、國學院大學が有する学術資産活用の促進が図られる。これを新たな学修支援環境として授業展開等に有機的に取り入れていく必要がある。

また、平成１８年度、文部科学省「現代教育ニーズ取組支援プログラム」（現代ＧＰ）の「持続可能な社会につながる環境教育の推進」部門に採択された「歴史文化を踏まえた環境総合教育の拠点形成―地域と国際を結ぶフィールド実践による主体形成―」には、神道文化学部の教員が２名参加している（茂木栄准教授、ノルマン・ヘィヴンズ准教授)。このような実践的・社会的ニーズに応える授業科目の重点化にも力を注いでいく。

神道文化学部には、内外の宗教文化を幅広く学ぶための宗教文化科目群が設置されており、その科目群を中心として副専攻「宗教文化」を他学部・学科学生に開放している。こうしたカリキュラムに対する社会的ニーズは、現在の国際化・グローバル化社会においてますます高まっていくものと思われる。現在、日本宗教学会、「宗教と社会」学会など宗教研究に関する諸学会を中心に、「宗教文化士」（仮称）資格認定に向けた検討・準備が進められているが、本学の神道文化学部における宗教文化系科目群はそのモデルケースとして参入できる可能性がある。こうした点も見据えつつ、さらに内外の評価・批判を経ながらの改善に取り組んでいく。

（２）神道文化学部の教育課程編成における学生の主体的学修への配慮

現状の説明

神道文化学部の教育課程は、平成１４年度の学部設置時には教養総合科目 40 単位・専門教育科目 84 単位、合計 124 単位であったが、１８年度に、教養総合科目 36 単位・専門教育科目 64 単位、これに共通領域科目を含めて合計 124 単位と改めた。教養総合科目での幅広い学修、専門教育科目での神道文化・宗教文化の多岐にわたる分野の体系的・段階的履修に加えて、他学部・学科の専門科目も学生の関心に応じて選択することが可能なカリキュラムとなっている。他学部・学科が提供する副専攻カリキュラム（24 単位）を体系的に修得することも可能になった。また、昼間主コースと夜間主コー

スを設けているが、教養総合科目の必修科目、専門教育科目の専門基礎科目以外は、昼夜どちらでも履修可能なフレックス制を採っている。

教養総合科目では、平成１４年度の学部設置時には既修外国語と未修外国語の双方を必修としていたが、１９年度より英語のみを必修とし、その他の外国語は完全に自由選択となった。

神道文化学部の専門教育科目では、１年次の神道文化基礎演習に始まる演習科目を、学生の主体的学修を支援するための重要な柱と位置づけている。神道文化基礎演習では、漢字テストや読書感想文の提出などを通じて読み書き能力を身につけたうえで、各担当教員の専門領域に応じて基礎的な文献を取り上げるなどして、神道文化・宗教文化についての基本的な概念・用語を習得し、さらに学生間の積極的な意見交換を促す。ここで身につけた能力と、教員・学生間あるいは学生同士のコミュニケーション環境を基盤として、学生がこれからの在学期間中に自らの主体的な関心を深めていくことができるように配慮している。

神道文化学部卒業生に対して行なうアンケート調査では、神道文化基礎演習がそのように主体的学修の基礎として機能してきたかどうかを確かめるための質問項目を設けている。これまでに平成１８年３月（神道文化学部の第１期卒業生)、１９年３月の２回、アンケートを実施しているが、結果は次のとおりである。

Q11　神道文化基礎演習は 4 年間の学習・研究生活に役立ったか

	2006 年 3 月		2007 年 3 月	
	回答数	パーセント	回答数	パーセント
とても役立った	42	25.6%	25	18.7%
やや役立った	68	41.5%	69	51.5%
あまり役立たなかった	41	25.0%	24	17.9%
全く役立たなかった	9	5.5%	13	9.7%
無回答	4	2.4%	3	2.2%
計	164	100.0%	134	100.0%

SQ11.1　神道文化基礎演習で役立った内容（複数回答)

※Q11 で「とても役立った」「やや役立った」を選択した者のみ回答。

	2006 年 3 月		2007 年 3 月	
	回答数	パーセント	回答数	パーセント
図書館の利用方法	11	10.0%	16	17.0%
基本参考文献の調べ方	25	22.7%	15	16.0%
レジュメ、リポートの書き方	47	42.7%	34	36.2%
発表の仕方	25	22.7%	18	19.1%
神道の基礎知識	54	49.1%	51	54.3%
漢字の読み書き	26	23.6%	29	30.9%
教員とのコミュニケーション	27	24.5%	16	17.0%
学生同士のコミュニケーション	10	9.1%	19	20.2%
その他	2	1.8%	1	1.1%

「役立った」と回答した卒業生のうち半数近くが、その内容として「神道の基礎知識」を挙げている。しかし、「図書館の利用方法」、「基本参考文献の調べ方」、「発表の仕方」はあまり高い評価を得ていない。

３年次から始まる選択Ｉ類の専門科目では、クラスごとの人数を少数（上限 30 名）に絞り、文献講読や研究発表等を通じて学生の主体性を重んじた学修を展開している。演習科目のクラス分けは学生の希望により行なっているが、希望者が集中するクラスについては抽選を行なっている。従来から担当教員の所感として、専門的な学修に取り組む前の基礎的な能力、すなわち上に挙げた「図書館の利用方法」、「基本参考文献の調べ方」、「発表の仕方」などの準備ができていない学生が多いという指摘が寄せられてきた。

こうした現状を踏まえ、平成１８年度のカリキュラム改編で、新たに２年次の必修科目として神道文化演習を設けた。「専門演習への架け橋、基礎学力を確実なものに」を目標とし、神道文化学部の専門教育科目の全体的な俯瞰図を提供するとともに、図書館の利用などによる文献検索の方法を身につけつつ、発表・討議に明確な評価基準を導入して学びの能力を高める機会とするものである。

神道文化演習は平成１９年度が初年度であり、卒業時にその結果を確認するのは２１年度（２２年３月）のことになる。現段階で確認できる数値は授業の出席率しかない。１年次の神道文化基礎演習の授業出席率の平均は、１８年度が 84%、１９年度が 85%である。これに対し、１９年度の神道文化演習の第５回までの授業出席率の平均は 74%となっている。

なお、カリキュラムにおける基幹的な必修科目、及び少人数の演習科目については、原則として専任教員が担当することによって親身かつ専門的な指導を行ない、それ以外の選択科目については、学生の選択肢を増やすため、他大学等からの兼任講師の出講も含めた多様な科目群を開講している。こうした方針のもと、現在、必修科目の専任教員担当比率は 100%、選択必修科目の兼任講師担当比率は 15%となっている。

さらに学部教員の学生の主体的学修の支援策として、専任教員によるオフィスアワーを開設し、常時学生の指導に当たっている。また学部独自の学生履修支援制度として、学部開設以来、学務補助員（原則として大学院後期課程の学生を任期制で委嘱）の制度を設け、修学相談室での履修・修学指導（月～金、13 時 30 分から 19 時 30 分まで）、とりわけ神道文化基礎演習等の演習科目での教育補助業務等（漢字テストの採点・成績集計）に従事し、学生へのきめ細かい学修支援につとめている。

点検・評価、長所と問題点

教養総合科目で外国語を英語のみ必修としたこと、また教養総合科目・専門教育科目の卒業要件単位数をそれぞれ 36 単位･64 単位に抑え、残り 24 単位を教養総合科目、神道文化学部の専門教育科目、および他学部・学科の専門教育科目（共通領域科目）から自由に選択可能としたことは、学生の選択肢を確実に広げたものとして評価できよう。併せて専任教員によるオフィスアワー開設、学部独自の学務補助員による履修・修学指導、教育補助業務は、学生への学習支援をきめ細かく行き届かせる上で、着実な教育効果をあげているものと評価できよう。

今後とも学生の主体的学修を一層促進していくためには、多様な科目履修の選択肢を提供して教員・学務補助員による親身な学修支援を継続するとともに、神道文化学部が掲げる理念・目的のもとでどのように学んでいくか、その筋道について学生が基礎からじっくりと取り組めるようなオリエンテーションの機会が不可欠である。したがって、神道文化基礎演習をはじめとする少人数の演習科目を充実させていくことが重要である。

神道文化基礎演習に対する卒業生の評価を見ると、「役立った」とする回答が過半数であったものの、

「図書館の利用方法」、「基本参考文献の調べ方」、「発表の仕方」といった学修のためのスキルを磨く面では十分でなかったことがわかる。これを補い、３年次の演習への橋渡しをするために、平成１８年度のカリキュラム改編で神道文化演習を新設した。このことで主体的な学修を支援する環境はさらに整ったと評価できる。しかしながら、１年次の神道文化基礎演習に比べて低い授業出席率は、改善する必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

平成１８年度のカリキュラム改編で２年次の神道文化演習が加わったことで、主体的な学修支援の環境整備はさらに充実した。今後は、１年次の神道文化基礎演習、２年次の神道文化演習、３・４年次の基幹演習科目それぞれについて、その授業内容・授業方法を再点検し、主体的な学修の支援という目標にふさわしい工夫を凝らした改善策を講じていく。

（３）単位認定と単位互換等

現状の説明

神道文化学部の専門教育科目は、一部の演習科目を除いて半期（セメスター）科目が 2 単位、通年科目が 4 単位となっている。平成１８年度のカリキュラム改編で、従来通年で開講していた選択必修科目 11 科目をセメスター制に移行し、基幹講義科目と改称した。ただし、現状では例えば前期開講の祭祀学Ⅰを履修した後に後期開講の祭祀学Ⅱを履修するというように、Ⅰ・Ⅱを段階的に履修するための条件を設けている。

平成１８年度のカリキュラム改編後の授業科目は、「専門基礎科目」(20 単位必修)、「基幹講義科目」(6 科目 12 単位選択必修)、「基幹演習科目」(1 科目 4 単位×2)、「展開科目」(16 単位)、「選択科目」で構成される。専門基礎科目は神道の基礎を学ぶための神道概論、神道史学Ⅰ、古典講読Ⅰ、内外の宗教文化を学ぶ基礎となる宗教学といった必修の講義科目（通年、各 4 単位）と、１年次の神道文化基礎演習、２年次の神道文化演習を配置している。文字どおり、神道を中心とする日本の伝統文化と内外の宗教文化を学ぶための、基礎・土台を作る科目群である。

基幹講義科目は大きく分けて神道文化科目群と宗教文化科目群とからなり、いずれも半期 2 単位の講義科目であるが、前述のとおり前期・後期を通して履修するよう条件を設けている。基幹演習科目は３・４年次の専門的かつ主体的な学修の柱となる演習科目（通年 4 単位）で、教員の指導と学生間の切磋琢磨を経て、その集大成として４年次に演習論文を完成させる。展開科目の中には、講義を中心とする通年 4 単位、あるいは半期 2 単位の科目と、神社実務演習、神社祭祀演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲといった実技指導を中心とする通年 2 単位の演習科目とがある。選択科目はいずれも半期 2 単位または通年 4 単位の講義系科目である。

平成１４年度の学部設置時には、学生の主体的ニーズに即した学修形態提供を期して３年次に卒業論文（8 単位）の選択・非選択を決め、卒業論文を選択する場合には選択Ⅰ類の演習科目から 2 科目 8 単位をさらに履修し、卒業論文を選択しない場合には演習科目 4 科目を 16 単位履修することとしていた。卒業論文は１８年度のカリキュラム改編時に廃止し、必修の基幹演習科目を３年次に１科目 4 単位、４年次に１科目 4 単位履修し、４年次に各自の学修の総仕上げとして演習論文を作成する形態に改めた。

卒業要件単位数は、平成１４年度の学部設置時には教養総合科目 40 単位、専門教育科目 84 単位の合計 124 単位とし、他学部・学科開設の科目を履修することは認めなかったが、１８年度のカリキュラム改編では教養総合科目 36 単位、専門教育科目 64 単位と改め、残り 24 単位を教養総合科目、専門

教育科目、あるいは他学部・学科が開設する科目（共通領域科目）から履修することを可能にした。

神道文化学部はこれまで独自の単位互換制度を設けておらず、「首都圏西部単位互換協定」、「横浜市内大学間学術・教育交流協議会単位互換協定」により、全学的な単位互換制度のなかで単位認定を行なってきた。平成２０年度には同じ神道系大学である皇學館大学の文学部神道学科との協定による単位互換を目指すべく検討、交渉を進めてきたが、初年度は両大学の既設科目への相手大学の講師派遣という形をとることとなった。

大学以外での教育施設での単位認定は行なっていない。学士入学者と國學院短期大学からの編入者に対しては、教養総合科目の単位分を認定している。また國學院短期大学では、神道文化学部の専門教育科目として単位認定が可能な科目を集中講義形式で開講し、本学専任教員が出講している。また従来の國學院短期大学に加え、同じく学校法人國學院大學に属する國學院大學幼児教育専門学校からの編入と単位認定が、平成２０年度より実施される。

このほか、神職課程は、正課とは別にさまざまな神社実習を行なっているが、これらについては単位認定していない。

点検・評価、長所と問題点

教室内での実技指導が中心の演習科目を通年 2 単位とするほかは、学生による予習・復習や発表・リポート提出のための準備を要する講義科目・演習科目を半期 2 単位、通年 4 単位とする単位計算方法は妥当と言える。

平成１８年度のカリキュラム改編において、卒業要件単位数 124 単位のうち 24 単位を他学部・学科の開設科目のなかからも修得可能としたことは、学生の主体的な学修の選択肢を広げるのに適切であったと評価できる。しかし、そこにおいて、ただ多様な科目を無目的に選択することがないように配慮しなければならない。各学部・学科が「副専攻」カリキュラム（24 単位）を提供していることは、体系的な学びのオリエンテーションの役割を果たしているが、これが１８年度入学の学生において十分浸透していくかは、今後の点検・評価をまたなければならない。

皇學館大学文学部神道学科との協定による単位互換は、キャンパスの遠さやカリキュラムの相違などから実現に大きな壁があったが、大学設置の理念を共有する両大学の学生レベルでの交流と学修の充実を何としても図るため、平成２０年度から集中講義形式で実現する運びとなった。

神社実習は正課として単位認定されていないとはいえ、学生の年間スケジュールにおいて、また神職になるための養成を受けるという趣旨において、きわめて大きな位置を占めている。すでに一般の就職に向け、実習を伴う正課の教養総合科目として「インターンシップⅠ・Ⅱ」が開設されているが、これと同様に位置付けることができるのではないか。

将来の改善・改革に向けた方策

皇學館大学との協定による単位互換、および神社実習の正課への繰り入れは、神道文化学部開設の理念に照らして今後さらに検討を進める。

（４）社会人・外国人留学生に対する教育課程編成上及び教育指導上の配慮

現状の説明

神道文化学部では社会人特別選考入試による１年次からの社会人入学者に加え、学士入学によっても社会人の３年次からの入学を受け入れている。平成１９年度における社会人学生の在籍数は、昼間主 7 名、夜間主 29 名を数え、神道および日本の伝統文化に対し、社会人としての経験を踏まえて強い学問的意欲をもって入学する学生が多い。教育課程においては他の入学生と変わりないが、オフィス

アワーなどを活用して自ら熱心に教員の指導を受けているのが現状である。

外国人留学生の受け入れは平成２０年度からとなるため、現在は特別の措置を講じていない。

点検・評価、長所と問題点

学士入学する社会人学生は３年次からとなるため、卒業論文の選択・非選択や卒業論文テーマの提出、演習科目の希望を入学後すぐに求められることになる。この段階での相談に応じる体制が十分でなく、後になってそのときの選択に対して後悔や不満をもらす社会人学生もいる。

将来の改善・改革に向けた方策

社会人学生は、これまで自らのライフスタイルと学修への意欲を確立した存在とみなされ、その熱意に対して、受け入れ側が甘えていた面がないとは言えない。とくに入学直後の修学相談の充実を図りたい。

外国人留学生に対する教育上の配慮についても、早急に検討すべき課題である。すでに受け入れを進めている他学部・学科での状況を参考にしつつ、また実際に入学する学生の志向性も踏まえて、カリキュラム、授業形態、修学指導などのさまざまな面で工夫を重ねていく。

（５）教育効果を測定するための方法

現状の説明

神道文化学部では、学生が神道文化学部の理念・目的と専門教育科目のカリキュラムに対してどのように理解･評価し､それによって主体的な学修の道筋を確実なものとしているかどうかを汲み上げ、また教員がそれを日常的に把握できるようにするための種々の方策がとられている。

学部が独自に行なっているものとしては、入学時のアンケート調査、２年次の１１月下旬に行なう全員面接、卒業時のアンケート調査がある。また全学的に行なっているものとして、成績不振学生に対して３月・９月に行なう修学相談、ＦＤ委員会による授業アンケート、全専任教員のオフィスアワーを神道文化学部でも導入している。このほか、毎年度の進級者数・留年者数、卒業者数・卒業延期者数も神道文化学部教授会において報告される。

さらには、１年次の神道文化基礎演習、平成１８年度のカリキュラム改編で新設した２年次の神道文化演習、３・４年次の演習や卒業論文指導においても、少人数クラスの環境で、教員による対面指導を通じて、学生の達成度をきめ細かく把握するよう努めている。

ここでは、数値的に把握できるものとして、卒業生アンケートの結果、授業アンケートにおいて神道文化学部で独自に設定した教育効果に関する追加質問の実施率を取り上げる。教員による直接的な相談・指導の機会に関する現状の説明は次項に譲る。

卒業生に対するアンケート調査はこれまで平成１８年３月（神道文化学部第１期生)、１９年３月の２回行なっている。回答率は１８年３月が 91.6%（卒業生 179 名のうち 164 名)、１９年３月が 93.1%（卒業生 144 名のうち 134 名）であった。質問項目は、入学動機、学修目標、自己の力を伸ばすことができた授業科目、授業への出席、神道文化基礎演習は４年間の学修・研究に役立ったか、卒業論文・演習科目の選択・非選択とそれに対する評価、学部専任教員とのコミュニケーション機会と内容、語学力とコンピュータ活用能力を伸ばす機会、就職・奉職状況、在学してよかったか、からなる。集計結果は翌年度はじめの神道文化学部教授会で報告し、教員間での共有を図っている。最後の質問、「あなたは今、國學院大學に在学したことをどのように考えていますか」の回答結果は次頁の表のとおりである。

	１８年３月		１９年３月	
	回答数	割合	回答数	割合
非常によかった	101	61.6%	73	54.5%
まあまあよかった	47	28.7%	50	37.3%
少し後悔している	6	3.7%	5	3.7%
非常に後悔している	3	1.8%	1	0.7%
無回答	7	4.3%	5	3.7%
計	164	100.0%	134	100.0%

ＦＤ委員会による授業アンケートは全学的に導入されているが、神道文化学部では平成１８年度より、神道文化基礎演習と専任教員が担当する選択Ｉ類の演習科目について、教育効果に関する独自の追加質問を2項目ずつ設定した。神道文化基礎演習では、「この授業はあなたの大学生活にとってプラスになりましたか」、「この授業は基礎学力の獲得に役立ちましたか」の2問、選択Ｉ類演習科目では「専門的な研究・調査能力が身につきましたか」、「他の学生と切磋琢磨することができましたか」の2問である。この追加質問を加えた形でのアンケートの実施率は次のとおりである。

科目	１８年度			１９年度		
	実施クラス数	全クラス数	実施率	実施クラス数	全クラス数	実施率
神道文化基礎演習	4	11	36.4	5	10	50.0
選択Ｉ類演習科目	5	15	33.3	2	16	12.5

点検・評価、長所と問題点

このように神道文化学部では、新入生や卒業生に対するアンケート、また授業アンケートの定期的実施とその集計結果の共有により、教員が学生への教育効果を数量的に把握する仕組みを構築している。集計結果は必ず神道文化学部教授会で報告され、教員間でのデータ共有と問題点の点検が行なわれていることも評価できよう。卒業生アンケートでの神道文化基礎演習に関する質問の回答結果は、平成１８年度のカリキュラム改編における２年次必修の神道文化演習の導入につながっており（本章２－４.－（２）参照)、カリキュラムの見直しに直接役立つものとなっている。ただし、授業アンケートの追加質問による教育効果の測定はまだ試行的な段階であり、実施率も十分とはいえない。

なお学部評価のもう一方の重要な指標である卒業生の就職状況を見てみよう。神道文化学部第１期生卒業の年である平成１７年度は、民間企業・官公庁・教員の総計が８２名、その他（神社界等）が６０名を数えた。１８年度は、民間企業・官公庁・教員の総計が４０名、その他（神社界等）が７３名であった。神職養成を一方の使命とする学部の性格上やむをえないこととはいえ、一般企業への就職率が伸び悩みの傾向にある。

将来の改善・改革に向けた方策

新入生や卒業生に対する学部独自のアンケートは今後も継続し、教育効果の経年的な変化を追い、カリキュラムや授業方法の改善に積極的に役立てていきたい。そのためには、より信頼性が高く改善に役立つ質問項目の再検討を進める必要がある。また集計結果を教員間で共有し、改善の提言につなげていけるような討議・研修の機会、学部教員の合意形成に向けた協議の場を、より積極的に設けて

いく。

これとともに、学生の奉職・就職支援に関しても、従来の神社界にとどまらず、一般企業への就職率向上を目指し、各種就職ガイダンスへの参加奨励等によって、就職支援の一層の充実を図っていく。

（６）学生に対する履修指導

現状の説明

神道文化学部は、全学的な年度ごとの履修登録科目数の制限に従っている。そのうえで、学生が神道文化学部の理念・目的を理解したうえで、体系的に授業科目を履修するよう指導している。入学時には学生に対して『神道文化学部ガイドブック』を配布しているが、ここには「履修モデル」として履修科目の組み合わせパターンを例示している。すなわち、「古代の神道史・神社史について学びたい学生」、「近世・近代の神道思想や神社制度について学びたい学生」、「祭式・神社実務など神職の実践について学びたい学生」、「世界の宗教文化について広く学びたい学生」、「日本の宗教文化を深く理解したい学生」、「副専攻を修得したい学生（神職課程を含む）」、「教職に就きたい学生」の７つである。年度初めには学務補助員と専任教員による履修相談の期間を設け、この履修モデルを参考としつつ体系的な履修を行なうよう指導している。

各授業科目においては、シラバスや授業内でのアナウンスにより成績評価の基準を明示したうえで、期末の筆記試験、リポート、あるいは出席数や授業内での課題提出による平常点による成績評価を行なっている。どのような成績評価方法をとるかは各教員に任されているが、同一内容で複数クラスを開講している神道文化基礎演習については、シラバスを共通化し、共通の成績評価基準（出席状況30%・授業参加と発表30%・読書感想文・小テスト40%の総合評価）で採点することとしている。平成１８年度のカリキュラム改編で導入し、１９年度から開講した神道文化演習でも同様である。

これらに加えて、神道文化学部では、神道文化学部の理念・目的に対して学生がどのように理解し、評価しているかを絶えず日常的に教員が把握し、適切な指導を行なえる体制を構築している。その柱となっているのは１年次の神道文化基礎演習と３・４年次の演習科目、および卒業論文指導である。平成１８年度のカリキュラム改編により、２年次に神道文化演習が加わり、１年次から４年次まで連続して少人数クラス環境で行き届いた指導を行なうカリキュラムが整った。

また、年度初めの履修相談に加えて、全専任教員によるオフィスアワー、１１月下旬に２年次学生に対して行なう全員面接、３月・９月に成績不振学生に対して所属学部・学科の専任教員が行なう修学相談を実施している。

以下では、２年次の全員面接の出席状況と、面接に対する満足度のアンケート調査結果、および、３月・９月の修学相談の面談者数を示す。全員面接は１１月下旬に「履修・進路ガイダンス」として、平成１５年度から１６年度にかけて、２年次学生を対象に実施してきた。これは、２年次から３年次に進級するさいに卒業論文（8 単位）を選択するかしないか、どの演習科目の履修を希望するかを慎重に考える機会を与えるとともに、卒業後の進路について考え、そのための準備や努力を進めることを促すために設けてきたものである。１９年度は、２年次後期に神道文化演習が開講し、その授業の中でこれらの趣旨を展開することにしたため、別途全員面接を行なうことはとりやめた。

平成１８年度の履修・進路ガイダンスは１１月１８日に行なったが、２年生233名に対し全員面接の出席者は142名、出席率は61%であった。また出席者に面接に対する満足度を尋ねたところ、次のとおりの結果となった。

	強くそう思う	そう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	全然そう思わない	合計
人数	54	57	26	5	0	142
割合(%)	38	40	18	4	0	100

全学部・学科で３月・９月に１・２年生の成績不振者を対象に、所属学部・学科の専任教員による修学相談を行なっている。その対象基準と神道文化学部学生の面談者数は次のとおりである。

実施時期	対象学年	全対象者	面談者	割合（%）	対象基準
平成 18 年 9 月	1 年	30	17	56.7	年度 GPA 0.95 以下の者
	2 年	88	27	30.7	
平成 19 年 3 月	1 年	25	8	30.2	年度 GPA 0.95 以下の者
	2 年	54	23	48.4	進級不可の者＋修得単位数 40 単位以下
平成 19 年 9 月	1 年	31	15	48.3	年度 GPA 1.00 以下の者
	2 年	64	20	31.2	年度 GPA 0.95 以下の者

点検・評価、長所と問題点

２年次１１月下旬の全員面接、成績不振学生に対する修学相談、そして一連の演習科目における少人数・対面型の指導は、学生の理解度・達成度をよりきめ細かく把握しうるだけでなく、即座に学生に対して目標設定を働きかける機会ともなっている。このことは全員面接に対する学生の満足度にも表れている。しかし、全員面接の出席率 61%、修学相談の面談者率 30.2～56.7%という数値は、より向上させていく必要がある。２年次の全員面接は平成１９年度には廃止され、代わりに新たに開講した神道文化演習で同様の相談・指導を行なうこととなったが、その出席率は現在のところ 74%であり（本章２－４.－（２）参照)、ここで脱落者を出すことがないように留意しなければならない。

将来の改善・改革に向けた方策

各種面談等によって、対面形式で学生の理解力・目標達成度をよりきめ細かく把握する体制を、今後とも維持・充実させていく必要がある。まずは修学相談や演習科目の出席率を向上させ、一人でも多くの学生に、このような機会を活用することを周知浸透させていくよう努める。

（７）授業形態と授業方法

現状の説明

神道文化学部の専門教育科目において柱となるのが、１年次の神道文化基礎演習から始まり、３・４年次の選択Ⅰ類演習科目および卒業論文で締めくくる、少人数クラスでの演習形式での授業形態である。ここで学生は、神道文化学部の理念・目的や学修内容についての理解を深め、目的意識や関心を適切に方向づけていくよう促される。神道文化基礎演習では、漢字テストや読書感想文の提出・添削による基礎的な読み書き能力の向上にはじまり、神道の基礎知識を学びつつ基本的な発表・討議・リポート執筆の方法を体験的に身につけていく。これを４年間の学びの土台とすることを目指している。

このような演習科目を柱として、体系的かつ段階的な講義科目が配置されている。講義科目での授業は、教員による一方向的な発話や板書、プレゼンテーションだけでなく、質問・コメントの提出や

グループディスカッションを取り入れるなどして双方向的な授業形態をとるものもある。

講義科目における資料提示の方法として、ビデオやスライド、プレゼンテーションソフトを用いることはすでに定着している。神道史学Ⅰ、宗教学、宗教社会学、神社ネットワーク論、宗教考古学などである。また、学修支援システム「Ｋ－ＳＭＡＰＹ」を活用した、Ｗｅｂでの教材のダウンロード提供、小リポートなどの課題提出と添削、フォーラムでのオンライン・ディスカッションを取り入れている科目もある。とりわけ神社ネットワーク論、神道と情報化社会Ⅰ・Ⅱ、神道文化演習では積極的にこのシステムを活用している。

神道文化基礎演習、神道文化演習、選択Ⅰ類演習科目に加え、祭式教室で実技指導を行なう神社祭祀演習Ⅰ・Ⅱでは、教育効果上、適切なクラス人数を設定するため、履修登録時に人数制限を行なっている。神道文化基礎演習と神道文化演習は、学籍番号により自動的にクラス分けを行なっているが、選択Ⅰ類演習科目と神社祭祀演習Ⅰ・Ⅱについては科目・時間帯の希望を提出させ、希望人数が上限を超えた場合は抽選によってクラスを割り当てている。

点検・評価、長所と問題点

少人数クラスの演習科目を柱として双方向の授業形態・授業方法に重きを置いていることは、学生の主体的な関心や目的意識を育成するのに最適であると評価できる。反面、このような授業形態では毎回欠かさず出席することがきわめて重要となる。本章２－４.－（２）に触れたように、神道文化基礎演習が８割、神道文化演習が７割という出席率は、このような授業形態から脱落する学生が少なからずいることを示している。

将来の改善・改革に向けた方策

演習科目などの双方向授業を充実させていく際、そもそも授業に出席してこない学生、あるいは途中で脱落する学生を、どのように出席・参加へと促すかが大きな課題である。外国語科目におけるような習熟度別クラス編成をとることは専門教育科目の性質上難しいが、学生の到達度・習熟度、また目的意識の有無に対してきめ細かく配慮しつつ指導する教育姿勢を、各教員が徹底して共有することが当面の方策である。

ビデオやスライド、プレゼンテーションソフトなどのメディア教材を活用した授業は、これまで教員が自らの研究成果を踏まえて独自に展開してきたが、平成２０年に竣功する学術メディアセンター（ＡＭＣ）は、メディア教材を活用した授業についての教員間での情報共有・蓄積を進めていく基盤となりうる。とくに神道文化学部の専任教員は、学術メディアセンターの研究部門を担う研究開発推進機構の兼担教員として中核を担っている者が多い。こうした好条件を活用したい。

（８）神道文化学部におけるファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）への取り組み

現状の説明

神道文化学部ではＦＤ委員会による全学的な授業アンケートの実施に参画している。神道文化学部の専任教員による実施比率は、平成１８年度前期 81.3%、後期 62.5%、１９年度前期 100%であった。兼任教員の実施比率は、１８年度前期 75.6%、後期 80.5%、１９年度前期 93.0%であった。１８年度後期のみ、専任教員の実施比率が大学全体での平均（専任 81.3%、専任・兼任合計 76.2%）を下回る結果になったが、それ以外では上回っている。授業アンケートの集計結果は各教員に渡され、学生による評価を授業改善に役立てている。このほか本章２－４.－（５）に触れたように、授業アンケートに独自項目を加え、さらに卒業時に神道文化学部独自のアンケートを実施するなどして、学生の授業に対する評価、神道文化学部のカリキュラムや授業方法に対する学生の満足度の把握に努め、カリ

キュラム改善に役立てている。

教育指導方法の改善に関しては、各教員の努力や工夫に委ねられているところが大きいが、神道文化基礎演習、神道文化演習といった複数の少人数クラスで開講する科目については、神道文化学部教務委員会を中心として授業内容や授業方法の組織的な点検・改善を進めている。また、平成１８年度、ＦＤ委員会は『2005 年度授業アンケート分析報告書』を作成・発行したが、このなかで神道文化学部としては、神道文化基礎演習と多人数授業の講義科目のそれぞれについて授業アンケート回答の分析を行ない、クラスごと・科目ごとに学生の評価に開きがある項目は何かを確認した。神道文化基礎演習では教員の指示の的確さと受講者・教員双方のコミットメントであり、多人数授業の講義科目では教員の発話や板書、教材の工夫である。この内容を学部教授会で報告するとともに、１９年度開講の神道文化演習での授業方法の検討に役立てた。

点検・評価、長所と問題点

全学的に実施されている授業アンケートへの神道文化学部の参画状況は、おおむね積極的になされている。ただし、各教員が返された実施結果を踏まえてどのような改善を行なってきたかを把握し、またさらに改善を促すことについての組織的な取り組みは、これまで不足してきた。

神道文化学部では、神道文化基礎演習や神道文化演習、３・４年次の演習科目を学修の大きな柱として位置づけている。それがねらいどおりに機能しているかは学部の責任において組織的になされなければならないが、現在点検・検討を進めているのは神道文化基礎演習と神道文化演習についてのみである。ただ、３・４年次の演習科目については各教員の専門分野において蓄積された研究指導方法論によるところが大きいため、同じ基準で点検・検討を進めるのは非現実的であろう。

将来の改善・改革に向けた方策

授業アンケートにもとづく改善の取り組みの把握や促進について、全学的には、平成１９年度前期から「コメントシート」が導入され、実施結果に対する教員のコメントを公開する方途が開かれた。このような手段を学部としても活用していかなければならない。

演習科目を中心とする授業方法の点検・改善への組織的な取り組みは、今後より積極的に進めていく必要がある。神道文化学部の専門教育科目は神道・日本の伝統文化と内外の宗教文化に関わる多様な科目から構成されているため、神道史・古典研究における文献読解・考証、考古学における実物調査、宗教学・宗教社会学・民俗学におけるフィールドワークや統計調査など、多岐にわたる専門分野の研究指導方法にまで踏み込んでいくことは困難である。しかし今後においては、具体的な指導方法のノウハウについての情報交換・共有や、共通して使用する教材の開発に取り組んでいくことを必須の課題として検討していく。

５．教養総合科目

目標

１．教育課程等
・ 言語教育の強化
２．教育方法等
・ 履修形態・制度の改善
・ 大人数クラスの抑制と適正化

（１）教育課程と理念・目的、ならびに学校教育法第５２条、大学設置基準第１９条との関連

現状の説明

本学における教養総合科目は、国際化に対応して、世界に開かれた日本文化の創造と形成に総合的に寄与し、日本文化を世界に向けて発信することのできる有用な人材を育成するために、従来からの教養と専門との枠を取り払い、「総合化」を目指したものである。ここでは、現代学問の最先端の成果が、個別・具体的な問題を考える過程において学生に提示され、学生の知的好奇心を活性化し、一人ひとりに「主体的・能動的に学問する態度」の動機付けとなっている。さらに、学生自身が学び問うことの楽しみを実感し、また、自ら抱いた疑問を解きほぐし、その問題意識をさらに展開するために必要な「方法（メソッド)」と「技能（スキル)」を身につけてもらうことも教養総合科目の目的の１つといえる。これらの目的は総合科目である主題講座、総合講座、教養演習、総合演習において自覚的に追求されることになるが、外国語科目、スポーツ・身体文化科目、コンピュータ技術演習科目等においても同様その目的が追求される。

全学共通である教養総合と学部・学科の専門教育課程とでそれぞれの学部・学科の教育課程がつくられており、教養総合科目の全体の構成は下図のとおりである。

科目		
共通科目	外国語	必修外国語
		選択外国語Ｉ類
	スポーツ・身体文化ＩＡ	
	スポーツ・身体文化ＩＢ	
	コンピュータ技術演習	
総合科目	主題講座	
	総合講座	
	教養演習	
	総合演習	
応用発展科目	外国語	選択外国語Ⅱ類
		選択外国語Ⅲ類
	スポーツ・身体文化Ⅱ	
	インターンシップＩ・Ⅱ	
	単位互換・留学等による単位認定	

教養総合科目は、共通科目、総合科目、応用発展科目の３つを柱として構成されている。

共通科目のうち、外国語は、「コミュニケーションの手段」、「認知・精神作用」、「文化」の三つの要素から構成されており、それらを統合することにより、教養総合科目の目的を追求している科目である。外国語は従来（平成１８年度入学生まで）各学部とも既修（英語)・未修（独・仏・中のうち１か国語）外国語の２つの外国語が必修とされていたが、外国語の基礎学力の底上げを目指すため１９年度からは１ヶ国語のみを課すこととし、原則「英語」を 8 単位必修とした。(中国文学科は中国語を 8 単位必修)。ただし、日本文学科および外国語文化学科は他に独語・仏語・中国語・コリア語の中から１ヶ国語計２ヶ国語を必修としている。

また、学生の主体性により、他の外国語を学びたい学生には選択外国語としてⅠ～Ⅲ類の科目を設けている。

「スポーツ・身体文化Ⅰ」は競技スポーツ的な内容ではなく、実技と理論とを統合し、「体力」・「健康的生活」・「身体文化」の３つの要素から構成されている科目である。

「コンピュータ技術演習」はコンピュータの「方法とスキル」を修得することにより、情報活用能力を自ら発展させることができるようにするためのもので、「活用入門」、「メディア発信」、「データ処理」、「シミュレーション」の４つからなっている。経済学部では、同内容の科目が専門教育科目に開講されている。

総合科目のうち、「主題講座」は１人の教員が担当する総合科目である。この科目では、学際的な観点から具体的問題を考え、学生に「ものの見方・考え方」について多様な視点を与えることを目的としている。主題講座は（１）神道、（２）人間・心性・認知、（３）生活・文化、（４）記号・情報、（５）環境・地域、（６）宇宙・地球の６つのテーマで計 33 授業科目があり、平成１７年度は 228 講座、１８年度は 234 講座と多様な授業を展開している。総合講座は、複数の教員が共通のテーマを設定して担当する科目である。多くの学生の興味を引いており、従来 5～6 講座だったものを１７・１８年度では 10 講座に増やした。

「教養演習」は１・２年開講で、35 名を上限とする少人数クラスにおいて「学び方」または「研究の方法」を修得することを目的にしたもので、導入教育の１つともなっている。平成１７・１８年度とも 31 講座と比較的多く開講している。総合演習は３・４年次開講で各学部・学科での専門教育科目の修得をふまえ、学部・学科をこえた学際的なテーマについて少人数クラスでより総合的に深く学ばせることを目的としたものである。

応用発展科目は全て選択科目である。選択外国語Ⅱ類ではロシア語・スペイン語・ポルトガル語・イタリア語を開講している。選択外国語Ⅲ類においては、「Advanced English」を開講し、初歩の学び直しから海外留学の準備、資格試験対策等、様々なレベルに対応している。「Advanced English（資格英語）」については平成１５年度以降受講生が増えており、１７年度では 348 名、１８年度では 362 名となり、開講数のさらなる増加が求められている。

「インターンシップⅠ」は「生きること」「働くこと」の意味を学び、キャリア形成を考えることを目的として「インターンシップⅡ」とともに平成１７年度から開講された科目である。開講数が２つと少なく、500 名を超える大人数授業となっており、開講数や曜日・時間などの検討が必要とされている。

点検・評価、長所と問題点

教養総合と学部・学科の専門教育課程は同時並行型のカリキュラムを構成しており、両者は有機的に連関し、全体として各学部・学科の理念・目的が実現できるようになっている。教養総合科目での

主体的な学修、学び問うことの修得は学生が学校教育法５２条に示された「深く専門の学芸を教授研究」の目的の実現に大きく寄与していると言える。また、教養総合で身につけた「方法（メソッド)」と「技能（スキル)」は専門教育科目の学修にも有用といえる。人文・社会・自然の各分野の多様な形態・内容の授業を展開している「主題講座」は、学際的な観点から、個別・具体的問題を考える中で、物事をさまざまな分野において切り取って提示し、学生に「ものの見方・考え方」について多様な視点を与え、さらに発想の転換の契機を与えようとするものである。学生一人ひとりが、テーマ別に複数の主題講座を自ら選択して履修することを通して、その学習成果を総合し、主体的に学際的な「知のパラダイム」を構築することが可能になるということで、大学設置基準第１９条の「幅広く深い教養および総合的な判断力」を学生が培うことに関して極めて有効であると言える。さらに、各学部・学科の卒業に必要な 124 単位のうち 24 単位が「共通領域」となっており、学生はこれを利用して教養総合科目を最大 60 単位、専門教育科目を最大 88 単位修得することが可能で、学生一人ひとりが自分の学修プログラムを立てられるようになっており、学部教育から学士教育への転換の道を開いているものといえる。

教養総合の共通科目で、外国語では平成１７年度から学修すべき内容のミニマム・リクワイアメントとさらに高いレベルに到達するための学修の指針を示した『ＦＥハンドブック（改訂版)』（１９年度より『First Year English ハンドブック』）を新入生に配布し、それを基に授業を展開している。また、平成１９年度入学生からは、入学時に全員共通の英語のテストを課し、その成績により共通科目の「First Year English Ⅰ」（１年次前期１単位必修）を３つのレベル（少人数の学科では２つのレベル）にわけた習熟度別クラス編成を行ない、基礎学力の向上を図っている。「スポーツ・身体文化Ⅰ」は、前述のとおり実技と理論とを統合した内容であるが、授業評価アンケート等からは学生からの一定の評価が得られている。「コンピュータ技術演習」のうち、初心者向け入門講座である「活用入門」では受講生が経済学部を除く３学部で平成１７年度 1069 人、１８年度 1203 人と多く、事前登録により受講者数を制限している。受講できなかった学生に対しては夏季（ないし春季）の集中講義などで対応している。

主題講座は、従来６テーマ・33 授業科目のなかでも開講されていない科目があったが、近年は全ての分野・科目で開講されており、幅広い取り組みができるよう構成されている。現状の説明で述べたように開講講座数も微増の傾向にあるが、反面、大人数授業も多く、教育効果を損なわないようやむなく人数制限を行なったりしている。

総合演習は平成１４年度から教職に関する科目として充当できるようにしたこともあり、受講生が増え、希望する授業を受講できない学生が出てきている。教職希望者とそうでない学生の混合授業でもあり、授業運営を難しくすることもある。

各学部・学科に対する外国語教育は文学部の外国語文化学科と中国文学科以外は横並びである。外国語文化学科と中国文学科は学科でコース指定がされ、他の学部・学科より必修単位数が多くなっている。これに関しては語学力の強化の観点から一定の評価を得ている。近年、各学部・各学科の理念、教育の目的にかなった外国語能力の育成のため、外国語に関しての弾力的な運用が求められている。

将来の改善・改革に向けた方策

共通科目については、入学制度の多様化に伴い、特に英語において入学者の学力差が大きくなっている。従来、英語のクラス編成は学力差を考慮せずに行なわれてきており、授業の展開等において様々な問題が生じてきていた。そこで平成１８年度には「入学時学力診断テスト」を英語と国語において実施し、入学者の学力を学部・学科別、入学制度別に調べた。その結果を受け、１９年度からはプレ

イスメントテストを実施し、習熟度別クラス編成を行なっている。その結果、著しく成績の悪い入学者のためには「英語リテラシー」の授業を設定し、履修させることで、基礎学力の底上げをねらっている。「コンピュータ技術演習」では受講者が多い「コンピュータ技術演習（活用入門)」に関しては夏季の集中講義に加え、春季の集中講義の開講を検討している。

総合科目の「主題講座」についてはテーマ別に極端な偏りが生じないように授業の設定を今後とも続けていくことが必要である。「学び方」「研究方法」を学ぶ目的の教養演習は各学部・学科で開講または開講が予定されている専門基礎演習との関わりで整理することも視野に入れた検討を行なっている。

発展応用科目では受講者数が増加しているＴＯＥＩＣ用の「資格英語」において１クラスの人数が35 名を超えないように開講数を増やすなどしてその授業効果が下がらないようにする手だてが必要となっている。

外国語科目では平成１８年度に必修外国語の見直しが行なわれ、２０年度からの２年次開講の英語において神道文化学部では「神道英語」、法学部では「時事英語」、経済学部では「Business English」等の各学部･学科の理念･目的に沿った英語力の育成に向けての授業が行なわれることになっている。また、ＴＯＥＩＣ やＴＯＥＦＬ、英検などの検定試験の単位化についても検討を始めている。

（２）教育課程編成における学生の主体的学修への配慮

現状の説明

教養総合科目はそれまでの中等教育の「正解は一つ」式の思考に慣れた学生に対し、発想の転換と知的好奇心の活性化をもたらし、一人ひとりに「主体的・能動的に学問する態度」を動機付け、高等教育における学生の主体な学修への道を開くものである。そのため共通科目、総合科目、応用発展科目３つをおき、全学共通の必修を外国語 8～16 単位、スポーツ・身体文化 2 単位、神道系主題講座 2 単位、自然科学系主題講座 2 単位と、なるべく少なくするミニマム・リクワイアメント体制を取っている。必修となっている科目においても中国文学科以外の学科では平成１９年度入学生から１年次の「First Year English」2 単位（クラス指定）を除いて学生自身で授業を選択できるようになっている（中国文学科は１・２年次とも中国語がクラス指定となっている)。教養総合科目は学修内容・方法にも多様性をもたせており、特に主題講座は学際的な観点から、様々な切り口からの物事を提示することにより「ものの見方・考え方」について多様な視点を与え、学生に発想の転換を促している。総合講座は共通のテーマについて複数の教員による多様な学問領域からの切り込み方を学生に示すものである。教養演習は１・２年次において「学び方」および「研究の方法」を身につけることを主眼としており、高等教育における主体的な学修をスムーズに展開するためでもある。総合演習は専門教育科目の履修を踏まえ、学生各自に一定のテーマに関し、問題意識を持たせて課題を設定させ、その解決方法を探らせるものである。卒業に必要な 124 単位のうち、教養総合科目は 36 単位が必要となっているが、学生の主体的な選択により、さらに 24 単位の修得が「共通領域」として可能となっている。

文学部、法学部、経済学部、神道文化学部ともに学部のガイドブックに履修モデルを提示しており、学生が教養総合科目を含めた時間割を作成するときの手助けとなっている。

点検・評価、長所と問題点

教養総合科目での必修はなるべく少なくする方向で進んできており、必修は上記のように外国語 8～16 単位、スポーツ･身体文化 2 単位、神道系主題講座 2 単位、自然科学系主題講座 2 単位だけとなっている。

外国語に関しては平成１８年度入学者までのカリキュラムでは､既修外国語･未修外国語ともにコース別・グレード別になっており、学生の履修選択が可能となっていたが、１９年度入学生からの外国語科目の改定により、さらに学生の履修選択の幅が広がったといえる。

「スポーツ・身体文化 I」のクラス分けについても学生の希望をほぼ満たし、学生からの不満は少ない。神道系主題講座、自然科学系主題講座もその内容に多様性を持たせており、33 の授業科目についてすべて授業を開講するように努めており、学生の興味のある分野の受講を可能にしているといえる。

総合講座は、複数の教員、複数の学問領域からの接近という、目新しい方法による授業形態は、学生に感動を与えているといえよう｡教養演習については､導入教育的要素を含めているはずであるが、担当教員によって学部・学科の専門教育への導入的な傾向になるものもあり、見直しが求められている。

将来の改善・改革に向けた方策

教養総合科目は選択の自由度が大きくなるように配慮されたカリキュラムとなっているが、一層自由度を大きくするため、通年科目である外国語のセメスター化を平成１９年度から実施している（「スポーツ・身体文化 I」は１８年度からセメスター化した)。また、共通領域の 24 単位を使っての学生自身の学びのプログラムをより充実させるため、１７年度からスタートした「副専攻」（本章１－１．を参照）において、教養総合科目をメインとするプログラムを１８年度の２プログラムから５プログラムに増やしたが、学生の動向に応じ、今後ともプログラムを増やすことも視野に入れている。

（３）単位認定と単位互換等

現状の説明

各授業科目の単位数計算は、本学学則第３６条で定められた次の基準によって計算している。

なお、授業時間は、時間割上の 1 時限を 2 時間（実時間 90 分）としている。

（ア）講義については、1 時間の講義に対し、教室外における 2 時間の準備、又は学習を必要とすることを考慮して、毎週 1 時間 15 週の講義を 1 単位とする。

（イ）演習については、2 時間の演習に対し、1 時間の準備を必要とすることを考慮して、毎週 2 時間 15 週の演習を 1 単位とする。

（ウ）実験又は実習については、学習は凡て実験室又は実習場において行なわれるものであることを考慮して、毎週 3 時間 15 週の実験、又は実習を 1 単位とする。

教養総合科目における国内外の大学等における学修の単位認定・単位互換としては、夏季のケント大学、マニトバ大学、南開大学、春季のセントマイケルズ大学、復旦大学における短期留学、南開大学におけるセメスター留学､「首都圏西部大学単位互換協定」､「横浜市内大学間学術・教育交流協議会単位互換協定」、大学以外の場所での学修の単位認定としては「インターンシップⅡ」、入学前の学修の単位認定としては系列３校に対する入学前教育がある。単位認定・単位互換において教養総合科目として認定している単位数は短期留学、「インターンシップⅡ」、入学前教育では 2 単位、セメスター留学では 4 単位､「首都圏西部大学単位互換協定」､「横浜市内大学間学術・教育交流協議会単位互換協定」では上限 12 単位（平均修得単位数 2～3 単位）である。

点検・評価、長所と問題点

教養総合科目のうち、外国語科目およびスポーツ・身体文化科目は上記の（イ）に該当するものとして通年 2 単位（平成１８年度からスポーツ・身体文化科目、平成１９年度からは外国語科目が半期

1単位)、それ以外の科目は上記の（ア）に該当するものとして半期2単位としている。授業の単位計算は授業の予習・復習などに要する時間も考慮してなされているが、授業時間以外の学習については学生の自発的取り組みや授業の担当教員の指示等に任されており、科目間の格差が大きいと言える。単位認定・単位互換のものに対する単位数の計算は上記の学則第３６条の基準に則って計算されており、短期留学、インターンシップⅡ、入学前教育では2単位、セメスター留学では4単位、「首都圏西部大学単位互換協定」、「横浜市内大学間学術・教育交流協議会単位互換協定」では上限12単位（平均修得単位数2～3単位)で、教養総合科目の必修単位36以上の中でしめる割合は適切であると言える。

将来の改善・改革に向けた方策

単位数の計算については、授業内容の多様化に伴って従来の基準に当てはまらない場合も想定される。特に講義と実技を併用する科目については学則に新たに明示する方向で検討が進んでいる。授業（定期試験を含む）期間については前期・後期とも15週を確保することに努めているが、振替休日などの関係で完全には確保できない事態がおこっている。大学設置基準に適合した授業時間を確保するため、平成２０年度からは一部振替休日に授業を行なうことが決まっている。時間外の学習については本学の学修支援システム「Ｋ－ＳＭＡＰＹ」のリポートフォルダ（受講生が担当教員宛に授業の課題やリポートを提出するだけでなく、添削やコメントを加えたリポートを受講生に返却する機能をもつ）やフォーラム機能（教員および受講生間で利用できる掲示板としての機能をもつ）を用いての方法が実験的に行なわれつつある。

（４）社会人・外国人留学生に対する教育課程編成上及び教育指導上の配慮

現状の説明

社会人入学者に対しては「スポーツ・身体文化 I」において、年齢や体力を考慮したコントロールクラス（土曜、渋谷キャンパス、３時限）を設け、希望者には一般学生とは別クラスとして授業をおこなっている。

外国人留学生に対しては共通科目の外国語において、必修として１年次に「日本語（読解Ⅰ)」、と「日本語（表現Ⅰ)」、２年次に「日本語（読解Ⅱ)」、「日本語（表現Ⅱ)」を履修させるようにしている。選択外国語としては（ア）日本語、（イ）英語　、（ウ）独語・仏語・中国語・コリア語とする場合の３つのタイプを入学手続き時に選択させている。また、主題講座においては日本事情 Ⅰ（人文)、Ⅱ（社会)、Ⅲ（自然）を開設している。

点検・評価、長所と問題点

社会人学生への配慮は、スポーツ・身体文化科目で主にしており、コントロールクラスを選択した学生の授業に対する満足度は高い。外国人留学生に対しては上記の「日本語」および総合科目の主題講座に日本事情 Ⅰ・ Ⅱ・ Ⅲという科目を開設し配慮しているが、他の科目については、特別なクラス設定はせず通常のクラス指定の授業を履修させている。

将来の改善・改革に向けた方策

社会人・外国人留学生に対する配慮は教養総合科目としてではなく、専門教育科目との関連を考慮した大学全体の問題として改善方策を検討していく。日本事情の科目に関しては、カリキュラム内容の検討がなされている。

（５）教育効果を測定するための方法

現状の説明

学生の授業内容の理解や授業目標の達成度を測定・評価する方法は、現在のところ定期試験と、平常授業時での各種評価による平常点評価とに限られている。定期試験はセメスターのものは前期または後期、通年のものは学年末にそれぞれ実施されており、実施方法は（ア）授業とは別に設ける試験期間に行なう試験（期間内試験）と（イ）最終授業時に行なう試験（授業時試験）がある。また、定期試験に代わるものとしてリポートがあり、指定された日時・場所に提出させている。教育効果や目的達成度等に対する全教員による合意にはまだ至っていないといえる。

点検・評価、長所と問題点

教育効果の測定についての統一的な方法の設定は上記の定期試験・リポートと平常点評価に限られており、授業科目の性格や受講学生の人数の違いなどを考慮した新たな方法の導入は現在おこなわれていない。教養総合科目の First Year English ではハンドブックが作成され、担当教員の目標達成等への合意が形成されつつあるが、教養総合科目全体においては教育効果や目標達成度等を検証する組織的な取り組みがなされていないことは緊急に解決しなければならない問題点として挙げられる。

将来の改善・改革に向けた方策

各科目の教育目標を共有し、その目標の達成度を検証する仕組み等の構築が必要とされているが、経済学部での１年次の「日本の経済」における統一教材、統一テスト等の実施とその教育効果や目標達成度等について教員間での検証の試みは今後の参考になる事例として挙げられる。

（６）学生に対する履修指導

現状の説明

卒業に必要な 124 単位のうち、教養総合科目は 36 単位以上（神道文化学部は平成 17 年度まで 40 単位）で、各学年での履修登録単位数の上限は平成１７年度入学者から１年次 46、２・３年次 48，４年次 58 となっている。教養総合科目は卒業までに修得すれば良いことになっているが、外国語、スポーツ・身体文化Ⅰは原則１年次または２年次に修得することとなっているため、１・２年生は教養総合科目を受講することが多くなっている。

各授業における定期試験、レポート、平常点による成績評価については、平成１７年度は 100～80 点がＡ、79～60 点がＢ、59～50 点がＣでそれぞれ合格、49 点以下がＤ、履修放棄がＲでそれぞれ不合格としていたが、１８年度からは 100～90 点がＡ＋、89～80 点がＡ、79～70 点がＢ、69～60 点がＣでそれぞれ合格、59 点以下がＤ、履修放棄がＲでそれぞれ不合格となっている。

平成１７年度からは成績評価の公平性・透明性を確保し、学修の質・教育効果の向上を目指し、ＧＰＡ制度が導入された。ＧＰＡの算出の基となるＱＰＩは 100～90 点が 4.0、89～80 点が 3.0、79～70 点が 2.0、69～60 点が 1.0、59 点以下および履修放棄が 0.0 となっている。

履修指導は、在学生、新入生とも４月のオリエンテーション期間内に各学部・学科ごとに履修ガイダンスとして行なっている。新入生に対しては、教養総合科目の場合、各学部・学科のガイダンスに組み込む形で教養総合カリキュラム委員が新入生に対して行なっている。外国語科目は、入学前に選択外国語の履修に関する説明文書を送付し、スポーツ・身体文化Ⅰは入学後に、シラバスに基づいた説明会をおこなっている。また、大学の履修システムに戸惑うことが多い新入生へのサポート体制として、平成１８年度より在学生によるエルダー・サポーター制度を発足させ、履修登録期間中に新入生に対する各種アドバイスを行なっている。

留年者に対しては３月下旬から４月の上旬にかけて、教務部委員・教務委員が中心となって面接による修学指導を行なっている。留年者の多くは教養総合科目より専門教育科目での単位未修得による留年が多く、履修指導は教務部員が主体となって行なっている。また、平成１６年度からは全学部の教員のオフィスアワーを設け、その時間帯を各学部・学科・課程等のホームページに掲載し、学生の相談に随時応じる体制をとっている。

点検・評価、長所と問題点

各授業が十分な学修効果を生むためには、各学年における履修単位数が過多にならないような適切な履修上限数が求められており、平成１６年度までは１年次 50、２年次 56、３年次 60、４年次 60 であったものを１７年度から前述のように変更した。しかし、１８年度卒業生に対する調査においては、特に１年次において前期に単位を多くとる傾向があり、１年次の前期の登録単位が後期より６単位以上多い場合は卒業率がかなり悪くなっていることが判明した。

成績評価については、従来３段階であった合格が 10 点ごとの４段階に変更することにより、国際的基準に準じたＧＰＡ制度の構築が可能になった。平成１７年度からはＧＰＡ制度が導入され、年次別履修制限単位制（キャップ制）と相まって学修の質の向上に役立つものと思われる。

在学生に対する履修指導にはこれまでのところ大きな支障は見受けられない。しかしながら、新入生にはまだ大学の履修システムに戸惑うケースが少なからずあるといえる。これは平成１８年度に実施したオリエンテーションに対する新入生のアンケート結果にも表れている。

将来の改善・改革に向けた方策

履修上限単位数については、上述の調査結果を受け、平成２０年度からは１年次前期の履修上限を 25 単位にする方向で検討が行なわれている。

履修指導については特に新入生に対しては改善の余地が多く、平成２０年度からは履修要綱と用語解説集を入学前に新入生に送付することとなっている。

（７）授業形態と授業方法

現状の説明

「外国語科目」・「スポーツ・身体文化」・「教養演習」・「総合演習」は原則 35 名以下で行なわれている少人数授業であり、事前登録により履修制限を行なっている。「主題講座」・「総合講座」は原則履修制限を行なっていないが、例年受講生が著しく多い授業に限って事前登録としてクラス規模の適正化をはかっている。

授業方法として特徴的なのは「教養演習」や「総合講座」、「インターンシップⅠ」である。「教養演習」は毎年 20 数コマ開講されているが、平成１７年度では 21 コマ中５コマ、１８年度では 22 コマ中６コマが英語による授業となっている。また、「総合講座」や「インターンシップⅠ」では学外者をゲスト講師として多く招き、オムニバス形式で授業を行なっている。

授業におけるマルチメディア機器の使用は頻度が急増しており、これに合わせてコンピュータ教室の充実、各教室におけるＡＶ機器の設置・更新を進めている。

本学では、平成１８年度の初めに、e-learning のソフトを導入した。そこで、情報システム課の専門職員の助力を得て、現代ＧＰの環境総合教育プログラムに関わる教員や大学院生などが、そのソフトを活用して、積極的に教材作成を行なった。

点検・評価、長所と問題点

英語による「教養演習」の授業は、本学学生の履修ばかりでなく、Ｋ－ＳＴＥＰ交換留学生も受講

しており、国際交流の観点から見ても効果のある授業となっている。学際的内容の総合講座は１つのテーマに対して複数の教員が担当する授業で、学際的な内容と様々な講師の授業が行なわれていることで各学期ごとに実施している授業アンケートでの学生の満足度も高い。「インターンシップⅠ」は企業等、大学以外の人をゲスト講師に招いて授業を展開しており、「働くこと」の意味や社会が求めている「人材」への理解等の授業の目的に沿った内容となっている。

教養総合の講義型の授業である主題講座は大人数の学生が受講している。主題講座のうち特に受講生の多い授業については事前登録制をとって受講人数の制限を行なっている。平成１７年度の授業評価アンケートの分析から 250 名を超えると評価が低くなるという傾向が見られことから、その数を考慮した受講人数の適正化を図ることが必要である。

Ｋ－ＳＭＡＰＹは教材アップロード、リポートフォルダ、フォーラム等の機能を有しており、授業展開に大きな力を発揮しつつあるといえる。

将来の改善・改革に向けた方策

受講生数の上限等に関する問題点については、平成２１年度の渋谷キャンパスの再開発の完了にあわせ、教養総合全体の見直しが進行中であり、その中で検討している。

（８）教養総合科目におけるファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）への取り組み

現状の説明

教養総合科目に関しても授業評価アンケートや授業公開などのＦＤ活動を通して教員の授業の改善を促し、学生の学修の活性化を計っている。授業評価アンケートについては、平成１７・１８年度とも前期・後期に実施し、アンケート結果を各教員に知らせている。また、スポーツ・身体文化Ⅰの授業では履修者全員に対して独自の授業アンケートを１４年度から実施している。

点検・評価、長所と問題点

授業評価アンケートの実施状況は全専任教員に義務化を実施した平成１８年度は教養総合全体で８割以上に向上したのに対し、授業公開に参加した教員は極めて少なかったことは問題点として挙げられる。教養総合科目全体としての組織的ＦＤ活動は活発とはいえないが、スポーツ・身体文化Ⅰにおいてはアンケート結果をもとに組織として授業改善に取り組んでおり、その結果として同授業に対する学生の評価はおおむね高くなっていることは評価できる。

将来の改善・改革の方策

授業評価アンケートに関しては質問項目などの再検討を行なっている。授業公開については満足度の高い授業をＦＤ委員会において指定して公開する方向で検討している。ＦＤは組織的な取り組みであり、教養総合を担当とする各課程でそれぞれ実施する方向で検討に入っている。

６．教職・資格課程

目標

１．　教育課程等
◎教職課程
　質の高い教員の養成に必要なカリキュラムと条件の整備
◎図書館学課程
　図書館及び関係業種での実務に実践力を養成する資格課程教育の確立
◎博物館学課程
　博物館学芸員資格取得者（資格課程受講者）の増加と資質の向上
◎社会教育主事課程
　生涯学習社会の社会教育主事養成に必要なカリキュラムと条件の整備
２．　教育方法等
◎教職課程、社会教育主事課程
　主体的学修と学生参加型の授業づくり
◎図書館学課程、博物館学課程
　学生参加型授業方法の導入

（１）教育課程と理念・目的、ならびに学校教育法第５２条、大学設置基準第１９条との関連

現状の説明

◎教職課程

本学の教職課程は、開放制教員養成制度のもとで、幅広い基礎教養と専門的知識、および専門職としての自覚と倫理性を身につけた教員の養成を目的にしている。カリキュラムは平成１０年に改定された教育職員免許法に基づいて組まれているが、同年度入学者より中学教員免許取得希望者に義務付けられている「介護等体験」実習を上記目的に照らしてより意義あるものとすべく、介護等体験の前年度までに、実習の土台となる知識および倫理的な基礎を身につけさせるための講義「ボランティアと社会参加」の受講・修得を平成１５年度より義務づけている。

また免許法に規定された必修の教職専門科目に加えて、「教育学特殊講義」および「教育心理学特殊講義」を選択科目として配置することによってカリキュラムの充実をはかると同時に、４年次の教育実習に向けて実践的で系統的なカリキュラムの編成に努めてきた。それとの関連で、平成１６年度入学生から、主免許の教科教育法修得を教育実習参加条件に付加する改訂を行なった。なお、免許法上では教職専門科目である「教職の基礎理論に関する科目」と「総合演習」については、それぞれ教養総合科目の「主題講座」と「総合演習」の中に位置づけて現在に至っている。

◎図書館学課程

図書館司書課程と学校図書館司書課程は文部科学省令に基づく。図書館司書課程は、公共図書館（公立・私立）の専門職員である司書を養成する課程であるのが一般的だが、本学では国立国会図書館、大学図書館、専門図書館、古文書館の専門職員、ならびに出版流通業、書籍販売業、専門情報機関の職員を養成することを目指している。学校図書館司書教諭課程は司書教諭を養成する課程であり、明らかに関連業種は少ないが、学校図書館に関するさまざまな知識、技能を修学することにより、学校の教科教諭として学校図書館を活用する実践力を身につける「学習指導と学校図書館」という科目を

設定している。

◎博物館学課程

本課程設置の目的、及び教育の理念は、基本的には博物館法で制度化されているところの博物館の専門職員である学芸員の養成を第一義とする。次いで、生涯学習時代においての博物館のよき理解者の育成であり、それは例えば、本学卒業後に地方自治体行政官として奉職した者が、教育機関としての博物館の存在意義と運営方法について、充全な認識を有するように教育することも含み持つ。その達成のため、全学部・学科生に門戸を開き、博物館法施行規則で定められた単位数を上回る必修科目を課し、また第一線で活躍している学芸員や、当該分野に於けるエキスパートを兼任講師、あるいはゲスト講師として招聘している点も特徴である。更には、本学では全国に先駆けて大学院においても博物館学の科目・指導教員を配置したところからも明確であるように、学究領域としての博物館学の研究者育成をも目的としている。

◎社会教育主事課程

社会教育主事は、社会教育法９条３項に規定された内容を職務とし、教育委員会事務局に配置する「専門的教育職員」（教育公務員特例法第２条の５）である。社会教育主事資格を取得するには、大学その他で所定の単位を修得する必要があり、本学でも社会教育主事課程を開設してその機会を提供している。カリキュラムは資格取得に必要な科目を規定した「社会教育主事講習等規程」に準拠して編成されている。

本課程は、幅広い基礎教養と専門的知識、および専門職としての自覚と倫理性を基礎に、市民の自己教育・相互学習の発展を援助する活動としての社会教育という立場に立って、現場での理論的実践的課題に自覚的意欲的な人材の養成を目的にしている。受講学生は必ずしも社会教育についての経験・見聞が豊かとはいえないので、現場での実践や豊かな経験をもつ教員をそろえてカリキュラムを組んでいる。また社会教育主事の職に就かなかったとしても、市民としての社会教育活動に関心を持ち参加する意欲を高めるよう配慮を加えてもいる。このため各学部開設科目の中から多数の科目を選択科目として認定し、学生が幅広い知識と技能をもつよう心掛けている。なお専任教員の退職後、実習関連の「社会教育演習」および「社会教育実習」は開講していない。

点検・評価、長所と問題点

◎教職課程

教育職員免許法で定められた内容以外に、「介護等体験」と連動する「ボランティアと社会参加」の必修化や選択科目の設置など、その充実した内容が本学教職課程の教育課程上の大きな特徴となっており、その点は長所として高く評価できる点である。一方、「教職の基礎理論に関する科目」が教養総合科目の中に含まれていることにより、非教員志望者も多数履修しており、教職志望者には不十分な講義になりつつあることや、「介護等体験」の実施学年については、専門職としての自覚をもった教員の養成という目的にかなったカリキュラムの円滑な運営という点から再検討し、教職専門科目に位置づけ直す方向で努力を重ねてきたこと、および教育実習参加条件を一部改定したことも評価すべき点である。ただし前者に関しては全学のカリキュラム編成の問題もあって、実現を見ていないという問題がある。

◎図書館学課程

司書課程では省令科目 20 単位よりも加増して、36 単位を資格取得に必須の単位数としている。専門資料論ならびに資料特論では、人文・社会・自然科学の分野の一次情報・二次情報に特化して講義を行なっている。さらに資料組織演習Ⅲでは洋資料の目録作成を実施して、大学図書館・情報専門機

関の職員養成に必須の技能を修得する。情報検索演習ではデータベースの活用能力を修得する。省令科目以上に開講し、公共図書館の司書の資質向上に応じるだけでなく、大学図書館職員、専門図書館職員のスキル向上にも応じた内容になっていることは評価できる。ただ、人文系以外の資料を扱う部分が足りないと考えられる。

◎博物館学課程

法定課目を超える単位数を必修科目数に設定する本学の教育カリキュラムは、その充実した内容が他大学には見られない特徴となっており、高く評価される点である。

また、全学部・学科生が受講可能であることから、各学生には、それぞれの専門分野をバックボーンとした独自の博物館学の体系的把握を促し、博物館の多様化・専門化に即応する様々な人文系諸分野の博物館専門家の育成に努めている点も他に類をみない。

更には、兼任講師・ゲスト講師の人選にも、博物館学の現場である博物館の現状と乖離が生じぬよう配慮しており、この点も特徴である。

問題点は、学部での受講生の増加と、大学院での開講と相俟って、受講生に対する指導・応談等々の面で不充分である点が指摘できよう。この点は、専任教員一名体制に起因するところから、専任教員の早急な増員が望まれる。また、大学院における開講は考古学専攻に内含されているが、そもそも博物館学は考古学とは全く異なる別個の学問領域であり、且つ大学院において博物館学専攻を志す志願者の学部における専攻は多様化してきている。

◎社会教育主事課程

社会教育主事課程の軸となる科目「社会教育実習」を運営する担い手がいないという問題がある中で、「社会教育課題研究」を柱にしたカリキュラム編成となっていることに鑑みて、兼任教員の採用に当たり、現場との距離を極力近いものにすることで学生の知見を可能な限り豊かにするカリキュラム内容を工夫してきた点は評価できる。各学部開設科目の中から多数の科目を選択科目として認定していることも、理念と目的に照らして評価することができる。

将来の改善・改革に向けた方策

◎教職課程

「介護等体験」の実習年次は現行では２年次になっているが、教員を志望する意思と志向性の発達を考慮して３年次に繰り下げること、また「教職の基礎理論に関する科目」については、教養総合科目の見直しが進んでおり、その段階（平成２１年度より実施予定）に合わせて、教職課程独自の科目にすべく、教務部委員会に申し入れをしている。

◎図書館学課程

省令科目にとらわれず、講義科目・演習科目を加増しているので、さらに視野を広げて、古文書・古典籍の電子情報化についても、講義で触れられるようにしたいと考える。自然科学分野・社会科学分野の資料、外国の資料についての知識も強化することを目標とする。

◎博物館学課程

博物館法改正の動きなど博物館を取り巻く社会状況は大きな変革期を迎えている。また、高齢化社会への移行に伴い、生涯学習機関の重要性と、その資質が問われる時代にあって、博物館の役割と内容も大きく変容しながらも、その必要性はますます重視されるようになってきた。その中にあって、博物館学芸員の資質向上が更に強く要望されていると同時に、多様性が求められている。

こうした社会的ニーズに呼応するためには、本学博物館学の特徴的学統を継続する中で、より良い教員体制、施設、設備、教材の充実の実現に向けて努めていく。有能な学芸員を養成するため、法定

科目の改正を見据えた更なるカリキュラムの充実を検討していく。

◎社会教育主事課程

社会教育主事資格は採用した行政機関が発令したときに資格となる性格のもので、資格取得に必要な単位数を充足したからといって自動的に“開業”できるものではない。また主事の扱いについては、全国の市町村・都道府県によってまちまちであり、配属される機関も、教育委員会事務局だけでなく教育行政関係施設となる例も見られる。そうした生涯学習社会における多様な社会教育活動のニーズや関心に応えられるように、現場での「社会教育実習」を軸にしたカリキュラム内容を編成できる体制の構築を検討していく。

（２）教育課程編成における学生の主体的学修への配慮

現状の説明

◎教職課程

本課程では、１年次で「教職論」をはじめとする必修科目を、２・３年次で「教科教育法」や「教育実習ＩＡ」（事前指導）等を受講して、４年次に現場実習と「教育実習ＩＢ」（事後指導）を履修する積み上げ方式になっている。教科教育法を重点にして体系的に教職専門科目と教科専門科目について理解させ、教育実習に臨むことができるよう、中学免許取得希望学生のみならず、高校免許取得希望者についても、平成１６年度入学生より、現場実習の前年までに各教科教育法の修得を義務づけている。必修の「ボランティアと社会参加」や選択科目も主体的学修を励ますべくカリキュラムに組み込んでいる。人的な条件整備の点においても、学生の主体的な学修を支えるべく、多くの現場経験者を教員に迎えている。なお受講者数の現状から見ると、「基礎教育理論に関する科目」や「教科教育法」は学生の主体的学習を可能にする限度を超えている。

◎図書館学課程

図書館司書課程では、「図書館サービス論」でレポート課題を課して、実際の図書館を訪問・見学して、統計など事実に基づく図書館運営分析を行なっている。また、演習科目では個別に指導を行ない、確かな実践力を修得できるように工夫している。学校図書館司書教諭課程では、「学校経営と学校図書館」と「学習指導と学校図書館」で自ら問題点を設定して、文献調査・研究・発表を行ない、学生自身の学習意欲を引き出す工夫をしている。

◎博物館学課程

本課程に於ける科目の年次配当は、生涯学習機関である博物館と、その博物館の設置・運営上の理論的基盤である博物館学を体系的に理解し得るように考慮したものであり、概説的な科目から順次各論的な科目に進むカリキュラムによって段階的な理解が可能である。また、必修科目の他に、選択必修科目として「考古学概論Ⅰ」、「考古学概論Ⅱ」（以上１年次）、「日本文化史」、「日本美術史」、（以上２年次）、「日本民俗学」（３年次）、「文化人類学」、「有職故実」、「考古学特殊講義Ⅰ」、「考古学特殊講義Ⅱ」（以上３・４年次）が置かれており、個々の学生が興味・関心に沿って意欲的に課程履修に臨める形態となっている。また、これら選択必修科目は文学部の選択科目と重複しているため、該当する学生は専攻と資格課程との双方の科目として履修することが可能で、無理なく双方両立させる学修を進めることが出来る。

また、実習は自ら主体的に取り組むことが必要な科目であるに加え、講義にあっても書画カメラの多用や実物の机間回覧を積極的に行ない、単調な講義とならない配慮を行なっている。

更には平成１６年度以降、学部においては資格課程であった博物館学での大学院（博物館学専攻）

進学者数も増加の一途を辿っている。これに伴い、博物館等への就職者も増加傾向が認められる。

◎社会教育主事課程

本課程では、必修科目として「生涯学習論」、「社会計画論」（３年次）を開講している。また、選択必修科目としては、「社会教育演習」、「社会教育課題研究」（３年次）、「社会教育実習」（４年次）が開講され、選択科目としては「社会教育特講Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」（１年次から４年次）が置かれており、それぞれ年次ごとの受講の条件を設定している。ただし「社会教育演習」と「社会教育実習」は休講にしている。なお本課程は、２年間以上にわたって受講しなければならず、４年次生の受講は認めていないため、履修に当たっては当初から計画的で主体的な学習が求められている。

点検・評価、長所と問題点

◎教職課程

教材研究と模擬授業を内容とする教科教育法を軸にしたカリキュラム編成が定着し、各教科教育法の修得を教育実習の参加条件としたことが本気で教師になろうとする学生の主体的な学びを作り出している点は評価される。人的条件整備として、多くの現場経験者を教員に迎えている点も評価される。ただし、受講者が多数の授業では学生の主体的学修の条件を整えられない場合があり、授業の性質に応じた開講コマ数を確保する問題がある。

◎図書館学課程

レポート課題と発表を課す場合は、たとえば「図書館サービス論Ⅱ」で「２つの公立図書館のサービス統計から図書館経営の指標を導く」というようにテーマを明確にして、「数値的分析に基づく図書館サービスの評価を示す」という評価基準を示して、学生の質問に丁寧に答えるように心がけている。それが学生たちの自ら学ぶ主体的な学習に繋がっていることは評価できる。図書館および学校図書館への関心が持続して、知識と技能の修得を厭うことがないようにしている。

◎博物館学課程

各科目の年次配当にそって履修を進めれば段階的な理解が可能なカリキュラムを設定しており、この点は概ね評価できる。ただし、必ずしも配当学年中に履修をしない学生もいる。この場合、例えば見学実習である「博物館実習Ⅲ」（３年次サマーセッション。２年次開講の「博物館概論」「博物館実習Ⅰ」「博物館実習Ⅱ」単位修得を履修条件とする）や実務実習である「博物館実習Ⅳ」（４年次通年科目。「博物館実習Ⅲ」単位修得か並行履修を履修条件とする）は、それまでに履修可能な単位を全て修得して初めて充分な学修効果を持つものであるが、現実には履修条件となっていない科目の単位を修得せずに履修する学生がおり、計画どおりの学修効果が及ばない場合もある。

また選択必修科目は、個々の学生が興味・関心に沿って科目を選択することが可能であり、文学部の科目と重複しているため、無理なく意欲的に学修に取り組めることは評価できる。

◎社会教育主事課程

受講学生は一般に社会教育活動の見聞や経験が乏しく、社会教育学専攻学生に比して科目内容の理解において実感もわきにくい。年次ごとの受講条件を設定しているのは、短期に知識を蓄え、実感との交差の上に学習の進展をはかろうとする配慮からである。学生が現実の社会教育活動に目を向け、どの分野であれ自ら関心を持って参加する機会を組み込んだカリキュラム編成が行なわれている点が評価される。

将来の改善・改革に向けた方策

◎教職課程

教育の現場からは教職志望者の質の向上がつねに求められており、各教科教育法などはさらに主体

的・実践的な授業作りの場にすることが必要である。そのために受講学生の上限の設定、授業間および外部との交流と検討の場の設定などを含んだカリキュラム編成を考えていく。

◎図書館学課程

専門科目を履修する学生に負担にならないように配慮するとともに、今後はレポート課題と発表の機会を増やすようにしたい。さらに図書館の資料、インターネットのＷｅｂ情報を活用する技能を修得できるカリキュラムを構築する。

◎博物館学課程

科目編成方法それ自体は、現状においても学生の主体的学修にかなり応えることができていると考えている。しかし先述の如く問題点はなお存在し、更には今日、より高度な学芸員養成を目指した博物館法改正の動きがあり、そうした状況を踏まえた更なる改革・工夫が必要であると認識している。

また近年、博物館学での大学院（博物館学専攻）進学者数も増大しており、これに伴い、博物館等への就職者の増加傾向が認められる。かかる観点から、より高度な且つ緻密な教育体制確立のため、専任教員の増員を提案していく。

◎社会教育主事課程

社会教育の現実の活動に目を向けさせ、参加を試みさせる指導は、現場教員を充実させることで相当程度可能になったので、今後ともその方向を追求していく。各科目担当教員相互間で授業内容に関する情報交流が行なわれつつあるので、その中で学生の主体的学修の条件についても検討していく。

（３）教育効果を測定するための方法

現状の説明

◎教職課程

本課程では､自分の授業を作ることできる教員の養成を中心目標にしてカリキュラムを組んでいる。その教育効果は当該年度の新任教員採用数だけで計れるものでもない。卒業後数年かかってようやく教職につけるという状況を踏まえて、教育の効果を判断できる方法や仕組みを卒業生の協力を得てつくるべきであると考えている。現在できていることは学年末、学期末に行なう試験やレポート、提出される授業案や作品とともに、授業内容の理解度を確認するコメントペーパー、模擬授業と受講生同士によるピアレビューなどを含んだ多面的な教育効果の把握である。

◎図書館学課程

現在、レポート課題の評価、期末試験の評価で教育上の効果、そして授業アンケートで学生の満足度を測定している。卒業生の進路状況は残念ながら把握しきれていない。なぜならば、図書館とその関連業種に卒業年次に決定することは非常に難しく、数年後に就職することが多いからである。

◎博物館学課程

多人数制の科目に於いては「確認テスト」と称する小テストを授業時に３～４回程度実施したり、課題を出す事により、理解度の把握と促進を行なっている。また、博物館実習Ⅲ、及び同Ⅳのような少人数制の科目では、対話形式も採用することによって、授業への積極的参加を誘導するとともに、その際の学生の応答から理解度を量っている。また、見学実習である「博物館実習Ⅲ」においては、実際に参加学生が如何なる点を注視しているか、実務訓練である「博物館実習Ⅳ」の場合は指導した方法・手順を正確に実践しているかによって、学生の熟知度は明確に把握できるものであり、授業時間内を通してその確認を常に行なっている。

卒業後の進路については、学生の特性・資質の把握できる卒業論文指導が殆んど無い資格課程であ

るゆえ、研究室側から紹介するものを除いては学生の自己報告に頼っている点は否めない。しかし、学芸員・博物館関連職への就職希望を申し出る学生に対しては、積極的な指導と試験結果の把握に努めている。同時に、これらの職種への就職に当たっては修士以上の学位や実務経験が要求されている現状を踏まえ、大学院の博物館学専攻への進学、博物館でのアルバイト等を勧め、学位・学識・経験、全ての面でのキャリアアップを促している。

◎社会教育主事課程

学年末、学期末の試験やレポートだけでなく、授業時の対話や小レポートなどによって、教育上の効果を把握できるようにしている。社会教育主事資格は採用行政機関の発令を待って資格が生きる性格なので当該年度の進路状況を示すことはできにくい。

点検・評価、長所と問題点

◎教職課程

まず、現在のカリキュラム内容および教育方法の効果を、学生による自己評価とピアレビューや授業アンケートも含めて多面的な角度から各年度および経年的に把握することが基礎であり、この点での教員間の合意はある。アウトプットの点で卒業年度の進路は大学基礎データ【表 8】のとおりであるが、２～３年後、時には５年を経て教員になるケースがかなりあり、データの追跡調査をしながら効果の測定をする必要がある。

◎図書館学課程

授業アンケートでは、講義に対する学生の満足度は教学全体の平均を上回っている。受講生の多くが資格取得という目標を持っているので、講義に対する積極的な学習意欲が見られる。

◎博物館学課程

多人数による講義方式の授業において精緻な測定・把握が困難であることを充分に認識し、数度に亙り課す小テストや課題によって、こまめな教育効果の測定・把握に努めている。また、それら小テストや課題は、学生に要点の確認・再認識を促すとともに、授業に対する積極性を喚起させる効果をも有すると考える。

また、少人数制の授業では、学生との対話や学習状況から、教育効果は明確に観察・認識できる状況にあるので、理解度の把握は十分にできる。また、その結果をその後の授業の展開に反映させている。

◎社会教育主事課程

授業時の対話や小レポートによる教育上の効果は、各年度随時行なわれる教員間および学生を含めた相互交流とピアレビューなどによって確認されている。卒業後の追跡調査の仕方を検討して進路状況を把握する必要はある。

将来の改善・改革に向けた方策

◎教職課程

在学時の教育効果についてはかなりきめ細かい方法がとられているが、改善の余地はあり、卒業後４～５年を含んだスパンで、到達度評価の観点から教員間でのより組織的なアウトプットの評価基準と方法を検討する。

◎図書館学課程

日本図書館協会などの職能集団の団体が定めた検定試験などがあれば、公的な評価が下せるが、現状ではまったく無い。その代替として、データベース検索検定、知的財産権検定など関連分野の検定試験での公的な評価も考慮する。

◎博物館学課程

これまでの測定方法も現状でできる限り対応していると認識するが、より精密に理解度を測定し、学生の積極的な授業への参加を誘引するためには、学生の疑問・質問には更に厳密に対応する必要があると認識する。しかし、現状では少人数制通年科目である「博物館実習Ⅳ」において多少の個別対応が可能である以外は、個々の学生と綿密に接する機会はあまりにも少ない。学生の声を汲み上げ、その理解度を測り、指導方針・進路指導に活用させていくためには、一人でも多くの学生の要求を聞ける体制整備が不可欠であり、体制整備に向けての検討を発議していく。

◎社会教育主事課程

在学時の教育効果についてはきめ細かく行なわれているが、資格の性格上、専任教員を配置した上で、卒業後１０年ほどのスパンで追跡調査をして組織的なアウトプットの評価基準と方法を検討する時期に来ている。

（４）学生に対する履修指導

現状の説明

◎教職課程

１年次のはじめに『履修要綱』にしたがって介護等体験を含めた教職課程の概括的説明を行ない、教職論の授業でそれを補強する形で指導が行なわれている。履修科目は免許法の規定にしたがっており、履修登録の上限設定の必要もなく運用しており、多くの授業でレポートや答案の返却、およびオフィスアワーも使った履修指導がおこなわれている。成績評価については当該授業に責任を負う教員がシラバスに公開・明示している。実習関係については、教育実習を行なうための履修資格要件にしたがって「教育実習ＩＡ」（３年次）は合否の形で、「教育実習Ⅱ・Ⅲ」は現場からの 10 点法による評価をふまえて厳密な指導と評価を行なっている。教育実習終了後についても同様で、「教育実習ＩＢ」（事後指導）によって免許取得に価するかどうかの最終的な検証がなされている。複数免許を希望する学生で卒業時にすべて履修修得できない場合は、科目等履修生として継続的に履修指導し、免許の取得ができるようにしている。

◎図書館学課程

図書館司書課程と学校図書館司書教諭課程では、履修科目に対象年次を設定し、段階的に学ぶ工夫をしている。履修制限の枠外に設定されているので、学生の履修に支障はない。司書課程では選抜試験の合格者に、また司書教諭課程では面接試験の合格者に受講を認めている。また１０月に司書課程・司書教諭課程に関するガイダンスを実施している。ガイダンスでは、カリキュラムの説明のほか、選抜試験の概要、就職に向けて、図書館職員の採用状況、公務員試験・職員採用試験への対策も説明する。オフィスアワーでの対応のほか、学修支援システム「Ｋ－ＳＭＡＰＹ」を活用して、学生の履修に関する相談に答えている。試験成績は一定基準を定めて学生に明示して評価している。具体的にはレポート課題では、評価の対象となるチェックポイントを５～１０点示して、レポートの記述の中で十分に解釈、説明できていない場合は減点とすると事前に指示している。また、試験では問題・設問数、問題形式（記入式・論述式）を通告して、論述問題ではキーワードを示して、正確で十分な解釈、説明ができていない場合減点する旨を明示している。

◎博物館学課程

本課程の履修に当たっては、入学時のオリエンテーション期間の中で教務課職員による概括的な説明が行なわれている。そして専門科目の受講が開始される２年次以降は、科目の概要説明・読むべき

文献・考慮すべき点など入念な履修指導を実施している。またオフィスアワーは火曜日４限と公表しているが、訪問学生に対しては在室中ならば何時でも積極的に対応しており、個別の指導も怠りなく行なっている。

その上で、数回の確認テスト・期末試験を実施して広範な知識を修得しているか確認している。また、前年度までの単位修得科目によって履修を制限する科目を開設し、確固たる理解に達した者のみが資格を取得できる体制をとっており、年次配当に沿って地道に学習に精進した学生であれば、その基本的資質は確保できているものと看取する。

◎社会教育主事課程

本課程の履修に当たっては、入学時のオリエンテーション期間の中で教務課職員による概括的な説明が行なわれている。課程の専門科目の受講が開始される２年次以降は、法令に基づくカリキュラムにしたがって、段階的に入念な履修指導を実施するとともに、志望者に対する個別指導も兼任講師の協力を得て怠りなく行なっている。オフィスアワーは設けていない。

点検・評価、長所と問題点

◎教職課程

免許法の規定による履修科目の登録・運用は適切に行なわれており、４年間にわたる学生の質の検証システムもおおむね適切に運用されていると評価できる。成績評価の基準もシラバスで公表されており、多くの授業で答案やレポートの返却が行なわれている。履修指導およびそれとも関連する進路指導を含めて、すべての教員がオフィスアワーを開設している。例年教育実習の事後指導の単位を修得できない学生が少数出来するが、進路指導とも交差しつつ学生の質を検証する仕組みが機能していると見ることができる。ただし、複数免許の取得にともない、主免許以外の免許も等しく質の保証ができているかどうかの課題はある。

◎図書館学課程

司書課程の選抜試験､司書教諭試験の面接試験により､少なくとも一定レベルの知識と技能を持ち、資格取得を目標とする学習意欲のある学生の確保は実現できている。それぞれの試験に向けてのガイダンスも適正であり、特に問題は無い。

◎博物館学課程

オリエンテーション時の履修説明は、短時間内で概略説明とならざるを得ないところから、本課程及び履修手続きに関しては充分な周知・理解を得ているとは思われない。

◎社会教育主事課程

資格課程であるので、履修科目登録上の上限を設定する必要性はない上に４年次生は履修できないので、履修登録は適切に運用されている。ただし、２年次から始まる課程の履修説明がオリエンテーション時だけでは不十分さを否めない。現場に根ざす有能な兼任講師陣の自主的な協力体制によって成績評価や学生の懇切な指導によって質が維持されているが、それにも限界はある。

将来の改善・改革に向けた方策

◎教職課程

平成１６年以降複数免許の取得が可能となって学生の履修の仕方が複雑・多様化しているので、主免許を中心にした履修指導の徹底をはかると同時に、学部学科の再編に対応した履修指導を、とくに教科専門について当該学部学科と協力して丁寧に行なえる組織的な方策を検討する。また今後の履修指導はますます多面性と緻密さを求められるので、オフィスアワーを十全に活用できる組織的な取り組みを検討する。

◎図書館学課程

司書課程の選抜試験、司書教諭課程の面接試験で、さらに学習意欲のある学生の確保に努める。

◎博物館学課程

平成１９年度より、博物館界で活躍する院友（卒業生）の日常や後輩へのメッセージを掲載した小誌『院友学芸員』の発行を開始し、オープンキャンパス時の訪問生、入学生や一年生等の希望者への配布が可能となった。これにより博物館学課程への理解に基づく受講者も増加するものと予想している。

課程全体としての履修指導の理解等が十分でない点については、専門科目の講義等を通して履修に関する説明を徹底することとし、また、これまで通り、オフィスアワー以外の時間帯でも学生の訪問学生に対しては在室中ならば何時でも積極的に対応していく。

◎社会教育主事課程

授業時や授業時間外での説明や指導が行なわれているが、受講生個別のガイダンスの機会や面談などで履修指導の不十分さを補う必要があるので、専任スタッフの配置を含めてオフィスアワーを設定できる体制を検討する。

（５）授業形態と授業方法

現状の説明

◎教職課程

「教職論」、「人間と教育」、「発達と学習」、「道徳教育の研究」など多人数の講義形式の授業と「総合演習」など少人数の演習形式の授業が行なわれている。学生による模擬授業など授業づくりを内容とする各「教科教育法」は講義形式にはなじまないため、個別指導をふくむ演習スタイルの授業方法がとられている。また視聴覚機器やＩＴ機器を活用した授業が積極的に行なわれている。

◎図書館学課程

レポート課題では、図書館資料とインターネットの情報を活用して、作成することを義務づけている。できるかぎり、発表形式を取り入れて、教員からの評価だけでなく、受講者同士の意見を取り入れて、受講者自身が自らの学習過程・成果・学習態度が評価できるように工夫している。演習科目では、課題のレポート、作成した目録カードを点検して、個別に指導している。

また、司書課程の「レファレンスサービス演習」「情報検索演習」、司書教諭課程の「情報メディアの活用」では、ＣＤ－ＲＯＭ、ＤＶＤ－ＲＯＭ、インターネットのＷｅｂ情報などのマルチメディアを積極的に用いている。

◎博物館学課程

博物館概論など多人数の講義方式の授業と、博物館実習Ⅳなど、少人数による授業が行なわれている。少人数による授業においては、対話を重んじ、また、学生が何を必要としているかにも応えた授業を行なっている。また多人数授業においても書画カメラによる実例写真の提示、実物資料の机間回覧などを実施し、机上の理論に終始しないリアリティのある講義形態を採っている。

◎社会教育主事課程

講義形式の授業だけでなく、施設見学、体験者の招聘、夏季休暇中の社会教育活動への参加と見聞の奨励、ＡＶおよびＩＴ機器の活用など多彩な授業方法を導入している。

点検・評価、長所と問題点

◎教職課程

演習や各「教科教育法」のみならず、多人数の講義形式の授業においても可能な限りでディスカッションやグループ・ワークが取り入れられており、学生参加型の授業方法の拡張として評価できる。また黒板と同時に視聴覚機器やＩＴ機器も使用した授業も積極的に行なわれているが、機器の規格が様々であるため授業展開に齟齬をきたす問題はあり、各教科教育法の受講人数が多すぎることも学生参加型授業の展開上問題である。

◎図書館学課程

発表形式の授業では、教員の評価だけでなく、受講者同士の評価も得られるので、多面的な評価が得られる点は学生参加型の授業方法として評価できる。発表で受講者の意見を形成するにあたり、マルチメディアを含めたさまざまな形態の情報源から根拠を引き出し、活用するので、情報活用能力が高まるのも長所である。

◎博物館学課程

多人数を対象とする講義方式の授業においては、博物館学という学問的特性を活かすべく実物資料の例示、映像をはじめとする視聴覚教材を用いた立体的な授業を実施している。しかし、映像はともかくとして実物資料の回覧は、150 名を越える人数では適切ではない。つまり、現に資料が手元に来た時には講義は先へ進んでいるのである。実物を実際に手に取り熟覧することは有効な手段ではあるが、一つ二つの資料では多人数に対応しきれない点が問題点と言える。

それに対して、少人数による授業においては、見学先の博物館の展示や実習用の資料を媒介として双方向の対話を重視した適切な指導を行なうことができている。特に「博物館実習Ⅳ」においては、技術面のみならず、「もの」の扱いを通して学生たちに対して学芸員としての心構え・日本文化に対する畏敬と愛着を啓蒙しており、広汎な人間教育として評価されるべきものと考える。

◎社会教育主事課程

これまで導入してきた多彩な授業の方法は、現場に根ざす講師の採用と相俟って、学生を積極的に授業に参加させるという点で役立っていると評価できる。しかし、社会教育現場への見学や参加は現在の体制では不十分であり、改善が必要である。

将来の改善・改革に向けた方策

◎教職課程

大人数の講義形式による概論的な授業と少人数で授業を行なう科目のメリハリをつけて、全体として学生参加型の授業づくりを進めていく。そのために当面は各教科教育法の人数を演習規模に改善できるような枠組み作りから検討を始める。

◎図書館学課程

文字情報・画像情報・音声情報を扱うマルチメディアを活用する環境は、本学では十分に整備されているとはいえない。コンピュータルームでは安全性の観点から、ＣＤ－ＲＯＭ、ＤＶＤ－ＲＯＭの使用が制限されている。多様なメディアが使える環境を整備するように努める。

◎博物館学課程

博物館学の基本は、資料の熟知であるところから、知識の獲得と同時に常に資料に親しめるような授業形態としていく。具体的には平成２０年度に完成する学術メディアセンター（ＡＭＣ）内の博物館に、従来どおりの授業への協力を得て、一部でも博物館の現場での実践的授業として展開したい。例えば、実習生による展示を公開し、見学者の反応・アンケート結果等から問題点を確認するなどの

授業形態が考えられる。

◎社会教育主事課程

授業時間内での方法の工夫は今後も行なっていくが、それぞれ専攻のある学生を対象とする以上、見学、参加などの時間を十分に設けることには困難が多すぎて改善策を持ちにくい。当面は、夏休みのみならず、冬と春の休みも活用したプランを検討していく。

（６）教職・資格課程におけるファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）への取り組み

現状の説明

◎教職課程

指示待ちと受身の学生が増えている現状の中で、自分自身の学びの技法を見つけてもらう教育指導が求められている。そのためにも学生参加型の授業づくりを目標にＦＤへの取り組みを行なっている。アンケートを含む学生による授業評価の結果を批判的に活かしたシラバスの改訂や授業方法の改善、国内外のフィールドワークを組み込んだ授業づくりなどである。個別ではあるが、専任教員と卒業生を中心とした国語教師の会の活動や、各種研究集会や現場教師との授業作り研究会などへの参加を通して資質の向上にも努めている。また課程の性格上、「実習」関係業務の占める比重が高く、全員で分担して組織的に取り組んでいる。

◎図書館学課程

講義中心の座学だけでなく、学生自身の作業課程で生み出されるレポート課題と発表を重視して、授業を学生とともに工夫して作り上げるように心がけている。シラバスで評価基準を明確に示して、何を学び、何が必要とされる知識と技能なのかを学生が自覚できるように工夫している。学生の授業アンケートは点検した上で、問題点の改善に努めている。

◎博物館学課程

シラバスにおいて年間計画を明示し、評価方法に関しても期末試験・小テスト・出席の判定比率を公表している。また徹底したアンケートの実施による授業評価を行ない、真摯な対応を目指している。それに加えて授業時に小テストや質問等による受講生の理解程度や希望等の把握に努めている。更に少人数制の博物館実習Ⅲ・Ⅳでは、学生の要求する教育内容を探求すべく常に積極的な対話を行なっている。ときにはシラバスから逸脱して、学生の理解度をより増進させる方策を講ずる場合もある。

また、専任教員は土曜日・夕方の遅い時間でも概ね研究室に在室しているため、社会人学生・夜間主学生にも十分に対応できる体制を採っている。

◎社会教育主事課程

授業アンケートのほか、授業の中や学生を媒介とした教師間・授業間の交流などで、学生との対話的方法を重視することによって多くの示唆を得ており、そこからシラバスや授業の改善をはかっている。科目の性格上、生涯教育フィールドの見学や参与型の調査学習が欠かせないので、可能な限りその機会を提供できるような授業づくりをしている。

点検・評価、長所と問題点

◎教職課程

授業アンケートを通じて学生による評価を受けており、その結果を批判的に活用してシラバスの作成や授業の改善に生かしていること、まだ十分ではないが学生参加型の授業づくりを目標に学生を外の現実と出合わせる教育活動（フィールドワーク等）を行なっている点は評価できる。研究室全員で実習に関わり、絶えず教育活動の組織的点検が行なわれている点も同様であるが、負担が過重になっ

ている問題がある。なおマニュアルだけを欲しがる受身の学生に対し、主体的に学ぶ姿勢を身につけさせることには、教職課程の授業が果たす役割に限界がある。

◎図書館学課程

学生とともに作り上げる授業の実施は、できるかぎり講義で導入している。学生からの質問や意見を取り入れて、さらに講師が提示する情報だけでなく、さまざまなメディアが提供する最新情報に学生が触れて、刺激的な学習効果が期待できる。

学生による匿名のアンケートは、率直な評価が反映する反面、きわめて刹那的で、しかも情緒的で、場合によっては事実誤認によるネガティブな印象が現出することがある。たとえば、講師が講義を聴いてもらおうとして居眠りしている学生を起こしても、教員の指導を誤解したと思える学生が授業アンケートに講師の態度を非難するケースがある。

◎博物館学課程

多人数に対して行なう講義形式の授業では、随時課す小テスト・課題等から垣間見える断片的な情報に頼らざるを得ないが、それらから析出できる学生たちの疑問・要求には常に留意している。見学研修の「博物館実習Ⅲ」や実作業を伴う技能訓練である「博物館実習Ⅳ」においては、教壇上と受講者席という形質的隔離を離れて学生間を巡見・指導に当たれるため、すべての学生の疑問点・不信点に丁寧な対応が可能である。そこから不足点を認識し、その後の各授業に活用するべく努めている。これは、少人数制の科目ならばこそ可能な、一部の学生の意見に偏らない広汎な意見採取と位置づけられる。

◎社会教育主事課程

授業アンケートを通じて学生による評価を受けており、その結果を活用してシラバスの作成や授業の改善に生かしていること、まだ十分ではないが学生参加型の授業づくりを目標に学生を外の現実と出合わせる教育活動（施設の見学、社会教育活動への参加等）を行なっている点は評価できる。ただし、受講学生全体にそうした活動が行き渡っていないという問題がある。

将来の改善・改革に向けた方策

◎教職課程

フィールドワークや現場での体験や調査を組み込んだ授業づくりをさらに進めていく。専任教員および卒業生による交流と共同の授業研究組織は「国語教師の会」だけなので、社会科の分野でも立ち上げることを検討したい。負担が大きくなっている実習関係業務（教育実習と介護体験実習）の見直しと簡易化についても検討したい。

◎図書館学課程

学生による授業評価は、率直な評価が反映する反面、既に問題点で示したように事実誤認によるネガティブな印象が現出することがある。大学が用意する書式の見直しを求めるともに、問題が起きないように講義に臨む教員の言動などを自律的に注意して、学生たちとともに講義をつくる姿勢を教員一人ひとりが目標とする。

◎博物館学課程

「お互いの声の届く授業」が理想的な授業形態であるが、100 名を超す受講生間を巡見・指導することは不可能であり、少人数制こそがそれを実現し得るものと考える。その実現のためには、多くの時間と労力、則ち、これまで以上に同一科目を複数講座開講することが必要である。しかし兼任講師による講義ではたとえ少人数制であっても授業時間外に質問等に対応することはできない。よって専任教員の増員が急務であると認識している。これによって相当の問題点はクリアできるものと考える

が、併せて履修制限の再検討も視野に入れ、怠りなく総括的な改革意識を保持していく。

◎社会教育主事課程

社会教育の現実と結んだ授業を提供する方向でＦＤを引き続き進めていくが､本主事課程の性格上、学修は学生と教員との共同作業の上で展開されるのが望ましく、ＦＤも両者が検討を加えつつ行なっていくべきである。幸い学生を媒介とした交流会があるので、それを生かしながら進めていく。

３ 大学院

１．文学研究科

目標

１．教育課程等
・ 演習科目・講義科目の充実や専攻内のコースの実態に即した専攻名称
・ 高度な教育能力を養成するための体制整備
・ ＣＯＥプログラムとの連携、特別プログラムの推進
２．教育方法等
・ ＦＤ委員会の設置とＦＤの実施
・ 成績評価基準の明確化
・ 研究指導体制の強化と学位取得の促進
・ 若手研究者育成のための制度設計・改正
３．学位授与・課程修了の認定
・ 学位取得の促進
・ 研究指導体制の強化
４．国内外における教育研究交流
・ 単位互換制度の活用と充実

（１）教育課程と理念・目的並びに学校教育法第６５条第１項、大学院設置基準第３条第１項、同４条第１項との関連

ａ．修士課程・博士課程の目的への適合性

現状の説明

第１章の「文学研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的」でも述べたように、文学研究科は國學院大學大学院学則第１条の大学院の設置目的に基づいて、第３条第２項で「文学研究科は、日本文化の真髄を理解し、かつ幅広い知識をもち、新しい価値観を創造し人類文化の発展に寄与することができる､優れた研究者及び専門的な業務に従事する者を養成することを目的とする｡」と規定し、これに基づいて続く第４条で、神道学専攻、文学専攻、史学専攻の理念・目的を明記している。

こうした研究科ならびに各専攻の理念・目的は、学校教育法第６５条第１項ならびに大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項に適合したものである。

文学研究科には３専攻が設置されており、神道学専攻は神道文化学部神道文化学科、文学専攻は文学部日本文学科・中国文学科、史学専攻は文学部史学科に主な基礎を置いている。文学研究科３専攻の理念・目的は、学部入学者に配布される履修方法や卒業要件等を定めた「履修要綱」の、学部各学科に明記された学科の理念・目的を伸展させたものでもある。学部の学士課程の教育内容は、この理念・目的のもとで開講科目が決められており、大学院の教育研究はこの内容をさらに深め、進化させたものとなっている。

点検・評価、長所と問題点

文学研究科ならびに３専攻の設置にかかる理念・目的は、平成１８年３月３１日に改正された大学院設置基準第１条の二に基づいて、平成１９年４月１日から國學院大學大学院学則に明記して施行し

たものであるが、その内容は昭和２６年度の大学院開設以来の学統と実績に基づくもので、従前から実質化されたものであった。しかし、学則に定めたことで、その理念・目的はより明確になり、大学院教育にあたる教員が以前にもまして自覚的な教育研究活動を行なうようになった。

本学大学院の教育課程としては「博士課程」としての一貫教育を原則とし、学則に定められた理念・目的も、いわゆる修士課程、博士課程を一括したものとなっている。ただし、教育内容については、後述するように博士課程前期（以下、「前期課程」とする）は大学院設置基準第３条第１項に定める目的に合致した内容、博士課程後期（以下、「後期課程」とする）については大学院設置基準第４条第１項に定める目的に合致した内容となっている。

以上から、文学研究科の教育課程、理念・目的は、学校教育法第６５条ならびに大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項の規定に合致したものとなっていると評価できる。

将来の改善・改革に向けた方策

文学研究科の教育課程、理念・目的は学校教育法、大学院設置基準に適合したものとなっているが、さらにこの実効を向上させることが改善・改革として必要となる。そのため、平成２０年度からは、３専攻とも原則として講義科目はセメスター制とし、さらに文学専攻では、前期課程に必修科目の「日本古典研究」を開講するとともに、選択必修科目の「日本古典海外研究」「アジア文化比較研究」や、実習科目の「日本古典実習」、「日本伝承文化実習」を設け、幅広い基礎学力を涵養するカリキュラム改訂に着手した。こうしたカリキュラム改訂については、２０年度以降、神道学専攻及び史学専攻でも検討を進め、実行していく計画である。

また、専門的な業務に従事する者の高度な研究能力と豊かな学識を涵養するという文学研究科の設置目的により適合した教育研究を明確にするため、平成２０年度から文学専攻に高度国語教育コースを設けたが、こうした改革・改善は史学専攻に置かれている博物館学芸員・文化財関係科目においても必要で、史学専攻では１９年度に検討し、２０年度のカリキュラム改訂を一部行なった。２０年度にはさらに検討を進め、２１年度からより充実させることが方策となる。文学専攻の高度国語教育コースは、前期課程に設けられたもので、年度進行にともなって後期課程でのコース設置の検討が目標となる。

高度な研究能力と豊かな学識の涵養をさらに進めるための改革・改善の方策としては、学部の学士課程との連携が必要となり、学部在学生の大学院開講科目の先取り履修について平成１９年度から検討を開始した。２０年度から一部実施に移し、具体的な方策を確実なものにしていくことを目指している。

ｂ．博士課程（前期・後期）の教育課程における教育内容

現状の説明

大学院教育は博士課程前期・後期一貫した教育課程をもつが、教育内容は大学院設置基準で示されているとおり、前期課程では広い視点と学識を涵養するとともに、専攻分野に関する高度な研究能力と専門的職業を担うための能力を培う内容となっている。それは、専門分野の演習科目と論文指導演習などによって高度な研究能力を養い、専攻に開設されている講義科目によって広い視野と学識を養う履修制度によって実現している。専門的職業を担う能力の涵養については、教育職員免許状の認定課程が認められており、神道学専攻では社会科の中学校教諭普通専修免許状、公民の高等学校教諭普通専修免許状、文学専攻では国語科の中学校教諭ならびに高等学校教諭の普通専修免許状、史学専攻では社会科の中学校教諭普通専修免許状、地歴公民の高等学校教諭普通専修免許状が取得できる。こ

れに加え、史学専攻には博物館学芸員資格のより高度な資質や文化財担当者としての高度な資質を身に付けるための科目群が開設されており、他専攻在学者も履修できるようになっている。神道学専攻では、神社本庁のより高度な神職資格を得るための講座が開講されている。これらの専門的職業を担う能力の涵養を目的とした教育は､学部の教育職員免許状の認定課程､学芸員資格課程などと連動し、この課程で培った能力を伸展させるものとなっている｡また､専門的職業を担う能力を培う科目群は、後期課程在学者にも開かれており、前期課程・後期課程のいずれからも履修できる。

さらに文学専攻では、平成２０年度からは前期課程により高い専門性をもった国語教員の養成を目的とした高度国語教育コースを設置することを決め、学生募集を開始した。

文学研究科３専攻の教育内容は、大学院学則に明記された専攻の理念・目的に沿ったものとなっているが、この専攻の理念・目的は、前項で記したように基礎とする学部の学士課程（学科）の理念・目的を伸展させたもので、学士課程の教育内容と適合している。そのため他大学から前期課程に入学した者は、指導教員の指導・承認に基づいて学士課程に開設されている科目を履修し、一定単位数まで修了単位として認める制度を設けている。

後期課程では、専攻の演習科目と論文指導演習、前述の専門的職業を担う能力の涵養を目的とした科目群の受講、さらに後期課程への入学後には、指導教員の指導・承認を経た課程博士論文作成計画書を提出し、毎年２月末までにその年度の研究成果書を提出し、指導教員の指導を受け、研究者として自立した研究活動を行なう能力と、高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を培う教育内容となっている。

前期課程と後期課程は、各専攻に開設されている演習科目、講義科目を「履修要綱」に従って履修することになっており、これによって前期課程では広い視点と学識を涵養するとともに、専攻分野に関する高度な研究能力と専門的職業を担うための能力を培うように規定し、後期課程では研究者として自立した研究活動を行なう能力を培うことが中心となるように規定している。

教育内容の、博士課程における一貫性はこれによって実現され、適切なものとなっている。課程博士授与までのシステムとプロセスは、前期課程での講義科目で広い視野と学識を獲得しながら、論文指導演習や各専攻の専門演習などによって専門的な研究能力を高め、修士学位申請論文を提出し、その審査と口述試験によって修士学位が授与される。後期課程では論文指導演習と各専攻の専門演習によって自立した研究活動が可能となる高度な能力を身に付けながら研究を進め、課程博士学位申請論文の下書きを所定の期日までに作成し、指導教員等の指導を受けながら論文を完成させて提出し、論文審査と公開による口述試験によって博士学位の授与となる。

社会人として業績を有し、後期課程に入学した者は、修士学位の取得を経ずに、同じシステムとプロセスで課程博士学位の取得となる。

点検・評価、長所と問題点

各専攻に開設された演習・講義科目によって、前期課程では広い視点と学識、高度な研究能力と専門的職業のための能力を培い、後期課程では研究者としての自立した研究活動を行なうための能力を培う、一貫した教育内容を制度としてもつのが長所で、これによって今までに多くの有用な人材を輩出してきた。それは課程博士の授与数の多さ（大学基礎データ【表 7】（以下、大学基礎データの表を引用する際は、【表○】とする））に表れており、高く評価できる。

しかし、前期課程と後期課程それぞれがもつ目的を実現するための方策は､「履修要綱」の規定によるもので、専攻内にコースをもつ文学専攻と史学専攻では、前期課程において所属するコース以外の開設科目の履修を義務付けているが、これではとくに前期課程が持つ目的が制度的にわかりにくく、

改善が必要である。また、研究能力と専門的職業のための能力開発には、とくに文学研究科においては資料調査やその扱いについての実技能力が必要であるが、こうした科目群が開設されておらず、改善が必要となる。さらに開設科目はすべて通年制をとっており、研究の国際性に欠くことの出来ない留学を年度途中行なう場合は不利となっている。

将来の改善・改革に向けた方策

教育課程の教育内容については、とくに前期課程における、設置目的をより適切に実現するための履修制度の策定、実技能力を養うための科目群の開設、年度途中の留学促進のための履修制度改善が必要になっている。これらの改善・改革の方策としてはカリキュラム改正が必要となり、文学専攻では、平成２０年度からの前期課程のカリキュラムとして、必修科目として平成１９年度から開設された論文指導演習に加え、オムニバス形式の講義科目として「日本古典研究」を開設し、さらに選択必修科目群を設け、広い視野と学識を涵養するための制度を整備した。さらに選択必修科目群には集中授業の「日本古典実習」、「日本伝承文化実習」の実習科目を新設し、実技能力を培うようにした。「日本古典研究」は文学専攻の教育研究内容の全体を提示するもので、必修科目と選択必修科目の履修を基礎として、各コースの専門科目の履修に進むカリキュラムを定めた。こうした２０年度からのカリキュラムは、その実効を点検・評価しながらさらなる改善・改革を進めることになる。

文学研究科の３専攻では、平成２０年度から講義科目をすべてセメスター制とする改正を決定し、開講準備を進めている。これによって年度途中での留学などの不利益が一段改善されることになるとともに、半期で履修科目を換えることで、より広い視野と学識の涵養が可能となる。講義科目の半期制についても２０年度以降、実効を点検・評価しながらさらなる改善・改革を進めることになるが、すでに演習科目の半期制化も議論が始まっており、完全セメスター化による９月修了等の制度化が目標となる。

（２）教育指導並びに学位論文の作成等を通じた研究指導（教育・研究指導方法の改善、成績評価の仕組み）

現状の説明

前期課程、後期課程とも入学願書提出時に、口述調査書に入学後に希望する指導教員名を記入することになっている。受験者には研究計画書の提出を義務づけているが、これは入学後の研究の目的や方法などを明確にするためのもので、入学試験の口述試験はこの調書に基づいて行なわれる。

指導教員の正式決定は入学後の４月になってからであるが、教育指導ならびに研究指導は、大学院入学直後の研究科全体ならびに専攻、コースによる履修説明と履修指導から始まる。授業開始後は、全員に配布される『大学院学生便覧』に掲載されているシラバス、時間割に基づいて受講科目を決め、第１回目の授業において担当教員からなされる授業の目的や進め方などの説明を聞き、その後、受講原案を決めて指導教員の履修指導を受ける。履修指導は、学生の研究課題や基礎的な学力などを考慮し、他専攻の科目や学部授業科目も視野に入れつつ行なわれている。シラバスには当該年次の授業の目標や内容、参考文献とともに、平成１９年度からは成績評価の方法も明記するようにした。

指導教員による研究指導は、入学時は受験時に提出された研究計画書をもとに行なわれ、その指導は、従来は曜日・時限を決めて定期的に行なわれるだけであったが、平成１９年度からはこれを「論文指導演習」と科目化し、前期課程では２ヶ年連続して受講し、8 単位を修得することを必須にした。学位論文の作成等を通じた教育・研究指導は、これ以外も個別的に随時行なわれており、１９年度から研究指導が強化された。「論文指導演習」は後期課程においても３ヶ年 12 単位の修得を必須として

いる。

教育指導・研究指導は授業科目である各教員の演習などを通じても行なわれているが、科目によっては大学院の研究発表補助金を用いて、演習リポートなどを冊子として印刷発行しており、リポートの印刷段階においてもその内容について指導が行なわれている。

文学研究科３専攻では、専攻あるいはコースごとに在学者と教員を中心に、専攻分野を同じくする全国の研究者と学会を設置している。神道宗教学会、国文学会、国語学研究会、中国学会、伝承文化学会、国史学会などで、これらは設立されて50年以上を経ているものが多く、指導教員は、これらの学会や海外会員も含む全国的な学会などでの口頭発表、論文投稿を積極的に勧めている。博士課程前期、後期の修了には、こうした学会での研究発表を必須としている専攻・コースもある。

大学院在学生にとっては学位論文の作成と学会発表が、自己の研究進展に欠くことができず、指導教員による研究指導は学会発表の準備過程においても行なわれている。これらは個別的な研究指導といえる。学会の大会や研究会開催、会誌発行は、教員間、学生間及び教員と学生の間で、学問的な刺激を誘発させていることはいうまでもなく、教員・学生の教育研究の向上は、学会活動によっても大いに図られている。これらの学会運営には大学院生も一定の役割と責任を担っており、学生にとっては学術組織の運営について学ぶ機会にもなっている。

後期課程に在学する１・２年次には、学位論文作成計画書の提出、さらに学年末には年次研究成果報告書の提出が義務づけられており、これらの作成時や提出後にも指導教員による指導が行なわれている。３年次は課程博士学位審査論文の作成が中心で、６月末には中間報告書（草稿）を提出することになっている。標準在籍年である３年で後期課程を修了（課程博士学位取得）するためには９月に学位審査論文を提出しなければならず、草稿作成段階、学位審査論文作成段階にも随時研究指導が行なわれている。

成績評価の方法については、前記のように『大学院学生便覧』に収録されている各科目のシラバスに明記されている。シラバスは冊子に加え、平成１７年度からは國學院大學に在学する全学生がアカウントをもつ学修支援システム「Ｋ－ＳＭＡＰＹ」上でも閲覧可能である。なお、シラバスについては大学ホームページからの閲覧もできる。平成１９年度からは、成績評価にあたっての基準の明示を開始した。

点検・評価、長所と問題点

履修指導は、入学時には研究科ガイダンス、各専攻ならびにコース単位で行なわれ、さらに博士課程前期２年生以上の在学生も含め、各自の研究テーマに応じて個別に、指導教員からも行なわれている。学生は『大学院学生便覧』やＫ－ＳＭＡＰＹに記されたシラバスに基づいて履修科目案を作成し、これに指導教員が助言し、承認して決定していく手順を踏んでおり、適切に行なわれている。

本研究科においては、長い歴史と実績をもつ学会発表も研究指導の場になっており、指導教員以外からも適切な助言が受けられる体制となっている。さらに平成１９年度から論文指導演習を科目として設け、単位化して必修としたことで、従来にも増して教育指導・研究指導は充実する方向で進んでいる。研究指導の実効は、課程博士学位の取得数が一つの尺度となり、取得数は１５年度以降高率を保ち、以前から実効があがっていたが、研究指導のさらなる充実で、課程博士学位取得数を持続し、向上させなければならない。

大学院で教育を担当する専任教員は、年度末に発行される『國學院大學大学院紀要－文学研究科－』（以下、『國學院大學大学院紀要』とする）に当該年次の研究業績を公開しているが、在学生の研究業績については、後期課程在学者は研究成果報告書で個別に報告されているが、これ以外は報告義務が

なく、改善が必要となる。

将来の改善・改革に向けた方策

後期課程在学生には口頭発表や論文発表の業績を年度末に提出させ、研究の進行状況を把握しているが、これは教育指導や研究指導の適切性に関する一つの客観的な基準となるので、統一的な形式によって在学生全員が報告し、一覧を蓄積して研究科全体として経年変化を把握するための制度を平成２０年度に整備すること目標とする。

一方で平成１９年度に学則に設置を定め、活動を開始したＦＤ実施委員会で、大学院教育の適切性を計るための諸基準を検討し、適切化を進める根拠となる客観データの集積が急がれる。

シラバスについては、平成２０年度からは、全研究科で授業の概要、到達目標、成績評価の基準、前期15回･後期15回あるいは通年30回の授業内容などを明記する形式に改訂することとなっている。従前にも増して詳しいものとなり、より適切な科目選択が行なえるようになると考えられる。

成績評価法の適正化による効果の実効をＦＤ実施委員会などで検討しながら、より適正な評価法への改革・改善を恒常的に目指す。

（３）社会人･外国人留学生に対する教育課程編成・教育研究指導上への配慮

現状の説明

國學院大學学位規則第３条第３項で、「在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、後期課程に２年以上在学すれば足りるものとする」と規定しており、実質的に２年間の在学で課程博士学位の授与を受けることができる。これは社会人に限定した制度ではないが、研究機関に所属する社会人が後期課程に入学し、この制度で修了した者が出ている。前期課程についても、優れた業績をあげた者についての在学期間は、１年以上の在学で足りるものとすることを同学位規則第３条第２項で規定している。

社会人への教育研究指導上の配慮は、指導教員が担当する演習科目等の開講を土曜日あるいは午後5時50分から始まる６時限目、午後7時35分からの７時限目に行なうことで受講への便宜を図っている。

外国人留学生については、入学にあたり、研究に必要な日本語能力、基礎学力を充たしていることを確認しているので、現状では特段の配慮を行なわなくても教育研究指導ができている。ただ、本国あるいは地方大学で学士課程を修了し、本研究科前期課程に入学した者の中に、少数だが東京の生活環境にスムーズに適応できず、授業を欠席しがちだったり、退学したりする者もいる。

社会人、留学生の在学数については、別途【表18】に明記したので参照願いたい。

点検・評価、長所と問題点

社会人、外国人留学生とも前期課程から後期課程へと順調に進学している学生も多く、教育研究指導は滞りなく行なわれている。博士課程入学者の中には課程博士学位を取得して修了する者も多く、社会人・外国人留学生の受け入れについては十分な実効をあげていると評価できる。とくに学部卒業者で、一定年数を経て研究業績のある者が後期課程に入学した場合は、ほぼ全員が課程博士学位を取得しており、優れた制度ということができる。

外国人留学生の場合、本学の学部を卒業し、大学院へ進学した者は問題ないが、本国あるいは地方の大学の学士課程を修了した者については、学修態勢へのサポートを検討する必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

社会人や外国人留学生の受け入れは、学生間に学問的刺激を誘発させている場合があり、今後も受

け入れを続けることが必要である。社会人については、後期課程では２年の在学での修了者が出ているので、前期課程での修了を１年で行なう教育研究指導方法の確立が急がれ、ＦＤ実施委員会のＦＤ活動から具体的な方策を立てていくことが目標となる。また、外国人留学生で、本国の大学あるいは日本の地方大学の学士課程を修了した者については､教育の実効をあげるための学修態勢を整備する。具体的には、平成２０年度以降、ＴＡ制度に加え、チューター制度なども設けて対処することを検討していく。

（４）研究指導上の効果を測定するための方法

現状の説明

教育研究指導の効果を測定するための客観的な基準は、修士学位論文、課程博士学位論文の審査数と学位取得者数、大学院在学者の研究発表状況に求めることができる。修士学位論文、課程博士学位論文の審査数と学位取得者数については、【表 7】にあるとおりである。

大学院在学者の研究発表状況は、学内外の学術研究誌への論文発表、学会での口頭発表などによっても把握できる。学術研究誌としては、本学が刊行する『國學院大學大学院紀要』『國學院雑誌』、専攻ごとに組織されている学生会が刊行する神道学専攻の『神道研究集録』、文学専攻の『國學院大學大学院文学研究科論集』、史学専攻の『史学研究集録』がある。さらに学外研究者も含んで専攻・コースの在学者や教員などによって組織されている神道宗教学会、国文学会、国語学研究会、中国学会、伝承文化学会、国史学会があり、それぞれが学術研究誌を発刊している。これら学術研究誌への大学院在学者の論文投稿、前記学会を含めた学会での研究発表や学会誌への論文採択については、各指導教員が把握し、教育研究指導の効果を測定している。博士学位論文の審査とこれによる学位取得については、年刊の『國學院大學大学院紀要』、月刊の『國學院大學学報』などにも公表しており、これらによって外部からの客観的な測定ができるようになっている。

学生の資質向上状況の検証についても､上記の研究発表状況によって行ない得るようになっている。研究発表に積極的に取り組んでいる学生は、授業科目の成績も優れており、両者は密接に連動しているが、正課である授業科目の成績評価法による資質向上状況の検証も教授法や研究指導法の妥当性の面において重要である。

教育研究指導上の効果測定方法は､上記に依っているが､平成１９年度には大学院学則改正を行なって大学院内にＦＤ実施委員会の常設を決め、教育研究指導方法の改善を促進する組織的な取り組みを開始した。１９年度は、各専攻の在学生によって組織されている学生会とＦＤ委員との話し合いの場を設け、教育研究指導のあり方、授業内容、研究環境、研究施設状況などについての意見交換を行なった。

点検・評価、長所と問題点

教育研究指導上の効果測定の方法は、学生の研究発表状況と学位取得数、修了あるいは単位修得満期退学後の進路状況調査が客観的なもので、有効な方法である。指導教員の研究指導を踏まえた『國學院大學大学院紀要』への学生の投稿は増加しており、毎年 20 本程度が掲載され､『國學院雑誌』へ採択される論文もある。専攻別の研究誌への発表、学会での研究発表も活発である。こうした学生の研究動向が課程博士学位取得率の高さにつながっていることは確かで、これによる効果測定は重要である。在学生の研究発表状況については､「教育指導並びに学位論文の作成等を通じた研究指導」でも触れたように各指導教員が個別に把握している段階で、今後改革・改善を進めるが、これらはあくまで結果としての効果測定であり、ここに至るプロセスでの効果測定法については今後、適切な成績評

価法の具体化とともに方策を立てていく段階にある。

さらに修了予定者あるいは単位修得満期退学予定者の進路確定を、教育研究指導法と連関させる方策の具体化もこれからの課題となっている。

将来の改善・改革に向けた方策

研究誌や学会などにおける研究発表は、学位授与において重要な条件となっており、結果的には教育研究指導の効果測定の基準の一つになっている。こうした現実からいえば、学生の資質向上を検証する成績評価法に、正課外の研究発表を客観的に組み込む改善・改革を行なわなくてはならない。現時点では、平成１９年度から前期課程・後期課程ともに必修化した「論文指導演習」の成績評価法に研究発表状況を活用していく方法が考えられ、２０年度からＦＤ委員会で具体的な方策を立てる。

ＦＤ委員会で行なった学生会との話し合い、学生による大学院教育評価、学生満足度などに関するアンケート調査は平成１９年度から始めたことで、２０年度以降はこの結果を踏まえて、改革・改善を進めていく。

修了予定者・単位修得満期退学予定者の、研究者あるいは専門職としての進路決定は厳しい状況にあり、今後の大学院進学者の一層の多様化の傾向を考慮した教育研究指導法の開発とあわせ、現状を改善・改革する必要がある。ＦＤ委員会でその教育研究指導法の開発を行ない、その上で教育研究指導の効果測定の方法に進路確定状況が有効かどうか検討することを、平成２０年度以降の恒常的な目標とする。

（５）学位の授与状況と学位授与の方針・基準

現状の説明

文学研究科では、神道学専攻では修士（神道学）、修士（宗教学）、博士（神道学）、博士（宗教学）、文学専攻では修士（文学）、修士（民俗学）、博士（文学）、博士（民俗学）、史学専攻では修士（歴史学）、博士（歴史学）の授与を行なっている。

修士学位の授与についての方針・基準は、提出された審査論文が課題に関して、先行研究を十分に消化し、諸資料・史料を精確に解釈・分析し、新たな知見を加えた、専攻分野における研究能力を証明する内容となっていること、口述試験において適確な質疑応答ができ、十分な学力があると確認できることである。この基準は研究科委員会を構成する教員の共通認識となっている。これに基づく判断は主査と副査が協議して行なっており、これをもとにした最終試験は専攻コースごとに全教員出席のもとで行なわれ、透明性が高いものとなっている。修士学位の授与数は、【表 7】に示したとおりである。

博士学位授与についての方針・基準は、研究科委員会を構成する教員の申し合わせで、次のとおりとなっている。論文博士である乙は、その研究が独創的な研究であり、研究の新境地を拓いていることである。課程博士である甲は、研究者として自立できる学力を備え、かつ学位審査論文において先行研究を十分に踏まえた上で、新知見を加えた完成度の高いものとなっていることである。近年の課程博士授与積極化の方針に鑑み、水準を満たした学位申請者には学位を授与しているが、課程博士学位取得者はその後も積極的な研究活動を続けており、課程博士学位の水準低下は認められない。博士学位の授与数は【表 7】に示したとおりであるが、課程博士（甲）は平成１９年度も 10 名（内留学生 2 名）が審査中である。

課程博士の取得については、早期修了の制度に則った実績があり、平成１８年度には史学専攻で 2 名、１９年度には史学専攻で１名（予定）ある。

博士学位申請論文の審査過程は以下のとおりである。乙の場合、申請論文については専攻内で予備審査に相当する査読を行ない、査読結果に基づいた推薦書を文学研究科委員会で審議して受理を決定している。この決定の後、主査、副査２名が決定することにより正式受理となる。主査と副査は論文審査と学力確認試験を行ない、論文要旨と審査結果の概要、学力確認試験の結果を、申請者の学歴、職歴、研究業績などと併せ、審査報告書として作成、冊子として印刷する。文学研究会委員会では、これに基づいて審査を行なっている。審査は受理後１年以内に終了することが國學院大學学位規則の第４条第７項で規定されている。審査報告書は、年度末に刊行される『國學院大學大学院紀要』への掲載によって公開されている。

甲については、毎年度当初、後期課程在学者に博士学位論文作成計画書を提出させ、年度末には作成状況や研究進展に関する報告書を提出させることにより、申請を促している。申請制度は以下のとおりである。博士学位申請論文提出の３ヶ月前に「博士学位申請論文中間報告書」として論文草稿を提出し、指導教員の指導を受けながら博士学位申請論文を完成させ、４月あるいは９月に申請を行なう。申請を受け、文学研究科委員会では主査と２名の副査を決定して論文審査を行ない、場合によっては加筆・訂正を指導した上で、口述の最終試験を行なっている。この最終試験は後期課程の学生と教員に公開されている。結果は文学研究科委員会に対して審査報告書によって報告され、その了承によって博士学位を授与している。甲の審査結果についても乙の場合と同様、審査報告書を冊子として印刷し、『國學院大學大学院紀要』への掲載を行なっている。このように、審査の過程ならびに審査結果は透明性・客観性が高いものになっている。

学位審査の際、審査員主査には、甲の場合申請者の指導教員、乙の場合申請論文に関する分野の教員があたっている。これは國學院大學学位規則第４条に則って、文学研究科委員会の議を経て、研究科委員長が当該研究科委員会の構成員及び兼任教授（後述）の中から委嘱している。なお、審査員副査には研究科委員会の構成員・大学院兼任教授・兼任の講師のほか、他の大学院や本学あるいは他の大学、その他の高等教育機関の教授・准教授を依頼している。

点検・評価、長所と問題点

現状で述べたように、学位授与に関して、文学研究科は学術的・社会的要請に十分に応えているものと高く評価できる。後期課程では早期修了者が出ていることも評価できる。

ただし、國學院大學学位規則第３条第２項では、修士論文に代わるものとして、「特定の課題についての研究の成果」を規定している。これについては、修士学位申請論文による学位授与といかにして同水準を保つかという課題があり、この基準を具体的に定めることが必要となる。

また、本章３－１.－（３）で述べたとおり、同学位規則第３条第２項の規定では、前期課程において、優れた業績をあげた者の在学期間を１年以上の在学で足りるものと規定している。今後、現職社会人の受け入れの増加を視野に入れ、更に指導体制に配慮し、修士論文又は「特定の課題についての研究の成果」の水準を保つ努力が必要である。

上述のとおり、学位審査については、修士学位の審査は主査・副査の複数教員によって行なわれ、最終試験も専攻コースごとに全教員出席のもとで行なわれている。また、課程博士学位も主査と２名の副査によって提出論文の審査が行なわれ、最終試験は公開されており、双方とも客観的評価が担保されていると評価できる。

将来の改善・改革に向けた方策

課程博士学位の取得を在学生に促しており、今後、課程博士学位申請者が増加することが予測されるため、その教育研究指導と審査体制の強化を目的に、平成１７年度には大学院兼任講師のなかから

課程博士学位申請に向けた教育研究指導ならびに審査員主査を務めることができる教員を兼任教授に任用してきた。この制度をさらに整備・強化するために２０年度からは兼任教授にかわって客員教授制を規程として定め、施行していくことが決定している。

この制度の実効をＦＤ活動のなかで確認しながら改善・改革を行なう必要がある。また、現行の國學院大學学位規則では、審査員副査には研究機関に所属する研究者は依頼できないので、規則改正を行ない、現在以上に広い視野と学識から審査が可能なようにすることが目標である。

さらに上記したように修士学位申請論文にかわる「特定の課題についての研究の成果」の審査基準を他大学大学院の実例なども参考にしながら明確にし、社会的な要請に応えられるようにすることも目標としたい。

（６）大学院生の研究活動への支援

現状の説明

大学院生の研究活動についての支援として、各種研究プロジェクトへの参加を促し、実現する制度整備を進めている。

各種研究プロジェクトとしては次のものがある。

① 日本文化研究所の研究プロジェクト（昭和３０年４月設置）
② 折口博士記念古代研究所のプロジェクト（本研究所は、昭和４０年７月に本学文学部附置研究所として設置された）
③ 「劣化画像の再生活用と資料化に関する基礎的研究」（文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業の学術フロンティア事業。本学が平成１１年度から１５年度まで行ない、２年間の延長を認められて１７年度まで継続した）
④ ２１世紀ＣＯＥプログラム「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」（平成１４年度に採択され、１８年度まで実施）
⑤ 各教員が申請して採用された科学研究費補助金による研究
⑥ オープンリサーチセンター整備事業「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」（平成１９年度採択。文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業）
⑦ 研究開発推進センター（平成１７年度に法人のもと、組織された）
⑧ 國學院大學研究開発推進機構のプロジェクト（平成１９年４月に設置された）

これらにおいて大学院在学者が研究補助員、研究員、嘱託研究員、ＣＯＥ研究員、科研費研究員、リサーチアシスタント（ＲＡ）、ＰＤ研究員などとして採用されている。いずれも規定に基づいて採用が行なわれており、研究プロジェクトへの参加を促すための規定整備が行なわれ、適切に配慮されてきた。

これらは後期課程在学者や修了者などを中心に若手研究者を育成する制度にもなっており、とくに２１世紀ＣＯＥプログラムに本学のプロジェクトが採択されてから、制度整備が進み、大学院においても平成１９年度にはＲＡ規程を改正し、２０年度から施行するＰＤ規程を新設した。これらのプロジェクトへの参加やＲＡなどへの採用によって、研究組織の運営や研究集会の企画などにもかかわり、研究者の資質として必要となる能力を広く身に付けている。研究者としての資質向上に加え、修了あるいは単位修得満期退学後の進路決定におけるキャリアにもなっている。

前期課程在学者については、以上のプロジェクトなどで、資料整理等の研究補助に参加するものも多く、研究プロジェクトへの参加は、前期課程にその助走が始まっている。

また、各種出版等にかかる補助があり、専攻ごとの学生会が発行する研究誌、指導教員の主導のもとでの研究発表への補助が行なわれている。また、指導教員の推薦に基づいて前年度の課程博士論文から選定したものを大学院研究叢書として刊行している。これは「課程博士論文刊行及び選考に関する内規」に基づいて行なわれ、例年3点ほどが刊行されて、現在、２０集に至っている。

研究環境の支援としては、専攻ごとに「大学院学生研究室規程」に基づいて学生研究室を設置し、必要な書籍や機器の整備を行なっている。本学の渋谷キャンパスは狭小で、十分な空間が確保されているわけではないが、大学院在学者の共同研究室として機能している。

点検・評価、長所と問題点

平成１４年度の２１世紀ＣＯＥプログラムへの本学の「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」が採択されたことで、研究プロジェクトへの大学院生の参加が大きく前進した。若手研究者の育成を含む拠点形成ということで、２１世紀ＣＯＥプログラムの役割は大きかったと評価できる。また、本学教員による科学研究費補助金への申請が活発化し、また、一方には大学独自の特別研究助成制度も整備され、前進していると評価できる。

研究プロジェクトへの大学院生の参加による研究支援は、今後、継続的な研究プロジェクトの申請によって安定的なものにしていくことが課題である。こうしたプロジェクトに参加することで、大学院生は将来の自らの研究実現の方途を学ぶことにもなり、研究者としての資質向上に役立っている面も大きい。

学生研究室の空間確保、文献や機器の整備、研究誌などの出版補助、課程博士論文の大学院叢書としての刊行については拡大が課題となるが、課程博士論文の刊行については、これは一般書店で入手できるものでなく、幅広い流通の方途が課題となっている。

将来の改善・改革に向けた方策

大学院生が参加できる研究プロジェクトを行なうための資金獲得については、科学研究費補助金への申請などを中心に、教員の意識改革が進んでいるが、２１世紀ＣＯＥプログラムのような大型プロジェクトの申請については、教員個人で行ない得るものではない。國學院大學研究開発推進機構は、そのために理事会のもとに組織化され、平成１９年度にはオープンリサーチセンター整備事業へプログラムが採択され、機構内に「伝統文化リサーチセンター」が設置されるなど、機能し始めている。機構運営については始まったばかりなので、今後、諸問題を解決しながら運営のあり方、組織のあり方をより広く、活発なものにしていくことで、大学院生の研究活動に対する、研究プロジェクトなどへの参加による支援を持続、拡大することを目標とする。

課程博士論文を大学院叢書として刊行することで、博士学位論文の公開は進んでいるが、これを一層促進することを目的に、平成１９年度には課程博士学位論文に対する出版助成制度を策定し、20年度から実施する計画を進めている。

（７）国内外の大学院等との教育・研究交流

現状の説明

史学専攻では青山学院大学大学院文学研究科史学専攻をはじめ都内９大学大学院の史学系専攻との単位互換協定を締結しており、これに基づく単位互換を中心に教育交流を行なっている。この制度は大学院学則第２２条の規定に基づいて、希望者を委託特別聴講生として受け入れて行なっており、本学学生が協定する大学院の科目を受講する場合には、8 単位を超えない範囲で修了単位に認定している。

国外の大学との単位互換については、「大学院学生協定留学及び認定留学に関する規程」に基づき、協定大学への留学、学長が認定した大学への留学制度の中で行なっている。前期課程在学者は 10 単位、後期課程在学者は 4 単位まで修了単位として認定している。外国の大学から文学研究科への留学については、「大学院交換留学生受け入れに関する規程」に基づいて受け入れを行ない、指導教員のもとで科目履修を認め、単位認定を行なっている。

さらに国外の大学等との教育交流に関しては、海外の大学等の研究者を短期招聘研究員として招聘し、研究会や講演会での研究発表、講演が行なわれている。これによって在学者は新たな知見を得るとともに、国際的な視野や研究状況を認識する機会になっている。

点検・評価、長所と問題点

国内の大学大学院との単位互換協定に基づく協定校での開講科目の受講については、他大学大学院からは平成１９年度は７名ある。逆に本学から他大学大学院の科目受講については、近年は低調な状況にある。他大学大学院からの委託特別聴講生は、１９年度以前も同程度継続的にあり、単位互換方法は適切に機能していると思われるが、本学から他への単位互換聴講が低調であることについては、単位互換制度の利点が理解されておらず教育研究指導の見直しが必要となっている。

国外の大学からの協定留学については、主にアジア圏の大学から若干名を受け入れているが、本学から協定大学への留学あるいは認定留学は少なく、研究の国際化についての認識に遅れがあるのが問題点である。

将来の改善・改革に向けた方策

どの大学でも大学院の指導教員数には限りがあり、また開講科目についても同様で、協定に基づく単位互換は当該大学院の教育を補完するものとして有効である。現状はやや低調であっても、その利点を生かし、さらに学生の学力・研究能力を培っていく必要がある。神道学専攻では、専攻名を平成２０年度から神道学・宗教学専攻と変更することが決定しており、これにあわせて東京都内大学院の宗教系専攻との単位互換協定の制度化を進めている。本学神道学専攻では、仏教学系科目、キリスト教学系科目などの開講が少なく、また、他大学大学院では神道学系科目の開講が少ないという実態があり、これを補うことを目的とするもので、実現はほぼ確実な状況となっている。文学専攻については、専攻内の５コース（平成２０年度から）のそれぞれが独自の学問体系をもっており、一律に専攻を単位とした協定が行ないにくい状況ではあるが、他大学大学院との単位互換協定を専攻として締結すべく、具体的な検討に入っている。さらに、各大学院で開講されている科目を履修するという現在の形だけでなく、より豊かで実効のある教育交流のあり方を平成２０年度以降検討していくことを計画している。

国外の大学への協定留学などの教育交流については、研究の国際化、国際的視点による研究など、視野や研究方法の拡大を勧めることが必要である。その方策として、文学専攻では２０年度から、従来からある「対照言語研究」「関係外国語研究」に加え、前期課程の選択必修科目として「日本古典海外研究」「アジア文化比較研究」「日中古典比較研究」を開講し、「日本古典海外研究」は外国人講師による授業の準備を進めている。国外大学への留学を奨励するための土壌づくりを展開し始めたところであるが、これらの成果をＦＤ活動とともに検証し、改善・改革を進めていく。

２．法学研究科

目標

１．教育課程等
・ 高度専門職業人の育成の機能を果たすためのカリキュラム改定
・ 学部３年生終了時に大学院への進学を可能とする制度の構築
２．教育方法等
・ 学内誌への公表機会の確保と促進
・ 他研究科とともに、大学院ＦＤの体制を整備する
・ 就職支援体制・データ整備体制の整備
３．学位授与・課程修了の認定
・ （後期課程）課程博士号の取得を促し、支援する

（１）教育課程と理念・目的並びに学校教育法第６５条第１項、大学院設置基準第３条第１項、同４条第１項との関連

ａ．修士課程・博士課程の目的への適合性

現状の説明

従来より、法学研究科は研究者養成を中心目的とし、法学研究科への入学に当たっては、学部教育の修得を厳格に求めてきた。一方、法科大学院の設置に伴い、法学実務教育を志望する者は法科大学院に進学するようになり、法学研究科の社会的役割も再検討が求められるようになった。かかる時代状況の変化に伴い、法学研究科は平成１９年度より博士課程前期（以下、「前期課程」とする）の目標を高度専門職業人の育成を中心とすることにシフトした。そのような改革のため、入試制度において、一定の水準で単位を修得した学部３年生から進学できるように、「修士課程飛び級入学制度」を新設したり、「一般入試」も学部３年生からの受験を可能にするとともに、入学後のカリキュラムもこの目標に合うものに再編整理した。また、修士の学位論文として、従来の修士論文に加えて、特定の課題についての研究の成果としての「リサーチ・ペーパー」の制度を導入し、いずれかを選択し学位論文を作成することを通じて、高度専門職業人の育成を効果的に達成できるような制度構築も行なった。

もちろん、研究者養成が重要な目的の一つであることに変わりはなく、研究者を志望する者には、前期課程在学中から高度な授業を提供できるようにした。また、博士課程後期（以下、「後期課程」とする）へ進学する条件として修士論文の執筆を求め、外国語能力を厳格に判断することによって、引き続き、研究者としての能力の基礎を確保している。そのような基礎に基づき、後期課程においては、高度の授業を提供できるように科目を配置するとともに、論文指導を中心とすることとし、課程博士号の取得に目標を定めさせることによって、意識的な研究計画の構築と実施を促進している。

点検・評価、長所と問題点

前期課程では、学部３年生終了者を受け入れるようになっており、制度構築や運用の点でも、授業の実施の点でも、学部教育との一体性・連続性をより意識して制度構築・運営することが必要になっているが、現在のところ、順調に指導がなされている。

後期課程も、研究者能力の涵養に向けて、水準を維持した指導が継続されてきている。

将来の改善・改革に向けた方策

平成１９年度の制度改正を踏まえて、真摯な指導の努力をこのまま継続していく。また、必要に応

じて、制度を調整する。

ｂ．博士課程（前期・後期）の教育課程における教育内容

現状の説明

平成１９年度の前期課程の入試・カリキュラム改革に伴い、前期課程は高度専門職業人の養成を中心としつつ、研究者志望者にもその準備過程を提供することとした。具体的には、「○○研究」と名のつく科目の目的を、修士終了後、社会に生じる現象を専門的な知識と分析能力をもって分析し判断し活動することのできる能力を修得させることとし、科目内容を定めて指導することとした。また、「法律学特殊研究」「政治学特殊研究」という科目を新設し、研究者志望の前期課程在学生及び後期課程在学生の教育指導のために、高度・特別・追加の教育を施す科目として複数設置することとした。

修士の学位論文（修士論文またはリサーチ・ペーパー）の指導のためには、従来の研究指導を強化し、前期課程２年次に指導教員による「論文指導演習」を受講することを義務化した。

後期課程は、前期課程の準備を基礎にして、また、今後、法科大学院を修了した上で研究者を志望する者のニーズに応えることも含め、専ら研究者養成を目的として、課程博士号の取得を目指す再編整備を行なった。具体的には、専門的分析能力を高めるため、後期課程の修了単位 12 単位中 8 単位は指導教員による「論文指導演習」の受講を義務づけることとし、課程博士論文執筆への指導を強化した。また、高度な内容の指導のための「法律学特殊研究」「政治学特殊研究」を複数設置する際、後期課程に在学する学生の状況やニーズをも考慮して開講することとした。

点検・評価、長所と問題点

平成１９年度の改革は、まだ始まったばかりであるが、新制度によって入学して来た学生の勉学へのモチベーションも非常に高く、順調に実施されているといえる。その評価には、引き続き観察を要する。

将来の改善・改革に向けた方策

学部生の学士号取得のニーズに応え、平成２０年度より、学部３年生が合格した後、学部に４年生として在籍しつつ、大学院の科目を 10 単位まで「先取り履修」できる制度を導入することとした。併せて、法学研究科入学後、１年で早期修了する制度も導入した。これら飛び級入試や先取り履修制度の実施における諸課題に応え、実効的に運用できるようにすべく、制度を調整していくこととする。

（２）教育指導並びに学位論文の作成等を通じた研究指導（教育・研究指導方法の改善、成績評価の仕組み）

現状の説明

教育指導は入学式直後の履修指導から始まる。学生に、単に大学院の制度説明をするだけでなく、大学院における学修の意義・方法、また、それぞれの指導教員の指導を綿密に受けるべきことを指導し、各指導教員も科目の選択を初めとして個別の指導を行なっている。法学部教員は准教授昇格とともに、大学院の授業を担当するようにもなっており、学生に、より若い研究者の刺激を与えるようにも配慮している。

シラバスは、以前から各科目の方針・内容、成績評価方法を示しており、科目選択の指標となっているが、オンライン上でも確認できるようになり、利便性が向上した。

単位認定は、講座の終了後、シラバスで示された成績評価方法に基づいて行なっている。単位計算方法は、各教員が科目や授業方法の特性に応じ、出席・報告・質疑・レポート・試験等の様々な要素

を組み合わせて総合的に行なっている。

なお、教育指導は、授業のみを通じて行なわれるのみならず、教員の主催する研究会に大学院生が参加することを通じても行なわれている。これらのことは柔軟に、かつ、幅広く行なわれている。

前期課程の修士の学位論文作成にあたっては、２年次５月には修士の学位論文の題目を届けさせることとしているが、これにより、題目届に至るまでにテーマの絞り込みを促す効果を持っている。なお、平成１９年度の改革によって、高度専門職業人の育成を容易にしつつ、研究者志望の者の指導とメリハリを付けた指導を可能にするため、修士の学位論文として、修士論文の他に、「リサーチ・ペーパー」という学位論文を新設し、いずれも研究指導と「論文指導演習」を通じて論文指導を強化することとした。相対的な位置づけではあるが、修士論文を後期課程進学の条件とし、研究職希望者またはそれに相当する能力を持つ者の指導・学修の結果を示すものとし、「リサーチ・ペーパー」は、高度専門職業人としての能力を示すものとして位置づけている。

後期課程においては、ここ数年、課程博士号の積極的取得を指導し始めており、毎年１名ずつ課程博士号を取得する者が出て来ている。また、平成１９年度の入学生からは、「論文指導演習」8 単位の修得を義務づけ、論文指導の強化を図っている。

点検・評価、長所と問題点

全般的には、本研究科のような定員自体が小規模な研究科においては、指導教員と学生が１対１で指導を受ける機会も多く、個別指導や授業だけでなく、研究会への参加においても、個別のニーズに応じた指導がなされているといえる。ただ、前期課程については、受け入れ学生数の増加をも目的として改革を始めたばかりであり、その成果は、今後の経過を観察する必要がある。

後期課程については、平成１６年度以後、課程博士号取得者が毎年１名ずつ連続して出ており、指導の効果が出始めたと言える。

シラバスは印刷媒体とオンラインと両方で提供され、学生の科目履修の効果的な媒体となっていると評価できる。成績評価も、シラバスに表示され、総合的判断の下、適切に実施されている。

将来の改善・改革に向けた方策

現状、特段の問題点があるとは思われないが、前期課程・後期課程とも、制度の運用状況を見ながら、効果的な教育指導の成果を追求していくこととする。

シラバスは、平成２０年度より、講義科目の内容を回数別表示し、成績評価基準も詳細に示すこととなった。これらシラバスは学修支援システム「Ｋ－ＳＭＡＰＹ」を通じて学生に公開される。本研究科の授業は、ゼミ形式で実施されることが大半であり、指導は個別的・連続的・目標達成的であることを考えれば、学部と異なり、授業科目の内容を回数別に表示すればよいというものではないと思われるが、教育指導の状況や学生の反応を見ながら、運用・改善していくこととする。

成績評価は、平成２０年度より、基準を詳細に示すようになったことに伴い、これまで以上にきめ細かい指導と併せて実施されるよう運営していく。

（３）社会人･外国人留学生に対する教育課程編成・教育研究指導上への配慮

現状の説明

社会人を特に募集しているのは前期課程であるが、社会人の入学者が極めて少ない。科目の配置においては、６・７時限目にも科目を開講しうるようにするなど、社会人の受講を容易にするようにしてきており、社会人入試を使って入学した学生の学修のニーズは個別の対応で満たされている。

留学生は、学資状況、家庭環境など、多様な生活状況にあり、一概に評価することはできないが、

本学のような定員じたい小規模の研究科においては、基本的には個別の対応により、そのニーズは満たされている。

点検・評価、長所と問題点

社会人についても、留学生についても、指導教員と執行部を通じた個別の対応で学生のニーズが満たされており、定員自体が少ない研究科であることのメリットが生かされていると評価できる。

将来の改善・改革に向けた方策

法学研究科に生涯学習のために入学してくる社会人もいないため、社会人の再教育等については、社会のニーズを睨みつつ、対応する。

留学生については、個別の対応で処理できない問題が恒常的に生じるようになった場合に、制度的な対応を考えることとする。

（４）研究指導上の効果を測定するための方法

現状の説明

研究指導上の効果の測定方法としては、まず、修士・博士としての学位の取得者数が挙げられるが、具体的な取得者数については、本章「３−２−（５）学位の授与状況と学位授与の方針・基準」を参照のこと。

後期課程においては、課程博士号の積極的な取得指導の方針をとり始め、実際、毎年１名ずつの課程博士号取得者が誕生し始めている。また、その研究業績を踏まえて、大学の非常勤講師となる者、あるいは、研究所に所属する者などが出て来ている。

研究成果の公表も研究指導上の効果を示すものといえるが、学内の制度として、後期課程の学生は年１回の大学院紀要（『國學院法政論叢』）に執筆の機会がある。平成１６年度に５本、１７年度に１本、１８年度に３本の掲載実績があり、１９年度には２本の掲載予定がある。また、学内には他に学生も応募できる学術誌があるが、１６年度に『國學院大學日本文化研究所紀要』に１本掲載された。学生の研究成果公表のため、毎年１回、学生たち自身の自主的研究発表誌として刊行されている『國學院大學法研論集』に対して資金的支援もなされている。こちらの執筆資格は大学院紀要よりも幅広くとられており、後期課程の学生のみならず、前期課程の学生が執筆する機会も与えられている。

学生の学外への論文の公表も勧奨されており、研究科が把握しているだけで、平成１６年度に３本、１８年度に３本の発表があった。また、判例研究・判例評釈は、１６年度５本、１７年度４本、１８年度４本の公表があった。学会報告は１６年度と１７年度にそれぞれ１件行なわれている。

授業については、実質的に法学部に所属する専任の教授・准教授全員と兼任教員で指導する体制を整えており、講義・演習の別なく、すべてゼミ形式で行なわれるため、必然的に学生の理解度に応じた授業運営となる。また、個別の学生のニーズや教育効果は、複数の指導教員によってきめ細かく把握されるため、指導教員を中心にした個別の対応により学生のニーズは満たされている。なお、１９年度より、大学院全体で教育・指導方法の改善に資するため、ＦＤを実施する体制を整え、学生の授業・施設等に関する要望を聴取する懇談会を開いた。

学生指導の成果は、最終的には社会に還元されて初めて意味がある。そのために、前期課程修了者の就職については、修士としての活躍の場を模索しなくてはならないが、その支援のために、１９年度より、「マスター・キャリア・プランニング」という科目（半期）を設置し、修士としての活躍の場の可能性を模索する手助けをしている。また、後期課程については、非常勤講師や研究者に任じられる例も出て来ており、研究科では非常勤講師の募集情報の提供を積極的に行なうようにしてい

る。

点検・評価、長所と問題点

修士・博士の学位授与状況を見る限り、毎年、順調に修了者を輩出しているといえる。

学生の発表の機会は多いに越したことはないと一般には考えられるが、定員が少ない本研究科のような場合、実際には、年１回の発表の機会を提供することが適当である。学生は、それらを効果的に利用し、大学院紀要、学生紀要とも、毎年、数本ずつの論文が発表されており、研究発表の機会として順調に機能していると言える。学外への公表数が学内機関誌を通じた公表数より多いことは、学外への発信がより重要であることに鑑みれば、歓迎すべきことであるし、書籍の執筆に携わっている者もいることも評価できる。

ＦＤの検討はこれから始まるが、制度を創ればよいというものではなく、本研究科のような定員じたい小規模な大学院においては、どのようなＦＤが有効か、いかなる成績評価制度が適切か、コスト・パフォーマンスと実効性を考えつつ、慎重に検討すべき問題である。

修士の就職は、現在、学生自身の努力に大きく依存しているが、修了者は、それぞれに自分の選択した職場に就職している。平成１９年度のカリキュラム改革後に入学してきた学生については、２１年に初の修了者が出るため、その時点で就職との関連での評価が始まることになる。博士号取得者については、非常勤教員や研究者として就職した者がいるが、専任教員としての就職がまだ実現していないことは、今後の課題となる。

将来の改善・改革に向けた方策

研究指導は、個別にきめ細かな対応が可能である利点を十分に生かして、研究指導に心がけることが肝要であろう。ＦＤも、少人数研究科に効果的なＦＤを模索する。

就職については、修士の就職は一般の企業・研究所等が考えられるため、キャリアサポート課との効果的な連携を模索する。博士については専任教員としての就職の実現を目指す。

（５）学位の授与状況と学位授与の方針・基準

現状の説明

修士の学位については､前期課程に標準年限２年以上在学して所定の専攻科目について 30 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、修士論文を提出してその審査及び試験に合格した者に授与することとなっている（國學院大學学位規則第３条第２項)。平成１７年度１名、１８年度３名の修了者を出した。１９年度も４名の修了がある予定である（平成１９年９月現在)。

博士の学位については､後期課程に標準修業年限３年以上在学して所定の専攻科目について 12 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、博士論文を提出してその審査および試験に合格した者に授与することとなっている（國學院大學学位規則第３条第３項)。この規則に基づき、課程博士は、「法学研究科の博士課程後期に３年以上在学して所定の単位を修得し、また２年以上在学して論文審査の終了までに所定の単位を修得する見込みがあり、公表された業績のある者」に対して、論文博士は「法学研究科の博士課程後期に３年以上在学して所定の単位を修得後退学し、公表された業績のある者」で「専攻の学問分野において相当の業績をおさめ、公表された業績のある者」に対して授与されることになっている。課程博士号取得の指導を積極的に行ない始めた後、平成１６年度に１名の取得者が出て以後、１７年度、１８年度と連続して、毎年度１名ずつの課程博士号を取得する者が出て来ている。

評価にあたっては、①前後期ともに、複数（修士は２名、博士は３名）の教員が審査に加わること、

②専任教員のみで学位論文の評価ができないと判断される場合には関連する分野の非常勤講師に副査を依頼することにより評価の水準を維持するなどの措置を講じること、③審査結果は研究科委員会に報告されること、④特に博士号の場合、審査報告書を事前に全教員に配付し、博士号対象論文を１ヶ月間閲読に供し、研究科委員の３分の２以上の出席の上、出席委員の３分の２以上の賛成で議決されること、⑤博士論文の審査報告書は大学院紀要に掲載されることなどが定められている。

点検・評価、長所と問題点

法科大学院設立以後、第３章３－２.－（２）で述べたとおり、前期課程は元々の在学生数が少なくなっている一方、ほぼ全員が学位を取得している。在学生数との関係では順調といえよう。

後期課程では、在学者あるいは一時退学者の中にも課程博士号取得を目指して学修中の者たちが多く、課程博士号取得に向けた方針転換の効果が出始めていると言えよう。

学位授与方法については、修士・博士のレベルに応じ、適切に実施されており、その評価の客観性・透明性についても、十分に確保されていると評価できる。

将来の改善・改革に向けた方策

前期課程は学位取得の基礎となる在籍学生数そのものを増やすことが課題となる。その意味で、平成１９年度の入試改革の効果を上げるべく、入試制度の洗練と広報に努める。

後期課程は順調に課程博士号の取得を始めており、指導の態勢は現状を維持改善していくことに引き続き心がけることが肝要であろう。

（６）大学院生の研究活動への支援

現状の説明

大学院生の研究設備としては、大学院のフロアに学生研究室が提供され、必要なキャレル、書棚、機器等が設置されている。

資金面の支援としては、学生の企画・主催する研究会の開催に一定の資金援助を行なっている。学生の研究成果の公表機会の確保のために、特に博士課程後期の学生を中心に、毎年１回、大学院紀要（『國學院法政論叢』）を刊行している。その結果、平成１６・１７・１８年度においてそれぞれ、5名・1名・2名の論文が公表されている。また、毎年度、学生が自主的に編集・刊行している学生紀要（『國學院法研論輯』）の編集への経済的・技術的支援や学生の自主的な研究会への経済的支援も大学院から行なわれている。加えて、課程博士号取得者については、希望者に対し、予算の枠内で博士論文の刊行を行なう制度がある。

また、全学的な制度として、ＴＡ制度、ＲＡ制度、ＰＤ制度などがあるが、法学研究科においては、毎年、大学院ＴＡ制度が利用され、修士の論文指導の手助けが行なわれている。

点検・評価、長所と問題点

学生研究室と研究書庫については、学生から、より広範なスペースが求められている。十分な研究環境の提供の観点から検討すべきである。

その他の点については、本研究科のような定員自体が少数の小規模研究科においては、現状の制度による援助が過不足なく、当面は学生のニーズを満たしていると思われる。

将来の改善・改革に向けた方策

研究設備については、学生からの改善要望を実現するように検討していく。

博士論文刊行の制度は、平成２０年度から博士論文刊行の助成制度に切り替わる予定である。博士論文はただ印刷するだけでなく、流通する形で公表されることが望ましく、同制度を周知し、その広

範な利用を勧奨することとする。

ＴＡ制度、ＲＡ制度、ＰＤ制度については、教員に同制度の周知を諮りつつ、その利用の促進を図る。

３．経済学研究科

目標

１．教育課程
・ 詳細なシラバスの作成と公開を図る
・ 高度専門職業人育成のための教育指導体制の整備
・ 高度な研究能力と専門能力を養成できる教員配置
・ 社会人の再教育
２．教育方法等
・ 学生の教育上のニーズを把握する（ＦＤ）
・ 中間報告会等、学位取得支援体制の向上
・ 教員専門研究雑誌への学生論文投稿の促進
３．学位授与・課程修了の認定
・ 修士、博士課程における学位取得の促進
・ 指導教員による履修登録の指導

（１）教育課程と理念・目的並びに学校教育法第６５条第１項、大学院設置基準第３条第１項、同４条第１項との関連

ａ．修士課程・博士課程の目的への適合性

現状の説明

本研究科は、これまで研究者養成を中心に長らく指導してきた。しかし、現実には、研究者を志望するもののみならず、外国人留学生の数も増え、あるいは、税理士等の資格取得を目指す者が進学を希望し、社会人もリカレントを求めて入ってくるようにもなった。それゆえ、これら４種類の学生の全員に共通するものとして、大学院における学修・研究で求められる社会科学的思考を可能とする基礎学力の養成を基本としつつも、４種類の学生のニーズに応ずる施策を必要に応じて採ってきた。

研究者を志望する者に対しては、指導教員は２年後の博士課程後期（以下、「後期課程」とする）入学を見据えた専門的な論文指導を日常的に行ない、特に修士論文の水準について、単に修士課程修了の目標に到達すればよしとするのではなく、博士課程後期（以下、「後期課程」とする）入学後の資質をも含めた評価を行なってきた。税理士等の資格取得を目指す者に対しては、それらの者を含む資格取得希望者について、高度専門職業人の養成と捉え、専門学校における教育との差別化を意識して経済学や経営学あるいは法学等に関して社会人として幅広い教養を修得することを教育目的として重視する一方で、税理士試験の免除科目を設置するなどの対応をしてきた。社会人の再教育（リカレント教育）の要請に対しては、平成１３年度から社会人に対して特別選考の門戸を開き、入学しやすくするとともに、入学後は基礎学力の養成を図る一方で、彼らの多様な入学動機や在籍動機に基づく個別のニーズに沿って対応してきている。外国人留学生に対しては、日本経済の歴史と現状を理解させ、本国の経済事情との比較検討をするよう指導してきたし、交換留学生に対しては、学修の補助をして

きた。

点検・評価、長所と問題点

研究者志望者の指導には特に問題はないし、社会人・外国人留学生についても現在の現実的対応でそのニーズを満たしていると思われるが、税理士資格取得志望の学生が多くいることから、学生の志望を受け止めることができているかどうかが今後検討すべき課題である。

将来の改善・改革に向けた方策

本研究科に多様な学生が来ることは本研究科に対する様々な要望があるものと思われる。それゆえ、すでに第１章３－３でも述べたとおり、本研究科の教育目標である研究者の養成と高度専門職業人の養成についてより明示的にし、これまでのように、例えば留学生や社会人といった将来の進路と入学時の形態が混在した形での学生のタイプ分けではなく、第一義的には学生の志望動機によってタイプ分けして教育するために、研究者を目指す「アカデミック・コース」、深い教養と高度の専門的知識を身につけた職業人、例えば開発や管理担当部門、ジャーナリストなどを目指す「グローバル・コース」、税理士や会計士などの資格取得を目指す「キャリア・コース」（いずれも仮称）という３つのコース設定を計画中である（３つのコースの境界はそれほど厳格なものでなく、現段階ではかなりの流動性を持つものである）。

ｂ．博士課程（前期・後期）の教育課程における教育内容

現状の説明

ａ.において述べたように、本研究科は、研究者養成を基本としつつ、高度専門職業人、社会人、留学生に、そのニーズに応じて、個別具体的に対応しようとしてきた。それゆえ、教育指導の基本は社会科学的思考を可能とする基礎学力の養成に置き、カリキュラム構成や科目の設定配置も研究技能の修得を主とするものとしてきたが、税理士志望者に対しては、「税法総論」、「財政学特講」、「会計学特論」などの科目を設置するなど、税理士資格の取得に配慮してきた。その上で、研究指導においては、４タイプの学生のニーズに応ずべく、毎週それぞれの学生の研究テーマの設定から研究方法にいたるまで指導を行なうなど、１年次から修士論文執筆のための指導を重視してきた。演習では基本的な文献や資料の講読を行なうとともに、問題分析の方法について議論し、学生たちの研究上の主体性を確立するための研究指導を行なっている。また近年、環境経済や企業経営に関する分野では、学部の経済ネットワーキング学科、経営学科における調査実習教育を踏まえて、大学院ではより高次で有効な調査方法の修得を目標としている。２年次には、修士論文の中間報告を行なわせ、複数の関係教員が論文内容についてチェックし最終的なチェックを行なっている。最終審査は主査と副査の２人の教員が論文審査と口述試験を行ない、その総合評価が経済研究科委員会で報告され、委員会の了承を得て初めて修士号が授与される。

後期課程の学生数は非常に少ないので、研究指導は緻密に行なわれている。また、１人の研究者を育てるためには担当教員だけでなく、関連分野の教員の協力が欠かせないため、指導教員は自分が関わっている学内外の研究会や研究プロジェクトなどに学生を誘ったり、そこで報告させたりするなどして、学外でも評価される研究者にしようと努力している。後期課程の博士課程修了論文（博士論文）は主査と副査２人の計３人で審査し、論文評価 80 点以上の成績と口述試験を通らなければならない。また研究科委員会で３分の２以上の賛成を得て博士号が授与されている。

本研究科の経済学・経営学・会計学の各分野の担当教員は、毎年度当該年度の講義や演習のテーマを設定し、各自詳しいシラバスを公開して学生の科目履修に役立てている。

点検・評価、長所と問題点

本研究科は小規模であるがゆえに、指導できる専門テーマと内容は限定的たらざるをえないが、前期課程の学生数もさほど多くないので、学生たちの問題意識を深めるための個別指導には充分の力を注ぐことができている。しかし現代経済の急速な展開に伴って生ずる新しいテーマに応じられているとはいえず、将来的には他大学大学院との連携を検討する時期にきている。

後期課程にあっては、教育内容がより専門的になって来るが、在籍する学生数がきわめて少ないためによりきめ細かな指導体制を組むことができるなど、研究条件的には恵まれている。しかしその一方で研究を進める際に仲間同士で議論しお互いに切磋琢磨する機会がきわめて限られてしまっていることは無視できない。しかし、上述の様々な努力の結果、課程博士号を取得するものも出てくるようになってきており、現在の教育・指導体制は適切であると評価できる。

シラバスは以前に比べるとかなり詳しい内容のものが公開されるようになっており、大学院学生の研究教育に欠くことのできないシラバスや各教員の研究内容などに関する情報の大切さが、ほぼ全教員の周知するところとなってきたと評価できる。

将来の改善・改革に向けた方策

前期課程においては、これまでの教育指導の結果、上述のように、学生の修士としての意識の向上が見られたとはいえるものの、これまでの４タイプの学生の想定に基づく現実的対応では不十分と考えられるため、上述のように、３コースの指導体制を実現したい。

後期課程については、現在の指導態勢を強化し、課程博士号の取得をより促していくこととする。

（２）教育指導並びに学位論文の作成等を通じた研究指導（教育・研究指導方法の改善、成績評価の仕組み）

現状の説明

大学院の修士及び博士の学位授与に必要な必要修得年限、授業科目、単位数、研究指導などの教育課程については､大学院学則第８条に規定されているが､本研究科では学生の学位取得を促すために、履修科目登録時に研究指導日・時間を提出させ、指導教員による研究指導を保証している。また、入学式直後から履修指導・個別指導を開始している。さらに前期課程の学位論文作成指導に関しては、入学時、及び２年次に論文題目の提出を行なわせ、さらに２年次の夏休みの前もしくは後に中間発表会を開き、確実に論文が仕上がるように指導している。後期課程においては、入学後、指導教員の指導・承認を経て博士論文作成計画書を提出させ、毎年２月までに研究成果を指導教員に報告させ指導している。また学位論文の提出に際しては､提出の３ヶ月前までに､博士論文中間報告書を提出させ、指導している。

点検・評価、長所と問題点

前期課程においては修士論文の作成を確実にし、留年者を出さないためのきめ細かな指導体制をとっており、指導体制は適切であると思われる。しかし後期課程に進学する学生数が前期在学者数に比べてかなり低い水準にあることは問題である。これは学位論文の指導体制とは異なった次元のこととはいえ、後期課程に進学する学生の減少は将来の大学院のあり方を構想するとき、憂慮すべき事態といえる。

将来の改善・改革に向けた方策

大学院学生の指導体制をより綿密にしていくためには、指導学生をもっていない教員にも呼びかけて、できるだけ複数教員による指導体制を作り、学位取得を促す体制を作る。

後期課程進学者の減少については、もともと研究者や研究職志望の学生が少なかったのと、就職を考えた場合、現状はいっそう困難さを増していることがあげられる。そこで本研究科では３コースを設定して大学院進学志望者のすそ野を拡げることによって、研究者にふさわしい素質と能力を持った学生を獲得したいと考えている。無論学部時代から問題意識のある優秀な学生がいれば進学を勧める必要がある。また他大学の学生に対してももっと積極的に広報する必要がある。さらに後期課程修了者の就職先についても、大学教員以外の職種を開拓していく。

（３）社会人･外国人留学生に対する教育課程編成・教育研究指導上への配慮

現状の説明

社会人、外国人留学生に対する特別な教育プログラムは用意していないが、それぞれの担当教員が個別に指導している。

留学生の中には日本語の会話は得意だが文章はうまく書けない、逆に読解力や文章能力は充分あるが会話が得意ではないという学生もいる。留学生には入学時に経済学研究科独自の日本語試験を課して選抜しているので､修士論文が書けないという学生はいないが､執筆に苦労する学生は少なくない。

社会人については、本人の経験を話すことにより一般学生に刺激を与えるとともに、その経験を学術的に普遍化して研究に活かすように指導するなど配慮を行なっている。

点検・評価、長所と問題点

社会人、留学生とも、今のところ担当教員の個別指導でとくに問題はなく、特別な教育研究体制をとる必要があるとは感じられない。

将来の改善・改革に向けた方策

外国人留学生の指導に問題はない。将来、人数が増えてきた段階で、修士論文執筆時の日本語の文章対策やＴＡなどによる様々な支援対策など具体的な制度について検討することとしている。

（４）研究指導上の効果を測定するための方法

現状の説明

日常的な研究指導の成果は、なかなか見えにくく、これを定量的に評価することは容易ではない。しかし前期課程においては、短期的には在学中に学生が執筆する修士論文の評価として、長期的には社会的な評価として現れてくる。評価は、問題意識、論文の構成と論証の方法、及び結論などを総合的に判断して得られるが、まずは学位の取得という形で現れる。前期課程の学生については、この３年間で見れば、修士論文の提出資格者１７年度 13 名、１８年度 19 名、１９年度 12 名中、それぞれ 10 名、18 名、10 名が修了しており、77%、95%、84%の修了率となっている。後期課程の学生については、博士号の取得がひとつの目安になるが、学生数が絶対的に少ない中でも、１８年度に１名の課程博士号取得者と１名の論文博士号取得者が出た。

また、後期課程については、学会などでの発表や学会誌への投稿実績をあげるよう促している。『國學院経済学』（國學院大学経済学会、レフェリーあり）に後期課程学生が投稿できるよう、執筆資格を開放した。学生たちには『國學院経済学』の他、学内で発行している『國學院大學経済学研究』（大学院紀要、原則修士修了者以上、指導教員の推薦が必要)、『國學院大學大学院経済論集』（学生団体の編集発行）などに積極的に執筆するよう呼びかけるとともに、学会などでの発表や学会誌への投稿も促している。実際、後期課程の学生はこの３年間に『國學院経済学』に 1 名、『國學院大學紀要』に 2 名が投稿しており、学外でも学会での発表や学会誌への投稿を行なっている。

学位論文の提出に際し、３－３－（２）に言及した前期課程の修士論文の中間発表会や、後期課程の博士論文の中間報告書の提出を通じても学生の状況を知ることが可能であり、教育・研究指導の効果を測るのに役立っている。

さらに、大学院における研究教育を改善するために、経済学研究科では大学院学生会と懇談会を年２回ほど持って､講義やゼミのすすめ方､教育のあり方などについて学生たちの意見を聞くとともに、研究環境などに関しても事情聴取している。また平成１９年度より大学院でもＦＤ委員会を学則で定め、現在具体的方法について検討している。学生による教員評価については学部と違ってアンケートなどはなじまないので、懇談会による聴取りの方が有効だと考えている。

点検・評価、長所と問題点

前期課程の学生は毎年ほぼ８割以上が修士号を取得し修了していること、および、課程博士号の取得者が出始めたことは、前期課程・後期課程ともに指導の実効性を示すものである。

学内誌への投稿論文数は、前期課程・後期課程とも必要本数は集っているが、質と量の両面からしてまだ充分とはいえない。主として後期課程の学生による学外の専門誌や学会誌への投稿、あるいは学会での研究発表は、学生の絶対数が少ないこともあって少ないが、担当指導教員の努力によって増えつつあることは評価できる。

将来の改善・改革に向けた方策

研究職を目指さない前期課程の学生たちに対しても、もっと積極的に論文を執筆して投稿するよう指導する必要がある。また後期課程の学生については、経済学研究科全体として研究者養成の観点から、一層きめ細かい学生指導に取り組んでいく。

（５）学位の授与状況と学位授与の方針・基準

現状の説明

前期課程にあっては、所定の単位数（30 単位）を修得し、執筆した修士論文の審査を経て修士の学位が与えられる。学位論文の審査は、指導教員を主査とし、専門が近いもう１人の教員を副査として、論文と口述試験によって行なわれ、研究科委員会の承認を得て修士学位の授与が許可される。

後期課程にあっては、所定の単位数（12 単位以上）を修得して学位申請論文と業績一覧を提出し、最終試験である口述試験に合格した者に研究科委員会の承認を経て博士の学位の授与が許可される。口述試験においては、主査と 2 人の副査が専門領域にかかわる諸問題と研究計画書に基づいて厳正に審査を行ない、審査結果を公表する。

最近の学位授与状況は、課程博士が平成１８年度に１名、論文博士が同じく平成１８年度に１名であった。また修士は、平成１６年度９名（うち留学生４名)、１７年度 10 名（同６名)、１８年度 18 名（同７名）であった。この３年間合計で、37 名、うち留学生は 17 名で、およそ半分を占めている。

なお、國學院大學学位規則第３条においては、優れた業績をあげた者についての在学期間を、前期課程では１年以上で足りることとし（同第２項)、後期課程では２年以上で足りることとしている（同第３項）が、平成１９年度までにこの規程を適用された学生は出ていない。

点検・評価、長所と問題点

修士及び博士の学位授与にかかわる論文審査過程や口述試験は上述のような形で行なわれており、最終的に、研究科委員会の承認を得ることとなっており、透明性が保たれ、適切であると考えられる。博士の審査報告に関しては印刷して正式な形で保管を義務づけられているが、修士に関しても審査報告を文書で正式に保管しておくべきだとの意見もある。

将来の改善・改革に向けた方策

自立した研究者として独自に研究している後期課程在学者に対しては、課程博士号の取得をより促していくこととする。

（６）大学院生の研究活動への支援

現状の説明

大学院の所在するフロアに、学生研究室が提供され、そこにキャレル、書棚、コンピュータ等を使える機器等も設置されており、学内での研究がしやすくなっている。

また、学生の企画する研究会に一定の資金援助も行なっており、学生の自主的に発行する紀要（『國學院大學大学院経済論集』）にも資金的・技術的支援を行なっている。

学術プロジェクトに学生が参加することは、学生の研究活動の刺激になるという点で支援の一方法であるが、学内では、現代ＧＰの研究会には可能な限り参加させるようにしており、これまで資料整理などで後期課程の学生１名が参加した。また、学外のプロジェクトについては、各指導教員が後期課程の学生に個別に参加させてきている。

点検・評価、長所と問題点

研究職を目指す学生を研究プロジェクトに参加させて行くためには、本研究科の教員が自ら研究プロジェクトを組織するか、あるいは研究プロジェクトの主要な一員となるかということと大いに関係しており、その意味では教員自身の研究姿勢が問われているともいえる。外部の研究費の獲得ができない時は学内で研究プロジェクトを組織して学内の研究費を獲得してもよい。近年は大学としてもそうした方向を奨励しているので、先ずは外部の研究費補助を獲得する努力を行ない、次の段階で学内研究費を申請して行く必要がある。いずれにせよ、組織として研究者を育成することが必要であり、研究環境の整備とともにプロジェクト研究の費用の予算化を図るべきである。

将来の改善・改革に向けた方策

後期課程の学生は生活費も自力で得ている者が多く、調査研究費はほとんど皆不足状態にあるから、研究職を目指している学生のために、本研究科としても特別な調査研究費あるいは研究プロジェクトに必要な費用を予算化する必要がある。現在経済学部で構想中の研究所の設立について可能な限り早期の実現をめざしたい。実現した場合、ポスト・ドクターをはじめとして、研究職を目指す学生たちも、研究方法を学びながら自らの研究も行なうことが可能になる。

本学では平成１９年４月より、これまでのいくつかの研究所や研究部門を再編成して、研究開発推進機構が活動を開始しているが、将来的にはその下で社会科学系の研究所も整備されることになっており、若手の経済学研究者や広い意味での研究職志望者を育成するために役立つものと期待される。

第５章　研究活動

１ 大学

目標

１．研究活動の公表
・ 研究者データベースを改修することにより、教員による研究業績等データの入力を促すとともに、即時に公開を行なう体制を整備する
２．個人研究費・共同研究費等
・ デュアルサポートシステムの確立による、研究支援体制の充実
３．学会出張や国内外派遣研究員制度
・ 継続的に実績を分析し、適宜制度を見直していくことにより、より多くの研修機会を提供する

１．研究活動の公表

現状の説明

本学では、業績の公開の場として、大学ホームページの「教育研究環境・活動」カテゴリの中に「研究者データベース（Ｋ－Ｒｅａ Ｄ）」という項目を設け、情報を発信している。このホームページにおいては、教員の専門分野や当該年度の担当授業一覧、業績を紹介している。業績については、著書・論文等の題名や掲載誌の情報だけでなく、その概要についても紹介するようにしている。

本学では、平成１０年度から専任教員全員を対象として、毎年度の研究業績等のデータを回収してきた。データの内容は、大学設置審査に必要な個人調書の内容を基本とし、著書・論文については、その概要、該当ページ、共著の場合の共同執筆者や本人の担当部分、発行所や掲載誌、発行年月日のデータを対象としている。学会活動・発表や社会的活動についても同様に概要等のデータを収集している。これらのデータを研究者データベースとして蓄積すると共に、公開可能な情報については上記ホームページで常時紹介している。また、３年ごとの自己点検・評価報告書の作成に併せ、別冊として『教育・研究活動報告書』を作成し、学内では全専任教員、事務局部課室、学外では関係機関および他大学等に配布して公表している。それ以外にも希望者には無償で提供している。

『教育・研究活動報告書』は、最近５年間の研究業績（上限 10 点）とそれ以前の研究業績（上限５点）、教育活動に関する自己点検・評価、研究活動に関する自己点検・評価を基本として、一人につき１ページを割り当てて詳細に紹介している。この形式は、『教育・研究活動報告書』を最初に作成した平成１０年度以降、一貫して継続されている。

業績データの回収に対する教員側の協力体制は、概ね良好である。前述のとおり、本学では毎年度新規業績の情報の提出を求めているが、新規業績の有無に関わらず、回答率は平成１６年度時点の平均 70%より若干向上し、平成１７年度が 79%、平成１８年度が 83%となった。『教育・研究活動報告書』作成時には、未提出教員に対して自己点検・評価委員が責任をもって対応し、100%の回収率を達成している。従来は手書き原稿、Ｅメール等での情報回収を行なっていたが、平成１９年度より教員が自らデータ入力を行なうことができるＷｅｂシステムを開発し、これに移行した。

点検・評価　長所と問題点

平成１９年度の『教育・研究活動報告書』は、認証評価における基礎データに代わるものとして使用されているが、認証評価対象の年度ではなくても、研究業績の羅列に終始するのではなく、本人による自己点検・評価を３年ごとに実施し、そのコメントを掲載していることは、評価できるものといえよう。

平成１９年度より、教員本人が自らデータを入力できるシステムを開始したことにより、従来は事務局でデータを入力後、本人の校正を数度経ていた作業工程が短縮され、情報公開までの時間短縮につながったことは評価できる。このシステムは、本学の学修支援システム（Ｋ－ＳＭＡＰＹ）のシラバス入力を、各教員がＷｅｂから入力する方法を採っており、その入力率がほぼ 100%となっていることを受け、開始されたものである。しかし、シラバスは入力しなかった場合、学生の利益を大幅に毀損することに繋がるため、教員側の意識も高いが、研究者データベースの入力率はそれ程の数値をあげてはいない。入力率を向上させるためには、研究業績の公表に対する教員の意識を向上させることに努めなければならない。

なお、データベース更新前には、業績データの英訳版を国際交流センターのホームページに掲載していた。外国人研究者あるいは本学への留学希望者を対象とした措置として行なっていたが、英訳データの登録は任意としているため、全てのデータが英文で公開できる状態ではなく、現在はデータを更新していないことが、問題点として挙げられる。

将来の改善・改革に向けた方策

研究者データベースにおける、教員本人がデータを入力できるメニューの開設により、新規業績だけでなく、過去のデータも入れたいとの声が聞かれるようになった。これまで申請されていなかった過去データの入力を呼びかけるとともに、蓄積されているデータベースの中から公開する情報を増やすことも計画している。また、入力率の向上については、研究業績の公表に対する教員の意識を向上させるような啓蒙活動を行なっていく。

英文ホームページについては、データ更新を中止しているが、日本語ホームページに英文情報を併記する形での構成変更も視野に入れて検討を継続しており、平成２０年度中には構成の変更を行なうことができると考えている。

『教育・研究活動報告書』の作成にあたっては、平成１０年度の作成開始時より、「教育活動について」「研究活動について」の自己点検・評価にあたる際の、評価の視点を毎回見直してきた。今回の当該項目においては、認証評価の基礎データを意識し、「教育実践上の主な業績」を中心に記述を行なうこととしたが、この結果については、今後の自己点検・評価委員会で検証し、それを元に適宜、最適な方法を採用していく。

公表については、報告書の刊行とＷｅｂによる公表という方法を現時点では採っているが、情報の即時性や、公開できるデータ量の多さというＷｅｂの優位性を鑑み、報告書を廃止してＷｅｂへ全面移行することも可能性に入れて検討を行なっていく。

２．個人研究費・共同研究費の適切性と学外研究費の採択状況について

（１）教員個人研究費

現状の説明

教員個人研究費は、本学の専任教員の個人研究の推進を図ることを目的として教員個人研究費取扱規則に基づき支給されている。専任教員一人あたりの個人研究費は、大学・法科大学院・研究開発推

進機構のいずれも、専任の教授・准教授・助教・学芸員は年額 30 万円を、特別専任・助手は 15 万円を上限としている。支出可能な費目は「図書・資料」「消耗品」「交通費・宿泊費」「学会年会費」「機器備品・用品」「賃借料」「謝金」「通信・運搬費」となっているが、各費目については使途範囲が別に定められており、各研究者の研究計画に基づく計画的な経費執行を行なうよう努めている。

支給の方法は、立替払いによる一括清算としており、申請書および領収書等の証拠書類に基づいて、研究開発推進機構事務課が手続きを行なっている。申請は毎月（８月を除く）受け付けている。

平成１６年度から平成１８年度までの教員個人研究費支給実績は下表のとおりである。教員数は当該年度に在籍した者の総数を記載している。

学部 研究科等	年度	総額	教員数 （人）	総額/教員数
文学部	H16	16,348,399	61	268,006
	H17	15,523,588	59	263,111
	H18	15,134,144	59	256,510
法学部	H16	6,506,226	26	250,239
	H17	8,024,570	29	276,709
	H18	8,399,981	30	279,999
経済学部	H16	8,102,602	33	245,533
	H17	7,718,781	33	233,902
	H18	7,659,336	32	239,354
神道文化学部	H16	4,154,109	15	276,940
	H17	5,039,493	17	296,440
	H18	4,444,071	17	261,415
教養総合（全学共通）	H16	10,184,259	36	282,896
	H17	10,164,695	36	282,352
	H18	9,239,811	35	263,994
教職・資格（全学共通）	H16	3,462,098	14	247,292
	H17	3,072,000	12	256,000
	H18	2,982,300	12	248,525
法科大学院	H16	2,977,422	12	248,118
	H17	2,822,005	16	176,375
	H18	2,505,765	15	167,051
日本文化研究所	H16	1,600,000	7	228,571
	H17	1,929,025	8	241,128
	H18	3,249,613	14	232,115

点検・評価、長所と問題点

現状の説明で述べたとおり、特別専任、助手以外の教員については、職位に関わらず 30 万円が措置されており、個々の執行率は比較的高い。

平成１６年度の自己点検・評価報告書の中で対象費目の増加方策を示唆していたが、特に要望が多かった「通信・運搬費」を追加したことにより、アンケート調査の郵券料にも使用することが可能と

なった。このことは、大学の基盤的経費による個人研究支援の幅を広げることに寄与したものと評価できる。

個人研究費の長所としては、立替払いの精算方式により助成しているため、研究計画に応じて教員個々の裁量による広範な使途での執行が可能であるため、年度毎の個人研究の進展に寄与していると評価できる。

一方で、あくまでも単年度をベースとして、研究内容・研究計画にかかわらず定額が助成されるため、次のような問題点が散見される。

① （科学研究費補助金に採用されているような）資金の繰越明許制度を持たないため、研究内容、計画について単年度をベースとして策定せざるを得ず、複数年に及ぶ研究計画、経費計画を立てにくい。

② 年間数千万円の経費を「個人研究」という漠然としたものに執行しており、その効果、成果が見えにくい。

③ 上記②と関連して、研究成果報告書の提出を求めていないため、当該年度の研究成果が本学の研究教育にどのように寄与しているのかということがわかりにくい。

将来の改善・改革に向けた方策

上記の問題点を解決するための方策としては、（一部の大学では導入例があるが）研究計画、経費計画の提出を求め、その計画に応じた複数年度の助成が可能となるような制度の検討を行ないたい。

近年、研究環境におけるデュアルサポートシステムの構築が求められており、教員個人研究費という基盤経費を戦略的に執行できる体制を整備することにより、個人研究の一層の進展が期待できる。ただし、単年度をベースとした上限額を引き上げるなど、例えば科学研究費補助金・基盤研究（C）程度に設定した場合には、外部資金を獲得しなくても個人研究を遂行できる環境が整うこととなり、この資金を機軸として競争的環境を醸成することは難しくなる可能性があることは考慮しておかなければならない。

（２）共同研究費等

現状の説明

平成１８年度における、「学内共同研究費」の実績は下表のとおりである。

学部・研究科等	総額	学部共同研究費		特色ある教育研究		特別推進研究助成金	
		実績額	件数	実績額	件数	実績額	件数
文学部	14,617,010	800,000	2	4,407,287	4	9,409,723	4
法学部	2,490,000	800,000	4			1,690,000	2
経済学部	799,600	799,600	1				
神道文化学部	1,484,090	498,000	2	986,090	1		
教養総合	1,726,133	780,000	2			946,133	1
法科大学院	500,000	500,000	2				
日本文化研究所	33,229,547			33,229,547	15		

※日本文化研究所には各研究費目として措置されていないが、日本文化プロジェクト研究費を「特色ある教育研究」に片寄せして記載した。

※上記の他、ＣＯＥプログラム研究助成として、文学部に 11,429,185 円が配分されている。

「学部共同研究費」は、各学部のプロジェクトに対して支給される。各学部とも教務委員会が原案を策定し、学部教授会の承認を得て実行するものであり、予算は文学部が 160 万円（専門 80 万円、教養 80 万円）、法学部、経済学部が 80 万円、神道文化学部が 50 万円、法科大学院が 50 万円となっている。申請、審査に当たっては、研究代表者が所定の様式に基づき学部長に申請し、書類の審査が行なわれ、教授会に諮り、配分額を決定する。採択された課題については、研究成果報告書の提出（提出締切：３月末日）が義務づけられている。

「特色ある教育研究」は、専任教員によるグループまたは個人が計画する特色ある教育研究事業について経費を助成する制度である。平成１４年度分からは教務部委員会において審査内規を申し合わせ、審査内規により申請書類の審査を行なった後、採択原案を作成し、教授会で決定している。採択された課題については、研究成果報告書の提出（提出締切：３月末日）が義務づけられている。

「國學院大學特別推進研究助成金」は、本学の教学の方針に基づき、特定課題による研究を助成し、学術研究の発展に資することを目的とした制度であり、平成１６年度から本助成金制度を施行している。対象は専任教員のプロジェクトまたは個人となっており、平成１６年度：６課題（917 万円）、１７年度：７課題（1,372 万円）の採択実績がある。この助成金は、提出があった研究計画調書に基づき、学長の諮問機関である國學院大學特別研究助成に関する委員会において審査し、配分額を含めて答申し、学長が決定する。この助成金は単年度の助成ではあるものの、１研究課題の最高限度額を 500 万円としていることにより、比較的規模の大きい研究プロジェクトを組織することができるという特徴がある。この採択にあたっては科学研究費補助金の申請実績が加味されており、採択された課題の研究代表者は、原則として翌年度の科学研究費補助金の公募申請を行なうことが交付条件となっている。また助成を受けた翌年度の７月末日までに研究成果報告書を提出することが義務付けられている。

「学部研究調査出張旅費補助」は、「研究調査出張旅費暫定規程」（昭和５７年４月１日施行）によって審査内規を定めているが、各学部によって取扱いは異なっている。例えば、文学部では年間１名あたり１回 10 万円（６泊７日を限度）を限度額として支給している。

また、本学の専任教員がコーディネートし、本学学内で実施される学会の開催に対して、学会開催費補助を行なっている。助成額は、学会の規模に応じて 5 万円または 10 万円となっており、平成１８年度の実績額は 45 万円であった。

「研究室紀要の印刷製本費」については、前年度の予算申請時期に予算申請書を研究開発推進機構事務課宛に提出し、予算が認められた場合に支出が可能となる。平成１８年度の実績額は約 173 万円であった。

本学に設置されている学会に限り、「学会機関誌の刊行補助」を行なっている。これも、前年度の予算申請時期に予算申請書（様式任意）を研究開発推進機構事務課宛に提出し、予算が認められた場合に補助が可能となる。平成１８年度の実績額は、50 万円であった。

点検・評価、長所と問題点

ここに挙げた研究費は、（一部、個人による申請が認められているものの）教員の自発的な研究計画、経費計画に基づいて申請があったものについて審査し、採択を決定するものであり、学内の競争的環境をつくりながら、外部資金獲得にチャレンジする基盤を整えていると評価できる。

「國學院大學特別推進研究助成金」について例示すると、原則としてこの採択課題の研究代表者は翌年度の科学研究費補助金の公募申請をすることが条件付けされており、平成１６年度の採択課題（６課題）のうち翌年度の科学研究費補助金に公募申請５課題（採択２課題：採択率 40.0%）、１７年度

採択課題（７課題）のうち同４課題（採択１課題：採択率 25.0%）、１８年度採択課題（７課題）のうち同７課題（採択４課題：採択率 57.1%）となっており、本学のデュアルサポートシステムのひとつとして制度が定着し、機能しつつあると評価できる。

第３期科学技術基本計画では、その基本姿勢に人材育成と競争的環境の充実を示しており、研究費の環境は概ね達成できていると言えるが、機関全体として人文・社会科学系分野における、政策的・社会的ニーズに対応した研究を推進する体制としては不十分ではないかと思われる。また平成１３年１１月２８日付総合科学技術会議答申「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の中で、エフォート（研究専従率。研究者が当該研究開発の実施に必要とする年間の全労働時間に占める配分率）という考えが示され、本学においても研修等の際に周知した結果、研究開発課題の企画立案の際には個々が配慮する雰囲気が芽生えている。しかし、専任教員数が抑制されている一方で、大学行事の増加、多数のプロジェクトの実施など個人レベルでは如何ともし難い状況があることは否定できず、そのような側面からは脆弱化傾向があることは否めない。

将来の改善・改革に向けた方策

上記には、機関全体の制度として機能している研究費を挙げたが、それ以外にも経常費から支援している事業を挙げることができる。

まず、平成１８年度をもって補助事業期間を終了した２１世紀ＣＯＥプログラム「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」がある。これは既に事後評価を受け、一定の評価を受けたが、本学として推進すべき研究教育拠点として継続的に取り組むこととしている。

ＵＲＬ：http://21coe.kokugakuin.ac.jp/

また、平成１９年度には文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業（オープン・リサーチ・センター整備事業）に「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」が選定され、今後５年に亙って大規模な研究計画を推進することが決定した。

これらに象徴されるように、本学のように中規模な機関であっても、比較的大規模なプロジェクトを組織して研究を推進する機会が増えており（科学研究費補助金の公募も、以前に比べると複数の研究者による研究組織での申請数が増加）、直接的な支援経費を増額するのみならず、重点的に推進する分野、プロジェクト等にあっては、そこに参画する教員の研究専従時間を確保し、経費を重点的に措置することができるようにすることが改善・改革の方策となる。

更に、今年度から事業計画を開始した「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」にあっては、この成果を教育に展開することによって、教育進行基本計画（案）の中で示唆されている伝統・文化に関する教育の充実に寄与できるものと考えている。

（３）学外からの研究費

現状の説明

我が国の基盤的研究経費として位置付けられている科学研究費補助金の採択、配分額は、平成１９年度には 17 件、49,820 千円（間接経費：10,620 千円）となっている。新規申請課題の採択率は 29%を越えたところである。

大型の資金では、平成１８年度をもって補助事業期間が終了した２１世紀ＣＯＥプログラム（拠点形成費補助金）では５年間総額で約２億７千万円（間接経費を含む）の配分を受けたほか、平成１９年度には私立大学学術研究高度化推進事業（オープン・リサーチ・センター整備事業）の選定を受け、平成２０年に竣功する学術メディアセンターにおいて、既に整備している伝統文化リサーチセンター

を中心に「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」を５年計画で展開する。

点検・評価、長所と問題点

科学研究費補助金では、申請件数、継続課題を含めた採択課題数は横ばいであるものの、間接経費を含めた配分額は平成１６年度と比べて約 12.7%増加しており、堅調に右肩上がりを続けている。公募傾向として、「基盤研究」にあっては個人研究よりも、むしろ比較的中規模～大規模の研究組織による申請が見られるようになったことや、「若手研究」に申請する研究者が増加してきたことが認められる。これは、学内外の研究者間の連携を取って当該課題の研究の進展が期待できるようになったことや若手研究者の育成という面で、一定の成果があると評価できる。

また前述した学内研究費の状況の中で國學院大學特別推進研究助成金について触れているが、この傾向は、正に本学におけるデュアル・サポートが結実しつつあるものと言えよう。

一方では、申請件数が伸び悩んでいる原因として社会科学系学部の教員によるものが少なく、各学部の専任教員数に対する割合が極めて低いことが問題であり、経費以外の研究環境の整備を含めて、サポートする体制整備が不可欠である。

将来の改善・改革に向けた方策

本学では、平成１９年２月１５日付で示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」への対応計画の一環として、平成１９年１２月に「公的資金の管理・運営に対する教職員意識調査」をＷｅｂで実施した。この主目的は、本学における体制整備のための意識調査にあったが、その自由記述欄にはサポート体制の充実、研究が円滑にできる環境の整備、外部資金を獲得した教員に対するインセンティブを望む声があった。

このインセンティブのあり方については、平成１６年度の自己点検・評価報告書においてもその必要性を示しており、包括的な教員評価制度について検討を加えてきた。現時点では未だに成立していないが、教員の研究に対するモチベーションを維持・向上させ、機関における研究活動を一層活発化させるという点からみた改善・改革に向けた方策は、研究専従時間の確保以上に喫緊の課題であると考えている。

３．学会出張や国内外派遣研究員制度

現状の説明

派遣研究員は「派遣研究員規則」に基づき、専任教職員の学術・教育の研究および調査を助成することを目的としている。本規則では、派遣研究員の資格は、本学に専任として３年以上勤務した助教以上の者とし、その決定は、教授会の審議を経て、学長が行なうこととなっている。また、教員派遣研究員の担当講座に関しては学内で補充することが規定され、教授会が必要と認める場合は、学外から代講者をもって補充することとなっている。

国内派遣研究員の派遣期間は３ヶ月以上１年以内とし、１学年度の派遣人員は、全額給付を文学部６名、法学部２名、経済学部２名、神道文化学部１名、法科大学院１名（国内・国外を併せて隔年。平成１９年より）としている。派遣研究費は、国内研究中の居住地を自宅とする場合に月額４万円、自宅外とする場合に月額 10 万円が支給される。この他に、居住地までの往復交通費、委託費（必要とする場合）も支給される。

国外派遣研究員の派遣期間は（甲）１０ヶ月以上１年以内、（乙）４ヶ月以上６ヶ月以内、（丙）３ヶ月以内と分類されている。１学年度の派遣人員は、甲種を文学部３名、法学部１名、経済学部１名、神道文化学部１名および特別派遣研究員１名としている。甲種の場合、渡航費・滞在費は 300 万

円を限度として支給される（国内、国外ともに、文学部の人数には教養総合と教職・資格課程を含んで規定している）。

平成１６年度から平成１８年度までの実績は、下表のとおりとなっている。

国内、国外派遣研究員の実績　（単位：人）

	平成１６年度		平成１７年度		平成１８年度	
	国外	国内	国外	国内	国外	国内
文学部	1	3	1	2	2	2
法学部	1		1	1	1	
経済学部	1	2		1		2
神道文化学部						1
教養総合（全学共通）	1					1
教職・資格（全学共通）		1		2		
合計	4	6	2	6	3	6

また、海外における国際的な学会、研究集会等に出席するための国際交流旅費補助制度が、「国際交流旅費補助に関する規程」に定められている。対象経費は旅費と宿泊費の一部のみであり、50 万円を限度として支給されている。また、予算額は学部ごとに定められており、補助対象者および補助額の決定は、学部教授会、法科大学院教授会の議を経て、学長が行なっている。

なお、学部ごとの予算総額は、文学部 300 万円、法学部・経済学部が 150 万円、神道文化学部・法科大学院が 100 万円となっている。

国際交流旅費補助の実績　（単位：件）

	平成１６年度	平成１７年度	平成１８年度
文学部	2	2	4
法学部	7	4	2
経済学部	5	4	4
神道文化学部	1		
教養総合（全学共通）	1	2	2
教職・資格（全学共通）			
法科大学院			1
日本文化研究所			2
合計	１６	１２	１５

点検・評価、長所と問題点

派遣研究の実績については、規定された人員と実績を比較すると、国内派遣では毎年度ある程度の実績が出ているが、国外派遣については、必ずしも一定して実績が出ているわけではない。それに対し、一部の学部より、国内派遣と国外派遣の予算を学部内で流用するなどの弾力的な運用について希望が出された。それを受け「派遣研究員に関する委員会」で検討した結果、平成１８年度に「派遣人員及び派遣研究費に関する運用内規」を制定し（施行は平成１９年４月より）、各学部の予算の範囲において、国内・国外派遣員定数を合わせた数を上限として、国内・国外間で流用することができるも

のとした。これについては、より多くの研究機会を提供するための施策として評価できよう。

国際交流旅費補助の実績については、実績を予算執行率から見た場合、法学部・経済学部は順調に執行しているが、特に文学部では執行率が低い傾向にある。現状では、学部に所属する教員の数によって予算が決定されているが、より、実状にあった予算配分も検討する必要があろう。

将来の改善・改革に向けた方策

「派遣研究員規則」は平成１９年度に改定された。法科大学院についてもこの規則を適用することとし、派遣研究人員を国内・国外併せて隔年で１名ずつ規定した点が変更点である。また、平成２０年度からは研究開発推進機構の派遣研究員についても、法科大学院と同様に規定することが「派遣研究員に関する委員会」において決定された。このように、学内組織の改編に合わせ、規程の見直しを行なっているが、今後も研究機会の確保に努めていく。

また、上述した国内・国外間の流用については、平成１９年度において実績は出ておらず、制度の整備のみにとどまっている。本章の各学部の項においても述べられているように、大学や学部等の運営に関する業務の負担により、研究時間が確保できないという理由もあろうが、今後は積極的な制度利用を働きかけていくこととする。

２ 学部・研究科

１．文学部・文学研究科

目標

教員の研究活動を積極的に支援する。
１．外部の研究助成プログラムへの積極的応募促進
２．國學院雑誌・大学紀要等、学術雑誌への投稿を促進
３．研究時間の確保の努力

（１）研究活動の活性化等の状況

現状の説明

文学部では、『文学部ガイドブック』および大学ホームページ上の教員業績データベースにより、各教員の研究著作活動を公表しており、この情報は毎年更新されている。また、『國學院大學大学院紀要－文学研究科－』（以下、『國學院大學大学院紀要』とする）でも、平成１３年度より、各教員の前年における教育研究活動の成果を掲載し公開している。学部のホームページでは、大学において「特色ある教育研究」「文学部共同研究」に採択され、研究費を支給された研究の要旨や、文部科学省の「科学研究費」を支給された研究の概要を掲載するとともに、各学科・研究室に事務局を置く学会の活動を紹介している。その他、３年ごとに作成する大学全体の検証システムとしての『教育・研究活動報告書』（自己点検・評価報告書別冊）、国際交流センターが作成する英語版ホームページなどもあり、各教員の研究活動は多様な方法で公開されている。

また、学内誌『國學院雑誌』『國學院大學紀要』『國學院大學大学院紀要』でも、教員の研究の一端を公開しており、研究活動の活性度を検証するためのシステムとして機能している。毎月刊行されている『國學院雑誌』への教員の投稿は、平成１７年度が 19 本、１８年度が 23 本、１９年度が 18 本となっている。また１１月号は各学科の持ち回りの特集号となっており、１７年度は「中国学」、１８年度は「国学」、１９年度は「日本語学」を特集し、学内者のみならず、それぞれの分野の中心的研究者の 30 本前後の論文を載せている。

学内学会は、日本文学科に国文学会・国語研究会・伝承文化学会、中国文学科に中国学会、史学科に国史学会、哲学科に哲学会があり、外国語文化学科と外国語研究室は、学会形態ではないが、合同で紀要を発行している。教員は学会での研究発表と、学会誌や紀要への投稿が半ば義務付けられている。これらの学会には、学内教員のみならず、本学出身の研究者や大学院生も参加しており、年度大会や例会活動が活発に展開されている。

対外的にはそれぞれの教員が全国的規模の学会や世界に広がる学会に所属し、学会単位の共同研究や論文掲載を積極的に行なっている。たとえば、平成１８年度には、史学科を中心にした国際シンポジウム「東アジアにおける日本基層文化の考古学的解明」、１９年度には日本文学科を中心とした国際シンポジウム「東アジア歌垣サミット」も開催され、ロシアや中国などの海外研究者との共同研究もなされている。

外部の研究助成プログラムへの応募としては、現状では文部科学省の科学研究費補助金が中心である。平成１７年度から１９年度における採択状況は次のとおりである（数値はいずれも新規・継続合計）。平成１７年度は、基盤Ａが１件、基盤Ｂが 4 件、基盤Ｃが 6 件、若手（Ｂ）が１件、合計 12

件、１８年度は、基盤Ａが１件、基盤Ｂが５件、基盤Ｃが５件、若手（Ｂ）が１件、合計12件、１９年度は基盤Ａが１件、基盤Ｂが６件、基盤Ｃが２件、若手（Ｂ）が１件、合計10件である。

大学院文学研究科においては、大学の附置研究所である日本文化研究所との共同プログラムであり、平成１４年度に採択された文部科学省の２１世紀ＣＯＥプログラム「神道と日本文化の国学的研究の拠点形成」が平成１９年３月で終了した。文学研究科はその拠点形成の一つであり、事業推進担当教員のみならず、大学院生もＣＯＥ研究員や奨励研究員として採用され、その研究成果が報告書やホームページ上に紹介されている。このＣＯＥプログラムの目標は研究拠点の形成と若手研究者の育成にあった。日本文化研究所は、平成１９年度に「國學院大學研究開発推進機構」へ発展的に再編され、建学の精神に基づく研究教育活動の重点的推進及び成果発信を続けている。また、平成１９年度には文部科学省オープン・リサーチ・センター（ＯＲＣ）事業に選定された「モノと心に見る伝統の知恵と実践」という研究プロジェクトが機構内に発足した。そこにおいても大学院の教員とともに文学研究科の大学院生がＰＤ、ＲＡ、研究補助員として採用されており、活発な共同研究を続けている。

研究時間の確保としては、派遣研究員制度の利用もあり、それぞれの学科でローテーションを組んで積極的に活用している。文学部の枠は、国内派遣研究員が６名、国外派遣研究員が３名である。しかし、大学業務や学生指導で、十分な研究時間が確保されているとは言い難い現状である。

個人研究室の整備状況については、平成１６年度の自己点検・評価の時点において、渋谷キャンパスの狭隘によるスペースの不足が指摘されていたが、若木タワーの竣功によって96%の個室率となり、環境が格段に改善された。

点検・評価、長所と問題点

文学部・文学研究科の研究発信の場としては、先述したように、『國學院雑誌』や『國學院大學紀要』『國學院大學大学院紀要』などがある。しかし『國學院雑誌』を例にとると、その投稿数は、文学部教員の総数の２割弱に留まっている。学内誌への投稿を促すとともに、各学科にはそれぞれの学会や研究誌があり、本学の教員は全国的規模の学会に属しその役員になっている者も多いので、それぞれの分野での積極的な投稿をさらに促す必要がある。

文学部の外部の研究助成プログラムへの応募は、平成１８年度実績では、インド科学技術庁・科学技術部との共同研究（日本学術振興会事業）の採用例もあるが、その中心は科学研究費補助金への応募となっている。その採用状況は、先述したように、平成１７年度は12件、１８年度は12件、１９年度は10件であり、二桁は何とか確保している。採択されなかったものが平成１７年度に４件、１８年度に５件、１９年度に12件あるが、採択率は低くはない。問題は応募件数が教員数に対して低いことであり、その促進策が講じられねばなるまい。本学では平成１６年度から特別推進研究助成金制度を立ち上げたが、そのねらいは科学研究費補助金への応募支援にあり、採択されなかった研究課題について大学が独自に補助するところにあった。文学部においてその採択件数は、平成１７年度が４件、１８年度が５件であり、現在のところ科学研究費補助金不採択の研究課題へのフォローはできている。他の外部資金の獲得は、今後の課題である。

研究開発推進機構での研究はテーマを定めた共同研究である。文学部は日本文化の研究・発信という本学の中心たる研究を担った学部であり、文学研究科と一体になって、機構での共同研究に積極的に参加するとともに、その共同研究のあり方を模索しなければなるまい。

研究時間の確保としては、先述したように派遣研究員の制度もあるが、学科間の教員数の違いもあり、各教員に平等にその機会が確保されているとは言い難い。また大学業務も年々増える傾向にある。その中で研究時間を確保するためには、他の業務の合理化と厳正な自己管理が望まれる。

将来の改善・改革に向けた方策

『國學院雑誌』『國學院大學紀要』『國學院大學大学院紀要』への投稿は、編集委員会の厳正な審査を経ることになるが、各教員が最低２年に１本投稿し、それが採択されることを最低の目途としたい。

特別推進助成金制度の有効性は各教員の間にも浸透してきており、今後の科学研究費補助金への応募の増加が期待できる。他の外部の研究助成プログラムへの応募についても、研究開発推進機構の研究開発推進センターを通して、積極的に行なうこととする。

個人の研究を大学との関わりの中で問い直し、さらに促進させるために、研究開発推進機構の中の３つの部門（校史・学術資産研究センター、学術資料館、日本文化研究所）のいずれかのプロジェクトへの参加（研究開発推進機構のプロジェクトについては、第７章を参照のこと）が目指されねばなるまい。将来的には、文学部の全教員が何らかの形でプロジェクトの共同研究に関わることを目指す。

各教員の研究時間の確保については、派遣研究員の制度の改善を委員会に求めていく。また、本学では平成１８年度に教員評価委員会が立ち上がり、１９年度にはアンケートの形から調査がはじまったところである。

研究の評価は、短期間ではっきりあらわれるものではない。教員の研究活動を積極的に支援する方策を、さらに模索していく。

２．法学部・法学研究科

目標

１．研究活動の活性化
２．研究環境の改善

（１）研究活動の活性化等の状況

現状の説明

教員個人の研究活動の成果は、國學院大學のホームページで公開されている。また専任教員の研究成果を発表する場としては、法学部から『國學院法学』が年４回刊行され、研究成果が活発に発表されている。大学全体としては『國學院大學紀要』もある。それらの成果は、学術的な貢献だけなく、授業や演習にフィードバックされ、教育理念の実現に資するものとなっている。また、個々の専任教員の研究活動に加えて、法学部では創設以来数多くの共同研究会を組織し、研究活動を行なってきた。たとえば、昭和４３年から始まった、梧陰文庫（井上毅遺文書）研究会は、すでに 210 回を超え、近年は明治史を研究する若手研究者の大学間の垣根をこえた交流の場となっている。その他にも、近代問題研究会やパターナリズム研究会などがあり、学外の参加者も加え、活発に活動している。また、最近は、学術的な研究活動だけでなく、法学教育のＦＤ活動についても若手教員を中心に研究会を組織して、多様化する学生に対応した法学教育について検討している。

平成１７年度から１９年度にかけての学外の競争的研究費である科学研究補助費の採択状況は次のとおりである（数値は新規・継続の合計である）。平成１７年度は、基盤Ｃが１件、若手（Ｂ）が２件、合計３件、１８年度は基盤Ｃが２件、若手（Ｂ）が１件、合計３件、１９年度は基盤Ｃが１件、若手（Ｂ）が２件、合計３件である。また学内の（競争的）研究費である特別推進研究助成金に採択

された研究課題は、平成１７年度１件、１８年度２件である。この助成金をうけた教員は、それを基礎に研究を進め、いずれも翌年には科学研究補助費に応募し採択されている。ここにみられるように、若手教員を中心に研究活動は着実に活性化している。

渋谷キャンパス再開発にともなう若木タワーの完成により、研究室が全員個室となり、資料室も充実し、研究活動環境は格段に改善された。また資料室の移転拡充に伴い、共同利用図書制度が設けられ、図書の共同購入や共同利用などが便利となり、資料室が法学部の図書館として名実ともに充実した。研究活動補助費としては、大学のものとして、前述した特別推進研究助成金を初めとして、国際交流補助費、学部共同研究費、研究調査出張旅費補助、図書刊行補助費、学会開催費補助などがあり、学部独自なものとしては、学術書出版を奨励するための『國學院法学叢書』制度がある。ただ、教員の講義、学内行政などの負担が近年激増しており研究時間の確保に苦労する一方、学内行政が一部の教員に偏り、研究時間に食い込む傾向がある。

点検・評価、長所と問題点

全般的に研究活動は活発であるが、積極的に外部資金に応募し、学会活動にも意欲的に参加して研究活動を行なう教員と不活発な教員に分極化する傾向がある。学内行政などの負担については、毎年役職諮問委員会を開き、各教員間の負担が著しく偏らないように配慮し、負担の重い役職についた場合、授業負担を一部軽減して研究時間の確保に努めている。しかし実際には負担の完全な平等化はむずかしく、一部の教員に負担がかかる傾向は解消されていない。研究環境は、研究室・法学資料室が整備されて格段に改善されたが、相対的に研究時間が確保できる夏期休暇期間中、維持費などの都合により研究室に冷房が入らない時期や曜日があり、大学研究室を拠点とする研究者には、悩みとなっている。また、図書館が改装中で一部の資料が利用できない状況もある。研究活動補助費については充実しているが、洋雑誌が著しい値上がり傾向にあるにもかかわらず、学部全体の図書予算が増えないため、毎年洋雑誌の定期購読を見直し、整理を余儀なくされている。なお、本学は、日本文学や歴史を中心に発展してきた事情から、日本語文献資料に比較して、外国語文献が手薄であったが、レクシス・ネクシスを始めとしたオンラインデータの利用システムが整備されつつあり、外国語文献の手薄さと購読を停止した洋雑誌を補う役割を果たしている。

なお、近年は、研究活動における法科大学院との連携が活性化しつつあり、とくに判例研究や刑事法研究では、法学部の教員と法科大学院の教員が合同して研究会を開いている。

将来の改善・改革に向けた方策

個人の研究活動については、個々の意欲と自覚に待つところが大きいが、研究会を一層活発にし、研究成果を相互に理解し批判し合い、新たな研究へと有機的につなげていきたい。また、学内行政の負担の問題は、一朝一夕には解決できないが、役職諮問委員会などを通して、負担を全員が分かち、一部の教員に偏重しないように一層配慮したい。とりわけ学内行政に忙殺され研究時間を確保できない教員に対しては、大学や法学部・法学研究科の運営業務の一層の合理化を図ることで対応する。また、研究時間が比較的まとまって取れる夏季休暇中の研究室の利用環境の改善を検討する。

図書費の問題については、オンライン・データベースの一層の活用を図っていくことで対応していく。加えて、法学部・法学研究科における、研究の特徴を踏まえた図書利用を推進すべく、図書費の配分方法を検討し、法学部・法学研究科として提案していきたい。

３．経済学部・経済学研究科

目標

学部・学科・研究科の教育目標を達成する上で、教員は、組織としてまた個人として、研究活動の活性化を図り、日々の教育実践に還元していかなければならない。また、そのために、個々の教員の研究環境の改善を組織的に図っていかなければならない。

[行動目標]

１．研究活動へ組織的に取り組む

２．学部運営にかかわる職務の平等化を踏まえ、研究時間を確保する

（１）研究活動の活性化等の状況

現状の説明

１）研究環境

研究環境の物的整備という点でみると、経済学部の教員一人当たりの研究室の面積は 25.18 平方メートルであり、かつ、すべての教員に個室が与えられている（大学基礎データ【表 35】）。また、インターネット等の情報環境も整備され、大学の各種サーバーへは学外からのアクセスも可能になっている。

研究費については、個人を対象とする研究費として教員個人研究費、派遣研究員（に支給される研究費）、国際交流旅費補助、國學院大學出版助成があり、共同研究等を対象とする研究費には特色ある教育研究（のために支給される研究費）、学部共同研究費、國學院大學特別推進助成金（個人も可）などがある。また、國學院大學は外部の競争的研究費の利用を推奨しており、その代表として科学研究費補助金がある。

２）教員個人の研究活動

教員個人でみた研究活動の成果は、國學院大學のホームページ（國學院大學研究者データベース、https://www7.kokugakuin.ac.jp/k-read）で公開されている。また、専任教員の研究成果の発表の場として『國學院経済學』（査読つき雑誌）が年４回刊行され、また大学全体では『國學院大學紀要』（査読つき雑誌）があり、それらからも専任教員の研究成果を知ることができる。

以下の表は、國學院大學研究者データベースに依拠して、平成１６年度から１８年度（１９年５月末日まで）にかけての経済学部専任教員の業績数をまとめたものである（ただし、ホームページでは公開していない退職者の業績も含まれている）。

経済学部専任教員の業績数

	著書（単著）	著書（共著）	論文（単著）	論文（共著）	その他
平成１６年度	2	11	45	1	21
平成１７年度	4	10	34	2	21
平成１８年度	3	3	15	1	9

１）その他には、翻訳、論評、調査報告書、学会発表などが含まれる。

２）平成１８年度は、１９年５月３１日までの業績を含む。

３）ここでカウントされているのはすべて國學院大學の専任教員となってからの業績である。

４）退職者の業績を含んでいる。

ここでいう「論文」には、必ずしも査読付き学術誌に掲載されたものばかりではなく、啓蒙的なものも含まれている。また、「論文」と「その他」の区分は個々の教員の裁量にまかされている。著書の場合、既刊の論文をまとめたものもあれば、新たに書き下ろした部分が大半を占めるものもある。こうした点を考慮して、暫定的に、論文（単著）＝論文（共著）＝著書（共著）＝その他＝１、著書（単著）＝５という重み付けで各年度の教員一人当たりの業績数を計算してみた。すると、１６年度は2.7（本）、１７年度は2.6（本）、１８年度は1.3（本）となった。

１６年度から１９年度にかけて学内の（競争的）研究費に採択された（個人ベースの）研究課題は以下のとおりである。

國學院大學特別推進助成金

平成１６年度

研究代表者		研究課題
職	氏名	
助教授	根岸　毅宏	アメリカの福祉再編における公的扶助制度の分権化に関する研究
教授	トウ　照彦	「危機」以降アジア経済新主軸の形成と多国間地域連携－多重性と統合性のモメント
教授	トウ　照彦	東アジア経済発展における「段階論」と「構造分析」の適用と適合－枠組みとメカニズム－

平成１７年度

研究代表者		研究課題
職	氏名	
教授	トウ　照彦	東アジア経済発展における「段階論」と「構造分析」の適用と適合－枠組みとメカニズム－

平成１９年度

研究代表者		研究課題
職	氏名	
准教授	根岸　毅宏	アメリカのワーク・シェアとその政府間財政関係に関する研究－バージニア州とフェアファックス群を中心に－

國學院大學出版助成

平成１８年度

申請者		論文題目
職	氏名	
助教授	根岸　毅宏	アメリカEITC(勤労所得税額控除）と所得再分配

学外の競争的研究費である科学研究費補助金に対する応募・採択状況をみると、平成１６年度には5名が新規応募しそのうち2名が採択され、また１７年度には2名が新規応募したがいずれも採択されなかった。１８年度の応募はなかった（大学基礎データ【表33】）。１９年度には2名が応募し1名が採択された。採択された研究課題（継続を含む）は以下のとおりである。

科学研究費補助金

平成１６年度

研究代表者	研究種目	研究課題	
田原　裕子	基盤C	福祉国家の日中比較に関する地理学的研究	
中馬　祥子	若手（B)	資本主義世界経済の中の非市場労働の意味：社会差別研究と経済格差研究の統合にむけて	
伊藤　誠	基盤C	市場経済と資本主義：その原理と現代的変異性の研究	継続

平成１７年度

研究代表者	研究科目	研究課題	
伊藤　誠	基盤C	市場経済と資本主義：その原理と現代的変異性の研究	継続
田原　裕子	基盤C	福祉国家の日中比較に関する地理学的研究	継続
中馬　祥子	若手（B)	資本主義世界経済の中の非市場労働の意味：社会差別研究と経済格差研究の統合にむけて	継続

平成１９年度

研究代表者	研究科目	研究課題
尾近　裕幸	基盤C	「社会主義経済計算論争」の理論的・歴史的展開の過程とその意義に関する総合的研究

３）組織としての研究活動

経済学部・経済学研究科は、組織としても積極的に研究活動に取り組んでいる。最近では、学生の基礎学力の階層化・多様化に即応した教育内容・手法の改善が大きな課題になっているため、専門的な学問研究にとどまらず、教育実践に関わる集団的・組織的な研究にも精力的に取り組むようになっている。平成１６年度から１９年度にかけて学内の共同研究費に採択された研究プロジェクトは以下のとおりである。

特色ある教育研究

平成１９年度

研究代表者		研究課題
職	氏名	
准教授	根岸　毅宏	専門基礎教育における教材の映像活用教育の開発及び系統履修の整備

学部共同研究費

平成１６年度

研究代表者		研究課題
職	氏名	
教授	小越　洋之助	沖縄における平和・環境問題と地域経済に関する調査実習
助教授	三溝　博之	渋谷エコノミーの推移と事業所の動向に関する調査研究
教授	菅井　益郎	映像教材を用いた経済史・経営史の教育方法と効果に関する研究

平成１７年度

研究代表者		研究課題
職	氏名	
教授	中泉　真樹	経済学部必修科目「日本の経済」における教育効果に関する調査研究
教授	木下　順	モラル・センスの研究－日本における社会科学の成立過程に関連させて
助教授	本田　一成	渋谷駅周辺事業所の動向に関する調査研究

平成１８年度

研究代表者		研究課題
職	氏名	
教授	秦　信行	経済学教育の現状と課題に関する調査研究

平成１９年度

研究代表者		研究課題
職	氏名	
教授	中泉　真樹	経済学教育におけるPDSCをいかに構築するかに関する調査研究
教授	木下　順	井上友一「列国ノ形勢ト民政」の研究
教授	野村　一夫	学部情報教育の再構築に関する基礎的研究

専任教員全員が参加できる研究会の開催も、組織的な研究活動の一環としてきわめて重要である。研究の成果の教員相互での共有を可能にするとともに、同僚評価の場にもなるからである（第６章２－３－(３)(４)）。経済学部・研究科の場合、不定期ではあるが、経済学部の組織する経済学会によって最低年２回は研究会が開催されている。そこでは、派遣研究の成果などが発表され、活発な議論も交わされている。

４）教員の研究機会（時間）の確保

専任教員の研究機会（時間）を確保するための最も重要な制度は派遣研究員制度である。経済学部の場合、１学年度に派遣できる国外派遣研究員は１名、国内派遣研究員は２名である。ただし、平成１９年度からは、予算の範囲ならば国内・国外派遣員定数を合わせた数を上限に国内・国外間で派遣人員を流用できるようになり、学部の事情に即した弾力的運用が可能になった。平成１６年度から１９年度にかけての派遣研究の詳細は以下のとおりである。

経済学部国外派遣研究員一覧

年度	職　名	氏　　名	研　究　課　題	研　修　先	期　間
16	教　授	久保田裕子	アメリカにおける食品安全・環境保護・有機農業運動の現状と課題	ワールドウォッチ研究所	平成16年10月1日～平成17年9月30日
19	准教授	中馬　祥子	資本主義市場経済下の非市場労働ならびにインフォーマル労働：学術研究と開発政策の策定/実施をめぐる近年の欧米の動向について	ロンドン大学東洋アフリカ学学院	平成19年10月1日～平成20年9月30日

経済学部国内派遣研究員一覧

年度	職名(当時)	氏　　名	研　究　課　題	研　修　先	期　間
16	教　授	永井　一郎	初期中世ウェールズとアイルランドの関係―「ウェールズ法」と「古アイルランド法」を中心的史料として―	金城学院大学図書館、University College of Dublin図書館	平成16年4月1日～平成17年3月31日
16	教　授	橋元　秀一	鹿児島地域における経済と雇用の現状および地域振興政策に関する調査研究	鹿児島国際大学地域総合研究所、国会図書館、法政大学大原社会問題研究所、(財)労働科学研究所、本学図書館	平成16年4月1日～平成17年3月31日
17	助教授	三溝　博之	地域経済近代化過程の研究―佐賀県を事例として―	佐賀県立図書館、佐賀県立佐賀城本丸資料館、国立国会図書館、他	平成17年4月1日～平成18年3月31日
18	教　授	古沢　広祐	日本および世界における持続可能な開発・発展に関する基礎的研究	東京大学大学院総合文化研究所	平成18年4月1日～平成18年9月30日

年度	職名(当時)	氏　名	研　究　課　題	研　修　先	期　間
18	教　授	野村　一夫	健康の批判理論に関する基礎的研究	国立国会図書館、國學院大學図書館、法政大学図書館、法政大学大原社会問題研究所、大宅文庫	平成18年4月1日～平成19年3月31日
19	教　授	壽永欣三郎	日本における生産性運動とアメリカ経営学の日本への導入	社会経済生産性本部図書館、国立公文書館	平成19年4月1日～平成19年9月30日
19	准教授	田原　裕子	人口減少社会における福祉システムの再編に関する研究―高齢人口移動と市町村合併に注目して―	東京大学人文地理学教室、國學院大學図書館、國學院大學1006研究室	平成19年4月1日～平成20年3月31日

この表から明らかなように、経済学部では、教員の専門的な研究志向を尊重しつつ、ほぼ継続的に派遣研究員を送り出している。

しかしながら、最近では大学もしくは学部・研究科運営にかかわる業務（授業や研究以外の学内業務）が増え、しかも、それらの負担が特定の教員に偏る傾向が現れている。そのため、日常のなかでいかに平等に教員の研究時間を確保するかが問われている。そうした現状を把握するために、平成１８年度には、各教員が役職業務に関わった時間（委員会などの会議時間や資料作成のための時間）を実態調査した。調査に応じた教員は 22 名で、すべて自己申告である。その結果は以下の図のとおりである（縦軸は教員、横軸が業務時間）。業務時間が一番長かったのは学部長（524 時間）、二番目に長かったのは学生部長（460 時間）であった。極端に業務時間が長かったこの 2 名を除くと、平均的な業務時間の 41 時間に対して標準偏差は 44 であり、自己申告のため実際の業務時間を過大もしくは過小に評価している可能性はあるが、この結果は業務時間の偏りを裏付けているといってよい。

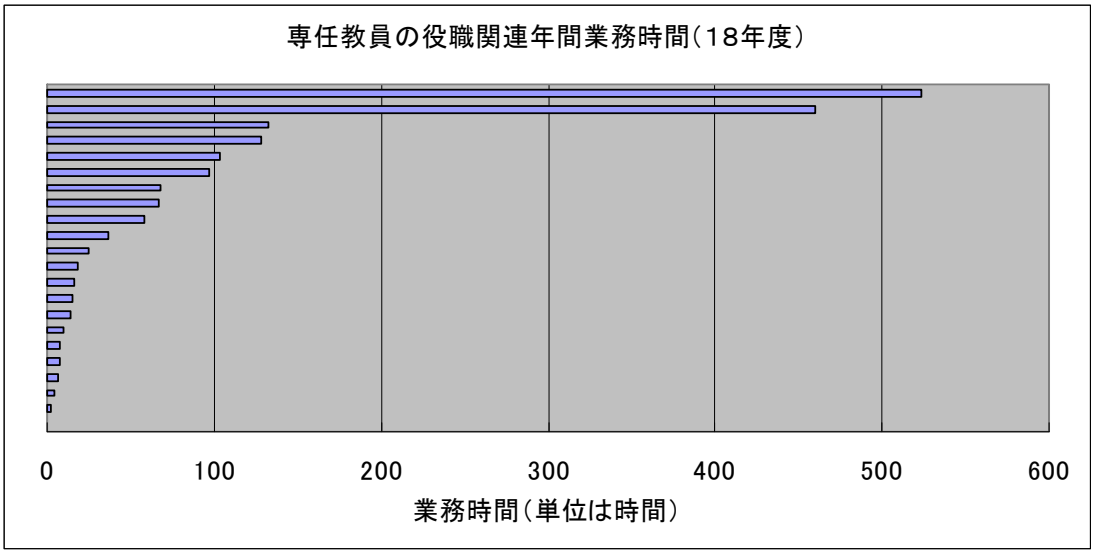

とはいえ、残念ながら現在は役職業務の平等化を促す抜本的な改革を模索している段階にあり、行動目標の２．は実現できていない。

点検・評価、長所と問題点

１）教員個人および組織としての研究活動の点検・評価

現状の説明で述べたように、論文（単著）＝論文（共著）＝著書（共著）＝その他＝1、著書（単著）＝5 というウェイト付けで各年度の教員一人当たりの業績数を計算すると、１６年度は 2.7（本）、

１７年度は2.6（本）、１８年度は1.3（本）となった。中長期にわたる研究の積み上げがあって初めて公刊に結びつく場合もあり、教員個人でみて年間何本という目標設定は好ましくないが、組織としてみた場合には、一人当たり年間平均１本～2 本の維持というのが最低限の目標であろう。この点で見ると、研究者の組織としてこれまでも一定の成果を達成してきていると評価できる。ただし、平成１８年度の成果が前年度と比較して減少している点は残念である。

学内・学外の競争的な研究費に対しての経済学部からの応募・採択実績が途絶えることはないが、たとえば科学研究費補助金の場合、平成１７年度以降、応募数が激減している（１８年度の新たな応募はなかった）。もちろん採択されることは望ましいが、まずは応募実績を増やす必要があるだろう。

組織としての研究活動は活発であり、共同研究費も有効に活用されている。ことに、教育内容・手法に関わるきわめて実践的な課題に取り組んでおり、第４章２－３－（８）等にも述べたように、限定的ではあるが、その成果は少しずつ現れている。一方で、現在、学部内の研究会は経済学会によって最低年２回は開催されているが、教員一人ひとりに研究への誘因や義務感を与えるためにも、また、同僚評価の場として有効に活用するためにも、教員全員が定期的に発表の場を与えられるような定例化が必要である。

２）教員の研究機会（時間）の確保

派遣研究員制度は、教員の研究機会（時間）を確保する上で、ほぼ有効に活用されていると評価できるだろう。しかし、日常的な研究時間の確保という点で見ると、役職業務負担の軽重にともなう不平等が発生している。これを是正するには、研究機会の保証を役職と結びつけるなどの新たな制度設計が不可欠である。

将来の改善・改革に向けた方策

① 現状の説明で定義した意味での業績指標でみて教員一人当たりの年間業績数を最低限1～2本に維持すること、また、学部全体で（学外の）競争的研究費の年間応募数を最低限 3～5 に維持することを目標に、個々の教員に対して組織的な働きかけをただちに実施する（その主体は執行部である）。

② ①の目標を実現するためにも役職業務の平等化は不可欠である。そのために、３年以内に、研究機会の保証（たとえば派遣研究員候補の選抜）をこれまでの役職業務の軽重と連動させるような制度設計を工夫する。

③ 研究会を定例化する。少なくとも年に 3 回～5 回は開催し、専任教員全員が５年間（可能ならば３年間）に最低１回は同僚の前で報告し、同僚からの批判・評価にさらされる機会を保証する。これを経済学会と学部の共同事業と位置づけ、３年以内に結論がでるように、その実現に向けた検討をただちに開始する。第６章２－３－（４）における改善・改革に向けた方策も参照のこと。

４．神道文化学部・文学研究科神道学専攻

目標

１．学部提供の副専攻「日本学」（主として神道文化コース系教員が担当)、「宗教文化」（主として宗教文化コース系教員が担当）に関る研究論文数の増加（各コース担当教員が作成）
２．学部教員の全国的学会における発表回数・論文投稿数の増加と研究水準の維持
３．２１世紀ＣＯＥプログラムによる研究拠点形成を受けた、学部教員の国際的学会における発表回数・英文論文投稿数の増加

（１）研究活動の活性化等の状況

現状の説明

平成１４年度の神道文化学部発足以来、毎年刊行される『神道文化学部ガイドブック』に学部の全教員の業績概要・研究上の姿勢が示されている。またＫ－ＲｅａＤ（教員業績管理システム）という國學院大學のホームページ内のサイトには、同じく全教員の最新の業績一覧が掲載されている。さらに『國學院大學大学院紀要－文学研究科－』には、大学院を担当する教員の前年度の研究活動その他が記載されている。また本学部に事務局が置かれている神道宗教学会の機関誌『神道宗教』（季刊）の刊行に携わっていることも、研究成果の公表を促進するのに役立っている。

平成１７年度、１８年度分の著書・論文はＫ－ＲｅａＤに公開されているが、著書が、１７年度 12 点。１８年度 6 点で、論文は１７年度 16 点、１８年度 16 点である。国内学会での研究発表は神道宗教学会の他、日本宗教学会、「宗教と社会」学会などの全国学会において、教員が毎年研究発表その他を行なっている。国際的な場での発表としては、１７年度に韓国ソガン大学における国際シンポジウムでの発表を１人が行なっている。

大学院文学研究科の神道学専攻の教員は、平成１４年度から１８年度まで実施された２１世紀ＣＯＥプログラム「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」の推進を中心的に担った。神道文化学部の教員は 9 名がこのプログラムの事業推進担当者であった。１７年度、１８年度も国際シンポジウムを開催した他、研究会を数多く開催して、研究交流を推進した。またオンラインの英文神道事典（Encyclopedia of Shinto）を構築し、神道研究の国際的展開に大いに資するところがあった。

本学部は神道学と宗教学において、特色ある研究を推進しているが、これに関わる研究助成を得ながら研究を推進している。平成１６年度、１７年度に採択された学術フロンティア推進事業「劣化画像の再生活用と資料化に関する基礎的研究」においても、神道文化学部教員が主たる役割の一部を担い、これを推進した。さらに１９年度から採択された文部科学省オープン・リサーチ・センター整備事業「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」においても、神道文化学部教員が複数関わり、研究推進に従事している。なお、科学研究費の助成は、１７年度、１８年度は得られていないが、これはＣＯＥプログラムの事業推進にかなりの教員の時間が割かれたことが関係している。学内の國學院大學特別推進研究助成金による研究が、平成１７年に１件採択されている。

国際的な共同研究としては、『神道事典』を Encyclopedia of Shinto に英訳し編集していく作業があげられる。これは、約 40 名の外国人が翻訳に携わり、またそのうち約 10 人は編集作業その他に携わった。この翻訳作業その他を通して、神道を国際的な場で議論していく上での基礎的共同研究が実施された。また、韓国の研究者とは宗教教育というテーマを通して共同研究を実施しており、平成１７年度には学生を対象としたアンケート調査を韓国の研究者数名と合同で実施し、報告書を日本語及

び韓国語で作成した。また１９年度も同様に学生のアンケート調査を実施している。このように、国際的な研究協力は神道学、宗教学それぞれの分野で少しずつ広まっているが、海外研究拠点の設置までには至っていない。

学部の教員が 17 名と少数であるため、教育その他に多大の時間が割かれ、教員の研究時間を確保するのがなかなか困難な状況にあるが、派遣研究員制度をできるかぎり活用することに努めている。平成１８年度、１９年度は、各１名が国内派遣研究員となり、研究に専念している。

個人研究室の整備状況については、平成１６年度の自己点検・評価の時点において、研究室がキャンパス内の複数個所に分かれているため、それぞれのスペースが狭く、共同研究の際における不都合が指摘されていた。若木タワーの竣功によって研究室は２つの階にまとまり、個室率が 100%となったことにより、環境は改善されている。

点検・評価、長所と問題点

神道学と宗教学、とくに宗教社会学の分野における研究が充実しているのが特徴である。神道宗教学会の学会誌である『神道宗教』の刊行は事実上、神道文化学部の教員によって担われている。学術大会も毎年本学で開催されている。この学会は神道研究の分野では代表的な全国的学会であり、神道研究の発展に当学部の教員の貢献は多大なものがある。もう１つの神道系の大学である皇學館大学とも、教員の研究交流、共同プロジェクトなどを通して研究連携がしだいに深まりつつある。このようにして神道学関係では、かなり充実した研究体制を構築していると評価できよう。

また宗教学関係では、とりわけ宗教社会学が充実しており、全国学会である日本宗教学会と「宗教と社会」学会に複数の教員が所属していて、毎年研究発表を行なっている。宗教社会学関係ではもっとも代表的な学会である「宗教と社会」学会の運営や同学会が主催する各種のプロジェクト及び研究会には、神道文化学部の教員が積極的にかかわっている。本学を会場として平成１７年度、１８年度とも複数回研究会合が開かれていることも、学会に対する貢献として評価されよう。

問題点としては、国外における研究発表や掲載論文が少ないことである。神道に対する国際的な関心が高まっており、とくにＣＯＥプログラムによって、より多くの外国人研究者が神道に着目するようになったが、それに対応するような研究会合がもう少し頻繁に開催される必要がある。それとともに、国外の学会その他に積極的に参加し、神道学、宗教学に関する研究成果を外国語で発表したり、国外の学術誌、とくに英文で刊行される学術誌に寄稿するという試みをもっと強めることが求められる。

将来の改善・改革に向けた方策

平成２０年３月に完成する学術メディアセンターには、国際会議場が設置され、国際会議が開催しやすい環境が形成される。この点を活かして、積極的に国際会議、国際研究フォーラム等を開催し、神道文化学部の教員も積極的にこれに参加するような体制を築いていく。学術メディアセンターにおける研究を推進するのは、ＣＯＥプログラムによって形成された拠点として位置づけられる研究開発推進機構である。この機構長・副機構長はともに神道文化学部の教員であり、神道学・宗教学の推進のためのプロジェクトの推進に力を入れることができる体制となっている。この点を活かして、学外の研究者との交流も積極的に推進する企画を準備している。

国際的な発信の体制もＣＯＥプログラムの一環として行なった神道事典の改訂･英訳(Encyclopedia of Shinto) がオンラインで公開されているので、これを支援ツールとしながら、とくに英語論文の刊行を増やしていくことに努める。日本語で発表された論文を英語、韓国語、その他の言語に翻訳し、これをオンラインで公開していく試みは、ＣＯＥプログラムで形成された拠点によって平成１８年度

から推進されている。今後ともその成果の蓄積を継続していく。国外の研究者との連携をさらに推進することによって、より優れた研究を生めるように努める。

研究に専念する機会を増やすことが焦眉の課題であるが、派遣研究員制度を十分利用するのがもっとも現実的な改善策である。比較的若い教員を派遣研究員として、将来の研究に役立てるように配慮しつつある。資料室員や学務補助員、あるいはＴＡなどによる学生支援体制をさらに充実させることで、教員の研究時間の確保を図っていく。

科研費その他外部の研究助成金への応募件数を増やすことも、研究を活性化する手段である。本学は科研費に申請して採択されなかった課題の一部に対して、学内の特別推進研究助成金を与える制度があるが、これも積極的に利用して研究を推進していく。

３ 附置研究所と大学、大学院との関係

目標

若手研究員の教育・研究における、学部や大学院との連携の充実

現状の説明

昭和３０年に設立された日本文化研究所は、「日本文化の基礎的研究」、「国民の信仰・倫理に関する諸問題の研究」を主題として、日本文化の本質を明らかにし、あわせて内外研究者との交流・提携並びに相互理解を促進することを目的として設置された研究所であり、昭和５５年に大学附置研究所となっている。近年の主な活動では、以下の３点が挙げられる。

① 研究所専任教員、学部所属の教員等によるプロジェクトでの研究活動と成果の公開
② 私立大学学術研究高度化推進事業「学術フロンティア推進事業」（平成１１年度から１５年度まで（その後１８年度まで継続））としての活動
③ ２１世紀ＣＯＥプログラム「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」（平成１４年度採択）における、大学院と連携した活動（事業の推進と若手研究者の育成）

平成１９年４月には日本文化研究所を発展的に再編した國學院大學研究開発推進機構（以下「機構」）を設立した。この組織に配置されている研究機関や上記活動、平成１９年度の活動の詳細については、「第７章　研究開発推進機構」を参照されたい。機構には専任教員と学内公募による兼担教員、客員研究員、共同研究員等がおり、機構内の各機関における事業に関わっている。

第７章で詳述するが、２１世紀ＣＯＥプログラムにおいては、研究支援者（以下「ＣＯＥ研究員」）を学内外の若手研究者や大学院学生などから任用して主体的に組織的な研究活動に関わることができる環境を整備するとともに、ＣＯＥ奨励研究員も学内外から採用して若手研究者が積極的に研究活動に参画できる場を整えた。彼らの育成にあたっては、日本文化研究所も大きく関わった。事業を通じて育成された若手研究者の多くが、現在は機構の専任教員やＰＤ研究員、あるいは現在推進中のオープン・リサーチ・センター（以下「ＯＲＣ」）事業のＰＤ研究員・ＲＡなどとして任用され、本学の研究教育の一端を担っている。

また２１世紀ＣＯＥプログラムの研究成果は「日本文化研究」（講義）として文学研究科に科目を開設し、大学院教育への展開をはかっている。

機構の研究教育計画、予算・決算、人事、機構に関わる諸規程の改廃及び運営に関わる重要な事項を審議する機関として、研究開発推進機構運営委員会が設置されている。構成員は、学長、理事（教学担当）、機構長、副機構長、機構の各機関長、各学部長、大学院委員長、図書館長、情報センター長、大学事務局長となっている。

点検・評価、長所と問題点

機構の各機関、事業、若手研究者の育成に関する点検・評価は第７章で詳述するため、ここでは、附置研究所としての機構と大学、大学院の関係のみを点検・評価する。

平成１６年度版『自己点検・評価報告書』においては、日本文化研究所の将来への課題として、以下のことが指摘されている。専任教員の研究交流という面においては、ある程度学部との連携がなされているが、若手研究者の教育・研究における学部や大学院との連携については一層の充実が必要であるということである。これについては、現状の説明で述べたとおりの成果を挙げており、評価する

ことができる。また、育成された若手研究者のうち、機構の専任教員となった者の大半は学部の授業を担当しており、研究成果が教育の場へと発信できる環境の中にあると言える。

運営委員会には、学長や理事を初め、各学部長や大学院委員長も参加しており、機構各機関の研究の独自性を尊重しつつ、大学全体としてトータルコーディネイトすることが可能な管理・運営体制を構築しているところが長所であろう。

将来の改善・改革に向けた方策

現在進行中のＯＲＣ整備事業のように、学内学外の人材が参画して共同研究に従事することによる人材育成策が恒常的・継続的に実施されることによって、機構だけではなく大学全体の人材育成が質量共に充実していくことが期待できる。

また、第７章においても計画が述べられているが、学部所属の教員が兼担教員として、機構の各種プロジェクトに参加することも継続して行なわれる予定である。

機構としては、平成１９年度にスタートを切ったばかりであるので、今後も学部・大学院との関係を検証し続けていくこととなる。

第６章　教員組織

１ 大学全体として

目標

法令の趣旨を踏まえ、適切な教員組織を維持または構築する
１．学部、大学院の教育上の特性を踏まえ、年齢バランスを考慮した教員人事を実施する
２．教育内容を考慮し、主要科目への専任教員の適切な配置を行なう
３．充実した教育課程整備のために、教員間の連絡調整体制を整備する
４．教育研究の支援のための職員組織と、教員の協力関係を強固なものにする
５．教員の募集・任免・昇格を規程に則り適切に行なう
６．研究開発推進機構を中心として、学内外の教育研究組織間の人的交流の活性化を図る

１．理念・目的、教育課程の種類・性格、学生数との関係における教員組織

（１）大学設置基準との関係における専任教員数

現状の説明

平成１９年度の学部・学科・研究科別の教員組織は、大学基礎データ【表 19】（以下、大学基礎データの表を引用する際は、【表○】とする）に示したとおりである。平成１６年度版自己点検・評価報告書作成時点以降の教員組織上の変更は概ね次のとおりである。

平成１７年度の経済学部経営学科新設に際しては、経済学科および経済ネットワーキング学科の専任教員によって教員組織を構築した。経営学科は、経済学科および経済ネットワーキング学科で行なっていた教育内容から、経営分野を抽出し設置したため、学科新設にともない新たに教員を採用することはしなかった。

平成１９年度に従来の日本文化研究所を発展的に拡大し、研究開発推進機構を設置した。従来の日本文化研究所が、専任 4 名（教授 1、助教授 2、専任講師 1）という態勢であったところ、専任 16 名（教授 1、准教授 2、専任講師 7、助教 6）とし、研究体制の強化を図った。なお、16 名のうち、教授、准教授および専任講師 1 名を除く 13 名については、任期制での採用である。これは、研究開発推進機構の大きな目的のひとつに若手研究者の育成があるからである。

本学では、「大学院の充実を含めた大学の教育・研究環境を維持・向上、教員の任用形態の多様化、本学における教育研究活動の活性化を図る」ことを目的に、平成１３年度以来「特別専任教員」制度を導入している。平成１９年度現在で、文学部教授 3 名、経済学部教授 3 名、教職課程教授 1 名、法科大学院教授 3 名、研究開発推進機構専任講師 2 名、同助教 3 名の計 15 名が任用されている。

平成１９年の学校教育法一部改正にあわせ、本学でも教員組織の再編整備を行なった。すなわち、従来、教授、助教授、講師、助手であったところを、教授、准教授、助教、助手とした。この変更においては、従来の助教授を准教授に読み替え、教員キャリアパスの第一段階の職位を助教とした。講師については兼任講師のみとし、原則として専任講師は置かないこととした。ただし、経過措置として当分の間、専任講師を置くことができるとしている。助手については、任期制とし支援職であると位置付けた。前述したとおり、助教は従来の専任講師と同格の位置付けであり、教授会の構成員として、教学運営にも関与することが規定されている。

なお、平成１６年度当時より変更されていない事項であるが、本学では、法科大学院の実務家教員

を除き、専任教員は専ら本学における教育研究に従事する者のみと規定しており、大学設置基準第１２条にある「当該大学における教育研究以外の業務に従事する者」を専任とはしていない。

点検・評価、長所と問題点

教員組織が大学の理念・目的を実現するのに相応しいものであるかは、大学設置基準に基づく必要教員数をどの程度満たしているかを参考に点検・評価する必要がある。学部・学科に配置されている平成１９年度現在の専任教員数と大学設置基準との比較は【表 19-2】として示してある。

【表 19-2】で明らかなように、現教員数は、学部学科で 180 名であり、必要教員数 168 名の約 1.07 倍である。なお、研究開発推進機構を含めると 193 名であり、必要教員数の約 1.15 倍となり、いずれの場合も本学は必要教員数を充足している。

本学は平成１０年９月の理事会において「専任教員の定数を設置基準数の 1.1 倍以内に抑える」という基本方針を決定し、平成２０年度を目途に計画的な人事を行なうことにより、その目的を達成しようとした。その後、学部の新設や学科増設等により、必要教員数が増加した。それに対応して理事会定数も増加してきたが、平成１９年度現在、学部学科の教員数でみる限り、当初の目標を達成したことになる。しかし、平成１０年当時に設定した設置基準数の 1.1 倍以内という数値の適切性、また現在の 1.07 倍という状況が適正であるかについては、もう一度検証すべきであると判断する。

学校教育法の一部改正にもとづく教員組織の再編成について、本学は学校教育法の主旨に則り、変更を行なっており、この点については適正な措置であったと考えている。しかし、大学間で各職の位置づけ、特に助教の位置付けにばらつきが見られる。大学によっては、専任講師を残した上で、従来の助手を助教に読み替えており、原則として専任講師を置かず、従来の専任講師を助教とした本学とでは、職位の位置づけが異なっている。このことが、特に若手研究者のキャリアパス上、好ましくない結果をもたらしうることが懸念されている。すなわち、本学で新たに教員を採用しようとした場合、職位の位置付けの考え方の違いにより、他大学の専任講師を規定どおり助教として採用することが困難であることや、本学の助教が他大学への就職を希望した場合、本学では専任講師級であったものが他大学では助手級と判断されるということである。これらを回避するために、経過措置として、前述のとおり当面の間は講師を置くことができることとしたのである。この改正については、厳密すぎたとの批判もあるが、学校教育法の主旨に則った改正を行ないつつ、他大学の実状にも柔軟に対応しうる現実的な改正であったと評価している。

将来の改善・改革に向けた方策

平成２１年度に新設予定である教育系学部は、入学定員を 200 名とし、その定員を既存学部からの振り替えではなく純増とする計画のため、設置にあたっては、186 名の教員が設置基準上必要となる。これを契機として、平成１９年に本学としての教員定数のあり方について、理事会での検討に着手した。現在、理事会では、カリキュラムの運営に支障をきたすことなく、学生に対し十分な教育を提供することを可能ならしめる人事計画を構築するために、教学と財政の両面から慎重に検討を進めている。この新学部を含めた新たな教員定数については、平成２０年度に決定する予定である。

学校教育法の改正にともなう教員組織の再編については、専任講師に関する経過措置を 3 年あるいは 5 年毎に見直すと規定しているため、規程に則り、他大学の様子をふまえながら、対象となる者が不利益を被らないように段階的に整備していく予定である。

（２）専任教員の年齢構成

現状の説明

平成１９年度現在の各学部・研究科、法科大学院、および研究開発推進機構の専任教員の年齢構成と年齢別構成比率は、【表 21】に示したとおりである。【表 21】をもとに、年代のバランスを①61歳以上、②51 歳～60 歳、③41 歳～50 歳、④40 歳以下という４区分でみると、次のとおりとなる。

学部・研究科	①61 歳以上	②51 歳～60 歳	③41 歳～50 歳	④40 歳以下	計
文学部	15（25.9%）	24（41.4%）	12（20.7%）	7（12.1%）	58
法学部	5（17.2%）	6（20.7%）	8（27.6%）	10（34.5%）	29
経済学部	6（18.8%）	14（43.8%）	7（21.9%）	5（15.6%）	32
神道文化学部	7（41.2%）	7（41.2%）	2（11.8%）	1 （5.9%）	17
教養総合	10（30.3%）	10（30.3%）	10（30.3%）	3 （9.1%）	33
教職・資格課程	3（27.3%）	5（45.5%）	3（27.3%）	0 （0.0%）	11
法科大学院	5（35.7%）	5（35.7%）	4（28.6%）	0 （0.0%）	14
研究開発推進機構	0 （0.0%）	1 （6.3%）	3（18.8%）	12（75.0%）	16
大学全体	51（24.3%）	72（34.3%）	49（23.3%）	38（18.1%）	210

※小数点以下第２位を四捨五入

点検・評価、長所と問題点

現状の説明で作表したものを見ると、法学部と研究開発推進機構以外の全ての学部で②あるいは③をピークに年齢的なバランスが取れている。41 歳から 60 歳という年齢は、昇格時期とも一致し、研究者として最も充実した時期であるといえよう。その時期を中心に年齢が分布していることは、計画的な人事が行なわれている結果であると評価できる。

法学部については、ピークが 40 歳以下であり、これは研究者としてみれば若すぎるのではないかという指摘もなされるが、【表 21】を用いて職位別に見てみると教授のピークが②に、准教授のピークが④になっており、教育・研究面でバランスを欠くとまでは言えない。むしろ、積極的に若手を登用していると判断できるだろう。研究開発推進機構についても、その理念・目的に若手研究者の育成を挙げていることを考えれば､専任講師と助教を中心として 40 歳以下にピークがあることは当然の結果である。また、【表 21】および現状の説明で作表した表には現れていないが、同機構では、各学部の専任教員が兼担として若手研究者の育成にあたっていることを考慮に入れると、全体としてのバランスはとれているといえる。

神道文化学部および法科大学院については、①と②にピークがある。これは、設置から日が浅く、完成年度を迎えたのがそれぞれ平成１７年度、平成１８年度であることを考えると、今後の人事計画によって、容易に改善できると思われる。また、特に法科大学院については、５年以上の教育経験のある研究者教員あるいは１５年以上の経験のある実務家教員であることを採用条件としており、40 歳以下の採用は、実際上困難であったという特殊性もある。これらのことを総合的に勘案すれば、現状に特に問題はないと判断できる。

将来の改善・改革に向けた方策

現在の専任教員の年齢バランスは、概ね良好であり、今後も計画的な採用を心掛けたい。現段階で

60 歳以上の占める割合の高い学部等については、今後の新任人事において若手の教員を中心に補充を行なっていくことになる。しかし、本学の学部専任教員は大学院（法科大学院を除く）を兼担しているため、大学院の「研究指導」を前提として採用を行なおうとすると、若手採用は困難になる。このように、高年齢化抑制のために単純に若手を採用すればよいということではないところに、この問題の難しさがある。むしろ、各年代のバランスをとることこそ肝要と考える。また、前述したように、学部、研究科ごとの特殊性も考慮しなければならない。今後は、このことを踏まえ適切な教員人事を行なうようにする。

（３）学生数との関係における教員組織

現状の説明

専任教員一人当たりの学生数は、【表 19-2】に示したとおりである。なお、表の注にも示したとおり、全学共通の教養総合と教職資格課程の専任教員は、収容定員に応じて各学部に按分している。

点検・評価、長所と問題点

大学設置基準で定める必要最低教員数をもとに、教員一人当たりの学生数を算出（必要教員数算出のための基準となる学生数の最大値÷必要最低教員数）してみると、文学部 66.7 人、法学部 57.1 人、経済学部 60.0 人、神道文化学部 60.0 人となる。これを参考に、専任教員一人当たりの学生数の適切性を点検・評価するにあたり、本学としての基準値を教員一人につき学生 60 名と設定した。この基準からすれば、いずれの学部も基準を満たしていることとなる。このことからも本学における現在の教員数と学生数の関係は、概ね妥当であると評価できる。教員一人当たりの学生数に学部・学科間格差があることについては、それぞれの特性による教授法の差異があるため、社会科学系統の学部で多くならざるを得ず、特に問題はないと判断している。

将来の改善・改革に向けた方策

教員一人当たりの学生数は、その学部における教員負担を端的に表すとともに、学生支援の充実度を計る指標のひとつとなる。その観点からすれば、現状を維持しながらも更なる努力が求められている。参考として私立大学連盟が行なった調査をみると、人文科学系統の平均は 34.5 人、社会科学系統の平均は 50.0 人となっている。これを参考値として本学の数値を検討すると、神道文化学部以外の３学部で平均値を 12～15 人上回っている。この私立大学連盟加盟校の平均値自体の適切性について検証がなされていない以上、この数値を適正値と考えることには問題がないわけではなく、また、教員一人当たりの学生数を減らすことだけによって教育環境が改善されるとも限らないとしても、目標値のひとつとして参考にしたい。具体的な方策としては、大学としての学修支援体制の構築、カリキュラム改革、そして専任教員数の見直しが挙げられる。これらについては、教育開発推進機構（仮称）の設置、全学共通の教養総合カリキュラム改革、新学部設置に伴う専任教員数の見直しなど、いずれも平成１９年度中に既に検討を開始している。それぞれの結果については、今後点検・評価を行ない、平成２２年度版報告書において詳述することができよう。

（４）専任教員と兼任講師の授業科目の担当割合

現状の説明

開設授業科目における専任教員の配置状況と、専兼比率は【表 3】に示したとおりである。

点検・評価、長所と問題点

【表 3】をもとに全開設授業科目における学部ごとの専兼比率を見ると、文学部で 43.0%、法学部

で 66.3%、経済学部で 70.4%、神道文化学部で 64.0%である。平成１６年度と比べて文学部が 7%程度下がった以外は、ほぼ同程度である。文学部においては、専任教員が入門科目や演習等の科目を担当する一方､幅広い領域の科目を数多く提供するため､選択科目においては兼任教員を活用しており、結果的に、全開設授業科目で見ると専兼比率が低くなっている。必修科目および選択必修科目の学部ごとの専兼比率は、文学部で 60.7%、法学部で 66.3%、経済学部で 77.7%、神道文化学部で 89.7%である。以上のことを総合して考えると、専任教員と兼任講師の授業の担当割合は適切であると判断できる。

全学共通科目の専兼比率は、全開設授業科目では 32.2%、必修科目および選択必修科目では 31.3%である。平成７年度の一般教育改革以降、各学科所属の専門教育科目担当教員も積極的に一般教育科目の運営に関わるという方針で取り組んできた。しかし、少人数教育による教育環境の改善等を目的とした各学部の専門教育科目の充実により、専任教員の担当科目割合が増加傾向にある中で、専任教員数を抑制してきたため、当初の理念を達成することが困難になっている。しかし、全学共通科目においても主要科目は、専任教員が担当しており、多様なカリキュラムを提示しながらも、講義内容を専任教員がコントロールできている。

以上のことから、専任教員と兼任講師の授業科目の担当割合は適切であり、特に問題は見受けられないと考える。

将来の改善・改革に向けた方策

各科目における専任教員の配置に対する考え方については、学生に対して多様なカリキュラムを提示するという観点から見て問題はない。今後も、多様なカリキュラムを提供しながら、主要科目については専任教員が責任を持って開講するという体制を維持していく。ただし、開講する科目の種類、科目の開講数、科目に対する専任教員の配置等については、不断の点検と評価を行なっていかなければならないものと認識している。

２．教育課程の編成目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整

現状の説明

本学では、「教務部」を中心に教育課程の編成目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整を行なっている。教務部には、教務部委員会がおかれ、教務部長と教務部委員で構成される。教務部委員は、文学部、法学部、経済学部、神道文化学部および教養総合課程から各１名、教務担当部長、渋谷教務課長、たまプラーザ教務課長と規定されている。

教務部委員会では、全学的教務事項を処理するほか、学部間の教務事項の調整を行なっている。全学的教務事項の中には、「教養総合カリキュラムの管理・運営」があるが、これについては委員会内に「教養総合カリキュラム委員会」が組織され、その任に当たっている。

各学部の教務事項は、学部ごとに「教務委員会」が組織され、処理されている。さらに文学部には学科・研究室・課程ごとにそれぞれ「学科会議」、「研究室会議」などがおかれ、肌理細やかな連絡と調整を図っている。

教務委員会、教務部委員会の連絡と調整を受けて、全学的な教務事項の調整は、学部長会および大学執行部会議で行なわれる。平成１５年に設置された学部長会と大学執行部会議の関係については、第１３章「管理・運営」で詳述する。

点検・評価、長所と問題点

本学における教務事項に関する連絡・調整は、教務部委員会および教務委員会によって円滑に機能

している。

将来の改善・改革に向けた方策

第４章５－（７）で簡単に触れたが、現在本学では、平成２１年度を目指して教養総合カリキュラムの改革に取り組んでいる。検討の主体は、教務部委員会と教養総合カリキュラム委員会である。改革によって、より充実した教養総合が実現するものと期待される。教学事項は、教養総合に代表されるように、全学に共通する部分が多い。今回の点検・評価では、連絡調整のシステムに特段の問題点は見受けられなかったが、今後ともこの体制を維持し、よりよいシステムについても模索していきたい。

３．実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制

現状の説明

現在は、考古学研究室（専門教育課程）に１名、博物館学研究室（教職・資格課程）に１名、およびスポーツ・身体文化研究室（教養総合課程）に２名、計４名の「助手」が配置されている。助手の任期は３年であり、必要に応じて２年を限度として延長が認められている。

外国語教育関連では、外国語文化学科にチューター的存在としてアルバイト２名を配置しており、資料室員を含めた外国語教育の人的補助体制を構築している。さらに海外協定校への語学研修の準備としての「語学研修に関する授業」に、国際交流課の職員が関わっている。平成１９年度からは、中国文学科において２年次後期にセメスター留学制度が導入された。これに際しては、中国文学科の専任教員１名と、国際交流課の専任職員２名が同行し、留学中の学生の支援を行なっている。

情報処理関連教育では、学術メディアセンター事務部情報システム課の専任職員およびアルバイト職員が、コンピュータリテラシー教育へ参画し、講習会なども企画している。また、情報教育カリキュラム授業への支援や、自習室における予習、復習の指導・相談にも積極的に応じている。

大学院教育については、平成１１年に「國學院大學大学院ティーチングアシスタント規程」を制定し、教育効果の充実向上を図っている。ティーチングアシスタント（以下、「ＴＡ」という）は、本学大学院の在学生によって構成され、当該年度につき 20 名程度を採用している。なお、平成１９年度は文学研究科で 21 名、法学研究科で１名、経済学研究科で１名がその任にあたっている。

法科大学院では、専任２名、臨時職員２名の計４名のローライブラリアンを配置し、大学院生の学習を支援している。

研究への支援については、平成１９年度の研究開発推進機構の設置にあわせ、事務局に研究開発推進機構事務課を設置した。同事務課では、研究開発推進機構の運営・調整を行なうとともに、公的研究資金等外部資金の申請・獲得や、補助金、私学助成の適正な執行にあたっている。また、教員個人研究費の取扱いも一括して行なっている。

点検・評価、長所と問題点

実習をともなう教育を実施するための人的補助体制については、補助内容については充実しており評価できるが、人数という面では必ずしも十分とは言えない。特に、外国語教育、情報処理関連教育については、職員組織の援助によって補助体制を構築しているに留まっている。

研究支援については、研究支援職員と教員との連携・協力関係は良好である。ただし、実習をともなう教育を実施するための人的補助体制と同様に人手不足の感は否めない。研究開発推進機構の設置により研究活動の活性化が実現されつつあるが、より充実した支援体制を構築するためには、増員を

検討しなければならないだろう。

将来の改善・改革に向けた方策

補助内容、支援内容については、充実したものである。一方、課題である人員の確保については、大学全体の人件費抑制の方針もあるため、専任者の新規採用によって解決するという単純な問題でもない。カリキュラムの精査による負担軽減や、非専任者による補助・支援対策などを視野に入れた検討が必要である。嘱託職員や派遣職員の雇用は既に多くの場面で活用されている。ただし、現状では、非専任者が従事できる範囲が限定されているため、今後は、現在行なわれているカリキュラムの見直しと並行してその拡大について検討を行なっていく。

本学では、大学における教育力の向上を企図し、教育の開発推進を担う組織として「教育開発推進機構（仮称）」の検討に平成１９年度から着手した。教育開発推進機構は、「教務部」「教育開発センター」「学修支援センター」によって構成され、それぞれが連携しながら、修学相談やＦＤ活動の充実・発展、教育能力開発支援と学修支援を促進させる役割を果たすという構想である。平成１９年度に行なわれた学部長会では、平成２１年４月の設置をめざすことが既に承認されている。今後は、その具体化にむけて更に検討を進めることとする。

４．教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用状況

現状の説明

教員の募集・任免・昇格等については、各学部や法科大学院に設置された「教員資格審査委員会」において、それぞれが定める「資格審査基準」に基づき審査し、候補者が資格を充たしているかについて審議・決定する。これを受けて学部長または法科大学院長は、候補者を教授・准教授・助教のいずれの身分で採用するか、あるいは昇格させるかについて、各学部教授会や法科大学院教授会の審議に付することとなる。教授会の審議を経た後は、学部長会での審議を経て、理事会の承認のもと、理事長が任用または昇格を行なうこととなっている。なお、各学部、法科大学院の募集・任免・昇格の詳細は後述する。

点検・評価、長所と問題点

各学部における教員の募集・任免・昇格は、学則第１７条関連規程である「教員資格審査委員会に関する規程」に基づき、学部ごとに「教員資格審査委員会規程」、「資格審査委員会細則」、「資格審査基準（または実施細則）」等を設け、それらの規定するところに従い、厳正に行なわれていると評価できる。

法科大学院の教員の募集・任免・昇格についても、法科大学院学則第１０条の関連規程である「法科大学院教員資格審査委員会に関する規程」および「法科大学院教員資格審査実施細則」により、適切に行なわれていると評価できる。

将来の改善・改革に向けた方策

現状においても適切な募集・任免・昇格が行なわれているため、今後もこの体制を維持していく。

５．教育研究活動についての評価方法とその有効性

現状の説明

教員評価の制度については、平成１７年度より執行部会議（これについては、第１３章「管理・運営」を参照されたい。）が中心となり、検討を行なってきた。これを基に、平成１８年５月の全学教授会において、教員評価制度実施検討委員会（以下、「検討委員会」という。）の設置が承認された。

検討委員会においては、まず、教員評価の目的を検討し、次の３つの目的を確認した。第１は、教員が自ら主体的に自己点検・評価することにより、自分自身の教育、研究、社会的活動などの向上を図ることであり、第２は、個々の教員の評価結果を全体として統計的に分析することにより、大学全体としての教員活動の現状を把握することである。第３は、それらの分析結果を踏まえて、改善策を立てることにより、大学全体としての教育・研究・社会的活動などの力を高めることである。

目的を確認した後、日本私立大学連盟教員評価委員会『教員評価システム』の活動評価に関するスタンダード･モデルを参考にしながら、教員評価シートの質問事項について検討をおこなった。また、「教員の職務遂行の成果を客観的かつ精確に検証・評価するうえで不可欠となるのが、偏りのない多面的なアプローチである」との認識に立ち、本学の事情を考慮して、教員評価の質問事項について検討を行なった。検討委員会は、平成１９年の２月末に、教員評価シート（案）を添えて、教員評価導入の答申を学長に行なった。

平成１９年度に教員のトライアル評価が行なわれたが、それまでに教員評価を実施する機関を設置することができなかったため、検討委員会がその任にあたり、１９年９月に実施された。回答の方法は、質問票あるいはＷｅｂのいずれかとし、対象の専任教員 202 名に対して、154 名の回答（回答率は、76.2%）を得た。その後、回答データは検討委員会において、学部ごとに集計作業が行なわれ、この結果は、ニューズレターもしくは報告書の形式で全教員に配布される予定となっている。

点検・評価、長所と問題点

平成１８年度の検討委員会においては、教員の業績について、自己点検・評価が十分に行なわれていないという現状を鑑み、まずはより厳正な自己評価を実現することからスタートすることとした。平成１９年度の教員評価トライアルを通して、教員各自があらためて自己の実績を振り返ることによって、より厳正な自己点検・評価の一助となったことは評価できよう。

将来の改善・改革に向けた方策

現段階においては、トライアルの結果を集計するに留まっているが、結果を分析し、報告書等の形で配布することにより、教員個々人が、自分の活動実績を相対的に考察することが可能となろう。報告書は、大学全体としての教育・研究・社会的活動などの力を高めるための基礎資料として、活用していきたい。

また、教員評価を実施する機関については、平成１９年度の活動を基に検討を行ない、学長に答申することとなっているが、臨時に設置される諮問委員会ではなく、常設の機関で行なうことが望ましいと考えている。

教員評価に関しては、現在は自己の教育・研究業績について点検・評価した結果を問う形式となっているが、これらのデータを集積・分析し、評価項目について修正を重ねながら、教育・研究・大学行政・社会的活動の実績を同僚により評価するシステムをどのように構築するか、引き続き検討していくこととなる。

６．学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況

現状の説明

本学では、前述したように、学部の専任教員が大学院の指導教員を兼担している。よって、学部と大学院との連携は、きわめて密接なものがある。また、研究機関として日本文化研究所を設置し、ここにも学部の専任教員が兼担として携わってきたが、平成１９年度からは、若手研究者の育成と研究の活性化を期して日本文化研究所を発展的に拡大し、研究開発推進機構を設置した。研究開発推進機

構には、専任として若手研究者を多く配置すると共に、各研究プロジェクトに学部の専任教員が兼担教員として中心的に関わっている。

大学院、研究開発推進機構ともに、学外の研究者を積極的に受け入れている。特に、研究開発推進機構では、国内外の研究者を研究補助員や客員教授、共同研究員として受け入れるとともに、国内外の大学、研究機関との研究交流も積極的に展開している。研究開発推進機構における研究者交流については、第７章で詳述する。なお、人的国際交流の状況については、【表 12】に示したとおりである。

点検・評価、長所と問題点

学部の専任教員が大学院を兼担するという仕組み上、学部と大学院の連携は、概ね良好に機能していると考えている。学外の大学院、研究機関との連携については、規程等が整備されており、人的交流の枠組みが構築されているものと評価できる。ただし、運営面については、人的交流が一部の学部・研究科に偏っている傾向にあることや、受け入れと派遣のバランスが悪いことなどが今後検討していくべき課題であると言えよう。

将来の改善・改革に向けた方策

本学における国内外の大学院、研究機関との人的交流は、平成１９年度に研究開発推進機構を設置したことにより、拡大に向けて大きな一歩を踏み出した。研究開発推進機構は、文学部または神道文化学部だけを母体とするものではなく、全学が関わる組織である。その点からすれば、問題点として指摘した人的交流の学部間の偏りも是正されるものと期待される。さらに、平成２０年度には、学術メディアセンターが完成し、研究機能が物理的にも集約される。このことにより、学内外の各研究機関との連携および人的交流も、より一層活発化することになる。

２ 学部・研究科

１．文学部・文学研究科

目標

１．学部・学科の将来を見据えた教員の採用
２．カリキュラムに有機的連携を持たせるための教員チーム確立の努力
３．一人ひとりの学生に責任を持てる体制の確立

（１）理念・目的、教育課程の種類・性格、学生数との関係における教員組織

現状の説明

文学部の教員組織は、各学科所属の教員と教養総合、教職・資格課程担当の教員により成り立っている。教養総合と教職・資格課程担当の教員は、文学部教授会の所属であるが、全学共通の教育に携わっている。各学科所属の教員組織は、平成１９年度において以下のとおりである。人数については、大学基礎データ【表 19-2】（以下、大学基礎データの表を引用する際は、【表○】とする）のとおりであるが、ここに再掲する。

日本文学科には 22 名（教授 16、特別専任教授 3、准教授 3）が配置され、これを専門分野ごとに見ると、日本文学専攻 11 名、日本語学専攻 5 名、伝承文学専攻 4 名、書道専攻 2 名に配分されている。このうち教授 10 名、特別専任教授 3 名が大学院を兼担している。

中国文学科には 6 名（教授 4、准教授 1、専任講師 1）が配置され、専門分野は、古典文学が 4 名、近現代文学が 2 名である。うち教授 4 名が大学院を兼担している。

外国語文化学科には 8 名（教授 6、准教授 2）が配置され、専門分野は、英米（英語）3 名、ヨーロッパ（ドイツ語、フランス語）3 名、東アジア（中国語）1 名である。うち 2 名が大学院を兼担している。後述する教養総合の外国語研究室とは、平成８年度の学科設立当初から連携が図られている。

史学科には 16 名（教授 11、准教授 3、専任講師 2）が配置され、専門分野は、日本史学 7 名、外国史学 4 名（東洋史 2、西洋史 2）、考古学 3 名、歴史地理学 2 名に配分されている。このうち教授 11 名が大学院を兼担している。なお、考古学に助手が 1 名配置されている。

哲学科には 6 名（教授 5、准教授 1）が配置され、専門分野は、哲学 4 名、美学 2 名である。うち 2 名が大学院を兼担している。

全学共通の教養総合には外国語 19 名（英語 10、ドイツ語 2、フランス語 3、中国語 4）、スポーツ・身体文化 9 名、自然科学 5 名が配置されている。教職課程には 8 名、博物館学課程には 1 名、図書館司書課程・学校図書館司書教諭課程には 2 名が配置されている。このうち、英語 1 名、博物館学課程 1 名が大学院を兼担している。なお、助手が、スポーツ・身体文化と博物館学に各 1 名配置されている。

教養総合の教員を各学部に振り分けた場合、専任教員一人当たりの文学部の在籍学生数は 47.9 名である。

文学部の教育理念・目的は、日本文化の探究と発信ができる人材の育成にある。目的の実現に向け、教育課程を編成し、それを教育実践により具体化する意思決定の主体は文学部教授会にあり、教務委員会がその原案の考案・検討を行なっている。教授会の決定を受けて、各学科は、教務委員を中心に

カリキュラムの策定を図ることになる。

カリキュラムの中で、特にコアと位置づけられる科目（導入基礎科目、演習科目）は原則として、受講者数を 40 名以内に絞り込み、専任教員が担当することによって、責任体制を明確化している。各学科・コースでは、カリキュラムに有機的関連をもたせるために、専任・兼任教員の合同会議を年度始めに開催するなど、兼任教員にも学科の方針・カリキュラムの意図を周知させる努力をして、教員チームの確立を図っている。

文学研究科は、「日本文化の神髄を理解し、かつ幅広い知識をもち、新しい価値観を創造し人類文化の発展に寄与することができる、優れた研究者及び専門的な業務に従事する者を要請する」という教育理念・目的を掲げている。目的の実現のために、教育課程を編成し、それを教育実践により具体化する主体は文学研究科委員会にある。文学研究科は、文学部と神道文化学部の両学部が一体となって構成されている。平成１９年度の文学研究科委員会の構成員である教授は、神道学専攻 10 名、文学専攻 15 名、史学専攻 12 名であり、兼担教授は神道学専攻に１名、文学専攻に 5 名、史学専攻に 2 名である。なお兼任講師は神道学専攻に 5 名、文学専攻に 26 名、史学専攻に 25 名である。基幹科目である演習科目は、従来から専任が担当しており、平成１９年度からは、若手研究者育成への責任ある指導体制の確立のために、研究指導の時間をカリキュラムに取り込み単位化するとともに、平成１８年度に「大学院兼任教授の任用に関する規程」を定め、指導体制の強化に努めている。

また、文学研究科文学専攻・史学専攻では、課程博士を取得した若手研究者に日本文学科・史学科の科目を兼任講師として担当させることが慣例化しつつある。

点検・評価、長所と問題点

文学部の各学科とも、それぞれのカリキュラムをふまえた教員組織の構築には、一定の評価を与えることができる。科目ごとの教員チームの連携も図られつつあるが、その連携にはさらに工夫の余地があろう。研究科委員会の構成員の人数は学生数との関係においては十分であるが、学部との兼担であることにより、負担が大きくなっている。研究・教育両面での教員の負担を是正する対策が必要となる。また、年齢構成上から教員組織を見た場合、学部、教養総合、教職・資格課程としての数値は【表 21】のとおりであるが、各学科に若干の偏りが見られる。

次に、学科別の評価と問題点を述べる。日本文学科については、平成１９年度時点においては、専攻ごとの人員バランスはよいと評価できる。今後は定年を迎える教員が数人いるため、それを踏まえた新規教員の採用が必要である。中国文学科については、設置基準を満たしているものの、更なる充実が望まれる。外国語文化学科においては、外国語研究室との連携をさらに推進する必要がある。史学科は従来からバランスを考えた人事を行なっており、他学科に比べて問題は少ない。しかし、１９年度末に、考古学を担当する教員の定年退職がある。考古学専攻の希望者は学部・大学院共に多いため、それを踏まえた教員構成を考える必要がある。特に考古学コースにおいては大学院も含めた人事構成を考える必要がある。哲学科においても、学生の希望コースと教員の専門分野の間に若干のズレが見られる。

教養総合のスポーツ・身体文化、自然科学の両研究室については、特段の問題はない。外国語研究室については、年齢構成・人員配当もほぼ適切であるが、教養総合の外国語科目が英語に特化されたため、英語の教員がさらに必要となっている。

各学科・コース共に、コア科目において、専任・兼任教員の合同会議を開催していることは、学科の方針やカリキュラムの意図するところを共有する方策として評価できる。今後は、カリキュラムのセメスター化に伴い、合同会議の回数を増やすなど、さらなる連携の強化が必要である。

将来の改善・改革に向けた方策

文学部各学科別に改善・改革に向けた方策をまとめてみる。日本文学科では平成２２年度末までに5名が定年を迎えるので、年齢や専門分野の構成を考え、人事計画を推進していく。

中国文学科では、平成１９年度から、２年生のセメスター留学（中国　南開大学）がはじまり、教員チームの確立が特に必要となる。そのための学科カリキュラムの再編成（学科基礎科目・学科応用科目・プログラム専修科目・学修基礎科目）も平成１９年度に完成しており、平成２１年度の卒業生にその成果が現れることとなる。また、教員組織については、平成２０年度に教員１名の着任が決定している。

史学科では、平成２０年度に１名の特任教授を採用することが決定している。また、哲学科では、２０年度に専任教授が１名特任教授へ移行する。特任という任期制の教員であるため、長期的な展望が必要となる。

外国語研究室においては、外国語のカリキュラム改編（各学部・学科による選択制）が完結する平成２２年度を目途に、英語と他の外国語の教員数について再点検を行なう。

文学研究科は、その理念・目的の達成のための教員組織の適切性については、確保されているといってよいが、研究科内に設置された将来問題検討委員会において、教員の負担の問題などを検討していく。

（２）実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実習するための人的補助体制の整備状況と人員配置

現状の説明

文学部の実験・実習を伴う科目は、スポーツ・身体文化科目、自然科学のコンピュータ技術演習、博物館実習、日本文学科の書道実習、中国文学科の漢字情報処理、史学科の史学情報処理・史学調査法・文化財調査法・歴史地理調査法・考古学調査法などである。それらの実験・実習を伴う教育には、教員以外の人的補助体制の確立が不可欠である。そのためにスポーツ身体文化に助手２名、博物館学に助手１名、考古学研究室に助手１名が置かれている。これらの助手は研究・教育両面において教員を補佐し、研究支援職員の役割をも果たしている。また、コンピュータ技術演習の補助については、情報システム課の職員が担当することがある。

文学部の教育研究全般を支援する制度としては、資料室制度があり、研究支援職員としての役割を果たしている。その役割の内容は、図書・学術文献やビデオ・ＣＤ、情報処理機材などの管理、学生の演習資料のコピーや図書閲覧などの支援、研究室に事務局を持つ学会の事務などである。いずれも教員や学生に対する支援という性格が強く、教育に関して教員と連携した重要な役割を担っている。資料室員は12名が配置されており、資料室員と教員とを繋ぐ組織として、教員による資料室委員会・資料室運営委員会が置かれている。若木タワー竣功前は、資料室が各所に分散していたため、日本文学科４名、中国文学科１名、外国語文化学科２名、史学科２名、哲学科１名、自然科学研究室１名、教職課程研究室１名の資料室員がそれぞれに配置されていたが、平成１８年度の個人研究室のタワー集中化に伴い、「文学部資料室」として一元化された。

文学研究科では、演習科目はすべて専任教員が担当しており、21名のＴＡを配し、教員の補助として学生の指導に当たらせている。ＴＡに資料作成の指導や司会を担当させることにより、高度な技術をもつ研究支援職員の養成にも繋がると思われる。

点検・評価、長所と問題点

実験・実習を伴う教育には、概ね助手を配しており効果を上げている。また、情報処理関連教育には情報システム課職員がサポートするシステムができており、資料室員も補助の役割を果たしている。しかし、より教育の効果を上げるためには、さらなる人員の配置が望まれる。外国語教育については、支援する組織と機器の不備が問題点であるとして再点検中である。カリキュラムの有機的連携は果たされているが、資料室員やＴＡ等の人的補助体制がほとんどできていない。大学院の留学生を利用したＴＡや、資料室員の教育支援業務の充実が必要である。当面の教育研究支援職員は資料室員であるので、連携・協力関係をさらに密にしなければなるまい。文学部長のもとでその職務内容の再点検もなされているので、その成果を待ちたい。

研究支援職員としては、研究開発推進機構事務課の中に、研究協力担当が配されており、大学院を中心とした研究者との連携・協力関係は確立されている。文学部独自の支援業務は、資料室員が担うことになる。しかしその専門業務の技術的習得は、十分とはいえない。研究部門においては、大学院と研究開発推進機構との連携を密にして、ＲＡやＰＤの活用も計られねばなるまい。

将来の改善・改革に向けた方策

実験・実習科目、演習、講読科目などで、ＴＡの配置による教育効果の向上を目指すよう、検討していく。すでに情報処理関連科目は、各学科に独自な科目が置かれるようになっている。それぞれに独自の技術が要求されるわけであり、ＴＡとしての大学院生の活用が必要となる。外国語教育についても、大学院生のＴＡを活用するという方策を検討課題とする。

大学院は、研究開発研究機構との連携・協力関係のもとで、ＲＡやＰＤの適切な活用により、研究支援の充実を計る。平成２１年度を目途に、ＲＡとＰＤをあわせて 10 名以上の採用を目指す。

（３）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続内容の運用状況

現状の説明

教員人事に関わる各学科の採用枠、昇格の原案・提案は文学部人事委員会が行ない、その該当者の論文内容等の審査は、文学部教員資格審査委員会（学則第１７条項第４項）が行なう。いずれも学部長が招集権者であり、文学部教授会が決議機関である。

教員の募集に関しては、学問領域・教育研究業績・学科内の年齢構成などを勘案して行なうが、現状では年齢構成上の偏りが出ている。採用方法は、本学の学問の伝統・教育態勢の維持などを考え、学内の内部推薦を検討する学科（日本文学科・史学科）と、広く人材を募るために公募を行なう学科（中国文学科・外国語文化学科・哲学科）とがある。また中国文学科においては、採用の基準に模擬授業による評価を取り入れている。文部科学省の教員設置基準を上回る常務理事会の設定枠に基づき、学科内において長期的展望をもった人事計画を作成し、優秀な人材の確保に努めている。その手順は、常務理事会で人事枠の承認を得た後に、文学部人事委員会の議を経て各学科が教員の募集を行なう。各学科では人事委員や教員募集のために設置された委員会などが実務を担当し、学科内において原案を作成する。ついで文学部人事委員会の議を経て、文学部資格審査委員会において、「文学部教員資格審査基準」（学則第１７条第４項）に基づき、教員歴・研究業績について審査を行ない、文学部教授会で承認を得る。審査の客観性を確保するために、教員資格審査委員は、教授会の投票により６名を選出している。昇格人事に関しても、学則に基づき規定の年限がクリアされているかを確認した後、新任教員と同様の手続きを経て決定されることになる。

文学部における助教以上の「教員資格審査基準」は以下のとおりである。資格審査を受けることの

できる基準は、助教の場合、（イ）大学院博士課程単位取得またはこれに準ずる経歴を有すること、（ロ）最近２年以内に１点以上の研究業績を有すること、准教授の場合、（イ）大学で准教授または３年以上の助教としての経歴があり大学卒業８年以上を経過していること、またはこれに準ずる経歴を有すること、（ロ）3 点以上の研究業績を有すること、ただし、そのうち 2 点は最近２年以内に発表されたものであることを要する、なお、博士の学位を有する場合には、研究業績の点数について考慮することができる、教授の場合、（イ）大学で教授または８年以上の准教授としての経歴があり大学卒業後１５年以上を経過していること、またはこれに準ずる経歴を有すること、（ロ）8 点以上の研究業績を有すること、ただしそのうち２点は最近２年以内に発表されたものであることを要する、なお、博士の学位を有する場合には、研究業績の点数について考慮することができる、となっている。

文学研究科では、教授を授業担当・研究指導教員として委嘱し、必要に応じて准教授または兼任教授・講師に委嘱している。任用については、「文学研究科の授業担当ならびに研究指導の教員の任用に関する内規」および「申し合わせ事項」に基づき、各専攻から推薦された候補者について、資格審査委員会が研究業績を厳格に審査し、的確であると認められた候補者について研究科委員会で審議し、大学院委員会で決定している。

点検・評価、長所と問題点

文学部教員の採用・昇格の手続き、選考基準の運用は、教員資格審査委員会の厳密な審査の上で客観的になされていると評価できる。公募制は採用の透明性において優れているが、それぞれの学科の学問の性格や伝統の上に立った採用も一方で必要であろう。一番の問題は、現状において年齢構成上の偏りがみられることであり、各学科共通の問題として、年齢構成に偏りのない教員採用の工夫が望まれる。

文学研究科では、各専攻から十分検討された候補者が推薦され、資格審査も厳格に行なわれている。ただし文学専攻の中に新設された高度国語教育コースについては、そのカリキュラムの充実のためにさらなる教員の補充が望ましい。

将来の改善・改革に向けた方策

平成１９年度に、従来の教授・助教授・専任講師の制度から教授・准教授・助教という制度への移行に伴い、「文学部教員資格審査基準」に若干の改正が行なわれた。その改正点の主なものは、担当科目との整合性をさらに考慮し、「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力」を明記したことである。その適用は平成２０年度の人事からとなるが、研究業績のみではなく、教育業績も積極的に認めようとする改正である。教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮が、より適切になされるための方策としなければなるまい。また、その能力を見るために、先述したように、採用において模擬授業を取り入れた学科（中国文学科）もある。模擬授業は教員の教育能力をみるのに有効な手段であり、他学科においても取り入れる方向で検討が進んでいる。

また若手教員の採用を活性化させるために、任期付きの助教・特任助教の制度を導入した。任期制の導入は教員の適切な流動化を促進させるためにも必要な措置であり、その任期に合わせる形で教員構成の見直しの方策を考えることになる。

文学研究科においては、本章２－１.－（１）で述べたように、平成１９年度から学生への指導時間が単位化され、教員の教育への負担も大きくなっている。専任教員の負担を少しでも軽減し、学生への指導体制をさらに強化するために、平成２０年度から客員教授制を導入することが決定している。客員教授とは、兼任講師の中から、博士号の主査を担当するために各専攻から指名された教員のことである。その制度が学生の研究能力を高めるために有効に機能するように今後努めねばならない。

（４）教育研究活動についての評価方法とその有効性

現状の説明

文学部では教員資格審査基準に基づき、採用時と昇格時に評価を加えている。採用時には、助教は最近２年以内に１点、准教授は３点以上でうち２点は最近２年以内、教授は８点以上でうち２点は最近２年以内、という論文審査を課している。それ以外に研究教育活動を公式に評価することは行なっていないが、自己点検・評価報告書別冊『教育・研究活動報告書』、『文学部ガイドブック』、ホームページでの研究業績一覧などにより、その活動は公開されており、評価の一面ともなっている。芸術活動や実践活動を伴うものなど､分野によっては一律に評価しにくい形態もあるが､昇格の際には、科目との整合性などを評価の基準に加えている。文学部には人文科学から自然科学まで多様な分野の教員が所属しており、各々の教育研究活動を同一基準で評価するような客観的な審査基準の設定は困難な面がある。

ＦＤ委員会の授業アンケートの実施率は、専任教員が平成１８年度前期は 80.1%、後期は 81.3%、１９年度前期は 90.5%であり、兼任が平成１８年度前期は 76.3%、後期は 74.8%、１９年度前期は 76.3%であった。その結果を、日常的な教育活動の自己評価として活用するための検討を進めねばなるまい。また、平成１８年度には教員評価実施検討委員会が設置され、１９年度には、教員による自己点検・評価を基にするアンケートが試験的に実施された。そのアンケートの結果を待っている段階である。

文学研究科には独自のＦＤ委員会が平成１９年度に立ち上げられた。今後のＦＤ活動について、検討中である。

点検・評価、長所と問題点

教育活動については、ＦＤ委員会の授業アンケートを用いた改善が可能であるが、その客観的評価方法は今のところ確立されていない。研究活動については、第５章２－１.－（１）で述べたように、公表された業績をみるかぎり、大多数の教員は活発な教育研究活動を展開していると認められるが、その評価については、教員評価実施検討委員会がどのような機能をもつかを見守りたい。さしあたっては、教員によるアンケートの分析が急がれる。また文学部内の独自の評価のありかたや、教員同士の相互評価のあり方も、個々に模索されねばなるまい。

文学研究科においては、ＦＤ委員会を通して、早急に学生アンケートを実施し、学生の意見を聴取しなければならない。

将来の改善・改革に向けた方策

現在の教育研究活動の業績公開は一応有効ではあるが、文学部専任教員の研究活動についての客観的な評価方法は、今後さまざまな形で模索していかねばならない。その一つとして、教員評価実施検討委員会が行なった、教員によるアンケートの結果を踏まえて、できるだけはやく教育研究活動の評価方法を確立する必要がある。また、ＦＤ委員会とともに、学生の授業評価を踏まえた教育評価の具体策も考える必要があるため、授業アンケートの実施率をさらに高めるよう努力する。教育研究活動の改善は、大学の根幹をなす重要な問題であり、各学科・研究室・課程ごとの何らかの数値を挙げた業績評価の方法も、文学部執行部との意思疎通と連絡調整の上で早急に考える必要があると認識している。

文学研究科においては、学生の授業評価をふまえた研究教育活動の評価が、ＦＤ委員会を通して実施されることになる。また、研究開発推進機構とも連携して教員相互や学生をも取り込んだ共同研究を推進し、その成果が研究評価に繋がる形を目指していく。

２．法学部・法学研究科

目標

１．法科大学院設置に伴って移籍した教員の補充
２．各分野におけるスタッフ・ミーティングの設置
３．教務委員と各分野担当者の密接な連絡
４．法学資料室の充実
５．教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続きの公正さの維持
６．教員の教育研究活動についての評価方法の模索

（１）理念・目的、教育課程の種類・性格、学生数との関係における教員組織

現状の説明

法学部は、基礎法・歴史重視の伝統を受け継ぎながらも、「自律的個人」として確立し「国家・社会に寄与・貢献」できる人材を、法律学・政治学という学問分野を通して積極的に養成していくことを教育理念としている。その理念を具体化するべく配置された教員数は、大学基礎データ【表 19】（以下、大学基礎データの表を引用する際は、【表○】とする）のように、大学設置基準による必要教員数を満たしている。平成１９年度の法学部専任教員は、以下のとおりである。法哲学１名、外国法１名、憲法２名、行政法１名、刑事法３名、民法５名、民事手続法２名、商法２名、労働法１名、国際法１名、政治学１名、日本政治１名、行政学１名、日本政治思想史１名、西洋政治思想史１名、日本政治史１名、西洋政治史１名、国際政治１名、国際関係史１名、社会学１名の合計 29 名である。専任教授 17 名、准教授７名が、大学院を兼担し、法科大学院との関係では、専任教員３名が併任、５名が兼担している。基幹科目は基本的に専任教員が担当し、また各専任教員は、公法・私法・政治の各分野にわかれ、学部の教育理念をよりよく実現するべく定期的にスタッフ・ミーティングを開いてカリキュラムや授業方法について議論している。

点検・評価、長所と問題点

法学と政治学の両分野に適正な人員を配置していると評価できよう。一時期、法科大学院の設置に伴い数名の専任教員が移籍し、実定法分野の専任教員が減少していたが、平成１７年度に憲法１名、行政法１名、刑法１名、民法１名、民事手続法１名の５名を、平成１８年度に民法１名を専任教員として採用し、再び充実した陣容となった。専任教員の年齢構成も、【表 21】のようにバランスがとれているとともに、若手教員が多く活気がある。また、女性専任教員が８名在籍し、３分の１弱を占めている点も特色である。ただし、専任教員のうち、法科大学院を併任している教員が３名、兼担している教員が５名存在している。学部と法科大学院を併任することは、授業と学内行政両面において教員の負担が重く、かつ負担を軽減するため学部の授業をフルには担当してもらえないという実情がある。しかも法学部は、大学設置基準を満たしているものの、本学の他学部に比較すれば、教員一人当たりの学生数が 58.1 人と多く、これまで以上にきめ細かい教育を実施するには、専門教育の充実や少人数教育の拡充などの充実が望まれる。こうした点を踏まえて、平成２０年度三専攻制に移行することを考えれば、実定法分野における専任教員の補充が必要である。

法学研究科については、平成１７年度および１８年度に学部で実定法分野の専任教員が採用されたことで、２０年度より大学院の実定法分野でも講座を開講できる体制が整った。

将来の改善・改革に向けた方策

教員一人当たりの学生数が比較的多い点は、兼任講師の活用や長期的な人事計画などで対応する必要がある。また法科大学院との併任の問題は、早期に解消することが望ましい。法学部としては、選考手続きを進めていた行政法１名、刑事訴訟法１名の採用が決定し、平成２０年度からは新たに２名のスタッフが加わることとなる。さらに、２０年度には研究開発推進機構から日本法制史の専任教員1 名が移籍することに決まっており、実定法・基礎法両分野で、一段と充実した陣容になる。なお、平成２０年度からは、三専攻制（学内専攻制）に改組するが、専攻ごとに専任教員を分割して配置するのではなく、一人の専任教員が複数の専攻の科目を担当するなど相互乗り入れをしながら法学部教員全体で柔軟に対応していく。

法学研究科については、文部科学省の主導する今後の大学院教育の強化に対応するため、学部教育とシームレスでかつ効率的な連携を模索していきたい。

（２）実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実習するための人的補助体制の整備状況と人員配置

現状の説明

法学部における専任教員を支える人的補助体制として不可欠なのは、法学資料室の存在である。現在専任１名、嘱託１名、派遣１名の３名体制で運営されている。法学資料室員３名は、法学部の専門文献の整理、関係資料の収集整理を行なって専任教員の研究補助を行なっているが、同時に学生の主体的学修の支援を行なうという役割も果たしている。学生が、演習などで主体的に学修しようとすると、専門文献の種類や性格、インターネットによる文献検索の方法、および活字資料の収集方法など、専門的な知識と情報が不可欠である。資料室員は、新学期に専門文献についてのガイダンスを複数回行なうなど、これらについて適宜適切な指導や助言を与え、学生の主体的学修をバックアップしている。また、資料室は、学生の学修支援のみならず、専任教員間の連絡の橋渡しなど秘書的な役割も果たしている。なお、午後 5 時から午後 8 時までの夜間時間帯は、院生のチューター1 名が学生の学修支援をしている。

法学研究科においては、毎年１名のＴＡが採用され、修士課程の学生の学修支援を行なっている。

点検・評価、長所と問題点

教員と学生との間の連絡を含めて、教育目標を十全に実現する上で、資料室が果たしている役割は大きい。法学研究科の研究教育領域は、基本的に文献・資料に基づくものであり、その点では、法学資料室および図書館の利用のしやすさが、研究を促進できるか否かの重要な要因となるからである。しかし、現在の専任１名、嘱託１名、派遣１名、合計３名という体制で、すべての研究および授業補助を行なうことは不可能で、教材作成などについての人的体制の不十分さは否定できない。また、研究資料の収集や整理および配置、あるいは教員間、教員と学生間などの連絡を円滑に行なうには、業務の継続性が重要である。現在の専任１名という体制は、その点から考えると心許ない。

将来の改善・改革に向けた方策

資料室の体制としては、継続性の観点からも、早期に少なくとも専任２名体制を実現したい。平成２０年度には、専任２名体制は実現できないが、専任１名、嘱託１名、派遣１名の現体制を、専任１名、嘱託２名体制に改善することができた。また、法学部で実験や実習などを行なうことは少ないが、大人数の講義科目が多いという現状への対応として、学生の理解度を高めるため、大人数授業を分割すると同時に、学部ＴＡの導入など人的な支援を検討していきたい。さらに近年は専門文献のオンラ

イン化が急速に進んでいる。膨大なオンライン文献を効率的に研究や教育に活用するには、資料室員の研修機会を確保するとともに、情報処理専門の担当者が不可欠である。その配置の実現を目指したい。

（３）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続内容の運用状況

現状の説明

専任教員の募集は、従来、公募制を主とし、公募制が困難な場合に推薦選考という方式によって運用してきた。具体的な手順は以下のとおりである。まず、教授会で、公法・私法・政治の各分野から投票によって１名ずつの人事協議委員を選出する。学部長・副学部長・教務部委員の３名からなる執行部に、選出された人事協議委員３名を加えた計６名で人事協議会を開き、募集方式と募集科目について協議する。そこで公募制方式で採用することが決まると、教授会を開いて人事協議会案を提案し、募集方式および募集科目や締め切りなどについて審議・決定した後、論文審査を行なう主査・副査を学部長が指名して了承を得る。次に教授会において公法・私法・政治の各分野から１名ずつ投票により３名の選考委員を選出し、選考委員会を構成する。選考手続きは、まず主査と副査が、研究能力および業績を審査するため、全応募者の業績を精読して、上位者を３名程度に絞り込む。選考委員会は、主査・副査の業績審査を踏まえた上で、さらに教員としての教育能力や人柄および年齢構成など他の要素を勘案して、最終候補者を選考し、学部長に答申する。学部長・副学部長・教務部委員は、選考委員会の答申に基づき最終候補者と面接し、教員としての教育研究能力を確認し、教授会提出原案を決定する。教授会メンバーに対して論文閲覧を行なった後、教授会において面接の結果を報告して審議し、投票により採用者の可否を決定する。

教員の昇格にあたっては、まず学部長が教授から構成される教員資格審査委員会を招集し、予め決められた基準に従って、昇格対象者の資格要件を確認する。次に主要業績を審査する主査・副査を学部長が指名し、委員会の了承を得て、主査・副査の審査結果を踏まえて委員会で審議し挙手により決定する。昇格基準は、「法学部教員資格審査実施細目」に規定され、教授は「（イ）大学において７年以上の准教授またはこれに準ずる経歴があり、かつ大学卒業後１３年以上経過していること。（ロ）准教授在任中に５点以上の研究業績を有すること。ただし、そのうち１点は、最近２年以内に発表したものであることを要する」、准教授は「（イ）大学において３年以上の助教またはこれに準ずる経歴があり、かつ大学卒業後６年以上経過していること。（ロ）助教在任中に２点以上の研究業績を有すること。ただし、そのうち１点は、最近２年以内に発表したものであることを要する」とされている。

法学研究科については、大学院学則に基づき、研究科委員会を構成する教員は、授業を担当する教授（法学部専任）をもって充てることとなっており、研究科独自の募集は行なっていない。実際の授業の担当については、教授の他、准教授昇格とともに、本人の同意の下、開講講座の担当を委嘱している。非常勤講師は、研究科委員会の議を経て決定している。

点検・評価、長所と問題点

教員の採用手続きは、公正に運用されており、とくに問題はない。学部構成員の大半は公募制によって採用されたこともあって、出身校等が集中することもなく、多様で優秀な人材を確保できている。もっとも、法科大学院の設置に伴って実定法教員の社会的需要が高まっている状況の中、公募制では優秀な人材を確保できないと予測される科目については、推薦選考制度による教員採用手続きも併用している。また、昇格手続きも、規則に従って厳密に行なわれており、特に問題はない。

将来の改善・改革に向けた方策

専任教員の採用については、今後も公募制が基本になると考えられる。ただし、法科大学院設置によって実定法関係の優秀な教員の確保が困難になっている現実があり、実定法の教員採用については、より適切な方式の採用を検討する。

（４）教育研究活動についての評価方法とその有効性

現状の説明

専任教員の教育研究成果の一覧は、３年ごとに『教育・研究活動報告書』が公刊されている。これによって、すべての教員の教育研究状況を知ることができる。また、大学のホームページ上でも、教員の研究業績が公開されている。

教育面については、授業アンケートや授業公開などが行なわれている。近年ＦＤ意識の高まりとともに、授業アンケートを実施する教員が増え、85％を超える教員が実施している。基礎演習など同時に複数のコマを開講し、複数の教員が担当する科目は、授業後に検討会を開いて、達成された成果と問題点を議論して共有し、授業内容の改善に役立てている。

また、インターネットを活用した学修支援システム（Ｋ－ＳＭＡＰＹ）には、授業ごとに掲示板が設けられており、それを使用して双方向的な授業や相互評価を行なうことが可能となっている。

研究成果の相互評価については、学部共同研究費に基づく各種の研究会や法科大学院との共同研究会などを通して取り組まれている。

点検・評価、長所と問題点

教育活動の評価については、専任教員は、自分の担当する複数の科目のうち最低１科目について学生による授業アンケートを実施することが義務づけられており、ほとんどの教員が実施している。しかし、授業アンケートの実施率が 100％に達していないことが問題点である。また、授業アンケートの実施後は、教務委員が中心となってアンケート結果を分析し、その結果を公表して、授業の改善に役立てているが、アンケート結果をどう活用していくかは今後も検討していく必要がある。

研究活動の内容面については、研究会などを通じた教員同士の真摯な相互批判が有益である。しかし、それらの研究会に全員が参加するわけではなく、また専門が細分化していることもあって、大半の研究成果の内容は、個々の教員の判断にゆだねられている点が問題である。

研究の量的側面については、業績の公開によって検証することが容易となり、研究活動を活発化させる誘因の一部にもなっている。法学部では、その検証の結果、特定の事情により研究活動が困難な場合が発見されると、執行部を中心に対応を協議し、その改善に努力している。ただし、原因は多岐にわたり、必ずしも常に十分な対応がとれるわけではない。

将来の改善・改革に向けた方策

専任教員の研究と教育を活発にするには、校務などをなるべく合理化し、時間的心理的な余裕を確保することが重要である。法学部では、学内行政の負担をなるべく平等にするため、役職諮問委員会開き配慮しているが、一部の教員の負担が過重にならないように今後も一層その配慮をしていかなくてはならない。

そのうえで、相互に啓発しあえるような場として、分野ごとに共同研究会を開くなどの工夫を行なっていく。平成１９年度には、教員の研究教育活動を客観的に評価するための基準として、教員評価制度が試験的に実施された。今後は、この制度を教員の管理強化ではなく、問題発見とその解決法を見いだすのに資する制度にしていきたい。

３．経済学部・経済学研究科

目標

学部・研究科の教育目標の具現化のために、学生の志向性や基礎学力の多様化に対応して、適切な教育・研究を実践できる教員組織であり、教員配置であることを目指す。
[行動目標]
１．学科・コースにおいて、適切に教員を配置する
２．教員以外の資源を活用し、教育の活性化を図る
３．採用人事における透明性を確保する
４．教員の総合的・多面的評価（教育、研究、学部運営）を実現するとともに、従来の教育面における評価を充実させる

（１）理念・目的、教育課程の種類・性格、学生数との関係における教員組織

現状の説明

國學院大學経済学部は、経営分野における人材養成への社会的ニーズに応えるべく平成１７年度に経営学科を新設し､既存の経済学科と経済ネットワーキング学科と合わせて３学科体制となっている。平成１９年度における経済学部の専任教員数は 32 名であり、経済学科は教授 7 名、准教授 4 名、講師 1 名から、経済ネットワーキング学科は教授 8 名、准教授 2 名から、経営学科は教授 8 名、准教授 2 名から構成されている（大学基礎データ【表 19】（以下、大学基礎データの表を引用する際は、【表○】とする））。

大学設置基準による必要教員数の確保という点については､経済学科､経済ネットワーキング学科、経営学科とも大学設置基準を充足している。また、（教養総合担当の教員を含めた場合の）専任教員一人当たりの経済学部の在籍学生数は 55.3 名である。

経済学研究科の教員組織は経済学部を母体としており、学部専任教員が兼ねている。修士課程在籍者数 20 名・博士課程在籍者数 4 名に対して、原則、准教授以上の専任教員が講義・演習科目の担当者として配置されている。

経済学部の教育目標は、「急速に変化する現代経済とその国際化・グローバル化の中にあって、経済と経済学に関する基礎力と日本経済に関する知見を兼ね備え、社会に貢献する専門的教養人を育成すること」であり（第１章２－３）、経済学研究科の教育目標は、「日本経済の発展に資する人材の育成をめざし、その基礎となる経済学の諸領域において高度の専門性を有した人材を育成すること」である（第１章３－３）。ことに経済学部では、教育の「現代化」、「現場化」、「情報化」を通じて目標の実現を図っている（第１章２－３）。経済学部・経済学研究科では、これらの目標・行動目標を具現化するために、学生のニーズや志向性の多様化にも配慮し、適切な教育・研究を実践できる教員組織・教員配置を目指している。

経済学部では、カリキュラムの中でコアと位置づけられる授業科目（学部共通必修科目、学科基礎科目、コース指定科目）は、原則として専任教員が担当している一方で、コンピュータ・情報系の科目や、会計分野の基礎をなす科目については、むしろ積極的に兼任教員に委嘱している。なかでも１年次学部共通必修科目の「コンピュータと情報Ａ」、学科基礎科目の「簿記と財務報告Ａ」など、実践的なスキルの修得を要する科目では、１クラスの受講者数を適正に（前者の場合は 60～70 名、後者の場合は 100～150 名に）保つために複数開講し、兼任教員に委嘱している。ただし、こうした科目の

場合は、少なくとも１コマは専任教員が担当するようにし、かつ、兼任教員を含む担当者会議を組織して絶えず授業内容の検証と改善を図っている。経済学部の開設授業科目における専任比率は、必修科目で 77.8%、選択必修科目 77.6%、全体で 70.4%である（【表 3】）。

経済学研究科における講義・演習科目は、原則、専任教員が担当し、かつ、徹底的な少人数教育を実践できる場となっている。また、研究会などを通じて指導教員以外にも実質的に複数の教員が指導に参加している。さらに、学生のニーズの多様化（たとえば、税理士などの専門職志向も含む）にも対応する教員配置となっている。とはいえ、後者についてみると、受講者が特定の指導教授へ集中する傾向もある。

教育理念･目標に即して教育課程を編成し､それを教育実践によって具体化する意思決定の主体は、経済学部の場合は経済学部教授会であり、経済学研究科の場合は経済学研究科委員会である。学部の場合、原案の考案・検討は教務部委員を長とする教務委員会が担い、そこで策定された原案は執行部（学部長、副学部長、教務部委員）による審議を経て学部教授会に上程され、最終的には学部教授会で意思決定される。研究科の場合、原案の作成は、執行部（研究科委員会委員長、幹事）が担い（大きな改革を目指す場合には、研究科委員会委員長、幹事も参加する基本問題検討委員会での検討を踏まえ）、執行部が研究科委員会に上程し、最終的には研究科委員会で意思決定される（ただし、学部、研究科いずれにおいても、全学的な調整を必要とする場合がある）。

しかし、経済学部・経済学研究科の教育理念・目標に即して編成されたカリキュラムを具現化する教育実践の現場では、ことに学部で複数開講されている学部共通科目や学科基礎科目、あるいは、フィールドワークに関連する授業科目の場合には、担当者会議が「教員間の連絡調整」において重要な役割を担っている。

経済学部のカリキュラムの具現化においてとくに組織的な取り組みを要するものの１つは導入教育であり、もう１つは「現場化」に対応した教育実践の充実である。この点に照らしたとき、前者の場合、「日本の経済」（１年次学部共通必修科目、１クラス 100～150 名）では 6 人（再履修クラス担当者も含め）の専任教員が授業内容の策定・改善から成績評価の方法にいたるまでチームとして取り組んでいる。また、平成１９年度からは、学習・研究のスキルの修得を重視する「基礎演習」（１年次学部共通必修科目）において、授業内容・方法についての周到な議論を教務委員会・執行部・教授会で重ね､専任教員のほぼ全員が担当する１クラス 20 名程度というきめ細かな指導体制を構築した｡「現場化」に対応した教育実践では、「フィールドスタディ」や「企業調査研究」の担当者ばかりでなく、その関連（基礎）科目の担当教員も含めて 8 名前後から成る担当者会議を組織し、各科目の授業内容の立案・事後検証を行なっている。

経済学部における教員組織の年齢構成は､30 歳以下が 2 名(6%)､31 歳以上 40 歳以下が 3 名(9%)、41 歳以上 50 歳以下が 7 名(22%)、51 歳以上 60 歳以下が 14 名(44%)、61 歳以上が 6 名(19%)である（【表 21】）。また、経済学部における女性教員の数は 4 名(13%)である。

点検・評価、長所と問題点

経済学部・経済学研究科における教員組織としての目標は、大学設置基準を充足していることを前提としつつ、教育理念・目標を具現化するための適正な教員配置（専任と兼任の適正な役割分担）、適切な導入教育や教育の「現場化」・「情報化」を具現化するための独自の組織的取り組みといった視点でみて、ある一定水準まで達成できていると判断する。また、教育課程の編成目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況も適切である。とくに､教育実践における教員の集団的・組織的取り組みは長所とみなすことができる。

問題点としては次のことが指摘できる。

① 学科基礎科目を含むいくつかの科目では履修者数が300名を超えており、教員配置に対するいっそうの組織的な対応が必要である。この点は第４章２－３－（７）でも述べた。

② 年齢構成で51歳以上60歳以下（14名、44%)が大きく突出している。さらに細かくみると、56歳以上60歳以下が9名でこの年代に集中している。また、65歳以上が4名であり、今後、コア科目を担当する退職者が一時期に偏って多くなるため、教育理念・目標に照らした教育・研究の実践を維持・あるいはさらに発展するための適正な人事計画が必要である。

③ 経済学研究科では、これまでも学生のニーズの多様化（専門職志向など）に対応してきているが、受講者が特定の指導教授に集中する傾向がある。学部が１７年度以降、新たな３学科体制に移行したことを受けて、教育の現代化・現場化を具体化しつつ、多様な社会的なニーズに即応した（カリキュラムと）指導体制の見直しが必要になっている。

将来の改善・改革に向けた方策

問題点① 教員の授業負担との兼ね合いもあり難しいが、教員配置の見直しや複数開講などの対応によって３年以内に（300人以上の）大人数科目を半減させる（第４章２-３-（７））。

問題点② 現在、見直しが検討されている学部のカリキュラム（第４章２－３－（１）（２））と整合する中長期的な人事計画をただちに立案する。

問題点③ これは中長期的な問題であるが、３年以内をめどに改革案をまとめる。この点については基本問題検討委員会においてすでに検討が開始されている。さしあたり応募者に対して研究科の教育理念をより明確にしたコース設定と科目担当者のあり方を、平成２０年度に向けて提案する（第４章３－３.－（１））。また、教員スタッフの拡充のために兼任教員や特別専任教員の積極的な採用も具体的に検討する。

（２）実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実習するための人的補助体制の整備状況と人員配置

現状の説明

経済学部・経済学研究科の教育理念・目標を具現化し、教育の活性化を図っていくには、教員以外の人的資源の活用が不可欠である。経済学部において教育研究支援職員の役割を担うのが経済学部資料室員（3 名）である。他の学部同様に、経済学部には「経済資料室」があり、経済学部で受け入れた常備図書・新刊雑誌などが配架されている。また、資料室には、学内のネットワークにつながった複数のコンピュータ、大型プリンター（2 台、経済学部の各研究室のパソコンとネットワークでつながっている）、マイクロフィルムリーダー、コピー機等が配備されている。資料室は、経済学部の教育研究（学習・研究）の支援センターとして位置づけられ、資料室員は、各種資料・図書（電子ジャーナルも含む）の受け入れや管理をはじめ、教員と学生（学部学生・研究科学生）の両方に対して、多岐にわたる教育研究支援を行なっている。

経済学部では、教員の一名が「資料室委員」として資料室員との連携の役割を担っている（通常は、副学部長が兼務）。具体的には、原則１ヶ月に１回、「資料室委員」と資料室員で構成される資料室委員会を開催し、執行部・学部教授会での意思決定等について速やかに伝達すると同時に、資料室の運営にかかわる問題を検討し、学部執行部および研究科委員会執行部・教授会・研究科委員会との情報共有を図っている。

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための経済学部独自の人的補

助体制は、現時点では存在しない。ただし、「コンピュータと情報Ａ」をはじめとするコンピュータ・情報系科目の教育実践全般は、学術メディアセンター事務部情報システム課の専任職員およびアルバイト職員の支援を受けている。また、平成１８年度から、経済学部では、学習・研究のスキルの修得を重視する「基礎演習」（１年次学部共通必修科目）の一環として、担当教員と教務課職員共同の「４年間を見据えた履修指導」や、メディア課職員による「情報リテラシー（図書・情報検索）教育」を実施している。担当教員との連携において職員の専門的知見を積極的に活用することが有効であると考えたからである。

現時点で学部教育におけるＴＡ制度は存在していない。しかし、経済学部専任教員を対象とした授業アンケート（平成１９年７月実施）によれば、有効回答 23 名のうち 20 名がなんらかの形でＴＡによる授業支援を必要とすると答えている。具体的には（複数回答が可能な質問で）、「授業中の指導補助」（60.9%）、「設備・機器、備品の設定」（43.5%）、「授業資料のコピー」(39.1%)、「採点の補助」(39.1%)、「合宿や実習等の際の引率補助」(17.1%)といった内容になっている。

こうした状況のなかで、経済学部では独自に特定の重要科目におけるＴＡの利用に踏み切っている。すでに述べた「日本の経済」では、授業内容の改善を図るためばかりでなく視覚教材の作成もめざし、授業のビデオ撮影を実施した。平成１８年度は資料室員の協力を得たが、１９年度はＦＤ活動と教育研究の一環として「特色ある教育研究」（代表は根岸准教授）の助成を受け２名のＴＡを採用した。また、経営学科において「現代化」と「現場化」を実践かつ象徴する「現代の企業経営」（１年次学科基礎科目）では、毎回の資料の準備・配布、リポート回収・分別などを支援業務とするＴＡ２名に対して、科目独自の教務予算措置を受けている。「現代の企業経営」は複数開講が不可能な大人数科目（平成１９年度、507 名）であり、授業の質を維持するにはＴＡの存在は不可欠であった。

また、経済学部では、夜間も資料室を開放して資料室業務（学生対応）を継続させるために、大学院生（経済学研究科生）がチューターとして配置されている。

大学院には教育効果の充実をはかるためにＴＡ制度があり、大学院において必要と認める授業科目の補助業務などを担わせている。経済学研究科でのＴＡの利用は、平成１６年度、１８年度、１９年度でそれぞれ１科目あり、１７年度の利用はなかった。

点検・評価、長所と問題点

上記「現状の説明」を踏まえれば、経済学部・経済学研究科の教育理念・目標の具現化に照らして、資料室（資料室員）が教育研究支援職員の重要な役割を担ってきたことは明らかである。また、資料室員と教員（研究者）との連携・協力関係という点でも、支援活動の充実度という点でも一定の成果を上げていると評価できる。しかしながら、資料室の業務があまりにも多岐にわたるために、より本来的な学習・研究支援センターとしての役割を担うには、業務の見直し（選択と集中）も必要であるという面も否定できないだろう。

学部教育におけるＴＡ制度については、大学としての制度化が遅れているため、経済学部独自での取り組みが始まっている。しかし、それらの試みは特定科目を対象としており、たとえば「日本の経済」における予算措置はあくまで教育研究の一環である。経済学部専任教員のアンケート調査から明らかなように、ＴＡ制度に対する強いニーズがあるとともに、科目の特性に応じて多様な教育支援業務への要望がある。与えられた予算制約のなかでどのように優先権を設定して予算を配分していくかという問題はあるが、ＴＡ制度の設計・導入は喫緊の課題である。

将来の改善・改革に向けた方策

① 経済学部・経済学研究科の教育研究支援センターとしての機能をいっそう高めるために、資料

室業務の見直しを図る。３年以内に結論が出るようただちに検討に入る。

② 学部教育におけるＴＡ制度のあり方をただちに検討する。具体的には、科目の特性に応じたＴＡ業務を明確にし、効率的な予算配分を実現する制度設計を経済学部として提案する。

（３）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続内容の運用状況

現状の説明

教員人事にかかわる原案を検討・提案する組織は、学部長を召集権者とする５名からなる教員資格審査員会である（学則１７条４項）。経済学部では、学部長をのぞく委員として副学部長、教務部員および大学院研究科委員長と幹事を選抜することが合意されている。

教員の採用については、原則として公募制を採用し、以下の手順にしたがっている。まず、学部教務委員会のカリキュラム検討の結果を受け、当該年度に新任人事として取り組むべき担当分野・科目案を学部教授会に上程する。承認されれば募集方法を含む募集要項の原案を策定する。教授会の審議のすえ要項が決定されると、これを公開して公募に入る。募集が締め切られると、応募者の業績審査の手続きに入る。教授会構成員による投票で３名の業績審査委員が選出される（「経済学部教員資格審査委員会規定」により教員資格審査員会は教授会の議を経て３名以内の業績審査委員を委嘱できる。これは下記の昇格人事の場合も同じ）。３ 名の業績審査委員は、応募者が提出した業績を審査し、教員資格審査委員会に報告する。教員資格審査委員会は、業績審査委員の報告を踏まえ、応募者の中から原則３名以内の候補者を選抜し（順位を付す場合もある）、教授会において審査経過を報告するとともに、候補者案を教授会に上程する。教授会が候補者として決定した者については「ワークショップ」に招聘する。「ワークショップ」は、業績審査では測ることが難しい教育担当能力や研究の志向性等を判断するためのものあり、原則、教授会の構成員が参加する。候補者には、採用の場合の担当予定科目のシラバス等の提出を事前に求め、「ワークショップ」ではそれらに依拠した模擬授業形式等を含むプレゼンテーションを行なってもらう（続いて質疑応答がある）。教員資格審査委員会は、「ワークショップ」の結果と「ワークショップ」終了後の教授会構成員による意見を踏まえて１名の最終候補者を選抜し、教授会に上程する。投票による採否の結果、３分の２の賛成があれば、最終候補者の採用が決定され、人事が成立する。

専任教員の昇格の場合、教員資格審査委員会は毎年１０月に会議を開き、来年度昇格のための審査を必要とする（実際には、経年上の資格を持つ）候補者を決定する。学部長は候補者にその旨を連絡し、候補者が昇格審査を希望する場合には、審査のための書類（業績等）を１１月までに提出させる。委員会は資格要件の確認を行ない、要件を充たしている場合には教授会に上程、業績審査委員２名を選出する。業績審査委員の報告を踏まえ、委員会は１月中に昇格人事案を決定し、２月の教授会に上程、承認を受けるものとなっている（以上、すべて「経済学部教員資格審査実施要領」にしたがっている）。

経済学部における助教以上の「教員資格審査基準」の概要は以下のとおりである。資格審査を受けることのできる基準は、助教の場合、(イ)大学院博士課程を修了しているか、大学において３年以上の助手の経歴があり、新制大学卒業後５年以上を経過していること、(ロ)最近３年間に１点以上の研究業績を有すること、准教授の場合、(イ)大学において３年以上の助教の経歴があり、新制大学卒業後８年以上経過していること、 (ロ)助教在任中に２点以上の研究業績を有すること、教授の場合は、(イ)大学において６年以上の准教授の経歴があり、新制（旧制）大学卒業後１４（１３）年以上経過していること、(ロ)准教授在任中に４点以上の研究業績を有すること、ただし、そのうち１点は最近

３年以内に発表されたものであること、となっている。なお、研究業績とは、原則、公刊された学術文献である。ただし、新任人事では、その研究業績、経歴等を上記の資格審査基準と比較した上で、教員資格審査委員会は特別の考慮をすることができるとされている。

経済学研究科については、講義・演習担当ならびに研究指導の教員は、國學院大學の中から委嘱することになっており、大学院独自の教員募集はない（人事の審議権は学部教授会にある）。特定科目について専任の担当者が必要とされる場合にも、教員資格審査委員会の議を踏まえ、あくまで学部の新任人事として学部教授会で審議される。研究科委員会委員長と幹事が教員資格審査委員会の構成員となっているのはそうしたことへの配慮でもある。なお、研究科担当の兼任講師の採用に際しては、意思決定の円滑化のために、大学院委員会の議のみにて採用を決定することが（学部教授会で）合意されている。

國學院大學では、担当講座数の減免や学内役職の免除を受ける一方で給与等の待遇の異なる「特別専任教員」の任用を実施している。特別専任教員は「任期付」と「期間の定めなし」の併用とされ、「任期付」の場合の任用期間は５年以内となっている（以上の説明は「國學院大學特別専任教員に関する規定」に依拠している）。平成１９年度における経済学部の特別専任教授は３名であり、「特別専任教員」制度は、学部および研究科のカリキュラムの具現化において弾力的に活用されている。

点検・評価、長所と問題点

新任人事において透明性をもった公募制を原則としていることは評価でき、上記の「教員の募集・昇格等に関する基準・手続」の内容とその運用についても、一定の適切性を保持できていると考えられる。また、教員選考基準とその手続も明確である。新任人事で「ワークショップ」を開催し、応募者の教育担当能力や研究の志向性等まで判断しようとする試みも評価できよう。さらに、学部および研究科のカリキュラム運営において「特別専任教員」制度が弾力的に活用されている点も評価できる。

ただし、今後、「教育力」の評価はたいへん重要な課題になってくると思われる。学生の志向性や基礎学力の多様化によって、教員は、教材開発、授業運営、成績評価など多面的なレベルで高度な教育実践のスキルを求められるようになっているからである。この点を踏まえれば、これまでの昇格人事では、たとえ「基準・手続」は公正かつ明確であっても、候補者の研究業績だけが審査対象とされ、教育業績の評価はおろそかにされてきたと思われる。この点を考慮すると、行動目標の（４）は依然として課題であるといえる。

将来の改善・改革に向けた方策

昇格人事における審査において、研究業績だけでなく教育業績の評価も加味した「基準・手続き」を明確化する。３年以内に教育業績の公正かつ透明な検証（同僚評価）基準を策定し、近い将来の昇格人事に適用する。

（４）教育研究活動についての評価方法とその有効性

現状の説明

教員の教育活動の標準的かつ客観的な評価（共通尺度での評価）はそもそも困難である。しかしながら、担当科目における成績分布、学生による授業評価、同僚評価（同僚による授業評価）、自己評価（自己申告による評価）などを総合化することによって、社会的説明責任を負った評価へしだいに近づくと思われるし、そうした評価を踏まえた、教員個人による、あるいは、当該教員の属する組織による授業改善へのフィードバックが可能になると思われる。

國學院大學の教員の場合は、こうした総合評価の部位をなす「学生による授業評価」については、

全学ＦＤ委員会の主導する全学共通フォーマットでの授業アンケートを前期末と後期末に（年２回）実施することになっている。その経済学部における実施率については第４章２－３－（８）で述べたとおりである。また、経済学部の専任教員を対象とした学部独自のアンケート（平成１９年７月に実施）によれば、有効回答の 25 人全員がこの授業アンケートを実施しており、そのうち９人(36%)が「結果の分析等を何らかの形で授業に反映させる」と答え、13 人(52%)が「（結果の分析等を）授業へ反映するほどではないが、授業に対する心構えを改める」と答え、3 人が「結果を読むだけである」と答えている。授業アンケートの結果を学生に公表することに対しては、18 人（72%）が「賛成」、2 人が「反対」、3 人が「わからない」と答えている。また、「反対」の１人は「学習意欲の低い学生ほど、評価を低く（厳しく）付ける懸念がある」と表明している。精度は低いが、以上の結果を「学生による授業評価」に関する経済学部の現状と解釈してよいと思われる。

同僚評価（同僚による授業評価）については、ＦＤ委員会がある一定期間をきめ、教員相互の授業参観を促している。しかし、組織的な取り組みにいたっていないのが現状である。また、自己評価については、教育ばかりでなく研究業績やそのほかの業務、社会貢献も含む「教員自己評価」の試みが「教員自己評価実施検討委員会」の主導で平成１９年度から試行的に開始されている。

経済学部における組織的な同僚評価（同僚による授業評価）の取り組みは、学部教務委員会（・教授会）との連携のもとに複数の教員（6 名）が担当する「日本の経済」（１年次学部共通必修科目）で行なわれている。各担当者の授業をビデオ撮影し、担当者会議において相互に批評しあうという場を設けた。「日本の経済」では共通試験も実施しているので成績分布の比較分析も可能になっている。また、科目独自のアンケート調査も実施している。したがって、成績分布、学生評価、同僚評価、自己評価といった多面的な評価（総合評価）による授業改善へのフィードバックが可能になっており、かつ、それが実践されている。第４章２－３－（８）も参照のこと。

また、採用人事における「ワークショップ」は、組織的な同僚評価（同僚による授業評価）の一環と位置づけることができるだろう。

教員の研究活動の評価、ことに同僚評価の組織的な取り組みが積極的に行なわれる機会は、現時点では、採用時と昇格時に限定されている。ただし、その際には、すでに述べたような形で教員資格審査委員会および教授会による厳格な評価が行なわれている。また、第５章２－３でも言及しているように、教員の研究業績の詳細は、國學院大學のホームページ（國學院大學研究者データベース、https://www7.kokugakuin.ac.jp/k-read）で公開され、社会的評価にさらされている。

点検・評価、長所と問題点

教員の教育活動についての評価方法の有効性を授業改善へのフィードバックという観点で見るとすれば、経済学部の専任教員対象のアンケート結果から明らかなように、限定的ではあるが、現在ＦＤ委員会の主導で実施されているアンケート形式による学生評価は、教員評価の一環として一定の成果を上げていると判断できる。また、経済学部における「日本経済」での取り組みは、試験的ではあれ、成績分布、学生評価、同僚評価、自己評価などを総合化することの有効性を明らかにしている。ただし、そこで試みられているような手法をどのように広げていくか、なかでも同僚評価をどのように制度設計するかは、依然として大きな課題である。

教員の研究活動の評価に関する組織的な取り組みは採用時や昇格時に限定されている。同僚の研究成果を情報共有し、相互に検証する恒常的な機会を作り出す必要があると考えられる。

将来の改善・改革に向けた方策

１）教員の教育活動の評価に関して

同僚評価には、その担当者が授業改善（教育内容の見直し・教育方法の工夫）に役立てることができるばかりでなく、優れた教育方法等を相互に教授しあう場を提供するという面もある。そこで、公正かつ有効な「同僚による授業評価」の制度化に向けた検討をただちに開始する。本章２－３－（３）における将来の改善・改革に向けた方策で「教育業績の公正かつ透明な検証（同僚評価）基準を策定し、近い将来の昇格人事に適用する」と述べたが、まずは、３年以内に、昇格の候補者を対象とした同僚評価を実施してその有効性を検証する。

２）教員の研究活動の評価に関して

同僚の研究成果を共有し、相互に検証する恒常的な機会をつくるためには、定期的な研究会の開催が必要であり、現在は不定期に開催されている研究会を定例化する。この点については、第５章２－３の将来の改善・改革に向けた方策において、すでに「少なくとも年に 3 回～5 回は開催し、専任教員全員が５年間に最低１回は同僚の前で報告し、同僚からの批判・評価にさらされる機会を保証する」と述べている。第５章での力点は研究活動の活性化に置かれたが、ここではこうした研究会を厳格な同僚評価の場として位置づけ、３年以内に結論がでるように、公正かつ有効な評価基準の策定についての検討を開始する。

４．神道文化学部・文学研究科神道学専攻・神道学専攻科・別科神道専修

目標

１．専任教員数の拡充により、学生に対する教育の質を高める
２．定年により退職する教員の学問領域の継承を考慮しつつ、若手教員の採用により平均年齢の若返りを図る
３．チューター制の充実による教員サポート体制の整備

（１）理念・目的、教育課程の種類・性格、学生数との関係における教員組織

現状の説明

神道文化学部の理念・目的は、「神道精神に基づき人格を陶冶し、諸学の理論ならびに応用を攻究教授し、有用な人材を育成することを目的とする」と謳う本学の学則第１条に基づき、この「神道精神」の何たるかを深く研究するとともに、現代社会において「神道精神」の担い手として活動し得る人材を育成・輩出することにある。こうした目的を達成するために、本学部は、平成１４年度の学部開設以来、神道および内外の宗教文化を学修するためのカリキュラムを整え、その科目群を担当し得る教員組織を配置している。

平成１９年度の神道文化学部の専任教員数は 17 名で、教授 13 名、准教授 4 名から成り、大学設置基準による必要教員数を満たしている。大学院文学研究科神道学専攻の教員組織は、神道文化学部を母胎としており、学部専任教員 10 名が兼担している。さらに神道学専攻科には 14 名の、別科には 2 名の学部専任教員が兼担している。

学部における１８年度のカリキュラム改正後の授業科目は、「専門基礎科目」（20 単位必修）、「基幹講義科目」（6 科目 12 単位選択必修）、「基幹演習科目」（1 科目 4 単位×2）、「展開科目」（16 単位）、「選択科目」で構成される。専門基礎科目は、神道と日本の伝統文化を学ぶための基礎を作

る科目群であり、神道概論、神道史学Ⅰ、古典講読Ⅰ、宗教学といった必修の講義科目と、１年次の神道文化基礎演習、２年次の神道文化演習を配置している。基幹講義科目は大きく分けて神道文化科目群と宗教文化科目群から成る。基幹演習科目は３・４年次の専門的かつ主体的な学修の柱となる演習科目で、教員の指導と学生間の切磋琢磨を経て、その集大成として４年次に演習論文を完成させるものである。

学部のカリキュラムの基本は、１年次の神道文化基礎演習から始まり、２年次の神道文化演習を経て、３・４年次の基幹演習科目に至る少人数の演習科目である。１年次の神道文化基礎演習では、漢字テストや読書感想文の提出・添削による基礎的な読み書き能力の向上、基本的な発表・討議・リポート執筆の方法を実践的に学修し、４年間の学びの土台を培う。ついで１８年度のカリキュラム改正で新設した２年次の神道文化演習、３・４年次の基幹演習科目においても、少人数クラスの学修環境で、教員による個別指導を通じて、学生をきめ細かく育成するよう努めている。

学部において、カリキュラムの核となる専門基礎科目、少人数の個別指導を重視する基幹演習科目については、原則として専任教員が担当し、きめ細かい親身な指導に当たっている。特に１年次の神道文化基礎演習、２年次の神道文化演習については、担当教員相互が連絡調整しあって、授業アンケートの分析、教員相互の授業評価を行ない、組織的な教育実践を図っている。

また内外の宗教文化を幅広く学ぶ展開科目については、学生の選択肢を増やすため、積極的に兼任講師を委嘱し、多様な科目群を開講している。こうした方針のもと、現在、必修科目の兼任講師担当比率は23.4%、選択必修科目の兼任講師担当比率は83%となっている。

点検・評価、長所と問題点

平成１４年度の神道文化学部設置に際しては、大学附置の日本文化研究所から専任教員６名が移籍し、神道文化コース11名・宗教文化コース６名から成る多様でバランスの取れた教員構成が実現できた。神道と宗教の両分野にわたる適切な陣容を配置しているものと評価できる。こうした教員組織を担い手として、少人数クラスの演習形式での授業形態（１年次の神道文化基礎演習、２年次の神道文化演習、３・４年次の基幹演習科目）を基本とするカリキュラムが運営されている。学生の一人ひとりが効果的に学修を進めて行く上においては、基礎的な読み書き能力などを培う導入教育から始め、専門研究へと積み上げていく段階的カリキュラムが不可欠である。こうした意味において、本学部開設以来、少人数の学修環境で、教員による個別指導を通じて学生をきめ細かく育成するよる仕組みが整えられてきたことは評価に価しよう。また演習科目のみならず、学部の教育課程の核となる専門基礎科目、基幹講義科目についても、原則として専任教員が担当して指導に当たることで、教育課程における学部の理念・目的の一層の徹底が齎されているものと評価できよう。さらにこうした理念・目的を具体的に実現するための教員間の連絡調整も適切である。また内外の宗教文化を幅広く学ぶ展開科目については、兼任講師を積極的に委嘱することで多彩な科目が実現し、学生の選択の幅を広げているものと言える。

大学院に関しては、文学研究科神道学専攻における講義・演習科目は、原則として学部専任教員が兼担し、徹底的な少人数教育を実施している。神道学専攻を兼担する学部専任教員10名のうち、９名が博士の学位を有しており、研究実績の面でも十分な教員組織といえる。神道学専攻においては、平成１６年度から１８年度にかけて、６名の課程博士、４名の論文博士を輩出しており、この点も着実な教育実績として評価に価しよう。

平成１９年時点における教員組織は、大学設置基準による必要教員数を満たしている。しかし学部の専任教員は、学部のみならず大学院・専攻・別科を担当しているため、学部の理念・目的を実現す

るためには、設置基準による必要教員数だけではなお不十分といわざるをえない。また平成１９年４月１日時点で、61 歳以上の教員が７名を占め、41.1%と高い比率を占めている。今後５年間で、４名の教員が定年を迎えることになり、こうした教員の年齢構成の偏りも問題点である。

将来の改善・改革に向けた施策

教員の負担を軽減し、学部の理念・目的を研究上・教育上において十分に実現するためには、設置基準を上回る教員数が必要である。その実現は、大学の現況からして難しいものの、将来的な学部カリキュラムの見直しを睨みながら、少しでもその理想に近付くための模索を続けていく。

また教員の年齢構成の偏りの改善は緊急の課題であり、若手教員への過度の負担を軽減するためにも、教員組織の文字通りの若返りを目指す中長期的な人事計画を立案していく。

（２）実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実習するための人的補助体制の整備状況と人員配置

現状の説明

神道文化学部において教員を支える人的補助体制として機能しているのが神道文化学部資料室である。学部長の管下に１名の資料室員がおり、図書・文献資料等の管理・情報処理機器の取り扱い、教員・学生・事務局間の連絡調整、学会関連事務等の補助業務を遂行している。資料室員は、教員・学生間の連絡の橋渡し役も務め、多岐にわたる研究教育支援に携わっている。

併せて学部開設以来、2 名の学務補助員（原則として大学院後期課程の学生を任期制で委嘱）を置き、修学相談室での履修・修学指導（月～金、13 時 30 分から 19 時 30 分まで）、神道文化基礎演習等の演習科目における教育補助業務（漢字テストの採点・成績集計）等に従事し、教員の学生指導を補助しつつ、学生へのきめ細かい学修支援に従事している。また神道資料館の臨時学芸員も、資料館の業務の人的補助に従事している。

点検・評価　長所と問題点

教員を支える人的補助体制として、神道資料室は不可欠の役割を果している。しかし資料室員の業務は大学事務との連絡も含めてきわめて多岐にわたり、本来の研究教育支援を果すためには、その職務の見直しが必要である。

また神道文化学部の学務補助員は、狭い意味での教員補助にとどまらず、授業期間中、学部の学修相談室に在室して、広く学生の履修相談・修学相談・進路指導等に対応している。こうして本学部の学務補助員は、教員と適切に連携しながら、学生指導上きわめて重要な役割を果たしており、学部独自の学生支援の仕組みとして評価できよう。また神道資料館は、臨時学芸員 2 名を配置しているものの、フルタイムではなく、常時開館ができないなどの問題がある。

将来の改善・改革に向けた方策

現行の専任資料室員１名、パートの学務補助員 2 名という陣容で、教員の研究および教育補助を十全に行なうことは困難である。今後は、研究補助にかかわる業務を含めた事務遂行の効率化を図るために、資料室・学修相談室を、学部の「研究・教育支援センター」として位置付け、資料室員・学務補助員を一丸とした有機的な役割分担体制の構築を図っていく。専任の資料室員の増員は難しいものの、教員の補助に当たる任期制の担当者を設け、教育・研究補助と資料室事務の一層の円滑化を図る必要がある。すなわち、専門知識をもって教員の学務補助及び研究事務補助を担当する助手的な制度設置（任期制）の検討、学生の履修相談・進路指導・初歩的な学習指導等を担当する現行の学務補助員制度の拡充・増員など、機構の改善を目指していく。

また平成２０年３月の学術メディアセンター完成に伴い、神道関係資料の展示も拡充されるが、これを承け、従来の臨時学芸員の一層の有効活用とともに、神道資料部門専任の学芸員の配置も目途としていく。

（３）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続内容の運用状況

現状の説明

教員採用に関しては、神道及び神道を中心とする宗教文化という比較的特殊で研究者が少ない学問領域なので、原則として公募ではなく、学部内の推薦を経ての選考方式をとっている。

新任人事は、常務理事会の人事枠の承認を得た後、学部長・副学部長・学部専任教授４名、計６名により構成される教員資格審査委員会において「神道文化学部資格審査基準」に基づき、候補者の教育歴・研究業績について、年齢構成等の要因を勘案しつつ厳正な審査を行ない、学部教授会の承認を得て、採用を決定している。

昇格人事も新任人事と同じ手続きをとっている。「神道文化学部教員資格審査規準」の規定により、教員資格審査委員会の審査ののち、学部教授会の承認により昇格を決定している。学部の教授昇格規準は、（イ）大学の学部・付置研究所で８年以上の准教授または教授としての経歴があり、大学卒業後 15 年以上を経過していること、またはこれに準ずる経歴を有すること、（ロ）8 点以上の研究業績を有すること。ただし、そのうち 2 点は最近２年間以内に発表されたものであることを必要とする、とされる。また准教授の昇格規準は、（イ）大学の学部・付置研究所で３年以上の専任助教または准教授としての経歴を有し、大学卒業後８年以上を経過していること、またはこれに準ずる経歴を有すること。（ロ）3 点以上の研究業績を有すること。ただし、そのうち 2 点は最近２年間以内に発表されたものであることを必要とする、と定められている。

点検・評価、長所と問題点

人事の手続き・資格審査規準の適用は厳格になされており、専門領域にふさわしい適任者が選考されているものと評価できる。選考においては、専門的な研究実績はもとより、学部の一方の使命である神職養成のための実践的な教育経験を配慮しつつ、適切な人材を確保し得ている。選考基準とその手続きも明確であり、現在まで特に問題はない。

将来の改善・改革に向けた方策

専任教員の採用については、神道学・宗教学という特殊な研究領域を勘案し、神職養成という学部の一方の使命にも配慮しつつ、学部内の推薦による選考制度を維持していく。学部の限られた人員枠の中で、多様な学問領域や年齢構成等を総合的に勘案して中長期的な人事計画を策定し、効率的な教員配置を実現することを目指す。

（４）教育研究活動についての評価方法とその有効性

現状の説明

教育活動評価については、全学的に行なっているものとして、ＦＤ委員会による授業アンケートが挙げられる。神道文化学部の専任教員による全学的授業アンケート実施比率は、平成１８年度前期 81.3%、後期 62.5%、１９年度前期 100%である。兼任教員の実施比率は、１８年度前期 75.6%、後期 80.5%、１９年度前期 93.0%であった。専任教員実施比率は、１８年度後期を除いて、大学全体での平均を上回っている。授業アンケートの集計結果は各教員に配布され、各自の授業改善のデータとして活用されている。このほか学部独自のアンケート調査としては、入学時アンケート調査、２年次

の１１月下旬に行なう全員面接、卒業時のアンケート調査があり、集計結果は、神道文化学部教授会において必ず報告・協議される。

また研究活動評価に関しては、自己点検・評価報告書の別冊『教育・研究活動報告書』、ホームページ上の研究者データベース（Ｋ－ＲｅａＤ）による教員業績一覧などにより、教員の教育研究活動が公開されており、常時公正な評価の対象となっている。また平成１４年度の神道文化学部発足以来、毎年『神道文化学部ガイドブック』を刊行し、学部全教員の業績概要・研究課題を新入生に向けて開示している。さらに大学院文学研究科神道学専攻でも、『大学院学生便覧』『國學院大學紀要』などで教員の研究活動を詳しく公開し、公の評価に供している。併せて『國學院大學大学院紀要－文学研究科－』には、大学院を担当する教員の前年度の研究活動その他が記載されている。

点検・評価、長所と問題点

神道文化基礎演習、神道文化演習といった複数の少人数クラスで開講する科目については、神道文化学部教務委員会を中心として、授業内容や授業方法の組織的な点検・改善を進めている。すなわち、１年次の「神道文化基礎演習」、２年次の「神道文化演習」の教育方法について、教員相互に報告・評価しあい、意見を出し合うというシステムが採用されており、学生の評価・満足度の確認と併せて、指導改善に役立てる仕組みが整えられている。この点は、学部のＦＤ活動の一環として評価に価しよう。しかし、これはなお２つの演習科目に留まっており、いまだ十分とは言えない。

平成１８年度、ＦＤ委員会作成の『2005 年度授業アンケート分析報告書』において、本学部は、神道文化基礎演習及び多人数講義科目について授業アンケート回答の分析を行ない、科目ごとに学生の評価に開きがある項目を抽出した。この結果、神道文化基礎演習では受講者・教員間の関わりのあり方に、多人数授業の講義科目では教員の話し方・板書・教材の工夫に、評価の開きが生じていた。この分析結果は学部教授会で報告・協議され、１９年開講の神道文化演習での授業改善に反映された。

研究活動については、本学部の専任教員の研究活動が活発であることは、数々の公開媒体などからも窺えるところである。本学部に事務局が置かれている神道宗教学会の機関誌『神道宗教』（季刊）の刊行も、神道・宗教関係の研究成果の公表を促進している。公表された研究業績については、学部内で相互に認識し、評価し合う仕組みが整いつつあり、そうした点も評価できよう。

将来の改善・改革に向けた方策

演習科目を中心とする授業方法の点検・改善への組織的な取り組みを、今後より積極的に進めていく。具体的な指導方法のノウハウについての情報交換・共有や、共通して使用する教材の開発に取り組んでいくことが必須の課題である。全学的な授業アンケートへの神道文化学部の参画は積極的になされているが、評価結果を承け、各教員が具体的にどのような改善を行なってきたかを共有し、さらなる授業改善を促していくための組織的な取り組みは、これまで不十分であったといわざるを得ない。

全学的には、平成１９年度前期から、授業アンケート実施結果に対する教員のコメントを公開する「コメントシート」制度が導入された。このような手段を、学部としても活用していく。今後は１・２年次の演習科目における教員相互評価の仕組みを、漸次、多くの講義科目にも及ぼし、各教員の努力や工夫に委ねられている授業改善に関して、学部として組織的に取り組む仕組みを整えていく。

また研究活動に関しては、本学部の神道・宗教にかかわる研究領域は、一般的にいえば特殊な学問分野であるにもかかわらず、全国学会誌『神道宗教』をはじめとして、公正な審査制度を有する発表媒体数は決して少なくない。今後とも引き続き、神道学・宗教学の一層の発展を期して、これらの学術媒体の一層の有効活用を目指していく。

５．法科大学院

目標

１．十分な実務経験や教育歴を持つ教員の計画的な採用
２．教育活動の支援体制に関する、教員からの意見聴取

（１）理念・目的、教育課程の種類・性格、学生数との関係における教員組織

現状の説明

法科大学院の収容定員は 150 名で、専任教員総数は平成 19 年 5 月 1 日時点で大学基礎データ【表 19－4】（以下、大学基礎データの表を引用する際は、【表○】とする）のとおり、17 名である。専任教員の内訳は、研究者教員が 11 名、実務家教員が 6 名である。研究者教員と実務家教員の比率は２対１であり、理論と実務を架橋する教育を実施するのに十分な体制が整っている。また、専任教員一人当たりの在籍学生数は 8.2 名となっている。

なお、法学部・法学研究科の授業を担当している専任教員が複数存在するが、他の専任教員と講義負担がほぼ同じになるよう、法科大学院での講義負担を軽減している。

年齢分布については【表 21】にあるとおりであるが、50 歳代を中心として（全教員の 36%）、41 歳～50 歳、61 歳～70 歳のいずれの年齢層も 30%弱の割合である。

研究者教員は 40～50 歳代が中心で、法学部等での十分な教育歴を有している。また、単著も含めた法学教育用の教材（教科書・演習書・注釈書など）から学術書・学術論文までの執筆の経験をもつ。多くの研究者教員は、法科大学院開設後の多忙を極める中、精力的に教育用図書や学術論文を執筆している。

実務家教員は 50～60 歳代が中心で、すべて５年以上の実務経験を有する。また、多くの実務家教員が修習生や後輩法曹の指導経験をもつ。実務家教員は、法科大学院開設後の繁忙の中、実務を継続し、研鑽に励んでいる 。

点検・評価、長所と問題点

収容定員が 150 名の場合、12 名の専任教員が必要とされるところ、専任教員が 17 名配置されているので、求められている基準より 5 名多く、十分に基準を満たしている。

なお、法学部・法学研究科の授業を担当している専任教員については、前述のとおり他の専任教員と講義負担がほぼ同じになるような調整をしているため、法科大学院での授業に十分対応できる体制となっている。

研究者教員は、法学部等での教育歴を有していること、法学教育用の教材から学術書・学術論文までの執筆の経験をもつことから、初学者に対する導入的教育から高度の法学専門教育まで教育経験を有していると評価できる。

実務家教員は、全ての者が十分な実務経験を有すること、多くの実務家教員が指導経験をもつことから、担当科目を教授するに十分な知識と実務経験を有するものと評価できる。

また、年齢分布についても各世代のバランスが取れており、十分な実務経験や教育歴を持った 50 歳代の割合が 36%という数値であることも妥当と言える。

専任教員の適格性は、法科大学院開設申請時の審査により基本的には担保されている。平成１６年度の大学全体における自己点検・評価の際には、法科大学院についても同様に自己点検・評価を実施

しており、平成１９年度には日弁連法務研究財団の認証評価を受け、「適合」の評価を得た。このように、定期的な自己点検・評価だけでなく、第三者による認証評価によってもその適格性が保障されている。

将来の改善・改革に向けた方策

１年後には、71 歳以上の実務家教員の退職が予定され、２年後には 60 歳代の研究者教員の退職が予定されているため、後任教員については計画的に補充する予定である。

（２）実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実習するための人的補助体制の整備状況と人員配置

現状の説明

本法科大学院では、教員の教育活動を支援するために、9 名の職員が配置されている。内訳は、法科大学院事務課の職員が 5 名、ローライブラリーのローライブラリアン 2 名、図書管理等の非常勤職員が 2 名である。

法科大学院事務課に配置されている職員のうち、1 名が授業で使用する教材・レジュメの印刷・配布を担当している。原則として、該当授業日の１週間前に教材・レジュメを学生に配布しなければならず、そのため、教員は授業の１週間前までに教材・レジュメの原本を担当職員に提出しなければならない。ただし、授業当日であっても、補足的な教材の印刷を依頼することはできる。

教材作成支援室で上記の教材印刷・配布担当職員が、教材の印刷を行なっている。ここには、印刷機、パソコン、スキャナー、コピー機等が備えられている。

ローライブラリーに配置されているローライブラリアン 2 名は専任であり、学生だけでなく、教員の文献収集にも協力している。また、図書の管理などのために非常勤職員が 2 名配置されている。

ローライブラリーには、教員専用のコピー機、文献や判例などのデータベースを利用するためのパソコンが備えられている。また、主要な定期刊行物や図書が備えられている。ここにない定期刊行物、図書は、大学図書館及び法学部資料室を利用することになるが、研究ではなく授業の準備のためであれば、ほとんどローライブラリーで済む程度に、定期刊行物や図書は十分に整備されている。

これらの環境について、「教員の教育・研究環境に関するアンケート」を実施した。その結果、授業準備を支援する体制への大きな不満は見られなかったが、教材を印刷・配布する職員が他の事務仕事も行なっているので、その増員を求める声はあった。また、ＴＡは置いていないが、科目の特性からそれを求める声がないわけではない。

点検・評価、長所と問題点

前述した「教員の教育・研究環境に関するアンケート」における結果を見ると、一般的なレジュメと資料（判決、評釈など）のみ利用する教員は満足していると思われる。ただし、他の情報媒体も利用しようとする教員には多少もの足りなさがあるようである。

ＴＡに関しては、ロールプレイを含むような特殊な科目について必要ではないかとの意見があり、また、レポート添削を手伝うような補助者を求める声はあるが、ＴＡに任せられることかは、なお検討の余地がある。

授業の準備等の支援体制について大きな不満が見られないのは、責任授業時間数が遵守され、また、学内行政の負担が適度に抑えられているために、比較的授業の準備などに時間をとることができるからであると考えられる。

将来の改善・改革に向けた方策

今後は、授業で紙媒体以外の情報媒体を利用する（利用したい）教員向けの支援体制を検討したい。また、レポート添削補助者の設置や、一般的な講義形態、演習形態とは異なる形態の授業にＴＡを付すべきか否か等についても検討していく。

（３）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続内容の運用状況

現状の説明

教員の採用・昇格については、國學院大學法科大学院教員資格審査委員会規程及び法科大学院教員資格審査実施細則が制定されている。これにより、専任の准教授・助教の昇格、専任教員、客員教授及び兼任講師の採用に関するルールは明文化されている。

専任教員の昇格については、本人の申請及び法科大学院長の職権により昇格審査手続が開始される。昇格審査に必要な書類が提出されたとき、法科大学院長は法科大学院教員資格審査委員会（以下、「委員会」という）を招集し、委員会は審査を開始するか否かを決定する。委員会は、研究業績又は実務経験を審査するために主査及び副査を選出する。法科大学院長は、審査終了の報告を主査から受けたとき、委員会を招集する。委員会は主査の報告及び先に提出された書類に基づき、昇格人事案を審議決定する。委員会の議決は、全委員の３分の２以上の多数決による。法科大学院長は、昇格人事案を法科大学院教授会に提案する。

教授の資格審査基準は、研究者教員の場合、①大学において７年以上の准教授又はこれに準ずる経歴があり、かつ大学卒業後１３年以上経過していること、②准教授在任中に５点以上の研究業績を有すること（ただし、そのうちの１点は、最近２年以内に発表したものであることを要する）であり、実務家教員の場合、専攻分野におけるおおむね１５年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有することである。

准教授の資格審査基準は、研究者教員の場合、①大学において３年以上の助教、講師又はこれに準ずる経歴があり、かつ大学卒業後６年以上を経過していること、②助教又は講師在任中に２点以上の研究業績を有すること（ただし、そのうち１点は最近２年以内に発表されたものであることを要する）であり、実務家教員の場合、専攻分野におけるおおむね８年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有することである。

専任教員の採用に関する資格審査は、あらかじめ法科大学院長より法科大学院教授会に提出され、審査することを了承された者についてのみ行なう。審査は、教育歴、研究業績及び実務経験について行なう。採用審査基準は、教授及び准教授については昇格に関する基準を準用する。助教（研究者教員）については、①大学院博士後期課程に３年以上在学していたこと若しくは大学において助教の経歴のあること、又はこれらに準ずる経歴があり、かつ大学卒業後３年以上経過していること、②最近３年間に１点以上の研究業績を有することである。

新任教員の採否等の人事については、理事会より認められている法科大学院の教員定数16名（学部との併任教員を除く）をもとに、年度ごとに常務理事会に新任教員採用計画を提示しその承認を得たうえで、教授会が具体的採用の作業に入る。具体的な新任教員等の採否は、教授会が審議・決定し（学則第１４条第２号）、最終的には「法科大学院教員人事に関する件」として理事会の承認を得ることになっている。

点検・評価、長所と問題点

教員の採用・昇格に関する規程は、公正に運用されている。

國學院大學法科大学院教員資格審査委員会規程においては、研究業績または実務経験を審査するための主査及び副査を選出する際は、審査対象者の専攻分野または隣接分野の研究に従事する委員（法科大学院教授全員）の中から選ぶことが規定されている。同規程においては、適当な者が委員にいない場合には、委員以外の者に委嘱することができるとしている。平成１６年度から平成１８年度の間に、昇格人事が3件あったが、そのうちの1件について、法学部の教員に副査を依頼して審査を行なった。

将来の改善・改革に向けた方策

教員の採用・昇格の規程、手続は適切であり、今後もこの体制を維持していくこととする。

（4）教育研究活動についての評価方法とその有効性

現状の説明

教育活動に関する評価については、学生による授業評価を科目ごとに前期末及び後期末の時点で実施している。アンケートは質問項目に対する5段階評価と自由記述欄からなっており、この評価結果は、当該科目担当者だけでなく、教授会において全教員に配布されている。平成１７年度後期分からは、学生の質問や提案に対し、各担当教員が自らの見解と改善策をコメントとして付記し、学生に配布するという対応をとっている。学生による授業評価、それを受けての教員によるコメントの作成という一連の過程を通じて、教育内容や方法の改善を自覚的に追及することを企図している。

教員相互の授業参観も実施しており、授業参観後、参観した教員は簡単な報告書を提出している。この報告書の内容も整理され、すべての教員に公開されている。

研究活動については、各教員の研究業績を大学のホームページ上に公開している。また、大学で3年ごとに作成される自己点検・評価報告書別冊『教育・研究活動報告書』においても公開がなされている。

点検・評価、長所と問題点

学生による授業評価について、その内容の教授会における公開のみならず、それに教員のコメントを付して学生に配布している点は、おおいに評価することができる。研究活動に関する評価については、研究業績がホームページ等で公開されていることにより、その量的側面に関する研究活動の活発さが検証される。現在、法科大学院に所属する教員は、法科大学院設立申請時の審査を受け合格した者、日弁連法務研究財団による認証評価を受けた者で構成されており、その研究活動の質的側面についても担保されていると言える。

将来の改善・改革に向けた方策

授業評価に関する上記の活動が、授業内容の改善として効果を上げているかどうかについては、現状では個々の教員の努力に委ねられている。今後は、学生による授業評価や教員相互の授業参観をふまえた具体的授業内容の改善をいかにして組織的に行なっていくかについて、検討する必要がある。

第７章　研究開発推進機構

目標

１．建学の理念に基づく研究の推進
２．学術資料の適切な収集・整理と保存・活用体制の構築
３．研究成果・学術資料の公開による社会還元
４．若手研究者の育成

１．理念・目的

現状の説明

研究開発推進機構は平成１９年４月１日に設立された。「國學院大學研究開発推進機構規程」第２条に「本機構は、國學院大學の建学の精神を闡明・具現化し、もってそれを将来にわたって強固なものにするために策定された「國學院大學２１世紀研究教育計画」（以下、「２１世紀計画」という）に基づき、本学における研究教育活動の重点的推進及びその成果の発信を目的とする。」と、記されており、機構全体として建学の精神の継承・発展を目指している。また、昭和３０年に設立された日本文化研究所を発展的に再編した組織であることが同規程附則３に明記されているように、「日本文化の基礎的研究」、「国民の信仰および道徳上の諸問題の研究」という同研究所の「設立の趣旨」をも継承している。

設立に至る経緯として、平成１４年度、創立１２０周年を期して、國學院大學は建学の精神を具現化し、それを将来にわたって強固なものとするために２１世紀計画を法人理事会により策定したことに始まる。文部科学省拠点形成費等補助金２１世紀ＣＯＥプログラム事業に採択された「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」（以下、「ＣＯＥ」という）は、この計画に則ったもののひとつであり、同事業の採択・推進により、神道・日本文化の研究発信の世界的な拠点としての國學院大學を内外に強く印象付けることに成功した。平成１８年度のＣＯＥ事業終了後を見据えて、引き続き神道を中心とした日本文化の総合的な研究拠点としての機能を維持・発展させるべく、学長を長とする「２１世紀研究教育計画委員会」（以下「２１世紀委員会」という）は、２１世紀計画の具体的施策のひとつである渋谷キャンパス再開発事業とも関連させて、平成１９年度の学術メディアセンター棟（以下「ＡＭＣ棟」という）の竣工を視野に入れ、同棟に移転する日本文化研究所・考古学資料館・神道資料館・研究開発推進センター（平成１７年度発足）、そして、新たに創設される校史・学術資産センターをひとつの組織とする機関設立について協議を始めた。

平成１６年５月３１日に、学長を委員長とした「総合学術センター構想検討部会」が発足して第１回会議が開催された。同部会は、法人・事務局の代表、日本文化研究所、資料館、図書館等、新たに建築される棟に配置が予定されている機関の長などによって構成され、各機関を総合的かつ有機的に統合していく必要性が議論されていった。同部会での議論の結果、１６年度末に「総合学術センター構想について（答申）」が２１世紀委員会宛に提出された。平成１７年度からは「学術メディアセンター構想計画委員会」が設置されて議論が深められ、その過程で、単に同じ建物のなかに複数の研究機関や資料館が並立しているのではなく、組織的に統合された機関とすべきであるという意見が高まってきた。

１８年１月１６日、具体的には日本文化研究所、考古学資料館・神道資料館を統合した資料館、さ

らに新たに設置する校史・学術資産研究センターを「日本文化研究機構」（仮称）として一つの組織とすべき提案がなされた。同年度末までには運営組織等についても詳細な議論が進展し、機構の名称を正式に「研究開発推進機構」とすることなどが決定された。１８年１０月、同委員会は「研究開発推進機構設置準備委員会」と名称を改め、実質的な準備作業が開始された。議論の結果、１７年度に日本文化研究所の中に設置された研究開発推進センター、および文学部に設置されている折口博士記念古代研究所・武田博士記念室・河野博士記念室も研究開発推進機構の中に統合することとなった。このように、組織を再編統合することの意義として、

１、建学の精神に基づく研究体制を構築する

２、研究を効率よく循環させる組織編制を行なう

３、所属の枠を超えた研究プロジェクトを設定する

４、研究成果が個々の研究者の学識向上に結び付く人員構成を図る

ことが提起された。その間、機構の組織、運営、人員配置に関する議論や研究開発推進機構規程をはじめとする諸規程の原案作りが進められた。

また、１８年度中には、文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業オープン・リサーチ・センター整備事業（以下「ＯＲＣ」という）の申請を行なうことを２１世紀委員会は決定し、研究開発推進センターが中心となり計画の策定を進めた。ここでも、建学の精神を継承・発展すべきテーマが検討され、「モノと心に学ぶ伝統の智恵と実践」が定められ、事業推進の拠点として１９年度から新たに研究開発推進機構の中に「伝統文化リサーチセンター」を設置することが決定した。

平成１９年３月には諸規程の制定、及びそれに伴う学則の改訂が承認され、４月１日付で研究開発推進機構が発足する事となった。

点検・評価、長所と問題点

上記のとおり、建学の精神に基づく研究教育、普及活動が展開できる体制が構築されている。旧日本文化研究所においては「設立の趣旨」自体が建学の精神をあらわしており、新たに制定された研究所規程によっても、神道を中心とした日本文化の国際交流研究・学術情報発信部門および神道・国学研究部門が設置されており、世界的レベルの高度な研究を行なう体制を整えている。神社・民俗祭礼などの全国的にも特徴あるコレクションを有する神道資料館と、大場磐雄・樋口清之以来の祭祀・神道考古学研究に基づいた関連コレクションを有する考古学資料館とを学術資料館として統合することによって、建学の精神である「神道」を、より具体的に「モノ」を通じて内外に示すことが可能となった。また、１９年度新たに設立した校史・学術資産研究センターに校史研究部門を置いたことで、従来よりもいっそう自校史研究を推進し、建学の精神を発展させるという研究開発推進機構の趣旨・目的の遂行が展開されていることは評価できる。

しかし､建学の趣旨にのっとった特色ある研究教育活動を実際に展開するには課題が残されている。発足したばかりの組織であるため、設立の理念・目的が十分に全学的に周知されているとはいいがたく、問題点としてあげられる。

将来の改善・改革に向けた方策

建学の精神に基づく研究教育活動を遂行するという機構の理念・目的の趣旨を、大学の『学報』や機構の発行する刊行物、ホームページなど様々な機会を用いて、学部教員・職員のみならず、院生や学部生をも含め全学的に広報して周知徹底を行なうことによって問題の改善をおこなっていきたい。

２．歴史的経緯と組織

現状の説明

「國學院大學研究開発推進機構規程」第４条により、研究開発推進センターおよび共同利用研究機関として日本文化研究所、学術資料館、校史・学術資産研究センターの４部門が設置されている。

研究開発推進センターは、ＣＯＥプログラムの研究事務を担ってきたＣＯＥ事務局を母体として、平成１８年３月に設立された。設立時には暫定的に日本文化研究所の附属機関として設置されたが、平成１９年度には機構内の独立した組織に再編成された。

日本文化研究所は昭和３０年４月に発足し、３４年には学校法人國學院大學の附置研究所となり、ついで５５年には大学附置研究所に移行した。

学術資料館は従来の考古学資料館および神道資料館を統合して平成１９年度に発足した。考古学資料館は昭和３年の考古学陳列室に由来し、７年に考古学資料室と改名、２７年に博物館相当施設に認定され、５０年考古学資料館と名称を改めた。神道資料館は昭和３８年５月に神道資料室として発足し、５３年５月に神道資料展示室、平成２年４月に神道資料館と改称された。

校史・学術資産研究センターは、皇典講究所・國學院大學の歴史及び本学の有する学術資産の研究を行ない、その成果を広く社会に還元することを目的として平成１９年度に新設された。大学事務局校史資料課の機能を継承しつつ、あわせて文学部に設置されていた折口博士記念古代研究所・武田博士記念室・河野博士記念室に関する資料の研究が事業として位置づけられている。

なお、伝統文化リサーチセンターは、２１世紀計画により策定された文部科学省オープン・リサーチ・センター選定事業「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」の推進を図ることを目的として、研究開発推進機構の下に平成１９年度に新設された。

点検・評価、長所と問題点

上記各機関の有機的結合によって機構が組織されていることは、建学の趣旨に合致し、かつ個性豊かな特色ある研究の推進を具現化した組織再編であると評価できる。

一方、現在、各機関は人文科学系の研究組織のみで構成されているため、社会科学系の学問・研究領域をどう機構の中に取り込んでいくかは課題として残されている。また、平成１９年度発足、かつ仮移転のため各機関が学内各所に点在している状態であり、組織間の連絡・連携についても緒についたばかりの状況である。

将来の改善・改革に向けた方策

今後、ＡＭＣ棟完成によって各機関が一箇所に集中するため、機構内の連絡・連携が密になり、組織再編のメリットが最大限に生かされる。また、社会科学系の学問・研究分野への取り組みも、学内の意見を広く聴取する機会を設ける。

３．研究活動（平成１７～１９年度）

（１）全体の概要

現状の説明

現在、研究開発推進機構の研究活動の形態は、日本文化研究所のプロジェクト制を継承している。日本文化研究所では、平成１８年度までは複数の専任・兼担教員が研究所の趣旨に沿った研究を推進する総合プロジェクト､個々の専任教員が自分の専門分野に関係した研究を行なう専任プロジェクト、兼担教員が希望し、所員会議の承認を得て行なう兼担プロジェクト（各３年１期)、刊行プロジェクト（単年度）を構成していた。１９年度は暫定措置として、研究内容を勘案して機構の各機関の下にこ

れらのプロジェクトを配分した。さらに、共同研究としての総合プロジェクトに資源を集中する方針のもとに、新たな兼担プロジェクトの募集を停止した。また、１９年度新たに発足したプロジェクトに関しては研究期間を１年としている。これは２０年度のＡＭＣ棟の本格的運用に合わせた新しいプロジェクト編成を行なうための経過措置である。また、伝統文化リサーチセンターは申請の際の研究計画調書に従って、３つの研究プロジェクトを遂行している。

点検・評価、長所と問題点

研究の高度化のために、共同研究を主とするプロジェクトに重点的に人員・予算を配置したことは研究機関としての資質向上のための施策として評価できる。

しかし、１９年度は日本文化研究所を除き、各機関の設立の趣旨・目的に即した独自の研究計画を立てたわけではない。また、組織統合のメリットを生かした機構内を横断的する研究プロジェクトも設定することができなかった。第２節で説明したように、社会科学系の領域の研究や研究者の受け入れに関しても課題となっている。

将来の改善・改革に向けた方策

第４節で詳述するが、各機関の独自プロジェクト立案については、２０年度の研究計画によって設定されるため、改善が見込まれる。横断的なプロジェクト設定に関してもＯＲＣ事業の推進による研究連携や「デジタル・ミュージアム構想」を展開させることによって今後立案していくことが可能である。

（２）日本文化研究所

現状の説明

日本文化研究所では平成１８年度までに以下のとおりのプロジェクトが実行され、終了した。

総合プロジェクト

「神道と国学の歴史に関する資料的研究」

「神道・日本文化のオンライン情報発信の総合研究」

「「梧陰文庫」を中心とする学術財産の構築と運用」

専任プロジェクト

「日本近代政治史の諸問題」

「江戸時代徒刑制度の研究」

「沿岸地域における祭祀と食文化の研究」

兼担プロジェクト

「日本のコーポレート・コミュニケーションと文化」

「幕末の国学者　物集高世の研究」

「近世近代の神道・国学に関する基礎資料の収集と分析」

「鏡に関する神道考古学からの研究」

「古代辺境文化の研究」

「起請文料紙としての牛玉宝印の研究」

「出雲大社の地域史的研究」

「祭祀から見たモリ（社叢）の文化史的意味の研究」

これらは、『日本文化研究所紀要』、『日本文化研究所所報』、や各種の刊行物などの成果となっている（第７節参照）。

１９年度からは「日本文化研究所規程」第４条により、（１）神道・国学研究部門、（２）国際交流・学術情報発信部門の２つの部門が設けられ、それぞれ新たなプロジェクトが立案・実行された。

ａ．神道・国学研究部門

ここでは、日本文化研究の設立の趣旨である日本文化、特に信仰・道徳にかかわる諸問題をテーマに設定することになっている。１９年度は「国学者の霊魂観に関する研究」と題して、国学者の他界観に関する文献の実証的な研究及び、霊魂観の実践面として霊祭・神葬祭の実施の調査を行なっている。

ｂ．国際交流・学術情報発信部門

あらたに策定された「デジタル・ミュージアムの構築と展開」プロジェクトは、１６年～１８年度まで実施された「神道・日本文化のオンライン情報発信の総合研究」のなかで試みられた「デジタル・ミュージアム」の構築と『神道事典』の英訳事業を継承し、さらに教派神道データベースや神道関係論文の相互翻訳などの新たなデジタルコンテンツ作りを進めている。こちらも、内外文化の比較や発信といった日本文化研究所の設立の趣旨にのっとった研究テーマである。ただし、このプロジェクトは単年度ではなく、１９～２１年度までの３年計画である。１８年度で補助事業が終了したＣＯＥプログラムの継続事業としての役割も担っている。

ｃ．学術フロンティア事業（平成１７年度まで）

平成１１年度、文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業学術フロンティア推進事業に採択された「劣化画像の再生活用と資料化に関する基礎的研究」（以下、「学術フロンティア」という）は１７年度をもって終了した。この間 20,000 点を超える劣化画像を再生・資料化し、刊行物やインターネットによる公開を実現して所期の目的を達成した。１８年度は大学から特別に予算措置がなされ、後継事業は研究所内の総合プロジェクトに准ずるプロジェクトとして位置づけられ、引き続き資料の整備や、ホームページおよび「國學院大學学術資料データベース」のコンテンツ充実や検索システムの開発、報告書・図録等を刊行するなど、補助事業終了後も学術資産の保存・デジタル化・発信に関る研究・発信を着実に発展させていった。また、１９年度は資料のデジタル化と情報発信の事業は「デジタル・ミュージアムの構築と展開」プロジェクトの中で継続して実施されている。

ｄ．２１世紀ＣＯＥプログラム（平成１８年度まで）

大学院文学研究科とともに神道・日本文化に関する高度な研究と正確な発信を行なう拠点の形成を目指して平成１４年度から推進してきたＣＯＥプログラムについては、若手研究者への教育・育成の方面は主に大学院が担っていたが、研究所は特に研究体制の確立に意を注ぎ、研究拠点としての基盤作りを進めてきた。具体的にはＣＯＥプログラムで遂行されている研究を、研究所の研究プロジェクトとリンクさせて研究成果のサポート体制を構築し、兼担プロジェクトとして「ＣＯＥ関連プロジェクト」を設定し、ＣＯＥで育成された若手研究者を教員として採用したりするなど、教育・育成・研究のサイクルを形成した。また、『神道事典』の英訳プロジェクトを大学の全面的な支援体制のもと、研究所の総合プロジェクト「神道・日本文化のオンライン情報発信の総合研究」と連携して行ない、ＣＯＥで構築した情報発信システムに載せて公開するなどの相補的な研究体制を構築した。平成１８年度をもって補助金交付は終了したが、平成１９年１月には過去５年間の調査研究の成果『神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成 研究報告』（全３巻）を刊行するとともに、平成１９年６月に事後評価のための「事業結果報告書」を作成、提出し、拠点形成事業としての中間的な総括を図った。

点検・評価、長所と問題点

平成１８年度までの日本文化研究所のプロジェクトは一定の成果を収めた。１９年度から、日本文化研究所はより設立の趣旨にそった形で２つ研究部門を設定し、研究プロジェクトを策定し実行しているが、より特化したテーマの研究をプロジェクトとして選定している。これは研究所の特色を遺憾なく発揮し、世界レベルの研究水準を達成する試みとして評価できる。

学術フロンティアについては、私立大学研究高度化推進委員会による客観的な事後の研究審査がおこなわれ、研究成果に関しては高い評価がなされた。また、補助事業終了後も研究所が拠点となって事業を継続したことにより、劣化画像の保存・デジタル化・成果発信という所期の目的をおおむね達成した。ＣＯＥについても、国内外で行なった調査における資・史料収集に基づく、文物の精緻な考証を旨とする「国学的研究」に根ざした成果を着実にあげた。テレビ・新聞等のマスコミなどにも採り上げられた研究成果も少なくなく､社会的貢献という観点からも､その責を全うしたと評価できる。ＣＯＥプログラムに対する公的な外部評価である２１世紀ＣＯＥプログラム委員会による事後評価では、特に大学の支援体制や若手育成、基礎資料の蓄積といった点が評価され､「設定された目的は概ね達成され、期待どおりの成果があった」との評価結果を得ているように、外部評価によっても本学のＣＯＥが拠点形成の基礎的な体制作りを成し得たことが認められている。

次に問題点について、

日本文化研究所においては、特化した部門の中で、蓄積された過去の幅広い分野にわたるプロジェクトの成果をどう活用し、継承していくことができるのかが問題として挙げられる。

ＣＯＥにかんしては、上記の事後評価では、研究のさらなる深化が必要であること、成果の国際発信の整備が不十分であること、継続して拠点形成を実施していく具体像が明確でないこと、などが指摘された。事実５年間の事業期間内に収集した資・史料等は膨大な数に上り、その整理をはじめ、分析を終えたものは一部分に過ぎない。今後も継続的にこれらの資料の分析と研究を行ない、これを広く公開していくことが課題となる。

将来の改善・改革に向けた方策

過去の日本文化研究所の研究成果については、資料や刊行物等の成果のデジタル化を進め、デジタル・ミュージアムのコンテンツを充実させていくことによって活用して神道・日本文化研究の世界的な研究水準を維持し、より一層発展させていく。

ＣＯＥについて、後継事業は、平成１９年度以降、研究開発推進センターを中心に機構全体として課題に取り組んでいる。国際的な視野に立った日本文化研究を深化させるために、ＣＯＥで得られた成果を広く発信し、国内にとどまらず、諸外国の研究者とも活発な議論を交わしていく。方策としては、ＣＯＥ事業によって収集し得た資・史料等の整理や分析、一般利用等を含めた公開などといった成果発信の一層の充実、すなわち「活用体制の構築」を進める。さらに、元事業推進担当者が、ＰＤ研究員など若手研究者らとともに、収集した資・史料の分析を行ない、Ｗｅｂページにおけるデータベースやアーカイブ等の公開や資料集の刊行、あるいは学術雑誌等への投稿などを継続して推進することなどによって、事後評価で指摘された課題解決をはかる。こうした、ＣＯＥ事業やその後継事業に携わってきた、建学の精神を深く理解しながら育成されつつある人材を機構の事業に積極的に参画させることによって一層の育成・活用を図るとともに、教育部門と緊密な連携を保つことで、今後、機構は、より広く社会に開かれ、かつ貢献し得る「日本文化の総合的研究と発信のための世界的研究教育センター」となるものと考えている。

（３）学術資料館

現状の説明

平成１９年度から考古学資料館と神道資料館は学術資料館として統合され、機構の研究機関として位置づけられた。学術資料館ではその設立にあたり、本学の建学の精神に基づく研究に供するための学術資料を収集、展示、公開するとともに、本学の特色を活かした学術研究を推進し、もって研究教育の支援及び社会貢献に資することを、新たな目的として打ち立てた。さらに、この目的を達成するため、考古学分野については考古学資料館部門、神道分野については神道資料館部門をそれぞれ設け、学術資料の性格を活かした業務の遂行に当たることとした。なお、平成１９年度に選定されたＯＲＣ事業「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」のうち、考古学資料館部門では（1）「祭祀遺跡に見るモノと心」、神道資料館部門では（2）「神社祭礼に見るモノと心」を中心に推進に当たり、配属教員の事業参画や資料の提供等の面で、深いかかわりを有している。

また考古学資料館部門では、「山形県庄内町須部野Ａ遺跡学術調査－本羽黒に所在する羽黒信仰の祭祀考古学的研究－」プロジェクト（平成１８年より平成２１年度）、「雑穀文化と日本の基層信仰」プロジェクト（平成１９年度まで）を実施している。

施設面については、平成１７年度は考古学資料館・神道資料館ともに通常開館であったが、平成１８年６月に渋谷キャンパス再開発事業のローリングプランの経過措置として、本館１階および２階へ移転した。このため、考古学資料館は同年５月から休館、神道資料館は引っ越しによる５月中旬から２カ月間の閉館の後、本館１階にて月・水・金の 10 時半から 18 時までの限定開館となり、学術資料館発足後もこれを継承している。

入館者数

	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度	
	来館者数	開館日数	来館者数	開館日数	来館者数	開館日数
考古学資料館	3,027 人	254 日	3,621 人	258 日	825 人	24 日
神道資料館	2,239 人	146 日	2,563 人	158 日	1,847 人	120 日

点検・評価、長所と問題点

考古学資料館部門については、第５節で述べるとおり、質量ともに充実した収蔵品を保有している。資料の保存や遺構の移築などをはじめとする一次資料の制作に関しても常に先駆的に取り組むと同時に、博物館学の研究面でもトップレベルにある。また、神道考古学を主にする調査研究でも重要な成果の蓄積を続けている。神道資料館部門については本報告第１章「大学の理念・目的」で述べたところの、本学建学の理念・目的の基盤となっている神道精神（主体性を保持した寛容性と謙虚さの精神）と深く関わりを持っており、本学の特色豊かな展示・研究部門としても評価できる。こうした資料館としての役割の充実が、文部科学省によるＯＲＣ整備事業選定に結実したことは、事業内プロジェクトに多くの資料館教員が参画していることからも明らかである。ただし、先述の渋谷キャンパス再開発事業に伴い、公開・普及活動に支障が出ている。

運営面では、機構発足後、事務部署の一元化などで事務執行の効率化を図ることができ、各部門の専任・兼担教員が一堂に会する学術資料館会議の開催などで、神道と考古学の共同研究をスムーズに実施できる環境が整った。他方、機構内の他機関との有機的な連携を見据えた運営体制と、研究進展の効率的な人的配置についてはさらに整備・充実が求められる。

将来の改善・改革に向けた方策

施設・設備については、ＡＭＣ棟の竣功により運営面などが改善される。さらに、（１）社会に広く開放された展示、（２）研究者・学生を対象にした研究・教育の利用、（３）学術資料の保管と多面的な活用、等の問題を解決するための計画を策定する機会を設ける。その際、地元自治体の渋谷区などと連携しつつ学術的成果を還元させることはいうまでもない。

調査・研究面に関しては、研究プロジェクトを本格的に始動させることで、一層の研究面での充実を図る。具体的には、「近代学術資産のデジタルデータ化・データベース化による再生活用の研究－柴田常恵拓本資料・宮地直一神社絵葉書資料を中心に－」、「考古学資料館収蔵資料の再整理・修復および基礎研究」、「神道資料の整理公開と学術的価値の探求」の各プロジェクトの実施が計画されており、2 部門間における研究レベルでの連携が出来るようになるなど、研究型を志向する国内屈指の大学付属資料館となることを目指している。

（４）校史・学術資産研究センター

現状の説明

校史・学術資産研究センター（以下、「本センター」という）の事業は、「校史・学術資産研究センター規定」第３条に明記されているように、①校史に関する研究、②本学所蔵の学術資産に関する研究、③資料の収集、整理及び展示、④折口博士記念古代研究所並びに河野博士記念室及び武田博士記念室に関する資料の研究、⑤研究成果の公開及び本学の教育活動への支援、⑥その他、本センターの運営に必要な事業、を行なうこととしており、これらの事業を遂行するため、現在（１）校史研究と（２）学術資産研究の二つの部門を置いている。

また、ＯＲＣ事業では機構内の伝統文化リサーチセンターが主体となって３つの研究プロジェクトを遂行することとなったが、そのうち、（３）「國學院の学術資産に見るモノと心」プロジェクトについては、本センターが中核となって主に自校史や近代の神道・国学を中心とする本学所蔵の学術資産を対象とした研究を行なうものと位置付けられている。つまり、同年度から５年間は、主にＯＲＣ事業を通して校史・学術資産研究の基盤を構築していくことになっている。

このプロジェクトの目的は、皇典講究所・國學院大學が編纂・出版した刊行物やその存在自体が本学の歴史を反映したものである本学所蔵の各種コレクション（学術資産）に基づき、本学における伝統文化発信の実態と、そこで重要な意味を持つ「国学」の学問的手法を用い、近代以降の「モノ」と「心」に関する人文学の展開を明らかにすることで、皇典講究所・國學院が果たしてきた社会的役割と近代の人文科学系諸学問の展開を解明し、本学の学術資産やその研究成果をより効果的に公開できる体制を構築することが進められている。

点検・評価　長所と問題点

元来、本学においては、大学事務局の一課である校史資料課（現・研究開発推進機構事務課校史資料担当）が、長年に亙って学内外の校史関係資料を収集保存・管理し、展示や刊行物編纂に従事するなど重要な役割を果たしてきたが、これまでは本学に所属する教員や若手研究者がこの事務系統の組織と密接に連携して自校史を体系的・本格的に研究し、その成果を本学の校史教育に結び付け、さらに学外に発信する研究機関を有してはいなかった。近年、全国の各大学においては、「大学の個性化」を進めており、自校史に関する資料の収集・保存・管理・閲覧の体制を確立するとともに、自校史についての学術研究を行なってその成果を自校史教育に活用し、展示などによって広く社会に発信する役割を担う機関、いわゆる「大学アーカイヴズ」の活動が積極的に展開されているが、その意味で本

センターの新設は、現在の社会的要請に応えるための第一歩を踏み出したものと評価できよう。

また、本センターでは現在、（１）校史研究部門と（２）学術資産研究部門の二つの柱を立てているように、両部門を密接に関連するものと考えており、両者を統合する視点を持ちつつ、学外研究者との連携をも考慮しながら研究企画を立案し、それを遂行している。この点は、本学の校史を単に「学校史」という範疇でのみ捉えるのではなく、「皇典講究所・國學院大學の校史」は、そのまま総合的日本文化学ともいえる近世以来の「国学」の歴史上に位置付けられるものと考えているからである。つまり、近代日本の人文学の歴史の重要なある部分を構成しているという認識を持ちつつ、校史研究・教育がなされなければならないと考えているためであり、他大学の大学文書館や大学史資料センターとは異なる特質・長所を有しているものといえる。

但し、新設の機関であることから問題点も抱えている。（１）校史研究部門においては、体系的な研究・教育、公開活動は勿論のこと、関係資料の整理についても、単なる事務的作業としてではなく、その成果が法人の申請業務等に活用されるものとすることも視野に入れている。つまり、現用文書から非現用文書（校史資料）への円滑な移行とその制度化が重要な課題としてある。さらに（２）学術資産研究部門では、各学術資産に関する研究はもとより、まずもって本学が所有する学術資産の把握・管理（ここでの「管理」という表現は、「学術資産の価値を管理する」という意味である）や、研究体制の整備を行なうことが重要な役割である。つまり、本学所蔵の学術資産を総合的に管理し、本学の研究者であれば、本学の学術資産を活用した研究を誰もが等しく行なえる体制とすることを大きな目的としているが、その制度の整備も大きな課題である。

この他、平成１９年度限りの過渡期的措置として、昨年まで日本文化研究所において行なわれてきた５つの研究プロジェクトが本センターに移され、一定の成果を挙げて終了した。今後、これらの研究成果を本学の学術資産としていかに位置付けていくのかについても検討する余地が残されている。

さらに、本センターでは平成１９年度から５年間、主にＯＲＣ事業を通して校史・学術資産研究の基盤を構築していくことになっているが、目下このプロジェクトを有効に推進して着実に成果を生み、それを発信していくことが本センターにとっての最大の課題となっているといえる。

将来の改善・改革に向けた方策

本センターの研究基盤を構築するためのＯＲＣ事業においては、今後、皇典講究所・國學院大學が編纂・出版した刊行物のデータベース・目録類を基盤として、各種コレクションを対象とした研究を本格的に進め、その成果を講演やシンポジウム、または様々な媒体で発信し、さらに学術メディアセンターのＯＲＣ成果公開スペースにおいて展示していくことになっている。つまり、本プロジェクトを通じて、近世から今日までの人文科学系の学問史を総合化することが可能となり、また、大学院学生や学部学生を対象とした参加型・課題発見型の演習科目の設定など、具体的な校史教育の検討も計画されている。これにより、本学の校史・学術資産を通して人文科学系の学問史に精通し、それを発展させることの出来る有為な若手研究者の育成が可能となってくるのである。

また、平成２０年度より、本センター独自の二つの事業計画が３年計画で立てられている。まず（１）校史研究部門においては、「國學院大學における大学アーカイヴズ体制の構築」事業によって、本学の校史関係資料の収集・保存・管理・閲覧の体制を確立することと合わせて、校史に関する研究を行なって校史教育に活用し、広く社会に発信する「大学アーカイヴズ」体制の構築を目指している。また、（２）学術資産研究部門においては、「國學院大學の学術資産の研究と公開」事業によって、本学図書館及び研究開発推進機構学術資料館の神道資料館、研究開発推進センターとの提携により、本学図書館所蔵の貴重書などの学術資産を研究し、その成果を本学図書館のウェブサイトにおける「デ

ジタル・ライブラリー」などで活用して公開し、広く研究者に提供することを考えている。

上記の諸事業を推進していくことにより、本センターの基礎体力を養うとともに制度的基盤を確立し、将来的な校史・学術資産の研究・教育の充実を図ることが求められている。

（５）研究開発推進センター

現状の説明

研究開発推進センター設立の目的は、建学の精神に基づく共同研究事業の企画・立案・遂行、これを実現するための外部研究資金の導入とその適切な運用、さらにこれらを担う若手研究者の育成などであり、設立以来目的達成のための事業に取組んできた。具体的活動としては、１）文部科学省の各種補助金事業申請のための計画立案とその運営、２）神社界からの寄付による共同研究事業の推進、３）研究開発推進機構運営にかかる事項等の企画立案および実施、４）ＣＯＥ拠点形成費補助金事業および後継事業のマネジメント、などを挙げることができる。

１）に関しては、これまでに大学院教育イニシアティブ、特色ＧＰ、グローバルＣＯＥ、オープン・リサーチ・センター整備事業（ＯＲＣ）などの申請作業を行なった。この内、大学院教育イニシアティブについてはヒアリング審査まで進むことができ、また研究事業「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」が平成１９年度ＯＲＣ補助対象事業として選定されるなど、着実な成果を得ている。殊にＯＲＣは研究費のみではなく施設補助も含めて、これまでにない規模の補助金交付が内定しており、現在本センターにＯＲＣ事務局を設けて、同事業遂行のための研究事務を行なっている。

２）については、建学の精神に基づく共同研究実施のために神社界からの指定寄附を受けており、この資金による研究・教育事業を遂行している。研究事業としては二十二社を中心とする神社の歴史的研究や日本人の慰霊と追悼に関する研究などを実施し、さらに『研究開発推進センター研究紀要』を発行。教育事業では神道研究を行なう若手研究者に対する研究費奨学資金制度を運用している。

３）については、本センターは機構長直属の機関として、「研究開発推進機構の予算・決算その他の運営に関わる事項等の企画立案及び実施」を事業とすることが規定化されており、機構を構成する各組織との連絡・調整を図りながら運営の要として機能している。

４）のＣＯＥ拠点形成費補助金事業「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」については、補助金交付期間である平成１８年度まではＣＯＥ事務局として事業の円滑な推進のための研究マネジメントを行なってきた。なお平成１９年度からは、事業の収斂と、形成された研究教育拠点をより強固なものとして発展・継承させていくことを企図して「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成実施委員会に関する内規」を制定した。これに伴い、５年間の調査・研究によって得られた成果等は研究開発推進機構に引き継がれ、「ＣＯＥ後継事業」が進められることとなった。具体的には、過去５年間の事業より、とくに成果発信の観点から重要と考えられる（１）国学者関連人物データベースの増補、（２）神道・神社史料集成（神社資料データベース）の増補、（３）『神道事典』改訂・英訳版（Encyclopedia of Shinto）の増補、（４）国外の日本文化研究機関との研究ネットワークの構築、の４事業を主軸としつつ、各種の収集資・史料の整理及びそれらを活用した研究事業を進めている。これらの事業推進については、ＣＯＥ事業の重要な柱の一つである若手研究者育成の理念に鑑み、ＰＤ研究員や神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成研究員、研究補助員等を大学院学生などから任用し、その推進にあたらせている。

点検・評価、長所と問題点

本センターは設立からわずか２年弱を経たばかりの若い機関であり、この段階で評価を下すことは

困難ではあるが、上述した現状から鑑みると、センター設立の所期の目的に沿った順調な滑り出しを果たしていると評価できよう。特に、本センターにおける人材育成の方法、つまり任期制若手教員を個々の役割を明確にしながら一定の権限を持たせて任用し、自律的かつ自発的な研究環境の創出を促すという方法は研究開発推進機構発足にあたっても取り入れられ、着実な成果を見せつつある。

次に問題点であるが、平成１９年度までは組織再編や新規事業の立ち上げなどが重なったため、研究事務に要する時間が多くなり、構成員個々の研究時間確保が充分でなかったことが第一に挙げられる。また、本センターは任期制教員を中心に構成されていることから、後継者をいかに育成して行くかという点も重要な課題である。

将来の改善・改革に向けた方策

上述した問題点を改善するためには、研究事務体制の合理化による負担の軽減と研究時間の確保が必要となる。具体的には、本センター内における業務分担の見直しだけでなく、大学事務局とも連携・連絡を保つことで緊密な協力体制を築くことが肝要となろう。この点について、ＡＭＣ棟完成後は本センターと研究開発推進機構事務課が隣接して配置される予定となっており、施設面からの改善が期待できる。加えて、研究環境面でも執務スペースと研究スペースが独立して整備されることとなっており、こうした環境整備によって一定程度の改善が見込まれる。

（６）伝統文化リサーチセンター（平成１９年度から）

現状の説明

伝統文化リサーチセンターは、平成１９年度オープン・リサーチ・センター（ＯＲＣ）選定事業「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」の推進を担うべく、研究開発推進機構を母体として発足した新しい組織である。

本学は設立以来、日本の伝統や文化に関する研究・教育を特色とする大学として社会に貢献してきたが、同事業ではこのような本学の歴史の上に立って、これまでに蓄積されてきた多種多様な学術資産を対象とする研究を推進することで、生活の中で作り上げられた「モノ」と、その背景にある「心」の関係を明らかにし、そこから抽出される伝統文化が育んだ知恵と実践の社会的意義を究明する。以上の研究を推進すると同時に、若手および外部研究者を広く受け入れることのできる組織化した研究体制の構築、ＡＭＣ棟に地下１階専用展示スペースにおける研究成果の多角的かつ具体的な展示公開やインターネットでの公開などの方策を進める。

これにより、開かれた研究・教育・公開体制を創出し、本学が伝統文化に関する研究・教育を特色とする個性ある大学として、さらなる社会貢献と発展を果たしていくことを目指すことが、本事業の趣旨である。

当該事業は①祭祀考古学を中心とした学際的な手法を用いて、祭祀遺物やそれらが用いられた祭祀環境（「モノ」）と、過去の人々の宗教文化・生活文化（「心」）を解明する「祭祀遺跡に見るモノと心」、②日本の伝統文化や宗教意識の凝縮された場である神社祭礼にまつわる様々な「モノ」資料や、神社社殿・景観などを対象とした研究により、神々を信仰する「心」とは何かを明らかにする「神社祭礼に見るモノと心」、③本学およびその設立母体である皇典講究所が出版した刊行物や本学所蔵資料に基づき、本学における伝統文化研究発信の実態と、近代以降の「モノ」と「心」に関する人文学の展開を明らかにする「國學院の学術資産に見るモノと心」の３つのプロジェクトにより構成されている。

各プロジェクトは研究開発推進機構を構成する各研究機関が母体となって推進することとなっており、①を学術資料館の考古学資料館部門、②を同資料館神道資料館部門、③を校史・学術資産研究セ

ンターが主体的に担っていく。各プロジェクトには研究代表を中心として、機構の兼担教員や若手専任教員、外部研究者が配置され、調査・研究と成果公開のための準備が進められている。

点検・評価、長所と問題点

現在最大の問題点は、キャンパス再開発計画の途上にあるため関連施設が分散して配置されていることであるが、各プロジェクトに配属されている若手教員が中心となって随時会合を開き、連絡・調整を行なうことで、事業の円滑な運営とプロジェクト間の連携を図っている。また、大学事務局との連携も研究開発推進センター内に設けられたＯＲＣ事務局が窓口となり、研究遂行に必要となる大学事務との連絡・調整、各プロジェクト運営についての相談・指導といった研究事務を処理することにより、緊密な協力体制が築かれつつある。

将来の改善・改革に向けた方策

本年度末にＡＭＣ棟が完成し、ＯＲＣ専用の研究スペース、成果公開スペース、若手研究者・外部研究者受入用スペースなどが完備されることで、問題点が改善され、本格的に研究が遂行されることとなる。現在、施設の供用開始とともに事業を円滑かつ効果的に展開していけるように、研究と成果公開の準備を進めている。

４．今後の研究計画

現状の説明

機構の平成１９年度の研究計画は、従来の研究所に所属していた教員のプロジェクトを、現所属に合わせて各機関に配分するという暫定経過措置的をとった（第３節参照）。一応は研究機関ごとに研究プロジェクトは存在するが、学術資料館および校史・学術資産研究センターについては各々に設立の趣旨に沿った独自のプロジェクトを立てることは出来なかった。このような反省に基づき、２０年度研究計画の策定が進められ、以下のとおりそれぞれが機構設立の趣旨・目的および規程にのっとった研究プロジェクトを策定した。従来「研究プロジェクト」という形態をとっていなかった学術資料館および新設の校史・学術資産研究センターにおいても新たにプロジェクトが策定されている。

日本文化研究所

神道・国学研究部門

「近世国学の霊魂観をめぐるテキストと実践の研究」

国際交流・学術情報発信部門

「デジタル・ミュージアムの構築と展開」

学術資料館

考古学資料館

「考古学資料館収蔵資料の再整理・修復および基礎研究」

「山形県庄内町須部野Ａ遺跡学術調査」

神道資料館

「神道資料の整理公開と学術的価値の追求」

共通

「近代学術資産のデジタル化・データベース化による再生活用の研究」

校史・学術資産研究センター

校史研究部門

「國學院大學の学術資産の研究と公開」

学術資産研究部門

「國學院大學における大学アーカイヴズ体制の構築」

研究開発推進センター

COE 後継事業

「国学関係資料の収集と国学研究の推進」

院友神職会等からの寄附による研究教育事業

「國學院大學の資料から見た神道研究」

「招魂と慰霊の系譜に関する基礎的研究」

伝統文化リサーチセンター

「祭祀遺跡に見るモノと心」

「神社祭礼に見るモノと心」

「國學院の学術資産に見るモノと心」

点検・評価、長所と問題点

それぞれの機関の趣旨や目的に合致した研究計画が策定され、特に学術資料館に関しては研究プロジェクトが独自に立てられるようになり、研究機能が強化されたことにより大学附置の資料館としての特色を生かすことが可能となった。かつ、平成１９年度から開始されている研究開発推進センターのＣＯＥ後継事業は研究面での拠点として､大学が責任ある事業継続の意思を示すものと評価できる。また、学術資料館の「國學院大學における大学アーカイヴズ体制の構築」プロジェクトも学術フロンティアで確立した資料の保存・デジタル化を継承・発展させるべく立案されているように、研究事業の継続性と発展性にも大きく配慮している。

問題点として、２０年度計画では各機関ごとのプロジェクトの策定や、ＯＲＣ事業の遂行を優先したために、機関を横断する学際的なプロジェクトは立てられず、再編のメリットを発揮するまでには至っていない。また、日本文化研究所の兼担プロジェクトが担っていた学部教員との研究連携については、兼担プロジェクトの募集が停止され、２０年度計画に関しては機構が設定したプロジェクトへ兼担教員の参加を個別に依頼する形になったために、新しく策定されたプロジェクトの学術的意義の周知は十分ではなかった。

将来の改善・改革に向けた方策

各機関の独立したプロジェクトが安定的に実行された次の段階であるが、各機関を横断する学際的なプロジェクトが立てられることを目指す。たとえば、デジタル・ミュージアム構想などは日本文化研究所のプロジェクトとして立案がなされているが、機構全体としてのデジタル・ミュージアムの策定を目指しているため、機構全体のプロジェクトとして発展させていくことが必要である。

また、学部教員の参加については、平成２１年度以降は予めプロジェクトの趣旨を説明し、兼担教員の参加希望を募る機会を設ける。

５．学術資料の収集・整備状況

現状の説明

日本文化研究所では和漢書、洋書の書籍を合わせて約 26,000 冊、ビデオ約 170 本、ＣＤ－ＲＯＭ約 120 本、過去のプロジェクトによって収集されたマイクロフィルム（神社関係・国学者関係・教派神道)、ポジフィルム（神社祭礼・民俗祭礼)、公開学術講演会等のアナログ音声テープの資料類がある。洋書・雑誌類などの一部はたまプラーザ図書館で管理されている。平成１８年６月の仮移転により、

使用頻度の高い書籍資料は本館の３階・４階の図書スペースに配架しているが、スペースの関係上、配架不可能な資料の一部は、たまプラーザ校舎の倉庫へ一時的に移管されている。

学術資料館（平成１９年から）では、考古学資料館収蔵資料の収集は、発掘調査・受贈・購入によって行なわれている。いずれも、専門領域に関する多くの学術的価値を内包する資料を独自の発掘調査によって学術的に収集するとともに、個々の展示に耐えうる観賞価値の高い資料を購入により収集している。受贈資料も増加の傾向をたどっており、近年では吉谷昭彦黒曜石コレクションなどがあり、一括コレクションとして学術的価値の高いものである。収蔵資料は日本の旧石器時代から近世、外国資料、民具におよび約 100,000 点（テンバコ約 3,400 箱とその他大形資料）の資料を有している。そのうち民具・動植物遺存体の一部はたまプラーザにて管理し、それ以外の資料については常盤松一号館および収蔵庫にて管理してきたが、平成１８年６月以降は、仮移転によって渋谷校舎の資料は本館１階、２階にて管理・保管し現在に至っている。神道資料館部門収蔵資料は、１．皇室から下賜された装束等、２．皇典講究所収集資料等、神道資料館設立以前から本学が収集してきた神道関係資料、３．神道の学術的研究と教育啓蒙などに資するために受贈・購入した資料、からなる。収蔵資料は約 2,400 点に及び、大嘗宮や神饌類等の模型、神職装束、祭礼関係屏風、神社縁起絵巻など多岐にわたる。資料は従来常盤松三号館および収蔵庫にて管理してきたが、渋谷キャンパス再開発事業に伴い仮移転した平成１８年６月以降は、本館１階にて展示、２階において管理・保管を行なっている。

校史・学術資産研究センターでは、校史関係の収蔵資料には１．大学総合資料、２．法人傘下学校関係資料（含　逐次刊行物）、３．学生活動資料（印刷物）、４．卒業生関係資料（卒業アルバム・同窓会誌・会報類）、５．有栖川宮ゆかりの品、６．教職員関係資料（刊行物・書類・原稿類）、７．大学関係資料、８．各種刊行資料、９．他大学刊行資料などがある。また、これらは百周年記念館２階記念室に展示室、同階に専用の収蔵庫に保管してきたが、目途変更により外部委託の倉庫に一括保管して現在に至っている。

点検・評価、長所と問題点

日本文化研究所には 50 年間にわたる研究活動により収集された貴重な調査資料がマイクロフィルムやポジフィルムなどで保管されており、学術的価値が極めて高いといえる。しかし、特にマイクロフィルムやポジフィルムに関しては、一部、研究者の利用に供しているものも存在するが、多くは非公開になっている。また、平成１９年度は仮移転中であり、ｐH調整剤、調湿剤などで最小限の保存処理を施しているが、保存環境も十分とはいえない。さらに、音声テープは１７年度からデジタル化に着手しており、マイクロフィルムも一部デジタル化に着手しているが、多くは酸化や退色などの劣化に対する措置は未着手である。

学術資料館には、本学の特色ともいえる考古学および神道に特化した資料が収蔵されている。大学付属の博物館相当施設としては国内屈指である。しかしながら、１９年度は仮移転中であるため施設面での制約があり、とりわけ考古学部門は展示および資料見学等を行なっておらず非公開となっている。また、資料の管理および活用については、考古学・神道各部門における収蔵資料の管理体制を整備し、部門間の情報共有をはかる必要がある。

校史・学術資産研究センターにおける校史関係の資料は、校史資料課（平成１８年度まで）が本学の歴史の記録・保管を目途に購入、受贈によるものが殆どであり、学内外に向けて情報の提供を呼びかけて収集してきた。しかし、これらの整理・保存処置が十分とはいえない状況にあり、特に、学内外情報機関からの借用依頼などが比較的多い昭和３０年以降の写真ネガ類は資料の性質上から、その整理と保存体制の整備が必要である。また、平成１９年度は仮移転中であることから１２０周年記念

１号館ロビーにて臨時の展示スペースを設けて公開活動を行なっている。

将来の改善・改革に向けた方策

施設面については、研究開発推進機構の全資料の保存・管理面についてはＡＭＣ棟への移転により改善が見込まれる。

日本文化研究所では、各種資料の保存のためのデジタル化も引き続き進める必要があり、かつ広く研究に供し、公開する体制の構築を目指す計画を、デジタル・ミュージアム構想と関連して策定していく。学術資料館では、収蔵資料の整理・管理・活用について、これまでに作成した目録類を電子化するなどの計画を策定しているが、これらを持続的かつ効率的に推進するための体制の構築が必要である。校史・学術資産研究センターでは、これまでに作成してきた目録類をデジタル化するなどの措置を視野に入れて活用する研究プロジェクトを策定しており、その実行によって改善を図る。

６．機構における施設・設備等諸条件の整備状況

現状の説明

研究開発推進機構における施設・設備は平成１９年度末に竣功するＡＭＣ棟に集約されることとなっており、平成１９年度中は経過措置として学内諸施設に分散して配置されている現状にある。

経過措置期間中における本機構の施設・設備の概況をのべると、本館４階および国際交流センター２階の専任教員個人研究スペース（232 ㎡）をはじめとして、同じく本館４階にプロジェクトルーム（45 ㎡）・ＰＣルーム（21 ㎡）、同３階に図書室（89 ㎡）、地下１階に資料デジタル研究室（54 ㎡）を整備している。また、研究開発推進センターは、若木タワー8 階の専用スペース（24 ㎡）のほか、共同研究室（49 ㎡）がある。

さらに本機構では学術資料館および校史・学術資産研究センターを母胎として伝統文化リサーチセンターを発足させ、同センターによるＯＲＣ事業を推進している。同センター施設は平成１９年度末の学術メディアセンター供用開始をもって本格的に稼動することとなるが、現在は若木タワー８階に事業全体の本部として伝統文化リサーチセンター（23 ㎡）が、本館４階にはポスドク・リサーチアシスタントのための共同研究室（26 ㎡）が設置されている。また、学術資料館に関しては、神道資料館部門は本館１・２階（228 ㎡）に、考古学資料館部門は本館１階（366 ㎡）、同２・３階の収蔵庫（211 ㎡）、及び１２０周年記念２号館地下に整理室（75 ㎡）が配当されており、校史・学術資産研究センターは、若木タワー８階（23 ㎡）、図書館２・４階（119 ㎡）を利用している。

点検・評価、長所と問題点

現状では、渋谷再開発第３期工事としてＡＭＣ棟建設に着工しており、その経過措置として機構の各機関を物理的に点在して配置せざるを得ない点、また共同研究スペース、客員研究員等受入研究者個々の研究スペースが十分に確保できていない点に問題点が散見される。

将来の改善・改革に向けた方策

渋谷再開発第３期工事として着工しているＡＭＣ棟が竣工した後、研究関連施設の面積はこれまでより大幅に拡充される。これにより、研究開発推進機構は日本文化研究を主体とした総合的な研究機構として、特に伝統文化リサーチセンターが推進するＯＲＣ整備事業推進の拠点として本格的に稼動することとなる。

５階フロア内には本機構の個人研究スペース（104 ㎡）・プロジェクトルーム（100 ㎡）・共同研究室（67 ㎡）・デジタル・ミュージアム作成室（63 ㎡）・ＣＯＥ後継事業共同研究室（44 ㎡）・外国人研究者用研究室（35 ㎡）などに加え、伝統文化リサーチセンター資料分析研究室（50 ㎡）を配置し、学部

学生との動線を異にした静謐な研究環境を確保する。また４階フロアには伝統文化リサーチセンター外国人研究者用研究室および資料調査室（85 ㎡）などが置かれる。

１階には伝統文化リサーチセンターセミナー室（42 ㎡）や同外部研究者研究室（42 ㎡）の他、ＯＲＣ事業の研究事務を担う研究開発推進センター（58 ㎡）が配置される。

地下１階はＯＲＣ整備事業遂行の中核となり、伝統文化リサーチセンター研究本部（162 ㎡）、資料収集調査室（159 ㎡）、ポストドク研究員・リサーチアシスタントのための研究者養成セミナー室（81 ㎡）、研究成果を公開・展示するための専用公開・展示スペース（1,614 ㎡）、研究対象となる学術資料を保存するための収蔵庫（581 ㎡）などが配置され、研究推進とその成果の公開、人材育成を有機的かつ効果的に進められる環境整備を図っている。

７．研究成果の公表

現状の説明

研究開発推進機構の母体となった日本文化研究所、考古学資料館、神道資料館、校史資料課では、研究成果を出版物の刊行やホームページの活用、講演会開催など多彩な方法で公表してきた。さらには日本文化研究所が主体となって推進してきた学術フロンティア事業や、ＣＯＥプログラムにおいては紙媒体による報告書等の刊行にあわせて学術情報の積極的なウェブ発信に取り組み、研究成果の公表による社会還元の体制を構築しつつある。

平成１７年度以降各機関・事業で刊行した出版物は以下のとおりである。

○日本文化研究所

日本の祭礼行事シリーズⅠ『勅祭の伝統』ＤＶＤ、平成 17 年 8 月

日本の祭礼行事シリーズⅡ『一宮の祭祀』ＤＶＤ、平成 18 年 3 月

『井上毅と梧陰文庫』、汲古書院、平成 18 年 2 月

『日本文化研究所概要－設立 50 周年記念』、平成 18 年 2 月

『Encyclopedia of Shinto vol.3:Groups ,Organizations and Personalities』、平成 18 年 3 月

『日本文化を知る講座　第三集』、平成 18 年 12 月

『折口信夫歌舞伎絵葉書コレクション（データベースＣＤ付）』、平成 19 年 2 月

『美保神社横山家文書目録Ⅲ』、平成 19 年 3 月

『大きな森と小さな森－長野県望月町榊まつり』ＤＶＤ、平成 19 年 3 月

『人文科学と画像資料研究　第３集』、平成 19 年 3 月

『國學院大學日本文化研究所紀要』第 96～99 輯

『國學院大學日本文化研究所報』№244～255

○考古学資料館

『考古学資料館要覧』、平成 18 年 3 月

『伊豆山経塚遺跡』、平成 18 年 3 月

『服部和彦氏寄贈資料図録Ⅰ　和鏡・柄鏡』、平成 18 年 7 月

『走湯権現関連遺跡群』、平成 19 年 3 月

『國學院大學考古学資料館紀要』第 22～23 輯

○神道資料館

『神道資料館報』第 6、7 号

○校史資料課

『校史』vol.17、18

○学術フロンティア

『柴田常恵写真資料目録　Ⅱ』、平成18年2月28日

『大場磐雄博士写真資料目録　Ⅱ』、平成18年2月28日

平成16・平成17年度私立大学学術研究高度化推進事業（「学術フロンティア推進事業」）研究成果報告書『劣化画像の再生活用と資料化に関する基礎的研究』、平成18年5月20日

○２１世紀ＣＯＥプログラム

『「日本における神観念の形成とその比較文化論的研究」研究報告』Ⅲ、平成17年7月

『日本人の宗教意識・神観に関する世論調査２００３年、日本人の宗教団体への関与・認知・評価に対する世論調査２００４年　報告書』、平成17年10月

『日本列島における祭祀の淵源を求めて－考古学から見た中国大陸・韓半島との比較研究－』、平成17年11月

『『中世日本紀・神道書籍』展覧会　展示図録』、平成17年11月

『日本文化と神道』第２号、平成18年2月

『Research Report : Survey of Japanese Religiosity and Beliefs about Kami(2003) and Survey of Japanese Participation in, Recognition of, and Value Jadgments Regarding Japanese Religious Organizations(2004)』、平成18年2月

『神道・日本文化研究国際シンポジウム（第４回）「オンライン時代の神道研究と教育」』、平成18年2月

『東アジアにおける新石器文化と日本』Ⅲ、平成18年3月

英文ニューズレター『Establishment of a National Learning Institute for the Dissemination of Research on Shinto and Japanese Culture Newsletter No. 2』、平成18年3月

『神社と民俗宗教・修験道研究報告Ⅱ　修験道の地域的展開と神社』、平成18年3月

『日本文化と神道』第３号、平成18年12月

『東アジア世界における日本基層文化の考古学的解明』、平成18年9月

『現代・神社の信仰分布―その歴史的経緯を考えるために―』、平成19年1月

『「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」研究報告Ⅰ』、平成19年1月

『「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」研究報告Ⅱ』、平成19年1月

『「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」研究報告Ⅲ』、平成19年1月

『神道・日本文化研究国際シンポジウム（第５回）「神道研究の国際的ネットワーク形成」』、平成19年2月

『「神社と民俗宗教・修験道」研究報告Ⅲ　近現代の霊山と社寺・修験』、平成19年2月

『「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」Ｗｅｂページ活動報告書』、平成19年2月

英文ニューズレター『Establishment of a National Learning Institute for the Dissemination of Research on Shinto and Japanese Culture Newsletter No. 3』、平成19年3月

平成１９年度からは上述した取組や成果を基盤とした、本学の総合学術アーカイブスである「デジタル・ミュージアム」構築が機構各機関と図書館・情報センター等との連携のもとに進められている。「デジタル・ミュージアム」構想では、これまで本学で蓄積されてきた様々なデジタルコンテンツを

統合し、さらには内容を充実させていくことで、より効果的な発信を行なうことを目指している。

さらに、同じく平成１９年度から開始しているＯＲＣ整備事業では、新たな研究成果公開体制の構築を図っている。これは学術メディアセンター地下１階のＯＲＣ専用成果公開スペースにおける、本学の学術資産である実物資料を用いた研究成果の展示と、講演会や出版物、あるいはウェブ上での成果公表を有機的に組み合わせることで、より開かれた形で、具体的で分り易い成果発信を展開しようとするものである。

点検・評価、長所と問題点

本機構の研究成果公開にあたっては、基礎となる学術資産やコンテンツは多様で豊富であり、また学術講演会や出版物などの媒体も充実しており、公開のための基盤は整備されている。

ただし、現状では機構を構成する基盤となった各組織がこれまで実施してきた公開事業をそのまま引き継いでいる点には問題があり、機構発足の目的を踏まえた公開方法の整理と再検討を行なう必要があろう。さらに、学術資産の公開にあたっては、公開する資料の優先順位が明確でない、公開された資料を用いた研究が進展していない、などの問題が指摘できる。

将来の改善・改革に向けた方策

上述した問題点に関しては、そもそも研究開発推進機構発足自体がこれらの改善・改革を目指したものであり、「デジタル・ミュージアム」やＯＲＣ整備事業はその具体的方策である。加えて機構内部の研究事業でも、校史・学術資産研究センターを中心とした学術資産の整理・研究・公開といった事業が展開しつつあり、研究と密接に結びついた公開体制の構築を進めている。

８．社会との連携

現状の説明

日本文化研究所においては平成２年以来、渋谷区教育委員会と共催して公開学術講座「日本文化を知る講座」を開催している。また、１７年度までは、２年をサイクルとし、統一テーマで春秋各１回開催する「公開学術講演会」、およびその総括的な公開シンポジウムを２年に１度開催していた。平成１７年度は、日本文化研究所創立５０周年記念事業として、シンポジウムを１回、１８年度は公開講演会及びシンポジウムを各１回開催した。１９年度の研究開発推進機構の発足後は機構に事業が引き継がれ、公開学術講座、公開学術講演会ともに各１回開催された。このように一般市民を対象にして研究の成果を公表する機会を設定している。

（１）「公開学術講演会」

平成 17 年度

春季：阪本　是丸（本学教授）「好古への情熱と逸脱－宣長を怒らせた男・藤　貞幹―」

秋季：栁田　康雄（元九州歴史資料館副館長）「拓本と正確な実測図で論証した青柳種信の考古学」

平成 18 年度

研究所設立 50 周年記念事業公開講演会

吉田　憲司（国立民族学博物館教授）「情報装置としてのミュージアム」

坂村　　健（東京大学大学院教授）「文化を支えるコンピュータ」

平成 19 年度

秋季：小林達雄（本学教授）「まつりの心と形」

（2）「公開シンポジウム」

平成 17 年度

「近世学問を検証する―近代ヨーロッパ Archaeology　日本上陸以前の考古学的学問・国学者に光をあてる―」

研究所設立 50 周年記念事業公開学術シンポジウム：「開かれる学術資産―デジタル時代の挑戦―」

平成 18 年度

研究所設立 50 周年記念事業国際シンポジウム：「ひらかれる学術資産―学術メディアセンターの展望―」

（3）日本文化を知る講座

第 30 回（17 年度春季）國學院大學知の巨人①

第 31 回（17 年度秋季）國學院大學知の巨人②

第 32 回（18 年度秋季）國學院大學知の巨人③

第 33 回（19 年度秋季）人文科学資産の学術的価値と創出的発信

また、平成１８年度から研究開発推進センターにおいては、本学出身の全国の神職によって組織されている院友神職会等の指定寄附を受けて研究プロジェクトを行ない､神社界との連携を図っている。

学術資料館においては第３節にも記述されているが、資料の展示・公開自体が社会連携の一方策でもある。従来の考古学資料館・神道資料館では本学の特色あるコレクションを展示することにより、本学の特色ある研究成果を広く社会に知らしめ、学校教育・生涯学習などに資している。また、資料の他の博物館等に貸し出しも随時実施し、連携を図っている。なお、伝統文化リサーチセンターにおいては、ＯＲＣ事業の展開として、ＡＭＣ棟完成後の展示などの成果公開を通じた社会連携にむけて調査・研究が進められている。

点検・評価、長所と問題点

公開学術講座、公開学術講演ともに研究者や学部生だけではなく、広く一般市民を対象に開かれている。特に平成１８年度は日本文化研究所創立５０周年企画ということもあって、公開学術講演会に約 150 名の参加者があった。「日本文化を知る講座」は、渋谷区の大学との連携事業としてはもっとも歴史の長い企画であり、毎回 50 名～100 名程度の受講者があるが、１８年度は施設の仮移転ということもあり、年１回開催となったことも影響してか参加者が漸減した。しかし、１９年度は約 100 名の参加応募があり、一定の水準を回復しており、有効な社会との連携の方策として評価できる。

研究開発推進センターの指定寄付による研究プロジェクトは、学識豊かで有為な神職を育成することを目的し、本学と神社界との連携をより強固に構築するものとして評価できる。

学術資料館においては、展示活動そのものが社会に成果を還元する手段でもある。ただし、ＡＭＣ棟建築にともなう仮移転のため、考古学資料館は１８・１９年度は休館して展示活動を休止せざるを得なかった。また、神道資料館においても仮移転先での狭隘なスペースでの展示を余儀なくされ、十分に機能を発揮できなかった。また、校史・学術資産研究センターは新設機関のため、広く社会で活躍している本学卒業者（「院友」という）との資料調査や研究を通じた連携も始まったばかりである。

将来の改善・改革に向けた方策

公開講座、講演会は平成２０年度以降も継続する予定であり、機構発足により、従来に比べより幅広いテーマや分野を社会に対して発信することが可能となり、学術資料館の展示機能が加わったことによる相乗効果が見込まれる。

また、今後ＡＭＣ棟が完成することによって、ＯＲＣ事業の展開もあいまって、学術資料館および校史・学術資産研究センターでは、資料展示を活用することなどにより、自治体や小中高校などを対象とした生涯学習や学校授業等への協力、神社と連携した高度専門知識を有する神職の育成、院友との交流拡大など、多様な社会連携の形態を展開していく。

９．研究者交流の方針と状況（国内・国外）

現状の説明

平成１８年度までの旧日本文化研究所では、設置当初から国内・国外ともに研究者交流を重視しており、それは兼任講師、調査員、共同研究員等の雇用などの人事的側面をはじめ、学術講演会や「日本文化を知る講座」の講師招聘などに反映されていたが、その後身である機構においてもその方針は引き継がれている。

機構においては、本学が平成１８年４月に教育・学術研究交流に関する協定を結んだ皇學館大学をはじめとする国内の諸大学・研究機関に所属する研究者や、米国、中国など海外の研究者を、研究補助員や客員教授、共同研究員として受け入れ、機構内共同利用研究機関の日本文化研究所、学術資料館、校史・学術資産研究センターに配属させている。加えて、ＯＲＣ事業の推進主体である伝統文化リサーチセンターには、客員教授や外国人研究員、ＰＤ研究員として国内外の研究者が多数参加している。また、平成１７年度発足の研究開発推進センターにおいては、英国ロンドン大学東洋アフリカ学学院や米国ハーバード大学ライシャワー日本研究所、同大世界宗教学センター等、海外の研究機関との研究交流（研究員の派遣や合同研究会の開催等）を展開させることで、充実した国際交流の促進を図っている。

なお、旧日本文化研究所が大学院文学研究科とともに推進し平成１４年度より１８年度まで継続されたＣＯＥプログラムにおいては、国内の大学・研究機関に所属する研究者を招いてシンポジウム（うち国際シンポ・会議 13 回）・フォーラム・研究集会などを積極的に行なうことで研究交流を展開するとともに、『神道事典』の改訂・英訳作業、オンライン公開や国際シンポジウムを多数開催することにより、神道と日本文化に関する研究者の国際的ネットワーク形成を促進した上、他大学大学院出身者をＣＯＥ研究員・ＣＯＥ奨励研究員として雇用し若手研究者の育成に努めるなど、「ＣＯＥ後継事業」の拠点でもある現在の機構における研究者交流の基盤を築いた。

点検・評価　長所と問題点

平成１９年度の機構の人事並びに研究者交流は、元来、旧日本文化研究所が有していた研究者交流を重視する方針に基づき、１８年度で終了したＣＯＥ事業や同年度に設置された研究開発推進センターにおける国内外の研究者との交流実績を継承しつつ、１９年度より開始された学術資料館（神道資料館・考古学資料館）や校史・学術資産研究センター、さらにはＯＲＣ事業の構想を組み込んで視野を拡大し、その長所を発展させたものと評価することができる。

但し、平成１９年度においては、年度末における機構のＡＭＣ棟移転という各機関の物理的な集約の準備、実行をはじめ、機構自体が発足したばかりで、今後の機構や本学の研究教育そのものを左右する全体的な体制構築の途上という極めて重大な過渡期であったことから、国内外の外部研究者を招聘して行なうシンポジウムや研究会、講演、講座が少なくならざるを得なかったことが問題点として挙げられる。

また、他大学・研究機関、とりわけ教育・学術研究交流に関する協定を結んでいる皇學館大学などの教員・研究者や、海外研究機関の外国人研究者の本格的・持続的な受入体制の構築の問題、本学か

ら国内外研究機関、特に海外に派遣する研究員の継続的な確保、人選、諸制度構築の問題がある。

将来の改善・改革に向けた方策

平成２０年度より、ＡＭＣ棟に機構の各共同利用研究機関や研究開発推進センターが物理的に集約されることに伴い、外部研究者の受入態勢や研究環境も大幅な改善が図られることになっている。同時に、これまでより増して機構内の相互的交流や有機的連携が図られることが見込まれ、従来それぞれの機関で完結していた嫌いのある国内外交流を、本学全体、少なくとも「全機構」的なものとする必要性がある。さらに今後、国内外諸研究機関との相互的な人的交流を行なっていくに際し、受け入れと派遣とのバランスの問題を考慮しつつ、派遣者の継続的確保についての制度的整備やその対象となり得る人材の養成を計画的に行なうことが急務と考えている。

１０．若手研究者の育成

現状の説明

本機構の前身である日本文化研究所では、これまで講師・助手などの任期制専任若手教員や兼任講師・調査員・共同研究員といった非常勤の研究員を任用し、本学における学術研究の推進に参加させることで研究能力の向上をはかり、多くの学内外の大学専任教員や研究者を輩出してきた実績を有している。例えば日本文化研究所及び平成１７年度より付属機関として設置された研究開発推進センター所属の若手教員で学位を取得したものは、平成１６年度で３名、１７年度５名、１８年度１名と、過去３年間で９名に上っている。さらに平成１８年度には任期制専任講師１名が学外の定年制教員として任用されるなど、若手研究者育成機関として着実な成果を挙げてきた。

研究開発推進機構はこうした日本文化研究所における若手育成システムを継承・発展させ、本学の若手研究者育成の拠点として発足した。機構発足にあたっては、以下の大きな制度改善が加えられている。

１）若手教員を中心とした研究事業遂行

これまでも日本文化研究所では兼担教員と若手専任教員が主な担い手となって研究事業を推進し、共同研究を通じた若手研究者の育成に努めてきた。機構ではこの方向をさらにすすめて、従来存在していた兼担プロジェクトの募集を停止して、講師や助教などの若手専任教員が中核となって共同研究事業の企画・立案・実行を進めていく体制に改めた。そのための具体施策として、機構長を委員長として若手教員を中心に構成される「企画委員会」を新設、ここで機構の総合的な事業計画の原案を作成することとした。これによって若手研究者の自主的・自律的研究能力を涵養し、より効果的で実質をともなった若手育成が可能となることを企図している。

２）研究員制度の見直し

従来の兼任講師・調査員を改め、新たに客員研究員・ポスドク研究員・研究補助員を置いた。これにより名称を実態に合わせるとともに、任期や審査基準の見直しなどを行ない、流動性の確保と公正な競争的環境の導入をはかった。

以上に加えて、平成１８年度までのＣＯＥプログラムにおいては、事業におけるもっとも重要な理念の一つとして、若手研究者の育成が掲げられており、事業期間の年度毎に２１世紀ＣＯＥプログラム研究支援者（以下「ＣＯＥ研究員」という）を学内外の若手研究者や大学院学生などから任用し、事業の推進や研究マネジメントのスキル向上につとめてきた。また、ＣＯＥ奨励研究員も学内外から採用し、研究費を給付して、拠点の事業に関連するテーマに沿った研究事業の推進等に従事させ、自立的な研究を行なう若手の育成をも図った。これらＣＯＥ研究員・同奨励研究員経験者の中から８名

が学位を取得し、さらには事業を通じて育成された若手研究者の多くが研究開発推進機構の専任教員やＰＤ研究員、あるいは現在推進中のＯＲＣ事業のＰＤ研究員・ＲＡなどとして任用され、本学の研究教育の一端を担っている。

さらに､平成１９年度新たに選定されたＯＲＣ事業では､若手の人材養成が事業の柱となっている。これは、内外の若手研究者を幅広く受け入れ、ポスドク研究員やリサーチアシスタント、あるいは外国人研究員などとして任用し研究プロジェクトに従事させることで、日本の伝統文化に関する深く広い知識を有した人材を養成することを目指すものである。また、本事業の推進にあたっては、機構の若手専任教員が中核的な役割を担っており、現在上述の研究員と併せて多くの若手研究者が同事業に従事している。

点検・評価、長所と問題点

従来の日本文化研究所やＣＯＥ事業における若手研究者育成は、上述したような成果を得ており、大きな長所として評価できるであろう。研究開発推進機構における若手研究者育成はこうした長所をいかに継承・発展させるかが課題となる。

平成１９年度は発足一年目であるが、若手教員が相互に連絡を取りあいながら有機的な連携を保ちつつ、機構設立の趣旨に沿った研究事業の遂行や次年度事業計画の策定などが実施されており、機構への組織改編は一定の成果を見せつつある。ただし、具体的な研究内容のレベルでは各機関ごとの縦割りとなっている部分も見受けられ、今後は機構全体を横断し得る学際研究・共同研究事業を構築することが望まれる。また、若手専任教員は再編初年度であること、およびＯＲＣ事業への従事など、多くの業務を抱えることとなり、各個人の研究に割く時間が不足している点も問題に挙げられる。

将来の改善・改革に向けた方策

本章の第６節で述べたように、ＡＭＣ棟完成後は専任教員の研究室や若手研究員専用の研究スペースなどが整備され、研究専用スペースも拡充されることとなっており、大幅な研究環境の改善がはかられる。

また、ＯＲＣ整備事業では、学内外の幅広い人材が事業に参画して共同研究に従事しており、こうした人材育成策が恒常的・継続的に実施されることによって、機構だけではなく大学全体の人材育成が質量共に充実していくことが期待できよう。また、機構の業務が安定し、大学事務局との連携や機関間の連絡等を円滑・合理化することにより、若手研究者の繁忙も緩和されることが見込まれる。

１１．管理・運営

現状の説明

研究開発推進機構（以下、「機構」という。）の組織及び運営等を審議する機関としては、学長、理事（教学担当)、機構長、副機構長、機構の各機関長、各学部長、大学院委員長、図書館長、情報センター長、大学事務局長で構成される研究開発推進機構運営委員会（以下、「運営委員会」という。）が設置されている。運営委員会で審議されるのは機構の研究教育計画、予算・決算、人事、規程の制定及び改廃、その他機構の運営等に関わる重要な事項となっている。

運営委員会の下には、機構の円滑な運営及び推進を図ることを目的として研究開発推進機構企画委員会（以下、「企画委員会」という。）が設置されている。

企画委員会は、機構長、副機構長、研究開発推進センター長、企画調整員、研究開発推進員、機構の各機関から選出される者及び学術メディアセンター事務部から選出される者で構成されている。企画委員会の任務は、機構の総合的な研究計画の原案を作成し、あわせて機構の各機関において遂行す

る事業を円滑たらしめるために必要な企画、立案及び調整にあり、概ね毎月１回開催されている。

機構の各機関にはそれぞれ会議が設置されており、各機関の設置目的、研究推進を柔軟にはかる体制をとっているとともに、運営委員会、企画委員会との相互連携を取りやすい仕組みが構築されている。

点検・評価、長所と問題点

現状の説明で示した機構の管理・運営組織、システムは、建学の理念に基づく研究の推進を行なうために必要十分な体制となっている。

各機関の研究の独自性を尊重しつつ、大学全体としてトータルコーディネイトすることが可能な管理・運営体制を構築しているところに特色があり、長所であると言える。

一方、機構の機関には社会科学系の研究組織が設置されていないため、その研究体制と併せて脆弱さをカバーするに至っていない点に問題点がある。

将来の改善・改革に向けた方策

運営委員会レベルでは機構の研究教育計画について全学的に周知する機会が担保されているものの、機構内に社会科学系の研究機関が設置されていないことから、当該分野、或いは少数の自然科学系分野から本学の目標にアプローチする機会が乏しい。それらを進展させるための機関を設置するとともに、企画委員会等で管理・運営を行なうシステムを構築することによって、解消するものと考えられる。

第８章　施設・設備

目標

１．施設・設備
- 大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備
- 社会へ開放される施設・設備の整備
- 記念施設・保存建物の保存・活用
- キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制確立
- 「学生のための生活の場」の整備
- 施設・設備面における障害者への配慮
- 大学院専用の施設・設備の整備

２．情報インフラ
- ネットワークを利用した教育・環境支援機能を充実させ教育資源へのアクセサビリティ（いつでも・どこでも）を向上させる
- 教育・研究コンテンツを蓄積し、教育資源の有効活用を図る

１．教育・研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況

（１）校地および周辺環境

現状の説明

本学は渋谷キャンパス校地（東京都渋谷区：25,500.72 ㎡）とたまプラーザキャンパス校地（神奈川県横浜市青葉区：63,234.97 ㎡）の２キャンパスと相模原運動場（神奈川県相模原市淵野辺：18,590.65 ㎡）とその他の厚生施設敷地（44,067.42 ㎡）とを合わせて 151,393.76 ㎡の校地を有している。そのうち、設置基準上の保有面積は 107,326.34 ㎡で、設置基準を充足している（大学基礎データ【表 36】参照）。

渋谷キャンパスは、渋谷駅から徒歩 12 分、恵比寿駅、表参道駅からそれぞれ徒歩 15 分程度の文教地区に位置し、大きく分けて中央敷地、常磐松（北側）敷地、南側敷地の３敷地から形成されている。中央敷地には若木タワー、本館・図書館（平成２０年度解体予定）、百周年記念館、120 周年記念２号館の 5 棟を擁し、南側敷地には 120 周年記念１号館、体育館、若木会館、国際交流会館の４棟が配置されている。また、北側敷地では学術メディアセンター棟（平成 20 年 3 月竣功予定。以下「ＡＭＣ棟」とする）を建設中である。

たまプラーザキャンパスは、東急田園都市線たまプラーザ駅より徒歩 5 分の住宅地の中にあり、大きく分けて校舎敷地と運動場敷地、厚生施設敷地から構成されている。校舎敷地には１・２号館、体育館、運動場敷地には３号館、野球場、球技場、テニスコート、雨天体操場等を持ち、厚生施設敷地にはスポーツ学寮およびテニスコートを整備している。

相模原運動場はＪＲ横浜線淵野辺駅より徒歩 15 分の場所に位置し、テニスコート、球技場をもつ課外活動施設として活用している。

点検・評価、長所と問題点

両キャンパス共、都市部にありながら閑静な文教地区や住宅地に位置し、絶好の教育・研究環境と言える。キャンパスへのアクセスもＪＲ・私鉄の主要幹線から徒歩圏内であり、渋谷キャンパスは都

営バス路線（渋谷駅より 5 分）に隣接し、交通至便な校地である。また、たまプラーザキャンパスは渋谷駅から東急田園都市線で約 20 分の地にあり、学生・教職員のキャンパス間移動も１時間以内でできる距離である。従って両キャンパスの教室・講堂等は学内外を問わず学会、研究会をはじめ各種講演会、発表会、模擬試験、採用試験会場といった利用の要望が多く、幅広い用途に開放している。

両キャンパスの各敷地は、用途毎の建物をできるだけ集約し、それらを機能的に配置することにより、学生・教職員に使い易いキャンパスとなっている。また、敷地内の余裕地には可能な限り植栽を整備し、既存樹木の保存にも努めており、渋谷キャンパス 120 周年記念１・２号館および若木タワーの屋上には屋上緑化を施し、環境にやさしい緑豊かなキャンパス創りに努めている。さらに、たまプラーザキャンパスには教職員の有志によって植えられた万葉植物で形成した「萬葉の小径」など、二酸化炭素排出削減に向けたキャンパスの緑化と景観のよさを維持させている。このスペースは近隣住民にも開放しており、一般の方の憩いの場としても親しまれている。

校地は渋谷、たまプラーザキャンパス共に 3 つの敷地から成り、その敷地間に公道があり、学生教職員の動線を分断する結果を招いている。しかし、渋谷キャンパスにおいては、120 周年記念１・２号館は公道によって隔てられているものの、学生や近隣住民のために歩道状空地を設け、さらに各２階に連絡橋（道路上空通路）を架け、校舎間の移動の便の他に歩車分離による交通の安全を確保している。しかし、たまプラーザキャンパスは敷地間の高低差が使用に際して不便が残るほか、両キャンパスともに借地が校地内に残存しており、将来への課題となっている。

将来の改善・改革に向けた方策

渋谷キャンパスの教育・研究環境の改善のために、現在「渋谷キャンパス再開発計画」を進めており、120 周年記念１・２号館および若木タワーの３棟が竣功し、本学の研究拠点となるＡＭＣ棟も平成２０年３月の完成を目指し建設を進行中であり、順次渋谷キャンパス内の校舎の建て替えを実施している。このＡＭＣ棟にも、公道を繋ぐ連絡橋を設け、分断された敷地の不便さを解消すべく計画している。

また、渋谷キャンパス再開発が完了する平成２１年度には、現在たまプラーザに通学する学生を渋谷キャンパスに集中させ、その後のたまプラーザキャンパスの有効利用計画を検討中である。

（２）校舎および施設・設備

現状の説明

１）渋谷キャンパス

中央敷地には、本館および図書館（平成２０年度解体予定）、百周年記念館、120 周年記念２号館、若木タワーの５棟が、南側敷地には、120 周年記念１号館、体育館、若木会館、国際交流センターの建物４棟（合計 44,598.71 ㎡）を有している。また、現在渋谷キャンパスは再開発中であり、常磐松（北側）敷地については、ＡＭＣ棟（17,382.91 ㎡：平成２０年３月竣功予定）を建設中である。

本館は、渋谷キャンパス再開発中のため、常磐松（北側）敷地にあった日本文化研究所、考古学資料館、神道資料館等を仮移転しており、またコンピュータ教室のほか一般教室、実習室の一部を配置している。

百周年記念館は法科大学院棟として使用し、１階に教学関係事務室、演習室、相談室、弁護士法人渋谷パブリック法律事務所を配置し、２・３階には研究室、ローライブラリー、自習室、４階には 566 人（固定席）収容の百周年記念講堂、地下１・２階部分には学生食堂と課外活動諸室の一部を置く。

120 周年記念１・２号館には 45 の大規模から小規模までの各種教室を設置しており、２号館には本

学の特色である祭式教室および法廷教室を備えている。

若木タワーは地上18階の本学のシンボル的建物であり、低層部分に事務局、中層部分に大学院関連施設、高層部分に教員個人研究室・資料室・研究開発推進センター等を配し、最上階には有栖川宮記念ホールを置いている。

体育館内には、フロアーと卓球場、柔・剣道場を有し、隣接する若木会館には体育系・文化系の課外活動部室をはじめ、弓道場、男女更衣室、トレーニング室、音楽練習室等課外活動の場として活用している。国際交流センターには事務室と研究室の一部の他、招聘研究員の居室を備えている。また、体育館東側脇には、仮設の生協売店を置いている。

２）たまプラーザキャンパス

校舎敷地には１・２号館、体育館の３棟があり、運動場敷地には３号館、雨天体操場、管理棟の３棟、厚生施設敷地には若木２１（学生関係施設）の計７棟（38,140.65㎡）がある。

１号館は教室棟で、その１階が事務室となっている。２号館は低層部分に学生ホール、図書館が入り、上層部分には各学部の共同研究室がある。体育館には、フロアー・弓道場・卓球場・柔・剣道場があり、３号館は１階が演習室、上階が研究室となっている。雨天体操場はフロアーのみのため、管理棟に更衣室、倉庫などがある。若木２１は、課外活動系部室を中心に、学生ホール、各種練習室、トレーニング室が設けられ、生協売店および学生食堂を併設している。

３）相模原運動場

課外活動専用の施設であり、テニスコート・球技場・ゲートボール場が主な施設である。付属施設としてシャワールーム・部室および課外活動用の倉庫を設置している。

４）厚生施設

スポーツ学寮１棟（青葉寮［硬式野球部・柔道部・剣道部・スキー部合同合宿所…174名収容］：神奈川県横浜市青葉区）、厚生寮２棟（蓼科寮［学生・教職員用…76名収容］：長野県北佐久郡、叢隠寮［教職員用…15名収容］：神奈川県足柄下郡箱根町）を所有している。

点検・評価、長所と問題点

１）渋谷キャンパス

渋谷キャンパス再開発の建替えにより、従来からの本学の大きな課題のひとつであった校舎の老朽化に伴う耐震性の確保の問題は解消しつつある。キャンパス内の各建物については、再開発計画に合わせてバリアフリー化を順次すすめており、キャンパス内の８割以上の建物に、エレベータ、多目的トイレ、斜路（スロープ）、誘導ブロック等を設置している。また、百周年記念館屋上には太陽光発電パネルを設置し、同建物の電気供給の補助とし省エネに寄与すると同時に、環境関係授業の教材としても活用している。これらの施設設備改善計画にあたっては、「渋谷キャンパス再開発プロジェクト」、「たまプラーザプロジェクト」をはじめとする専門プロジェクトを恒常的に設置し、学生・教職員・一般の方のニーズの移り変わりに柔軟に対応できるような体制を確立している。

教育研究環境としては、渋谷キャンパス若木タワー内（平成１８年６月竣功）に全専任教員の個人研究室（１人１室21㎡）を完全個室化し、平成１７年度と比較すると1,100㎡超の面積増加が実現し、優れた研究環境とゼミ等の少人数教育等に有効に活用できるものとして整備している。同若木タワーには５階に大学院専用の演習室10室（579.22㎡）、６階に学生研究室２室（182.80㎡）を文学・法学・経済学研究科の大学院専用施設として学部施設とは離して配置しており、静謐かつ落ち着いた教育研究環境を創出している。これは平成１７年度と１８年度を比較すると、演習室面積で1.87倍、学生研究室面積で1.19倍のスペースを確保できている。また、法務研究科（法科大学院）については百周年

記念館に専用自習室（１人１キャレル）を設置し、24 時間開放としており、同館２階にはローライブラリーを併設し、質・量ともに充実した教育研究環境を提供している。さらに同館１階法科大学院事務室の隣には、東京弁護士会に「渋谷パブリック法律事務所」が開設されている。

学部の教室のほとんどを敷地の東側に位置する 120 周年記念１・２号館に集約し、学生の利便性の向上を図り、また安全確保のために公道を跨ぐ連絡橋を設置している。今後は再開発最終期に３号館を 120 周年記念２号館に隣接させて建設し、教室群の集約を完結する。この完結により、再開発前に比べて 1.6 倍の教室面積が確保できることとなる。また、教室内設備についても、現状としては全ての教室の 54%にビデオプロジェクタ、書画カメラ等マルチメディア機器を設置している。今後も、授業形態のデジタル化に合わせて順次マルチメディア化を進める予定である。

本館には１階正面入口前に神道資料館を仮配置して公開しており、再開発中も閉館せず、アクセスの良い場所に配置することで、一般を含めての学習・研究意欲の低下を防ぐ努力をしている。加えて、本学正門西側には神道系大学の象徴である神殿を構え、荘厳かつ静謐な雰囲気を醸し出しており、落ち着いた教育・研究環境を創り出している。一方、考古学資料館は現在収蔵庫を本館１・２階に仮配置しているが、公開スペースを確保できず、ＡＭＣ棟が完成するまでの間はやむを得ず閉館し、収蔵庫内での資料整理作業にあたっている。

若木タワー内低層部には再開発前に散在していた事務局を集約して、学生利用窓口も開放感を高めるなどして使いやすいものに改変することができた。しかし、その一方で学生の憩える場所（学生ホール・食堂等）が再開発前より極端に減少しており、早急な整備を望む声があがっている。

昭和３８年竣功の体育館は、現行の耐震基準を満たしておらず、建物強度に不安を残している。

課外活動系諸室については、旧若木２号館を全面改装して若木会館と名称を変更し、旧若木１号館・２号館にあった課外活動諸室を若木会館・百周年記念館地下階に集約し、教育・研究関係棟とは別棟に収容し、音楽系部会は地下部分に置くなどして、演奏音等で教育・研究活動や周辺地域の生活に支障をきたさないよう配慮している。

２）たまプラーザキャンパス

管理棟、雨天体操場を除く全ての建物が昭和６０年以降に建築されたもので、新耐震基準の適用を受けており、安全性は確保されている。

講義室は、渋谷キャンパスと同じように面積的には余裕をもたせており、空間的にはゆとりある教育環境を創出できている。一方、マルチメディア機器の需要は年々あがってきており、現在全教室の３割程度しか導入がなく、併せて老朽化の問題もあり今後いかに対応するかを検討する時期に来ていると思われる。

語学学習施設については、３号館に「ＡＶ演習室」を設置しており、その中にＬＬ機能ももたせて活用している。この３号館には、教員研究室に演習・実習室を隣接させ、演習やゼミなど緊密な関係で教育活動を施せるような工夫もしている。

研究活動に資する研究室については、渋谷キャンパス若木タワー内に全教員の個人研究室を設けたことにより、同キャンパスは共同利用での研究室のみが存在するかたちとなり、理想の研究環境とは言えず、教員控室のような利用形態にとどまっている。

また、平成４年４月より使用を開始した若木２１は 9,000 ㎡超の床面積を誇る建物であり、課外活動の殿堂として質実ともに本邦有数の学生関係施設といえる。

しかし、このキャンパス全体の欠点としては、グラウンド等がキャンパスの中央に位置するため、校舎棟から学生関係施設へも多少の移動時間を要するところにある。

また前述したとおり、たまプラーザキャンパスは渋谷キャンパス再開発により、教育研究拠点の渋谷キャンパスへの再集中が進む中、今後の有効利用について更なる検討が必要である。

３）相模原運動場

課外活動専用としてのグラウンド（球技場）およびテニスコート（8 面）は、シャワールーム・部室や用具庫も整備されており、課外教育の成果をあげるには最適の施設である。

４）厚生施設

本学の学生寮は、「國學院大學スポーツ学寮規程」・「國學院大學スポーツ学寮細則」に基づき設置されているもので、強化部会・第２次強化部会に所属する学生に対し、建学の精神・教学の方針にのっとり、学寮における集団生活を通じて人格陶冶と学生生活の充実を図ることを目的としている。スポーツ学寮（青葉寮）はたまプラーザキャンパスに隣接し、通学に負担をかけず、学生の学習意欲の低下が起こらない場所に配置している。居室は１室２名が中心であり、学習用の机も作り付けのものを全員分設置している。また、集会室・自習室等も併設し、自己学習に支障のないよう、最大限の配慮を行なっている。さらに、各寮には住み込みの寮監（教職員）を配置し、心身両面からのケアも出来る体制が整っている。

厚生寮（蓼科寮）については、長野県蓼科の山麓に位置し、76 名程度までのゼミや研究会、課外活動の合宿が可能である。指導教員用室、セミナー室や小体育館も併設しており、正課・課外を問わず、教育・学習活動には最適の環境といえる。

将来の改善・改革に向けた方策

１）渋谷キャンパス

校地の項でも触れたように、渋谷キャンパスの建物の老朽化、施設の狭隘等を解消することを目的として平成９年度から再開発の検討を続けてきた。そして、平成１１年１２月より正式に「渋谷キャンパス再開発」をスタートし、検討プロジェクトチームを組んで計画を練り、前述のとおり 120 周年記念１・２号館、若木タワーがすでに完成し、平成２０年の竣功を目指すべくＡＭＣ棟の新築工事を進めている。

この再開発計画は、「フルタイムでのキャンパスライフを可能とする２１世紀の都市型キャンパスの創造」をキーワードに以下の基本理念により進めている。

～『國學院大學渋谷キャンパス再開発』基本理念～

「生涯学習の進展による大学の多世代化や、修学時間の多様化、海外とのリアルタイムな交流による 24 時間化が進むなかで、キャンパスは学問を修めに来る場から、生活空間としての性質を備えた総合施設へと転換し始めている。そのため大学は、学生、教員、職員のみならず、そこに係わる市民すべてにとって住み心地の良い場所となることが必要である。」

「高度情報化社会の到来に伴い、大学の機能は知識を生み、授けるという一方通行ではなくなり、経済界・政策との連携や海外研究機関との情報交換、教授や学生の起業化などの動きに代表される横糸での繋がりや、小学校からの一貫教育化と生涯教育やリカレント教育などの縦糸の多様な活動を通じて、知的ネットワークの中心に位置づけられるようになってきた。」

この基本理念をもとに、①明快で機能的に構成された、快適で安全な教育・研究環境作りを通じて、本学の建学の精神を実現するキャンパスを創る、②キャンパス内はもちろん、都市と連携した共用空間の充実をはかり、これからの都市型大学に求められる知的交流の中心としての役割を果たす、③維持管理が容易で、ライフサイクルコストが最小となる施設設計を通じて、地球環境負荷の軽減にも寄与するエコキャンパスを創ることを基本方針としている。

計画の概要は、既存の百周年記念館、旧若木２号館（現若木会館）、体育館、国際交流センターを残し、その他の建物を８年程度の工期をかけて順次建て替えていくもので、総建築床面積は５万㎡（既設校舎面積の約 1.5 倍）を超える。工期中は極力仮設校舎やたまプラーザキャンパスへの仮移転に依存せず、渋谷キャンパスに居ながらにしてのローリングプランを実施する。新校舎は、講義室ゾーン、研究ゾーン、事務・管理ゾーン、メディアゾーン、厚生ゾーン、公開ゾーンというように、明確な機能配置にし、中央敷地には高層のシンボル棟「若木タワー」が完成した。また、公道を挟んだ建物には、それぞれ連絡橋を設け、学生・教職員の動線をスムーズにし、キャンパス全体に一体感を持たせ、加えて耐震性・安全性の向上をはかる。さらに、バリアフリーはもちろんのこと、屋上緑化や雨水の再利用など、人と環境に優しいキャンパスを目指して検討を重ねている。平成２１年度には最終期の「３号館」が完成し、一連の再開発計画を完了する。

学生ホールや食堂などの厚生施設の不足については、現在建設中のＡＭＣ棟にカフェラウンジ（150 名収容）とイベントラウンジ（300 ㎡）を設け、さらに次期計画である３号館には 650 名収容の食堂と 300 ㎡を超える学生ホールを整備する予定であり、平成２１年度には問題を解消できることになる。

また、渋谷キャンパス再開発完了後、平成２２年度以降に、建物の耐震強度が確保されていない体育館の建て替え等の検討を行なっていく予定である。

２）たまプラーザキャンパス

敷地の地形と建物の配置のため、校舎間の移動時間の短縮は如何ともし難いところではあるが、休み時間帯の見直しなどでその困難さを解消することは可能であろう。

教育用機器･備品については、映像・情報関連を中心に年次計画を立て、再利用計画の進捗状況とも合わせて随時更新・拡充していく予定である。

校舎敷地の借地部分の買収は、引き続き地主との交渉を重ねていく予定である。

また、現在渋谷キャンパス再開発のため、たまプラーザキャンパスの施設設備のメンテナンスが一部計画的に着手できていないところがあるので、同じく平成２２年度以降の改修計画に組み込んでおく必要がある。

３）相模原運動場

課外活動の継続、発展をはかるうえで、現在の施設・設備環境を維持することが肝要であり、そのためのメンテナンス計画を策定しなければならない。

４）厚生施設

厚生寮（蓼科寮）については、施設・設備等の教育・学習環境は整備できているが、交通の便が悪いうえ学生には自動車での来寮を認めていない関係で利用者は必ずしも多いとは言えない。また、建物は築 20 年以上経過しており、雪害等による老朽化が激しく、維持費用は年々増大している。今後は最寄り駅からの送迎を実施するなどの工夫をし、利用者を増やす努力をしていく。

２．施設・設備を維持・管理するための責任体制の確立状況

現状の説明

「学校法人國學院大學固定資産および物品管理規程」および「学校法人國學院大學固定資産および物品調達規程」に基づき、主管部課、管理責任者、管理担当者を定めている。

建物については、財務部管財課が主管課となり、全ての建物ごとに、短期・中期・長期に分けた改修・修繕計画および予算を立て、その維持・管理にあたっている。

施設・設備の修繕・保守については、専任の電気・ボイラー技師を中心に、一部外部委託業者を取

り入れて日々のメンテナンスにあたっている。清掃および警備については全て外部業者に委託している。

機器備品については、設置・保管部署の管理責任者を中心に、調達から維持・管理、除却に至るまでをルーチン化している。

防災体制については、昭和５８年１月に制定した「國學院大學消防計画」および「國學院大學大規模地震防災応急計画」、「國學院大學大規模地震対策マニュアル」を基礎に、「自衛消防隊」、「地震防災隊」などを編成して、年に１回ないし２回の防災総合訓練を行なっている。また、有事の際の防災備蓄品を、渋谷、たまプラーザ両キャンパスに常時相当数保管している。

点検・評価、長所と問題点

全ての建物、施設・設備は、規程に則り適切に維持・管理している。各種の法定点検なども、財務部管財課の監督の下、学内技師および委託業者により、遺漏なく遂行されている。ただし、機器備品の管理については、各設置部署に委ねているが、その点数が多いことなどから、管理体制が煩雑化しているところもある。

平成１２年度には若木育成会（父母会）から、渋谷、たまプラーザの両キャンパスに防災資機材倉庫および発電機、浄水器などの寄贈を受け、一層の防災体制の強化がはかられている。加えて、消防・防火設備についても、平成１２年度の消防署の査察により、欠陥個所の指摘を受け、補修・改修工事をすでに完了し、万全の施設体制となっている。

将来の改善・改革に向けた方策

前記した、機器備品の管理責任体制を、規程の見直しを含めて再度検討し、適正な維持・管理が実現できるような組織づくりが急務である。

また、渋谷キャンパスは再開発を進めており、新しい建物、施設・設備、機器備品のための新しい管理・責任体制の確立が急がれる。併せて、施設・設備の内容についても、熱源やセキュリティなどの一元管理（コンピュータ制御）や、ランニングコストの年次計画を含めたビル総合管理等が出来るようなシステムの導入が不可欠である。

防災については、「國學院大學大規模地震対策マニュアル」をさらに充実させ、教職員に避難経路の確保、学生へ一時避難所への誘導等を周知徹底すると共に、今以上に防火管理者のみならず、全ての学生・教職員にその知識と実践を身につけるための啓発活動（総合訓練など）を積極的に実施していく。

３．情報インフラについて

（１）教育環境を支援するインフラの状況

現状の説明

１）教育支援システムと情報提供端末

教育環境を支援する情報インフラとして、Ｋ－ＳＭＡＰＹと呼ばれる教育支援システムや表 8-1 に示す各種システムを利用する環境が整備され、学内のネットワークや自宅等の学外からインターネットや携帯電話を利用してアクセスすることができる。また、学内の各建物にＫ－ＰＩＴと呼ばれる個人向け情報を提供する情報端末が設置され、パソコンを持ち込まずに情報へのアクセスが可能になっている。個人向け情報以外にも一般的な学生向けの情報発信機器としてＫ－ＬＯＯＫと呼ばれる大型ディスプレイを利用した情報提供が行なわれている。e-learning の利用が可能となり、入学前教育や、一部の授業での利用が行なわれている。

表 8-1　教育研究サービスを提供する学内外から利用可能な主なサーバ

サーバ・システム名	主な機能
大学ウェブサーバ	大学・研究機関ウェブコンテンツの提供
教育研究用Ｗｅｂサーバ	学部、研究室、研究グループのコンテンツ公開 授業でのウェブページ作成
メールサーバ	メーリングリスト メール（教職員、学生向け）／ウェブメール機能を含む
グループウェアサーバ	情報共有フォルダの利用
ファイルサーバ	教職員、学生向けデータサーバ
ストリーミングサーバ	動画配信、e-learning サービス
Ｗｅｂ教育支援システム （Ｋ－ＳＭＡＰＹ）	履修登録、成績参照、時間割確認、休講情報、就職支援、出席管理、学生生活支援、アンケート機能等
その他のインターネットを利用した主なシステム	図書館システム、教員業績管理システム

２）学内でのコンピュータ、ネットワーク利用環境

学内の教育支援のためのコンピュータ施設として表 8-2 に示すように、コンピュータ教室が渋谷キャンパス、たまプラーザキャンパスに設けられている。授業利用以外に自習専用の教室が設けられており学生が常時利用することができる。その他に学生が各自のパソコンを学内のネットワークに接続する環境として、表 8-3 に示すように無線ＬＡＮのアクセスポイント、ＬＡＮ接続のための情報コンセントが用意されている。無線ＬＡＮアクセスポイントおよび情報コンセントは、教室の他に学生が自由に利用できるラウンジに設置されている。

表 8-2　コンピュータ等整備状況

渋谷キャンパス					
	C1 教室	C2 教室	C3 教室	自習室	準備室・その他
パーソナルコンピュータ	71 台	61 台	31 台	46 台	4 台
プリンタ	3 台	2 台	1 台		2 台
たまプラーザキャンパス					
	C1 教室	C2 教室	C3 教室	自習室	準備室・その他
パーソナルコンピュータ	71 台	61 台	61 台	45 台	12 台
プリンタ	3 台	2 台	2 台		3 台

表 8-3　ネットワーク整備状況

無線 LAN アクセスポイント ※（）内アクセスポイント数	渋谷：3 教室（9）、ラウンジ（5）、研究室エリア（9） たまプラーザ：　2 教室（4）
学生向け情報コンセント状況 ※全教室に講師用として最低 1 ポートの情報コンセントが設置されている	渋谷：300 ポート／1 教室、5 ポート／1 教室 ラウンジ：28 ポート（1 号館）32 ポート（2 号館） 27 ポート（若木タワー） たまプラーザ：210 ポート／1 教室、180 ポート／1 教室
ダイアルアップ回線数	渋谷 24 回線、たまプラ 24 回線

キャンパス間通信 渋谷-たまプラーザ	3Gbps
インターネット回線速度	100Mbps
学内基幹 LAN 回線速度	1Gbps

点検・評価、長所と問題点

Ｗｅｂを利用した教育支援システムであるＫ－ＳＭＡＰＹの利用が広がり、学生は授業時間以外でも教員と授業課題や研究に関する情報交換を行なう機会が格段に多くなっている。教員と学生が密接に情報交換する機会が広がることは、教員の意図する教育内容や方針を的確に学生に伝達する効果が期待できる。大学では情報へのアクセスをより円滑に行なうため、個人向けの情報提供機器として、２つのキャンパスにＫ－ＰＩＴが配置されており（表 8-4 参照）、個人のパソコンやコンピュータ教室に足を運ぶことなく、学生証をかざすだけでアクセスが可能になっている。Ｋ－ＰＩＴでは、携帯電話よりも、短時間でより多くの情報を簡易に取得できるため、利用頻度は非常に高い。

表 8-4　情報端末

情報機器	渋谷キャンパス	たまプラーザキャンパス
Ｋ－ＰＩＴ （個人向け情報提供端末）	1 号館：3 台 2 号館：3 台 若木タワー：3 台	1 号館：3 台
Ｋ－ＬＯＯＫ （大型ディスプレイ一般情報提供端末）	1 号館：2 画面 2 号館：1 画面	1 号館：1 画面

教室の情報コンセントや無線ＬＡＮ以外に、いつでも自由にアクセスが可能な各建物のラウンジに、情報コンセントや無線ＬＡＮ、電源コンセントを利用できる環境が配置されたことで、学生は学内の様々な場所で、教育支援システムの利用やインターネットでの情報収集が可能となり、個人のパソコンを利用した教育研究活動がしやすい環境が整備されてきている。

無線ＬＡＮについては規格が複数あり、接続するためのソフトの設定もメーカーによって違いがある。また無線ＬＡＮは１つのアクセスポイントに対して複数の利用者が広い範囲で利用できる反面、電波が大学敷地外まで送信されてしまうことで、セキュリティ上の配慮が重要である。セキュリティ強化の手段としてユーザ認証と暗号化が必要な仕組みとなっているが、利用者側の認証や設定操作が必要になるなど、操作が煩雑になることで無線ＬＡＮの利用拡大を妨げる一因となっている。

一方で、学生・教員ともそうした情報機器やシステムの利用が進むのとは反対に、あまり利用しない学生や教員も多い。利用に不慣れな学生や教員を支援する体制の充実が必要である。

また、情報利用環境や利用が拡大し、教育にも情報機器や環境が組み込まれる範囲が広がる状況下では、ニーズもまた、より広範囲かつ多様なものとなってきている。少ないスタッフで対応するために、基本的な機能やサービスの提供に限定せざるを得ない。多様なニーズに対応できないことが教育サービスの質の面で遅れを取る一因にもなりかねない。

将来の改善・改革に向けた方策

渋谷キャンパスの再開発により、平成２０年度からコンピュータ教室が増えるため、学生が利用できるコンピュータ台数が増大する。それに伴い、無線ＬＡＮ環境が改善され、情報コンセントの数が

増え、Ｋ－ＰＩＴが増設される予定である。一方、情報機器を利用した教育のニーズの多様化に合わせて、小教室の利用の増加が求められる。ソフトウェアの多様化が進むので、不慣れな学生や教員への支援を可能にするため、スタッフの増員や質の向上が必要となる。そのため長期的な視野に立った教室や情報機器の利用計画を策定するとともに、利用に関する講習会や説明会、掲示等によるアナウンスにより利用の促進と提供サービスの質の向上を図る。

情報面で教育を支援するスタッフが広範なニーズに対応できることを目的として、スタッフ研修をさらに強化し､長期的な教育計画を策定するとともに､その効果を検証しつつ効率的な研修を行なう。

（２）研究環境を支援するインフラの状況

現状の説明

すべての研究室には学内ＬＡＮへアクセスするための情報コンセントが設置されるとともに、研究室が集中している若木タワーについて、資料室など共同利用施設があるフロアに無線ＬＡＮ環境が整備された。平成１９年教育研究用ウェブサーバの性能向上のためサーバを更新した。

システム面では教育支援システムであるＫ－ＳＭＡＰＹが稼働している。e-learning システムと連携することにより授業資料など各種資料の提供だけでなく、動画配信（ストリーミング）も利用が可能になっている。平成１８年から研究利用目的のストリーミング編集のためのメディア編集室が渋谷キャンパス内に１室設置され､デジタルビデオカメラ､編集用パソコン､編集用ソフト､スキャナー､プリンタが利用できる。

平成１９年度には教員業績管理システムが稼働した。

平成１７年に初めて研究室など研究設備のサポートとして要員を配置し、平成１８年にＳＥを１名増員した。

点検・評価、長所と問題点

研究用のインフラとしての、インターネット・ネットワークの利用環境はすべての研究室で利用可能となっており､補完機能として無線ＬＡＮのアクセスポイントが研究エリアでも増設されたことで、研究に関してネットワーク面でのインフラは整っている。

Ｋ－ＳＭＡＰＹは平成１９年度にアンケート機能が追加され、教育や研究活動など様々な分野で利用されるなど年々機能の強化が図られている。

教育研究面では地方や海外の研究映像資料の利用・加工の利用が拡大しており、映像が共同研究に利用されている。映像やコンテンツなどのメディア編集が可能な環境が整備されたことで、情報共有の利便性が高まり、映像による研究効果を高めている。

一方、映像など各種デジタルコンテンツの加工や利用には、ある程度の技術が必要となるため、利用は一部にとどまっている。また、メディア編集のためのコンピュータや機器が整備されているが、研究施設と密に連携し、研究者がより利用しやすい場所に設備を整えるとともに、利用を支援するスタッフの質の充実を図る必要がある。

また、映像コンテンツや学内の各種データベースが分散されており、利用者は個々のシステムにアクセスする必要がある。そのため、利用したい各研究情報へ容易に検索・アクセスできる環境とはいえない。

将来の改善・改革に向けた方策

インターネットを含めたネットワーク利用に関しては映像情報の占める割合が拡大しており、研究用のインフラとしてのネットワークも、今後さらに広帯域の利用環境が必要とされる。ネットワーク

については、設備の更新を行なう際に、将来的な広帯域の設備への対応が可能な仕様とするよう計画するとともに、インターネット回線についても将来的な帯域の強化を検討する。また、教育・研究へのネットワーク利用の度合いが高まるにつれて、ネットワークやサーバの停止が与える影響は大きくなっている。ネットワークやサーバについては停止の頻度が少ないシステム構成となるよう計画を行なう。

映像など各種デジタルコンテンツの加工や利用の増加に対応するため、編集機器の充実やスタッフの研修による質の充実を図る。また、ネットワークを利用した大容量のデジタルデータの保存が可能な環境の整備や、研究室や研究施設から利用しやすい場所での設備の充実を図り、利用しやすい環境の更なる改善を行なう。

現在、分散して構築されている各種データベースについて統合化を図り、横断的な検索を可能にすることで連携を強化し、学術資産の利用効率を上げる。また、分散されている各種データベースについても将来的な統合を計画する。

（３）情報インフラの管理状況と、利用者への利用上の配慮

現状の説明

１）情報インフラの管理状況

ネットワークについては監視ソフトによる稼働監視を行なっている。インターネット、渋谷・たまプラーザ間のネットワークは、委託先プロバイダによる監視が行なわれており、何らかの原因による障害が発生した際は速やかに通知される。基幹システムの中核となる各種サーバは、サーバメーカーのリモート監視システムを導入し、障害が発生した場合、メーカー側より速やかに通知される。

２）利用者への利用上の配慮

利用者は大学が供与したユーザＩＤを学内の各システムで利用できる。学内の情報提供システム、Ｋ－ＬＯＯＫ、Ｋ－ＰＩＴ、Ｋ－ＳＭＡＰＹ、掲示などの利用案内のほか、コンピュータ準備室にサポートスタッフを配置し、利用者支援を行なっている。渋谷・たまプラーザ間は従来の２Gbps（ギガビット毎秒）での接続から３Gbps での接続へ速度向上がなされた。

点検・評価、長所と問題点

１）情報インフラの管理状況

授業支援、就職支援、出席管理など学生サービスや教育研究に密接に関係している情報インフラとしてのネットワークや各種サーバは、人による監視のほか、サーバメーカーによるリモート監視を行なうことで、障害発生時に速やかに復旧への対応ができるようになった。また、渋谷・たまプラーザ間のネットワーク帯域の高速化により､渋谷･たまプラーザどちらのキャンパスからも学内ネットワークを違和感なく利用できる。ネットワーク帯域が高速化されたことで、渋谷・たまプラーザ間のサーバ連携がより密になり、キャンパス間でサーバ機能が補完されるとともに、相互にバックアップを行なうことにより大規模な災害などに対する障害対応能力を高めている。

一方、ネットワークの高速化および利用の拡大に伴い、高性能な機器が大幅に増加し、維持のための保守のコストが高くなっているため、専門メーカーの支援をすべての機器に及ぼすことができず速やかな障害対応が困難になりつつある。

２）利用者への利用上の配慮

学習や研究支援としての e-learning システムやストリーミングの利用に伴い､平成１８年度から教員や職員への利用研修を行ない､利用の促進を図るとともに､コンピュータ準備室のスタッフに対し、

e-learningやストリーミングの作成技術を習得させ、コンテンツ作成支援を行なっている。

教員による授業コンテンツの作成を計画し研修も行なったが、コンテンツ作成に対する技術的な問題や労力の関係で、利用者の拡大があまり進んでいない。コンピュータ準備室スタッフの研修を集中的に行ない、スタッフによる作成を中心とした体制へ移行している。ストリーミングについては教育研究のほかに、就職活動支援を目的としたコンテンツや利用ガイダンスのコンテンツ化も行なわれている。

将来の改善・改革に向けた方策

情報インフラとしては、安定的かつ継続的サービスの提供が求められている。最も中心的な基幹部分に対して集中的に対障害性を高め、サーバの仮想化やネットワークの二重化などにより、サービスの停止時間を最小にする。

e-learning やストリーミングを利用した各種サービスの案内や利用方法の案内などのコンテンツ化を積極的に進め、e-learningの利用を促進するとともに、利用者への情報発信手段を多様化することで理解の促進・深化を図る。

第９章　図書館

目標

１．図書館施設の運営・管理、学術情報の利用
・ 図書館設備の整備
・ 利用者サービスの充実
・ 利用者の学修・教育研究支援の強化
・ 学術情報等の他大学との協力体制の強化
・ 所有学術資産の積極的な公開
２．学術資料の受け入れ、電子化の状況
・ 教育研究上必要な資料の体系的整備と量的整備
・ 効率的な予算執行を伴う学術資料の充実と整備
・ 計画的な学術資料の電子化と整備

１．図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備と量的整備状況

（１）資料の収集・受け入れ

現状の説明

本学の母体である皇典講究所創設以来収集されてきた蔵書は、現在約 136 万冊である。蔵書数は、同規模の人文・社会科学系大学ではトップクラスである。また、質的にも貴重な資料が多く、重要文化財 6 点、旧重要美術品 3 点を有している。

資料の選定については、平成１７年４月１日に策定された「國學院大學図書館収書基本方針」（以下「収書方針」）により、本学の学問伝統および学部構成等を鑑みて行なわれている。新刊図書については、生協等の見計らい選書（分野指定出版社の出版物・非指定出版社の出版物)による選書、出版社からの出版案内、パンフレット、出版情報誌等による選書の２つの方法をとっている。また、シラバスに記載されている参考文献や教員が指定した参考文献に関しても積極的に収集している。旧刊図書については、全国の古書店の「古書目録」等により、本学に必要な資料を収集し、蔵書の補完・充実を図っている。これらの資料の選定･収集にあたっては「國學院大學図書館資料管理および調達規程」(以下「調達規程」)に準拠し、図書館分については司書資格を持つ図書館員、学部資料室分については各学部の教員が選定し、館長が承認したものを各々発注している。

学術雑誌は、購入・寄贈・交換の方法で収集している。購入雑誌および寄贈･交換している学会･協会発行雑誌については､製本して継続受入し､他大学の紀要類は簿外資産として受け入れをしている。また、地方史（誌）類、学術研究機関発行の非売品資料については、積極的に寄贈依頼を行なって収集に努めており、高額資料については、文部科学省の研究設備補助金の申請を行なっている。

図書館と学部資料室間で重複する高額資料がある場合には、発注時に調整を行なっている。また、学術雑誌等を重複して仮受入している場合、原則として学内で一部を製本して保存・活用するように調整を行なっている。

利用者からの資料購入希望については、選定にかけ受け入れの可否を決めているが、特殊なもの以外はほぼ希望に適うようにしている。

国文学・国史学・神道関係を中心とした和漢古典籍・古文書類についての収集は、収書方針に基づき、貴重資料ばかりではなく、その周辺資料（一般和漢古書）を専門の教員のアドバイスを受けつつ、継続的に収集を行なっている。

視聴覚資料については、渋谷キャンパス図書館では機器類の設置が現状では難しいため、たまプラーザキャンパス図書館を中心として収集を行なっている。広く利用者に利用してもらうため、著作権処理済の資料が中心となっている。

近年、経済学部を中心に需要が増加している電子ジャーナルの購入については、ＰＵＬＣ（公私立大学図書館コンソーシアム）に参加することにより共同購入の一端を担っている。

資料の受け入れは「調達規程」に従い、渋谷キャンパス図書館および学部収集分は渋谷キャンパス図書館において受入登録を行ない、たまプラーザキャンパス図書館収集分はたまプラーザキャンパス図書館において受入登録を行なっている。

点検・評価、長所と問題点

資料の重複調整、効率的な予算執行を考慮した場合、資料の発注は図書館に集中させることが望ましい。学術雑誌の収集については、本学におかれている学会と他学会との交換などがあり、重複することはやむを得ないが、保存・活用に関しては学内で集中して行なうよう徹底する必要がある。

古典籍、古文書類の収集については、本学の学問分野に適った資料を系統的かつ継続的に貴重資料を中心に一般和古書をも視野にいれて収集していることは評価できる。しかしながら、限られた予算のなかでは和漢古典籍、古文書類の継続的収集は慎重に行なう必要がある。また、研究分野によっての資料形態の変化（紙媒体から電子媒体への変更など）など実態に即した図書館予算の編成が必要である。

視聴覚資料については、平成２０年３月竣功予定の学術メディアセンター棟（以下「AMC棟」）完成後の設備面を考慮し、渋谷キャンパス図書館においても提供できる体制づくりが必要である。

将来の改善・改革に向けた方策

資料の発注は、図書館での一括発注が望ましい。ただし、図書館員の業務量の増加量の把握、学部資料室員業務量の把握を行なった後、今後の学部資料室の機能・位置付けなどを勘案しながら検討していく。

学術雑誌については、図書館が中心となって保存・活用を図る必要があり、今後、AMC棟における配置場所を中心に検討を行なっていく。

古典籍については、貴重書庫に隣接したスペースに排架することにより、より効率的な研究環境を整備していく。

視聴覚資料については、AMC棟内に「視聴覚ブース」を設置し、たまプラーザキャンパス図書館と調整のうえ、収集を始めることとしている。

また、山手線沿線私立大学図書館コンソーシアムにおいて開始された、大学紀要の分担収集に見られるように、他大学と重点収集分野・大型コレクション等の収集情報を交換し、重複購入の回避など、分担収集、特色ある収書に関して積極的に提案していく。

（２）資料の組織化

現状の説明

資料の書誌情報は、『日本目録規則 1987 年版 改訂第 3 版』・『英米目録規則 第 2 版』・『日本十進分類法 新訂 6 版』にそれぞれ準拠し、国立情報学研究所（ＮＩＩ）のコーディング・マニュアルを参照

し、ＮＩＩの「目録情報の基準」に準拠して、本学の書誌所蔵情報処理システムにより作成している。書誌情報の多くはＮＩＩからその情報をダウンロードして修正等があれば、それを加え、所蔵情報を付加し、本学データサーバーに登録するとともに、本館所蔵分については、ＮＩＩに所蔵をアップロードしている。ただし、論文集や全集など、「内容細目」からの検索を担保するために、本学独自の基準を設けて、利用者がより豊富な検索結果を得られるように組織化している。なお、本学にしか書誌・所蔵が無いものは積極的にＮＩＩに登録している。

平成１７年４月から新図書館システム（富士通　ｉＬｉｓ－ｗａｖｅ）に移行し、それまでシステム対応していなかった、現代中国語・韓国語・ギリシャ語などについて、１８年度より入力を開始した。また、日本文化研究所所蔵資料についても、１８年度より入力を開始した。

和漢古典籍に関しては、平成１９年度受入分から入力を開始した。また、遡及入力が遅れていた製本雑誌についても、「文学」部門の遡及入力が終了し、外国雑誌の遡及及び他部門の遡及入力を行なっている。

点検・評価、長所と問題点

新図書館システムの採用により、和漢古典籍・現代中国語・韓国語・ギリシャ語などの入力が開始されたことは評価できる。また、逐次刊行物の遡及が順調に進み、「請求票」での請求が減少していることは評価できる。しかし、データ製作者がＮＩＩの書誌データに頼る傾向にあり、目録作成能力が退化している傾向が見られ、目録の精度の維持を図ることが急務である。

将来の改善・改革に向けた方策

平成２０年度以降は、本館所蔵分以外の資料についても、ＮＩＩに所蔵をアップロードする予定である。

マイクロ資料および逐次刊行物、中国語・韓国語等の特殊言語資料の遡及入力を積極的に行なうとともに、古典籍資料の組織化に着手し、利用者の利便性を図る。

資料組織化（目録作成）能力の退化は、データ入力の委託（派遣社員）により、図書館員自体に起こってきている。目録作成の精度を継承するために、外部研修による質的向上を図ると共に自己研鑽によりその維持を図る。

デジタル化された貴重資料については、目録データの入力を作成・公開し、書誌データ上からデジタルライブラリーの当該資料へリンクを貼って利用者に提供していく。

（３）配置・保存の現状

現状の説明

図書館所蔵資料は、利用者の利用に応えられるよう、主題別に開架閲覧室および書庫に排架されているが、書庫は毎年増加する資料を排架することが困難なほど資料で満杯になっている。

若木タワー建設に伴い、図書館３階・４階の研究室であった部分を平成１８年度半ばより新たに図書館で利用することが可能となり、書庫の緩和が若干図られた。しかしながら十分な緩和とはなっていない。

また、ＡＭＣ棟建設に伴う渋谷旧収蔵庫の撤去により、一部資料（約 13 万冊）を外部倉庫等に一時的に保管しており、洋資料は、たまプラーザキャンパス図書館の閉架書庫内および新収蔵庫に収蔵している。貴重資料は、書庫２階に貴重書庫を設置し管理を行ない、準貴重資料は別置されている。たまプラーザキャンパス図書館の開架スペース及び閉架書庫部分も満杯に近い状態である。

資料の排架場所の決定は、渋谷、たまプラーザキャンパスの図書館員が選定および排架段階で主題

別の開架室への開架、書庫への閉架を指定している。また、定期的に閲覧室・書庫の整備をするとともに、夏期・春期休暇中に蔵書点検を実施している。学部資料室においては、資料室員が排架、点検作業を行なっている。除籍・抹消・廃棄すべきものは、「調達規程」に準拠し処理している。

資料の保存対策は、書庫の温湿度調整を行ない、一定の環境を保持している。また破損した一般図書資料は修理製本を行ない、古典籍資料の帙作成、燻蒸などの防虫対策を行なうとともに、貴重資料を中心に修復を計画的に行なっている。また、貴重資料を中心に古典籍のデジタル化を実施している。

点検・評価、長所と問題点

渋谷キャンパス図書館には多くの学術資料が所蔵され、利用者の希望に応えられる状況ができていることは大いに評価できる。また、たまプラーザキャンパス図書館は利用率の低い資料以外は全て開架式で、利用者が直接資料を手にすることができることは評価される。

しかし、書庫の中は増加する資料をどのように排架するかで、書棚の組み替え、書庫内閲覧席の削減、書架の増設、別置などを行なっているが、主題によっては床積み状態で、体系的排架ができない場所が増えていることは問題である。

また、渋谷再開発・ＡＭＣ棟建設により、資料が外部倉庫、たまプラーザキャンパス図書館閉架書庫・新収蔵庫、たまプラーザキャンパス研究室等に分散して収蔵されており、有効的利用、効率的運用に支障を来し、利用者への資料提供や蔵書点検が円滑に実施されなくなっている分野があるのは問題である。

将来の改善・改革に向けた方策

平成２０年のＡＭＣ棟完成後は、自動書庫・地下集密書庫・開架スペース・開架集密書庫を効率良く利用し、書庫管理を行なっていく。たまプラーザキャンパスに別置している、洋資料・個人文庫を渋谷に戻すことにより、研究・学修支援を円滑に行なうとともに、たまプラーザキャンパス図書館の狭隘化を解消する。また、重複資料の積極的な除籍を実施する。

２．図書館施設の規模、機器・備品の整備状況

現状の説明

１）図書館施設の規模

渋谷キャンパス図書館の建物は、地上４階、地下１階建であり、一部を折口博士記念古代研究所、研究開発推進機構事務課校史担当、現代ＧＰ教材作成支援室、文学部資料室が使用している。閲覧室としては、主題別閲覧室 3、参考図書室、レファレンスルーム、マイクロ資料閲覧室、特別閲覧室(貴重資料、特別蒐書資料)を設けており、他には河野博士記念室、武田博士記念室を設置している。第三閲覧室には、利用者個人が所有するノートＰＣをインターネットに接続して使えるように処置をした閲覧席を 16 席設けてある。

書庫部分は６層で構成されており、２層に貴重資料書庫、２～６層に書庫内閲覧席を設けている。また、資料の出納用にリフトを、入庫者・資料運搬用にエレベーターを設置している。特に、６層には書庫利用者が個人のノートＰＣを持ち込み利用できる席が用意されている。また、６層と２層には書庫内から所蔵資料情報が検索できるように情報検索端末を設置してある。

事務スペースとして、図書館長室、図書館事務課（３階）と図書館事務課（閲覧担当１階）を配置している。平成４年度から発足した、たまプラーザキャンパス図書館は、研究室との複合建物でその２階から４階までを使用し、開架閲覧室、ＡＶコーナー、閉架書庫、図書館事務課（たまプラーザ担当）を配置している。

２）機器・備品の整備状況

システム関連機器については、平成１７年４月から新システムへの切替により、事務用および利用者用端末を従来の Windows95 機から当時最新のＯＳである WindowsXP 機に移行した。現在、渋谷キャンパスでは、情報検索用端末 40 台（うち、自動請求機能を兼ね備えた情報検索用端末 26 台)、ＣＤ－ＲＯＭ検索用端末 12 台、事務用端末 39 台（図書館システム用 38 台、事務システム用１台)、資料自動貸出装置１台を設置している。また、たまプラーザキャンパスでは、情報検索用端末 6 台、ＣＤ－ＲＯＭ検索用端末１台、事務用端末 8 台（図書館システム用台、事務システム用１台）を設置している。

マイクロ資料関連機器については、渋谷キャンパス図書館において、平成１９年度に最新のマイクロリーダーを設置し、マイクロフィルム(35㎜、16㎜対応)、マイクロフィッシュ対応機 4 台を設置している。また、たまプラーザキャンパスでは、マイクロフィルム(同上)、マイクロフィッシュ対応機器１台を設置している。

視聴覚機器は､たまプラーザキャンパスＡＶコーナーに 10 台のブース(ＬＤ〔ＣＤを含む〕､ＶＴＲ、ＶＨＤ、オーディオカセットに対応)を設置している。

文献複写機は、渋谷キャンパスにおいて、事務エリアに教職員、事務用兼用機 2 台、メインカウンター横にカラー機能を持つ 4 台を含めて、利用者用プリペイドカード対応のコインベンダー機 4 台を設置している。また、たまプラーザキャンパスでは、メインカウンター前にカラー機能を持つ 2 台を含めて、利用者用コインベンダー機 2 台を設置している。

入館システムについては、渋谷、たまプラーザの両キャンパスに、入館者管理システムと資料無断持出し防止システムを設置している。入退館ゲートについては、平成１７年度に渋谷キャンパス図書館の入館システムと､たまプラーザキャンパスの入退館システムを更新した｡特に､たまプラーザキャンパス図書館の入館者管理システムは、ＩＣ・磁気カード併用のシステムとなっている。

点検・評価、長所と問題点

施設面から見ると､渋谷キャンパス図書館の閲覧室に開架されている資料は､本学所蔵資料(マイクロ資料、視聴覚資料、電子資料などを除く)の約 3%にすぎず、利用者が大部分の資料を出納方式により利用せざるを得ない点が問題である。この点は改善する必要があるが、現在の図書館の構造上無理がある。書庫内を含む閲覧室の座席数(特別閲覧室は除く)は 619 席で、渋谷キャンパス図書館の主たる利用対象者の 13%が確保できている。

機器・備品面では、マイクロ資料関連機器を整備し、マイクロ資料をデジタル化することが可能な機器を整備できたことが評価できる。また、利用者用文献複写機は両キャンパスにカラー機能対応の機種を配置し、ビジュアル化が著しい研究分野に関する利用にも対応できていると言える。

視聴覚資料の館内利用は現在、たまプラーザキャンパスに限定されているが、渋谷キャンパスにおいても機器を整備する等の改善が必要である。

将来の改善・改革に向けた方策

施設面の問題点については、図書館、情報センター、および考古学・神道資料館等を含むＡＭＣ棟が、平成２０年３月末に完成することにより、利用者の利用環境向上や開架図書数の増加などが図られ、ほぼ解決する。

また、自動書庫の設置により、自動的に出納ができる方式となり、それに伴い、資料の排架場所については柔軟に対応することが可能となる。

機器・備品面においては、マイクロ資料の閲覧、デジタル化を行なうことが可能な機器の整備を進め、劣化資料のデジタル化を推進する。渋谷キャンパス図書館では、視聴覚資料の館内利用ができるように機器を整備する予定である。

機器の整備にあたっては、平成２３年頃に交換を予定している次期図書館システム・機器の選定も視野に入れて検討する予定である。

３．利用者に対する利用上の配慮

（１）図書館の利用サービス体制

現状の説明

渋谷キャンパス図書館では、平成１９年４月よりカウンター業務の外部業者委託を開始し、開館時間を従来の 9 時開館、21 時 15 分閉館を、9 時開館、22 時閉館に変更した。書庫内資料の出納については従来どおり閉館 30 分前まで、貸出し・返却業務は開館時間中対応している。

開館日数は 275 日で、試験期間及びレポート時期に行なった日曜・休日開館等の日数が増え、平成１８年度と比較して 20 日増加した。

資料の館内での利用は、前述の通り、開架資料が本学所蔵資料の 3%であるため、書庫への入庫可能者(教職員、大学院生)以外に対しては、情報検索用端末（ＯＰＡＣ）から書庫内事務用端末へ自動請求を行なうことにより、資料を提供している（書誌・所蔵データ未整備のものは請求票で請求)。現在は、ＡＭＣ棟建設に伴う旧収蔵庫撤去のため、そこに排架されていた図書・逐次刊行物は外部倉庫等(約 13 万冊)に保管され、利用できない状況となっている。

資料の館外での利用については、貸出期間や冊数が身分により異なるが、利用規程(貸出内規)に準拠している。予約サービス、指定・推薦図書制度は、現在は実施していない。新着図書は、なるべく開架することを心がけている。新着雑誌は、検収後、速やかに、開架するものは参考図書室内の開架棚に排架し、閉架のものは書庫の中に排架することで利用者の便を図っている。

文献複写サービスについては、専任教職員の場合、複写申込用の台帳に記入し、自ら複写をする。その他の利用者は複写申込書をカウンターに提出し、図書館の許可を受けて利用者が自ら複写する方法を採っている。 但し、和装本や製本雑誌などは、資料の損壊を防ぐため図書館の職員が複写を代行し、複写物を作成して申込者に渡している。卒業生および学外者に対しては、文書(郵送、ＦＡＸ)による申込も受付けている。

たまプラーザキャンパス図書館の開館時間は、9 時から 18 時 15 分（土曜日は 16 時 30 分）であり、渋谷キャンパス図書館と同様、貸出し・返却業務は開館時間中対応している。開館日数は 269 日で、試験期間及びレポート時期に行なった日曜・休日の開館で日数は増えている。平成１７年度には試験的に休日開館（試験前の日曜日）を 5 日実施した。その結果を踏まえ、１８年度から、渋谷キャンパス図書館では 13 日、たまプラーザキャンパス図書館では 9 日の休日開館を実施している。

レファレンスサービス（情報サービス）は、定期的に図書館のホームページを更新するとともに、各研究機関等が作成している各種のデータベースを専門的立場から厳選して選択し、リンクを貼って利用者に提供している。また、ＭＡＧＡＺＩＮＥＰＬＵＳ等の有料オンラインデータベースと契約・接続することにより、利用者に有用なデータベースの提供を行ない、サービスの拡大を図っている。検索サービスや情報のプリントアウトも無料で提供している。渋谷キャンパスの夜間サービス体制は、専任が当番制で時差勤務を行ない、20 時 30 分まで対応しており、それ以降はメインカウンターで対応し、翌日に専任職員へ引き継いでいる。

学術資料の公開として、学内においては、図書館内の展示棚を用いて、図書館利用者を対象とした企画展を随時開催し、解題を付した資料紹介を行なっている。また、学内で開催される学会には、要請のあった貴重図書の展示協力を積極的に行なっている。そのほかにも、全国から来校する若木育成会（保護者会）のキャンパス見学会や入学式の際に、貴重書の展示と図書館員による解説を行なっている。

また、平成１７年度からは「学びへの誘い」と題し、学外において図書館員による資料解説を伴う図書館資料の展示会を開始した。初年度は札幌・滝川・福岡の３会場、１８年度は札幌・滝川・渋谷・新潟の４会場、１９年度は札幌・滝川・渋谷・松本・新潟の５会場で行なった。なお、会場によっては公開講座も同時に開催している。

本学図書館主催による企画だけでなく、博物館等への資料の貸し出し、ＮＨＫをはじめとしたテレビ等のメディアでの利用対応、出版物への掲載許可も積極的に行なっており、毎年 70 件（資料点数では 120～130 点）程度対応している。これらの利用状況（出展・掲載・放映）に関する情報は図書館ホームページ上で随時紹介している。

点検・評価、長所と問題点

資料提供サービスの面から見て、開館時間を延長したこと、休日開館を実施したことは大いに評価できる。本学では開架資料の全所蔵資料数に占める割合が極めて低いため、利用者はほとんどの資料の書誌所蔵情報を検索しなければならない。ＯＰＡＣからの自動請求は本学独自のシステムであるが、他の図書館では閉架資料の請求は手書きが主であり、進んだシステムであると評価することができる。

レファレンスサービス(情報サービス)の面では、利用者の要求に過不足なく対応していると言える。渋谷キャンパス図書館においては、カウンター業務の委託により、より充実した対応になっているが、担当者の数に限度があり、サービス内容、範囲に格差が生じないよう、均質で組織的なサービスを提供できているか検証する必要がある。また、渋谷・たまプラーザキャンパス図書館共に経験者の不足も問題であり、知識の継承が今後の課題となる。

本学が所有する学術資産の公開の面では、メディアや博物館等への資料貸出に留まらず、学内・学外において、図書館員による解説をともなう展示会を数多く開催している。学術資産を長く後世に保存するだけではなく、積極的かつ多面的に公開していることで評価できる。

将来の改善・改革に向けた方策

資料提供サービスの面での改善方策として、ＡＭＣ棟における開架資料の選択には専門的知識を生かした蔵書配置を行なうこととしており、休日開館についてはその拡大を図る予定である。また、たまプラーザキャンパス図書館において実施済みである地域への開放については、渋谷キャンパス図書館での地域住民への図書館利用などのサービスも検討する。

レファレンスサービス(情報サービス)では、業務配分を見直し、兼務も含め情報サービス担当者の充実を図り、ホームページを中心として、図書館活動情報を発信し、内容の充実に努める。また、オンラインデータベース等の電子資料の利用環境を整え、利用促進を促す。

学術資産の公開については、研究開発推進機構（特に伝統文化リサーチセンター、神道資料館・考古学資料館。組織については第７章を参照のこと）と密接な連絡を取り合い、学術資産の展示を計画的に行なっていくと共に、外部機関に対しても積極的に協力し、本学の学術資産を広く公開していく。

（２）学修支援体制

現状の説明

新入生オリエンテーション期間中に「利用の栞」（図書館利用案内）を配布し、全員を対象にはパワーポイントを用いた図書館利用説明会を開催している。その後、図書館ツアーを行ない、具体的にＯＰＡＣの操作方法、一般的な文献・情報探索法を指導している。文献ガイダンスでは、卒業論文作成・レポート作成などの特定主題分野の文献・情報探索法の説明会を年２期、春と秋に各 20 回ずつ合計 40 回開催している。その際に利用する資料の「文献ガイド」は毎年改訂を重ねており、説明会参加者以外にも配布し、好評を得ている。また、各学部に対しては事前に教員との計画を立て、ゼミナール、授業単位で情報リテラシー教育を行なっている。そのなかではＯＰＡＣの利用方法、ＣＤ－ＲＯＭ、外部データベース、電子ジャーナルなどの利用方法や、インターネットを利用した文献探索・情報検索などの説明会を実施している。

情報リテラシー教育を希望する教員も増えてきており、特に特定分野のガイダンス資料を使った説明会は学生の参加率も高い。授業との関連では、シラバスで指定している参考図書・文献の所蔵状況、利用状況情報の提供方法として、シラバス参考文献欄と書誌所蔵情報とのリンクを貼ることで対応し、受講者の多い授業の参考文献は複数部用意することを心がけている。

たまプラーザキャンパス図書館では、1・2年生が多いことに鑑み、シラバス所収の参考文献を一ケ所に集中して排架することにより利用者の利便性を高めている。

点検・評価、長所と問題点

文献ガイダンスは内容と方法を毎年改良しており、授業に即した資料作成・説明会の充実を期しており、学生・教員からも評判が高いことは評価できる。また、卒業論文作成・レポート作成についての文献ガイダンス参加者は、文学部関係学生の参加が多い。他学部の学生の参加増員が課題となる。

将来の改善・改革に向けた方策

厳選した利用価値の高い外部データベースと契約を結び、情報検索等に習熟した学生利用者を育てることが望ましく、電子ジャーナルなどの利用環境を整備することも検討していく。

版を重ねている資料の「文献ガイド」をホームページ上からも利用できるようにするほかに、各種文献利用案内等を充実させ、教員との協力のもと情報リテラシー教育の一層の充実に努める。

（３）教育研究支援体制

現状の説明

教育研究上必要な最新情報を収集し、積極的に提供するコンテンツ・サービスについては、一部の主題分野を除いてほとんど実施されていない。所蔵資料のうち、和漢古典籍・古文書(書簡類も含む)などのデジタル化については、教員の希望を聞き、周辺資料を追加して計画を策定し、ホームページ上に公開し、教育・研究資料として利用に供している。しかしながら、『久我家文書』を除いて、解説文・翻刻文などが添付されていないのが現状である。

教員の購入希望の資料については、極力収集することに努め、研究支援の一助としている。各教員の研究分野に対しても、図書館情報学の立場からアドバイスを行なっている。

また、研究開発推進機構が業務として推進している特殊文庫の目録作成には積極的に協力し、あるいは共同して作業を行なっており、『梧陰文庫総目録』（平成１７年、東京大学出版会）として結実し、『佐佐木高行家旧蔵書目録』（平成２０年３月、汲古書院）として刊行される予定である。

点検・評価、長所と問題点

コンテンツ・サービスは組織的・継続的にサービスをする体制の整備が必要である。また、レファレンスサービスでは、インターネット等を通じて得られる多くの情報の中から、求められている情報を的確に提供するサービスへと、サービス内容・範囲の拡大・展開をして行く努力が必要である。

将来の改善・改革に向けた方策

コンテンツ・サービス、選択的情報提供の実施に向けてシステム構築を検討する。デジタル化資料は、研究を主とする利用者の閲覧を促進するため、書誌情報の提供が必要であり、研究開発推進機構や各学部の研究者の協力を求めながら取り組むとともに､若手研究者の育成の一環として進めていく。

貴重書･和古書を中心とした書誌情報の提供を進め、研究支援環境を整備するとともに、上記研究開発推進機構との共同作業のような研究活動への参画も積極的に行なっていく。

これらの体制に備え、個々の図書館員は専門的分野の知識を深めるとともに、周辺情報の的確な把握に努めることとする。

（４）学外者への開放

現状の説明

たまプラーザキャンパス図書館では、平成４年度の開館時から地域への開放を行なっている。１８年度には 50 名の登録があった。また、横浜市内にある 14 大学の図書館で協定を結び、横浜市内大学図書館コンソーシアム（神奈川、関東学院、慶応義塾日吉、國學院たまプラーザ、鶴見、桐蔭横浜、東京工業すずかけ台、東洋英和女学院、フェリス女学院、武蔵工業、明治学院横浜、横浜国立、横浜商科、横浜市立）として、参加校の学生に対しては、学生証を持参することにより図書館を利用できるようにしている。

渋谷キャンパス図書館では、地域開放は行なっていないが、平成１１年３月から山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム(青山学院、学習院、國學院、東洋、法政、明治、明治学院、立教)を立ち上げ、コンソーシアム参加校の教職員・学生に対して開放している。利用条件は、コンソーシアムに参加する大学全てで同じであり、教職員証・学生証を持参するだけで、図書館を利用することが可能となっている。

一般の利用者で、本学にしかない資料の利用を希望する場合には（所蔵する資料が研究室にある場合などもあり)、事前に問い合わせを受け、居住する公共図書館からの紹介状で利用できる体制をとっている。

高大連携に基づく協定を締結している都立広尾高校・私立実践女子学園高校の生徒についても、利用者カードを作成し、本学の学生と同様に利用できるようにしている。また、平成１９年度からは、本学推薦入試による入学予定者に対しても、入学手続完了後３月まで利用できる利用証を発行している。

科学研究費補助金等の外部資金による外部研究協力者についても研究代表者からの申し出により利用が可能である。

点検・評価、長所と問題点

たまプラーザキャンパス図書館では、開館時から地域開放を行なっており、評価できるが、登録数は減少傾向にある。減少の原因についての分析をする必要がある。また、渋谷キャンパス図書館では地域への開放を行なっていないが、学外の一般利用者にも全ての学内資料を利用できるように対応するために、事前問い合わせと要紹介状という条件付であるが、開放をしている点は評価できる。

将来の改善・改革に向けた方策

ＡＭＣ棟移転後は、渋谷キャンパス図書館でも地域開放を予定している。ただし、開放する対象地域については検討中である。

４．学術情報の処理・提供システムの整備状況

（１）蔵書管理に関するシステムの整備状況

現状の説明

本学の蔵書管理に関するシステムは、①選書・発注・受入れ処理システム、②書誌所蔵情報処理システム、③書誌所蔵情報提供システム、④貸出返却処理システム、⑤蔵書点検システムの５つから成っている。

選書・発注・受入れ処理システムは、平成１７年４月に新システムが稼動したことにより、資料提供が迅速になった。渋谷キャンパス図書館では、選書・発注に、書店が作成した簡易書誌のデータベースを使用している。

書誌所蔵情報処理システムの機能については、本章１.－（２）で述べた通りであるが、ＮＩＩにＣＡＴ／Ｐ接続し、データ(ＮＩＩデータベースおよび参照マーク)のダウンロードを行なうことにより、書誌・所蔵データの修正および所蔵情報登録・アップロードが可能なシステムとなっている。

書誌所蔵情報提供システムでは、本学所蔵資料の書誌を、ＯＰＡＣを用いてＷｅｂ経由で検索できるよう、情報提供している（本学での名称はＫ－ａｉｚｅｒである)。このシステムでは、図書館所蔵資料だけでなく、資料室･研究室等所蔵の資料も検索対象としている。

検索画面は標準検索と詳細検索の２種類があり、検索方法には、前方一致・中間一致・後方一致・完全一致検索があり、対象項目は、タイトル、著者名、出版者、出版年、件名、分類、ＩＳＢＮ／ＩＳＳＮ等がある。複合検索も可能となっている。

貸出返却処理システムは、以下の３つを導入し、運用・管理している。

a. 貸出・返却システム： 閲覧規則に基づく利用者別ごとの貸出条件を適応させている。
b. 自動貸出返却システム(ＰＡＬＳ)： 開架図書は、利用者自身で貸出手続を取ることができる。
c. 書庫内資料自動請求システム： 資料の請求の際、請求者の手元と書庫内の各階(１、３～５階)の業務用端末に請求票が出力され、請求票へ手書き記入を必要としない本学独自のシステムであり、今後の閉架資料請求システムの標準ともなり得るシステムである。なお、たまプラーザキャンパス図書館では、自動貸出返却システム、書庫内資料自動請求システムは導入していない。

蔵書点検のシステムについては､渋谷キャンパス､たまプラーザキャンパスとも同様の方法であり、ハンディーターミナルを用いて資料のバーコードを読み取り、現物とデータの照合の後、点検結果を出力する方法で処理している。

点検・評価、長所と問題点

最新の情報を選書情報として利用が可能であり、選書業務の効率化が進捗した。これにより、利用者に対する資料提供時間の短縮が図られたことは評価できる。しかし、選書情報をデータ入力時には利用していない。

図書館システムとしての完成度は高い。ＮＩＩからの流用入力も容易であり、このことも利用者に対する資料提供時間の短縮につながっている。検索システムの完成度も高い。また、閉架資料が多い渋谷キャンパス図書館では、書庫内自動請求システムが機能的である。また、通常の貸出返却システ

ムに加えて、ＰＡＬＳによる自動貸出は有効である。

蔵書点検についてはテスト的にしか実施していないのでこれからの検証が必要である。

将来の改善・改革に向けた方策

ＡＭＣ棟移転後は、渋谷・たまプラーザキャンパス図書館の発注・整理は渋谷にて実施の予定である。未入力データについては、遡及入力を含め充実させていく。

また、デジタルライブラリーについては、平成１９年度発足の研究開発推進機構との綿密な協議を行なっていく。

（２）学術資料の電子化の状況

ａ．図書館

現状の説明

平成１２年より、図書館の所蔵する貴重資料等のデジタル化に着手し、現在までに 132 点の資料をデジタル化した。その総コマ数は約 28,000 コマとなる。デジタル化した資料はインターネットのＷｅｂに公開し、図書館のホームページから容易にアクセスすることが可能となっている。

本学のデジタル化の大きな特徴は、資料の全頁に亘る公開であり、他大学に例を見ない公開方法である。また、画像は１点につき、サムネイル・中精細・高精細の３パターンが用意されている。ただし、高精細画像は渋谷キャンパス図書館内でのみ公開している。

また、利用者の利便性を考慮して、絵巻に関しては、一画面を３分割して、あたかも絵巻を巻きながら見ているような手法をとっている。

点検・評価、長所と問題点

全ページがデジタル化されているのは大いに評価できる。高精細画像は、渋谷キャンパス図書館のみで対応しており、たまプラーザキャンパスではＷｅｂ上から中精細までの画像を見るにとどまっている。高精細画像をたまプラーザキャンパスでも利用できるようにする環境の整備が必要になる。

また、解題・解説文が必要である。

将来の改善・改革に向けた方策

研究開発推進機構・各学部と協力して書誌解題等を充実させる。また、高精細画像を安易に複製できないような仕組みを構築して、高精細の画像を広く利用できるように考慮する。

ｂ．学術フロンティア

現状の説明

平成１１年度に採択された学術フロンティア事業では、國學院大學にこれまで蓄積されてきた膨大な学術資料のうち、特に保全の緊急性があり、かつ学術資料として利用の要望が高かった画像資料の再生活用、資料化の研究を進めてきた。１６年度までの５ヶ年間に、劣化画像の再生ならびに保存法に関する研究を基盤にして、考古学・歴史学・宗教学・民俗学・文化財学などの諸分野から画像資料に関する資料論的な研究、画像化されている個々の事象やものについての分析、さらに画像資料がもつ社会的な価値などについて、フォーラムやシンポジウム、研究会などで議論を深めながら研究を進めた。同時に実際の処理作業を進め、その成果は、画像資料目録や研究報告、事業報告といった印刷物として刊行した。

これらの成果を 15 年度から「國學院大學学術資料データベース」(http://www2.kokugakuin.ac.jp/frontier/)としてインターネットで発信することで研究の高度化と公開をはかると同時に、大場磐雄写真資料に

ついてはＣＤ－ＲＯＭ化するなどして研究および教育に資するデータベース化を進めた。１６年、１７年度は継続申請が採択され、画像資料データベースの構築や人文科学資料全体の中での再検討といった研究を進め、ホームページの充実に反映させ、かつ検索項目の策定など利便性の高い学術的な検索システムの構築を実施した。

１８年度の補助事業終了後は本学独自予算により研究を継続し、検索システムの改善を行なった。さらに、１９年度からは研究開発推進機構日本文化研究所の事業「デジタル・ミュージアムの構築と展開」の一部として継続している。

点検・評価、長所と問題点

日本文化研究所をはじめ、図書館、考古学資料館、神道資料館、折口博士記念古代研究所などに所蔵されてきた、日本の祭祀・信仰、神道、さらに習合した仏教、儒教などに関する、文献・考古・民俗資料やその研究者の学術資料コレクションをホームページ上に掲載することにより、研究のみならず社会への還元が行なわれた。特に画像資料については、学術資産のデジタルデータ化とその保護、活用に関するノウハウが蓄積されたこと、都道府県以下の自治体や学校、民間団体など幅広く資料利用の申請や問い合わせがあり、小学校のＩＴ授業で取り上げられるなど本学所蔵の特色ある学術資産を広く周知させ幅広く活用されたことは評価できる。

ただし、本学における教育への還元や事業の発展的な継承のため、研究開発推進機構のなかで全体的にどう位置づけるかが未確定な点は問題としてあげられよう。

将来の改善・改革に向けた方策

平成２０年度には学術資料館のプロジェクトとして「近代学術資産のデジタルデータ化･データベース化による再生活用の研究－柴田常恵拓本資料・宮地直一神社絵葉書資料を中心に－」を計画しており、これまでの成果も含めて日本文化研究所プロジェクトのデジタル・ミュージアム構想により成果を公開するための移行措置を施していく予定である。これによって一層のコンテンツ充実が図られ、かつ、研究開発推進機構での事業の継承が円滑に進むことが予想される。

ｃ．ＣＯＥ

現状の説明

本学ＣＯＥプログラムでは研究の成果を広く世界に発信するため専用ホームページを立ち上げ、ここで学術調査の報告やシンポジウム・研究会等の概要、出版物の情報などを正確かつ迅速に公開する体制を構築した。これにより当該研究に関する最先端の学術情報を発信し得るのみならず、学術情報の蓄積と蓄積された情報へのアクセスを容易に行なうことが可能となり、研究成果の効率的な利用が促進された。また、本事業では神道に関する基礎的研究推進の一環として神社史料データベースや国学関連人物データベース、あるいは『神道事典』改訂英訳版などの作成に取り組み、これらの学術データベースも同ホームページ上にて公開している。

さらに、本事業で実施した学術資料調査では、調査対象資料をデジタルデータ化して収集・保存することに努めた。これらのデジタルデータに関しても可能な限り公開につとめ、一般公開できないものに関しては資料目録を公開して研究者の便に供するなどの措置を講じている。

点検・評価、長所と問題点

２１世紀ＣＯＥプログラム委員会による事後評価では、学術研究の基盤を形成するための基礎資料の収集とデータベース化に関して高い評価を得ており、本事業による学術資料のデジタル化とその公開体制構築は一定程度の達成を見ることができたといえる。

今後の問題点としては、これらデジタル化資料の分析・研究を実施するための目録化作業の推進や、デジタルデータを一括して管理する体制の構築などをあげることができる。

将来の改善・改革に向けた方策

本学の学術資産としてのデジタル化資料に関しては、現在デジタル・ミュージアムの構築が研究開発推進機構や図書館など関係各機関の共同のもと進められており、この中でデジタル資料のより効果的な保存・整理・公開の方法が検討されている。また本事業で得られた学術資料の一部は平成１９年度から実施されているＯＲＣ整備事業に引き継がれ、分析・公開が促進されることが期待できる。

５．学術情報等に関する他大学等との協力状況

現状の説明

１）山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム

平成１１年３月に発足した、山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム(青山学院、学習院、國學院、東洋、法政、明治、明治学院、立教)では、資料利用の相互協力、資料の分担収集、合同研修などを行なっている。

現在では、Ｗｅｂ上の並列検索、学生証・身分証による入館、貸出を行なっている。また、レファレンスサービスの合同研修会などを行なっている。また、大学刊行紀要類の分担収集を行なっている。

平成１８年度には、相互利用者の数は約 18,000 名になり、毎年増加してきている。

２）その他の大学・機関

大学間単位互換制度の導入により協定校の学部学生・大学院生に対しては、本学学生と同等の利用サービスを行なっている。平成１８年度には、35 名の利用があった。コンソーシアム加盟校以外との相互協力は、「国公私立大学図書館相互協力協定」に準じて行なっている。コンソーシアムでの紹介状発行省略にもかかわらず、その他の大学図書館に対する紹介状の発行件数は依然として多く、平成１８年度には、依頼 194 件、受付 111 件であった。文献複写は文書(郵送・ＦＡＸ)による申し込みの受付と、国立情報学研究所(ＮＩＩ)を通じてのシステムによる受付と依頼を行なったが、他大学からの受付件数が依頼件数を上回っている。

電子ジャーナルの購入等については、ＰＵＬＣ（公私立大学図書館コンソーシアム）に参加して共同購入の一翼を担っている。

国内大学とは、広報課を通じて『國學院雑誌』を 394 機関と、図書館経由で『國學院大學紀要』を 467 機関と寄贈交換を行なっている。また、国外の 45 機関と『國學院雑誌』の交換寄贈を実施している。

平成１９年度から、私立大学図書館協会幹事校として、東地区部会理事校（月例担当）・運営委員として活動し、平成２０年には、私立大学図書館協会総会・研究大会を渋谷キャンパスにて開催する予定である。

点検・評価、長所と問題点

１）山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム

他大学所蔵資料の利用を希望する場合は、電話、ＦＡＸ、文書等で事前に所在確認をし、紹介状の発行・持参によって利用していた。コンソーシアムの協定により、その手続きが省略され、簡便化が図れたことは評価できる。また、資料の貸借は、図書館間のＩＬＬ(インター・ライブラリー・ローン)で行なわれるのが常であったが、利用者に直接貸出すことができ、コンソーシアムを締結した意味は大きい。利用者は意識せず、8 大学の資料を所属大学の図書館と同様に利用できることは大きな意味

を持つ。ただし、利用者統計から見ると、他大学の資料を必要としないのか、あるいは自館での利用が可能であるためか大学間で利用者の動向に差が生じてきている。

２）その他の大学・機関

ＮＡＣＳＩＳ　Ｗｅｂ－ＣＡＴの利用により、他館を利用する本学教職員や学生が増加することが予想される。紹介状発行・文献複写依頼対象資料については、現在入手可能な資料であり、かつ本学所蔵資料との整合性が取れていれば､本学でも積極的に収集する必要があり､これを調査することは、本学の蔵書に不足している部分を洗い出す作業にも役立つといえる。

また、利用者自身による書誌所在情報の確認について、利用指導をどの程度まで実施するか検討を要する。

将来の改善・改革に向けた方策

コンソーシアム加盟各館において、資料の分担収集（大型コレクション、重点収集分野・逐次刊行物（和・洋）の可能性を検討するために情報交換が必要になってくる。また、現在行なわれている大学紀要以外の逐次刊行物の分担収集の可能性も検討する余地がある。また、専任職員の減少により、一人ひとりの能力向上が必要となっているため、コンソーシアム内の研修への積極的な参加や、本学からの企画立案、他館の実務担当者との情報交換を通して、質の向上を図る。本学図書館としては、従来の集書分野の充実を図るとともに神道・国文・国史関係の資料の収集・維持に取り組んでいく。

第１０章　学生生活への配慮

１．奨学金等の学生への経済的支援を図るための措置

目標

１．学部

奨学金制度の見直し等を行なうことによって、学生個々のニーズと満足度にあわせた学生支援体制を強化する。

- 学生への経済的支援を充実させる
- 各種奨学金へのアクセスを高める

２．大学院

- 各種奨学金の適切な運用
- 休学者に対する授業料等免除規程の適切な運用
- その他の経済支援（ＴＡ、ＲＡ、その他研究員制度）の適切な運用

３．法科大学院

- 各種奨学金に関する適切な情報周知

（１）学部

ａ．奨学金制度の適切性

（注）以下の記述は、すべて日本人学生のみを対象としている。また、学生数、奨学金受給者数には専攻科・別科の学生数を含んでいる。

現状の説明

１）全体の奨学金受給状況

本学学部生の奨学金受給者数は、平成１６年度 2,203 名、１７年度 2,358 名、１８年度 2,557 名であった。図 10-1 が示すように、学生総数に占める受給者の割合は、平成１６年度 22.46%、１７年度 24.25%、１８年度 26.63%へと上昇した。１０年度には 9 人に 1 人であった奨学生が現在では 4 人に 1 人を超えており、奨学金の重要性が高まっているといえる。

図10-1 学生数に対する奨学生比率

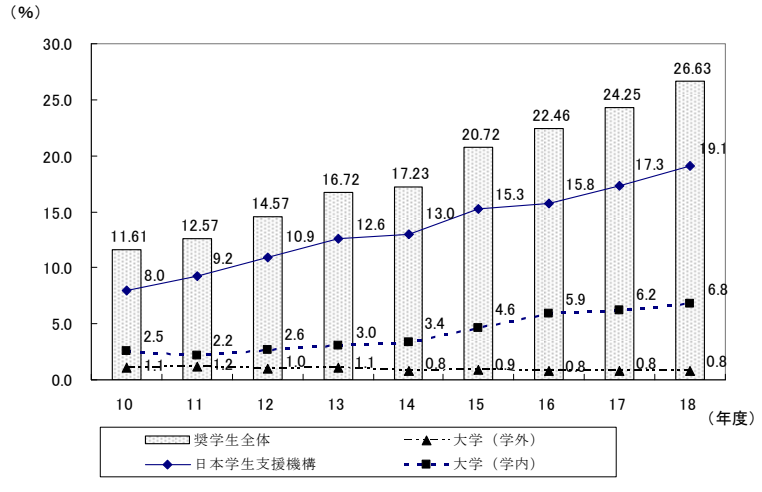

２）学外奨学金

平成１６年度から１８年度の日本学生支援機構奨学生数および学部学生比は表 10-1 のとおりで、本学奨学金受給者のおよそ７割を占める。平成１８年度の奨学生数は１６年度より 288 名増加し、受給率では 15.76%から 19.09%に上昇した。日本学生支援機構奨学金は、特に有利子の第二種を中心に採用基準が緩和され、全国的に受給率が上昇している。本学でも、第一種、第二種をあわせた平成１０年度の受給率は 8.0%であり、ここ９年間に学生数に対する奨学生比率は２倍以上増加したことになる。

表 10-1　日本学生支援機構 奨学生数の推移

対象年度(学生数)	奨学生数（人）		奨学生総数	学部学生数比（%）
平成 16 年度（ 9,805）	第一種	569	1,545	15.76
	第二種	976		
平成 17 年度（ 9,721）	第一種	582	1,680	17.28
	第二種	1,098		
平成 18 年度（ 9,600）	第一種	593	1,833	19.09
	第二種	1,240		

その他、日本学生支援機構奨学生を除く学外奨学金（地方公共団体、民間・財団等、神社関係）の奨学生数は平成１６年度の 81 名から、１８年度は 74 名と減少している。１３年度までは奨学生数が 100 名を越えており、１０年度（105 名）と比べると 30%近く減少したことになる。

３）学内奨学金

現在、学内奨学金はすべて給費となっている。平成１６年度の受給者は 577 名（授業料等免除を含む）で、学生数に対する受給率は 5.88%であったが、１８年度においては 650 名、6.77%と増加した。増加の主たる要因はフレックス特別給付奨学金の受給者の増加である。フレックス特別給付奨学金は、１３年度に導入された昼夜開講制度にあわせて設けられた奨学金で、夜間主授業時間帯の科目のみを履修する学生に対し、奨学金の給付によって学業を奨励するとともに、経済的援助を行なうことを目的としている。

ア．学内奨学金の種別

学内奨学金の種別（授業料等免除を含む）を表 10-2 に挙げた。平成１６年度に「入学試験入試成績優秀者育英制度」が導入されたが、１７年度に「新入生奨学金」が廃止されたことにより、学内奨学金は 12 種類となっている。これらの現状を以下に要約する。

表 10-2　奨学金名称（平成 18 年度 実績）

1	成績優秀者奨学制度	7	カピー奨学金
2	入学試験成績優秀者育英制度	8	平野英司君記念奨学金
3	國學院大學奨学金	9	田村祥浩君記念奨学金
4	フレックス特別給付奨学金	10	教育ローン利子補給制度
5	特例給費	11	授業料減免（病気・留学）
6	あすなろ奨学金	12	経済人会奨学金

①個別寄付による奨学金

「あすなろ」「カピー」「平野英司君記念」「田村祥浩君記念」「経済人会」の各奨学金は学外篤志者の寄付による奨学金で、受給者数は3～4名で推移している。このうち「平野英司君記念」は、金利水準の低下により果実運用が事実上困難となったため、平成１３年度以降、募集停止となっている。「あすなろ」も、出資者の高齢・病気療養を理由に、１７、１８年度は募集を停止した。

②学内奨学金の目的別類型

①であげた５種類を除く７種類の奨学金が、本学が奨学費予算を充当して運用している学内奨学金である。ここでこれらの奨学金を目的別に大別すると、次のようになる。

メリット型：「成績優秀者」「入試成績優秀者育英制度」

ニード型：「國學院大學奨学金」「教育ローン利子補給制度」

緊急ニード対応型：「特例給費」

政策型：「フレックス特別給付奨学金」「休学による授業料等免除」

イ．受給者数と支給額

目的別に類別した学内奨学金の支給総額、受給者数の推移を図10-2および図10-3に掲げた。受給者数は平成１６年度の577名から、１８年度においては650名と73名増加し、支給総額は186,688,500円から234,029,000円と47,340,500円増加した。この増加はフレックス特別給付奨学金が要因である。平成１６年度をもって経済学部が昼夜開講制度による募集を廃止したが、１７年度より新たに文学部が昼夜開講制度を導入したために受給者が純増を続けており、支給総額も毎年約2,500万円ずつ増え続けている。

図10-2 目的別学内奨学金 支給総額の推移

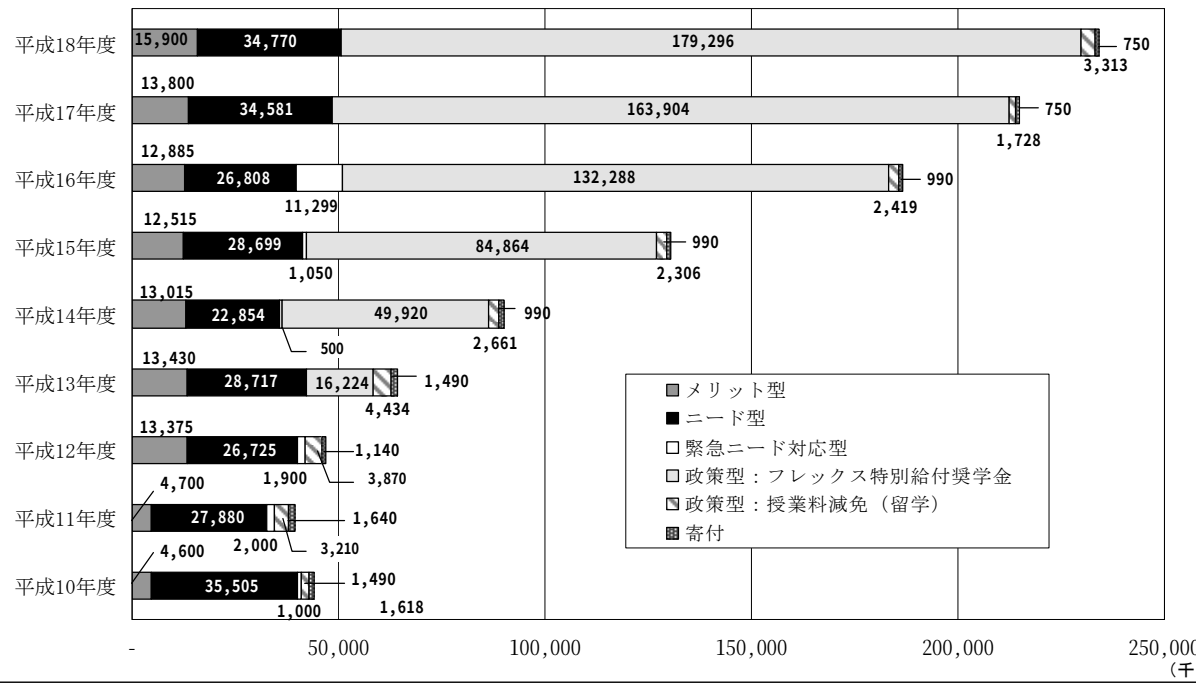

図10-3 目的別学内奨学金 受給者の推移

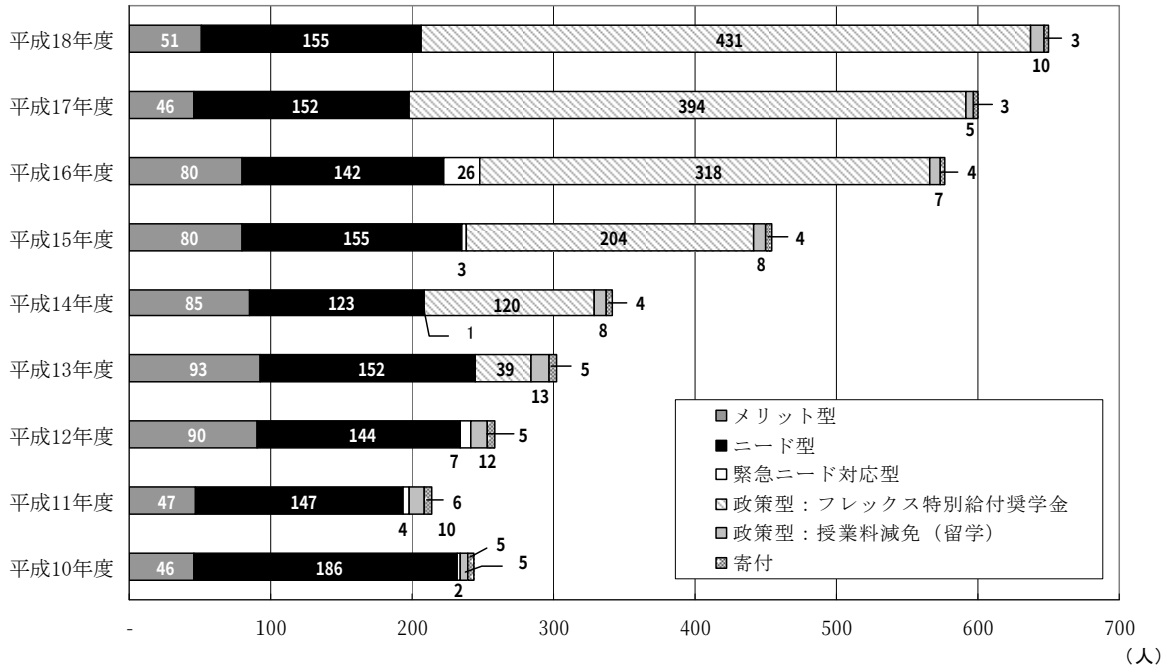

ウ．学内奨学金制度改革の実施

平成 17 年度に学内奨学金の支給額と支給方法を改善して目的を明確化し､奨学金の有効性を高めるという学内奨学金制度の改革を実施した。具体的には、①「國學院大學奨学金」の支給額を年額 15 万円から 30 万円（後期採用の場合は 15 万円）に増額し、前期・後期の２分割支給（各 15 万円）とする、②「成績優秀者奨学金」の副賞支給額を 10 万円から 30 万円に増額するというものであった。これによって、学内奨学金の基準額はニード型、メリット型を問わず一律 30 万円となった。

点検・評価、長所と問題点

平成１８年度の日本学生支援機構奨学生の比率は 19.1%であり、学内奨学金の奨学生比率 6.8%のほぼ 3 倍となっており､受給率も上昇している｡年度当初の採用内示数は緩やかな減少傾向にあるが、追加採用等で最終的に受給資格を満たした学生のほとんどが奨学生として採用されているためである。学費・生活費といったニード型の経済支援を必要とする学生に対して、適切に情報提供がなされていると評価したい。

その他、日本学生支援機構奨学生を除く学外奨学金については、地方公共団体、民間・財団等の財政悪化によってなど、全体の募集枠が減少していると推測される。

学内奨学金の受給率は、過去３年間で 5.9%から 6.8%へと若干上昇したのに対し、支給総額は 2 億 3 千万円を超え、大幅に増加した。この点においては、学内奨学金の支給額が充実されたと評価することができる。支給額が大幅に増加した理由としては、図 10-2 および図 10-3 に見られるようにフレックス特別給付奨学金の受給者数の純増をあげることができる。学内奨学金の支給総額におけるフレックス奨学金の占める割合は高く（図 10-2)、平成１８年度には 75%を超えている。２０年度から法学部の昼夜開講制が廃止されることに伴って、今後若干の減少が予測されるが、今後も高い割合で推移することになることが予想される。

また、学内奨学金の基準額を一律 30 万円としたことには、奨学制度の公平性を保つことができるようになったと評価することができる。緊急の財政逼迫に対する救済も、特例給費奨学金を活用して積極的に行なっているため、学内奨学金の有効性も確保していると評価することができる。

将来の改善・改革に向けた方策

将来の改善・改革にあたっては、学外奨学金の変化を見極めながら、学内奨学金制度を設計していくことが必要な方策である。

学外奨学金については、ここ数年、地方公共団体、民間・財団等の採用が減少しているものの、日本学生支援機構奨学金の採用率は上昇し、採用者数も増えている。適格者のほとんどが採用され、受給率は必要率を満たしていることから、ニード対応の奨学金は日本学生支援機構奨学金によって充当されている。こうした現状を維持するため、学生および保証人に対する十分な奨学金の情報提供をすること、受給にあたっての指導体制を充実させること、日本学生支援機構と円滑な連携をすることに継続して取り組んでいく。

学内奨学金については、目的を明確化した奨学制度設計が大学運営上のみならず教育上、また学生募集上も、ますます重要になっていくと予想される。学外奨学金の現状を踏まえるならば、ニード型の奨学金支給額を減額し、メリット型の奨学金支給額を増額するといった方策を検討していきたい。一例としては、学生の学業あるいは正課外の諸活動を奨励する奨学金や、目的達成型支援制度としてのメリット型奨学金などである。これ以外にも、日本学生支援機構第二種（月 3、5、8、10 万円から選択可）のような、学生の家計状態に対応しうる必要に応じたフレキシブルな支給額を設定できる奨学金も検討していきたい。しかし、野放図な奨学金予算策定は不健全であるため、「特例給費奨学金」を弾力的に運用するといった方策も考えられる。将来に向けて、学生を活性化させるような効果的な学内奨学金を検討していく。

ｂ．その他の経済支援と奨学金情報のアクセス手段

１）授業料等免除

現状の説明

現行において、授業料等免除（留学生に対する授業料等減免措置を除く）は休学に伴ってなされており、通算２年間を限度として適用される。適用されるのは、原則として病気（医師の診断書の提出が必要）または留学（語学修得を目的とし、26 週以上学校に在籍するものに限る）による休学の場合であり、対象者数は表 10-3 の通りである。病気による休学については、その期間によって授業料等の半額または全額が免除される。病気を理由とした適用者は近年増加傾向にあり、特に平成１８年度には初めて 50 名を超え（57 名）、免除額も 3,000 万円を超えた。最近では、２年の授業料等免除の適用を受けた後に、退学するケースが増えている。留学による休学については、その期間によって授業料等４分の１または半額が免除される。留学を理由とした適用者は例年 10 名以下となっている。

表 10-3　学生数に対する授業料等減免措置対象者数

年度	平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度		
	全期	半期	合計	全期	半期	合計	全期	半期	合計
病気	14	29	43	11	31	42	20	37	57
留学	7	0	7	5	0	5	10	0	10

これ以外には文部科学省の通達「新潟県中越地震に伴う私立大学等の授業料 免除等の取り扱いについて（依頼）」によって、新潟県中越地震の罹災状況に応じた授業料等の免除を実施した事例（平成１６年度 全期分１名、半期分 17 名の計 18 名）と、学生本人の出産・育児を理由に授業料等を免除扱いとした事例（平成１７年度 全期分１件）、夫の病気の介護を理由に 60%の授業料等を免除扱いとした事例（平成１８年度 全期分１件）があった。

点検・評価、長所と問題点

経済的困窮に対しては、従来から特例給費奨学金等を支給することによって、学業を継続できるよう支援を行なっているため、休学に対する免除について、特別な理由がある場合を除いて適用する必要性はない。このことから、休学における授業料等免除が原則的に病気と留学に絞られていることは論理性があると評価することができる。また、これまでは被災に対して特例給費奨学金を給費していたが、新潟県中越地震の際に授業料等免除をおこなったことは実状を踏まえた柔軟な対応であったと評価することができる。病気による休学者の増加、なかでも心理的・精神的要因による病気を理由とした免除対象者が急増していることについては、学生の健康保持に関する懸念が問題点である。留学による休学者を対象とした免除制度については、対象となる期間が１年を念頭に置いているため、半年間の留学には十分に対応できていないことが問題点である。

将来の改善・改革に向けた方策

病気や留学による授業料免除が今後も適切になされるよう、授業料減免について広く周知させていく。病気による免除適用者が増加することは、学生の健康保持の面で大きな問題があるといえるが、学生や保証人にとっては心強い制度である。留学による休学者を対象とした免除制度については、何らかの改善策を検討することが必要である。半年の休学である場合、26 週以上学校に在籍することはほぼ不可能であるため、考えられる方策としては、半分の 13 週以上在籍することを条件とするといった方策も考えられる。しかし、留学に関しては、協定留学や認定留学といった制度が進展してきたことにより、免除を廃止するといった方策も考えられるので、より多くの視点から検討し、制度の見直しを図っていく。

２）アルバイト紹介

現状の説明

学生に対するアルバイト紹介は（株）ナジック・アイ・サポートに業務委託している「國學院大學アルバイト情報ネットワークシステム」を利用して行なっている。学生は國學院大學のメールアドレスがあれば、インターネットを通して 24 時間どこからでも求人情報を閲覧することができる。利用状況は表 10-4 の通りである。求人の掲載にあたっては、同社の学生アルバイト情報ネットワーク事務局が事前に審査を行なうため、就業時間の制限や、危険を伴うもの、人体に有害なもの、法令に違反するもの、教育的に好ましくないものは、受け付けないような態勢がとられている。

表 10-4　國學院大學アルバイト情報ネットワークシステム 利用状況

年　度	16 年度	17 年度	18 年度
アクセスページ	259,010	66,655	192,880
アクセス人数	25,453	7,285	23,275
登録者数	1,179	252	1,740
求人表件数	1,431	1,033	4,182

点検・評価、長所と問題点

國學院大學アルバイト情報ネットワークシステムによって紹介される求人は、アルバイトにおけるトラブルを未然に防止するための事前審査を経て紹介されているので、学生や大学にとって、安心できる内容に厳選されていることが長所である。しかし、登録者数・アクセス人数は多いとはいえないことが問題点である。さらに、企業にとっては、通常の情報誌による掲載料よりも安いとはいえ、若干の費用を要すること、これまで良好な関係を保ってきた大学周辺の雇用主との関係を維持できなくなったことも問題点である。

将来の改善・改革に向けた方策

アルバイトには、単に学業継続のための学費や生活費、クラブ活動資金やレジャー資金の捻出といった経済的目的だけではなく、アルバイト体験から働くことの意義を知るといった目的もある。健全なアルバイトに関する情報を大学が提供することの意味は大きい。現状におけるアクセス数は決して多くないので、将来に向けて、学生ハンドブック、保護者のための大学ガイドブックでの広報活動や、リンク先を工夫するといった方策によって学生の利用者数を増やす努力をする。

３）住居の斡旋

現状の説明

現在、大学が管理している学生寮はたまプラーザキャンパスに隣接する硬式野球部寮・青葉寮（スポーツ合同合宿所）である。この寮には強化部会および第２次強化部会に所属する、硬式野球部・柔道部・剣道部・スキー部の部員と、日本の生活に触れる国際交流の場という観点から、Ｋ－ＳＴＥＰに在籍の留学生が在寮している。男子のみの在寮である。

その他の住居斡旋の方策としては、生協主導による不動産業者のアパート・マンション紹介、本学学生に手数料を割り引く特典を与える不動産業者の紹介を行なっている。また、平成１６年に株式会社共立メンテナンスと業務提携し、１７年度より同社が所有する物件を一定数確保し、指定学生会館として新入生に斡旋している。これらの物件については、毎年充足している状況が続いている。

点検と評価、長所と問題点

地方出身者にとって､経済的負担が少ない住居があることは大きな経済支援となる｡こうしたなか、本学に理解のある不動産業者を紹介する方策を継続していること、共立メンテナンスが所有する物件を指定学生会館として斡旋し、確保した室数を充足し続けていることは長所として評価することができる。その一方で、指定学生会館として斡旋しているため、推薦入試による合格者に希望者が多かった場合には、一般入試を終える頃に斡旋の室数が不足するという問題点がある。

将来の改善・改革に向けた方策

現状では一般学生、女性対象の寮を持たないが、土地を取得して学生寮を建設したり、既存の建物を借り上げたりして、管理・運営する方策は、大学の財政的な負担が大きい。将来に向け、受験生や在学生の需要を計りながら、指定学生会館として確保する室数を増やしたり、業務提携を行なう企業を増やしたりすることによって、受験生・学生・父母の満足度を維持することが必要である。

４）経済支援へのアクセス手段

現状の説明

現在、大学の主たる情報提供はＫ－ＳＭＡＰＹの活用を前提になされている。Ｋ－ＳＭＡＰＹの機能が充実することに伴って、Ｋ－ＳＭＡＰＹの学生メインメニューによるお知らせ、Ｋ－ＰＩＴの活

用、個人宛メールへの配信といったことが可能になり、有効に活用されている。ホームページについては、在学生のみならず、父母や受験生に向けての情報発信手段として、有効に活用されている。その一方、掲示板については、渋谷キャンパスの再開発事業等によって、縮小される方向にある。そのため、学生生活課においても、奨学金説明会や日本学生支援機構奨学金説明会といったガイダンス、学生生活ハンドブックなどの資料による情報提供の重要性が高まっている。

点検と評価、長所と問題点

広く学生に周知できる掲示板が縮小されていることを、問題点として指摘することができる。しかし、Ｋ－ＳＭＡＰＹの機能が充実してきたことによって、個人宛メール（全学生の 98%が複数のアドレスを登録）やＫ－ＰＩＴへの配信が可能になり、各個人に必要な情報だけを提供できるようになったことは長所だといえる。これらの情報提供は学生にとっても非常に有効であり、経済支援へのアクセス手段として大いに活用されている。それに対して、ホームページについてはアクセス数が多いとはいえず、提供する側においても更新に若干の時間を要していることが問題点である。経済支援の場合、募集案内といった情報提供には時間に余裕をもって行なっているが、ホームページはこうした情報ではなく、奨学金の制度についての説明を提示しているに過ぎないことが、アクセス数の少なさに関連していると考えられる。

将来の改善・改革に向けた方策

将来の改善に向けて、それぞれの特徴を活かした活用をしていくことが必要な方策である。掲示板については窓口で詳細を把握するための概要のみを掲載し、スペースを有効に活用することに努め、ホームページでは奨学金の概要に加えて募集状況も掲載していく。またＫ－ＳＭＡＰＹ、Ｋ－ＰＩＴについては必要としている奨学金ごとに情報の提供ができるよう、システムを改修する。

（２）大学院

ａ．奨学金制度の適切性

現状の説明

本学大学院には、健康にして学業・人物ともに優秀かつ、経済的支援を必要とする者のための独自の奨学金制度「國學院大學大学院奨学金制度」がある。単年度の給費制であり、博士課程前期対象の「甲種」、博士課程後期対象の「乙種」に種別されている。甲種は収容定員の 40%以内 80 名限度で授業料相当額の 50%を、乙種では収容定員の 50%以内 50 名限度で授業料相当額の 80%を支給するものであり、支給状況は次頁 表 10-5 のとおりである。応募数は、平成１８年度に若干の落ち込みがあったが、平均で甲種では 100 名前後、乙種では 70 名前後である。

学外奨学金では主に「日本学生支援機構奨学金」が利用されている。貸与制であり、利子の有無により「第一種」（無利子）、「第二種」（有利子）に種別されている。月毎の貸与額は、第一種では前期課程は 88,000 円、後期課程では 122,000 円。第二種では 50,000～130,000 円の間の 4 種から選択する。貸与状況は表 10-6 のとおりであり、平均で第一種では 50 名強、第二種は 15 名前後となる。

また、第一種奨学金においては、在学中特に優れた業績をあげた者に対し、当人の申請により貸与期間終了時に奨学金の全額また一部を免除する制度が平成１７年度より実施されている。推薦枠は貸与終了者数に応じ指定され、その認定状況は表 10-7 のとおりである。

その他民間企業・地方公共団体や神社関係のものがあるが、金額の多寡、返還の有無、募集数の点から本学大学院奨学金、次に日本学生支援機構奨学金の希望者が多い。制度趣旨と現状の齟齬は見られないため、一定の応募数を保つことにより適切な審査状況の維持を目標とした。

表 10-5　國學院大學大学院奨学金の応募数・採用数の推移

甲種	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
研究科	応募数	採用数	応募数	採用数	応募数	採用数
文学	88	65	76	62	92	68
法学	3	2	3	2	4	3
経済学	17	13	19	16	12	9
計	108	80	98	80	108	80
乙種	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
研究科	応募数	採用数	応募数	採用数	応募数	採用数
文学	71	48	58	46	66	46
法学	2	1	2	2	2	2
経済学	2	1	2	2	2	2
計	75	50	62	50	70	50

表 10-6 日本学生支援機構奨学金の貸与数の推移

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度※
貸与人員	第一種	50	55	52
	第二種	12	17	14

※平成 19 年 9 月現在

表 10-7 日本学生支援機構第一種奨学金返還免除の認定数の推移

		平成 17 年度	平成 18 年度
申請数		4	7
推薦数		3	7
認定数	全額免除	1	3
	半額免除	2	4

点検・評価、長所と問題点

「國學院大學大学院奨学金制度」の応募数は安定的である。採用状況も規程で定めた限度数での採用を実現しており、当制度における最大限の支援が行使されている。なお、各研究科に採用枠数を配分しており、その配分方法は「当該年度申請者数に応じ、各研究科間で比例配分するものとする」と規程で定められており、研究科間の不公平感を生じさせない配慮がなされている。

「日本学生支援機構奨学金」の貸与状況は、学部生と違い、大学院学生は学内奨学金が手厚く用意されていることもあり、学外奨学金への依存度はさほど高くはない。給費の「國學院大學大学院奨学金」が安定的に運用されているため大きな変動要因もなく、当制度の貸与数も安定的である。

また、平成１７年度より実施されている第一種奨学金返還免除制度の認定状況だが、申請数が推薦数と大きく変わらない状況が続いている。各年度返還説明会の際に本制度の説明が行なわれているが、積極的な活用を呼びかける方策を講じる必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

日本学生支援機構第一種奨学金返還免除の申請数は推薦数を割り込むまでは行かないが、実質的な競争がない状況となってしまっている。在学中の業績次第で返還が免除される利点は被貸与者にとって研究意欲への刺激となることからも、現在実施している返還説明会の他に、年度対象者への早期段階での告知、電子掲示板・メール等による告知手段の多様化を行なうことによって申請者の増加を図ることを今後の目標としたい。

ｂ．その他の経済支援と奨学金情報のアクセス手段

現状の説明

本学には奨学金制度の他、様々な手段で学生への経済的支援を図っている。その一つが休学者に対する授業料等免除である。本大学院では平成１７年３月に、大学院をやむを得ない理由により休学する者に対し経済的負担を軽減する措置として授業料等免除を規程化した。当制度の対象は健康上、または経済的困窮の理由を持つ者の他、海外留学者への適用が定められた。免除の限度額は原則、休学期間が１年間の場合は授業料等全額、休学期間が半年間の場合は授業料半額である。平成１７年４月より施行され、当制度の適用者は１７年度５名（健康上の理由１名、海外留学４名）、１８年度２名（海外留学）、１９年度は１名（海外留学）である。

経済的支援の他の手段としては、ＴＡ、ＲＡ、その他研究プロジェクトの研究員としての勤務が挙げられる。これら勤務の手当は学生の経済的負担を軽減させており、経済的支援の一環として位置付けられる。

ＴＡは主に大学院授業の教育効果向上を図るための教務補助業務であり、年額 20 万円を限度に支給される。ＴＡの募集人員と採用者数は表 10-8 のとおりである。平成１８年度には募集人員が大幅に増え、増加した採用枠を確保するために募集科目一律で勤務コマ数を削減する対応をとったが、１９年度予算において手当の増額が認められ、前年度の状況は回避された。

ＲＡは研究プロジェクト等の特定課題研究を遂行するための協力業務であり、対象は後期課程の在学生と限定している。平成１７・１８年度と１名ずつの採用があり、１７年度は文部科学省の「私立大学学術研究高度化推進特別補助」対象事業であった学術フロンティア推進事業「劣化画像の再生と活用に関する基礎的研究」において、翌年度も本学日本文化研究所設置プロジェクトとして継承された同事業から採用された。１９年度は新たに文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業（オープンリサーチセンター整備事業）に採択された「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」において 10 名が採用されている。大学院のＲＡ規程は平成１２年に制定されていたが、現実にそぐわないこともあり、１９年度に改正を行ない、２０年度から新規程が適用される。

また、対象年度中は、２１世紀ＣＯＥプログラムや科学研究費補助金などにおける博士課程後期在学生の研究員等への採用を積極的に進めたことも、経済的支援としての機能を果たした。２１世紀ＣＯＥプログラムにおける若手研究者の育成は、ＣＯＥ研究員の職を設けて博士課程後期在学者に公募を行ない、平成１７年度は８名、１８年度は８名が採用され、さらに補助事業終了後の１９年度には研究拠点の維持に向けて当該プログラムに係る諸資料の整理などを行なうための拠点形成研究員が 5 名採用されている。平成１６年度には、文部科学省の科学研究費補助金において、博士課程後期在学者等を科研費研究員として任用する本学内規程を整備し、平成１７年度には２名、１８年度は３名、１９年度は３名が採用されている。

表 10-8　ＴＡの募集人員数と採用者数の推移

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	募集人員	採用者	募集人員	採用者	募集人員	採用者
大学院	11	10	16	16	16	16

点検・評価、長所と問題点

休学者への授業料等免除制度では、健康上の理由による申請が１件発生したものの、それ以外の申請は全て海外留学を事由とするものであった。私費による海外留学者にとっては待ち望まれた支援制

度であり、適用対象に海外留学を含めたことの意義は極めて大きい。海外留学の場合、申請時に留学先の在学証明書を求めており、自ずと申請が留学後となることから、免除措置の実態は授業料支払いの免除ではなく、当該年度本学に支払った授業料の返還となっている。学生側としては本学に一旦支払う授業料を留学の際の支度金として充てたい希望もあり、渡航前の免除認定の要望が出されている。

一方その他の支援においては、ＴＡ、ＲＡのニーズ急増や、各種研究プロジェクトの研究員採用の実績増加により大学院学生の雇用機会は拡大されており、経済的支援状況が改善され、体制が整ってきたと評価できる。

将来の改善・改革に向けた方策

休学者への授業料等免除制度における、渡航前の免除認定を要望する事情には汲むべきところはある。現行は留学の実態を確実に把握する観点から在学証明書を求めているが、留学が決定した時点で留学先機関が発行する留学受入許可証明書をもって審査・認定を行ない、留学後に在学証明書の提出を義務づける措置を検討することを今後の目標とする。

ＴＡ、ＲＡ、各種研究プロジェクトの研究員採用は当該期間において上記のとおり拡充されてきた状況であり、今後はその採用実績の維持継続を目標とする。

（３）法科大学院

現状の説明

本学独自の奨学金として、各学年、約２割の成績優秀者に、年間授業料の全額～半額に相当する額を給付する「國學院大學法科大学院奨学制度」を設けている。

また、本法科大学院在学生は、「日本学生支援機構奨学金」の対象となっている（学長の推薦を受けた申込者について選考したうえ、独立行政法人日本学生支援機構が採否を決定する）。

さらに本法科大学院では、三菱東京ＵＦＪ銀行・みずほ銀行との提携による法科大学院教育ローンを用意し、当該教育ローンを受けた法科大学院学生に対して、在学期間中に限り利子を給付する「法科大学院教育ローン利子補給制度」を設けている。

なお、本法科大学院の短縮コースは、平成１７年度より「教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座」に認定されており、所定の条件を充たしていれば、雇用保険の支給要件期間が５年以上の場合は本学入学時に支払う入学金及び授業料の合計金額の最大 40%（上限 20 万円）、３年以上５年未満の場合には最大 20%（上限 20 万円）が、ハローワーク（公共職業安定所）から支給されることとなる。

これらの奨学金・提携ローン・教育訓練給付金については、毎年度、入学希望者を含め一般的に配布している『ガイドブック』、在学生に配布する『学生便覧』、ホームページ等にも掲載し、受験生及び在学生に周知している。

点検・評価、長所と問題点

奨学金を利用している学生を平成１８年度の実績で見ると、本学独自の奨学金については、全学生の約 13%に給付されており、日本学生支援機構奨学金については、第１種を約 31%、第２種を約 43%の学生が利用している（大学基礎データ【表 44】（以下、大学基礎データからの引用の場合は【表○】とする））。

これらの活用状況から鑑みて、情報の周知方法は十分であると評価することができる。

将来の改善・改革に向けた方策

上記の通り、情報の周知方法については十分と考えているが、学生の応募状況を勘案しつつ、状況に合致した周知方法を検討していく。

２．学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮

目標

学生に対するメンタルケア対策等を行なうことによって、学生個々のニーズと満足度にあわせた学生支援体制を強化する。

１．学生の心身の健康を保持する
２．生活相談担当部署が有効に活動できるようにする
３．専門のカウンセラーやアドバイザーを適切に配置する
４．学内の機関と地域の機関の連携を強化する
５．学生生活に関するアンケートを実施する

（１）保健室による学生の健康保持・増進のための安全・衛生への配慮

ａ．保健室の体制

現状の説明

保健室の体制は、平成１７年度より、専任保健師３名（渋谷 2、たまプラーザ 1)、嘱託保健師１名（渋谷 1)、パート保健師１名（渋谷 1)、パート看護師１名（たまプラーザ 1）となっている（１６年度は専任保健師４名、嘱託保健師なし、パート保健師２名)。その他、両キャンパスに校医３名（内科医 2、精神科医 1)、栄養士１名が在籍している。開室時間については、学生生活課の事務時間とほぼ同じ時間帯で開室しており、夜間の時間帯にも対応している。

渋谷キャンパスでは再開発に伴って、保健室の場所が２度変更になった。平成１６年８月には本館１階から本館２階へ仮移転し、１８年６月には若木タワーの竣功に伴って、若木タワー３階へ正式に移転した。この間、健康診断などの行事を渋谷キャンパスで行なう場合には、再開発状況を考慮しつつ広く場所を確保する必要があり、毎年同一の場所で行なうことはできなかったため、その度周知・案内が必要になった。

点検・評価、長所と問題点

現在、渋谷キャンパスに人員が多く配置されているが、事務やシステム関連、在籍している学生数、開室時間といった業務量を考慮すると、適切に配置されていると評価することができる。渋谷キャンパスの再開発にともなう変更については、その都度、保健室の位置や健康診断の実施場所の周知徹底に努め、大きな混乱がなかったことは長所として評価することができる。

将来の改善・改革に向けた方策

今後も保健室が有効に活動できるよう、現状の維持に努めていく。平成２０年度に施行される「高齢者の医療の確保に関する法律」によって、特定健康診断・特定保健指導が実施されるため、教職員の健康管理業務といった衛生管理業務が増えることが想定されている。こうした対応についても事前に準備する方策によって、学生に対する健康管理体制についても、現水準を確保していく。

ｂ．保健室の業務

現状の説明

保健室の主たる業務としては、①定期健康診断、②特殊健康診断、③救急処置、④健康教育、⑤健康相談がある。

① 定期健康診断

学校保健法に基づき毎年４月初旬から中旬にかけて実施している。健康診断総受診率（外部受診を含む）は、平成１６年度 89.8%、１７年度 89.6%、１８年度 90.6%と 90%前後を維持している。本学では、受診者全員に保健指導を行なっており、日常生活における個別的なアドバイスをしている。障害者や病気療養のための休学者など身体的・精神的な問題がある場合には、更に学校医と面接することによって、状況把握とともに大学による必要な支援について検討している。また、学生の結核の新規罹患者が生じているため、平成１８年の結核予防法・学校保健法の改正以後も、継続して胸部レントゲン撮影を毎年全学生に実施している。

② 特殊健康診断

特殊健康診断として、神社実習前特殊健康診断（６月、１月）と強化部会特殊健康診断（夏期休暇前）を実施している。神社実習前特殊健康診断は、早朝から深夜にかけて行なわれる神社実習に耐えうる健康状態であるかを確認すること、強化部会特殊健康診断は、練習量・練習強度の高い強化部会に在籍する部員の心電図・血液検査等を検査し、事故防止に役立てることを目的としている。

③ 救急処置

保健室の救急処置利用は、毎年５、６、１０、１１月に多い。渋谷キャンパスでは平成１６年度 2,990 名、１７年度 2,271 名、１８年度 1,751 名、たまプラーザキャンパスでは平成１６年度 2,144 名、１７年度 2,085 名、１８年度 1,841 名の利用者があり、両キャンパスとも年々利用者が減少している。

④ 健康教育

健康教育は、主としてスペシャル版栄養相談と禁煙サポートプログラムを実施している。

スペシャル版栄養相談は、平成９年度より毎年実施しており、一人暮らしを始めて食事つくりに戸惑う学生や、食事のバランスの悪さからくる心や体調をくずす学生のために、食への関心を高める内容にて実施している。さらに、平成１９年度には、学生部企画として食育講演会を実施した。

禁煙サポートプログラムは平成１７年度より実施している。学校医によるニコチンパッチの処方、事前・１ヶ月後・３ヶ月後のグループ面接、保健室相談の随時受付等、禁煙が成功するためのサポート体制を設けている。

これ以外には、応急手当や簡単料理のパンフレット作成、ホームページによる健康情報の提供を行なっている。

⑤ 健康相談

校医による健康相談、保健師による保健指導、栄養士による栄養相談を実施している。

健康相談は体調不良者の面接、健康診断の結果が「要精密検査」「要治療」となった学生の面接、神社実習前特殊健康診断・強化部会特殊健康診断の事後面接、禁煙サポートプログラムによる面接など、年間を通した利用者がいる。

保健指導は保健室の開室時間中に随時受け付けており、主として生活面のアドバイスを行ない、場合によっては校医健康相談や外部医療機関の紹介をしている。

栄養相談は、栄養士の勤務日にあわせて月に 4～5 回実施され、食事の作り方やダイエットといった栄養相談など、できるだけ個別のアドバイスを心がけ対応している。

点検・評価、長所と問題点

定期健康診断は、渋谷キャンパスの再開発による会場変更によって、受診率の低下が予想されたが、総受診率は 90%前後を維持している。これは、広報活動によって、変更点を含めた情報が十分に伝わったこととして評価することができる。一方、日常の救急処置と保健指導の利用者数が減少している。

これについて、渋谷キャンパスでは２度の保健室移転が影響していると思われる。これは周知の問題だけでなく、当初１階にあった保健室が移転によって２階、３階に配置されることによって、利用しづらくなったためと思われる。学内の配置の関係で、保健室に立ち寄り健康や生活面について、気軽に相談できなくなってしまったことは問題点である。たまプラーザキャンパスの利用者数減少は、教学面での渋谷キャンパス集中化により、通学する学生数が減少したことが影響していると思われる。

これ以外に、特殊健康診断は神社実習、練習量・練習強度の高い部会への危機管理対策として、健康教育は、学生に対する啓蒙活動に加えて保健室を身近に感じてもらう方策として有効であったと評価することができる。

将来の改善・改革に向けた方策

学生健康診断については、定期・特殊共に充実しており、この水準を今後も維持していく。学生の生活習慣病や食生活の悪さ、喫煙・運動習慣の欠如などが多く見受けられるため、健康に対する認識を高める健康相談や健康教育を充実させていくことが必要である。平成１９年度に学生部企画として食育講演会を実施したが、保健室単独の企画でなく、学生部を取り込んだ方策を展開していく。また、健康に関するコラムを、学内の電子掲示板にも掲載するといった方策も実施していく。

保健室の利用者数が減少している問題に対しては、保健室の場所の告知だけでなく、行事を充実させることによって、学生の健康に対する認識・関心を高めていく。

ｃ．分煙・禁煙

現状の説明

健康診断時の問診集計の結果、本学学生の喫煙率は、平成１６年度 24.6%、１７年度 21.4%、１８年度 19.5%と減少している。１７年度からは保健室の健康教育として禁煙サポート体制が企画されるようになった。学内の受動喫煙防止対策としては、１５年度に建物内禁煙を実施したたまプラーザキャンパスに引き続き、渋谷キャンパスで平成１６年７月に建物内禁煙ならびに屋外でも 5 箇所の指定場所以外では禁煙という分煙体制をとった。その後、たまプラーザキャンパスでは平成１８年２月に建物外の喫煙場所を 17 箇所から 5 箇所に限定するとともに、クリーンキャンパス運動により学生・職員が巡回指導をするなどの改善策が取られた。渋谷キャンパスでは、学生の受動喫煙についての苦情によって喫煙場所は一部変更となったものの、敷地が狭いため受動喫煙の問題は解消されていない。また、若木タワー竣功に伴って各階に喫煙室が設置され、建物内で喫煙できるようになった。

点検・評価、長所と問題点

『私立大学学生生活白書 2007』で初めて設けられた喫煙に関する設問の集計によると、私立大学全体の喫煙率は 16.4%となっており、本学の喫煙率はこれとほぼ変わりない。

たまプラーザキャンパスにおけるクリーンキャンパス運動や保健室の健康教育などは、受動喫煙防止や喫煙の抑止に効果的な活動を行なっている。しかし、健康増進法が施行されてから、全般的に喫煙率が低下しているにも関わらず、建物内に喫煙所を設置することなどは、受動喫煙防止対策の面で問題点であると言える。

厚生労働省のガイドラインでは、教育機関である大学は「禁煙をベースとして対策を立てるように」となっている。このことから受動喫煙防止対策の最終目標は「キャンパス内（建物・敷地）禁煙」である。学生の受動喫煙についての苦情がある中でこれらが進展しないのは、大学自体に喫煙の害や禁煙の必要性の知識が希薄であるだけでなく、受動喫煙防止についての対策機関がないなど禁煙推進の意欲が足りないことも問題点である。

将来の改善・改革に向けた方策

現時点では、保健室で行なっている学生向けの健康教育や保健委員会において喫煙場所の減少・縮小を議題としている他、学生生活課において学生のモラルやマナーに主眼を置いた運動をしているのみであり、大学全体の課題としての発展はない。事務局縮小方針により、更にこれに費やす人的資源がないとのことで年々見送られている課題である。今後とも個々の部署による地道な活動は継続するが、将来的な改善・改革への見込みは現時点ではない。１年生が入学した時点から、こうした取り組みを積極的に告知して、啓蒙を続けるといった方策が必要であろう。

ｄ．学内・学外との連携

現状の説明

学内の連携によって定期的に実施している取り組みに、食堂巡視がある。食堂巡視には、保健師・栄養士だけでなく、学生部委員、施設提供をしている大学代表（渋谷キャンパスは人事課、たまプラーザキャンパスはたまプラーザ事務課）が参加し、衛生面・栄養面についての助言・指導、食堂運営者との意見交換を行なっている。

学外の連携としては、各学生の個別的、単発的な対応による医療機関の紹介がある。詳しい検査が必要と思われる場合や、保健室では対応しきれないほど重症な場合には、学外医療機関の紹介やそこへの搬送を行なっている。さらに、年２回（７月、１２月）、近隣の医療機関へ挨拶まわりを行なっている。こうした機会をとらえて情報の交換や、キャンパス周辺の医療機関の把握と連携とを図っている。

緊急保健対策の場合には、学内・学外との連携が重要となる。平成１９年度に麻疹が流行した際には、学生に対して即時に注意喚起をするとともに、学内・学外情報を事務局・学生部・校医が共有し随時対策を検討した。また、学外医療機関との連携により麻疹抗体試薬とワクチンを確保し、抗体保有の確認をするなど教育実習、介護等体験、短期留学に向けての対策をとった。

点検・評価、長所と問題点

学内者による食堂巡視は、衛生面の確認だけでなく、日常の利用者としての改善案の提案や要望、施設面の改善などができるという利点がある。平成１８年度には巡視によって厨房床の破損が指摘され、補修工事が実施された。このように学内で連携を取ることによって、食堂単独では対応しきれない部分を複数の視点から点検できることは長所として評価することができる。

学外の連携としては、医療機関を紹介した後、保健室はできるだけ学生本人と受診結果を確認し、医療機関と本人と大学の健康管理についての認識が同一となるよう配慮している。こうした取り組みに加えて、近隣の医療機関と定期的な情報交換を行ない良好な関係を構築できていることは長所として評価することができる。

さらに、１９年度に麻疹が流行した際、重篤な症状をおこす感染症に対して集団感染の予防の観点から大学として対応できたことは、学内・学外との連携が適切になされていると評価することができる。

将来の改善・改革に向けた方策

食堂巡視の場合、衛生管理の徹底ばかりでなく、学内機関それぞれの視点で改善・改革の方策を打ち出すことができる。こうした機会を設けることによって、より良い食堂環境作りや利用者・施設・食事提供者間の良い関係を培うこともできる。今後も、こうした学内連携の態勢を維持していく。

学外の医療機関との連携については、従来の情報交換態勢を維持していく。さらにインターネット

による病院検索などによって、休診日など医療機関の現状を把握することによって、傷病者が発生した際に適切に対応できるように心がけていく。

緊急保健対策にあたっては対策をとり遅れないよう注意していく。平成１９年度に流行した麻疹への対応のように、今後も重篤な感染症が発生した際の大学の危機管理体制について、今後も危機管理を想定した啓蒙と訓練を実施していく。

（２）学生相談室による学生の健康保持・増進のための配慮

ａ．学生相談室の体制

現状の説明

学生相談室の体制は、平成１７年度より、専任カウンセラー2 名（渋谷 1、たまプラーザ 1)、嘱託職員 2 名（渋谷 2）となっている（１６年度は専任職員１名、嘱託職員なし)。嘱託職員 2 名については、心理学やカウンセリングの専門知識を持つ者を週 3 日ずつ配置し、インテーク（受理面接）を含む種々の業務に当たる態勢を取っている。１９年度からは、たまプラーザキャンパスにも専門知識を持つ者を週 3 日配置している。その他、両キャンパスに心理カウンセラー2 名、精神科医 1 名、弁護士１名が非常勤として在籍している。開室時間については、曜日によって異なった時間帯に開室することによって、夜間主の学生等の多様なスケジュールに対応するようにしている（【表 45】)。

点検・評価、長所と問題点

高度な知識と豊富な経験を持つベテランのカウンセラー、医師、弁護士が、10 年以上にわたって在籍し、学生のさまざまな相談に対応していることは、適切な人的配置がなされていると評価することができる。さらに、渋谷・たまプラーザの両キャンパスの学生相談室で、心理学やカウンセリングの専門知識を持つ者を嘱託職員・アルバイトとして配置していることは、学生相談室の有効な活動に役立っている。なぜなら、心身の健康に不安を持つ学生が初めて出会う受付や室員の対応が学生相談室の利用度に重要な要素を持つからである。開室時間については、限られた人員のなかで努力がなされていると評価することができる。

将来の改善・改革に向けた方策

人的配置の面では、今後もたまプラーザキャンパスの常勤の室員を配置することが、早急に求められる。開室時間については、学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生のため、何かあったらいつでも相談にのるために、現在と同じ時間の確保が必須である。学生相談という領域は他の教育諸活動同様、良質で適切な対応があってはじめて評価されるものである。問題点をつかんでいても不適切であったり、学生に響かなかったりするのであれば意味がない。人的配置の面では、心理学やカウンセリングの専門知識を持つ者が採用されており、カウンセラーや相談室員は今後も研修等への参加によって、研鑽を続けていく。

ｂ．学生相談室の業務

現状の説明

國學院大學学生相談室規程によると､｢学生生活において学生が直面する諸問題について相談に応じ、必要な助言、指導およびカウンセリングを行なうことにより、学生の充実した生活に資すること」が目的として明記されている。相談内容は、単位や履修、転部など修学全般をめぐる相談から、キャンパス・ハラスメント（アカデミック・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、アルコールハラスメント）やＤＶ（恋人間のドメスティック・バイオレンス）といった対人関係に関わる相談、性格

などの心理相談、将来や職業選択などの進路相談、精神衛生相談、消費生活相談や法律相談など多岐にわたるため、学生相談室は学生生活に関連するあらゆる問題が持ち込まれる「よろず相談型」相談室として機能している。学生相談室の業務としては主として面接による相談が中心になるが、これ以外にも年2回開催の「コミュニケーション・スキル講座」のようなグループ活動も行なっている。また、学内の教職員に向けて、学生対応について専門家的見地からコンサルテーション業務、調査・研究活動の成果としての「学生相談室報告」を年1回発行している。また、学生の心の健康に対する教育的働きかけとして、カウンセリングや精神衛生に関する記事の学報への掲載や、学生相談室のホームページや「学生相談室だより」を発行している。

点検・評価、長所と問題点

学生相談室の利用状況は、表10-9の通りである。よろず相談型の相談室のため、敷居が低く、健康な学生も比較的利用しやすいという長所がある反面、人目が気になるような学生には利用しにくい場合もある。これらの点については開室時間を長く設けているため、比較的来談者の少ない時間帯や土曜日の利用を促すことでおおむね解決できている。グループ活動については、開始当初と比べ、参加者は近年減少傾向にある。しかしながら、インターネットや携帯電話の普及による対人関係の希薄化に伴い、対人スキルが低い学生も数多く見られ、友人や教員の些細な言動に傷ついて相談に訪れる学生は非常に多く、安全なグループ活動への参加は彼らの経験を豊かにする機会となっている。また、グループ活動には比較的健康な学生も参加しやすく、学生同士の相互交流や自己探求の場ともなっており、教育的効果も大きい。多様な学生に対応するために、学生の気質の変化に合わせて開催時期やプログラムの内容を複数設ける（サイコドラマ、アサーション・トレーニング）などの工夫をしている点が長所である。

表10-9　学生相談室利用状況

			たまプラーザキャンパス			渋谷キャンパス		
			16年度	17年度	18年度	16年度	17年度	18年度
来談統計	来談実数（人）		262	182	158	303	305	306
	来談延べ数（人）		825	635	663	1,035	1,135	1,304
	相談件数（件）	修学相談	64	66	45	126	158	135
		心理相談	486	434	489	698	696	910
		精神衛生相談	56	20	35	80	78	71
		法律相談	17	8	8	18	13	16

昨今は多様な学生が入学し、学生相談室内だけでは対応の難しいケースも増加しており、学内の教職員の理解や協力を得るため､学生相談室からも情報発信し､更なる連携の強化をはかる必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

学生相談室から情報発信をしていく必要はあるが、インターネットの普及でさまざまな情報にアクセスしやすくなった反面、すぐに必要のない、自分にとって関係のない情報は流されやすいという風潮がある。せっかく講座を企画しても「知らなかった」､「気がつかなかった」という声があり、どんなＰＲ方法が有効といえるか講座参加者アンケートから検討し､改善すべき点を洗い出す必要がある。

また、個人では対応の難しいケースについては、学生相談室スタッフの資質向上のための定期的な研修や勉強会を開いて、理解を深める機会を充実させる。

ｃ．学内・学外との連携

現状の説明

学生相談室の学内連携の取り組みとしては､学生相談室ワーキンググループがある｡学生相談室ワーキンググループは関係諸機関との連携と共通理解を図ることを目的として、平成１３年度より設けられている。学生相談室スタッフと学生部委員、学生生活課長、保健師、テーマに関係の深い部署の教職員によって構成され、平成１６年度までは年3回、１７年度以降は年2回開催されている。平成１６年度は就職課と「就職支援」、１７年度は保健室と「精神衛生相談」、１８年度は法科大学院事務課と「法科大学院生の学生相談室利用」、１９年度は校友課と「保護者への対応について」をテーマに実施した。

アカデミック・ハラスメントや危機介入といった相談内容の場合には、学内の連携や協力を得ることが重要になっている。アカデミック・ハラスメントの場合、被害者である学生が大学側に訴えを起こすことを希望した際には、教務部などと連携し、双方の話を聞くといった対応している。学生に危機的な事態が発生した場合や、緊急の援助を必要としている場合には、危機回避、緩和を目的とする積極的な介入を行なう態勢を整えている。こうした危機介入を要するケースは頻繁に起こっているとはいえないものの、学生相談室や保健室、関係部署、学生部がどのような動きをとればよいかを設定している。

学外の連携としては、弁護士事務所あるいは精神科クリニック、心理療法関連施設などとの連携がある。渋谷キャンパスでは平成１７年度より学生相談室内における弁護士の対応を打ち切り、大学内に開設された渋谷パブリック法律事務所を紹介するようになった。渋谷パブリック法律事務所は１６年度に國學院大學120周年記念事業の一環として法科大学院が開設された際に、大学内に設置された公設法律事務所であり、東京弁護士会との密接な協力体制によって運営されている。相談者は学生相談室で発行された紹介状を持っていけば、初回の面接について無料で法律相談を受けることができるようになっている。平成１７年度は14件、１８年度は9件の利用があった。たまプラーザキャンパスについては、従来通り、月1回の割合で弁護士が無料で相談を受けている。医療機関との連携については、精神科の既往歴がある学生の場合、主治医から医療情報が提供されることや、相談室の方から必要に応じて専門機関を学生に紹介している。この他、詐欺商法などの場合には消費者センターを紹介することもある。

点検・評価、長所と問題点

学生相談室ワーキンググループを通して、学生相談室と関わりを持つ教職員が増え、それぞれの立場や役割の違いを明確にしながら、学生支援について関心と理解を高めることやネットワークづくりに役立てることができたことが長所である｡テーマと組織の選定も､コンサルテーションで話題になったトピックや他部署からの依頼を受け入れているため、参加者全体の問題意識も高い。会議形式の組織間連携は長所といえるが、昨今は教職員の一人当たりの業務量も多く、関係諸機関の予定を調整することは大変困難で、当初は年3回であった開催が平成１７年度からは年2回に減少になったことが問題点である。

アカデミック・ハラスメントへの対応や危機介入が必要となった場合の対処については、基本的な点を簡潔に整備していることは長所であるといえよう。アカデミック・ハラスメントを例にすると、その特殊性によっては事実関係や処遇について、セクシュアル・ハラスメント調査委員会との連携を図るなど、全学的な対応ができるようになっていることも長所である。

学生相談室にとって、より専門性を持った学外機関との連携は欠かせない。なぜなら、学生相談室

には学生生活に関連するあらゆる問題が持ち込まれるため、相談内容は多岐にわたるからである。そうした点において、専門性の高い知識を要求されるような相談については積極的に学外の諸機関を紹介しており、現状における連携は十分出来ていると評価することができる。さらにこうした外部機関からのリーフレットやポスター掲示についても積極的に協力し、大学内において広く紹介していることも評価できる。その一方で、渋谷パブリック法律事務所を複数回利用する場合には2回目以降が有料となるため、渋谷キャンパスとたまプラーザキャンパスで相談体制が異なることが問題点である。

将来の改善・改革に向けた方策

学生相談室ワーキンググループの開催日を増やすということは現実的に難しいが、それらを補う上で重要なのが日常的な人的ネットワークづくりである。具体的事例を通し、教職員とカウンセラーが互いの立場を尊重しながら学生に対する理解を深めることが連携強化につながる。今後も大学内の各部署で取り組んでいる業務との連携を図っていく。

アカデミック・ハラスメントへの対応としては、セクシュアル・ハラスメント調査委員会との連携や、複数の相談窓口の設置、ガイドラインの作成といった予防活動を継続して実施していく。危機介入については、頻繁ではないからこそ、過去の事例に学ぶといった研鑽を継続して行なっていく。このように、危機介入の考え方について定期的に話題にし、対応の徹底を共通の理解をするといった方策を図っていく。

外部機関との連携については、密接な関係を構築すると同時に、まずは学生がこうしたトラブルに巻き込まれないようにすることが必要である。具体的には、トラブル事例に関する情報収集にも努めることによって、適切な対応を素早くできるようにしていく。さらに学内においては、外部機関からのリーフレットやポスターの掲示だけでなく、ホームページや学生相談室だよりなどを活用して、根気よく啓発活動を行なっていく方法が、地味ではあるが有効な手段となる。また、学外諸機関の研修会に参加した際には、従来から連携している機関との関係強化に加えて、優秀な機関の発掘を続けていくこととする。法律相談の体制については、継続的な無料相談が可能な体制を構築する、あるいは2回目以降はすべて有料とするなど、渋谷キャンパスとたまプラーザキャンパスの相談体制を均質とする方策を検討する。

（3）その他の学生生活支援

a．学研災・負傷学生医療費補助

現状の説明

1）学生教育研究災害障害保険、学研災付帯賠償責任保険

全学生を対象として、大学が費用を負担し、国内外における教育活動中の急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合の災害事故補償である「学生教育研究災害障害保険」のAタイプ（死亡保険2,000万円）と、通学中の事故・学校施設等相互間の移動中の事故の場合の付帯特約である「通学中等傷害危険担保特約」に加入している。さらに、介護等体験に参加する学生に対しては、学研災付帯賠償責任保険のインターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険（インターン賠）へも大学が費用を負担して加入している。これには平成16年度339名、17年度294名、18年度386名、19年度418名が加入した。保険請求の件数としては、平成16年度41件、17年度31件、18年度27件であった。

2）負傷学生に対する医療費補助

大学が加入している「学生教育研究災害障害保険」で適用されない短期間の治療費について、「負傷

学生に対する医療費補助内規」に基づいて、3 万円を限度（眼鏡、補聴器については 1 万円を限度）とした補助をおこなっている。スポーツ身体文化の講義の際に怪我や眼鏡等の破損が多いため、担当教員との連携を図っている。医療費補助の請求件数としては、平成１６年度 4 件、１７年度 5 件、１８年度 8 件であった。

点検・評価、長所と問題点

学生教育研究災害障害保険と大学独自の医療費補助制度によって、授業中・課外活動中・通学途中など学生生活で起こりうる、死亡保険、後遺障害保険、医療保険、入院費用に加えて、通院回数が少ない怪我や事故による眼鏡等破損にも対応することができていることは、長所として評価することができる。さらに平成１４年度から、学生教育研究災害障害保険のコースを、Ｂコース（死亡保険 1,200 万円）から、Ａコース（死亡保険 2,000 万円）に変更したことも、福利厚生の態勢を強化していると評価することができる。

将来の改善・改革に向けた方策

これらの福利厚生の態勢は手厚く、学生にとって有用であることから、今後もこの態勢を継続させていく必要がある。その一方で、大学が支出している掛金との関係を考えると、掛け金に対する保険金の支出額は必ずしも十分であるとはいえない。日頃から、こうした事故が起こらないようにする啓発活動と同時に、万が一の怪我・破損が起こった場合にスムーズな利用ができるよう、学生に対して広くこの制度を告知できる態勢を整備することが課題である。

ｂ．学生生活に関する満足度アンケートの実施状況

現状の説明

平成１８年度に日本学生支援機構の「平成１８年度 学生生活調査」と日本私立大学連盟の「第１２回 学生生活実態調査」、１９年度に本学独自の「オリエンテーションに関するアンケート」を実施した。学生生活調査と学生生活実態調査は無作為抽出によって実施したため、回答件数は学生生活調査が 75 票、学生生活実態調査が 556 通であった。学生生活実態調査では、学生生活に関する本学独自の設問を設け、学生の満足度に関する設問を追加した。これによって、質問項目は授業や教員、カリキュラム、図書館、情報環境、食堂、その他施設、事務局のサービスなど多岐にわたるものとなり、学生支援の満足度調査としても充分活用できるものとなった。学生生活実態調査の実施と同時に、本学独自の設問についてはＫ－ＳＭＡＰＹのアンケート機能を活用して、全学生を対象として実施したため、10,061 名中 2,438 件の有効回答を得ることができた。オリエンテーションに関するアンケートにおいてもＫ－ＳＭＡＰＹのアンケート機能を活用し、新入生 2,358 名中 900 名から回答を得ることができた。

点検と評価、長所と問題点

Ｋ－ＳＭＡＰＹのアンケート機能を活用したアンケートによって、多くの回答を得たことは高く評価することができる。これは、アンケートを実施する時期を履修登録にあわせたため、学生の目に触れやすい環境にあったことが幸いしたといえる。また、これらのアンケートは実施から集計まですべて学内で処理することができたため、経費がかからなかったことも評価できる。アンケートには自由記述欄を設けたことから、直接的に学生の意見を聴取することができた。学生生活実態調査では、学生支援、授業支援は学生に好評で満足度は高かったが、渋谷キャンパスの喫煙場所の問題と、学生が憩うスペースの不足については多くの不満があげられた。このアンケート結果を踏まえて、喫煙場所の変更と若木タワー最上階の部分開放を実施するに至った。オリエンテーションに関するアンケート

では、履修に関する説明会から部会の勧誘まで、幅広く意見を集約することができた。問題点としてはシステム自体に改善の余地があり、処理に時間がかかったことがあげられること、単発的なアンケートであったため、学生の傾向を継続的に把握するまでは至っていないことがあげられる。

将来の改善・改革に向けた方策

Ｋ－ＳＭＡＰＹのアンケート機能はシステム自体に改善の余地があるので、まずこの点における改善が求められる。しかしながら、現状においても非常に有効なシステムであることに間違いなく、今後もこの機能を活用して、学生の直接的な意見を積極的に聴取していくことが期待される。そして、アンケートによって聴取した有益な意見については、今後も学生サービス向上のために反映させたい。アンケートは単発な意見集約でなく、継続的な意見聴取によって学生の動向を詳しく知ることができるため、設問の継続性を保つことを含め、アンケートの継続的な実施が今後の課題だといえる。

３．ハラスメント防止のための措置

目標

ハラスメント防止への取り組みを行なうことによって、学生支援体制を強化する。
１．ハラスメントを防止するための措置を適切に行なう
２．ハラスメントを防止するための啓発を適切に行なう

（１）ハラスメント防止のための体制

現状の説明

本学では、平成１２年度に「セクシュアル・ハラスメント防止規則」が制定（以下「防止規則」）された。この規則は國學院大學の教職員、学生のすべてに適用される規則であり、セクシュアル・ハラスメント防止と被害発生時の対応のために必要な措置が明文化されている。また、セクシュアル・ハラスメントは発生後の適切な対処が重要であるとともに、発生させないことが重要であり、啓発活動も積極的に展開している。さらに平成１８年度に竣功した若木タワーにおいては、演習室ドアに透明ガラスが使用され、大学院学生研究室も全面ガラス化されるなど、物理的環境面での予防的措置も講じられている。

１）セクシュアル・ハラスメント相談員制度

セクシュアル・ハラスメントの相談に応じるため、本学教職員の中から学長が指名する相談員が、渋谷キャンパスおよびたまプラーザキャンパスの両キャンパスに配属されている。なお「防止規則」ではセクシュアル・ハラスメント相談員の定員は 6 名以上であるが、より細やかな対応をするために現在は 4 名増員の 10 名で運営されている。この相談員は被害申立者から相談を受けた場合、当事者および関係者から事情聴取を行ない解決に向けた助言または方策を勧告することができる。また被害申立者のケアについてもその責務を負っている。規則により相談員の半数以上は女性教職員であり、守秘義務を負いつつ、定期的に相談員協議会を開いて個別案件の対応の妥当性を検討評価するとともに、学長に対して調査委員会の招集を勧告する必要があるか否かを検討している。また必要に応じて外部の専門家の助言を受けることも認められている。

相談窓口となる両キャンパスにおかれているセクシュアル・ハラスメント相談員の研究室の電話番号は公開されている。各相談員は相談内容を迅速に責任者であるセクシュアル・ハラスメント相談員協議会座長に報告することになっている。またメールで相談した場合は全相談員 10 名に一斉に送信されるシステムになっている。原則として、申立人へのヒアリングは即日、委員 2 名により行なうこととしている。

なお、セクシュアル・ハラスメント相談員が 2 名在籍している文学部資料室を事実上の事務局として、座長から各相談員への指示や相談員協議会の開催通知、被申立人との事情聴取の日程調整なども文学部資料室を通じて行なっている。

２）セクシュアル・ハラスメント調査委員会

セクシュアル・ハラスメント相談員協議会が相談内容を検討した結果、相談員協議会の責任と権限を超えた相談内容と判断した場合には、学長に対してセクシュアル・ハラスメント調査委員会の招集を求める。構成員は専任教員 3 名、専任職員 2 名、資料室員 1 名であり、少なくても半数は女性であることが「防止規則」に定められている。この調査委員会は必要に応じて学外の専門家も含めて事実調査を行ない、その結果を学長に報告しなければならない。それに基づいて学長は就業規則または学

則ないし大学院学則の定めるところの処分を行なうか否かを２ヶ月以内に決定しなければならない。

３）啓発活動

啓発活動としては、「セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」による普及活動とポスターによる相談員制度の周知、全教職員、学生対象の講演会等を行なっている。普及活動としては、冊子形態の配布物、大学ホームページをはじめとする各種媒体を通じて、セクシュアル・ハラスメント防止意識の啓発をおこなっている。また「防止規則」を学生手帳に刷り込み、相談窓口・連絡先のアドレス（全セクシュアル・ハラスメント相談員に一斉メールが入る）も明記している。相談員制度の周知としては、渋谷、たまプラーザの両キャンパスにセクシュアル・ハラスメント相談員のポスターを掲示し、相談窓口・連絡先のメールアドレス、教員の研究室の電話番号を明記し、いつでも相談できる体制が整っていることを周知させている。講演会としては、毎年、教職員対象に２回、学生対象に１回開催している。平成１８年度からは國學院大學の体育部会の指導者（監督やコーチなど）にも案内を送り教職員対象の講演会に出席するように促している。

点検・評価、長所と問題点

１）相談受付制度について

相談窓口となるセクシュアル・ハラスメント相談員の研究室の電話番号は公開されており、受けた相談を相談員協議会座長に報告する仕組みは確実に運用されている。また、原則として即日対応をしていることは、迅速な対応として評価できる。

２）相談に対する対応

受付後の相談については、公平性を保持する立場から複数の相談員が出席している。また相談場所も被害申立人のプライバシーを守るために都立ウイメンズプラザや渋谷区の施設など、学外の施設も利用している。また、学外の専門家を活用しており、被申立人からの事情聴取の段階でオブザーバーとして参加してもらい、その後の対処案の策定に専門的な立場から意見をいただいている。これらの各点を評価すれば相談制度については、整備されていると評価できる。しかし近年、相談内容がセクシュアル・ハラスメントに限らず、学生生活全般に及ぶ内容であることも少なくなく、セクシュアル・ハラスメント相談員協議会としての対応が困難な場合もある。すでに平成１９年度においては被申立人からの事情聴取にオブザーバーとして学生部の出席をお願いするなど、内容に応じて柔軟な対応をとっている。その意味ではますます各セクシュアル・ハラスメント相談員の負担は重くなっている。

３）啓蒙活動の展開

相談員協議会によるセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発活動は、きわめて積極的におこなわれており、意識向上のために有効な活動を展開していると評価できる。しかし講演会等に対する教員の出席率は残念ながら向上しておらず、問題がある。特に教員は立場上加害者になり得る可能性があるため、積極的な参加が求められる。その意味で今後とも啓発活動を継続的に充実させる必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

１）セクシュアル・ハラスメント相談員の研修

上記のようにセクシュアル・ハラスメント相談員は、個別の相談内容によって判断を求められる場合がある。必ず複数で相談を受け、相談内容を相談員協議会で報告し、全相談員で内容を検討して判断を下しているが、今後は少なくともセクシュアル・ハラスメント相談員に就任した段階で研修を受けるようにする予定である。

２）たまプラーザキャンパスでの学外施設の確保

渋谷キャンパスにおいては相談申立人のプライバシーを守るために必要に応じて学外施設を利用している。同様に、現在ではたまプラーザキャンパスでの相談においても適切な施設がないために、渋谷キャンパス近くの学外施設を利用している。従ってたまプラーザキャンパスにおいても近隣の公共施設を利用できるようにしておく。

３）啓発活動の充実

大学が社会的な存在である以上、セクシュアル・ハラスメントを学内から根絶させなければならない。そのためには教職員、学生などすべての構成員の一人ひとりの意識が重要である。その意味で今後とも啓発活動を積極的に展開し、講演会などに参加しやすいように工夫していく必要がある。例えば教員の講演会への出席を促すため、教授会前後の時間帯に講演会を行ない、平成１９年度から実施している出欠の確認も継続する必要がある。さらに今まで行なわれていなかった兼任教員を対象にした講演会等の啓発活動も実施されるべきと考えている。

４．留学生の支援体制（学部・大学院）

目標

１．研究・勉学に励む留学生に対して、適切な経済支援を行なう
２．留学生の学生生活を支援する事務体制を強化する

（１）奨学金

現状の説明

私費外国人留学生に対する経済支援としては、授業料減免と留学生対象の奨学金がある。学部における授業料減免については、平成１６年度入学者まで、文部科学省「授業料減免学校法人援助」の対象となる全ての私費留学生を授業料の 3 割を減免する対象としてきた。しかし、平成１７年度入学者より「学業継続の意志がないと認められる者」、「前年度の修得単位が 16 単位に満たない者」は授業料減免の対象から外されることとなった。研究・勉学に励む留学生は特別に支援をするが、そうでない場合には支援しないという大学の姿勢の現れで、本学での研究・勉学に適した優秀な留学生を確保するという方針に沿っている。

表 10-10　私費留学生を対象とする授業料減免対象者数の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
学部･私費留学生数	169	135	113
授業料減免対象者数	163	123	108

留学生対象の主たる奨学金には、日本学生支援機構の学習奨励費と本学独自の國學院大學留学生奨学金がある。日本学生支援機構の学習奨励費（大学院：月額 70,000 円、学部：月額 50,000 円）については、推薦者の依頼数が年々減少しているものの、本学より推薦した学生は 100%採用される傾向が続いている。國學院大學留学生奨学金については、年額最大 200,000 円が 40 名程度の対象者に支給されている。

表 10-11　学部留学生学内奨学金

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
奨学金名	応募数	採用数	応募数	採用数	応募数	採用数
國學院大學奨学留学生	47	38	58	42	46	38

表 10-12　学部留学生学外奨学金（大学推薦分のみ）

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
奨学金名	推薦数	採用数	推薦数	採用数	推薦数	採用数
国費留学生国内採用	1	0	1	0	1	1
学習奨励費	70	21	103	18	67	18
平和中島財団 外国人留学生奨学生	1	0	0	0	1	0
共立国際交流奨学財団奨学基金	1	0	1	0	1	0
共立メンテナンス奨学基金	1	0	1	1	-	-
高羅記念留学生奨学基金	0	0	1	0	0	0

大学院における授業料減免については、現在も全ての留学生に対して授業料 3 割減免制度を維持している。論文執筆を目指した研究活動が中心となる大学院では、単位数だけでの評価が難しいという学部と異なる事情が背景にある。また、留学生は、他の一般学生同様、本学の大学院奨学金制度への応募資格がある。

表 10-13　大学院留学生学内奨学金（人数は留学生のみ）

奨学金名	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	応募数	採用数	応募数	採用数	応募数	採用数
大学院奨学金	20	15	14	10	14	13

表 10-14　大学院留学生学外奨学金（大学推薦分のみ）

奨学金名	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	推薦数	採用数	推薦数	採用数	推薦数	採用数
国費留学生国内採用	1	1	1	0	1	0
学習奨励費	4	4	3	3	3	3
共立国際交流奨学財団奨学金	1	0	1	0	0	0
平和中島財団 外国人留学生奨学生	1	0	1	1	1	1
(財）長谷川留学生奨学財団奨学金	-	-	-	-	1	1

これ以外の経済支援としては、平成１６年度に国際連合大学「私費留学生育英資金貸与事業」にパイロット事業への協力大学として契約したことがあげられる。この制度は国際連合大学が外務省と国際協力銀行の資金協力によって、日本における開発途上国の私費留学生が日本で勉強するために必要な資金を貸与し、貸付を受けた金額については卒業時までに毎月１万円を返還し、在学中に返還を完了するものであった。この事業に１名が国連大学からの貸付を受けたが、１７年度末に学生の返済が完了した時点で、パイロット事業としての協力を継続せず、終了とした。これは奨学の貸付金であっても、学校法人の借り入れとして計上しなくてはならないという事務上の手続きの煩雑さと、留学生の滞納・貸し倒れに対する責任を大学が負わなくてはならないという問題点を解決できなかったためである。

点検・評価、長所と問題点

留学生の出身国と日本の所得・物価を比較した場合、ほとんどの留学生にとって日本での留学生活は経済的にかなり厳しい状況にある。留学生支援に対する国家予算の削減に伴って、授業料減免学校法人援助の補助額や学習奨励費の支給額が減額されているなかで、授業料減免を継続して実施し、奨学金を弾力的に運用していることは評価することができる。特に國學院大學留学生奨学金制度の支給額を最大 200,000 円とし、弾力的に運用していることは長所として評価することができる。さらに、私費留学生育英資金貸与事業のパイロット事業に積極的に参加するなど、新規の奨学金の獲得に努めていることも評価することができる。

将来の改善・改革に向けた方策

学部、大学院とも、留学生を対象とした学外の奨学金獲得への努力を続けていく。また、奨学金への推薦にあたっては、推薦対象者の選考や書類作成などに労力がかかるので、少ない手間で効率的かつ公正な手続きがとれるよう、留学生のデータベースを構築していく。

（２）その他の学生生活支援

現状の説明

留学生に対する学生支援体制を担当する窓口は一般日本人と同じで、学部生は学生生活課、大学院生は大学院事務課が担当している。留学生特有の事項（入国管理局関連手続き、外国人留学生医療費補助等）については、学部生は学生生活課、大学院生は大学院事務課と国際交流課が共同で対応する体制をとっている。平成１７年度からは、入国管理局への取次申請を開始し、学部留学生、大学院留学生、交換留学生の在留資格更新と資格外活動申請の手続きを取り次いでいる。大学内の関係部署（学生生活課（渋谷、たまプラーザ）、大学院事務課、国際交流課）が連携し、各課の持ち回りで１ヶ月に１度の割合で東京入国管理局へ出向き、手続きを行なっている。

表 10-15　取次申請件数

平成 17 年度（10 月～3 月）	平成 18 年度	平成 19 年度（4 月～10 月）
33 件	66 件	38 件

さらに学生部企画として、留学生とその他の学生の交流促進を目的とした「国際交流スポーツ大会」、「国際交流バスハイク」を実施している。このイベントでは、学部留学生、大学院留学生の他、Ｋ－ＳＴＥＰに在籍する短期留学生などが日本人学生との交流の機会を持っている。

これ以外には、キャリアサポート課によって、学部留学生の卒業予定者を対象とした就職説明会が実施されている。

点検・評価、長所と問題点

学生支援に対する事務体制としては、平成１７年度から入国管理局への申請取次を実施するようになったことは評価することができる。しかし、留学生にとっての窓口が一本化されていないこと、基本的に留学生であっても特別扱いされず、日本人学生と同じ対応がなされるため、留学生にとって利便性が高いとはいえないことが問題点である。

大学の企画は継続して実施しているため、留学生に認知されていることは評価することができる。その一方でスポーツ大会やバスハイクには受入人数に限りがあること、留学生に対する求人が少ないため、就職説明会以後の対応が十分にできないことが問題点である。

将来の改善・改革に向けた方策

留学生がより学修・研究に専念できる環境を作り上げるため、留学生支援に係わる部署が連携し、留学生に対する窓口を明確にする方策の検討が必要である。事務局内に担当の専門部署を設けるといったことは現実には難しいので、担当者の連絡協議会などを設けることによって適切な事務体制を構築していく。

大学の企画については今後も継続し、企画の認知度をさらに高める一方で、企画から人的支援に繋げていくことが必要な方策である。

５．就職指導

目標

１．キャリア形成支援・就職指導
・ 低学年次からのキャリア形成支援体制の構築
・ インターンシップ参加推進
・ 教職を目指す学生への支援強化
・ 公務員志望学生への支援強化
・ 全学的な学生の進路指導サポート体制の構築
２．神職に関する就職指導
・ 神社界が求める人材育成の強化と奉職率の向上
・ 早期離職防止のための指導方法の改善
・ キャリアサポート課との連携強化
　① 兼業で家職を継承せざるを得ない者に対するＵターン就職支援体制の確立
　② 神職資格取得者の神社界以外の就職先拡大
３．大学院学生に対する進路指導
・ 大学院学生の進路選択指導
　① 個別指導から政策的指導への展開
・ 大学院学生の就職支援体制
　① キャリアサポート課との連携強化
　－大学院入学時の新入生ガイダンスの実施
　② 若手研究者の養成
　－ＰＤ制度の規程化
４．法科大学院学生に対する進路指導
・ 学生の希望進路等に関する意見の聴取と蓄積
・ 法曹を取り巻く就職状況を踏まえた、キャリア形成をバックアップする体制の構築
５．資格取得を目的とする課外授業の支援
・ 常に講座の評価を行ない、学生・社会のニーズにあった講座を開講する

（１）学生の進路選択指導

ａ．キャリアサポート課

現状の説明

平成１９年度より事務局組織の改編の一環として、従前の進路指導・就職斡旋業務からキャリア形成支援に力点を移すことを目的とし、「就職課」から「キャリアサポート課」に組織・分掌変更がなされた。つまり３年次からの就職活動への支援が主であった業務に加え、１年次から学生自らがキャリアデザインを描くことが出来るよう支援していくことが明確に位置づけられた。これに伴い現在１年次からのキャリアデザイン形成に資するプログラムの構築を推進中である。

教学系組織として、学生のキャリア形成支援・就職支援に当たる教職員合同の就職部委員会が設けられている。学長の指名による就職部長（教員）の下、教員６名（文学部３名、経済学部・法学部・神道文化学部各１名）職員２名から構成されている。この委員会ではキャリア形成支援・就職支援に

関する方針・方策の企画・立案等がなされ、これに基づきキャリアサポート課がガイダンスや講習会などの各種支援プログラムを企画・実施している。

毎年度４月に学年別、学部（又は学科）別のキャリアガイダンスを実施している。有意義な１年をスタートし卒業後の進路・自己のキャリア形成を意識した各学年での過し方についてのアドバイスとなっている。特に１年生については卒業後の多様な進路について、また志望する進路（企業・公務員・教職への就職、進学）に応じて大学時代に身につけるべきことや、大学の各種支援プログラムの全般的な紹介を行なっている。

進路等についての情報や個別の相談が必要な場合、渋谷キャンパスキャリアサポート課・たまプラーザキャンパスキャリアサポート相談室で随時対応している。特に渋谷キャンパスでは専任課員のほか企業経験豊富な嘱託職員２名（常勤）・指導員５名（各、週１回）、教職経験者の顧問２名（各、週２日）が対応する体制をとっている。

早期からの対策が欠かせない教職・公務員・マスコミ志望者に対しては１年次から各種ガイダンスや卒業生の協力による各種講習会を用意しており、さらに公務員志望者については学内だけの対応にとどまらず外部機関による試験対策講座を学内にて開講している。表 10-16、10-17、10-18 を参照されたい。

平成１９年度には、学生支援ＧＰ（プログラム名称：学生自らが発信する「自分史」作成支援 ― 社会のなかでの自己活用力養成プログラム ― ）が採択された。これは近年、資質、能力、知識の異なる多様な学生が増加し、また、少子化、ニート・フリーターなどの様々な社会的課題に対する本学の施策であり、独自に開発したＷｅｂ学生支援システムＫ－ＳＭＡＰＹを活用することにより、教職員、各部課室などの役割分担を超えた支援を実現すると共に、修学相談、キャリア形成支援、保護者会における人的支援を組み合わせた取り組みである。

表 10-16　教員志望・公務員志望学生対象支援プログラム（網掛は公務員志望支援プログラム）

	１年生	２年生	３年生	４年生
４月			教職ガイダンス	教職ガイダンス 受験地個人面接 千葉県採用試験説明会
５月		教員採用試験の最新動向と学習対策ガイダンス	教員採用試験の動向と学習対策ガイダンス 総合ゼミ 英語・小学校ゼミ	GW 集中講習会教職模擬試験
６月			総合ゼミ 英語・小学校ゼミ 論作文講座	二次対策指導会
７月			総合ゼミ 英語・小学校ゼミ 教職ガイダンス 公務員ガイダンス	二次対策指導会
８月			採用試験対策前期（教職教養、教科・論作文）講習会	採用試験二次対策指導会（5日間）
９月			採用試験対策前期（教科・論作文）講習会	

10 月	たま教職ガイダンス 渋谷公務員ガイダンス	たま教職ガイダンス たま《基礎》講習会 教員採用試験の概要と出題傾向ガイダンス 渋谷公務員ガイダンス	教員採用試験の概要と出題傾向ガイダンス 総合ゼミ	採用試験私学希望者ガイダンス
11 月	採用試験合格者報告会 たま公務員ガイダンス 採用側業務説明会	たま《基礎》講習会 採用試験合格者報告会 たま公務員ガイダンス 採用側業務説明会	採用試験合格者報告会 志望県別学習相談会 教科ゼミナール 採用側業務説明会	
12 月	国家Ⅰ種選抜試験ガイダンス	たま《基礎》講習会	教科ゼミナール	非常勤講師登録説明会
1 月				非常勤講師登録面接
2 月	採用側業務説明会 採用試験合格者報告会 国家Ⅰ種選抜試験	採用側業務説明会 採用試験合格者報告会	採用試験対策後期(教職教養、教科・論作文)講習会 採用側業務説明会 採用試験合格者報告会	
3 月	採用側業務説明会 国家Ⅰ種選抜試験(面接) 国家Ⅰ種選抜試験合格者発表	採用側業務説明会	採用試験対策合宿セミナー(模擬授業・論作文) 模擬試験 採用側業務説明会	

表 10-17　教員志望学生支援プログラム等参加者数　（単位：人）

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
「教職課程」履修者数	1,941	1,706	1,840
「教育実習」参加者数	431	329	261
「教員免許」取得者数	364	328	－
「GW 集中講習会」参加者数	62	32	40
「教職合宿セミナー」参加者数	30	34	－
「前期講習会」参加者数	59	29	－
「後期講習会」参加者数	62	58	－
「教科演習」参加者数	142	29	18
「総合ゼミ」参加者数	25	64	69
「教職基礎講習会」参加者数	52	35	－

表 10-18　公務員志望学生支援プログラム等参加者数　（単位：人）

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
「公務員講座（基礎力要請講座）」受講者数	120	125	73
「公務員講座（実践力要請講座）」受講者数	100	91	84
「公務員業務説明会」参加者数	461	384	－
「公務員２次試験対策」参加者数	15	10	－
「公務員合格者指導会」参加者数	88	38	－
国家Ⅰ種特待生選抜試験受験者数	26	44	－

低学年次から「社会人体験」を通じて学生が考えるきっかけとして、平成１５年度から１・２年次

向けに「自分と仕事（進路サポート)」を開講し、１６年度からは経済学部の学生を対象にインターンシップ参加者に単位認定を開始した。１７年度からはそれぞれ全学部共通科目として「インターンシップⅠ（講義)」「インターンシップⅡ（インターンシップ参加)」に改編し、３年目に入っている。

インターンシップ推進のため「インターンシップ事務局」が設けられている。就職部長の下、就職・教務部委員（教員）各１名、キャリアサポート課員２名、教務課員１名より構成されている。「インターンシップⅠ」の学外講師の依頼のほか、派遣先の開拓や派遣にあたっての諸手続きの処理等にあたっている。

表 10-19　インターンシップ参加者の推移　（単位：人、社）

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
「インターンシップⅠ」受講者数	783	642	391
「インターンシップ・ガイダンス」参加者数	－	80	202
インターンシップ参加学生数	94	73	65
うち「インターンシップⅡ」受講者数	31	26	30
うちインターンシップ単位認定者数	28	25	－
インターンシップ参加企業・団体数	35	26	－
インターンシップ派遣企業・団体数	14	10	27

点検・評価、長所と問題点

就業意識・志望進路が明確な学生については現在のプログラムはほぼ有効に機能しているものと考える。しかしながら多数の学生はこうした意識が希薄である。ガイダンス等を通じて徐々に形成していく学生もいるが、大学側から見ればまだまだ支援が行き届いていない学生が多い。実際本学でも就職カードの未提出者が毎年 30%台で推移しており（表 10-20)、こうした学生の動向把握は極めて困難で、結果的に進路未決定のまま卒業していくことが多い。今後学生の就業意識をいかに育てていくか、１年次からのプログラムの再点検、教職員の学生との係わり方など検討する点は多い。

表 10-20　就職カード提出数　（単位：人、%）

	平成１６年度	平成１７年度	平成１８年度
在学生数	2,379	2,314	1,981
カード提出数	1,603	1,394	1,380
カード提出率	67.4	60.2	69.7

将来の改善・改革に向けた方策

前述のとおり、キャリアサポート課では、低学年次から学生が自らのキャリアデザインをしっかりと描くための支援を目指している。支援ツールのひとつとしてインターンシップの有効性については学内でも認知されており、今後ますます発展させるため、現在「インターンシップⅠ」についてカリキュラムの検討を進めている。平成２０年度からはより充実した講義内容とするとともに、必修化に向け教務部門と具体的な検討に入る時期に来ている。

今後の課題として派遣先の一層の開拓に努めなくてはならず、また派遣学生に対するマナー教育などの事前教育も徹底させる必要がある。今後より一層インターンシップ・プログラムを拡大させ、平

成２２年度には１学年の約１割にあたる 200 名にインターンシップを経験させたいと考えている。そのためには人・予算の重点的な配置が必要で、少なくともインターンシップ専従者１名が必要である。

また学生支援ＧＰ「学生自らが発信する「自分史」作成支援―社会のなかでの自己活用力養成プログラム―」により、これまでのＫ－ＳＭＡＰＹによる支援の成果を分析した結果を踏まえ、まず「コンピテンシー診断」を課し、学生に「振り返り」と「自己評価」の機会を提供する。同時に学生の意識改革と人間的成長を促すＷｅｂ版の自発的自己ポートフォリオの作成を推進する。学生はこのなかで「自分史」を作り上げる作業を通して視野を広げ、社会人基礎力を育んでいくことが期待される。

ｂ．神道研修事務課

現状の説明

神道研修事務課は、神職課程履修学生（主として神道文化学部生）を対象とした奉職（就職）指導ならびに支援活動を行なっている。進路選択指導に関しては、特に近年一般家庭出身者が増加傾向にあることを意識し、一般企業と大きく異なる神職の奉務内容について理解させる指導を心がけている。具体的には、集団実習指導時など機会あるごとに説明を行なうほか、１年次から都内を中心とした神社での助勤奉仕（アルバイト）への参加を勧めている。これにより、実体験を通して神社界の理解促進と自己の適性を見極める効果を期待している。

また、一般企業の就職活動が３年生中心であるのに対し、神社界のそれは４年生になってからであることや、神社側はあくまでも大学（神道研修部事務課）を通じての推薦、特に身元保証を重視し、大学との信頼関係において採用を決定するため、学生が直接数社に積極的に働きかけをすることを斯界では認めていない点など、奉職（就職）活動方法についても大きく異なるため、ガイダンスにおいて周知している。なお、ガイダンスは例年３年次の終わりに実施していたが、低学年や保護者からの問い合わせが増加してきたため、今年度は学部の就職部委員に協力を求め、２・３年生を対象とした奉職説明会を夏季休暇前に２度実施し、早い時期から奉職（就職）に対する意識を待つよう指導している。

点検・評価、長所と問題点

神社界への奉職を希望し、神道研修事務課に登録をする学生数は、平成１６年度の時点では増加すると予想していたが、実際には隔年で増減を繰り返している（表 10-21）。しかも、大学推薦による学部生の内定率は低下傾向にある。このことは進路選択指導によって「神職にでもなろうか」という安易な進路選択が減少していることにある。しかし、反面神社界の本学に対する求人に応じられないという大きな問題がある。と同時に、全国からの求人に対し首都圏神社への奉職希望者が多いという現在の学生側の傾向が、これに拍車をかけていることも要因の一つと考えられる（表 10-22）。

表 10-21　神社界への奉職状況（大学推薦分）

年度	求人件数	求人数	内定者数（注１）	学部生の内定者内数 (a)	学部生の奉職希望登録者数 (b)	学部登録者の内定率 (a/b)
15	77	98	56	43	84	51%
16	92	130	70	51	71	72%
17	98	139	76	57	92	62%
18	108	153	59	39	75	52%

（注１）内定者数には、学部生のほか神道学専攻科、別科神道専修等の学生が含まれる。

表 10-22　地域別求人及び奉職状況（大学推薦分）

	地　　域	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
求人件数	北海道・東北	8	12	10	8	9
	関東	45	35	39	47	51
	東海	6	6	12	13	15
	北陸	1	2	4	3	3
	近畿	13	13	10	16	13
	中国	3	5	6	3	4
	四国	1	1	2	1	2
	九州・沖縄	6	3	9	6	11
	計	83	77	92	97	108
内定者数（注1）	北海道・東北	6	6	5	4	5
	関東	38	30	37	44	38
	東海	4	5	5	11	4
	北陸	0	0	3	1	1
	近畿	9	9	9	9	8
	中国	2	2	3	3	0
	四国	0	3	1	1	1
	九州・沖縄	3	1	7	3	2
	計	62	56	70	76	59
学部生の内定者内数	北海道・東北	4	4	4	4	3
	関東	25	27	30	34	28
	東海	3	1	4	8	1
	北陸	0	0	3	1	0
	近畿	7	6	5	6	4
	中国	2	2	1	2	0
	四国	0	2	1	1	1
	九州・沖縄	1	1	3	1	2
	計	42	43	51	57	39

（注１）内定者数には、学部生のほか神道学専攻科、別科神道専修等が含まれる。

また、せっかく奉職できたにもかかわらず数ヶ月で退職するケースも発生している。そのほとんどが一般家庭出身者であり、なかには保護者が神社界を理解していないために訴訟にまで発展しそうになったケースもある。今後は学生だけではなく保護者を巻き込んだ理解促進のための活動が必要と思われる。なお、今年度実施した低学年向けの説明会については、告知方法の問題もあってか、予想を下回る参加者数であったため、次年度に向け開催時期を含めた再検討が必要と思われる。

将来の改善・改革に向けた方策

奉職希望先が首都圏に集中するという傾向については、「特定の地域にこだわらず将来を見据えた奉職先の確定」という指導を、今まで以上に積極的に行なっていく。

また、早期離職者が出ることは神社界の信頼を著しく損なうとともに、将来的に求人の減少、特に一般家庭出身者の門戸を狭める危険性がある。これを防止するためには、神職の役割と神社界を如何に理解させるかが重要であるので、毎年４月に行なっている神職課程履修（神社実習履修）希望者に対する最初の説明会（基礎実習）を、理解促進に主眼をおいた内容に変更することが必要であろう。

加えて、保護者向けのパンフレットの作成や、当課職員だけではなく卒業生の若手・中堅神職を招いての講演会等の企画も有効な手段だと考えている。

ｃ．大学院

現状の説明

大学院学生の研究内容は専門性が高く、そうした専門性を活かす就職ノウハウは指導教授から指導されていた。研究職志望者には有効な情報が提供されたが、それ以外の進路、民間企業、公務員、中学・高校の教員志望者等はキャリアサポート課を各自訪れ、進路選択上の助言を受けてきた。

大学院学生への進路選択指導は以上のような個別指導が主であったが、学生全体に働きかけ、早期からの就職活動を促進する指導の必要性を認識し、平成１８年度より新入生オリエンテーション期間時に就職ガイダンスを開催している。

また、カリキュラムにおいても「高度職業人養成」という研究科の目的に沿う形でキャリア形成支援の整備が進められ、法学研究科ではキャリア形成に内容を特化した科目「マスター・キャリア・プランニング」を平成１９年度より設置。体系的にキャリア形成を学ぶことができる科目を用意することで進路指導の強化が図られた。

点検・評価、長所と問題点

指導教授からの進路指導に依存していた個別指導形態に加え、事務局からの支援、カリキュラム上での支援と、大学院学生全体に対し進路指導の効果向上を図った施策が検討され、導入されたことは評価できる。就職ガイダンスの開催が、年間１回では就職への意識向上のための持続的な働きかけという点では少ない。現状認識を含め大学院学生の意欲を喚起する必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

今後の支援策として、文学研究科文学専攻における「高度国語教育」コースの平成２０年度開設が挙げられる。「高度職業人養成」という研究科の目的に沿う形でのコース編成であり、法学研究科に続くカリキュラム上の支援として進路指導の強化を図っていく。

また、就職ガイダンスは修了年度に就職先が決定できるよう、体系化を前提に開催数を増加することを目指す。ステップを踏んだ内容とすることで段階に応じた進路指導が実現可能となる。キャリアサポート課と協議し、学部学生との合同実施も視野に入れていく。

ｄ．法科大学院

現状の説明

平成１８年度末より、毎学期授業開始前に「個別履修相談」として、学生１名あたり 15 分程度の時間で個別面談を実施している。これは専任教員と学生が１対１で行なうものであり、①希望する進路・専門分野（例：弁護士過疎地域のホームロイヤー、企業内弁護士、医療訴訟を中心とした弁護士、判事、検察官等）、②新司法試験選択科目の受験希望科目・履修を希望する展開・先端科目、③授業及び学生生活に関わる要望・意見、を中心に聞き取りを行なっている。これらを在学中に蓄積することで、学生の進路指導に生かすための基礎データとしている。

また、実務家教員２名で構成する就職支援委員会では、平成１９年度に、在学生を対象とした、法律職専門のコンサルティング会社によるセミナーを開催し、現時点における、法曹資格者や関係者を取り巻く就職状況、環境について、教員・学生とが認識を持つための一助とした。

今後は、法曹としてのみならず、法科大学院修了者として企業法務関係の需要が見込まれることか

ら、弁護士会はもちろんのこと、一般企業に対してもアプローチしていかなければならない。特に本法科大学院が養成を目指す法曹像を踏まえて進路指導にあたるために、平成１９年度には、就職支援委員会を規程化し、構成員を実務家教員全員とすることとした。具体的には、法務職としてのキャリア形成の向上と就職相談対応を中心として活動することとしている。

点検・評価、長所と問題点

本法科大学院では、平成１７年度修了者は2名（いずれも短縮コース）、１８年度修了者は37名（短縮コース2名、標準コース35名）である。修了後は、新司法試験を受験し、合格することにより法曹となることができる。しかし、新司法試験の合格者数が減少される傾向が看取され、今後、法科大学院を修了しても合格できなかった者の増加が予測される。また、新司法試験を受験せずに研究者を目指す等の進路を考えている者も発生してきている。

現状では、ＣＯ入試（社会人特別選抜入試。第３章「学生の受け入れ」４－（３）を参照）とあわせて企業に対し法曹資格者の受入状況等を調査中であり、今後は企業への採用も推し進める必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

目標とする法曹人口の在り方について、法科大学院開設時と今日とでは、その考え方に大きな変化が生じてきている。このような状況をふまえ、当初想定していた進路のみにとらわれることなく、広く法務博士に求められる能力を持った人材が社会に貢献できるよう、法科大学院全体でその方策を考える必要がある。たとえば、日本弁護士連合会の経済法友会へのアンケート回答にもあるように、企業内弁護士の需要が見込まれることもあり、新司法試験合格の有無に関わらず、法科大学院を修了した者を人材として求めていることが伺えるので、今後はそうした企業への就職指導にも力を入れる必要があると考える。

なお、より就職支援を進めるために、就職セミナーについては、今後とも入学時より取り入れ、モチベーションを高い水準に維持するとともに、より具体的な進路を想起できるように支援することを考えている。

（２）就職活動への支援体制

ａ．キャリアサポート課

現状の説明

本学の学部卒業生の就職率（全卒業生に対する就職者の割合）は、大学基礎データ【表 8】を元にして算出すると、平成１４年度（平成１５年３月期）卒業生の49.0%を底に、１５年度50.3%、１６年度57.0%、１７年度65.1%、１８年度68.5%となる（【表8】に記載されているのは、平成１６年度から１８年度の数値のみである）。

また、全卒業生から、大学院等進学者・公務員再受験者・教職再受験者・科目等履修生等を引いた数（就職希望者数）を母数として、就職率を算出すると、平成１４年度（平成１５年３月期）卒業生の65.8%から、１５年度68.3%、１６年度77.3%、１７年度87.3%、１８年度90.8%と上昇している（次頁 図10-4）。

いずれの数値で見ても平成１４年度を底に上昇傾向にあり、これは経済情勢の回復に加え、いわゆる「団塊の世代」の大量退職を控えた補充によるところが大きい。

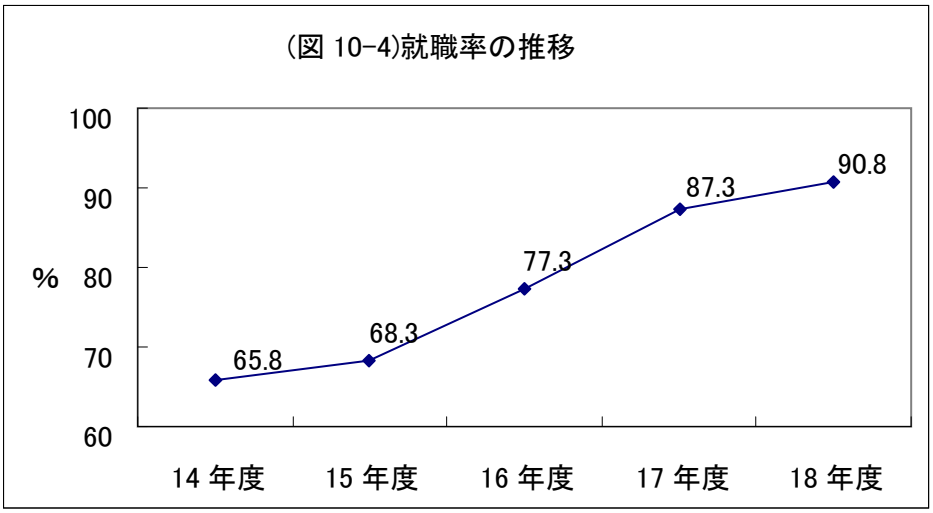

本学卒業生の進路の大きな特色として神社界への奉職があり、この分野では非常に大きな比重を占めている。その他、伝統的に教育分野への進路を希望する者が多いが、国公私立中高校の専任教員としての採用枠が激減している社会的要因もあり、苦戦しているのが現実である。これら以外にも図10-5のように幅広い業種・職種に進んでいる。

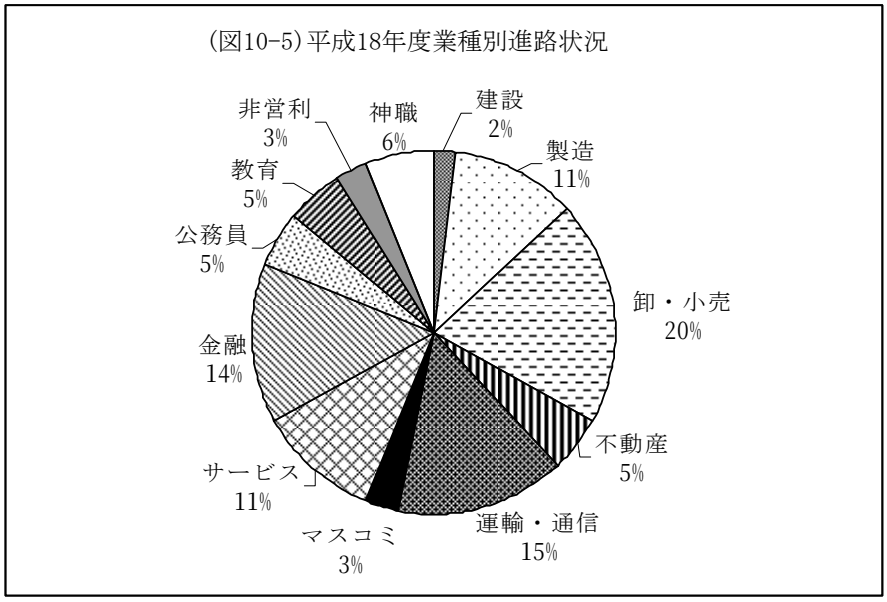

企業を主たる志望先とする学生に対しての就職支援は表10-23で示すとおり、３年次の４月に開催するガイダンスを実質的なスタートと位置づけている。採用時期の早期化への対応、また学生の進路選択に資するため、従前秋口に行なっていた就職カードの提出・登録を１９年度より５～７月に前倒しし、さらにカード提出の際に個別面談を義務付け、学生が夏休み期間を就職活動の準備期間として有効に活用できる形に改めた。これにより、早い時期に学生の状況や進路に関するニーズを把握することになり、秋以降の本格的な就職支援に活かすことが出来るようになった。

平成１５年度に稼動した「Ｋ－ＳＭＡＰＹキャリアサポートシステム」が就職支援の場において有効な支援ツールとして機能している。

表 10-23　平成 19 年度　企業志望 3 年生向けキャリア・就職支援行事一覧

4 月	第 1 回就職ガイダンス(学科別) マスコミガイダンス 編入学生就職ガイダンス
5 月	キャリアミーティング(進路確認個別面談)　～7/13 インターンシップ参加者説明会
6 月	コンピテンシーフォローガイダンス (3 回開催) 第 2 回就職ガイダンス 職務適性テスト 1 回目
7 月	野村證券インターンシップ説明会
9 月	職務適性テスト 2 回目
10 月	就活キックオフセミナー(4 回開催) 女子学生キャリアアップセミナー(4 回開催)
11 月	Ｕターン就職ガイダンス 外国人留学生就職ガイダンス 業界研究セミナー(18 業界) 自己分析・ES 対策　自分らしさ発見セミナー(2 回開催) 就職力強化セミナー(有料企画・全 22 コマ・1 泊 2 日模擬面接合宿)
12 月	面接対策ガイダンス 最終就活ガイダンス
1 月	学内会社説明会
2 月	企業人事採用担当による模擬面接指導会 就職アドバイザーによる模擬面接実践トレーニング

点検・評価、長所と問題点

Ｋ－ＳＭＡＰＹキャリアサポートシステムは、学生個々のニーズに合わせた情報提供等のみならず、ガイダンス・講習会等の参加状況や過去の相談内容など学生一人ひとりの履歴が作成でき、そのデータを参考にきめ細かなサービスの提供が可能となっており、学生からも好評である。

進路別に見ると本学はこれまで多数の教員を輩出してきた。そうした歴史もあり、現在も教職を志望する学生は多い。教職志望の学生を対象として、１年次より教職顧問を中心とした教員採用試験対策プログラムを提供しているが、本章５.－（１）－ａ.でも述べたとおり近年教員採用数の抑制もあって充分な成果は上がっていないのが現状である。「教職の國學院」と自他共に認めてきた本学にとっては重大な問題であり、早急に改善に向けた手を打つ必要がある。採用側のニーズもより多様化しており、採用試験もこれを反映し、より総合的・実践的な教師としての指導力と人物評価を問う試験に変化してきている。こうした状況に即した内容にプログラムを変更し、充実を図っていかねばならない。

また進路指導の一環という意味での大学院等への進学、という点から見ると現在のキャリアサポート課では殆ど対応が出来ていないというのが実情である。今後教員組織及び大学院事務課の協力を仰がねばならない分野である。

将来の改善・改革に向けた方策

低学年時からのキャリア形成の過程においてももちろんであるが、就職活動時の学生の指導に際し、最も有効な方策はやはり個別の面談指導であろう。学生の意識形成などに有効なばかりでなく、採用側が等しく面接試験に重点をおいてきており、今後もその比重は高まりこそすれ、低下することは考えにくく、その対策としても欠かすことは出来ない。表 10-24 に示すとおり相談件数は毎年増加しており、就職専門の指導員（嘱託職員）の配置などもあったが、今後来課する学生数が更に増加すると

マンパワーの不足が懸念される。キャリア豊富な指導員が毎日１名配置されているが、より一層の面接指導の充実を図るため是非とも２名体制への増員を実現したい。

教員採用支援については、実際に教育現場に務める卒業生のネットワークから助言をもとめ、求められる最新の教師像の分析や、採用情報を集め得るように、本学卒業生の会に働きかける。

また、今後は進路指導に関する教員組織の協力をより強く求めていく。各学部・学科が設置する専任教員担当の導入科目「基礎演習」などをはじめとして、低学年時から学生と接する機会の多い教員の学生に対する影響力は大きい。進学を目指す学生に対する指導だけでなく、民間企業に就業経験のある教員による進路指導も効果が期待できる。就職部委員会等を通じ、教授会等の場において、教員に対して学生の就職情報や志望情報等をさらに公開し、進路指導への協力を求めていくことを計画している。

表 10-24 学生相談件数 （単位:件）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
相談件数	4,381	6,080	7,929

ｂ．神道研修事務課

現状の説明

神社界の奉職（就職）活動は、欠員が生じた時点で求人票を送付してくる神社が多いため、一般企業と異なり４年次が主である。従って本格的な活動が始まる直前にあたる３年次の１月に、過去の求人データを掲載した『神社関係奉職の栞』を配布し、内定に至るまでの具体的な手順について指導を行なっている。３月下旬には最初の個別面接を実施。単位修得状況および奉職希望先の聴取等を行ない、希望先に応じた今後の展開方法についてアドバイスをしている。

神職として必要な素養を身に付けさせるという点においては、近年の神社界が即戦力を求めている傾向にあるため、それに応えるべく、雅楽講習会への参加、神職資格以外に学芸員資格（大規模神社は博物館を併設している場合が多いため）や普通自動車免許取得を勧めるとともに、書道およびパソコンの操作にも習熟するよう指導している。

奉職希望先が確定した学生に対しては、今年度から「志望理由書（推薦可否判定シート）」を他の必要書類とともに提出させ、担当者全員による模擬面接の後、各神社に推薦している。推薦した学生には、受験後必ず試験内容を文書で報告するよう指導しており、そのデータを蓄積した過去問題集を作成して配布し、試験対策指導を行なっている。

また、４年生の夏休みには「神社奉職事前研修」と銘打ち、奉職内定者及び希望者を集めて２泊３日の合宿研修を実施。装束の著け方や作法などの確認のほか、現任神職による講話など、奉職するにあたって必要と思われるスキルの向上を目指した指導を中心に行なっている。さらに卒業間近の２月に１泊２日の「奉職直前研修」を実施。禊や大祓行法など精神的修行を中心とした仕上げの研修を行ない、神社界に送り出している。

点検・評価、長所と問題点

平成１９年度は、夏季休暇中も学生に対して積極的に働きかけを行なった結果、例年の同時期に比べて内定者数が倍増した。一方、学士入学や社会人入学者等の 30 歳以上の学生にとっては相変わらず厳しく、女子の求人拡大と併せて今後も継続した働きかけが必要である。また、学生の応募が首都圏の神社に集中するという傾向があり、地方の神社の要望に応えられていないという問題がある。

平成１９年度より導入した「志望理由書（推薦可否判定シート）」については、学生側に奉職に対す

る考え方や姿勢に緊張感を持たせ、真剣に奉職先を選択するという良い効果が得られた。

「神社奉職事前・直前研修」については、参加した学生からは自分自身を振り返ることができて良かったという感想が多く、概ね成功であったと思われる。

将来の改善・改革に向けた方策

前述したとおり、求人に応えられないことは、将来的に神社界における本学への信頼を失墜させる大きな要因になりうる。この状況を改善するためには、奉職希望学生の構成（神職子弟の割合や男女比、年齢等）や、学生の奉職に対する意識変化を、神社界に対して周知させていく必要性があると感じている。後者については、平成１９年度の４年生に対して卒業時にアンケート調査を実施したいと考えている。

また、卒業後すぐに地元の公務員や一般企業との兼業で家職を継承せざるを得ない学生がおり、その者のＵターン就職に関しても、神職という立場から職種等も考慮しながら、キャリアサポート課との連携による対応を行なっていく。

「志望理由書（推薦可否判定シート）」と「神社奉職事前・直前研修」については、今後も内容を吟味しながら継続していきたい。

ｃ．大学院

現状の説明

大学院には学部の「就職部委員会」のような支援組織はなく、大学院事務課によって行なわれる支援活動は大学の専任教員・研究機関の専任研究員の求人情報の随時掲示と、当該専門分野の指導教員に連絡し、担当学生への周知をお願いするのみであった。研究職以外の、民間企業・公務員・中学高校の教員の求人情報はキャリアサポート課に集約しているため、志望者は各自同課を利用する状況であった。大学院学生全体が活発的な活動を行なっていると言い難く、また活性化を誘発するような環境は整備されてはいなかった。

こうした状況を打開するべく、まず企業等に勤務する一般社会人を目指す学生向けの施策としてキャリアサポート課に就職ガイダンスの実施を要請した。ガイダンスは平成１８年度より開催され、同課との協力体制をまずは構築した。

一方、研究職を目指す学生向けとしては、平成１９年度中に、２０年度より施行するポスト・ドクター（以下、ＰＤ）制度を規程化した。競争的環境下において研究プロジェクト等が選定される昨今の動向を受け、博士課程後期修了者や単位修得満期退学者に対する若手研究者養成の基盤を整備することがその目的であった。

点検・評価、長所と問題点

企業等に勤務する一般社会人を目指す学生のために、キャリアサポート課との協力体制の充実を図っていく余地は多くある。企業による既卒者向けの求人が増加傾向にあることを考えれば、まずは求人情報入手の利便性を図ることが急務である。

また、研究職を目指す学生向けの対策であるＰＤ制度規程化は、研究プロジェクト等の研究者採用が若手研究者にとって雇用確保の第一歩であることからも、その意義は大きいと言える。

将来の改善・改革に向けた方策

企業等に勤務する一般社会人を目指す学生向け対策の今後の課題としては、キャリアサポート課が学部学生に提供している、本学が独自開発したＫ－ＳＭＡＰＹの就職支援サービスへの大学院参入がある。同サービスが大学院学生に開かれることで、求人情報入手の利便性、同課からの情報提供機会

が格段に向上する。可及的速やかに同課と協議し、遅くとも平成２１年度からの参入を目指したい。

また、研究職を目指す学生向け対策の課題としては、平成２０年度より施行するＰＤ制度の適切な運用であり、初年度からの採用実績と実績の継続を目指す。

（３）資格取得を目的とする課外授業の開設状況

現状の説明

資格試験対策講座として、「法律資格職試験基礎」、「日商簿記検定３級（春・夏・秋季)」、「日商簿記検定２級（秋季)」「秘書技能検定準１級」、「日商販売士」、「初級システムアドミニストレータ」、「ＴＯＥＩＣスコアアップ（春・夏・秋季)」、「中国語検定」、「行政書士」、そして「知的財産検定２級（春・秋季)」、の 10 の対策講座を設け、学生の資格取得をサポートしている。平成１６年度から１８年度までの受講者の実績は下表（表 10-25）の通りとなっている。

表 10-25　各講座における受講者数の推移

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
法律資格職試験基礎	116	163	155
日商簿記検定２級	21	12	15
日商簿記検定３級	96	64	106
秘書技能検定準１級	25	45	94
日商販売士	－	21	26
初級システムアドミニストレータ	38	34	30
TOEIC スコアアップ	63	100	79
中国語検定	17	－	92
行政書士	55	67	87
知的財産検定	－	－	311

点検・評価、長所と問題点

受講延べ人数の在学生に占める割合は、平成１６年度 4%程度であったが、１７年度 5%、１８年度 10%、１９年度は期中でありながら 7%と、講座利用者が増えている。過去３ヶ年平均は 7.3%となっており、学生のスキルアップを図るためにも、利用価値のある講座運営が必要となっている。また、平成１８年度は、１６年度の６講座から１７年度に２講座追加、１８年度に２講座追加と講座数を４つ増やしている中、講座受講時間帯が重複しての実施にもかかわらず、受講生総数が増加していることは、学生ニーズに合っている講座を設け展開していると評価できる。

資格試験対策講座は、基本的に渋谷キャンパスでは水・土曜日、たまプラーザキャンパスでは、月・水・木曜日と授業が少ない時間帯に設定しているが、教学的行事としての教職課程関係ガイダンス、ゼミナール説明会等やキャリアサポート課による就職支援行事がその時間帯に集中して重複が発生している。そのため、数多くの講座を設けることや、同時並行で複数の資格取得を目指すことが困難であることは、スキルアップを目的として講座を開設、運営するにあたっての課題となっている。

昨年度より、全国の大学に先駆けて実施している「知的財産検定２級」対策講座は、在学生の 5%が受講し、そのうち約９割が資格取得する人気講座となっている。実績としても、過去３回の検定において、全国学生２級合格者の 30%を占める日本一の成績を収めており、学生ニーズを捉え、かつ高い成果を収めている点は評価できる。

資格取得を目的とした講座は、合格人数と合格率が求められるが、全ての受講生の検定・試験の結

果を把握することができていない講座があり、団体受検制度などを利用する対応が必要となっている。

将来の改善・改革に向けた方策

講座受講生の合格数、合格率を求めるために、講座委託先により団体受験申込を講座内で行ない、受験状況の把握を行なっている。今後、講座数を増やすためには、従来型の授業時間帯を避けての開講では、複数の講座を平行で受講することができないため、語学系資格は、平行受講によっても学習に影響がないと考えられるので、授業時間であっても夜間帯の講座を設定し、受講生の拡大を図る。

近年、就職環境の好転により、就職活動自体が軟化してきており、かつての就職氷河期時代のように、資格取得を就職活動のひとつとして捉える傾向が薄れているため、より実社会に出てから活用できる資格対策講座の開設を目指し、各種資格学校等より本学学生の受講歴などを入手し、在学生と社会的ニーズを勘案しながら、新講座の選定をおこなっている。また、就職環境が好転しているため、安易な就職活動により内定を得て就職する学生が増えているので、実社会で役に立つ資格を取得させ、主体的に、自信を持って仕事に取り組める人材を社会に送り出すことを目指していく。

学生が、大学時代に得た資格により、社会で活躍できるよう、単に資格取得だけの講座ではなく、キャリアサポート課と連携し就職観を醸成できる講座設計、受講環境を整えていく。

６．課外活動

目標

課外活動を通して、建学の精神の現代化を踏まえた人材育成ができるよう、学生支援体制を強化する。

１．大学の組織としての指導・支援を充実させる

２．国内外の活動水準を向上させる

３．学生代表と定期的に意見交換を行なうシステムを構築する

（１）現状と支援体制

ａ．学内団体

現状の説明

課外活動の中心となる部会数および部会加入者数の推移は表 10-26 の通りである。過去４年間においては、部会数、部会加入率とも増加傾向にある。

表 10-26　課外活動における大学公認部会数および部会加入数の推移

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
学術文化系部会数	102 部会	99 部会	105 部会	111 部会
体育系部会数	78 部会	77 部会	76 部会	79 部会
部会数合計	180 部会	176 部会	181 部会	190 部会
部会加入者数	4,686 人	4,606 人	4,909 人	5,107 人
5 月 1 日付学生数	9,939 人	9,823 人	9,684 人	9,864 人
部会加入率	47.15%	46.89%	50.69%	51.77%

学生団体の継続には年度更新の手続きが必要で、部会の代表者は毎年５月末日までに「学内団体継続届」、「会員名簿」を学生生活課に提出する必要がある。学内団体を新規に結成する際には、5 名以上の部員（学部生）と、指導者（顧問や部長）として最低１名以上の本学専任教職員がいることが必要条件となっている。さらに、「学内団体結成届」、「会員名簿」、「設立趣意書」、「活動規約」を学生生活課に提出し、学生部委員会で審議・承認されれば、学生団体の部会として公認される。

点検・評価、長所と問題点

大学が部会を学内団体として公認するまでの過程が明確であることは、長所として評価することができる。その一方で、同級生など単なる友人同士の集まり感覚で申請されたものを部会として安易に認めているため、活動内容に乏しく、数年で解散してしまう場合もあることが問題点である。

将来の改善・改革に向けた方策

現状では、必要条件・書類に不備がなければ、部会としてほぼ承認されているので、この手続・承認方法が適正なのか検討する。例えば、新規に申請がなされた部会については初年度を仮登録とし、１年後に改めて詳細な活動報告書を提出させて、その内容を踏まえて学生部委員会で承認を諮るという方法も考えることができる。安易な新設部会を増やさないため、さらには継続的な活動を行なう団体を結成させるためにも、設立の主旨や目的に加えて将来展望についても調査し、学生の自覚を促すような対応をおこなっていく。

ｂ．支援体制

現状の説明

１）課外活動の広報、褒章

課外活動に対する支援は、学生生活課が中心となって行なっている。学生生活課が課外活動の現状を知る方策としては、部会から事前に提出される「企画書」と、事後に提出される「大会試合結果報告書」がある。用紙は学生生活課窓口で配布すると共に、学生支援システムＫ－ＳＭＡＰＹからダウンロードできるようになっており、提出された企画書と大会結果報告書を基にして広報や褒章といった支援をおこなっている。

広報としては、大学ホームページに随時掲載する支援に加えて、部会が独自に作成しているホームページを大学ホームページのクラブ・サークル紹介からリンクできるようにする支援、部会行事や部員募集についてのポスターを学内掲示板に掲載する許可を与える支援を行なっている。さらに、学内外で実施する大きな行事や、優秀な大会成績をあげた場合には広報課へ連絡し、学報等で取り上げるように依頼している。

褒章としては、大会や行事において優秀な成績や業績をあげた部会・個人、社会に貢献した個人に対して、年２回「学生部長賞」を出して表彰している。平成１６年度は４個人５団体、１７年度は５個人11団体、１８年度は14個人11団体が受賞した。１７年度からは、当該年度の学生部長賞の中で特に優秀であった者について「学長特別賞」によって表彰している。平成１７年度は２個人１団体、１８年度は１個人１団体が受賞し、卒業式の場で表彰した。

２）施設、財政に関する支援

施設に関する支援としては、部会に対して教室や学生関係施設等を貸し出す便宜供与をおこなっている。教室は、課外活動時間として保証されている水曜５時限、土曜日３・４・５時限と、日曜日、祝日、あるいは休講教室を利用することができる。学生関係施設は、体育系施設は体育連合会、学術文科系施設は文化団体連合会が優先的に使用している。

財政に関する支援としては、団体結成後３年以上の活動実績のある団体に対して、課外活動援助金を支給している。課外活動援助金は、合宿・遠征・大会出場・定期公演・演奏会などの際、部会ならびに指導者に対して（原則として）年２回支給する制度である。これ以外には、学生の保護者によって構成される若木育成会の若木育成会課外活動奨励・助成金がある。こちらは、課外活動の実績に対する奨励や、課外活動に必要な高額物品の購入、少人数、個人レベルでの海外遠征など、課外活動援助金では賄えない部分を補完している。

３）課外活動の安全保全

課外活動の安全保全としては、傷害保険に加入することによって対応している。具体的には、全学生の保険料を大学が負担し「学生教育研究災害傷害保険（Ａタイプ…死亡保険金2000万円）」に加入している。これによって、学内・外での課外活動中の災害・傷害に対処できるようになっている。さらに「体育部会指導者に関する規程」と「体育部会指定基準に関する内規」によって、体育部会と指定されている部会（主として体育連合会加盟部会）については、任意保険への加入を義務付けている。学生生活課では保険料が低額で、保障内容が充実している「スポーツ安全保険」を推奨している。部会に所属する学生はこれらの保険へ自己負担によって加入しているが、部会の指導者については大学が費用を負担し、スポーツ安全保険に加入している。

点検・評価、長所と問題点

１）課外活動の広報、褒章

広報の面では、前回の自己点検評価における、将来の改善・改革に向けた方策であった「Ｋ－ＳＭＡＰＹからの「企画書」、「大会試合結果報告書」用紙の取り出し」が実現したことは長所として評価することができる。しかしながら、部会より企画書や大会試合結果報告書の提出がなされない場合に、現状の把握ができないことが依然として問題点として残っている。また、大学ホームページのクラブ・サークル紹介からリンクできるようになっていても、長期間更新されない、あるいはいつの間にか閉鎖してしまっている場合があることも問題点である。

褒章の面では、査定が難しいことが問題点である。体育系部会であれば大会試合結果、学術文化部会であれば企画内容や業績が褒賞の査定基準となるが、大会成績が評価の対象となる体育部会に比べて、学術文化部会は評価対象が数値によって明確にできない場合が多いためである。この結果、大学の公認団体数は学術文化部会の方が多いものの、奨励金支給額は体育系部会の方が多い。また、学内団体に加入していないが、個人で優秀な成績を収めた場合、本人からの申告がなければ評価の対象になりえないことも問題点である。

２）施設、財政に関する支援

正課授業あるいは複数部会との共有となっている施設が多いため、時間帯によって重複することが問題点である。近年、正課授業や課外講座、各種ガイダンスが増えたことにより、課外活動時間の空き教室が減少傾向にあり、また近隣住宅への配慮から、楽器等を使用する団体への貸し出し場所を制限するなど、需要に応えられない場合がある。さらに日曜日や祝日においても、外部団体へ施設を貸し出すことが急激に増えてきたため、部会が使用できない時もある。

財政面では、平成１８年度４月に課外活動援助金規程の一部改正を行ない、一回あたりの支給額を増やす措置を取った。しかし、文化団体連合会や体育連合会に加盟している部会と、一般の部会とでは、支給基準額が異なるため、一般の部会はそれほど改正の恩恵を受けていない。一般の部会であっても長年継続し、顕著な活動を行なっている場合もあり、そうした部会に充分な支給ができていないことが問題点である。

３）課外活動の安全保全

スポーツ安全保険は年度単位の傷害保険であり、さらに部会ごとに加入手続きを行なう必要があるため、年度始め、あるいは新規部員が年度途中に加入した際、加入手続きが遅れる危険性がある。年度途中に指導者の変更があった場合に、学生生活課への届出がなされない場合も同様である。こうした場合には、課外活動中の事故が発生しても保険の対象にはならないので、問題点であると言える。

将来の改善・改革に向けた方策

１）課外活動の広報、褒章

広報については、部会の企画や試合結果といった情報を逐次収集する環境を整えることが必要な方策である。大学ホームページや掲示板による広報、部会ホームページのリンクといった支援によって、こうした手段があることを浸透させ、同時に窓口での対応等においても情宣を行なっていく。また、部会ホームページについては、こまめにチェックし、更新が滞っていないか、閉鎖がないか等を定期的に確認していく。将来的にはＫ－ＳＭＡＰＹの利用によって、オンライン上で入力、投稿できるようなシステムを構築することも検討していく。

褒賞については、査定基準（特に学術文化系部会）を明確にすること、報奨制度が広く認知されるよう、情宣に力を入れていくことが必要な方策である。褒賞制度の認知にあたっては、部会所属の有

無に関わらず企画や大会結果を報告することが、結果として褒賞に繋がることを広報していく。

２）施設、財政に関する支援

施設については、平成１８年度に運用を開始した学内施設利用システム「Ｋ－ＲＯＯＭＳ」を積極的に活用していきたい。Ｋ－ＲＯＯＭＳは施設の予約や申し込みをＷｅｂ上ででき、さらに仮予約のように時間帯を指定して一定の施設を予約しておくことができる。このシステムを活用することによって、学生の活動場所を確保する努力をする。ただし、学生が申請する以前に大学行事や外部の使用が入ってしまう現状を踏まえると、学内での調整に加えて学生の希望を早めに吸い上げて施設を申請するといった方策も必要である。

財政面については、長年継続して顕著な活動を行なっている一般の部会に対する援助金の規定を見直すことが改革に向けての方策である。課外活動援助金の予算の範囲を踏まえながら、適切な支給が実施されるように規定の改正を行なっていく。

３）課外活動の安全保全

年度途中に新規部員、指導者に追加があった場合には、速やかに学生生活課まで報告することを徹底させていく。さらに、課外活動中の事故を未然に防ぐよう、安全対策講習会の実施や社会規範意識のモラル向上といった、安全保全に対する啓蒙活動にも力を入れる。それとともに現在、主として体育連合会加盟部会が体育部会として指定されているが、それ以外の体育系一般サークルについても傷害保険の加入を促進していくことも検討すべき方策である。

ｃ．活動水準

現状の説明

國學院大學では、スポーツ技能に優れ、学習意欲を持った生徒に入学の機会を与えるため、平成８年度にスポーツ推薦入学制度を制定し、平成１０年度より実施している。現在では体育連合会所属の3部会（硬式野球部、柔道部、陸上競技部）を強化部会、同5部会（ラグビーフットボール部、剣道部、スキー部、バスケットボール部、蹴球部）を第２次強化部会として指定している。強化部会の過去４年間の実績を例に挙げると、硬式野球部が平成１６年度から１９年度の間にプロ野球選手を毎年1名輩出、陸上競技部が平成１７年度と１８年度に東京箱根間往復大学駅伝競走に出場、柔道部が平成１７年度と１８年度に全日本学生柔道体重別団体優勝大会で入賞（ベスト８）している。体育系部会については、強化部会が中心となって、活動水準の維持・向上に寄与している。学術文化系部会については、入学枠の設定等はなされていないものの、神社祭式や能、雅楽などにおいて、大学の特徴を活かした活動が行なわれている。

点検と評価、長所と問題点

スポーツ推薦入学制度は、年度ごとの部会による説明責任と学生部長とスポーツ推薦入学制度委員会による部会活動実績の評価、５年ごとの総合評価を前提として成立しており、適切に運用されている。こうした結果として、体育系部会が一定の活動水準を保っていることは長所として評価することができる。また、学術文科系部会において、他大学にはない活動を行なっている部会があり、こうした個性的な活動が大学の長所になっていると評価することができる。

将来の改善・改革に向けた方策

活動水準の維持・向上のためには、現行の制度を適切に運用していく。スポーツ推薦入学制度のように、部会による説明責任と大学による部会活動実績の評価を今後も適切に行なうことが、活動水準の維持・向上には不可欠だといえるからである。

（２）学生代表と大学との意見交換システム

現状の説明

國學院大學には、昭和４６年４月１日に施行された自治規約に基づいて、自治会、文化団体連合会、体育連合会、新聞学会、全學應援團の５組織からなる学生自治組織がある。学生自治組織は各クラス・学科から選出された代議員によって構成される学生総会で、活動方針、活動報告、予算案、決算報告の承認を受けて活動し、その費用は全学生から徴収される学生会費によって賄われている。新入生歓迎オリエンテーションや若木体育祭、若木祭の実施においても、学生自治組織が中心となって、新入生歓迎実行委員会、若木体育祭実行委員会、若木祭実行委員会を組織し、運営されている。大学はこれらの学生自治組織を学生の代表として認めており、大学学生部は必要に応じて学生自治組織を代表する学生と意見交換を行なっている。意見交換の方法としては、学生代表は必要に応じて学生部に対して要請書を提出し、要請書の内容を学生部委員会で審議し、学生部委員がその結果を伝達する方式を取っている。

点検・評価、長所と問題点

学生代表と学生部の恒常的な意見交換が機能していることは、長所として評価することができる。新入生歓迎オリエンテーションや若木体育祭、若木祭などのイベントにあたっては、学生部が各実行委員会と事前に話し合いを重ね、円滑な開催・実行を支援することができている。また、現在も進行中である渋谷再開発事業においては、学生との頻繁な意見交換によって、学生関係施設の充実に寄与している。

将来の改善・改革に向けた方策

学生代表は学生総会の議決に基づいて選任された者であり、大学はその立場を尊重してきている。現在、有効に機能している学生代表と大学の意見交換システムを継続することが必要である。また、代議員の選出や学生総会が適切に運用されているかを継続して見守っていく。

第１１章　生涯学習および社会との連携

１ 公開講座等

目標

本学の特色を生かしながらオープンカレッジのさらなる充実と公開講座、文化講演会等開催による地域連携、社会への還元を行なう。

１．公開講座等の理念・目的

現状の説明

本学の公開講座は、昭和４年渋谷校舎にて社会人を対象に開催された「萬葉講座」に淵源を持つものである。この「萬葉講座」の流れを汲む「公開古典講座（源氏物語・万葉集）」の他に、50 年以上の歴史を持つ「伝統文化に学ぶ講座」（東京・大阪開催、平成１２年度までは「華道学術講座」）もあり、他大学と比較しても本学の研究教育の社会への還元を行なうという「生涯学習」に対する取り組みの歴史は圧倒的に古い。

これらの歴史ある講座の理念・目的は、「自国の文化・歴史を知り、日本及び日本人とは何かを問う姿勢を持ち、国家・社会のよりよき形成に寄与しうる自律した人格を育成する」という本学の建学の精神に立脚したものである。また、公開講座としては、大学院、専攻科と学部が同一の学内組織（公開講座委員会）のもと、歩調を合わせて実施してきている。

その後さらに「横浜たまプラーザキャンパス公開講座」（昭和６０年開講）、「國學院大學文化講演会」（昭和６２年創設）、「オープンカレッジ」（平成４年開講）などの講座・講演会が開設され、大学公開講座に対する社会の要望（生涯学習・地域連携）にこたえるべく努めている。最近では平成１８年度から、学生対象の「知的財産検定講座」に一般からの参加を認めたり、野村證券株式会社の協力を得て「経済・金融学習講座」を実施するなどの活動も行なっている。

このほか、旧日本文化研究所（現研究開発推進機構）では研究成果の社会への開放を積極的に進めるため昭和３１年からは公開学術講演会、平成２年からは「日本文化を知る講座」などを開設してきた。

また、東京以外での活動としては、上記「伝統文化に学ぶ講座」以外に、平成１８年度より札幌市にて國學院短期大学と共催で「公開古典講座」を開催、さらに北海道新聞と共催の講座や横浜市主催の講座に専任教員を派遣するなど積極的に進めている。

さらに、講座以外の生涯学習関連イベントとしては、たまプラーザキャンパスでの「狂言鑑賞会」の実施、「学びへの誘い」として本学所蔵資料の展示会を札幌・松本・新潟・福岡などの各地で開催すると同時に特別講演会も実施、平成１９年度には渋谷キャンパスで「シネマ歌舞伎上映」を実施し、地域住民の参加を促すなどの活動を行なっている。

これらの講座､イベントなどはいずれも上記の理念･目的に沿って開設されてきているものである。

点検・評価、長所と問題点

現状の説明にも見る如く、本学の活動は大学教育研究の開放という意味で十分な成果を挙げてきているといえるであろう。特に、日本の伝統文化の「学びの場」としてはすでに量的・質的に一定の評

価を確立している。地域連携という意味でも大学本部である渋谷キャンパスでの各種講座はもとより、「横浜たまプラーザキャンパス公開講座」を始め、各地での「文化講演会」や札幌での「公開古典講座」開催などにより成果を挙げつつあると考えられる。

問題点としては、本学の学問の方向性からしてやむをえない面もあるが、講座が古典文学に偏っていることが挙げられる。しかしこれも平成１９年度から学部横断的講座（環境関係）を新設したことなどにより、少しずつ改善されるであろう。

将来の改善・改革に向けた方策

前回自己点検・評価を行なった平成１６年度に挙げられた問題点のうち、施設的な面についての改善は難しいが、逆に少ない講座を有効に使うことにより、カルチャーセンターとは違う「大学」公開講座としての質的な面を強く打ち出していく。「大学の学問」のイメージを高めるため、公開講座委員会（後述）による内容のチェックを行ない、厳選された質の高い講座を開講していく。また、受講者数の確保について、経営的な観点から追求していく。

渋谷キャンパスでの公開古典講座など基本となる講座を大切にするのは当然であるが、オープンカレッジなどの講座については、いたずらに数を増やすのではなく、受講者のニーズも見ながらも、大学としてどのような講座を開講（または閉講）すべきか、委員会でのアンケート調査の実施を通して検討し、進めていく。

２．公開講座等の現状と受講者に対する配慮

現状の説明

公開講座の開催・運営方針については、研究開発推進機構（旧日本文化研究所）主催の講座を除き、各学部選出委員（文学部２名、経済・法学・神道文化学部各１名）、学長指名の教員１名、総合企画部長、エクステンション事業課（平成１９年総合学習・事業課より課名変更）長、教務課長で構成される「公開講座委員会」で審議され、実際の運営はエクステンション事業課により行なわれる。なお、研究開発推進機構（旧日本文化研究所）主催の講座については、第７章「研究開発推進機構」の項も参照されたい。

公開講座の年間受講者数は延べ4,000余名、開講コマ時間数は約400である（章末資料11－1参照）。開催講座については「1. 公開講座等の理念・目的」の現状の説明に記載したとおりである。これら講座のうち「横浜たまプラーザキャンパス公開講座」、「文化講演会」、「公開学術講演会」、「日本文化を知る講座」（平成１９年度から）、「経済・金融学習講座」は無料、それ以外は受講料ないし資料代を徴収している有料講座である。

受講者は章末資料11－2にも見られるように、50代以上の比較的高齢者が多い。これは講座内容にもよるものであり、オープンカレッジなどの開講時間がほとんど平日昼間であることにもよる。受講者に向けての広報としては、年齢層の問題もあり、過去の受講者へのＤＭや紙媒体広告（新聞広告、チラシ、駅や車内広告など）が主体であるが、大学ホームページや一部公開講座検索サイトなどインターネット利用も進めている。

点検・評価、長所と問題点

講座の現状としては、かなり多岐に渡っているが、経緯や主催部署の違いなどによりやむをえないのではないかと思われる。ただ、できれば大学ホームページ上の各部門に講座の記載が別々に記載されている状況は改善すべきと思われる。

各講座のほとんどが新校舎での開講となり、使用できる施設にはそれほど問題はなくなったが、公

開講演会などで百周年記念講堂を使用する場合、高齢者が多いのにエレベーターがほとんど使えないことがネックになっている。

将来の改善・改革に向けた方策

現在の講座の開講方針の基本は変える必要はないが、開講形態や内容についてなどは柔軟に対応していかなければならない。公開講座委員会および担当のエクステンション事業課は、今までより緊密な連携をとって進めていかなければならないであろう。

広報や受講者への連絡など、今すぐではないがメールを含めインターネットの利用が重要になると考えられる。在学生のＫ－ＳＭＡＰＹに準じたシステムなども考えて行かなければならない。少なくとも受講者のデータベース化、講座申し込みシステムの開発などは至急対応しなければならない課題である。

３．公開講座等における他機関との連携

現状の説明

地方自治体との連携としては、各教育委員会との連携が挙げられる。「日本文化を知る講座」は渋谷区教育委員会と共催であり、後援を受けているものとしては、「横浜たまプラーザキャンパス公開講座」が横浜市の、「伝統文化に学ぶ講座（大阪）」が大阪市の、渋谷キャンパス実施の「文化講演会」が東京都及び渋谷区のそれぞれ教育委員会から後援を受けている。また、平成１９年度から開始された横浜市の「大学リレー講座」には本学から講師を派遣している。さらに、平成１９年度夏に実施された松本市での「学びへの誘い」については、市からの全面的なバックアップを受け、展示会・講演会を実施している。

自治体以外としては、北海道新聞社との連携が挙げられる。平成 18 年度から行なわれている北海道新聞との共催講座への講師派遣、札幌での「公開古典講座」への後援など協力関係が築かれてきている。さらに、「学びへの誘い」では開催各地方での新聞社・テレビ局などとの連携に積極的に取り組んでいる。

点検・評価、長所と問題点

従前のいくつかの講座への後援を受けるというような受身の姿勢に比べれば、他機関との連携についてはだいぶ進んできている。しかしながら、「大学と地域との連携」という面では、まだまだ改善の余地があり、特にキャンパス所在地である渋谷、横浜地域でのさらなる連携が必要であると考えている。

将来の改善・改革に向けた方策

平成１９年度から横浜市の「大学リレー講座」への講師派遣を実施しているが、このような形での連携をさらに行なうことが考えられる。具体的には渋谷区内で積極的に活動を行なっているＮＰＯ法人「シブヤ大学」との連携などが考えられる。それ以外にも地域の公私施設などとの共催事業を増やすことも考えられるであろう。平成２０年度には学術メディアセンター棟が完成し、そこで成果の社会還元を目指すオープンリサーチセンター事業等の本格的な活動を開始するので、地域との連携をさらに進めていきたい。

４．社会への開放方針の適切性と生涯学習との関連

現状の説明

「１．公開講座等の理念・目的」でも述べた如く、本学の公開講座は 80 年近くの歴史を持ち、その

中で大学教育開放事業としての役割を果たしてきた。ここ数年開設された講座や講師派遣なども、この流れの中で企画・実施されており、「大学」の公開講座としては量的にはともかく質的には十分なものがあると考えられる。一般社会人の求める生涯学習の要望にも、範囲は狭いながら、充分応えられる内容である。

点検・評価、長所と問題点

平成１６年度の自己点検・評価報告書にもあるように、本学の公開講座等の「生涯学習」は、文科系の学習意欲の高い学習者の知的要望に応えており、大学の生涯学習支援として使命を充分に果たしていると考えられる。今後の団塊の世代の大量退職に際しても、大きな受け皿になるであろう。

ただ、強いて言えば、前述の地域連携の問題や一方向的な講義形式が主体であることに問題がないわけではない。

将来の改善・改革に向けた方策

基本的に、他大学のようにスキルアップ、資格、語学など多くの科目を開設するような方向はとるべきではないと考えられる。受講生のニーズはもちろん把握しなければならないが、それに流されることなく、引き続き本学の伝統と特色を生かした講座を開設していかなければならない。その中で手段としてのインターネットの利用、他機関との連携などについて柔軟に考えて行くこととする。

２ 社会人教育

目標

社会人への門戸開放を継続するとともに、需要に合った講義の提供を行なう。

現状の説明

前項においては、公開講座という形での社会人に対する教育について述べたが、本項では正課授業における教育として、社会人特別選考、学士入学・編入学、科目等履修生の制度について述べる。

本学においては、社会人特別選考入学制度を昭和５６年度入学者より法学部第二部で、昭和６３年度入学者より文学部第二部で実施してきており、平成８年度入学者からは、経済学部第一部・第二部にも適用してきた。また、平成１３年度から行なわれている第二部の募集停止と昼夜開講制を中心とした学部改組によって、社会人特別選考入学制度を昼間主にも導入するようになった。

当該制度の実績と入学試験制度の合理化を考慮し、法学部では平成１６年度入試より、経済学部では平成１７年度入試より社会人特別選考入学制度を廃止した。これらの学部と文学部中国文学科では、社会人の受け入れを公募制自己推薦制度（ＡＯ型）の中で行なうようになっており、履歴書の提出をもって、第一次選考を免除している。平成１９年度入試において、社会人特別選考入学制度を実施しているのは、文学部の日本文学科と史学科、神道文化学部のみとなっている。

社会人特別選考入学制度の志願者・入学者の推移は、下表のとおりである。

社会人特別選考志願者・入学者の推移　　（単位：人）

	学科・コース	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
文学部	日本文学科 夜間主コース	14 (12)	12 (11)	10 (8)
	日本文学科 昼間主コース	2 (1)	3 (2)	5 (2)
	史学科 夜間主コース	3 (1)	7 (3)	6 (5)
	史学科 昼間主コース	1 (0)	1 (1)	4 (1)
神道文化学部	神道文化学科 夜間主コース	14 (12)	7 (5)	13 (8)
	神道文化学科 昼間主コース	5 (3)	2 (2)	2 (1)

（　　）内は入学者数

学士入学は４年制大学を卒業した後、本学の３年次に編入する制度で、本学卒業生が他学科の３年次へ学士入学することも認められている。原則は卒業した大学の学科とは異なる学科への編入ということであるが、学科内の専攻が異なる場合も受験を認めている。全学部・学科で本学独自試験による選抜を実施するが、募集人員は若干名である。

編入学については、系列編入学試験と一般編入学試験により、本学の３年次に編入する制度を設けている。系列編入学試験は、同法人内に設置されている國學院短期大学と系列法人である國學院栃木

短期大学からの編入を募集するもので、選抜方法は、推薦によるものと、専門科目および面接あるいは面接のみを課す「有試験」の２種類を用意している。一般編入学試験の出願資格は、短期大学卒業者と、４年制大学に２年以上在学し、かつ62単位以上取得（見込みを含む）の者としており、専門科目､英文和訳または小論文による選考を行なっている(神道文化学部については､面接も課している)。一般編入学試験は平成１７年度入試から設けられた制度であるが、他大学在学・中退者あるいは他短期大学卒業者からの希望者が少なくないことを鑑みたものである。

学士入学と編入学の志願者数の推移（平成１７年度～１９年度）は、下表のとおりである。

学士入学と編入学の志願者・入学者の推移　　（単位：人）

	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度
系列編入（推薦）	72 (71)	156 (155)	122 (122)
系列編入（有試験）	19 (9)	45 (17)	42 (27)
一般編入	21 (5)	39 (15)	68 (25)
学士	12 (6)	38 (18)	26 (15)

（　　）内は入学者数

本学の科目等履修生は、大別して、A（資格取得を目的とし、単位認定が必要な者)、B（教養を目的とし、単位認定を必要としない者）である。受入数の年度別推移は下表のとおりである。

年度別の科目等履修生受入状況　　（単位：人）

年 度（平成）	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
A 資格取得を目的とする者 （単位認定を必要とする）	１６７	１６３	１５３	１３７	１３３
B 教養を目的とする者 （単位認定必要なし）	６５	５２	５１	４９	４５

Aは、学部で開講されている各資格課程（教職課程・社会教育主事課程・博物館学課程・図書館司書課程・学校図書館司書教諭課程・神職課程）の授業科目を受講することによって、単位を修得し、資格を取得することを目的とした制度である。受講資格は４年制大学を卒業した者としており、受講にあたってはそれぞれ下記の条件を設けている。

【受講の条件】

①教職課程

本学卒業生……在学中の教職課程履修の有無にかかわらず出願できる。

他大学卒業生…出身大学等において「教育実習（現場）」・「介護等体験」を修了している者に限る。

②社会教育主事課程

本学・他大学卒業別の出願条件の違いはない。

③博物館学課程

本学卒業生および本学大学院生に限り、出願できる。

④図書館司書課程

本学卒業生で、在学中に本課程を履修していた者に限る。

⑤学校図書館司書教諭課程

本学卒業生で、何らかの教員免許状を取得済みであるか、現在取得途中であることを条件に出願できる。ただし、新規希望者は、教員の面接試験に合格することを条件とする。

⑥神職課程

本学・他大学卒業別の出願条件の違いはない。

Ｂは、各資格課程の必修科目は受講できないが、いずれの学部の授業も受講することができる。単位数に換算すると、年間 32 単位までの受講が可能となっている。

Ａタイプの受講者数は若干の減少傾向が見られるものの、毎年度平均している。受講者の大半は、本学卒業生が在学中に取り残した教職または資格課程の単位を履修するというものであり、特に教職課程の履修生が多い。

Ｂタイプは従来の聴講生制度から切り替えた際に、これらの人たちをも、便宜的に科目等履修生という名称で呼んだのが現実であり、成績や単位の認定は行なっていない。本来の科目等履修生の趣旨とは異なっているものであるが、例年 40～50 名の者が教養のために履修している。科目等履修生の登録者は退職者や主婦などで、年齢層が高い傾向にある。

点検・評価、長所と問題点

現在も社会人特別選考入学制度を実施している日本文学科、史学科および神道文化学部の平成１４年度～１６年度までの志願者・入学者は下表の通りである（日本文学科と史学科は文学部第二部の文学科と史学科において、社会人特別選考を実施していた)。平成１７年度以降は若干の減少傾向が見られる学科があるものの、確実に夜間主コースを志望する社会人学生はおり、仕事を持つ社会人のニーズに応えていると言える。

学部・学科		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
文学部第二部	第二部文学科	12 (7)	12 (12)	6 (6)
	第二部史学科	18 (13)	8 (7)	10 (8)
神道文化学部	神道文化学科 夜間主コース	22 (20)	10 (9)	10 (7)
	神道文化学科 昼間主コース	3 (1)	5 (3)	8 (3)

また、上述した通り、法学部と経済学部においては、社会人特別選考入学制度を廃止しているが、公募制自己推薦制度（ＡＯ型）の中で選考を行なっている。社会人特別選考の志願者減少については、学士号を持つ社会人の増加により、需要が少数での安定期に入ったと解することもでき、公募制自己推薦制度の中に組み込むことは、合理的かつ適切な変更であったと言える。

学士入学者については、第４章「教育課程」でも述べているが、大半は神道文化学部への入学希望

者であり、神道および日本の伝統文化に対して強い学問的意欲を持った学生が多い。神道文化学部においても、神職の子弟以外の社会人や勤労学生に対する「夜間主」のカリキュラムの充実に向けて検討を進めているところである。その他の学部・学科への希望者は多くはないが、学修意欲をもつ社会人に門戸を開いていることが重要である。

編入学制度については、現状の説明で述べた通り、他大学在学・中退者あるいは他短期大学卒業者からの希望者が少なくないことに対応して、平成１７年度より一般編入学制度を設けている。年度ごとに志望者が増加していることを見ても、適切な制度変更であったと評価できる。

科目等履修生に関しては、Ｂの教養のためであっても、オープンカレッジや公開講座とは明らかに異なる内容の講義を幅広く履修できるという利点があり、生涯学習の観点から評価できる。ただ、平成１６年度の自己点検・評価において、上記のＢタイプ（教養を目的とする者）の履修生に対する単位認定が課題であることを提示していたが､現段階においても､単位の認定は検討課題となっている。平成１６年度から１９年度の期間にも、大学評価・学位授与機構に申請するための単位修得証明書を請求された事例はないが、単位の認定に関する事項は依然として検討課題であると言える。

将来の改善・改革に向けた方策

ここで述べたいずれの制度においても、入学者・履修者の数が若干減少傾向にあるものの、社会人教育や生涯学習の観点から重要な制度であり、今後とも維持していく。今後は、むやみに数的な増加方策を取るのではなく、講義内容の充実を図ることや社会人の実情を考慮したカリキュラム体系の構築を目指す。そのために、教務部を中心としたカリキュラムのチェック作業を継続し、社会人の生涯学習への対応を検討していく。

３ 社会との連携

目標

大学の教育・研究成果を活かし、地域文化の発展に役立てるような、社会との連携を行なう。

現状の説明

本学は人文・社会科学分野の総合大学であり、理系・医学系を有する大学と比べるならば、その特性として、企業等との共同研究・受託研究等の機会が乏しいのが現状である。そうした中でも、寄附講座として野村證券による、経済学部「経営学特論」が開設４年目を迎え、また、北海道新聞社との共催の札幌市における「いにしえの日本を探る」と題した教養講座(年間６～９コマ)が開講３年目を迎えている。平成１８年度からは、地方都市(札幌・新潟・松本・福岡)において、入学広報を兼ねた文化的活動として、大学所蔵の学術資料の展示会を開催している。この開催にあたっては、地元の教育委員会をはじめとして、新聞社・放送局・企業などから幅広い後援を得ている。

国や地方自治体等との関わりについて述べると、文学部や神道文化学部、研究開発推進機構の教員においては、文化財審議委員会や県史・市史の編纂、市民講座の講師としての貢献が多い。また、平成１６年度から１８年度の３年間に限定すると、経済学部においては、経済産業省、農林水産省等の諮問委員会への参加、法科大学院においては、厚生労働省の検討委員会への参加という形で、数人の教員が中央官庁に関連した活動を行っている。これらは教員個人としての活動であるが、大学としての社会との連携に関しては、本学の所在地である渋谷区との連携が、とりわけ密接である。以下に具体的な連携事例を示す。

①平成１５年より地域学として「渋谷学」を創設し、本学教職員のプロジェクトチームと渋谷区、渋谷区内の企業とが協同して地域研究を行ない、その成果を講演会として地域住民（児童を含め）に還元している。「渋谷学」の実施にあたっては、渋谷キャンパス隣接地にある区立白根郷土資料館と資料の貸借、共催による特別展の開催など、密接に連携をとっている。

②平成２０年３月には犯罪、交通事故、自然災害等から子供達を守り、安心・安全な街づくりをしようという「“だいじょうぶ”キャンペーン」（内閣府、警察庁、総務省等後援）に、会場（渋谷キャンパス）と職員の労働力を提供し、多種のイベントを展開するなど積極的に協力した。

このほかには、正課授業においても、文学部史学科の遺跡調査の演習の中で、現地調査（岩手県一関市）の一環として、過疎地の田植え・手刈りのボランティア活動をするなど、各授業単位そして課外活動部会単位での活動を数多く展開している。

点検・評価、長所と問題点

「渋谷学」は、地方自治体である渋谷区との強い連携により展開されており、区の教育政策にも大きく貢献している。また、地域文化の発展に寄与し、地域との交流にも大きく貢献しているといえる。さらには、本学が「渋谷学」を商標登録するなどして社会に広く発信し、地域の認知度を高める一助になっていると評価できる。

「“だいじょうぶ”キャンペーン」への協力については、本学キャンパスに来校してもらうという広報的効果もさることながら、地域社会に対する大学としての責務という点で積極的な姿勢を示したものである。

各地方都市で開催している展示会では、単なる「展示」会にとどまらず、教職員による展示資料の

詳細な解説を行なったり、フロア講演会や公開講座を併設開講したりするなどして、厚みのある文化活動とすることを心掛けている。このことによって、来場者数ばかりでなく後援団体も年々増加する傾向にあり、地域からの期待度が増しているものと評価している。

将来の改善・改革に向けた方策

今回は、本学が実践している社会との連携の一例を示したに過ぎないが、今回記載した連携については、いずれも効果を上げている。しかし、現状の本学における社会との連携は、大学全体としての取り組みというよりは、各教職員という個人、授業科目単位、学部・学科そして事務局等の単位などで部分的に行なわれてきているものが多く、断片的・非継続的傾向にある。

社会との連携について、これまで大学全体として組織的に取り組むといったケースが少なく、また、個々の事例を大学として積極的に掌握し、関与しようという意識に乏しかった。確かに、このような事例の発端は個人レベルで始まることが多いが、大学の使命の一つとして社会・地域との連携、共生があることを鑑み、今後は、大学として組織的、積極的に社会との連携を行なっていく体制を整える必要がある。今後は、特定の部局でこれらの実態を掌握し、同時に推進していくための学内協力体制を確立する。そのための組織づくりを行なっていく。

資料 11-1　公開講座等の開設状況一覧表

1）公開古典講座	17 年度	18 年度	19 年度
①万葉集・テーマ	巻 19	巻 20	巻 1
開講コマ数	7	7	7
受講者数	292	272	381
②源氏物語・テーマ	藤袴巻	真木柱巻	梅枝巻
開講コマ数	7	7	7
受講者数	163	146	168

2）伝統文化に学ぶ講座	17 年度	18 年度	19 年度
①伝統文化（東京）開講コマ数	4	4	4
受講者数	156	116	106
②伝統文化（大阪）開講コマ数	4	4	4
受講者数	91	85	91

3）横浜たまプラーザキャンパス公開講座	17 年度	18 年度	19 年度
開講コマ数	6	6	6
延べ受講者数	1,632	1,530	1,357

4）オープンカレッジ	17 年度	18 年度	19 年度
開講講座数	31	34	36
延べ受講者数	1,342	1,369	1,420
１講座平均受講者数	43.3	40.3	39.4
実施回数１０回講座	26	29	33
１５回講座	2	2	0
２０回講座	1	1	1
５回(１０コマ)講座	1	1	1
６回(１８コマ)講座	1	1	0
６回(１２コマ)講座			1
延べ実施回数	338	368	372
新規会員数	246	286	259
修了者数	20	20	19
平成１９年度末　延べ修了者数			181

5）文化講演会	17 年度	18 年度	19 年度
開講講座数		1	1
延べ受講者数		570	500

６)研究開発推進機構（旧日本文化研究所）	17 年度	18 年度	19 年度
①日本文化を知る講座　講座数	2	1	1
開講コマ数	8	4	4
延べ受講者数	春　85	52	236
	秋　31		
②公開学術講演会講座数	2		1
開講コマ数	2		1
延べ受講者数	春　93		
	秋　26		83
③公開シンポジウム講座数	1	※　1	
開講コマ数	1	1	
延べ受講者数	96	42	
④國學院大學日本文化研究所 「創立５０周年記念シンポジウム」講座数	1		
開講コマ数	1		
延べ受講者数	50		
⑤國學院大學日本文化研究所 「創立５０周年記念事業公開講演会」講座数		1	
開講コマ数		1	
延べ受講者数		150	

※　平成１８年度は「創立５０周年記念事業国際シンポジウム」として開催した。

資料 11-2　平成 18 年度公開講座等　受講者状況一覧

アンケート調査対象講座等

１）公開古典講座　　平成１８年７月２０日実施
２）伝統文化に学ぶ講座・東京　　平成１８年８月６日実施
３）平成１８年度オープンカレッジ　　前期講座、後期講座終了時に実施

調査項目(講座により異なる)

① 受講者男女構成
② 年齢構成
③ 新規・継続構成
④ 本学講座受講のきっかけ（情宣媒体）
⑤ 受講希望分野
⑥ 受講理由・動機　　ほか

１）公開古典講座　受講者延べ人数 418 名中（アンケート回収　223 名）

①受講者男女構成

男性　50 名（22.4%）	女性　173 名（77.6%）

②年齢構成

年代	男性	女性	計
10 代	0	0	0
20 代	1	7	8
30 代	1	5	6
40 代	0	9	9
50 代	2	34	36
60 代	23	72	95
70 代	18	37	55
80 代以上	6	8	14
計	51	172	223

③新規・継続構成

	男性	女性	計	%
新規	6	51	57	26%
継続	45	118	163	73%
無回答	0	3	3	1%
計	51	172	223	100%

④受講のきっかけ（※複数回答可）

媒体	男･女性
大学ＤＭ	189
新聞広告	36
ポスター	32
大学ＨＰ	10
地域の図書館	5
友人からの紹介	12
在学生からの紹介	1
その他	10
計	295

⑤受講希望分野（※複数回答可）

分野	男･女性
文学	182
歴史	138
芸術	33
宗教	48
芸能	21
その他	8
計	430

「その他」の内容
能・狂言
古事記
心理学
歌人論
徒然草　他

２）伝統文化に学ぶ講座・東京　受講者 116 名中 （アンケート回収　80 名）

①受講者男女構成

男性　14 名（17.5%）	女性　66 名（82.5%）

②年齢構成

年代	男性	女性	計
10 代	0	0	0
20 代	1	2	3
30 代	0	3	3
40 代	0	10	10
50 代	0	14	14
60 代	1	20	21
70 代	7	15	22
80 代以上	5	2	7
計	14	66	80

③新規・継続構成

	男性	女性	計	%
新規	4	18	22	28%
継続	10	47	57	71%
無回答	0	1	1	1%
計	14	66	80	100%

④受講のきっかけ（※複数回答可）

媒体	男･女性
國華会	3
大学ＤＭ	54
新聞広告	3
ﾎﾟｽﾀｰ	1
大学ＨＰ	4
友人の紹介	5
他の講座を受講	2
その他	8
計	80

⑤受講希望分野（※複数回答可）

分野	男･女性
文学	51
歴史	48
芸術	39
宗教	29
芸能	31
その他	9
計	207

「その他」の内容
人物史
氏・姓・家紋の関係
食文化
旧暦
植物　　他

３）平成 18 年度オープンカレッジ

受講者数　927 名　　延べ受講者数　1369 名

開講数　34 講座　　1 講座平均受講者数　40.3 名

一人平均受講講座　1.48 講座

①受講者男女構成

男性　244 名（26.3%）	女性　683 名（73.7%）

②年齢構成

年代	男性	女性	計	%
20 代	0	1	1	0.1%
30 代	3	5	8	0.9%
40 代	4	27	31	3.3%
50 代	11	127	138	14.9%
60 代	135	380	515	55.6%
70 代	79	126	205	22.1%
80 代以上	9	18	27	2.9%
不明	1	1	2	99.8%
計	242	685	927	100.0%

③新規・継続構成

	男性	女性	計	%
新規	77	210	287	31.0%
継続	167	473	640	69.0%
無回答	244	683	927	100.0%
計	77	210	287	31.0%

④受講のきっかけ（※複数回答可）

媒体	前期	後期	合計
新聞	50	161	211
友人	14	71	85
電車広告	0	11	11
公的機関の掲示	4	4	8
大学学報	1	14	15
育成会	1	12	13
ＤＭ	34	160	194
ＨＰ	2	47	49
雑誌		2	2
計	106	482	588

⑤受講希望分野（※複数回答可）

分野	回答数
文学	207
歴史	244
芸術	64
書道	123
語学	21
宗教	83
経済	12
法律	28
その他	16
計	798

「その他」の内容

短歌

漢詩

民族学

古文書　　他

⑥講座選択の理由（※複数回答可）

調査項目	前期	後期	回答数
國學院大學の講座だから	40	148	188
講師が良い	45	132	177
費用が手ごろ	16	50	66
場所の都合が良い	20	92	112
学びたい内容	70	376	446
その他（母校だからを含む）	4	8	12
計	195	806	1,001

第１２章　財政

目標

大学は学生や社会に対して高度で充実した教育・研究活動を永続的かつ発展的に提供していく使命を有している。その使命を果たすために、健全な財政状態を維持していく必要がある。加えて、大学として社会的責任を果たすべく財政状況を広く開示し、透明性のある財政運営を行なうことが目標である。

１ 教育研究と財政

１．教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の充実度

現状の説明

教育研究活動の充実と教育研究環境の整備を図るために財政基盤を確立することは重要な課題である。一般的に多くの大学では学生納付金収入に大きく依存する傾向にあるが、18 歳人口の減少という社会環境を考慮し多様な収入源の確保を図ることは本学においても必須である。

本学の平成１８年度決算における大学部門の帰属収入に占める主な構成比率は、学生生徒等納付金 80.2%、補助金 5.6%、手数料 4.5%となっており、学生生徒等納付金に大きく依存しているのが実情である。学生生徒等納付金については、昼夜開講制の導入による学年進行に伴い増収傾向にあるものの主な授業料および施設設備費については平成１２年度以降据え置いている。

また、学生生徒等納付金、補助金、寄付金等に次ぐ収入源の確保を図るべく資産運用収入の充実強化を図ってきたが、帰属収入に占める資産運用収入の割合は、平成１５年度 0.3%であったのが以後堅調に推移し平成１８年度は 2.1%にまで上昇してきている。

支出面においては､多くの比重を占める人件費について削減計画を平成１１年度から順次実施した。その概要は、①専任教職員数の削減、②定年５年前からの本俸抑制、③退職金支給率の改定、④大学年金給付額の見直し、⑤賞与の抑制、⑥諸手当の抑制、⑦特任および任期制教員の導入等が骨子である。その結果、人件費比率はかつての 60%台から平成１８年度決算では退職年金引当金の一括計上という特殊要因による数値を控除すると 47.4%の数値にまで改善され、所期の目標値を達成している。一方教育研究目的・目標を実現すべく、教育研究経費については帰属収入に占める割合が平成１８年度は 28.2%となっている。

また、経済的支援を目的とする第３号基本金（奨学基金）が平成１６年度をもって５億円の所期の目標を達成しているが、今後も募集によらない寄付金等により充実させるべく増額を図っていく。

点検・評価、長所と問題点

本学では財政再建を最優先課題として、平成１１年度からの人件費削減計画実施や一般経費マイナスシーリングによる支出の抑制、あるいは収入面で平成１３年度からの昼夜開講制導入による学生生徒等納付金の増加等の諸施策を行なってきた。とりわけ、借入金については平成１０年度において約 82 億円あったが、平成１３年度に約 20 億円の早期繰上返済を行ない、以後堅調に返済した結果、平成１８年度決算において借入金残高は約 17 億円にまで減少した。これは単に借入金の減少を意味するだけでなく、同時期に並行して行ってきた渋谷キャンパス再開発事業に要する資金について、120 周年記念事業募金が約 25 億円を越す寄付が得られた結果､自己資金で賄うことができている点では財政基盤の充実にとって二重の効果が得られたものと考慮する。

また、多様な財源確保の観点から資産運用収入の強化を行なってきたが、平成１８年度決算においては、低金利の金融情勢の中で平成１５年度決算数値に比して約７倍の額を計上できたことは一定の成果が得られたものと思料する。

一方、資産運用収入の増加は見られたものの、平成１８年度決算においても依然として学生生徒等納付金に大きく依存している収入構造に変わりはなく、18 歳人口の減少という社会環境を勘案しても、安定的な学生確保と同時に、より一層多様な収入財源を確立することも課題である。また、渋谷キャンパス再開発事業の進行に伴い従前になかった新たなランニングコストが発生していることから有効な財源配分を行なう必要がある点も問題点である。

将来の改善・改革に向けた方策

18 歳人口の減少という経営環境の変化や、依然として学費に大きく依存している本学の財政構造を勘案すると引続き資産運用の充実強化に加え、恒常的な外部資金の獲得強化等による財源構築を行なっていく必要がある。例えば、渋谷キャンパスの再開発事業の進捗に伴い、渋谷という都心の利便性を活かし施設の有料貸付の拡大を図ることもその一例と考慮する。

２．中･長期的な財政計画と総合将来計画（もしくは中・長期の教育研究計画）との関連性、適切性

現状の説明

本学では平成１２年度より中長期的観点から教学と施設設備の両面から改革を行なうこととした。以後、これまで達成された事業としては、教学面で平成１３年度から経済学部および法学部で昼夜開講制を導入、平成１４年度は学部改組により神道文化学部を昼夜開講制で設置、平成１６年度から専門職大学院の法科大学院を開設、平成１７年度から文学部日本文学科と史学科で昼夜開講制が導入されている。また、平成１９年度より本学の建学の精神である神道精神に基づく研究を推進すべく研究開発推進機構を開設した。一方、施設の面では渋谷キャンパスの立地条件を活かした都市型大学を目指し再開発事業を進行している。現状は、２棟の校舎、研究室・大学院諸室・法人本部・大学事務局を収容する本部棟（若木タワー）が竣工しており、第３期計画の学術メディアセンター棟を建設中である。こうした設備投資を実行するために、資金計画を立て計画的に再開発事業を進めている。

点検・評価、長所と問題点

本学の財政状況は平成１０年度決算までの一時期に大きく収支の均衡を欠いていた。しかし私学を取り巻く環境が厳しさを増すことを見据え、人件費の削減、一般経費の削減、あるいは教学制度改革による増収策等を柱として諸施策を施し財政基盤の確立に取り組んできた。その結果、帰属収支差額比率は平成１５年度 13.1%、１６年度 15.7%、１７年度 19.2%と改善している。(なお、平成１８年度は退職年金引当金の一括計上という特殊要因により比率は低下した。)このような改善や寄付金の目標額の達成等により留保された資金を施設設備準備資産等の各種引当資産に積み立てた結果、財政の改善がなされた。

一方、渋谷キャンパス再開発事業完了後の計画については新規事業の発生も考慮し、経営環境の適切な把握をした上で新たな計画を策定することが必要である。

将来の改善・改革に向けた方策

渋谷キャンパス再開発事業計画は平成２１年度に完了の予定である。これに要する建設資金は施設設備準備資産等の自己資金で確保している。しかし、「教育研究環境の整備」というハード面での施策を遂行すると同時に、「教育研究活動の充実」というソフト面でも更なる有効な施策を行なうことが必

須であり、具体的には新学部の設置による新たな財源確保の施策を検討する。加えて、このような施策への財源を効率的に配分するためには中長期的な財務シミュレーションによる検証が必要であり、今後、その制度構築をシステム導入等により強化していく。

３．教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図るための仕組みの導入状況

現状の説明

本学では教育研究の十全な遂行を可能とすべく渋谷キャンパス再開発事業を中心とする施設面での整備を進行している。その財政確保という観点からは、収支の均衡に配慮しながら予算会議で検討し優先度の高い事業から順次予算配布を行なっている。更に予算規模が多額の場合は年次計画の可否を検証し、資金の効率的配分に努め、単年度の資金集中を回避することにより教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図っている。

また、「教員個人研究費」「特色ある教育研究」「学部共同研究費」「國學院大學特別推進研究助成金」等の多様な制度を整備し、教育研究の十全な遂行を可能としている。

点検・評価、長所と問題点

渋谷キャンパス再開発事業という多額な費用を要する事業を遂行する一方で、大学部門における帰属収支において平成１７年度 8 億 1,900 万円、１８年度 4 億 5,800 万円の収入超過を計上していることは安定した収入財源の確保が大きく寄与していると思料する。ただし、その収入財源も依然学生生徒等納付金に大きく依存しており、今後の経営環境を考慮すると多様な収入財源の確保・構築と効果的事業への選択投資による財源の有効活用という両立がより一層大きな課題となる。

将来の改善・改革に向けた方策

教育研究の十全な遂行により安定的な学生確保を図る一方で、更にその教育研究内容を広く社会に還元することにより新たな外部資金の確保を図ることが多様な収入財源に繋がると考慮する。

また、厳格な財務シミュレーションによる試算を行なうことにより大規模事業の実施時期や経常的な財源を適切に配分したり、事業規模を調整し、更には経費の削減を継続するなどして教育研究に要する経費の財源を確保することにより十全な遂行と財政確保の両立を図る。

２ 外部資金等

文部科学省科学研究費、外部資金の受入状況

現状の説明

①科学研究費補助金

採択件数は、平成１５年度まで 10 件台であったものが、１６年度が 23 件、１７年度が 25 件、１８年度が 22 件、１９年度が 22 件となっており、補助金額は増加傾向にある。

②研究設備整備費等補助金

平成１５年度は不採択となったものの、１６年度以降は継続して採択されており、採択金額も増加傾向にある。

③私立学校施設整備費補助金

平成１６年度に新校舎の各講義室に設置したマルチメディア教育に対応するＡＶ機器装置および学内ＬＡＮ設備の設置に伴い採択された。

④21 世紀ＣＯＥプログラム研究拠点形成費補助金

人文科学分野に申請したＣＯＥプログラム「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」が採択されたもので、２１世紀を見据えた本学の研究教育の核を築くべきものと位置付けられ、平成１８年度まで５年間で総額約２億 7,000 万円の補助を受けた。

⑤法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム補助金

平成１６年度に開設した法科大学院においてカリキュラムの中核を成すリーガルクリニックプログラムが本プロジェクトを実施する他大学の３法科大学院とともに採択され、平成１８年度までの３年間で約 2,400 万円の補助を受けた。

⑥現代教育ニーズ取組支援プログラム

「持続可能な社会につながる環境教育の推進」部門で「歴史を踏まえた環境総合教育の拠点形成～地域と国際を結ぶフィールド実践による主体形成～」というテーマで平成１８年度に採択されたものである。

⑦オープンリサーチセンター事業補助金

平成１９年度に竣工する学術メディアセンターに対する「私立学校施設整備費補助金」「私立大学等研究設備整備費等補助金」等が採択された。

⑧創立 120 周年記念事業寄付金

総額 20 億円の募金目標で募集しているもので、平成１８年度決算時点まで目標額の 45%増の応募をいただき、渋谷再開発事業を全額自己資金で実施する原動力となっている。

⑨神社会からの寄付金

各神社関係より神職の養成や神道の学術的研究の発展を目的とした寄付金を恒常的にいただいている。

表　　外部資金一覧表　　（単位：千円）

項目	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
①科学研究費補助金	22,900	26,000	44,220	47,760	48,790
②研究設備整備費等補助金	1,580	－	3,130	4,126	15,638
③私立学校施設整備費補助金	－	－	36,104	－	－
④21 世紀ＣＯＥプログラム研究拠点形成費補助金	61,000	57,000	49,100		
⑤法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム補助金			2,882	14,328	6,673
⑥現代ＧＰ			－	－	9,475
⑧創立 120 周年記念事業寄付金	852,394	421,307	317,281	219,550	180,580
⑨神社界からの寄付金	5,588	5,947	11,427	15,454	27,450

点検・評価、長所と問題点

平成１８年度の現代ＧＰの採択、１９年度の学生支援のＧＰなどの新たな取組みによる外部資金の獲得という成果はある。しかし、科学研究費補助金についても採択金額は増加傾向にあるが、一方で理系大学に比較して依然採択件数が少ないのが現状であり今後の課題である。

将来の改善・改革に向けた方策

平成１９年度に申請した新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム「学生みずから発信す

る『自分史』作成支援」が採択された。今後、国庫経常費補助金等の増加が望めない状況を鑑み、このような競争的資金の獲得に積極的に注力していく。

３ 予算の配分と執行

１．予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性

現状の説明

予算編成作業は例年７月に予算責任者である学長による編成方針の発表に基づき、各要求部署は予算案を作成する。編成にあたっては、まず財務部で帰属収入の試算を行ない、長期的観点に立った財政の取組みを明示する。各予算要求部署はそのシーリングを基準として予算要求することになっている。なお、予算要求から配分・執行のプロセスは以下のとおりである。

①予算会議にて編成方針決定
②教職員に対し予算編成方針説明会開催
③各部署が要求予算案作成
④事務局長と財務担当者が各部署から要求予算についてヒアリング
⑤財務担当理事との調整
⑥予算査定案作成
⑦予算会議にて査定案を検討し原案作成
⑧理事長に予算原案答申
⑨常務理事会・理事会・評議員会で審議決定
⑩各部署へ予算額決定通知
⑪部署は配分された予算に基づき執行

なお、予算執行にあたっては、「起案決済区分に関する内規」および「支出関係細則」により、①理事長決済、②学長経由理事長決済、③学長決済、④財務担当理事決済、⑤事務局長決済、⑥財務部長決済、⑦その他職位（部長ないし課長）による決済を受けた後、所管部署に支払請求を行なうが、必要に応じ稟議課程において教学担当理事、教学の部長、関連する各委員会の長を経由させて正確性・透明性を図っている。

点検・評価、長所と問題点

予算配分においては、事務局長および財務担当者による各部署からのヒアリングを実施し、恒常的事業・単年度事業および新規事業等を明確に把握し、必要に応じて見積書の再提出を求めるなど過大要求になっていないかを厳しく査定し、中長期的な観点による収支の均衡を図っている。また、財務担当理事による精査、予算会議での再検討を加えるなど各段階を設け審議している。執行に際しては予算積算があるか、支出内容が適切か、規約・規程に反していないかなど、或いは予算申請時の見積額に対し再度見積り合わせを行ない費用の節減を実施しているか等を見極めた上で執行している。

しかし、一方で要求部署によっては予算額と決算額において乖離しているものが散見されるので今後は当該部署の事業計画案について予算申請段階から更なる精査を行なう必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

教育研究事業の永続性と財政の健全性を維持していくためには、長期的な視野にたった教育研究計画と、それを裏付ける収支均衡に配慮した財政計画が必要である。したがって、各年度の予算編成方針に基づいた予算を実行するためには、より厳密に予算要求の妥当性を確認・検証したうえで、次年

度において減額予算も視野にいれた効率的配分の策定を行なっていく。

さらに、目的別・事業別の予算管理制度を確立し、より厳密なコスト管理を行なうことにより有効な事業への予算の配分と執行を可能とする。

２．予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況

現状の説明

予算執行に伴う効果の分析・検証は、決算時と翌年度の予算編成時に行なっている。平成１８年度（平成１９年度の予算編成時）からは、財務部において「予算編成検討ワークシート」を作成し、執行実績を把握することにより事務局長による各部署へのヒアリング時に活用している。また数値化できる事業については、実績資料として作成したものを事業計画や予算編成時の参考にしている。しかし、いずれも独自に作成したものであることから、予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組を強化すべく監事による監査を導入している。

点検・評価、長所と問題点

予算編成においては財務部による「予算編成検討ワークシート」や各部署が作成する実績資料を翌年度の事業規模、予算査定資料として活用している。しかし、客観的立場においてこれら実績に基づく資料の適正度を判断する更なる制度構築を強化する必要があると考える。

将来の改善・改革に向けた方策

財務部で作成されている「予算編成検討ワークシート」の内容を更に充実させ、予算執行に伴う効果を分析・検証する上で効果的に活用する。また、平成１８年度に開設された内部監査室により予算執行に伴う効果を分析・検証することにより客観的立場からの検証も加味し、予算執行のより一層の適正化を図る。

また、予算の事後統制については大学行政管理学会・財務研究グループで事例を調査したが、１大学しか例がなかった。このような現状を考慮すると、今後予算の厳密な事後統制が強化されるべきと思料する。

４ 財務監査

１．アカウンタビリティの履行状況を検証するシステムの導入状況

現状の説明

本学では、大学の現状を体系的網羅的に説明するものとして「自己点検・評価報告書」ならびに本報告書の別冊として発行する教員の個人別「教育・研究報告書」がアカウンタビリティの履行状況を適切に現すものとの認識に基づき、これをホームページ上に開示している。さらに平成１７年度の私立学校法の一部改正に基づき決算書・予算書・財産目録・監事監査報告書ならびに事業計画書・事業報告書を開示している。また、従来から広く公開しているものに、①法人傘下各学校の教育内容、主な事業報告、教職員一覧等を記した「概要」、②予算・決算について理事会・評議員会承認後に掲載している「学報」、③学内教職員向けの予算・決算を掲載した「事報」等がある。

点検・評価、長所と問題点

平成１７年度の私立学校法の一部改正を受け、財務情報や事業報告書をホームページ上で公開してはいるが、アカウンタビリティを考慮すると学校法人会計基準では必ずしも学校関係者以外の人には理解しにくい点もあることから開示内容については更なる検討が必要と考える。

将来の改善・改革に向けた方策

アカウンタビリティの内容をさらに強化すべく、目的別・事業別予算管理を導入し幅広いステークホルダーにわかりやすい方法で開示できるように検討している。加えて、平成１８年度に開設された内部監査室による客観的立場による視点により履行状況を検証する。

２．監査システムとその運用について

現状の説明

１）監事による監査

本法人における監事は3名体制で内2名は週3日勤務ではあるが、学内的には常勤監事と位置づけている。監事の職務については、私立学校法第３７条３項に則って執務している。

監査内容は業務全般となっているが、毎年監査対象・監査範囲を明示して監査を実施している。期中監査については、被監査部署の対応の簡素化を図るため、可能な限り外部監査人（法定監査人）の期中監査時に合わせて実施している。

なお、本法人の決算は、毎会計年度終了後２ヶ月以内に理事長が監事の意見を付して評議員会に報告を行なっている。

２）独立監査人による監査

独立監査人（法定監査人）による監査は期中監査を実施しており全体での監査日数は、延90日前後の監査日程となっている。内容は省令、学校法人会計基準、通知、経理規程等に反することなく適正に処理されているか、物品調達規程に準拠しているか、教育と管理の経費区分、勘定科目の適合性等について私立学校振興助成法に基づき監査している。

なお、本法人では外部監査の重要性とガバナンス強化の観点から従前の監査人を平成１８年度より別の監査法人に変更した。

３）内部監査

平成１８年度より内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき監査を実施している。なお、平成１８年度は大学を除く法人傘下校の監査を実施し、平成１９年度に大学の監査を実施している。大学の監査においては各部署の業務監査に加え、科学研究費補助金についても行なっている。

また、内部監査室は学内における不正に対する内部通報を受け付ける窓口の機能も有している。

点検・評価、長所と問題点

私立学校を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成１８年度より法定監査人を変更し監査内容の質の向上を図った。一方、法定監査人による会計監査では賄えない業務全般に関する分野において、監事や平成１８年度に新設された内部監査室による更なる監査強化が今後の課題である。

将来の改善・改革に向けた方策

平成１８年度より新設された内部監査室と学内監事双方の役割分担を明確にし、密接な連携のもとに効率的な監査を行ない、業務全般の監査を網羅しその結果を業務改善に繋げる。

５ 財政公開

財政公開の状況とその内容・方法

現状の説明

平成１７年度の私立学校法の一部改正に則り、本法人では従前の方法に加え公式ホームページ上に

おいても資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、監事による監査報告書を掲載している。また、予算についても理事会・評議員会議決後に資金収支予算書、消費収支予算書を掲載している。

さらに、事業計画書・事業報告書も公式ホームページ上に掲載しており、事業報告書では財務計算書に加え、法人全体の決算概要、財産目録、大規模事業の内容等を公開している。

【格付け取得】

平成１７年度に「株式会社格付投資情報センター」（Ｒ＆Ｉ）から長期優先債務格付け「ＡＡ－」（安定的）を取得した。同時に「株式会社日本格付研究所」（ＪＣＲ）から長期優先債務格付け「ＡＡ」（安定的）を取得した。日系格付会社２社から格付けを取得した学校法人は、本学が初のケースであった。なお、平成１８年度も両機関から前年同様の格付けを取得している。２つの格付会社から格付を取得したのは格付の客観性を担保するためである。

点検・評価、長所と問題点

公式ホームページに掲載することで財政状況をできるだけ広範囲に公開している。しかし、学校法人会計基準による財務情報では学校関係者以外のステークホルダーには理解しにくい側面を有している点は否めない。今後は在学生保護者のみならず、広く社会一般にも財務状況が理解され、評価されるよう公開方法の工夫が必要であると考える。

将来の改善・改革に向けた方策

財務情報をホームページ上で公開することはもとより、広く社会一般にも財政状況をわかりやすく公開すべく、目的別・事業別予算管理の制度構築を図り、その結果を公開できるように改善していく。

６ 大学財政の財務比率

消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率における、項目毎の比率の適切性

現状の説明

本学の過去５年間の財務比率は次に掲げる「消費収支計算関係比率」「貸借対照表関係比率」のとおりである。

表　　消費収支計算関係比率（大学部門）

	年度	算式		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	学生数			10,500人	10,299人	10,316人	10,230人	10,128人
	専任教員数			197人	196人	204人	210人	213人
	専任職員数			194人	195人	166人	157人	148人
1	人件費比率	人件費	本学	48.0%	48.2%	50.6%	49.5%	55.3%
		帰属収入	事業団	52.0%	52.0%	52.2%	51.3%	52.0%
2	人件費依存率	人件費	本学	64.1%	60.3%	66.3%	61.8%	69.0%
		学生生徒等納付金	事業団	69.3%	69.6%	70.2%	70.7%	71.3%
3	教育研究経費比率	教育研究経費	本学	18.1%	25.7%	23.6%	22.7%	28.2%
		帰属収入	事業団	26.7%	27.4%	28.3%	28.5%	29.3%
4	管理経費比率	管理経費	本学	4.2%	4.7%	4.5%	4.1%	5.1%
		帰属収入	事業団	7.8%	7.9%	8.5%	8.5%	8.5%
5	借入金等利息比率	借入金等利息	本学	0.8%	0.6%	0.4%	0.4%	0.3%
		帰属収入	事業団	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%
6	消費支出比率	消費支出	本学	71.3%	81.9%	80.6%	76.8%	92.6%
		帰属収入	事業団	89.6%	89.5%	90.9%	90.4%	-

	年度	算式		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
7	消費収支比率	消費支出 / 消費収入	本学	71.5%	82.3%	88.1%	88.1%	117.5%
			事業団	105.3%	105.7%	107.2%	107.5%	107.8%
8	学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金 / 帰属収入	本学	74.9%	79.9%	76.4%	80.1%	80.2%
			事業団	75.1%	74.7%	74.4%	72.6%	72.9%
9	寄付金比率	寄付金 / 帰属収入	本学	10.0%	6.4%	7.5%	4.8%	4.3%
			事業団	2.4%	2.3%	1.9%	3.4%	2.3%
10	補助金比率	補助金 / 帰属収入	本学	5.3%	5.6%	5.3%	5.4%	5.6%
			事業団	12.6%	12.6%	12.7%	12.5%	12.3%
11	基本金組入率	基本金組入額 / 帰属収入	本学	0.2%	0.6%	8.6%	12.8%	21.2%
			事業団	14.9%	15.4%	15.2%	15.9%	14.6%
12	減価償却費比率	減価償却額 / 消費支出	本学	5.7%	11.5%	7.8%	8.7%	8.9%
			事業団	11.6%	11.9%	11.8%	11.7%	11.5%

（注）「事業団」欄は「今日の私学財政」の医歯系法人を除く大学平均を引用。

表　　貸借対照表関係比率（法人全体）

	比率	算式		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1	固定資産構成比率	固定資産 / 総資産	本学	82.2%	81.3%	81.5%	82.1%	82.1%
			事業団	83.4%	83.8%	84.6%	85.2%	85.5%
2	流動資産構成比率	流動資産 / 総資産	本学	17.8%	18.7%	18.5%	17.9%	17.9%
			事業団	16.6%	16.2%	15.4%	14.8%	14.5%
3	固定負債構成比率	固定負債 / 総資産	本学	12.1%	10.8%	9.6%	7.7%	8.6%
			事業団	8.4%	8.1%	8.1%	7.8%	7.5%
4	流動負債構成比率	流動負債 / 総資産	本学	5.3%	5.8%	5.8%	6.2%	5.8%
			事業団	6.3%	6.0%	6.0%	5.8%	5.8%
5	自己資金構成比率	自己資金 / 総資産	本学	82.6%	83.4%	84.6%	86.1%	85.6%
			事業団	85.4%	85.9%	85.9%	86.4%	86.6%
6	消費収支差額構成比率	消費収支差額 / 総資産	本学	0.0%	2.0%	3.7%	5.8%	3.7%
			事業団	-0.2%	-1.0%	-2.3%	-2.6%	-3.6%
7	固定比率	固定資産 / 自己資金	本学	99.4%	97.5%	96.4%	95.3%	95.9%
			事業団	97.7%	97.6%	98.5%	98.7%	98.7%
8	固定長期適合率	固定資産 / 自己資金+固定負債	本学	86.7%	86.3%	86.6%	87.5%	87.1%
			事業団	88.9%	89.2%	90.0%	90.5%	90.8%
9	流動比率	流動資産 / 流動負債	本学	338.4%	322.6%	317.2%	286.9%	307.3%
			事業団	265.7%	270.2%	257.7%	253.0%	247.6%
10	総負債比率	総負債 / 総資産	本学	17.4%	16.6%	15.4%	13.9%	14.4%
			事業団	14.6%	14.1%	14.1%	13.6%	13.4%
11	負債比率	総負債 / 自己資金	本学	21.0%	19.9%	18.3%	16.2%	16.8%
			事業団	17.2%	16.4%	16.4%	15.8%	15.5%
12	前受金保有率	現金預金 / 前受金	本学	462.2%	483.1%	454.8%	468.1%	493.1%
			事業団	325.0%	332.4%	321.4%	315.0%	312.1%
13	退職給与引当預金率	退職給与引当特定預金 / 退職給与引当金	本学	84.4%	90.6%	92.6%	94.6%	101.1%
			事業団	61.9%	63.5%	65.3%	66.7%	67.7%
14	基本金比率	基本金 / 基本金要組入額	本学	94.9%	95.4%	96.1%	96.8%	97.5%
			事業団	95.7%	95.9%	96.3%	96.3%	96.6%

	比率	算式		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
15	減価償却比率	減価償却累計額 / 減価償却資産取得価格（図書を除く）	本学	44.6%	48.0%	45.7%	48.0%	43.0%
			事業団	36.7%	37.8%	38.9%	40.0%	40.8%

（注）「事業団」欄は「今日の私学財政」の医歯系法人を除く大学平均を引用。

点検・評価、長所と問題点

【消費収支計算関係比率】

平成１１年度からの人件費削減計画実施により、人件費比率は過去５年は概ね50%台前後で推移している。平成１８年度は退職年金引当金の一括計上という特殊要因から55.3%となったが、それを控除すれば47.0%であり削減計画が順調に実現されている。しかし、教育研究経費比率が平成１８年度は上昇したものの、今後は更なる教育研究への効果的な投資配分を検討する必要がある。また、学生生徒等納付金比率は全国平均に比して高い。これは、過去における安定的な財源確保という観点からは大きく寄与したが、今後の経営環境を鑑みれば他の財源確保の構築が必要であることを意味する。更に、補助金比率が全国平均に比して著しく低いことを勘案すれば、外部資金の獲得に注力することもその一案である。

【貸借対照表関係比率】

ストックの面では、本学の資産・負債構成比率はともに全国平均に比して大きな違いはなく、問題のない数値である。また、人件費削減等による収支構造の改善により消費収支差額構成比率が全国平均に比して大きく上回っており、借入金の早期繰上返済により負債比率が改善している。しかし、渋谷キャンパス再開発事業の進捗に伴い、資産の構成等においても金融資産の大幅な減少という変動要素を有していることから自己財源による金融資産の積み上げにも十分留意する必要がある。

将来の改善・改革に向けた方策

本学が今後財政的な改善を図るための取組みとしては、学生生徒等納付金依存率を少しでも引き下げるべく収入源の多様化を図ることである。また、前述のとおり外部資金の獲得に注力すること等が必須である。更に、従前より行なっている人件費削減計画などにみられる中長期的観点からの取組みを行なうことにより、経営環境の変化に大きく左右されない強固な財政基盤の確立を図るべく改革を継続して行なっていく。

第１３章　管理・運営

１ 大学

目標

１．法令や各種規程の趣旨に則り、適切に管理・運営を行なう ２．大学全体における意思決定のプロセスを見直し、迅速な意思決定がなされるような体制を整備する

１．教授会・学部長会・大学執行部会議の連携及び役割分担

現状の説明

１）教授会

教授会は､國學院大學学則第３章と國學院大學教授会運営規程にその権限と役割が明記されている。教授会には、全学教授会と学部教授会があり、それぞれ学長、教授、准教授および助教によって構成される。全学教授会と学部教授会のあり方については、平成１４年度に見直しが行なわれ、それぞれの権限が明確に区分された。

全学教授会は、学長を議長として年６回開催され、その審議事項は、①全学教授会の承認を要する役職者および委員等の選出に関する事項、②教員の待遇および厚生に関する事項、③全学にかかる教育課程に関する事項、④学則および全学にかかる諸規程の制定改廃に関する事項、⑤その他、全学的な学事に関する事項である。

一方、学部教授会は、学部長を議長として通常月１回開催され、①教授、准教授、助教、助手および兼任の講師の人事に関する事項、②学部教授会の承認を要する役職者および委員等の選出に関する事項、③入学制度に関する事項、④学部にかかる教育課程に関する事項、⑤入学・休学・退学・転学・留学・除籍・卒業等に関する事項、⑥学生の支援および賞罰に関する事項、⑦試験および成績等に関する事項、⑧学部にかかる諸規程の制定改廃に関する事項、⑨その他学部の学事に関する事項について審議する。

２）学部長会

学部長会は、國學院大學学則および学部長会規程に規定されている教育課程、人事に関する事項の審議・決定機関である。学部長会は、学長、副学長、各学部長、大学院委員長、法科大学院長、教学担当理事、教務部長、学生部長、入学部長、就職部長および事務局長によって構成され、学長を議長に毎月第一木曜日を定例として開催されている。その審議事項は、①教学の基本方針に関する事項、②全学教授会の審議事項、③臨時全学教授会の開催に関する事項、④教員の人事に関する事項、⑤平常の教学運営に関する事項、⑥緊急の処理を要する事項、⑦その他学部間等の連絡調整に関する事項である。なお、規程には、学部長会の構成員は、審議決定事項に対して責任を負うものであることが明記されている。

３）大学執行部会議

大学執行部会議は、学則上規定された組織ではないが、学長の補佐体制の一環として平成１５年度に組織された。教育・研究に関する事項および大学運営に関する事項について企画・立案・調整の役割を担っている。大学執行部会議は、学長、副学長、教務部長、学生部長、入学部長、就職部長および事務局長で構成され、毎月第２・第４木曜日を定例として開催されている。

大学執行部会議によって企画・立案された案件は、学部長会で審議され、必要に応じて学部教授会または全学教授会に上程される。なお、大学執行部会議で検討される事項は、全学的な問題が中心であり、学部独自の問題については、各学部の執行部において検討される。

以上の会議体は、密接な連携をとっていると同時に、ある程度距離をおいた関係でもある。これは、機能的に役割を分担し、かつそれぞれの提案・審議決定事項についてチェックすることを狙ってのものである。現状は、全学に関する事項については、各委員会での検討→大学執行部会議における立案→学部長会での審議決定→必要に応じて学部教授会または全学教授会で審議決定という流れとなっている。また、各学部独自の事項については、各学部の委員会での検討→学部長のもとに組織される各学部執行部における立案→学部教授会での審議決定というプロセスとなっている。

点検・評価、長所と問題点

教授会のあり方については、一つの事項を学部教授会と全学教授会の双方で審議しなければならないという規程を見直し、平成１１年度から「学部に関する事項」と「全学に関する事項」に区分した上で、平成１５年度に規程を見直し、それぞれの役割と審議事項を明確化した。その間の自己点検・評価委員会では、代議員制の導入も含め全学教授会の必要性についても議論を行なっている。このような一連の見直しを経た上で現在の教授会について規程化し運営していることは評価できる。

学部長会については、改革以前は、各学部の連絡・調整機関でしかなかったが、それを教学側の責任ある審議機関として位置づけ、その規程に「構成員は、学部長会の審議決定事項に対して責任を負うものとする」と規定し、学部長会での決定事項について、責任を持って各学部教授会に諮り承認を得ることを明確にした。代議員的役割をも担う機関として学部長会を位置づけ、より迅速な意思決定がなされる体制を整えたことについても一定の評価を下してよいと考えている。

一方、教授会のあり方が変更されたことによって、毎月全学教授会を開催していた頃に比べ、全学の意思の疎通が円滑ではなくなったとの指摘もある。全学教授会と学部教授会の審議事項を明確に区分するにあたり、学部長会で決定された事項のうち全学に周知すべきものについては、学部長の責任において学部教授会で周知徹底がなされるべきである。その意味では、現在の学部長会が、その構想段階で期待された役割の全てを果たしていない側面もあるということであり、迅速な意思決定とその円滑な周知について更なる検討が必要とされている。

将来の改善・改革に向けた方策

従来の方法の点検とそれに基づく議論を経た結果が現在の体制であるが、前述した通り改革後もなお様々な考え方がある。例えば全学教授会の審議事項をさらに減じ、全教員が一同に会して審議しなければならない案件を厳選し、それ以外については、全学にかかる事項であっても学部教授会あるいは学部長会の審議事項とすることなどが考えられる。このことは、学部長会の代議員的役割をより明確化することや、全学部の教授会の承認をもって全学教授会での承認に代えることなどで実現は可能である。しかし、現在は、特に諸規程の改廃について、殆どの学則関連規程がその改廃に全学教授会の承認を必要とする規定となっているため、大幅な見直しが必要となる。

また、問題点として指摘した決定事項の周知徹底については、改革後数年が経過し、教授会、学部長会、大学執行部会議の位置付けとその役割分担が曖昧になってきていることが原因の一つであると考えられる。今回の点検を契機にそれぞれの位置付けと役割を再度確認し、それぞれの機関が自らの役割を的確に果たした上で、有機的に連携するようにする。教授会、学部長会、大学執行部会議の位置付けとあり方、そして連携は、大学の意思決定プロセスと直接に関係する事項であるため、不断の点検を行ないながら、慎重に議論を進めていくこととする。

２．学長、学部長の権限と選任手続

現状の説明

１）学長の権限と選任手続

学長の権限は、学則第３条に「学長は本学を統率しこれを代表する」と明記されている。その規定に基づき学長は、前述した本学の教学における意思決定機関である全学教授会および学部長会ならびに企画・立案機関である大学執行部会議を招集し、議長となる。また、教職員の任命権を持つ他、本学の執行部を構成する各学部長や教務部長、学生部長、入学部長、就職部長といった各委員会の長の任命権を有している。

学長の選任は、「学長選出に関する規程」および「学長選出に関する規程施行細則」に従い、選挙によって行なわれている。選挙権は、本学専任の教授、准教授、助教、助手、学芸員、事務局職員および資料室員が有すると規定されている。

通常４年ごとの学長選挙の都度、規程により、文学部５名、法学部３名、経済学部３名、神道文化学部２名、法科大学院１名および事務局５名の委員からなる「学長候補者選考委員会」が設置される。

前述の選挙権を有するものは、本人の同意を得た上で、７名以上の連署により「学長候補者となる者」を選考委員会に推薦できる。選考委員会は、推薦された候補者を含め２名以上の学長候補者を選考し、本人の同意を得た上で候補者を決定しなければならない。

被推薦者以外の学長候補者選考のプロセスは概ね次の通りである。

学長候補者選考委員により、４名以内連記の無記名投票を行ない、得票数上位４名を学長候補者選考対象者とする。選考委員会は、その４名の意向を確認し、同意が得られれば候補者とする。この場合、選考対象者の同意が得られないこともあるため、現在の規定では、候補者は最終的に２名以上４名以内となる。

選挙は単記無記名の投票によって行なわれる。当選には、有効投票数の３分の２以上の得票が必要とされ、これを満たす者がいなかった場合は、上位２名による決選投票が行なわれる。再投票で有効投票数の過半数を得た者が当選する。なお、これら一連の選挙に関する事務は、「学長選出に関する規程」に定められる「学長選挙管理委員会」が執り行なう。

２）学部長の権限と選任手続

学部長の役割と権限については、学則第５条に「学部長は学長を補佐し、その学部を主管する」と規定されている。その規定に基づき学部教授会を招集し、議長となる他、学部を代表して学部長会の審議に加わっている。

学部長は、各学部教授会において、各学部所属の専任教授の中から選出される。選出は、各学部教授会の構成員である専任の教授、准教授、助教による選挙によって行なわれ、投票は単記無記名、有効投票数の３分の２以上の得票が必要となる。この際、３分の２以上の得票を得た者がいない場合は、上位２名による再投票が行なわれる。文学部、経済学部、神道文化学部においては、再投票の結果、有効投票数の多数を得た者を当選とし、法学部においては、投票総数の過半数をもって当選とする。なお、法学部において再投票でも当選が確定しなかった場合は、再度投票を行ない、相対的多数の票を得た者を当選としている。なお、学部長の任期は、２年であり再任を妨げないが、文学部のみ三選が規程により禁止されている。

副学部長の選出について、文学部、法学部、神道文化学部は学部長選出に準じ「選挙によるもの」とされている。経済学部には、副学部長選出の規程はなく、新たに選出された学部長が学部長の場合に準じた選挙を行なうか、学部長の指名によるかを決定できるとする内規によって運営されている。

点検・評価、長所と問題点

学長、学部長の権限は規程として明文化されている。また選任手続は、規定に基づき厳正な管理体制で選挙が実施されており問題は無い。特に学長の選任手続については、選挙管理委員会によって選挙人名簿の整備も毎年行なわれている。そのため、不測の事態が出来した場合であっても即時に選挙が可能な状態となっており、特段の問題点は見受けられない。また、学長の選任に係る規程の改正は、同規程の附則に「本規程の改正については、学長は、必要に応じて有権者のうちから検討委員会を設け、これに諮るものとする」と規定されており、慎重な手続きを必要としている。これによって、選任手続の厳正な管理体制が担保されていると評価できる。

なお、問題点として言及されているとまではいかないが、学長は理事会が指名すべきだという意見がある。また、現在の学長選挙においては、事務局職員も一人１票を有しているが、このことを疑問視する見方もある。

将来の改善・改革に向けた方策

点検・評価の最後で述べた事項は、緊急を要する問題ではない。現在のところ、学長、学部長の選任手続に特段の問題は見受けられない。今後も規程に則り、現在の選任手続を維持していく。

３．学長補佐体制の構成と活動

現状の説明

本学では、学長を補佐する者として副学長を置くことができると学則に規定している。副学長は学長の在任期間をその任期とし、全学教授会の議を経て教授の中から学長が委嘱する。この制度は、平成９年度から平成１４年度まで続いた学長特別補佐制度に代わるものとして、平成１５年度から導入されている。平成１９年度現在は、２名の副学長が置かれ、従来から学長を補佐する役割を担っていた各学部長とあわせ、その任にあたっている。また、平成１９年度の理事改選にあわせ、副学長２名のうちの１名を理事とした。

また、前述した通り、平成１５年度から大学執行部会議を設置し、学長を補佐する体制を強化している。なお、大学執行部会議の構成員である教務部長、学生部長、就職部長、入学部長および事務局長については、学長を補佐することが任務であるとそれぞれ学則に明記されている。

点検・評価、長所と問題点

学長を補佐する体制として副学長制、学部長会を規程化し、また学長の内閣的機関としての大学執行部会議を設置するなど、学長補佐体制を強化してきたことは、学長のリーダーシップを遺憾なく発揮できる環境を整備したものであり評価できる。

副学長は学長を補佐すると規定されているが、その権限については、具体的には規定されていない。これは、学長の判断により、特定の事柄に限定して学長の権限の一部を委譲し、副学長が集中して当該事項を担当することを可能にしようとするものである。

学部長による学長の補佐体制については、学部長の職務と権限に起因する問題を抱えている。すなわち、学部長は学長を補佐すると同時に学部を主管し、学部を代表して学部長会の審議に加わるため、特定の案件については、学長と対峙する関係の中で学長を補佐しなければならないことになる。また、学部長が副学長を兼務した場合は、更に複雑な立場となる。

平成１６年度版報告書では、副学長が理事職でないことにより理事会と教学組織とのパイプが細くなることが指摘されていたが、前述した平成１９年度の改革により解消された。このことは、点検・評価を踏まえた改革であり、評価して良い。

将来の改善・改革に向けた方策

点検・評価で指摘された問題点については、学長補佐体制の運営方法の問題であると言える。学部長会議のあり方や、学長のブレーン、内閣的な組織である執行部会議が、設置当初の目的である企画・立案機能を十分に発揮できるような方策を見出さなければならない。平成１９年度の理事改選にあわせて行なった改革がその具体的事例である。この結果を点検評価し、問題点が見出されれば次年度以降、更に見直すこととする。

４．大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用

現状の説明

本学の教学に関する意思決定は本章１.でも述べたが、全学教授会、学部教授会、学部長会、大学執行部会議の連携によって確立されている。①全学教授会のもとに設置された各委員会から立案・問題提起、②大学執行部会議における検討・立案、③学部長会での審議・決定、④学部教授会での審議・決定、⑤全学教授会での審議・決定というプロセスとなっている。これが案件によって、①→②→③、①→②→③→④、①→②→③→⑤、②→③、②→③→④、②→③→⑤、③→④、③→⑤といったような経緯で検討、審議、決定がなされている。ただし、新たな予算措置をともなう案件については、常務理事会の決定を必要とする。

このことでも明らかなように、全ての案件が教授会での審議を必要とするわけではない。学部長会が審議決定し、教授会では報告事項として扱われる案件もある。これは、本学が繰り返し行なってきた全学教授会のあり方に関する点検と評価の結果である。すなわち、全教員が一同に会して意思決定をするという全学教授会の長所を活かしながら、より迅速な意思決定がなされるために、平成１５年度に全学教授会の審議事項を絞り込み、その一部を学部長会または学部教授会へ委譲したのである。この改革によって全学教授会の開催回数は半減している。

点検・評価、長所と問題点

意思決定プロセスについては、点検・評価に基づいた改革により、迅速な決定がなされる体制を構築しており、評価できる。ただし、改革によって生じた新たな問題点も指摘されている。すなわち、全ての案件を全学教授会による審議によって決定していた頃と比べ、全学的事項に関する情報伝達・周知徹底が遅くなったという指摘である。改革によって全学的事項の一部を学部長会で審議決定し、全学教授会では報告事項として扱う仕組みを構築したが、全学教授会の回数が半減したことによる弊害が生じているということである。この点は、運営面の問題とも言え、何らかの対策が必要である。

将来の改善・改革に向けた方策

全学教授会の開催回数が半減したことにより、全学的事項に関する情報伝達が遅くなったということについては、原則として毎月開催される学部教授会での周知を徹底することで解決が可能である。学部長会で検討中の事案であっても、内容によって学部長判断により学部教授会で説明し、意見を聴取し、また、必要に応じて協議すること等により、全構成員で情報を共有することができる。このように、学部長の役割と責任が非常に大きくなっている。この点を含め、学部長会と学部教授会のあり方と運営方法について再確認することとする。

５．教学組織と学校法人理事会との関係・機能分担

現状の説明

教学組織と理事会の機能と役割は、教学組織については学則に、理事会については寄附行為にそれ

ぞれ職務、審議事項等が明確に規定されている。

全学教授会、学部教授会、学部長会および大学執行部会議の機能については、前述の通りである。これらの他に、全学教授会または学部教授会のもと諸委員会が置かれ、これらが本学の教学組織を構築している。全学教授会、大学執行部会議は学長が招集し、議長となることが規定されているが、学長は在職中理事となることが学校法人國學院大學の寄附行為に明記されている。また、学部長会および大学執行部会議の構成員には、理事でもある学長の他に、教学担当の理事が含まれている。これらのことにより、教学組織と理事会との意思疎通、連絡および調整は制度的に保障されている。なお、寄附行為には、理事の一部を教学組織に所属する者の中から選出するよう規定はされていないが、慣例的に学長以外に３名の教学組織出身の理事が選出されている。

学校法人國學院大學寄附行為第１８条には、「理事会のもとに常務理事会を置く。」と規定されている。常務理事会は、理事長、学長、常務理事、理事長の指名する理事若干名で構成され、理事会で決定すべき基本的経営方針､理事会に付議すべき重要事項および法人の常務処理について審議している。実質的には、常務理事会で教学側（大学）と経営側（理事会）との意見調整が行なわれ、そこで決定した事項が理事会に上程される仕組みである。平成１９年度時点では、前述した３名の教学組織出身の理事が理事長の指名によってこの常務理事会構成員になっており、教学組織と理事会との連携協力関係を築いている。

点検・評価、長所と問題点

常務理事会を中心として、教学側と経営側との意見調整が行なわれ、その結果、理事会の審議が円滑に行なわれている点は評価できる。

現在、本学では、たまプラーザキャンパスに教育系新学部を設置することを検討中である。従来であれば、学部設置という教学的な問題については、全学教授会が主導で検討を行なってきたが、今回は理事会主導で検討が進められている。これは、理事長のリーダーシップが発揮されたものであり、評価できることであるが、教学組織への意思伝達が遅いとの指摘がなされている。このようなケースで、円滑な意思伝達がなされるよう、工夫が必要である。

将来の改善・改革に向けた方策

総合的にみると、教学組織と学校法人理事会との関係は円滑であり、今後も現在の体制を維持していく。

理事会が主導で行なった教学事項について、教学組織への意思伝達が遅いと指摘された問題点については、２１世紀研究教育計画委員会を軸に改革を行なう。２１世紀研究教育計画委員会は、本学の研究教育を活性化させるために、120 周年を機に理事会のもとに設置された委員会である。当初の２１世紀研究教育計画は、本学が「日本文化の総合的研究と発信のための世界的研究センター」となることを目指して策定された２１世紀ＣＯＥプログラム「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」の遂行を中心に、渋谷キャンパスの再開発、法科大学院の設置とその展開などであった。今年度、当初設定した計画が一応の達成を見たことを受けて、規程の見直しに着手した。この改定によって、教学の基本方針を教学組織と理事会とが一体となって作り上げる体制を整えるべく検討を進めているところである。

６．公的資金の不正防止対応について

現状の説明

我が国では、この数年の公的研究費の不正使用や科学技術の根幹を揺るがす研究データの捏造、改

ざん、論文の盗用などの対策をとるべく、まず総合科学技術会議では、平成１８年２月に研究活動の不正行為に関する特別委員会を設置した。その後、文部科学省では、某大学における大型資金の不正使用問題を契機として同年６月に「緊急自己点検調査」「緊急現地調査」を実施するとともに、研究費の不正対策検討会を設置して研究費の不正使用について被配分機関における管理・運営の健全性をはかるため、内部統制の考え方を踏まえた対策の検討が開始された。各機関には「研究活動の不正行為への対応について」（平成１８年８月３１日付　18 文科科第 407 号文部科学省科学技術・学術政策局長通知）、「科学研究費補助金の適正な執行管理の徹底について」（平成１８年９月１日付　18 振学助第 31 号文部科学省研究振興局学術研究助成課長通知）、「科学研究費補助金に係る不正使用防止のための措置について」（平成１８年１１月２８日付　18 振学助第 43 号文部科学省研究振興局長通知）により徹底をはかるとともに、平成１８年１２月２６日付研究費の不正対策検討会報告書に基づき「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について」（平成１９年２月１５日付　文部科学大臣決定）を策定し、対策を講じている。

この間、本学では平成１８年４月１日付で法人に内部監査室を設置して監査体制の強化を図るとともに、平成１９年４月には学長を委員長とする國學院大學における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）策定委員会および同事務局ワーキンググループ（ＷＧ）を設置して大学全体としての体制整備、不正防止対応計画の策定に着手した。現時点では、学長を最高管理責任者とする「國學院大學公的資金の運営・管理に関する規程」（平成１９年１１月５日付）を制定したほか、関係者のヒアリングやディスカッション、同年１２月には公的資金の使用に関する教職員意識調査（Ｗｅｂアンケート：平成１９年１２月３日～１４日）を実施するなど、大学全体として実効性のある対応計画策定に取り組んでいる。これらの一部は、下記ＵＲＬで公開している。

ＵＲＬ：http://www.kokugakuin.ac.jp/torikumi/kansa_guideline/index.php

また平成１９年１０月１５日には「学校法人國學院大學公益通報に関する規程」を整備しており、法人を視野に入れた内部統制の構築を進めている。

点検・評価、長所と問題点

公的資金の不正防止に係る管理・運営体制の整備については、計画の遅れが散見されるものの、概ね着実に行うことができているものと評価できる。

体制整備にあたっては、学内のみならず第三者である外部監査法人の協力を仰いで、実効性がある適切な管理・運営体制を構築しようとしている点が長所と言える。この監査法人の指導・助言により、学内のリスクを抽出し、カテゴリの分類、要因分析を行い、取組みや規程に反映させて運用に齟齬が生じないように努めている。事務局レベルでは、上記に示した事務局ＷＧにおいて現場レベルにおける公的資金の管理・運営について見直し、既に各部門（人事管理、物品の発注・検収等）では改善に着手している。

問題点としては、関連規程の制定、改正、研究者及び職員の行動規範の未整備、具体的な「対応計画」として「いつまでに」「何を」「どのように」という形で策定、公開されていないこと、ホームページの関連サイトの構築が進んでいないことなどをあげることができる。

将来の改善・改革に向けた方策

対外的に示すことができる短期中期的な研究不正防止対応計画の策定が急務であり、その進捗状況や運営状況について、定期的に点検・評価・改善することができる体制を整備しなければならない。また「國學院大學公的資金の運営・管理に関する規程」に基づく関連規程の制定、或いは改正を行なうとともに、本学の公的資金の管理・運営環境を反映しつつ、実効性がある運用基準等を規定して公

的資金の不正使用防止に努める。特に、研究不正防止対応計画の策定組織、定期的な点検・評価・改善、公的資金の不正が生じた場合の対応等を規定する「國學院大學公的資金の不正防止に関する規程」（仮称）は平成１９年度内の制定を目指す。またこれらの取組みについて学内外に周知を図る手段として、國學院大學学報を活用するほか、ホームページにより社会に対する説明責任を果たしていく。

２ 大学院

１．大学院委員会及び各研究科委員会の役割とその活動

現状の説明

本学大学院には、大学院委員会がおかれ、①大学院学則および諸規程の制定・改廃に関する事項、②その他各研究科に共通な事項の審議を行なっている。大学院委員会は、大学院委員長、各研究科委員長、幹事および各研究科の教授１名によって構成され、学長は必要に応じて出席し、意見を述べることができる。

各研究科には、それぞれ研究科委員会が置かれている。研究科委員会は、当該研究科の授業を担当する教授、准教授をもって組織され、①当該研究科の授業科目および授業担当教員に関する事項、②学生の入学・休学・退学・再入学・転学・除籍に関する事項、③学生の学業成績に関する事項、④修士・博士の学位に関する事項、⑤ティーチングアシスタント、リサーチアシスタント選考に関する事項、⑥学生の賞罰に関する事項などが審議処理されている。

研究科委員会には、「大学院研究科委員長選出規程」に基づき、研究科委員会を構成する教授の中から委員長が選出され、置かれている。また、各研究科に幹事１名が置かれ、研究科委員長を補佐するとともに研究科間の連絡・調整にあたっている。この連絡・調整機関として、各研究科幹事および教学事務部長、大学院事務課長をもって組織される幹事会が設けられている。

点検・評価、長所と問題点

大学院委員会と各研究科委員会の役割分担および活動は規程に則り、適切に行なわれており、有効に機能していると判断できる。また、幹事会が組織されていることで、各研究科間の連絡・調整が図られている。このことにより、大学院委員会の運営は円滑に行なわれていると評価できる。

将来の改善・改革に向けた方策

現在の体制で大きな問題点は見受けられないため、当面は現状を維持していくこととする。将来的には、昨今の大学院改革の施策に迅速に対応することができるように、大学院委員会、各研究科委員会および事務局によるサポート体制を含めた、大学院全体の機能強化を図ることが必要になってくると考えている。

２．大学院委員長および各研究科委員長の選任手続

現状の説明

大学院委員長は、國學院大學大学院学則第１７条に規定され、その関連規定として、國學院大學大学院委員長選出規程が定められている。大学院委員長は、各研究科委員長の互選を原則とするが、慣例として文学研究科委員長をもって大学院委員長としている。大学院委員長の任期は２年である。

各研究科委員長は、國學院大學大学院学則第１３条に規定され、その関連規定として、國學院大學大学院研究科委員長選出規程が定められている。研究科委員長は、各研究科の選挙によって選出される。選挙は単記無記名の投票によって行なわれ、有効投票数の３分の２以上をもって当選とする。３

分の２以上の得票者がいない場合は、上位２名によって再投票が行なわれ、有効投票多数の者が当選となる。研究科委員長の任期は２年である。

点検・評価、長所と問題点

平成１５年度に大学院委員長および各研究科委員長の選出規程を整備して以降、同規程に則り、適切に選任手続が行なわれている。

将来の改善・改革に向けた方策

選出規程が整備され、それに則った公正な選出が行なわれているため、今後もこの体制を維持することとする。文学研究科委員長をもって大学院委員長とする慣例についても、歴史的な経緯等に基づくのであり、実際にも問題は無い。

３ 法科大学院

１．法科大学院教授会の役割とその活動

現状の説明

法科大学院は、学校法人國學院大學寄附行為第４条第１号及び同学則第２条第２項、第５項及び第９項から明らかなように法学部とは別の組織であり、法科大学院として独立の意思決定機関としての教授会を有している。

法科大学院教授会は、教授、准教授および助教によって構成され、法科大学院長が招集し、議長となって運営されている。また、その審議事項は、①法科大学院長及び副院長の選出に関する事項、②教員の人事に関する事項、③各種委員会の委員の選出に関する事項、④点検・評価に関する事項、⑤教育課程に関する事項、⑥入学制度に関する事項、⑦学生の入学、休学、退学、転学、留学、除籍等に関する事項、⑧修了及び学位の授与に関する事項、⑨学生の支援及び賞罰に関する事項、⑩試験及び成績評価等に関する事項、⑪法科大学院にかかる諸規程の制定・改廃に関する事項、⑫その他法科大学院の運営に関する事項である。これらのことは学則および「國學院大學法科大学院教授会運営規程」に明記されている。教授会には、法学部との連携の重要性から法学部長が、法科大学院教育上のローライブラリーの重要性からローライブラリアン１名がオブザーバーとして出席している。

また、法科大学院の円滑な運営に資するため、院長、副院長、教務委員長、入試委員長および公設事務所所長の５名によって構成される「法科大学院運営委員会」が置かれている（法科大学院教授会運営規程第７条、第８条)。定例的に、教授会が開催される前の週に開催されており、必要に応じて臨時の運営委員会が招集される。運営委員会の任務は、「法科大学院教授会に提出する議案の整理・調整」、「緊急事項の処理」および「法科大学院の基本方針等の協議」（法科大学院教授会運営規程第９条）等である。

法科大学院の教育活動の重要事項のうち、カリキュラムについては法科大学院教授会が審議・決定し（学則第１４条第５号)、最終的には「法科大学院学則の一部変更の件」として理事会の承認を得ることになっている。

また、予算については、法科大学院の各セクションから出された予算要求を事務局がとりまとめ、全学的な「予算委員会」の審議に付されることになる。「予算委員会」には法科大学院から院長がその構成員として出席し、審議に加わっている。

点検・評価、長所と問題点

上記のプロセスにおいて、意思決定の自主性・独立性の点で特に問題となる事象は発生しておらず、

法科大学院の運営の自主性・独立性に問題はないと評価できる。

将来の改善・改革に向けた方策

法科大学院においては、自主性・独立性を持った運営がなされており、当面は現状を維持していくこととする。

２．法科大学院長の選任手続

現状の説明

法科大学院長は、法科大学院に関する事項をつかさどり、法科大学院を代表するものであり、この点については、國學院大學法科大学院学則第８条に規定されている。その任期は２年である。選出手続きについては、法科大学院学則第８条の関連規程として、國學院大學法科大学院長選出に関する規程が定められている。

法科大学院長は、単記無記名の投票による選挙によって選出され、投票総数の３分の２以上の得票をもって当選とする。１回目の投票で当選者が確定しないときには、上位２名の得票者について再投票が行なわれ、投票総数の過半数を得た者を当選とする。

法科大学院長を補佐する法科大学院副院長の選出についても、上記に準ずる。但し、法科大学院教授会の議を経て、院長の指名により選出することができる。

点検・評価、長所と問題点

前回の自己点検・評価以来、初回となる選挙を平成１８年度に実施し、平成１９年度から２０年度を任期とする法科大学院長を選出した。選任手続は上記の規程通り適切に実施されており、問題は発生していない。

将来の改善・改革に向けた方策

現状において、選出規程は公正に運用されているため、今後もこの体制を維持することとする。

４ 事務局組織

１．事務局組織と機能

目標

１．渋谷再開発に伴う有機的、機能的な組織作り
・ 部長会議・部課長会議・主務者会議・職員全体会議の運営方法の改善
・ 教学系執行部・学部長会・各学部教授会との有機的な関わり
・ 常設組織と組織横断型プロジェクトとの有機的な関わり
２．教育・研究支援体制の強化
・ 教務部・学生部・就職部・入学部ほか各種委員会との有機的な関わり
・ 研究協力・運営支援の強化
３．危機管理体制の確立と強化
・ 情報管理体制の向上（財務情報の公開、ＩＳＭＳの全課取得）
・ 補助金関係業務の適正な運用（コンプライアンスを中心に）

（１）事務局組織について

現状の説明

１）平成１７年度から平成１９年度の経緯

創立 120 周年を契機に計画された渋谷校地再開発事業において、従来はキャンパスの各所に分散していた事務局各部課を一箇所に統合する建物が計画された。それに伴い、平成１６年度に 7 部 26 課体制となっていた事務局組織を再編すべく、平成１７年度に事務局組織再編プロジェクトを設置した。同プロジェクトは、計画完成年度の見直しを行ないつつも、若木タワーの建設計画に合わせて、①機動力の確保、②重点強化部門の明確化、③柔軟に対応し得る事務局の確立と人件費支出の効率化、④学術メディアセンター（以下「ＡＭＣ」）の設置、⑤事務局を取り巻く状況の変化を加味する、をコンセプトとした事務局の再編を検討した。その答申は、常務理事会（平成１９年１月２２日）に報告され、平成１８年度第５回理事会において、平成１９年４月施行の新事務局組織案が承認された。

従来の組織からの主な変更点は、次のとおりである。事務局総合企画部にエクステンション事業課（旧、総合学習・事業課）を設置し、「生涯学習」をより強く企画実行することを表した。次に総合学生センター事務部の担当業務が広範かつ多岐にわたることから、教学事務部（教学部門）と学生事務部（学生生活部門）に分割し、よりきめ細やかな学生サービスの提供を期待した。さらに学生事務部にキャリアサポート課（旧、就職課）を設置し、就職斡旋業務のみならず、学生のキャリア形成支援を重視する方針を打ち出した。ＡＭＣ設置に伴い、それを分掌とする学術メディアセンター事務部を設置し、同事務部に研究開発推進機構事務課を配置した。これまで、研究協力課、日本文化研究所事務課、校史資料課、神道資料館及び考古学資料館の事務部分というように分散していた機能を一課に集約し、管理・命令系統を整理したものである。

平成１８年６月の若木タワー竣功後、事務局の物理的な再配置がなされ、同タワー内１階から３階に集中して配置された。

学生事務部学生生活課（保健室及び学生相談室を含む）及びキャリアサポート課は同タワー３階に集中的に配置され、学生の日常生活とキャリア形成の観点から、ワンフロアで支援できるようになっ

た。また、教学事務部教務課は、教務部長室及び教員室とともに同タワー２階に配置された。教員室にはコンピュータ、プリンタ、ＣＤ・ＤＶＤなど各種メディア支援機器、スキャナーなどの教材作成用機器を常設しているほか、プリントや教科書等の保管用個人ロッカーの設置により、非常勤講師の使い勝手が格段に改善されたといえる。

大学院関連施設としては、同タワー５階及び６階に、教室及び学生研究室が配置されている。大学院事務課は５階にあり、履修指導・学籍管理・各種奨学金等の事務を取り扱っており、学生にとっては便利な場所に設置されているといえる。7階以上には全教員の個人研究室があり､アクセスは良い。

また、同タワー４階には法人事務局並びに役員室が集中して配置され、役員のスケジュール管理、セキュリティ管理が飛躍的に向上した。

２）常設組織と組織横断型プロジェクトとの有機的な関わり

柔軟に対応し得る事務局の確立については、プロジェクト・グループを構築することにより、多様化する目的と要求に対応してきた。渋谷再開発プロジェクト、事務局情報戦略検討プロジェクト、新入生オリエンテーション・ワーキンググループ、インターンシップ事務局など、横断的な組織を適宜組織し、事務局組織の部・課の枠組みに収まりきれない、あるいは一課一部では処理解決できない案件について、課題を検討し、問題を解決してきた。

３）職務責任と権限範囲

事務局職員の職位ならびに職務については、事務局規程第４条から第９条に定められている。主任以上の職位については、その職務権限を明確にし、業務を円滑かつ迅速にならしめることを目的として「事務局職位別職務権限基準」を設けている。事務局における各職位者は、業務における案の作成に取り組み、上位者に立案し、決定・承認を受ける。特に主任、課長補佐、課長、部次長、部長等の責任ならびに権限の範囲が基準により明確化されることによって、業務の効率化が図れる。上記基準の中では、各部署に共通する権限基準を「共通職務権限基準」として定め、核業務における職位別の権限の範囲、ならびに権限の委譲について明確に示している。

点検・評価、長所と問題点

事務局再編成については、平成１９年４月施行の体制が最新ということになるが、ＡＭＣ棟の平成２０年３月竣工に伴って、物理的な再配置がなされる。これにより学術メディアセンター事務部は、本来の組織体制を整えることとなる。現状では、仮設的な配置となっており、建物の完成を待たねばならないため、多くの不確定要素を抱えているのが実態である。一方、若木タワー内の事務局各部課室については、集中して配置がなされたため、職員の動きは合理的になったといえよう。

組織横断的なプロジェクトシステムは、明確な達成目的やテーマが示されている限り、大変有効なシステムであることは言うまでもない。事務局の採用抑制などによる、人件費抑制にも一端を担っている。とはいえプロジェクトに加わるメンバーは重複して招集されがちであり、しかも期間限定でプロジェクトに専従する体制ではなく、本来の業務と兼務する方式がとられる。したがって特定の人員の労務状況は、良好とは言い難い。

職責と権限については、効率化促進のために基準を設け、基準に従って業務を遂行していることは評価できる。また多くの部署が最小限の人数で業務を担当している現状においては、権限を下位者に委譲した方がより効率的である場合もある。そのために、権限委譲についても明記している点は、評価できる。

将来の改善・改革に向けた方策

事務局組織の在り方については、定期的な見直しを行い、時代に即した組織構成に努めなくてはな

らない。現状は物理的な分断もあり、統括的な管理が困難な学術メディアセンター事務部も平成２０年３月ＡＭＣ棟の完成により、学術メディアセンター事務部の分掌も実質化し、改訂される。

一方、渋谷校地再開発は最終期を迎える段階に入っているといえまだ途上である。そのため、学生の日常エリアと、学生支援の事務部門とが別々の建物に存し、なおかつ階層が別という状況が生じている。平成２１年度の最終工期には、若木タワーと 120 周年記念２号館ないし３号館との間で、２階部分を水平につなぐキャンパスモールを連結する計画であり、完成後は平行移動で教務課のカウンターに向かうことができるなど、学生にとって通いやすい場所になることは間違いない。

各プロジェクトについては、短期間で解散できるものから、準恒常的なプロジェクトまで様々である。たとえばインターンシップ事務局は、インターンシップ先の開拓から送り出し、単位認定までの一連の課題を担当しているが、業務量が短期間に増大しており、常設的な部署を設置する必要に迫られている。プロジェクト結成後一定期間の経過の後に設置の目的と現状を精査する仕組みを、事務局長のもとに設置する。

職責と権限については、人事計画に基づき検証と検討を重ねていく。人員構成や業務はさらに多様化・複雑化することが予想され、現在の職員数からすれば、主任以上に限らず、一般職員にも今以上のコンプライアンスに基づいた、より弾力的な権限委譲についての議論・策定が必要になる。これについては公的資金不正使用防止にかかる職位と権限の検討の中で、改正案を検討中である。

（２）諸会議の機能と役割

現状の説明

１）事務局諸会議について

國學院大學事務局規程第 13 条に基づき、部長会議、部課長会議、主務者会議、職員全員会議が設けられている。

部長会議は事務局における最高決議機関であり、事務局部長会議規程によって、管理運営業務に関する計画並びに執行方策その他重要事項について審議、検討、具申すると共に、事務局各部門の連絡調整を行い、業務の円滑化を図ると規定されている。この規程の具現化のために、定例会議を原則、２週間に１回開催すると規定し、平成１７年度及び１８年度ともに、19 回開催されている。

部課長会議は、事務局部課長会議規程により、大学事務の連絡、調整、計画並びに執行の方策、その他重要な事項を協議することと規定され、毎月１回定例に開催される。平成１７年度及び平成１８年度に各 12 回開催されている。

主務者会議は、事務局主務者会議規程により、事務局長からの諮問事項並びに事務局長への提案事項につき協議すると規定され、平成１８年度には、5 名の運営委員のほかに部課長会議から 3 名のオブザーバーを組織し、前期はＩＴを活用した掲示板システムを用い、学内に介在する様々な諸問題から 10 課題を選定し、議論を行った。後期には主務者会議の構成員を対象に、大学職員の専門化に鑑み、知的財産に関する勉強会を企画した。

職員全員会議は、職員事務局職員全員会議規程第１条に、「法人及び大学の重要事項に関する事務局長の諮問に応ずるため」に開催されると規定されているが、開催の実績はない。

２）意思決定・伝達システムについて

理事会は、学校法人の業務を行う最高決議機関である。評議員会は、理事会が行う学校法人の業務の決定に際し当該決定が適切であるか判断し、諮問機関としての位置づけであるが、寄附行為の定めで、予算、借入金、重要な資産の処分、法人の解散、合併もしくは寄附行為の変更などの重要事項の

決定について、議決を行っている。

理事会のもとに常務理事会を設置している。常務理事会は、理事会で決定すべき基本的経営方針、理事会に付議すべき重要事項及び理事会が決定した事項の執行方策を協議し、理事会の付議事項を除く全般の事項を審議決定する。常務理事会は、規程で週１回開催されることとなっており、平成１８年度は36回開催されている。常務理事会構成員は、理事長が指名することと寄附行為に規定されており、理事長の指名により大学事務局長がオブザーバーとして出席している。常務理事会での決定事項は、事務局内にはまず部長会議に報告、次に部課長会議に報告され、課員に伝わるシステムとなっている。急を要するものについては、メールによる一斉通知の手段を取る場合もある。

また常務理事会には、学長及び教学担当理事3名が出席しており、経営上の意思決定についても教員系列に情報が伝わるシステムとなっている。

点検・評価、長所と問題点

前述の意思決定システムにあるとおり、事務局諸会議の権限の規定と、それに添った情報の伝達は、順調に運営されている。教学系意思決定会議には、規程上の正式構成員として事務局職員が規定されており、資料の作成は事務局との協働で作成されるというように、教学系の会議体とは良好な関係にあることは評価できる。

また常務理事会と教学関連事項の審議事項については、常務理事会において教学担当理事が起案できる仕組みとなっており、十分な審議の結果、理事会へ上程されるため、理事会の審議を円滑に行うことが可能となっている点は、評価できる。また学部に関する事項については、必要に応じて理事職にない学部長に常務理事会への出席を要請し、意見調整を行っており、教学側と経営側の連携は、緊密であるといえる。

事務局においては、部長会議で決議された内容を伝える場合、部課長会議が同日に開催されないときに、部長会議の内容が一般課員に伝わらない課が発生し、事務局の決議が必ずしも事務局構成員全員に共有されていないということを、指摘されることがある。また、理事会ないしは全学教授会の決議事項が事務局全体に伝達されるまでのタイムラグをどう短縮するかということも今後の検討の材料となろう。

将来の改善・改革に向けた方策

理事会と教学系組織との関係は、特段の問題が生じていないので、現状を維持する。事務局と、事務局が支援する理事会ないしは教学系組織の連関については会議日等の設定で工夫することを第一義とし、事務局構成員全体へ情報を共有させることについては、メールシステムないしはパブリックフォルダなどの電子媒体を利用するなどの方法を構築する。

（３）教学組織と事務局組織の連携

現状の説明

学則に定める教学系の常設会議ないしは主な委員会として、学部長会、学生部・教務部・就職部・入学部の各委員会が挙げられる。

平成１５年度第6回全学教授会において、前述の各委員会において、事務局の各所管部課長を正式な委員とする規程が承認された。これにより、従来のオブザーバーとしての参席ではなく、平成１６年度以降、学生部委員会、教務部委員会、就職部委員会及び入学部委員会等において、議決権を持った正式な委員として各部委員会を構成することとなり、以前にも増して教員組織と事務局組織との協働体制が整った。

大学院においては、研究科間の連絡・調整のために大学院幹事会が設けられている。各研究科幹事と教学事務部長及び大学院事務課長で構成されており、大学院の教学面についての連携をはかっている。

また理事会には、教員を本務とする理事が学長を除き3名おり、教学系理事はそれぞれ教務（大学院含む）・学生生活担当、ＡＭＣ・たまプラーザ開発・企画・広報担当そして入学・高大連携・就職担当を役務としている。理事会の意向はそれぞれの理事を通じて、教学系支援委員会（教務部・学生部・就職部・入学部・国際交流委員会・大学院委員会）の部長・委員長に伝達・反映される。それらの諸会議には事務局職員が構成員として参画しており、審議決定する立場にある。

点検・評価、長所と問題点

学則上の教学支援委員会にそれぞれ事務局職員が関わることは、いわゆる学生の抱える諸問題の多様化・複雑化への対応を意図し、専門職化する職員の役割の拡大の一例といえる。各種学内制度に精通していることは、組織を円滑に活用し学生支援を行えることのみならず、事務局は学生の要望に対応できるサービスを提供しており、教員組織を充分に補っているといえる。

将来の改善・改革に向けた方策

教学支援の各委員会に事務局職員が関わる体制を維持するためにも、職員はより一層の専門職としての研鑽を積む必要があり、事務局研修制度のなかで解決していく。

（４）支援業務

現状の説明

１）教学系各種委員会等と事務局の関わり

本学では、ＦＤ委員会についても、事務局職員が構成員として規定されている。平成１７年度は、「より良い授業のためのＦＤハンドブック」の一部、平成１８年度は、ＦＤ委員会と教務部委員会との共同作業となった学生用「導入教育ハンドブック“はじめの一歩”」において、三つの章を執筆担当した。

学生部委員会においては、事務局職員は補導主事の立場で5名が出席しており、課外活動の指導及び助言、健康管理、各種奨学金などの案件の処理を、教員の委員と協業で取り組んでいる。特に学生の日常的な要望・ニーズを聞き取る窓口は学生生活課が担当しており、特に新入生アンケートについても実質的な集計・分析を担当している。また学生相談室においては、事務局組織の専門資格をもつ構成員が、専門のカウンセラー・医師と協働で学生の相談にあたっている。

就職部委員会においては、人文科学及び社会科学と大きく二つの専門分野に分かれる学生を、教職、公務員、一般企業とそれぞれの志望に必要な、勉強会・講習会及び各種講座を企画・実施している。とりわけ外部との窓口を担当しているのは、事務局である。

情報センター委員会は、同センターの基本方針の策定、業務計画及び執行計画、学術情報支援及び開発、予算編成と同センター規程に明文化されており、他委員会と同様に事務局職員が構成員として規定されている。同委員会と情報システム課では、新入生ガイダンスにおいてコンピュータリテラシーを開催している。

図書館委員会は、学則17条第1項により設置されている。図書館長が委員長となり、各学部から7名の図書館委員及び学術メディアセンター事務部長・図書館事務課長により構成される。原則として隔月開催とし、全学共通図書費による図書資料の購入について審議を行う。日常的な業務としては、文献ガイダンス、各授業での特性に沿った教室での出張ガイダンスを55コマ行なった。ガイダンスの

内容は、図書の調査方法、新聞のデータベースの扱い方等であり、特に法学部については、法情報の利用の仕方を指導するなど、初年次教育にも貢献している。初年次教育の重要性、充実とあいまって、授業における事務局職員による指導の要請は増加している。

国際交流については、日常の運営は事務局が担当しており、国際交流における短期留学引率（3 ヶ国 5 大学）ないしは文学部中国文学科のセメスター留学の引率には、事務局職員が全日程で出張し、サポートをしている。

また入学者募集については、職員のプロジェクト制による入学アドバイザーが学長により委嘱されており、各人が 4 校程度の高校を適時に訪問し、高校教諭との関係作り、大学の紹介などを担当している。各入学アドバイザーからの報告は入学部に届けられる仕組みとなっており、推薦系指定校決定、広報戦略等において参考となっている。

２）Ｗｅｂシステムを活用した教育支援

本学のＷｅｂを活用した学修支援システムは、教務部委員会・教務課を軸に作成された、平成１２年度のシラバスのデータベース化を皮切りにスタートした。以降、平成１４年度にＷｅｂによる学修支援システムＫ－ＳＭＡＰＹを完成させ、学生が履修登録等を行なえるようになった。１５年度には、授業支援を目的に「教員からのお知らせ」、「リポートの収受」、「授業配付資料の掲載」、「Ｗｅｂ掲示板」機能を追加し、学生と教員の時間的空間的な壁を低くすることを実現した。

また 120 周年記念 1 号館が完成した平成１６年度からは、学生証をＩＣカード化すると同時に、各教室には出席リーダーシステム（ＩＣカード読取機）を導入し、学生の授業への出席状況が、個々の教員のみならず、大学（事務局）として把握できるようになった。これにより学生の出席状況と成績の関係など様々なデータから多元的な分析が可能となり、修学相談、カリキュラム編成等に活用されることとなった。

本システムには、95%以上の学生が携帯メールアドレスを登録しており、大学からの伝達事項や、台風等による休講措置の連絡など非常時連絡において、個人宛のメッセージを送信できる機能を持っている。先の出席リーダーシステムによる災害時などの大学への出席者の特定が可能などの点を合わせて、学生支援かつ事務局からの事務連絡用の強力なツールとなっている。

３）ステークホルダー（保護者団体）との連携

本学の学生支援を語る際に、ステークホルダーである「若木育成会」について記述しておかなければならない。若木育成会とは、大学と保護者との連絡を密にし、学生の勉学と福祉、大学教育の振興充実、併せて、会員相互の親睦を図ることを目的とする在学生保護者（総会員数約 9,800 名）の組織である。若木育成会は昭和２３年３月に「父兄会」として発足し、平成９年５月「國學院大學若木育成会」と現在の名称に改称した。具体的には全国 56 支部 2 地区において開催される「支部の集い」、研修旅行、講演会の開催、及び支部会報の発行などの活動を行っている。

「支部の集い」は、毎年５月中旬から８月初旬の土・日曜に、大学との共催にて各支部において開催され、保護者の参加は平成１７年度 1,754 名、平成１８年度 1,789 名、平成１９年度については、保護者 1,878 名、大学側出席者 222 名であった。大学からは、学長・学部長などの役職者と、教務課・キャリアサポート課・学生生活課など日常的に学生を支援対象としている部署の職員が出向き、大学の現状、学修、進路・就職、奨学金などについて、保護者と個人面談を実施した。とりわけ学修相談においては、各出張先へコンピュータを持ち込み、インターネットを介してＫ－ＳＭＡＰＹに接続し、成績や出席リーダーシステムを利用したきめ細かな報告と指導を行っている。実質的な学修支援として、保護者との連携・協業がもっとも効果的であるとの判断からである。

４）研究協力・運営支援の強化

平成１４年１２月に２１世紀ＣＯＥプログラムの採択に伴う研究拠点形成推進のために、事務局総合企画部に研究協力課を設置し、同研究拠点形成費補助金、文部科学省研究費補助金、教員個人研究費に関する申請などを取扱い、研究助成に関わる情報の収集及び周知、研究受託及び研究成果の発表に関する業務等を行ってきた。さらに平成１９年４月に、平成１９年度文部科学省オープン・リサーチ・センター事業に、本学の研究プロジェクト「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」が選定され、また渋谷校地再開発プロジェクトの一環である学術メディアセンター棟の竣功（平成２０年３月）に備え、平成１９年４月、事務局内に学術メディアセンター事務部を設置した。学術メディアセンター事務部には、研究開発推進機構事務かを設置した。同事務課は、平成１８年度まで、研究協力課、日本文化研究所事務課、校史資料課が併存し、また神道資料館及び考古学資料館の事務機能をそれぞれ存するというように分散していた事務部門を、一課に集約したもので、これにより本学の研究促進、若手研究者の育成、外部資金獲得及び研究成果等の対外的な開示等に係る部署として、内外に強化を明確にした。

また情報システム課及び図書館事務課も、それぞれ教育研究の根幹を担う部署であることから、学術メディアセンター事務部内に包括し、研究支援体制の基盤を固めた。

点検・評価、長所と問題点

学生支援に関わる各種委員会での職員の役割は、専門性や、多様性への対応であることは先に述べたとおりであり、今後も更にその傾向は強まると思われる。

また研究を支援する事務局組織は、ＣＯＥ支援体制を構築していく段階で形が整えられていった。これについては、教員は研究費の管理を事務局が関わることにより不正使用を防ぐことのみならず、経費の管理という手間から解放されたという点においても評価が高い。

保護者との関係についても、支部活動に参加する若木育成会会員は年々増え続けている。しかしながら、指導を要する学生の保護者が必ずしも参加しているわけではなく、事務局側と保護者との協働が手遅れになるケースも少なくない。

キャリア教育は、教員組織の苦手な分野である。一方フリーターの増大など、社会的な根の深い問題でもある。１年次からのキャリア教育の必要性が叫ばれているが、この分野については、事務局職員の更なる活躍の必要がある。とはいえ日常的に接している教員が組織として出口論を理解したうえで、積極的に取り組む必要がある。

入学アドバイザーについては、本務を持つ職員が、各高校を回り高校教諭との人間関係を構築していく努力を行っている。高校側から指定校にしてほしいとの要望を受けても、現状では入学部への報告に留まる。そういった意味では全く権限の委譲がなされていない状況での高校訪問に疑問を持つ職員が少なからず存在することについては、改善の余地があるといえよう。

将来の改善・改革に向けた方策

学生の人格の陶冶に教職員がどれくらい関わることができるか、関わることが、それぞれの仕事であることをどれくらい理解できるか、ということが、キャリア教育なり初年時教育の正否をわける。かつて「大学では必要がなかったこと」を「大学でこんなことまで教えなければならないのか」と嘆くのではなく、「あたり前」のこととして、組織化すること、事務局職員がそれぞれの委員会の中で教員を巻き込むこと、また保護者を巻き込むことを各々の施策に盛り込む。

（５）危機管理体制の確立と強化

現状の説明

１）情報管理体制の向上、ＩＳＭＳの取得

本学は、財団法人日本情報処理開発協会（ＪＩＰＤＥＣ）の発行する情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）適合性評価制度ならびに英国の認定機関であるＵＫＡＳの発行するISO/IEC27001:2005 を平成１８年１月３０日付けで同時に認証取得した。また、平成１９年１月１６日にはISO/IEC27001:2005及びJIS Q 27001:2006による継続審査と拡大審査の認証を受けた。ＩＳＭＳとは、情報セキュリティマネジメントシステムの略であり、組織のポリシーに基づき、機密性、完全性、可用性の観点で、組織が保有する情報資産を取り扱うための適切な対策を導入し、継続的に運用と改善を行う仕組みをいう。平成１８年１月に教務課、就職課、入学課、情報システム課が認証取得、平成１９年１月に、神道研修部事務課、校友課、広報課、エクステンション事業課、大学院事務課、法科大学院事務課、学生生活課、国際交流課が認証取得した。平成１９年１２月に、総務課、人事課、経理課、管財課、企画課が審査を受け、審査員から日本情報処理開発協会、ＵＫＡＳへ認証登録の推薦の手続きを取っているところである。

２）公的資金の適正な申請、運営及び管理

公的資金の獲得は、平成１８・１９年度の２ヶ年において、事務局の目標とされている。また適正な事務については、平成１７年度から、組織的に経常費補助金等の外部からの補助金について、総務部長を責任者とし、平成１７年１２月に平成１５・１６年度分の見直し作業を行った。

さらに平成１７年度第６回理事会において、平成１８年４月に、理事長のもとに、室長１名及び非常勤室員２名で構成する内部監査室を設置することを決定した。内部監査室を設置する目的は、学校法人國學院大學内部監査規程の第一条に、「業務執行の合理性並びに妥当性を検証し、本法人の経営の効率化と社会的信頼性を保持すること」と定めている。

補助金事務については、平成１８年度は６月に平成１６・１７年度分の見直し作業を行った。また事務局研修の一環として、平成１７年度分の申請について内部監査室による公開監査を行い、平成１９年９月から平成１７・１８年度分の業務監査を実施するなど、適正事務の推進に努めた。

３）防災対策について

渋谷再開発の進行に伴い、渋谷キャンパスには、最新の災害対策建造物が大半を占めることとなってきた。若木タワー竣功に伴い、大地震防災マニュアルを策定した。平成１７年１２月に、職員全員研修の一環として、首都圏直下型地下地震の発生及び二次的災害が発生した場合を想定して、防災訓練を実施した。また平成１７年度から１９年度の９月上旬には、職員研修として自衛消防訓練を行い、平成１９年度には、ＡＥＤ使用講習会を学生にも呼び掛けて実施した。

点検・評価、長所と問題点

情報管理については、国際水準の体制を構築しており、常にＰＤＣＡサイクルが巡廻している。つまり認証された課においても継続審査が毎年実施され、認定団体による実地検査、審査、評価が実施されているからである。なおたまプラーザキャンパスに配置される事務局については、未認証である。

平成１７年度には事務局全体での防災訓練を実施した。しかし、大学を構成する教員と学生は参加していない。さらにこの年度には若木タワーは完成していなかった。毎年度、防災訓練を行っているものの、まだ全学的な防災訓練は実施されていない。

将来の改善・改革に向けた方策

情報管理については、各個人が継続的にＩＳＭＳの要求にそったプロセスを忠実に行うべきであり、

普段の心がけが大事である。なおたまプラーザキャンパスに配置される事務課については、拡大申請の時期は未定であるが、大学事務局長命により、渋谷キャンパス配置の事務局と同様の水準での個人情報保護の体制を平成１９年１２月から取ることとなっている。平成２０年度中に、その進捗状況についての検証をＩＳＭＳ学内監査システムによって行い、渋谷の事務局と同水準の個人情報保護に対するクオリティーを構築する。

防災については、教職員の一人ひとりが防災に対する意識改革を促すよう、研修ないしは情宣により行う一方で、防災訓練については、教職員と学生の合同で授業の一環としての位置づけにより、平成２０年度から、年１回の訓練を実施するように、学部長会に提案する。また防災訓練の実施においては、地域との連携につとめ防災力の向上に努める。

（６）学内の予算案編成の折衝過程における事務組織の役割と適切性

現状の説明

学校法人國學院大學における予算編成については、設置各校の学長・校長の責任において編成し、それを理事長と財務担当理事が承認したものを、法人全体の予算として大学経理課においてとりまとめ、常務理事会を経て理事会・評議員会に提出され、審議・決定されている。

大学においては、予算の編成は学長を委員長とする「予算会議」が担っている。基本的には積み上げ方式を採用しているので、事務局部課室ならびに各学部から提出された予算申請を、経理課以外の「取りまとめ課」（人事課、管財課、情報システム課、広報課）が第一次査定を行い、その査定を元に、経理課で集計・整理し、事務局長と財務部経理課が予算申請部署のヒアリングを行い、収支全体の見地から、第二次査定を行い、財務担当理事の承認を得た後に予算会議に上程され、査定時点での懸案事項について、予算会議において最終調整のための査定を行い、予算案を理事長宛に答申している。

点検・評価、長所と問題点

大学予算のほとんどが事務局の各課を通じて予算要求されるが、教育研究関連事務局各課が要求する予算については､教員が委員長を務める委員会と連携し各課から予算要求が出されている｡例えば、教務部委員会と連携して教務課において教育関連予算を要求し、学生部委員会と連携して学生生活課が予算要求し、図書館委員会と連携を取りつつ図書館事務課が予算要求を行う等、である。

また、予算の折衝にあたっては、事務局長と財務部が各課からヒアリングを行い、査定し、予算素案を作成している。

予算の要求は、事務局というフィルターを通し、教育研究目標との整合性や種々のバランスを考慮して策定される。更に、最終的には学長を委員長とする予算会議で予算案が審議決定されるので、教員と職員の役割分担が明確になり、適切な予算編成が可能となっている。

将来の改善・改革に向けた方向

教育研究が高度化するにつれて、予算の要求額が増大する傾向が出てきている。収入財源の増加が難しい状況下であるから、事務局各課と教学系の各委員会との一層の連携により、明確で適切な優先順位付けを行った上での予算要求を行なっていくこととする。

２．職員の人事

目標

１．目標管理制度及び人事考課制度の実施と定着
２．機能重視プロジェクト型人材活用の促進
３．抜擢型人事の実行
４．計画的なジョブローテーションの実行

現状の説明

事務局職員人事については、事務局長を委員長とする人事委員会が人事委員会規程により定められており、採用計画、人事異動・昇格及び各課の適正人員等の審議、目標管理制度・人事考課制度の管理運営を行っている。枢要人事（部次長以上）については理事会の承認を要する。

目標管理制度による人事考課制度の導入を、平成１６年度から１８年度まで段階的に進めてきた。平成１６年度１０月より管理職者を対象に目標管理制度のトライアルを開始し、翌１７年３月にトライアル期間に対しての人事考課を行った。１７年度４月には管理職者の目標管理制度を正式にスタートさせ、同時に一般職員に対してトライアルを開始した。１８年度３月には事務局職員全員を対象とした人事考課を行った。

単独部署の業務範囲内では処理できない非定型業務に対し、横断的なプロジェクトを臨時的に組織し、直接担当者以外の者も指名により参画させるなど、流動的に対応している。

昇格人事は、書記補から書記への昇格資格取得時に本人からの出願により、毎年一回の試験（小論文、筆記試験、面接）を実施している。試験結果に加え所属長・直属上司による人事考課表（前述人事考課制度とは別に実施）、勤怠状況を参考とし、総合的に判定している。主任以上の昇格は、人事委員会において業務経験年数、習熟度、実績、将来的な期待度などを総合的に審議し決定している。ここ数年にわたり実績と期待度によりウェートをおいた抜擢型昇格も徐々に行っている。

人事異動は人事異動規程に定めた目的に則り、年２回のジョブローテーションを実行している。４月は管理職者中心、１０月は課員を中心に人事異動を行っており、異動に際しては、主に当該部署での経験年数や業務習熟度を基本に置きながら、現状に即した適性人員への対応も考慮し、全体の配置を決定している。

点検・評価、長所と問題点

目標管理制度・人事考課制度は３か年の導入計画に基づき、着実に段階的に実行し、平成１８年度４月には全事務局職員に対し、目標管理制度を完全実施するに至った。先ずは組織目標の共有化を図るために職員全員会議を招集し、事務局長による当該年度組織目標の説明を行ったが、全職員に対して、より強いインパクトを与えることができた。組織目標から個人目標にまで落とし込んで行く過程において、部単位及び課内ミーティング、更に上司との面談の実施を義務付けることにより、組織内のコミュニケーションの促進に取り組んできた。その結果、具体的な組織目標の明確化と共有化を図れた。人事考課制度について、１７年度末において、管理職者に対しての考課を先駆けて実施し、１８年度課員の人事考課への評価スキルアップを図っている。１９年度夏期賞与において、全職員に査定結果を通知し、本学では初めて業務評価により賞与支給額にインセンティブを与える制度が実現した。問題点としては、先ず新人事制度の定着度については、評価する側、される側ともに制度の理解度が不十分な部分もあり、評価スキルのバラつきにより、納得が得られていないケースも散見され

た。

事務局職員がメンバーとして加わる発令が伴ったプロジェクト件数は、１７年度では4件、１８年度は継続を含め2件であった。担当課としての指名に加え、事務局長による指名も含まれている。指名による問題点としては、いくつものプロジェクトの指名が限られた人物に集中してきており、本務とプロジェクトの負荷が特定の人物にかかる傾向にある。

昇格については､業務実績と期待度にウェートをおいた抜擢型昇格人事を織り込んでいる｡実際に、各職階での経年期間が短い場合でも、人事委員会の判断により昇格を行っている。このことにより、横並び昇格に対する意識改革に結びついている。

４月、１０月の人事は毎年定期的かつ確実に実行している。管理部門と教学部門の経験年数に対するバランスを考慮した異動を心がけている。定期異動は、職場におけるマンネリズムから生じる事務改革の停滞を解消し、モチベーションの維持向上に効果をあげていると思われる。

将来の改善・改革に向けた方策

新人事制度の定着と適切な運用に向けて、定期的な管理職研修を継続的に行い、制度の理解度と評価スキルの向上を図る。組織目標の共有化を更に徹底させるために、部署別ミーティングや面談時間を十分にとるよう組織的に取り組むことが必要である。ミーティング時間の確保については、窓口業務の一時的な休止や非専任者による窓口対応等、部署ごとに工夫を促す。考課査定結果に基づいた昇格人事とのリンクを図り、昇格基準の明確化とともに総合的な人事制度を構築していく。加えて、評価基準についても、より組織の現状に適応させるよう、必要に応じて見直しを行う。

若手職員は比較的短い年数で複数部署を経験させ、本人の適性と志向を確認しながら育成を図っていく。また、プロジェクトについては、指名制だけではなく、意欲ある職員にチャンスを与える公募制も考えていきたい。

３．職員の能力開発

目標

１．目標管理制度及び人事考課制度による人材育成
２．管理職者研修の定期的な実施
３．職員研修制度の計画的実行
４．アドミニストレータ養成　大学院修士課程進学の促進
５．外部研修、セミナー、研究会等への積極的参加促進
６．職域を越えたプロジェクトによるＯＪＴ

現状の説明

前項で記述したとおり、平成１８年度４月から事務局全職員対象に目標管理制度・人事考課制度を導入した。制度導入の重要な目的のひとつに人材育成を掲げており、組織目標から部課目標及び個人目標の設定過程を通して、課内での役割認識、業務改善への取り組みによる向上意識の促進、課内コミュニケーションの促進を図っている。人事考課は、夏期賞与の一部に反映している。

管理職研修は、制度理解とともに評価スキルや部下育成スキルの向上を図るために、年１回以上行うことを制度の中で義務付けている。管理職に対する目標管理及び人事考課制度の制度説明を始めとした考課者研修を、導入までに、延べ４日間、１８年度導入後に２日間の研修を行った。１８年度は

「評価傾向診断テスト」日本能率協会版を全管理職に実施し、評価者としてのスキルアップを図った。１９年度は「管理職マネジメント研修（部下育成を中心に）」をテーマに据え、「支援傾向診断テスト」及び１日間の管理職研修「業務管理と部下育成」を行った。

職員研修は、事務局職員研修規程に従い、事務局長を委員長とした研修委員会を組織し、毎年統一テーマを設定し定期的に実施している。１７年度、１８年度テーマは、「活力ある大学を目指して－個々の目標の具現化－」とし、１９年度は「大学組織力の強化を目指して－チームワークの強化－」とした。研修は事務局職員研修規程において次の区分により実施している。

① 全員研修

毎年、その時々のタイムリーなテーマを取り上げ、半日程度の講演形式を中心に行っている。

- １７年度テーマ「①人事考課制度、②防災訓練（演習）」
- １８年度テーマ「①補助金を学ぶ、②大学広報とは」
- １９年度テーマ「会計検査院実地検査を受けて－問題・課題の共有化を図る－」

② 階層別研修

１７年度、１８年度は新人事制度導入に伴い、階層別に制度の理解を中心とした内容で実施した。１９年度は全員研修で行ったテーマ（概論）を各階層に各論としてブレークダウンし、更に問題意識を深める研修とした。また、書記等研修（若年層が中心）では学内コミュニケーションの促進を図るために、本学厚生寮（蓼科寮）を利用した２泊３日の合宿研修を、１７年度から毎年行っている。部課長研修は新人事制度の導入に伴い、１７年度から管理職研修に置き換えている。

③ 部署別研修

夏期休暇中の一日間を利用し、各部署が当該課の業務に関する独自のテーマを設定し行っている。１７年度以降所属部署のほかに他部署研修への参加を義務付けている。

④ 目的別研修

１７年度から入学広報業務の一環として、担当部署以外の職員を入学アドバイザーとして任命し、高校訪問や進学相談会に派遣する入学アドバイザー制度の発足に伴い、アドバイザーに対する研修が組み込まれている。アドバイザーとして必要な情報や知識を習得するために、年間数回の研修を行っている。

⑤ 特別研修

専門的知識の習得、自己テーマによる調査研究を目的とした最長６か月間の国内外研修を制度化している。希望者は受入先を確保した上で、研究計画書を提出し、学内審査を受けなければならない。これまで国外４名、国内２名が研修を行った。１７年度以降該当者はいない。

また、毎年８月に実施される学生の短期語学留学研修（本学の協定校である英国・ケント大学、カナダ・マニトバ大学、米国・セントマイケルズ大学、中国・南開大学に１か月間の滞在。各 20～30 名の学生が参加）に学生引率と語学研修を兼ねて、職員を参加させている。１７年度以降は各年度６名ずつの派遣となった。

⑥ 個人研修

専門職大学院への学費一部補助を行い、専門的知識を有したアドミニストレータの育成を目指している。１７年度までに２名が修士課程を修了し、１８～１９年度は３名在学している。

研修規程による研修のほかに、職域を越えたプロジェクトや、全学的に設置されている各委員会へ

の参加することにより、ＯＪＴの一環として能力開発の機会としている。特に委員会では、教員と同じく正式な委員あるいは幹事として職員を配置しており、アドミニストレータとしての資質を育成する機会となっている。

点検・評価、長所と問題点

新人事制度において管理職研修は義務付けられており、毎年継続的に実施している。１７･１８年度は制度理解と評価スキルの習熟に焦点を当て、その中でマネジメント理論と演習を行った。これまでの管理職者に対する研修は、比較的見学型（１５･１６年度には韓国、中国へ海外視察を行った）が主であったが、新人事制度の導入とともに実習型研修が中心となり、管理職としてのマネジメント能力及び意識の向上に努めている。全員研修、階層別研修の中で、制度の理解を中心に行ってきたことにより、効率的に共有化を図ることができた。

部署別研修では、事務局全部署が夏期休暇期間を利用し、１日間の事務休止を認めて、実施している。当該部署の業務改善や効率化について課内で話し合う機会とし、問題点や課題の掘り起しを図るなど、日常業務の振り返りの機会としている。また、１７年度から他部署への参加を義務付けているが、事務局組織内での問題点や課題の共有化を図るに効果的であった。当該部署の情報の機密性を考慮する必要性が高い場合は、当該部署の課員のみで行うことも認めている。

入学アドバイザー制度は、重要な本学の広報的役割を担っており、年々情報量や対応スキルの高度化が求められてきている。入学アドバイザー研修は、短時間で集中した内容を複数回行うなど、効率よくその機会を設けている。この研修により、建学の理念、歴史、学部学科の特色、カリキュラムの理解など、本学に関する基礎知識の習得に大きな効果を発揮している。各地で開催される進学相談会や高校訪問に赴くことにより、対人スキルの向上、プレゼンテーション能力の向上にも大きな効果が得られている。問題点としては、研修での項目内容が量的にも増大し、かつ高度化してきていることで、参加者の負担感の増大に繋がっていく傾向が強くなってきていることにある。

海外短期語学留学引率は、若手を中心に派遣しているが、準備段階から含めて約４ヶ月間学生と接することにより、コミュニケーションスキルの向上に大きな成果を挙げている。併せて、語学の習得や海外生活の体験など、自己研鑽の場としても有効である。

大学院修士課程授業料補助は、学内ではなかなか身に付けることが困難な専門的知識と理論の習得に効果的である。特にアドミニストレータ専攻への進学は、少数ではあるがコンスタントに希望者を送り込んでいる。年間研修計画の中に在学者の中間報告会を設け、習得している知識の還元と、今後の継続的な希望者の掘り起こしの促進を行っている。

将来の改善・改革に向けた方策

新管理職昇格者及び管理職候補者に対するプログラムを組み込むなど、従来の階層別研修としてのくくりとは別に、新人事制度にリンクした研修体系を構築していかなくてはならない。

海外短期語学留学引率は若手育成のための有効な機会と捉え､計画的かつ組織的に実行するために、派遣計画を策定する。この研修をより一層効果的にするために、派遣計画に基づき早い段階での準備（語学会話能力の習得）及び帰国後のフォロー研修を組み込んだ研修体系を構築する。

入学アドバイザー制度における研修を年間計画に組み込み、更に研修内容についても、伝達すべき情報を精査するなど、研修内容の平準化を図る。

職員のキャリア形成と結びつくように本学の求めるアドミニストレータ像を明示し、アドミニストレータ育成を促進するために若手職員に発信していく。学費補助に加えて、修士課程修了者に対するインセンティブを与えるような仕組み（例えば、昇格基準に盛り込むなど）を検討する。

集合研修だけではなく、個人研究として学外研修へ自主的な参加を促進させるなど、自己研鑽への費用補助制度を整備し、一層の研修機会を増やしていく。

４．情報セキュリティに関する取り組み

目標

情報漏えいや外部からの不正アクセスに対するセキュリティを強化する。
１．情報セキュリティに関する公的な外部評価認証を取得する
２．コンピュータウィルスの対策を周知させ、徹底する
３．物理的領域でのセキュリティを向上させる

現状の説明

本学では、「個人情報の保護に関する規程」を平成１７年４月１日より施行し、個人情報の開示等に対応している。個人情報保護基本方針や請求の手順については、大学ホームページで公開しており、請求の窓口は総務部総務課が担っている。

しかし、大学は個人情報だけでなく多くの重要な情報を保有している。それに対し、大学は教育機関という公共的な性格上、物理的にオープンな環境を提供している。また、本学では情報戦略マスタープランの下、インターネットによる学修支援システムをはじめ、更なる情報システムサービスを展開していく予定である。このようなオープン性を重視する環境に鑑み、個人情報に限定した安全管理措置ではなく、全ての情報資産を保護するためのシステムが必要となった。

これを受け、IS027001 認証取得を目標に、情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）を事務局で導入することとなった。このシステムは、個人情報だけでなく全ての重要な情報資産を組織的・人的・ 物理的・技術的に保護する仕組みであり、現場の業務担当者だけでなく経営層まで統合的な仕組みで継続的に運用することが必要である。また、保護という観点だけではなく、情報は正確であるか、適切に利用されているか、速やかに回復できるか、利用しやすくなっているかなど、事業活動そのものを保障するという大きな視点に立っている。

システム構築の結果、平成１７年度には、外部認証機関によるＩＳＭＳの認証である ISO/IEC 27001:2005 を 4 課、１８年度は 8 課が取得し、１９年度も更に 5 課が追加取得する予定である。

また、情報機器面から見たセキュリティ対策については、大学が管理しているコンピュータのすべてに、コンピュータウィルス対策のソフトウェアをインストールし、メールサーバ、ファイルサーバなど各種サーバでもウィルス駆除を行っている。教員が学内利用するパソコン向けに、コンピュータ対策ソフトをウェブでインストールすることを可能にし、大学のネットワークへの接続についてコンピュータウィルス対策ソフトの利用を前提とするルールとなっている。

学内で利用者が自由に利用できる情報コンセントについて、大学が発行するＩＤでの認証を必要とするネットワークの導入を平成１９年度に行っている。

点検・評価、長所と問題点

個人情報や情報漏洩の原因となるコンピュータウィルスなどの不正なソフトウェアは、個人や大学組織へ大きな被害を与えるとともに、コンピュータの障害やネットワークの障害を引き起こすため、教育･研究や授業へ大きな被害を与える危険性も非常に高くなっている。大学では各段階でコンピュータウィルスなどの侵入を防御するための対策を取るとともに、研究用に利用されるコンピュータにお

いてもコンピュータウィルス対策を施すよう、ソフトウェアの配布を行い、対策の周知や実行を広く行っている。感染被害の確認件数は減少しつつあり、平成19年度はネットワークへ影響を与える大きな被害は発生していない。一方、一部で未対策のコンピュータが発見されるケースもあり、周知が十分とは言えない。

学生などが自由にインターネットを利用できるラウンジ等の情報コンセントでは、従来から利用できるサービスの制限を細かく設定していたが、新たに利用者ＩＤによる認証を必要とするネットワークを導入した。それにより、学内のネットワークへ悪影響をおよぼす情報機器の利用者を特定することが可能になり、対応をより速やかに行うことが可能となった。また、既存の研究向けネットワークでも構成の見直しを図り、ある程度、障害発生源の特定が可能になったことで、対応をより速やかに行うことが可能となった。

事務部門においては「渋谷キャンパスにおける学修支援、入学試験・受験生募集、広報活動、卒業生・学生父母との協力支援、生涯学習、及びコンピュータシステムの管理業務において「ＩＳＯ／ＩＥＣ27001:2005」ならびに「ＪＩＳ　Ｑ 27001:2006」の認証を取得しており、平成１９年度は総務、人事、企画、経理、管財などの管理部門でも外部認証機関によるＩＳＯ／ＩＥＣ27001:2005を取得し、順次拡大を予定している。各部門での情報セキュリティに対する認識が向上し、業務の運用に即したセキュリティの強化が図られている。

研究室等においては、「情報セキュリティポリシー基本方針」、「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ対策ユーザーズガイド」が提示されているが、必ずしも対策やルールが周知徹底されているとは言えない。

将来の改善・改革に向けた方策

事務部門については、全部署でISO/IEC27001:2005の認証の取得を目指すとともに、データの暗号化対策の強化やアクセスログの管理によるセキュリティ強化を図る。

教育・研究部門においても、セキュリティのリスクに対する研修やシステム的な強化策を検討するとともに、具体的な対策を、積極的に周知することで、情報セキュリティに対する意識の向上と実施の徹底を図る。

第１４章　自己点検・評価の組織体制

目標

１．法令に則り、恒常的に点検・評価が行なわれる体制を維持する ２．点検・評価結果を具体的な改善・改革に繋げる仕組みを構築する ３．自己点検・評価結果、および外部評価結果を複数の媒体を用いて公表する。また、より有効的な公表方法について検討する

１．自己点検・評価を恒常的に行なうための制度システムの内容とその活動上の有効性

現状の説明

本学においては、平成８年度に、学長のもとに自己点検・評価委員会が設置された。これは学長の諮問委員会的性格を有する委員会であり、平成８年度は、教授会や学部長会の在り方、各委員会規定と現状との比較等の点検作業を行なった。平成９年度は、自己点検・評価に関する全学的組織構築の必要性を確認した後、これを規程化する作業を主として行なった。その結果、平成１０年１月２１日開催の全学教授会において、「國學院大學自己点検・評価規程」が承認され、恒常的委員会としての「自己点検・評価委員会」が平成１０年度より発足した。これより、自己点検・評価委員会と各自己点検・評価実施委員会で構成される自己点検・評価体制が確立され、各年度単位での点検・評価に基づいた自己点検・評価報告書を３年毎に作成するというサイクルが完成した。

自己点検･評価委員会は､「全学教授会から選出される者５名､大学院委員会から選出される者１名、法科大学院教授会から選出される者１名、研究開発推進機構から選出される者１名、事務局から選出される者３名」という規定により、全学から横断的に選出される委員によって構成されている。

各自己点検・評価実施委員会は、本学が定める自己点検・評価項目を恒常的に点検・評価する委員会である。その実施委員会は、常務理事会、学生部委員会、教務部委員会等の既存委員会を母体とするもの、複数の委員会または課（事務局）で構成されるものに大別される。それぞれの実施委員会は、具体的な点検・評価項目や委員の任期等を内規で定めることにより、適切な点検・評価が実施されるように努めている。

大学院自己点検・評価実施委員会を組織するのは、各研究科幹事及び大学院事務課長である。各研究科の幹事は、研究科間の連絡・調整等に当たる幹事会のメンバーとなっており、年度毎の点検・評価、自己点検・評価報告書の作成だけでなく、恒常的な教育活動の改善にも関わっている。

法科大学院自己点検・評価実施委員会は、法科大学院教授会及び自己点検・評価委員会、ＦＤ組織である法科大学院ブラッシュアップ委員会と連携し、法科大学院の教学並びに管理運営に関わる事項について、自ら点検、分析及び評価を行なっている。平成１６年秋には、開設後６ヵ月を経た時点での点検・評価を行ない、トライアル評価を受けた。また、平成１９年度上期には、日弁連法務研究財団が行なう認証評価を受け、法科大学院評価基準に適合していると認定された。

平成１９年度より、研究開発推進機構（以下、機構とする）が発足したのを受け、機構の母体となった日本文化研究所と資料館の自己点検･評価実施委員会を改編し、新たに研究開発推進機構自己点検・評価実施委員会を設置した。これにより現在の自己点検・評価実施委員会数は２０となっている。各実施委員会の構成員については、各実施委員会の内規によって管理されている。また、毎年４月もしくは５月の全学教授会において「構成員一覧」を配布し、全学的な周知をはかっている。

國學院大學自己点検・評価の組織（平成１９年度）

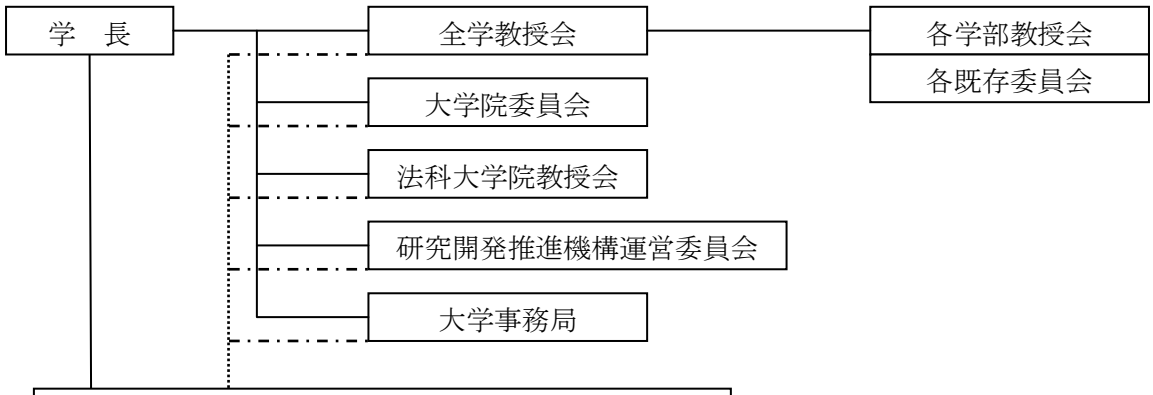

自己点検・評価規程第３条第１項第１号に規定する
自己点検・評価委員会

自己点検・評価規程第３条第１項第２号に規定する
自己点検・評価実施委員会
⇓

大学管理運営自己点検・評価実施委員会
文学部自己点検・評価実施委員会
法学部自己点検・評価実施委員会
経済学部自己点検・評価実施委員会
神道文化学部自己点検・評価実施委員会
教学自己点検・評価実施委員会
教職資格課程自己点検・評価実施委員会
大学院自己点検・評価実施委員会
法科大学院自己点検・評価実施委員会
研究開発推進機構自己点検・評価実施委員会
図書館自己点検・評価実施委員会
入学試験自己点検・評価実施委員会
学生生活自己点検・評価実施委員会
進路就職自己点検・評価実施委員会
情報化自己点検・評価実施委員会
国際交流自己点検・評価実施委員会
生涯学習自己点検・評価実施委員会
大学広報自己点検・評価実施委員会
施設設備自己点検・評価実施委員会
事務局自己点検・評価実施委員会
その他の自己点検・評価実施委員会

点検・評価、長所と問題点

自己点検・評価委員会および各実施委員会が、恒常的な委員会として各年度単位で点検・評価を行ない、それに基づいて３年ごとに自己点検・評価報告書を作成するという一連の流れは、学内において十分に認知されており、自己点検・評価体制は確立していると言える。

平成１６年度版報告書（以下「平成１６年度版」）においては、認証評価への迅速な対応のため、自己点検・評価委員会の位置付けの再考や、自己点検・評価委員会と各実施委員会という既存の体制を維持するのかということを含めた議論を行なうべきであるとの問題提起がなされている。学長を中心としたトップダウン型の委員会としての位置づけも検討されたが、現時点においては変更されていない。

また、平成１６年度版では、一つの点検・評価項目を一実施委員会が担当することが困難である点が指摘されている。原因として、大学の業務が複雑になり、点検・評価項目が細分化され、そのことによって複数の実施委員会に跨る点検事項が増えたことが挙げられている。業務の複雑化はさらに進んでおり、また、報告書としての形にまとめるにあたっての問題点は今回においても変わっていない。

将来の改善・改革に向けた方策

組織については、上記の通り、前回の自己点検・評価の時点から変わってはいない。自己点検・評価のサイクルは学内において十分に認識されているが、今後は、自己点検・評価の結果をより確実に改善・改革に結び付ける体制を構築する必要がある。具体的には、自己点検・評価委員会において、平成１６年度当時、懸案となっていた実施委員会の再編についての検討を今後も行なうとともに、既存委員会の活動をより容易に点検・評価することのできるシステムを構築し、報告書としての集約が容易になる体制を検討していく。

２．自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行なうための制度システムの内容とその活動上の有効性

現状の説明

前項で詳述したとおり、本学の自己点検・評価体制は、自己点検・評価委員会と、常務理事会、教務部委員会等の既存委員会を母体とする２０の自己点検・評価実施委員会からなる。この体制によって、各実施委員会で行なわれた点検・評価の結果は、その母体である各委員会等において即座に検討がなされ、改善・改革に結び付けられるようになっている。また、複数の実施委員会（または、その母体である各組織）に跨る案件においては、全学から横断的に選出される委員によって構成される自己点検・評価委員会が調整の役割を果たすことになる。このように、どの組織が問題点を発見し、どのように検討がなされ、改善・改革に結びついたか、あるいは結びつかなかったのかが、その各段階において明確になる体制となっている。ただし、常務理事会とそれを母体とする管理・運営自己点検・評価実施委員会以外の各委員会は、直接的な予算決定権を持たないため、新たな予算措置を伴う案件については、常務理事会に上程することになる。

点検・評価結果をもとに改善・改革を行なうシステムについては、規程にも明記されている。「國學院大學自己点検・評価規程」の第９条第１項第２号に「本学の構成員及び各機関は、自己点検・評価の結果を尊重し、教育研究及び管理運営等の各分野において、それぞれの活動の向上と活性化に努めるものとする」と規定されている。この条文が単なる努力義務ではなく、点検・評価結果を改善・改革に結びつける仕組みを構築するための根拠であることは、本学において恒常的な自己点検・評価体制が構築され、同規程が整備された平成１０年度版の自己点検・評価報告書で明らかにされている。

点検・評価、長所と問題点

トップダウン型とボトムアップ型の中間的な位置付けの自己点検・評価体制によって、様々な角度から点検・評価が行なわれている。また、既存の組織を母体とした委員会組織であるため、点検・評価結果が改善・改革に結び付けやすい体制であり、体制を構築する根拠となる規程も整備されていると評価できる。

現在の自己点検・評価委員会の位置づけについては、過去に数度の点検・評価を行なった上で現状を維持している。しかし、トップダウン型の評価組織に比べて、改善・改革における意思決定のスピードが遅くなることや、多くの組織に跨る案件の場合、自己点検・評価委員会の調整機能だけでは、対処しきれないケースがあること等が指摘されており、今後検討を要する。

将来の改善・改革に向けた方策

今回行なった点検・評価においては、現在のシステムに早急に変えるべき問題点は見当たらなかった。今回の点検・評価結果及び認証評価結果についても、現在のシステムに沿って改善・改革に結び付けていくことになる。

一方、自己点検・評価委員会の位置付けと各実施委員会の構成については、未だ完全なものとは言えず、より良いシステムの構築を目指し、継続して検討をすべきであると考えている。今後は、平成２０年度委員会が中心となって、この問題を検討していく。

３．今後の自己点検・評価、外部評価の在り方について

現状の説明

本学では、平成１６年度における自己点検・評価の際、平成２０年度を目途に認証評価を受ける計画を立てた。その際には、認証評価機関の選択については未定となっていたが、平成１７年度の自己点検・評価委員会での検討の結果、平成１９年度の自己点検・評価報告書をもって、大学基準協会による認証評価を平成２０年度に受審することが決議された。

自己点検・評価委員会においては、以前より委員を中心として、学外機関による認証評価関係のセミナーや評価者育成研修に定期的に参加し、制度や客観的評価についての理解を深めるよう活動してきた。また、認証評価の準備期間となる平成１８年度には、自己点検・評価あるいは認証評価等に対する意識の高い者を選出するべきであるとの意識に立って、委員が選出された。また、執行部会議との関わりが強い委員を選出することにより、自己点検・評価の結果が大学執行部における検討内容に反映されることを企図した。

点検・評価項目については、認証評価機関の設定する主要点検・評価項目を扱うだけでは、本学の個性・特長の全てを点検・評価することができないのではないかとの危惧が提示された。これを受けて自己点検・評価委員会において、過去の報告書の検討を行ない、これまでの自己点検・評価の章立て・項目を維持しながら、そこに主要点検・評価項目を当てはめていくこととした。そのため、主要点検・評価項目にはない、本学独自の項目についても継続して点検・評価していくこととなった。

平成１３年度に受けた相互評価においては、助言４点、勧告３点が付されたが、これに対する対応として、現状における改善状況をまとめ、平成１７年７月末に改善報告書を提出した。この改善報告書に対しては、平成１８年３月に同協会から、「意欲的に改善に取り組んでいる」と判断され、今後の改善経過について再度報告を求める事項はないとされた。

なお、平成１３年度時点の勧告１については、第３章「学生の受け入れ」１－２.で述べているが、勧告２と勧告３については、ここで述べることとする。

勧告２は、学生一人当たりの講義室・演習室・学生自習室の面積が少ないので、その改善に努力されたいとのことであった。平成１７年度の改善報告書提出時においては、渋谷校地再開発計画（平成１３年度から２１年度）の途上ではあったが、講義棟２棟が完成したことにより講義室の面積が増加し、平成１３年度当時と比較して、1.3 倍の数値となっていた。第８章「施設・設備」にも記述しているように、再開発計画完了後は、再開発前に比べて 1.6 倍の教室面積が確保できることとなる。

勧告３は、教育研究経費比率が低いので、その改善に努力されたいとのことであった。当時の状況としては、18%台ときわめて低い比率が数値として出ていたが（これは創立 120 周年記念募金事業による寄付金の増加により、帰属収入が増加したことが影響している)、平成１５年度は 25.7%、平成１６年度は 23.7%となり、帰属収入における教育研究経費の占める比率は改善の傾向にある。改善報告書提出後の経過については、第１２章「財政」にもデータがあるが、平成１８年度は 28.2%という数値となっている。

また、平成１９年度上期に本学法科大学院が受けた、財団法人日弁連法務研究財団の認証評価においては、財団が定める法科大学院評価基準に適合していると認定された。

点検・評価、長所と問題点

本章第１項で述べた「國學院大學自己点検・評価規程」では、第７条において、自己点検・評価の結果について、第三者による検証を行なうよう努めるものとすることが規定されている。学校教育法第６９条の３によって認証評価は大学の義務となっており、本学でもそれを遵守することは当然のことであるが、学内の規程によっても、認証評価を受けることを改めて明示することが望ましい。

平成１６年度版報告書においては、現在の本学における点検・評価項目や、認証評価機関における点検・評価項目によって、本学独自の個性・特長に関する点検・評価が十分に実施できるかどうかという懸念が提示された。

将来の改善・改革に向けた方策

認証評価の義務化を受けた、学内の規程の改正については、自己点検・評価委員会での検討を経た後、早急に実行するものとする。

今回の自己点検・評価報告書作成にあたっては、平成１９年度版の報告書をもって、大学の機関別認証評価を大学基準協会で受け、また、法科大学院においても平成１９年度版の報告書により、日弁連法務研究財団の認証評価を受けることとなった。

今後は認証評価受審のサイクルが異なることによる、報告書作成時期のずれが生じてくることとなる。本章第１項でも述べた「既存委員会・機関の活動をより容易に点検・評価することのできるシステム」と「報告書としての集約が容易になる体制」の構築を早急に行なうこととする。

４．自己点検・評価結果の学内外への発信状況

現状の説明

自己点検・評価規程は、第８条において自己点検・評価結果および外部評価の公表について、次のように規定している。「自己点検・評価の結果は、自己点検・評価委員会が３年ごとに報告書を作成し、学長がこれを公表する。」「本学の教職員以外の者による検証を実施した場合には、学長はその結果について公表する。」というものである。

この規定に基づき、自己点検・評価結果については報告書を作成し、それを関係各機関、他大学、全専任教員、事務局部課室、および希望者に配布している。また、報告書は大学ホームページへ掲載し、希望者は誰でも閲覧できるような環境を整えている。現在、大学のホームページにおいては、平

成１６年度版の『自己点検・評価報告書』と平成１４年３月８日付けの大学基準協会による相互評価結果を掲載している。

また、第１２章「財政」でも述べている通り、外部評価の一環として、学校法人國學院大學では平成１７年度に格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）、日本格付研究所（ＪＣＲ）の格付けを取得した。以後、毎年度格付け審査を受けることにより、財務的側面を中心に大学並びに法人全体の中長期計画に対する外部からの評価を受けていると言える。評価結果については、大学ホームページに掲載することにより、公表を行なっている。

点検・評価、長所と問題点

平成１４年１１月に学校教育法の一部が改正され、大学は平成１６年４月から７年ごと（法科大学院は５年ごと）に認証評価機関による第三者評価を受けることと、その結果の公表が義務付けられた。

本学では、既に報告書を関係各所に配布するとともに、ホームページへ掲載することによって、自己点検・評価結果および相互評価を公表している。この方法については現段階で変更する必要性がないと評価しており、認証評価においても同様の公表方法をとることとしている。

しかし、学内の対応については、再考の余地が残されている。学内者に対しては、各学部、事務局各部課室単位で自己点検・評価報告書を配布する以外は、学外者と同様の扱いとしている。それに対するフィードバックの受信についても、メールによって意見を求めるに留まっている。これらは、対学内という観点から見れば、いずれも受身的な手法である感は否めず、残念ながら期待通りの反応も得られていない。学外者向けの発信・受信体制と、学内向けの発信・受信体制は、それぞれを明確に区分して行なう必要があると考えられる。

将来の改善・改革に向けた方策

広く一般向けの自己点検・評価結果の発信・受信方法については、現時点で変更することはない。しかし、インターネットの急速な普及により、極めて短時間で発信・受信手段がインターネット中心になった例もあることから、今後も時代の状況や、技術の進歩にあわせ最も適した方法を、自己点検・評価委員会において継続的に検討していくこととしている。

学内については、これまでの受身的な発信・受信方法を見直し、自己点検・評価委員会から積極的に情報を発信し、また受信する体制を構築することとする。その検討結果については、今回の認証評価結果の発信・受信にも適用できるようにしたいと考えている。

終章

はじめに述べたように、國學院大學の自己点検・評価は、平成７年（１９９５）年の試行の時期を経て、平成１１（１９９９）年５月に公表された『自己点検・評価報告書（平成１０年度)』の作成過程で、実質的に開始したと言うことができる。以後、３年ごとに報告書の作成と公表を実施し、平成１３年度（２００１年）版報告書は、大学基準協会の相互評価を受け、國學院大學の取り組みが初めて、外部の目で評価された。

今回、認証評価を受けるにあたって、ここ１０年の國學院大學の自己点検・評価の歩みを改めて点検した。その結果、自己点検・評価委員会は個々の部門に対し、建学の精神（理念）の再確認と、それに基づいた明確な理念・目的のもと、実際の行動目標を設定・周知する事を要請した。また、点検・評価はできるだけ客観的事実（証拠）に基づいて実施することとし、そのために必要なデータ収集を促すことにした。このことは、不断の点検・評価を基礎にしたＰＤＣＡサイクルを実質化・強化することでもある。

今回の自己点検・評価では、目的・目標に対して現状の何が評価でき、何が問題で、次の改善策をどのように進めるべきかを、以前にもまして、明らかにすることができたと考えている。その中には厳しい評価も存在したことは事実である。しかし、その厳しい自己点検・評価が、國學院大學の建学の精神を基に、日本文化の究明と世界への発信を一層確かな形で実現するための土台となることを自覚できたことは、大きな収穫である。今回の点検・評価が、次の飛躍のステップとなる重要契機であったと考えている。

以下、各章の内容を述べることとする。

＜大学・学部等の理念・目的＞

本学では、建学の精神に由来する「神道精神に基づく人格の陶冶」を学則に謳い、「主体性を保持した寛容性と謙虚さの精神」に基づく教育を目指している。この精神を現代で生かし、具現化するために、教育・研究組織、教育・研究内容、施設の整備に関し様々な取り組みを展開してきた。

教育・研究組織については、平成１４年度の「神道文化学部」、平成１６年度の「法科大学院」設置、文・法・経済の各学部の改革（昼夜開講制への転換や新学科設立）を行なってきた。

教育・研究の面においては平成１４年に「２１世紀研究教育計画」を策定し、日本文化の国際的レベルでの研究・発信を行なってきた。その成果が、平成１４年度採択されたＣＯＥプログラム「神道と日本文化の国学的研究発信の拠点形成」であり、「歴史文化を踏まえた環境総合教育の拠点形成～地域と国際を結ぶフィールド実践による主体形成～」（平成１８年度現代教育ニーズ取り組み支援プログラム）や、「学生みずから発信する「自分史」作成支援－社会のなかでの自己活用力養成プログラム」（平成１９年度新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム）の採択である。「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」は平成１９年度のオープン・リサーチ・センター整備事業に選定され、同年度には研究開発推進機構を設立して、研究活動の推進に努めている。

施設面でも、渋谷キャンパスの再開発を進め、大学全体で、より一層の教育・研究の充実を目指していこうとしている。

＜教育研究上の組織＞

本学では、建学の精神の現代的展開に向けて、様々な改変を実施してきた。20 年来の議論の結果、学部においては第二部を廃止して昼夜開講制への移行を実現し、さらに経済学部では昼夜開講制を廃して新学科（経営学科）設立を実施した。大学院においても、組織的な改編を昭和４５年以来実施していなかったが、より実際の教育内容に合わせた専攻名への変更や、飛び級制度を導入するなどの改革がスタートしている。また、研究組織の改変として、附置研究所の日本文化研究所を平成１９年度に研究開発推進機構へ発展的に改編し、研究活動を推進している。

平成２１年度には新学部を設置することを目指しており、教育研究組織についての自己点検・評価を継続して行なっていく。

＜学生の受け入れ＞

本学では、各学部の理念に沿って入学者選抜方法を設定しているが、入試の実施にあたっては、全学的な体制をとり、統一的に行なっている。

広報活動においては、入学アドバイザー（職員）、学生アドバイザー制度を導入し、教職員と学生が協力して広報を行なっている。また、募集重点地区を設定し、学生募集だけでなく、マスコミや卒業生組織とのタイアップにより展示会、後援会を行なっている。

導入教育の重要性を考慮し、附属・系列高校からの入学者や、推薦選抜制度による入学者に対しては、全学的な入学前教育を開始している。

定員管理の面では、収容定員に対する在籍学生数の比率が法学部を除いて 1.3 倍を超過している。これは留年・卒業延期者数の多さによるものである。学生の学修意欲の向上に向け、導入教育の強化や、本学の学修支援システムＫ－ＳＭＡＰＹを利用した新たな学生支援プログラム開始などの試みを始めているが、効果の計測が今後の課題である。また、大学院においては、博士課程後期の定員を充足していない研究科があるが、在籍する学生に対してきめ細かい指導を行なうとともに、教育制度等の見直しを図っている。

＜教育課程＞

学部においては、各学部の理念・目的を達成するために、基礎学力の充実と「大学での学び」への移行を重視し、導入教育の充実を進めている。神道文化学部では平成１４年度より導入教育を実施していたが､平成１９年度には文学部と経済学部でも専門基礎演習科目において実施することとなった。今後は導入教育を全学的に一層推進していくこととしている。

履修指導については、毎年度４月のオリエンテーションに加え、ＧＰＡ及び修得単位等を鑑み、成績不振者に対する修学指導を年２回全学部で行なっている｡ＧＰＡ制度は平成１７年度より導入され、修学指導に効果を上げているが、個々の教員の成績評価基準の統一をとり、厳格な成績評価を行なう体制作りが今後の課題となっている。

ＦＤについては、学部全体の取り組みとして、授業公開や学生による授業アンケート、ＦＤ研修会の開催を行なっている。平成１８年度からは、授業アンケートの詳細な分析を始め、授業改善への一層の取り組みに努めている。また、各学部・学科においては、特に基礎的な教育科目に関して、担当教員による授業方法の点検・改善や教科書の見直しを毎年度実施しており、このことは平成１６年度の自己点検・評価の時点と比較して、向上していると言える。大学院においては、従来、一部の研究科で、懇談会の場において学生個人からの意見の聴取を行なっていたが、平成１９年度にはＦＤ委員会の設置を学則に定め、活動を開始している。

＜研究活動＞

教員個人研究費については、職位に関わらず同額が措置されており、個々の執行率は比較的高い水準を保っている。また、翌年度の科研費補助金申請を行なうことが条件付けられた「國學院大學特別推進研究助成金」など、学内の競争的環境を作りながら、外部資金獲得にチャレンジする基盤が整備されつつあり、今後は一層の外部資金導入が課題となる。近年はＣＯＥプログラムやＯＲＣ整備事業等、比較的大規模なプロジェクトにより研究を推進する機会が増えているが、教育・研究以外の学内業務に関する負担の偏りが見られる学部もあり、参画する教員の研究専従時間の確保が課題となっている。

平成１９年度より研究開発推進機構が発足し、専任教員の研究交流、若手研究員の育成の場として機能していくこととなる。

＜教員組織＞

本学では、平成１９年の学校教育法一部改正にあわせ、教員組織の再編整備を行なった。教員キャリアパスの第一段階の職位を助教としており、学校教育法の主旨に則って適正な変更を行なったと評価しているが、大学間で各職の位置付けにばらつきが見られ、若手研究者のキャリアパス上、好ましくない結果をもたらしうることが懸念されている。3年あるいは5年毎に見直すと規定しているため、継続的な点検・整備を行なうこととなる。

教員の年齢構成としては、51 歳以上の年齢層の教員が多い学部も一部あるが、大学院における研究指導を兼担している者が多数であるため、単純に若手採用だけを目指すのではなく、各年代のバランスを考慮した教員人事を行なうこととしている。

教員の教育・研究活動に関する評価については、平成１８年度より「教育評価制度実施検討委員会」が発足し、平成１９年度には評価のトライアルが行われた。しかし、現状は自己点検・評価の調査にとどまっており、客観的な評価の制度化、評価基準の設定については検討中の段階である。

＜研究開発推進機構＞

平成１９年４月１日に設立された研究開発推進機構は、本学の建学の精神を闡明・具現化し、それを将来にわたって強固なものにするために策定された「國學院大學２１世紀研究教育計画」に基づき、昭和３０年に設立された日本文化研究所を発展的に再編したものである。日本文化研究所では、平成１１年度からの学術フロンティア事業、平成１４年度からのＣＯＥプログラムにおいて研究体制を確立、研究拠点としての基盤作りを進めてきた。今後は、平成１９年度採択されたオープン・リサーチ・センター選定事業の推進をはじめとして、研究開発推進機構が若手研究者育成の拠点としての立場を担っていくこととなる。

＜施設・設備＞

本学では、平成１３年度より、ローリングプランによる長期の「渋谷キャンパス再開発」を進めてきた。平成１９年度末に学術メディアセンター（ＡＭＣ）棟が完成し、平成２１年度の計画完了を目前にしている。再開発の進行に伴って、現在は学生の憩う場所が減少しているが、それも計画完了時には改善される見込みである。また、再開発以前のキャンパスにおいては、バリアフリー化と教室のマルチメディア化が課題となっていたが、これも改善されている。今後は、施設・設備に関する維持・運営の管理・責任体制の見直しと、たまプラーザキャンパスの改修を行なっていくこととしている。

＜図書館＞

本学図書館には、重要文化財 6 点、旧重要美術品 3 点をはじめとする多くの資料を有している。また、国文学・国史学・神道関係を中心とした資料についての収集も継続的に行なっている。貴重資料

等については、学術フロンティア事業やＣＯＥプログラムによる研究の後、デジタルデータ化して保存している。従来は資料収蔵場所の不足が問題点となっていたが、平成２０年３月のＡＭＣ棟竣功により、スペースが確保されるとともに、ＡＭＣ棟内に集約される研究開発推進機構との連携によって、学術資産の公開を効果的に展開することを目指している。

＜学生生活への配慮＞

本学の学生生活支援は、①学生への経済的支援、②学生の心身の健康保持・増進、③就職指導、に大別することができる。経済的支援については、学部生に占める奨学金受給者数の割合が 26.63%と、平成１０年度に比して２倍程度の数値となっている。大学院においては、奨学金制度の他、ＴＡやＲＡ、その他研究プロジェクトの研究員への採用によって、経済的支援を行なっている。法科大学院においても、各学年の約２割の成績優秀者に対して奨学金を給付している。

学生の心身の健康保持・増進については、保健室と学生相談室が担当している。保健室においては健康診断や、栄養相談、禁煙サポートなどの健康診断、学生相談室においては、学生に対するカウンセリングに始まり、アカデミック・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントに代表されるキャンパス・ハラスメントに関する相談など、よろず相談の窓口として機能している。ハラスメントに対しては、セクシュアル・ハラスメント相談員による対応や、啓発活動を行なっている。

就職指導については、キャリアサポート課や大学院事務課、法科大学院事務課と併せ、神社界に奉職する学生の指導については神道研修事務課が行なっている。学部生においては、低学年時からのキャリアデザイン、大学院においては、研究職以外の進路指導について強化していくことが今後の課題となっている。

＜生涯学習および社会との連携＞

本学は、理工系・医学系を有する大学と比べるならば、企業等との共同研究・受託研究等の機会が乏しいのが現状であり、研究成果の社会への還元という点において大きな位置を占めているのは、80年の歴史を持つ公開講座であろう。公開講座においては、講座数を増やすことだけを目指すのではなく、厳選された質の高い講座を開講するような内容チェックを続けていくこととしている。近年は、大学所在地である東京都渋谷区との連携による地域研究「渋谷学」の実施など、地域との連携を始めているが、大学として組織的に取り組むというケースが少ないため、今後は、組織的、積極的に社会との連携を行なっていく体制作りを目標としている。

＜財政＞

教育研究事業の永続性と財政の健全性を維持するため、厳密な予算査定を行なうとともに、予算執行に伴う効果の分析・検証を実施している。また、財務情報については、従来から在学生等に向けて発行している『國學院大學学報』や教職員に配布される『國學院大學事報』等の紙面で公開していたが、平成１７年度より大学ホームページ上でも公開している。学校関係者以外にも理解しやすい情報公開の方法を模索するとともに、平成１８年度に新設された内部監査室による業務監査と併せ、より透明性のある財政運営を行なうことを、今後の目標としている。

＜管理・運営＞

教授会のあり方については、平成１４年度に規程を見直し、学部教授会と全学教授会の役割と審議事項を明確化した。学長、学部長、大学院委員長、法科大学院長の権限は規程として明文化されており、その選任手続は、規定に基づき厳正な管理体制で実施されている。教学組織と学校法人理事会の関係については、理事会の下に置かれた常務理事会において意見調整がなされており、円滑であると言える。今後は、２１世紀研究教育計画委員会が中心となり、教学組織と理事会がより強く連携して、

教学事項に関わっていく体制を整えるべく検討を進めている。

事務局組織についても常に見直しがなされ、教育・研究支援体制の確立をめざしてきた。事務局職員は教学系の各委員会にも正式な構成員として規定されており、教員組織と事務局組織との協働体制が整っている。情報公開にあたっては、情報セキュリティの体制を整備し、事務局は外部機関の認証を受けているが、教育・研究部門においても情報管理に対する意識の向上を図ることとしている。

＜自己点検・評価の組織体制＞

平成１０年度の発足時より今日に至るまで、自己点検・評価委員会は定期的な点検・評価サイクルを確立してきた。業務が複雑化する中で、学生部委員会、教務部委員会等の既存委員会の活動をより容易に点検・評価することのできるシステムを構築する必要性が発生している。今後は、自己点検・評価の結果をより確実に改善・改革に結びつける体制について検討することとしている。

以上本報告書の概要を述べてきた。今回の自己点検・評価は、本学が次のステップに進むための重要な一歩であったことを感じている。

今後は、渋谷キャンパスの再開発完了を契機に、國學院大學の理念の一層の具現化を目指し、特色ある大学として、社会に評価される大学を目指していく。そのためにも、教育・研究の推進、不断の自己点検・評価の実施を継続していくことが重要であることを、改めて認識している。